約款（冊子版）

2020年12月版

本冊子は「注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」冊子の巻末に添付のCD-ROMに収録されている約款の内容を印刷したものです。

DAIDO 大同生命保険株式会社

ご利用にあたって

主契約

正式名称	販売名称	参照ページ
無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）	Rタイプ	6ページ
無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）	Lタイプα	15ページ
無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）	低SV-Lタイプ	24ページ
無配当歳満期定期保険（生活障がい保障型）	生活障がい保障型Lタイプ	33ページ
無配当逓減定期保険	Dタイプ	42ページ
無配当逓減定期保険（保険料逓減・無解約払戻金型）	Dタイプ（保険料逓減型）	52ページ
無配当逓増定期保険（初期低解約払戻金型）	新逓増50	61ページ
無配当終身保険	終身保険	70ページ
（保険料の払込が一時払の場合）	ライフギフト	70ページ
無配当一時払逓増終身保険	ライフギフトα	79ページ
養老保険	養老保険	83ページ
無配当個人年金保険	個人年金保険	93ページ
無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）	Jタイプ（無解約払戻金・無死亡給付金型）	104ページ
無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）	Jタイプα	112ページ
無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）	Tタイプ（無解約払戻金・無死亡給付金型）	121ページ
無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）	Tタイプα	128ページ
無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）	Mタイプ	136ページ
無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）	収入リリーフ	148ページ
無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）	介護リリーフα	160ページ

特約・特則

正式名称	保障内容	参照ページ
無配当災害割増特約	災害死亡保障 災害高度障がい保障	184ページ
無配当傷害特約	身体障がい保障	187ページ
無配当災害入院保障特約	災害入院保障	190ページ
無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）	重大疾病保障	192ページ
無配当総合医療特約 無配当総合医療特約（無解約払戻金型）	入院・手術・放射線治療保障	195ページ 201ページ
無配当入院初期割増給付特約 無配当入院初期割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	入院保障	206ページ 209ページ
無配当特定疾病入院一時給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	特定疾病入院保障	212ページ
無配当特定手術割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	特定手術保障	215ページ
無配当先進医療技術料給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	先進医療保障	218ページ
無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約 （特定難病用・保険料不要型）	特定難病治療保障	221ページ
無配当終身介護給付特約 （軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型）	介護保障 （死亡保障）	225ページ
災害死亡保障特則 災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）	災害死亡保障	228ページ 231ページ
リビング・ニーズ特約 リビング・ニーズ特約（無配当保険用）	余命６カ月以内と判断される場合の生前給付	241ページ 246ページ

目　　次

ご利用にあたって……1
目　　次……3

主契約　5

無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）普通保険約款……6
無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）普通保険約款……15
無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）普通保険約款……24
無配当歳満期定期保険（生活障害保障型）普通保険約款……33
無配当逓減定期保険普通保険約款……42
無配当逓減定期保険（保険料逓減・無解約払戻金型）普通保険約款……52
無配当逓増定期保険（初期低解約払戻金型）普通保険約款……61
無配当終身保険普通保険約款……70
無配当一時払逓増終身保険普通保険約款……79
養老保険普通保険約款……83
無配当個人年金保険普通保険約款……93
【参考】　未支払の年金の現価表……102
【参考】　死亡給付金額の計算……103
無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）普通保険約款……104
無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）普通保険約款……112
無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・無解約払戻金型）普通保険約款……121
無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）普通保険約款……128
無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）普通保険約款……136
無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）普通保険約款……148
【参考】　未支払の年金の現価表……159
無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）普通保険約款……160

特約・特則 169

給付特約付加に関する特則……170
給付特約付加に関する特則（無配当保険用）……176
特約の変更に関する特則（無配当特約用）……182
無配当災害割増特約……184
無配当傷害特約……187
無配当災害入院保障特約……190
無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）……192
無配当総合医療特約……195
無配当総合医療特約（無解約払戻金型）……201
無配当入院初期割増給付特約……206
無配当入院初期割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）……209
無配当特定疾病入院一時給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）……212
無配当特定手術割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）……215
無配当先進医療技術料給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）……218
無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）……221
無配当終身介護給付特約（軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型）……225
災害死亡保障特則……228
災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）……231
契約者配当金特殊支払特則……234
保険料口座振替特則……236
個人年金保険料税制適格特約……237
健康体割引特約……239
リビング・ニーズ特約……241
リビング・ニーズ特約（無配当保険用）……246
年金支払特約……251
指定代理請求特約……254
給付責任開始の日に関する特別取扱特約……256
契約変換に関する特約……257
契約転換に関する特約……263
契約承継に関する特約……267
団体扱特約……269
集団扱特約……271
専用集団扱特約……273
口座振替払込特約（団体・集団扱用）……275

別表一覧 277

主契約

無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）普通保険約款……6
無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）普通保険約款……15
無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）普通保険約款……24
無配当歳満期定期保険（生活障害保障型）普通保険約款……33
無配当逓減定期保険普通保険約款……42
無配当逓減定期保険（保険料逓減・無解約払戻金型）普通保険約款……52
無配当逓増定期保険（初期低解約払戻金型）普通保険約款……61
無配当終身保険普通保険約款……70
無配当一時払逓増終身保険普通保険約款……79
養老保険普通保険約款……83
無配当個人年金保険普通保険約款……93
【参考】　未支払の年金の現価表……102
【参考】　死亡給付金額の計算……103
無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）普通保険約款……104
無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）普通保険約款……112
無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・無解約払戻金型）普通保険約款……121
無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）普通保険約款……128
無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）普通保険約款……136
無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）普通保険約款……148
【参考】　未支払の年金の現価表……159
無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）普通保険約款……160

ご注意いただきたい事項

- この冊子に記載の普通保険約款、特則および特約の条文の中で、文言の直後の（ ）内に記載されている条文または別表の番号は、その文言の内容が規定されている箇所を表わします。なお、同じ条文の中で、その文言が 2 回以上使用されている場合には、2 回目からは、この記載を省略します。
- また、文言の直後の(備-1)、(備-2)と記載されている箇所は、その条文の末尾に「備考」として詳細な内容や補足的な内容などの規定が設けられていることを示します。（各条文または別表の「備考」も普通保険約款、特則または特約の条文の一部です。）

無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）普通保険約款

〈目　次〉

第１章　保険金の支払および保険料の払込の免除　6
第１条　死亡保険金の支払およびその免責……6
第２条　高度障害保険金の支払およびその免責……6
第３条　保険料の払込の免除およびその免責……7
第４条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択……7
第２章　保険契約の締結および保険料の払込　8
第５条　保険契約の申込、復活の請求および承諾通知……8
第６条　保険契約者・被保険者の告知義務……8
第７条　当会社の給付責任の開始および終了……8
第８条　保険料の払込方法〈回数〉および払込期月……8
第９条　保険料の払込方法〈経路〉……9
第10条　保険料の払込猶予期間……9
第11条　払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱……9
第12条　保険料の前納……9
第３章　保険契約の無効および消滅　10
第13条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効……10
第14条　年齢の誤りによる保険契約の取消……10
第15条　支払事由の発生等による保険契約の消滅……10
第16条　告知義務違反による保険契約の解除および保険金の不支払等……10
第17条　保険契約を解除できない場合……10
第18条　重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等……10
第19条　保険契約の失効……11
第20条　保険契約者による保険契約の解約……11
第21条　保険金受取人による保険契約の存続……11
第22条　解約払戻金……11
第４章　失効した保険契約の復活　11
第23条　失効した保険契約の復活……11
第５章　保険契約の自動更新　11
第24条　保険契約の自動更新……11
第６章　契約者配当　11
第25条　契約者配当金……11
第７章　保険契約の内容の変更　11
第26条　保険契約者の変更……11
第27条　当会社への通知による保険金受取人の変更……12
第28条　遺言による保険金受取人の変更……12
第29条　保険金受取人の死亡……12
第30条　保険期間・保険料払込期間の短縮……12
第31条　死亡保険金額の減額……12
第８章　その他の事項　12
第32条　保険契約者・死亡保険金受取人・高度障害保険金の受取人の代表者……12
第33条　保険契約者の連帯責任……12
第34条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務……12
第35条　年齢の計算……12
第36条　年齢の誤りの処理……12
第37条　性別の誤りの処理……12
第38条　契約内容の登録……13
第39条　管轄裁判所……13
第40条　時効による請求権の消滅……13
第41条　他の保険種類への変更……13
第42条　準拠法……13
第43条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用……13
第44条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱……13
第45条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱……14
第46条　電磁的方法による告知をする場合の取扱……14
別　表　14
別表１　請求書類等……14
別表２　対象となる不慮の事故……14
別表３　対象となる高度障害状態……14
別表４　対象となる身体障害状態……14
別表５　対象となる感染症……14

第１章　保険金の支払および保険料の払込の免除

第１条　死亡保険金の支払およびその免責

当会社は、次のとおり死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、保険期間中に死亡した場合（備-2）
(2)　支払金額	死亡保険金額 ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡した場合には、その原因によって死亡した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、死亡保険金額を削減して支払うことがあります。この場合でも、削減して支払う金額は、責任準備金額（備-3）を下まわることはありません。
(3)　免責事由（備-4）	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)のどれかによって死亡した場合。この場合、(ｲ)によって支払事由（備-1）が発生したときを除き、責任準備金額（備-3）を保険契約者に支払います。 (ｱ)　給付責任開始の日（第７条）からその日を含めて２年以内の被保険者の自殺 (ｲ)　保険契約者の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合を除きます。 (ｳ)　死亡保険金受取人の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合または(ｲ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｳ)に該当する場合、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額（備-3）を保険契約者に支払います。

第１条　備考
（備-1）死亡保険金を支払う場合をいいます。
（備-2）被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときには、死亡保険金を支払います。
（備-3）当会社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の保険給付に充てるべきものとして、保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。
（備-4）支払事由（備-1）が発生した場合でも、当会社が死亡保険金の支払を行なわない場合をいいます。

第２条　高度障害保険金の支払およびその免責

①　当会社は、次のとおり高度障害保険金を高度障害保険金の受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、給付責任開始の日（第７条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間（備-2）中に、別表３に定める高度障害状態に該当（備-3）（備-4）（備-5）した場合
(2)　支払金額	死亡保険金と同額を高度障害保険金額とします。 ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当した場合には、その原因によって高度障害状態に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、高度障害保険金額を削減して支払うことがあります。この場合でも、削減して支払う金額は、責任準備金額（備-6）を下まわることはありません。
(3)　免責事由（備-7）	被保険者が、次の(ｱ)または(ｲ)によって高度障害状態に該当した場合 (ｱ)　保険契約者または被保険者の故意 (ｲ)　高度障害保険金の受取人の故意。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｲ)に該当する場合、その受取人が高度障害保険金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額（備-6）を保険契約者に支払います。

②　高度障害保険金の受取人は、次のとおりとします。
(1)　被保険者。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人が同一法人である場合には、死亡保険金受取人とします。

(2) (1)にかかわらず、保険契約者は、保険契約の申込の際に、被保険者の同意を得て、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかを高度障害保険金の受取人として指定することができます。また、第 27 条または第 28 条の規定により、高度障害保険金の受取人を変更することができます。

(3) (1)または(2)にかかわらず、被保険者が高度障害保険金の受取人であった場合で、被保険者が、高度障害保険金の支払を請求する前に死亡したときには、死亡保険金受取人とします。

③ 死亡保険金を支払った場合には、その支払後に高度障害保険金の支払の請求を受けても、当会社は、高度障害保険金を支払いません。

第 2 条 備考

(備-1) 高度障害保険金を支払う場合をいいます。

(備-2) この保険契約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。

(備-3) 高度障害状態について、保険期間(備-2)満了の日に、視力、言語の機能、そしゃくの機能、上肢の用もしくは下肢の用を全く失った状態または常に介護を要する状態には該当しているが、永久に継続するものとは認められなかった場合でも、保険期間(備-2)満了の日の翌日以後に、その状態が永久に継続すると認められたときには、保険期間(備-2)満了の日に高度障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-4) 高度障害状態について、給付責任開始の日前にすでに生じていた障害に、その障害の原因となった傷害または疾病と因果関係のない給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として生じた障害が加わることによって該当したときは、給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としてその高度障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-5) 高度障害状態について、給付責任開始の日前に発病していた疾病によって該当したときでも、次の①または②の場合、その疾病によって該当した高度障害状態は、給付責任開始の日以後に発病した疾病によって該当したものとして取り扱います。

① 当会社が保険契約の締結または保険契約の復活（第 5・23 条）の際の告知によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

② 次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合

(1) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。

(2) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。

(備-6) 当会社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の保険給付に充てるべきものとして、保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。

(備-7) 支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が高度障害保険金の支払を行なわない場合をいいます。

第 3 条 保険料の払込の免除およびその免責

① 当会社は、次のとおり保険料の払込を免除します。

(1) 免除事由(備-1)	被保険者が、給付責任開始の日（第 7 条）以後に発生した不慮の事故（別表 2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日以内の保険料払込期間(備-2)中に、別表 4 に定める身体障害状態に該当(備-3)(備-4)(備-5)した場合
(2) 免除する保険料	次回払込期月(備-6)以後の保険料 ただし、被保険者が、次の(ｱ)または(ｲ)によって身体障害状態に該当した場合には、当会社は、その原因によって身体障害状態に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、保険料の払込の免除額を削減することがあります。 (ｱ) 地震、噴火または津波 (ｲ) 戦争その他の変乱
(3) 免責事由(備-7)	被保険者が、次の(ｱ)から(ｶ)のどれかによって身体障害状態に該当した場合 (ｱ) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (ｲ) 被保険者の犯罪行為 (ｳ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｴ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｵ) 被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｶ) 被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

② 保険料の払込を免除した場合には、次のとおりとします。

(1) 保険料は、保険料の払込を免除した後も「払込期月の基準日」（第 8・24 条）ごとに払込があったものとして取り扱います。

(2) 保険料の払込を免除した後に保険契約の自動更新（第 24 条）が行なわれた場合には、更新後の保険料についても、払込を免除します。

(3) 保険料の払込を免除した後は、保険期間・保険料払込期間の短縮（第 30 条）および死亡保険金額の減額（第 31 条）は行ないません。

(4) 保険契約者に保険料の払込を免除したことを通知します。

第 3 条 備考

(備-1) 保険料の払込を免除する場合をいいます。

(備-2) この保険契約を更新した場合には、更新後の保険料払込期間を含みます。

(備-3) 身体障害状態について、不慮の事故の日からその日を含めて 180 日以内に、視力、聴力、上肢の用、上肢の関節の用、下肢の用、下肢の関節の用もしくは手指の用を全く失った状態または脊柱に著しい奇形もしくは著しい運動障害を残す状態には該当しているが、永久に継続するものとは認められなかった場合でも、保険料払込期間(備-2)中に、その状態が永久に継続すると認められたときには、その日に保険料の払込の免除事由に該当したものとして取り扱います。

(備-4) 身体障害状態について、給付責任開始の日前にすでに生じていた身体障害に、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として生じた身体障害が加わることによって該当したときでも、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-5) 身体障害状態について、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として該当した場合でも、すでに不慮の事故以外を原因とする障害があり、かつ、その原因が給付責任開始の日以後に発生していたときには、そのすでにあった障害がなかったとしてもその身体障害状態に該当すると認められる場合に限り、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-6) 次の「払込期月の基準日」の属する払込期月（第 8・24 条）をいいます。

(備-7) 免除事由が発生した場合でも、当会社が保険料の払込の免除を行なわない場合をいいます。

第 4 条 支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択

① 保険金(備-1)の支払事由または保険料の払込の免除事由（第 3 条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。

② その受取人(備-2)は、すみやかに請求に必要な書類（別表 1）を当会社に提出してその請求をしてください。

③ 会社等の団体(備-3)を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その会社等の団体(備-3)から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約について、保険契約者である会社等の団体(備-3)が当該保険契約の保険金(備-1)の全部またはその相当部分を死亡退職金等(備-4)として被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者に支払う場合には、保険金(備-1)の請求の際に、その受取人は、(1)または(2)の書類および(3)の書類を当会社に提出してください。ただし、死亡退職金等(備-4)の受給者が 2 人以上である場合には、そのうち 1 人からの提出で足りるものとします。

(1) 被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者の請求内容確認書

(2) 被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類

(3) 保険契約者である会社等の団体(備-3)が受給者本人であることを確認した書類

④ 保険金(備-1)(備-5)は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて 5 営業日以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。

⑤ 保険金(備-1)を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認(備-6)を行ないます。この場合には、第④項の規定にかかわらず、保険金(備-1)(備-5)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とします。また、当会社は、保険金(備-1)の請求者にその旨を通知します。

(1) 保険金(備-1)の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
保険金(備-1)の支払事由に該当する事実の有無

(2) 保険金(備-1)の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金(備-1)の支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

(4) この普通保険約款に定める重大事由（第 18 条）、詐欺または不法取得目的（第 13 条）に該当する可能性がある場合
(2)もしくは(3)に定める事項、第 18 条「重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等」第①項(5)(ｱ)から(ｵ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金(備-1)の受

取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事項

⑥　第⑤項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第④項および第⑤項の規定にかかわらず、保険金(備-1)(備-5)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-7)を経過する日とします。この場合、当会社は、保険金(備-1)の請求者にその旨を通知します。

(1)　第⑤項(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
　180 日

(2)　第⑤項(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
　180 日

(3)　第⑤項(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金(備-1)の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第⑤項(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
　180 日

(4)　第⑤項(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査
　180 日

⑦　第⑤項または第⑥項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金(備-1)の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-8)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金(備-1)を支払いません。

⑧　保険料の払込の免除についても、第④項から第⑦項の規定を準用します。

⑨　保険金(備-1)の受取人は、保険金(備-1)(備-5)を一時金で受け取る方法にかえて、当会社の定める期間の範囲内で、当会社の定めた率の複利による利息を付けて、すえ置いて受け取る方法を選択することができます。ただし、すえ置かれる保険金(備-5)の額が当会社の定める金額以上であることを要します。

第 4 条　備考

(備-1)　死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。

(備-2)　保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。

(備-3)　「会社等の団体」とは、「官公署、会社、工場、組合等の団体」をいい、その団体の代表者を含みます。

(備-4)　「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

(備-5)　保険金(備-1)とともに支払われることとなる金額を含みます。

(備-6)　当会社の指定した医師による診断を含みます。

(備-7)　(1)から(4)の複数に該当する場合でも 180 日とします。

(備-8)　当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第 2 章　保険契約の締結および保険料の払込

第 5 条　保険契約の申込、復活の請求および承諾通知

①　保険契約を申し込む場合または保険契約者が保険契約の復活（第 23 条）を請求する場合には、被保険者の同意を得て、次の書面を当会社に提出してください。

(1)　当会社の定めた保険契約申込書または請求書

(2)　被保険者についての当会社の定めた告知書（第 6 条）

②　第①項の場合には、当会社は、当会社の定めた取扱基準によって、次のとおり取り扱います。

(1)　当会社の指定した医師によって被保険者の診断を行なうことがあります。

(2)　被保険者の診断書または健康状態その他についての資料の提出を求めることがあります。

③　当会社が、第①項の申込または請求を承諾した場合には、次のとおりとします。

(1)　保険契約の申込を承諾した場合
　当会社は次の事項を記載した保険証券を交付します。また、保険証券の交付によって、承諾通知の代わりとします。なお、保険証券には保険契約を締結した年月日を記載しません。

(ｲ)　当会社名

(ﾛ)　保険契約者の氏名または名称

(ﾊ)　被保険者の氏名

(ﾆ)　保険金等(備-1)の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項

(ﾎ)　保険金等(備-1)の支払事由および保険料の払込の免除事由

(ﾍ)　保険期間

(ﾄ)　保険金等(備-1)の額

(ﾁ)　保険料およびその払込方法〈回数〉

(ﾘ)　契約日

(ﾇ)　保険証券を作成した年月日

(2)　保険契約の復活の請求を承諾した場合
　当会社は書面によって承諾の通知をするものとし、保険証券は交付しません。

第 5 条　備考

(備-1)　死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。また、給付特約(備-2)を付加した場合には、その特約にもとづく保険金、給付金または年金を含みます。

(備-2)　この保険契約に付加する保険金、給付金または年金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第 6 条　保険契約者・被保険者の告知義務

当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第 5・23 条）の際、支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者(備-1)は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、保険契約者または被保険者(備-1)はその医師が書面に記入した内容を確認してください。

第 6 条　備考

(備-1)　保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

第 7 条　当会社の給付責任の開始および終了

①　保険契約の締結または保険契約の復活の場合（第 5・23 条）には、当会社は、次の日から、給付責任(備-1)を開始します。

(1)　当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した後に、第 1 回保険料または当会社への払込を要する金額（第 23 条）が払い込まれた場合

(ｲ)保険契約の締結の場合	「第 1 回保険料が払い込まれた日」
(ﾛ)保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額が払い込まれた日」

(2)　第 1 回保険料または当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた後に、当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した場合

(ｲ)保険契約の締結の場合	「第 1 回保険料に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日
(ﾛ)保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

②　第①項に規定する給付責任開始の日の取扱については、次のとおりとします。

(1)　保険契約の締結の場合	給付責任開始の日を「契約日」とし、保険期間および保険料払込期間は、契約日を含めて計算します。
(2)　保険契約の復活の場合	給付責任開始の日を「復活日」とします。

③　当会社は、保険契約が有効に継続している間、保険期間(備-2)満了時まで給付責任(備-1)を負います。

第 7 条　備考

(備-1)　「給付責任」とは、「死亡保険金もしくは高度障害保険金の支払事由（第 1・2 条）または保険料の払込の免除事由（第 3 条）が発生した場合に、当会社が、その支払または払込の免除を行なう責任」のことをいいます。

(備-2)　この保険契約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。

第 8 条　保険料の払込方法〈回数〉および払込期月

①　第 2 回目以後の保険料は、保険料払込期間中、次の払込方法〈回数〉の中から保険契約の申込の際に選択された払込方法〈回数〉によって、その払込期月内に払い込んでください。なお、払込期月は、次の「払込期月の基準日」の属する月の初日から末日までとし、払込方法〈回数〉による保険契約の呼称は、それぞれ次のとおりとします。

払込方法〈回数〉	払込期月の基準日	払込方法〈回数〉による保険契約の呼称
(1)　年　払 (毎年 1 回払込)	契約応当日 (備-1)(備-2)	「年払契約」
(2)　半年払 (毎年 2 回払込)	契約日の半年ごとの応当日(備-2)	「半年払契約」

(3)　月　払 （毎年 12 回払込）	契約日の毎月の応当日(備-2)	「月払契約」

②　保険契約者は、当会社の定めた取扱基準によって、保険料の払込方法〈回数〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。なお、保険契約者は次回払込期月（第 3 条）以降、最初に到来する変更後の払込方法〈回数〉の払込期月より、変更後の払込方法〈回数〉によって保険料を払い込んでください。

③　「保険契約が消滅した場合」（第 15・16・18・20 条）または「保険料の払込を要しなくなった場合」（第 3 条）には、当会社は、それまでに払い込まれた第①項の保険料のうち、「払込期月の基準日」の到来していない保険料を保険契約者(備-3)に払い戻します。

④　年払契約または半年払契約で、「保険契約が消滅した場合」または「保険料の払込が免除された場合」（第 3 条）には、それまでに払い込まれた保険料(備-4)の保険料期間(備-5)のうち、まだ経過していない期間の月数(備-6)に相当する保険料として、月割によって計算した「未経過保険料」(備-7)を保険契約者(備-3)に払い戻します。ただし、保険料の払込を要しなくなった場合には、その後に保険契約が消滅したとしても「未経過保険料」の払い戻しはありません。

⑤　第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに、保険金(備-8)の支払事由が発生し、保険金(備-8)を支払う場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

⑥　第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに保険料の払込の免除事由（第 3 条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日（第 10 条）までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-9)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第 8 条　備考
(備-1)　契約日（第 7 条）の毎年の応当日をいいます。
(備-2)　応当日がない場合には、その月の末日とします。
(備-3)　保険金(備-8)を支払う場合には、その受取人とします。
(備-4)　第⑤項または第 11 条「払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱」第①項の規定により当会社が支払うこととなった金額から差し引かれた未払込の保険料を含みます。
(備-5)　その保険料の払込期月の基準日(備-10)から次回払込期月の基準日の前日までの期間をいいます。
(備-6)　次回払込期月の基準日の前日までの月数をいい、保険料期間(備-5)の月数未満の月数とします。なお、月数は、契約日の毎月の応当日(備-2)(備-10)から次の契約日の毎月の応当日(備-2)の前日までの期間を 1 ヵ月として計算し、1 ヵ月未満の期間は切り捨てます。
(備-7)　保険契約の一部が消滅する場合、その消滅する部分については、消滅前後の保険料の差額について未経過保険料を計算します。
(備-8)　死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。
(備-9)　払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
(備-10) 第 1 回保険料の場合には、契約日とします。

第 9 条　保険料の払込方法〈経路〉

①　保険契約者は、保険契約の申込の際に保険料の払込方法〈経路〉について、次のどれかを選択してください。

(1)　口座振替払込	当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法で、保険契約者の指定する口座が当会社の指定した金融機関等に設置してある場合に限り、選択できます。(備-1) この払込方法〈経路〉を選択した場合には、その金融機関等に対して保険料の口座振替を委任してください。
(2)　振替送金払込	金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法で、当会社が承諾した場合に限り、選択できます。
(3)　団体・集団扱払込	所属団体または集団を通じて払い込む方法で、所属団体または集団と当会社との間に団体扱契約、集団扱契約、定期保険特別集団扱契約または専用集団扱契約が締結されている場合に限り、選択できます。(備-2)

②　保険契約者は、第①項の各号の保険料の払込方法〈経路〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。

③　保険料の払込方法〈経路〉が、「口座振替払込」または「団体・集団扱払込」である保険契約において、その保険契約が、第①項に定める要件を満たさなくなったときまたは当会社の取扱基準に該当しなくなったときは、保険契約者は、第②項の規定により保険料の払込方法〈経路〉を他の保険料の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行なうまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第 9 条　備考
(備-1)　保険料の払込方法〈経路〉が「口座振替払込」の場合、「保険料口座振替特則」を適用します。
(備-2)　保険料の払込方法〈経路〉が「団体・集団扱払込」の場合、団体扱特約、集団扱特約、定期保険特別集団扱特約または専用集団扱特約を付加します。

第 10 条　保険料の払込猶予期間

①　第 2 回目以後の保険料の払込については、払込期月（第 8・24・41 条）の翌月初日から翌々月の契約日（第 7 条）の応当日まで(備-1)の猶予期間があります。

②　第①項の払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれなかった場合(備-2)には、保険契約は、その払込猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合、第 19 条「保険契約の失効」の規定によって取り扱います。

第 10 条　備考
(備-1)　「払込期月の基準日」（第 8・24・41 条）が 2 月、6 月、11 月の各末日の場合、その保険料の払込猶予期間はそれぞれ 4 月、8 月、1 月の各末日までとします。
(備-2)　払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第 11 条　払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱

①　保険料の払込猶予期間（第 10 条）中に保険金(備-1)の支払事由が発生し、保険金(備-1)を支払う場合(備-2)には、すでに「払込期月の基準日」（第 8・24・41 条）の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

②　払込猶予期間中に保険料の払込の免除事由（第 3 条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-3)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第 11 条　備考
(備-1)　死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。
(備-2)　払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険金(備-1)の支払事由が発生したときには、保険料の払込猶予期間中に保険金(備-1)の支払事由が発生したものとして取り扱います。
(備-3)　払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに未払込の保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに未払込の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第 12 条　保険料の前納

①　保険料の払込方法〈回数〉が年払の場合、保険契約者は、当会社が定める期間中の保険料について、前納(備-1)をすることができます。なお、保険料の払込方法〈回数〉が月払または半年払の場合には、保険料の払込方法〈回数〉を年払に変更してください。

②　保険料を前納(備-1)する場合には、当会社の定めた率による割引をします。

③　保険料前納金は、毎年、当会社の定めた率の複利による利息をつけて積み立てておき、「払込期月の基準日」（第 8・24・41 条）ごとに保険料の払込に充当します。

④　次の(1)から(4)のどれかの場合で、保険料前納金の残額(備-2)があるときには、保険契約者(備-3)に払い戻します。
(1)　前納期間(備-4)が満了した場合
(2)　保険料の払込を要しなくなった場合（第 3 条）
(3)　保険契約が消滅した場合（第 15・16・18・19・20 条）
(4)　死亡保険金額を減額した場合（第 31 条）

第 12 条　備考
(備-1)　将来の保険料をあらかじめ一時に払い込むことをいいます。
(備-2)　死亡保険金額を減額した場合には、減額部分に対応する保険料前納金の残額とします。
(備-3)　死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）を支払う場合には、その受取人とします。
(備-4)　「前納期間」とは、前納された保険料が充当される期間をいいます。

第３章　保険契約の無効および消滅

第13条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効

① 保険契約者、被保険者または保険金受取人(備-1)の詐欺によって、保険契約の締結または保険契約の復活（第５・23条）が行なわれた場合には、当会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

② 第①項の保険契約の取消は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または保険金受取人(備-1)に取消の通知をします。

③ 保険契約者が保険金(備-2)を不法に取得する目的または他人に保険金(備-2)を不法に取得させる目的をもって、保険契約の締結または保険契約の復活が行なわれた場合には、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

④ 第①項から第③項によって当会社が保険契約を取り消した場合または保険契約が無効となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を返還することを要します。

第13条　備考

(備-1) 死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人をいいます。

(備-2) 死亡保険金（第１条）または高度障害保険金（第２条）をいいます。

第14条　年齢の誤りによる保険契約の取消

① 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢（第35条）に誤りがあった場合で、契約日（第７条）または更新日（第24条）における実際の年齢およびその誤りが発見された日における実際の年齢が、どちらも「契約締結年齢(備-1)または契約更新年齢(備-2)」の範囲外であったときには、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料(備-3)を保険契約者に払い戻します。

② 第①項によって保険契約が取消となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額(備-4)があったときには、その金額を払い戻すこととなった保険料(備-3)から差し引き、なお不足するときには、その不足額を返還することを要します。

③ 第①項に該当しなかった場合には、保険契約は取消としないで、第36条「年齢の誤りの処理」の規定によって取り扱います。

第14条　備考

(備-1) 当会社の定めたこの保険契約を締結（第５条）することができる年齢をいいます。

(備-2) 当会社の定めたこの保険契約を更新（第24条）することができる年齢をいいます。

(備-3) 保険契約が更新された場合には、更新前に払い込まれた保険料を含みます。

(備-4) 保険契約が更新された場合には、更新前に当会社が支払った金額を含みます。

第15条　支払事由の発生等による保険契約の消滅

次のどれかに該当した場合には、保険契約は、それぞれの時に消滅します。

(1) 被保険者が保険期間満了時まで生存した場合には、保険期間満了時

(2) 被保険者が保険期間中に死亡した場合には、被保険者が死亡した時

(3) 被保険者が保険期間中に高度障害状態（第２条）となり、高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態となった時

第16条　告知義務違反による保険契約の解除および保険金の不支払等

① 保険契約者または被保険者(備-1)が、保険契約の締結または保険契約の復活（第５・23条）の際に、当会社が告知を求めた事項（第６条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。

② 当会社は、保険金(備-2)の支払事由または保険料の払込の免除事由（第３条）が発生した後でも、第①項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。

(1) 当会社は、保険金(備-2)を支払いません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-3)を返還することを要します。

(2) 当会社は、保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。

③ 第②項の場合でも、保険金(備-2)の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実にならなかったことを、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人が証明した場合には、その支払または払込の免除を行ないます。

④ この第16条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人に解除の通知をします。

⑤ この第16条によって保険契約を解除した場合でも、解約払戻金（第22条）の支払はありません。

第16条　備考

(備-1) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-2) 死亡保険金（第１条）または高度障害保険金（第２条）をいいます。

(備-3) この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

第17条　保険契約を解除できない場合

① 当会社は、次の(1)から(5)のどれかに該当した場合には、第16条に規定する保険契約の解除を行なうことはできません。

(1) 当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第５・23条）の際に、解除の原因となる事実を知っていた場合または過失によって知らなかった場合

(2) 保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者が第６条の告知をすることを妨げた場合

(3) 保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者に対し、第６条の告知をしないことを勧めた場合、または不実の告知をすることを勧めた場合

(4) 当会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１カ月を経過した場合

(5) 保険契約が、給付責任開始の日（第７条）からその日を含めて２年をこえて有効に継続した場合。ただし、給付責任開始の日からその日を含めて２年以内に、解除の原因となる事実により、高度障害保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込の免除事由（第３条）が発生したときには、保険契約が、給付責任開始の日からその日を含めて２年をこえて有効に継続した後でも、第16条に規定する保険契約の解除をすることができます。

② 第①項(2)および(3)の規定は、それぞれに規定する保険媒介者(備-1)の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当会社が告知を求めた事項（第６条）について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第17条　備考

(備-1) 「保険媒介者」とは、当会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。

第18条　重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等

① 当会社は、次の(1)から(6)のどれかに該当する事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向って解除することができます。

(1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金(備-1)を詐取する目的でまたは他人に死亡保険金(備-1)を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合

(2) 保険契約者、被保険者または高度障害保険金の受取人がこの保険契約の高度障害保険金（第２条）を詐取する目的でまたは他人にこの保険契約の高度障害保険金を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合

(3) 保険契約者または被保険者が当会社にこの保険契約の保険料の払込の免除（第３条）を行なわせる目的で、事故招致(備-2)をした場合

(4) この保険契約の保険金(備-3)の支払請求またはこの保険契約の保険料の払込の免除の請求に関し、保険金(備-3)の受取人(備-4)に詐欺行為(備-2)があった場合

(5) 保険契約者、被保険者または保険金(備-3)の受取人が、次の(ｱ)から(ｵ)のどれかに該当する場合

(ｱ) 反社会的勢力(備-5)に該当すると認められること

(ｲ) 反社会的勢力(備-5)に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ｳ) 反社会的勢力(備-5)を不当に利用していると認められること

(ｴ) 保険契約者または保険金(備-3)の受取人が法人の場合、反社会的勢力(備-5)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(ｵ) その他反社会的勢力(備-5)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(6) 当会社の保険契約者、被保険者または保険金(備-3)の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする(1)から(5)と同等の重大な事由がある場合(備-6)

② 当会社は、保険金(備-3)の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した後でも、第①項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。

(1) 当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に保険金(備-3)の支払事由が発生した場合、その支払事由による保険金(備-3)(備-7)の支払を行ないません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-8)を返還することを要します。

(2) 当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に保険料の払込の免除事由が発生した場合、その免除事由による保険料の払込の免除を行ないません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。

③ この第18条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または保険金(備-3)の受取人に解除の通知をします。

④ この第18条によって保険契約を解除した場合でも、解約払戻金(第22条)の支払はありません。

第18条 備考

(備-1) 「死亡保険金」には、この保険契約の死亡保険金(第1条)のほか、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称を問いません。

(備-2) 未遂を含みます。

(備-3) 「保険金」とは、死亡保険金または高度障害保険金(第2条)をいいます。

(備-4) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。

(備-5) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

(備-6) 例えば、この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除される場合、または保険契約者、被保険者もしくは保険金(備-3)の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合などが該当することがあります。

(備-7) 第①項(5)のみに該当した場合で、第①項(5)(ア)から(オ)までに該当したのが保険金(備-3)の受取人のみであり、その保険金(備-3)の受取人が保険金(備-3)の一部の受取人であるときは、その受取人の受取部分の保険金(備-3)とします。

(備-8) この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

第19条 保険契約の失効

① 保険契約が効力を失った後は、当会社は、給付責任(第7条)を負いません。

② 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、保険契約の復活(第23条)の請求をすることができます。

第20条 保険契約者による保険契約の解約

保険契約者は、いつでも、将来に向って保険契約を解約することができます。この場合、保険契約者は必要書類(別表1)を当会社に提出してください。ただし、解約した場合でも、解約払戻金(第22条)の支払はありません。

第21条 保険金受取人による保険契約の存続

① 債権者等(備-1)による保険契約の解約(第20条)は、解約の通知が当会社に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。

② 第①項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の(1)および(2)をともに満たす保険金(備-2)の受取人は、保険契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等(備-1)に支払うべき金額を債権者等(備-1)に支払い、かつ当会社にその旨を通知したときは、第①項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2) 保険契約者ではないこと

③ 第②項の規定により、保険契約を存続させる場合、当会社は、手続書類(別表1)の提出を求めます。

④ 第①項の解約の通知が当会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金(備-2)の支払事由が生じ、当会社が保険金(備-2)を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等(備-1)に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等(備-1)に支払った金額を差し引いた残額を、その保険金(備-2)の受取人に支払います。

第21条 備考

(備-1) 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。

(備-2) 死亡保険金(第1条)または高度障害保険金(第2条)をいいます。

第22条 解約払戻金

この保険契約については、解約払戻金はありません。

第4章 失効した保険契約の復活

第23条 失効した保険契約の復活

① 保険契約者は、保険契約が効力を失った日(第10条)からその日を含めて1年以内は、その効力を回復させるため、保険契約の復活の請求(第5条)を行なうことができます。この場合、保険契約者は必要書類(別表1)を当会社に提出してください。

② 当会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、延滞した保険料(備-1)を払い込んでください。

第23条 備考

(備-1) 「延滞した保険料」とは、復活した時までにすでに「払込期月の基準日」(第8・24・41条)の到来していた未払込の保険料のことをいいます。

第5章 保険契約の自動更新

第24条 保険契約の自動更新

① 当会社は、更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢(第35条)が80歳以下となる場合には、被保険者がどのような健康状態であっても、保険契約を自動的に更新して継続させます。この場合、更新前の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていることを要します。

② 保険契約を更新した場合には、次のとおりとします。

(1) 更新日は、保険期間満了の日の翌日とし、この日を更新後の第1回保険料の「払込期月の基準日」(第8条)とし、この日の属する月の初日から末日までを更新後の第1回保険料の払込期月とします。

(2) 更新後の死亡保険金額は、更新前の死亡保険金額と同一とします。

(3) 更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。ただし、保険期間が第①項に規定する限度をこえる場合には、その限度まで短縮します。

(4) 更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。

③ 当会社がこの普通保険約款および保険料率を変更した場合、当会社は、変更後に更新された保険契約について、変更後の普通保険約款および保険料率を適用します。

④ 更新後の保険契約については、新たな保険証券の交付は行なわず、次の事項を記載した更新通知書を交付し、この保険契約の締結の際に交付した保険証券と更新通知書によって新たな保険証券の代わりとします。

(1) 更新日および更新後の保険期間

(2) 更新後の保険料

⑤ 更新時に当会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないときは、当会社の定める他の同種の保険契約に更新して継続させます。

⑥ 第①項から第⑤項までの規定にかかわらず、保険期間満了の日からその日を含めて2週間前までに保険契約者からの反対の申出があった場合には、保険契約の更新は行ないません。

第6章 契約者配当

第25条 契約者配当金

この保険契約については、契約者配当金はありません。

第7章 保険契約の内容の変更

第26条 保険契約者の変更

① 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約についての一切の権利義務を第三者に承継させて、その第三者を新たな保険契約者とすることができます。この場合、保険契約者は必要書類(別表1)を当会社に提出してください。

② 保険契約者を変更した場合には、当会社は、保険証券に変更後の保険契約者を表示します。

第 27 条　当会社への通知による保険金受取人の変更

① 保険契約者は、保険金(備-1)の支払事由（第 1・2 条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、当会社に対する通知により、保険金受取人(備-2)を変更することができます。ただし、高度障害保険金の受取人を変更する場合で、変更後の高度障害保険金の受取人が被保険者となる場合には、被保険者の同意を要しません。なお、変更後の高度障害保険金の受取人は、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかとします。

② 第①項の規定により、保険金受取人(備-2)を変更する場合、当会社は、保険契約者に手続書類（別表 1）の提出を求めます。

③ 第①項の規定により、保険金受取人(備-2)が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の保険金受取人(備-2)を表示します。

④ 第①項の通知が当会社に到達する前に変更前の保険金受取人(備-2)に保険金(備-1)を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人(備-2)から保険金(備-1)の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

第 27 条　備考

(備-1) 死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。

(備-2) 死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人をいいます。

第 28 条　遺言による保険金受取人の変更

① 第 27 条に定めるほか、保険契約者は、保険金(備-1)の支払事由（第 1・2 条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人(備-2)を変更することができます。なお、変更後の高度障害保険金の受取人は、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかとします。

② 第①項の保険金受取人(備-2)の変更は、高度障害保険金の受取人を変更する場合で、変更後の高度障害保険金の受取人が被保険者となる場合を除き、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

③ 第①項および第②項による保険金受取人(備-2)の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することはできません。

④ 第①項および第②項の規定により、保険金受取人(備-2)を変更する場合、当会社は、保険契約者の相続人に手続書類（別表 1）の提出を求めます。

⑤ 第①項および第②項の規定により、保険金受取人(備-2)が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の保険金受取人(備-2)を表示します。

第 28 条　備考

(備-1) 死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。

(備-2) 死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人をいいます。

第 29 条　保険金受取人の死亡

① 保険金(備-1)の受取人が保険金(備-1)の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金(備-1)の受取人とします。

② 第①項の規定により保険金(備-1)の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第①項の規定により保険金(備-1)の受取人となった者のうち生存している他の保険金(備-1)の受取人を保険金(備-1)の受取人とします。

③ 第①項および第②項により保険金(備-1)の受取人となった者(備-2)が 2 人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第 29 条　備考

(備-1) 死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。

(備-2) 第①項および第②項の規定により保険金(備-1)の受取人となった者が死亡し、第①項および第②項の規定によりあらたに保険金(備-1)の受取人となった者を含みます。

第 30 条　保険期間・保険料払込期間の短縮

① 保険契約者は、当会社の承諾を得て、保険期間および保険料払込期間を短縮することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、短縮後の保険期間および保険料払込期間が当会社の定めた取扱範囲外となる場合には短縮することはできません。

② 保険期間および保険料払込期間を短縮した場合には、次のとおりとします。

(1) 当会社の定めた方法によって計算した金額を次のとおり精算します。

(ｱ) 払い戻す金額はありません。

(ｲ) 当会社への払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに払い込むことを要します。

(2) 保険料は、次回払込期月（第 3 条）からあらためます。

(3) 保険契約者に保険期間および保険料払込期間を短縮したことを通知します。

第 31 条　死亡保険金額の減額

① 保険契約者は、死亡保険金額を減額することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、減額後の死亡保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、減額することはできません。

② 死亡保険金額を減額した場合には、次のとおりとします。

(1) 減額部分は解約されたものとします。ただし、減額した場合でも、解約払戻金（第 22 条）の支払はありません。

(2) 保険料は、減額後の死亡保険金額によって、次回払込期月（第 3 条）からあらためます。

(3) 保険契約者に死亡保険金額を減額したことを通知します。

第 8 章　その他の事項

第 32 条　保険契約者・死亡保険金受取人・高度障害保険金の受取人の代表者

① この保険契約について、保険契約者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人が 2 人以上ある場合には、それぞれ代表者 1 人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の人を代理するものとします。

② 第①項の代表者が定まらない場合またはその住所もしくは居所が不明である場合には、当会社が保険契約者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人の 1 人に対して行なった行為は、それぞれ他の人に対してもその効力を生じます。

第 33 条　保険契約者の連帯責任

この保険契約について、保険契約者が 2 人以上ある場合には、それぞれの保険契約者は、連帯して保険契約についての責任を負うものとします。

第 34 条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務

① 保険契約者が住所を変更した場合には、ただちに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。

② 保険契約者が第①項の通知をしなかった場合には、当会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

第 35 条　年齢の計算

被保険者の年齢は、満年で計算し、1 年未満の端数は切り捨てます。

第 36 条　年齢の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合で、第 14 条「年齢の誤りによる保険契約の取消」の規定に該当しなかったときには、次の(1)または(2)によって取り扱います。

(1) 契約日（第 7 条）または更新日（第 24 条）における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)または契約更新年齢(備-2)」の範囲内であった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の年齢にもとづいて保険料(備-3)をあらため、過不足金額を精算します。

(2) 契約日または更新日における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の最低年齢に満たなかった場合でも、その事実が発見された日における年齢が、その最低年齢以上となっていたときには、当会社の定めた方法によって、その最低年齢になった日を契約日または更新日として保険料(備-3)をあらため、過不足金額を精算します。

第 36 条　備考

(備-1) 当会社の定めたこの保険契約を締結（第 5 条）することができる年齢をいいます。

(備-2) 当会社の定めたこの保険契約を更新（第 24 条）することができる年齢をいいます。

(備-3) 保険契約が更新された場合には、更新前に払い込まれた保険料を含みます。

第 37 条　性別の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の性別にもとづいて保険料(備-1)をあらため、過不足金額を精算します。

第 37 条　備考
(備-1) 保険契約が更新（第 24 条）された場合には、更新前に払い込まれた保険料を含みます。

第 38 条　契約内容の登録

① 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下、この第 38 条において「協会」といいます。）に登録します。
(1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
(2) 死亡保険金の金額
(3) 契約日（復活が行なわれた場合は、最後の復活の日とします。以下、第②項において同様とします。）
(4) 当会社名
② 第①項の登録の期間は、契約日から 5 年（契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から 5 年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、この第 38 条において「各生命保険会社等」といいます。）は、第①項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、この第 38 条において同様とします。）の申込（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満 15 歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第①項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
④ 各生命保険会社等は、第②項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第③項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加の承諾を含みます。以下、この第 38 条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。
⑤ 各生命保険会社等は、契約日（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加が行なわれた場合は、最後の復活、保険金額の増額、復旧または特約の付加の日とします。以下、この第⑤項において同様とします。）から 5 年（契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から 5 年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第①項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
⑨ 第③項、第④項および第⑤項中、「被保険者」、「保険契約」、「死亡保険金」、「災害死亡保険金」、「保険金額」、「高度障害保険金」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「共済契約」、「死亡共済金」、「災害死亡共済金」、「共済金額」、「後遺障害共済金」と読み替えます。

第 39 条　管轄裁判所

この保険契約に関する訴訟については、当会社の本店または保険契約者、死亡保険金受取人もしくは高度障害保険金の受取人の住所地(備-1)を管轄する日本国内の地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とします。

第 39 条　備考
(備-1) 保険契約者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人が 2 人以上ある場合には、第 32 条に規定する代表者の住所地とします。

第 40 条　時効による請求権の消滅

保険金(備-1)その他払い戻すこととなる金額を請求する権利または保険料の払込の免除を請求する権利は、これらを行使することができる時から 3 年間行使しない場合には、消滅します。

第 40 条　備考
(備-1) 死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。

第 41 条　他の保険種類への変更

① 保険契約者は、当会社の定めた取扱基準によって、被保険者の同意を得て、保険期間満了の日からその日を含めて 2 ヵ月前までに申し出ることにより、この保険契約の保険期間満了の日の翌日を変更日として、この保険契約の被保険者を被保険者とする他の保険種類の保険契約に変更をすることができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、変更日前日までに、この保険契約の変更日前日までの保険料が払い込まれていることを要します。なお、この第 41 条に規定する他の保険種類への変更をする場合、この保険契約を「変更前契約」と、変更前契約から変更されることとなる他の保険種類の保険契約を「変更後契約」といいます。
② 変更後契約の保険種類は無配当歳満期定期保険とし、変更後契約については変更日における無配当歳満期定期保険の普通保険約款および保険料率を適用します。なお、変更日に当会社が無配当歳満期定期保険の締結を取り扱っていないときは、当会社が定める他の同種の保険を変更後契約とします。
③ 変更後契約の死亡保険金額は変更前契約の死亡保険金額と同額以下とし、変更後契約の死亡保険金額が変更前契約の死亡保険金額を下回る場合は、変更日に死亡保険金額を減額したものとして取り扱います。
④ 第①項の取扱を行なった場合には次のとおりとします。
(1) 変更後契約の保険証券を保険契約者に交付します。この場合、変更後契約の保険証券の記載事項は「契約日」を「変更日」と読み替えたうえ、変更後契約の普通保険約款の規定を準用します。
(2) 変更後契約における保険金の支払については、変更前契約から変更後契約に継続されたものとみなし、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間とは継続された一つの保険期間とみなして、給付責任（第 7 条）を負います。
(3) 保険料の払込の免除については、次のとおりとします。
(ｲ) 変更後契約の普通保険約款における保険料の払込の免除については、変更前契約の給付責任開始の日（第 7 条）を保険契約の締結の場合の給付責任開始の日とみなして取り扱います。
(ﾛ) 変更前契約において、保険料の払込の免除（第 3 条）がされていた場合でも、当会社は変更後契約の保険料の払込は免除しません。
(4) 変更日を変更後契約の第 1 回保険料の「払込期月の基準日」（第 8 条）とし、この日の属する月の初日から末日までを変更後契約の第 1 回保険料の払込期月とします。
(5) 変更後契約の普通保険約款において、保険契約の締結の場合の給付責任の開始の規定は適用しません。また、その他の規定については、「変更日」を「契約日」とみなします。
(6) 変更前契約において、保険契約の更新（第 24 条）の規定は適用しません。

第 42 条　準拠法

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第 43 条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用

この保険契約に、給付特約(備-1)を付加した場合には、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」を適用します。

第 43 条　備考
(備-1) 「給付特約」とは、保険金または給付金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第 44 条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱

① 保険契約の申込（第 5 条）の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の(1)から(3)の 1 または 2 以上の契約条件を付加して保険契約を締結することがあります。この場合、保険料、給付内容または保険契約の内容の変更等については、この第 44 条の規定を適用して取り扱います。
(1) 保険料の変更
この保険契約の払い込むべき保険料を、申込の時の金額から、当会社の定める方法によりあらためて計算したその申込の時の金額を上回る金額に変更します。
(2) 死亡保険金額の削減
契約日（第 7 条）以後、当会社の定めた削減期間中に保険金(備-1)の支払事由が発生した場合には、その保険金(備-1)の支払金額は、その支払事由が発生した保険年度(備-2)に応じて、次の割合を乗じて得た金額に削減します。ただし、不慮の事故（別表 2）または別表 5 に定める感染症を直接の原因として保険金(備-1)の支払事由が発生したときには、この削減は行ないません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1　年	5.0割	－	－	－	－
2　年	3.0割	6.0割	－	－	－
3　年	2.5割	5.0割	7.5割	－	－
4　年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	－
5　年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3)　特定障害の不担保

(ｱ)　当会社の定めた不担保期間中に、別表３に定める高度障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、高度障害保険金の支払事由が発生した場合には、第２条の規定にかかわらず、高度障害保険金を支払いません。

(ｲ)　当会社の定めた不担保期間中に、別表４に定める身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第３条の規定にかかわらず、保険料の払込を免除しません。

②　第①項の規定によって契約条件を付加して保険契約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券に記載します。

③　第①項の契約条件を付加して締結した保険契約については、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日から給付責任（第７条）を開始します。ただし、(2)に該当する場合で、保険契約者が、当会社の付加する契約条件を承諾する際に、特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日(備-3)を給付責任開始の日にすることができます。

(1)　保険契約者が承諾した後に、第１回保険料が払い込まれた場合
「第１回保険料が払い込まれた日」

(2)　第１回保険料に相当する金額(備-4)が払い込まれた後に、保険契約者が承諾した場合
「第１回保険料に相当する金額(備-4)が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

④　第①項の契約条件を付加した保険契約(備-5)については、次の表の(1)から(3)の取扱を、それぞれに定めた条件に該当する場合には取り扱いません。

取　　扱	条　　件
(1)　保険契約の更新	次のどちらかに該当する場合 (ｱ)　「保険料の変更」の条件を付加した場合 (ｲ)　「特定障害の不担保」の条件を付加した場合
(2)　保険期間および保険料払込期間の短縮	次のどれかに該当する場合 (ｱ)　「保険料の変更」の条件を付加した場合 (ｲ)　「死亡保険金額の削減」の条件を付加した場合 (ｳ)　「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき
(3)　他の保険種類への変更	次のどちらかに該当する場合 (ｱ)　「保険料の変更」の条件を付加した場合 (ｲ)　「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき

⑤　この保険契約の給付特約(備-6)にその特約条項に定める契約条件が付加された場合、その給付特約(備-6)の保険料、給付内容または契約内容変更等については、その特約条項に定めるとおり取り扱います。

第44条　備考

(備-1)　死亡保険金（第１条）または高度障害保険金（第２条）をいいます。

(備-2)　「保険年度」とは、契約日または契約応当日（第８条第①項）から直後に到来する契約応当日の前日までの期間をいいます。

(備-3)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、「保険契約者が承諾した日」と「当会社への払込を要する金額を払い込んだ日」とのいずれか遅い日とします。

(備-4)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、その条件を付加する前の金額を「第１回保険料に相当する金額」とみなします。

(備-5)　この保険契約に給付特約(備-6)を付加した場合には、その付加した給付特約(備-6)を含みます。

(備-6)　「給付特約」とは、保険金または給付金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第45条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱

①　保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、情報端末(備-1)を用いることによっても、保険契約の申込もしくは復活の請求（第５・23条）または告知（第６条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

(1)　保険契約者は、当会社の定めた保険契約申込書または請求書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、保険契約の申込または復活の請求をすることができるものとします。

(2)　保険契約者または被保険者(備-3)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示することにより当会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、告知することができるものとします。また、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項についてその医師に口頭で告知する際、その医師は告知された内容を情報端末(備-1)に入力することがあります。この場合、保険契約者または被保険者(備-3)は、口頭でした告知に関し、その医師が情報端末(備-1)に入力した事項を確認してください。

②　第①項の規定により保険契約の申込もしくは復活の請求または告知を行なった場合、当会社は、その保険契約の申込もしくは復活の請求または告知に関する書面等を保険契約者(備-4)に交付します。

第45条　備考

(備-1)　当会社の定める携帯端末などの情報処理機器をいいます。

(備-2)　当会社への送信にかえて情報端末(備-1)に保存する場合は、情報端末(備-1)への保存を含みます。

(備-3)　保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-4)　被保険者に関する書面等については、被保険者とします。

第46条　電磁的方法による告知をする場合の取扱

被保険者は、当会社の承諾を得て、電磁的方法(備-1)によっても、告知（第６条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

(1)　被保険者(備-2)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、当会社が電磁的方法(備-1)により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信することによって、告知することができるものとします。

(2)　当会社は、(1)により被保険者から送信された事項の受信をもって、被保険者の告知があったものとして取り扱います。この場合、当会社は、受信した被保険者の告知の内容を被保険者に通知(備-3)します。

第46条　備考

(備-1)　インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

(備-2)　被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-3)　電磁的方法による場合を含みます。

別　　表

別表１　請求書類等

（「別表一覧」をご覧ください）

別表２　対象となる不慮の事故

（「別表一覧」をご覧ください）

別表３　対象となる高度障害状態

（「別表一覧」をご覧ください）

別表４　対象となる身体障害状態

（「別表一覧」をご覧ください）

別表５　対象となる感染症

（「別表一覧」をご覧ください）

無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）普通保険約款

〈目　次〉

第１章　保険金の支払および保険料の払込の免除　15
第１条　死亡保険金の支払およびその免責……15
第２条　高度障害保険金の支払およびその免責……15
第３条　保険料の払込の免除およびその免責……16
第４条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択……16
第２章　保険契約の締結および保険料の払込　17
第５条　保険契約の申込、復活の請求および承諾通知……17
第６条　保険契約者・被保険者の告知義務……17
第７条　当会社の給付責任の開始および終了……17
第８条　保険料の払込方法〈回数〉および払込期月……17
第９条　保険料の払込方法〈経路〉……18
第10条　保険料の払込猶予期間……18
第11条　払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱……18
第12条　保険料の前納……18
第３章　保険契約の無効および消滅　19
第13条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効……19
第14条　年齢の誤りによる保険契約の取消……19
第15条　支払事由の発生等による保険契約の消滅……19
第16条　告知義務違反による保険契約の解除および保険金の不支払等……19
第17条　保険契約を解除できない場合……19
第18条　重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等……19
第19条　保険契約の失効……20
第20条　保険契約者による保険契約の解約……20
第21条　保険金受取人による保険契約の存続……20
第22条　解約払戻金抑制割合の指定……20
第23条　解約払戻金……20
第４章　失効した保険契約の復活　20
第24条　失効した保険契約の復活……20
第５章　契約者配当　20
第25条　契約者配当金……20
第６章　保険契約の内容の変更　20
第26条　保険契約者の変更……20
第27条　当会社への通知による保険金受取人の変更……20
第28条　遺言による保険金受取人の変更……21
第29条　保険金受取人の死亡……21
第30条　保険期間・保険料払込期間の短縮……21
第31条　死亡保険金額の減額……21
第32条　払済定期保険への変更……21
第７章　保険契約者に対する現金貸付および貸付金の返済　21
第33条　保険契約者に対する現金貸付……21
第34条　貸付金の返済……21
第８章　その他の事項　22
第35条　保険契約者・死亡保険金受取人・高度障害保険金の受取人の代表者……22
第36条　保険契約者の連帯責任……22
第37条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務……22
第38条　年齢の計算……22
第39条　年齢の誤りの処理……22
第40条　性別の誤りの処理……22
第41条　契約内容の登録……22
第42条　管轄裁判所……22
第43条　時効による請求権の消滅……22
第44条　準拠法……22
第45条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用……22
第46条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱……22
第47条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱……23
第48条　電磁的方法による告知をする場合の取扱……23
別　表　23
別表１　請求書類等……23
別表２　対象となる不慮の事故……23
別表３　対象となる高度障害状態……23
別表４　対象となる身体障害状態……23
別表５　対象となる感染症……23

第１章　保険金の支払および保険料の払込の免除

第１条　死亡保険金の支払およびその免責

当会社は、次のとおり死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、保険期間中に死亡した場合（備-2）
(2)　支払金額	死亡保険金額 ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡した場合には、その原因によって死亡した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、死亡保険金額を削減して支払うことがあります。この場合でも、削減して支払う金額は、責任準備金額（備-3）を下まわることはありません。
(3)　免責事由（備-4）	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)のどれかによって死亡した場合。この場合、(ｲ)によって支払事由（備-1）が発生したときを除き、責任準備金額（備-3）を保険契約者に支払います。 (ｱ)　給付責任開始の日（第７条）からその日を含めて２年以内の被保険者の自殺 (ｲ)　保険契約者の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合を除きます。 (ｳ)　死亡保険金受取人の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合または(ｲ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｳ)に該当する場合、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額（備-3）を保険契約者に支払います。

第１条　備考
(備-1)　死亡保険金を支払う場合をいいます。
(備-2)　被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときには、死亡保険金を支払います。
(備-3)　当会社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の保険給付に充てるべきものとして、保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。
(備-4)　支払事由（備-1）が発生した場合でも、当会社が死亡保険金の支払を行なわない場合をいいます。

第２条　高度障害保険金の支払およびその免責

①　当会社は、次のとおり高度障害保険金を高度障害保険金の受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、給付責任開始の日（第７条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間中に、別表３に定める高度障害状態に該当（備-2）（備-3）（備-4）した場合
(2)　支払金額	死亡保険金と同額を高度障害保険金額とします。 ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当した場合には、その原因によって高度障害状態に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、高度障害保険金額を削減して支払うことがあります。この場合でも、削減して支払う金額は、責任準備金額（備-5）を下まわることはありません。
(3)　免責事由（備-6）	被保険者が、次の(ｱ)または(ｲ)によって高度障害状態に該当した場合 (ｱ)　保険契約者または被保険者の故意 (ｲ)　高度障害保険金の受取人の故意。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｲ)に該当する場合、その受取人が高度障害保険金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額（備-5）を保険契約者に支払います。

②　高度障害保険金の受取人は、次のとおりとします。
(1)　被保険者。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人が同一法人である場合には、死亡保険金受取人とします。

(2) (1)にかかわらず、保険契約者は、保険契約の申込の際に、被保険者の同意を得て、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかを高度障害保険金の受取人として指定することができます。また、第 27 条または第 28 条の規定により、高度障害保険金の受取人を変更することができます。

(3) (1)または(2)にかかわらず、被保険者が高度障害保険金の受取人であった場合で、被保険者が、高度障害保険金の支払を請求する前に死亡したときには、死亡保険金受取人とします。

③ 死亡保険金を支払った場合には、その支払後に高度障害保険金の支払の請求を受けても、当会社は、高度障害保険金を支払いません。

第 2 条 備考

(備-1) 高度障害保険金を支払う場合をいいます。

(備-2) 高度障害状態について、保険期間満了の日に、視力、言語の機能、そしゃくの機能、上肢の用もしくは下肢の用を全く失った状態または常に介護を要する状態には該当しているが、永久に継続するものとは認められなかった場合でも、保険期間満了の日の翌日以後に、その状態が永久に継続すると認められたときには、保険期間満了の日に高度障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-3) 高度障害状態について、給付責任開始の日前にすでに生じていた障害に、その障害の原因となった傷害または疾病と因果関係のない給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として生じた障害が加わることによって該当したときは、給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としてその高度障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-4) 高度障害状態について、給付責任開始の日前に発病していた疾病によって該当したときでも、次の①または②の場合、その疾病によって該当した高度障害状態は、給付責任開始の日以後に発病した疾病によって該当したものとして取り扱います。

① 当会社が保険契約の締結または保険契約の復活（第 5・24 条）の際の告知によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

② 次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合

(1) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。

(2) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。

(備-5) 当会社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の保険給付に充てるべきものとして、保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。

(備-6) 支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が高度障害保険金の支払を行なわない場合をいいます。

第 3 条 保険料の払込の免除およびその免責

① 当会社は、次のとおり保険料の払込を免除します。

(1) 免除事由(備-1)	被保険者が、給付責任開始の日（第 7 条）以後に発生した不慮の事故（別表 2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日以内の保険料払込期間中に、別表 4 に定める身体障害状態に該当(備-2)(備-3)(備-4)した場合
(2) 免除する保険料	次回払込期月(備-5)以後の保険料 ただし、被保険者が、次の(ｱ)または(ｲ)によって身体障害状態に該当した場合には、当会社は、その原因によって身体障害状態に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、保険料の払込の免除額を削減することがあります。 (ｱ) 地震、噴火または津波 (ｲ) 戦争その他の変乱
(3) 免責事由(備-6)	被保険者が、次の(ｱ)から(ｶ)のどれかによって身体障害状態に該当した場合 (ｱ) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (ｲ) 被保険者の犯罪行為 (ｳ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｴ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｵ) 被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｶ) 被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

② 保険料の払込を免除した場合には、次のとおりとします。

(1) 保険料は、保険料の払込を免除した後も「払込期月の基準日」（第 8 条）ごとに払込があったものとして取り扱います。

(2) 保険料の払込を免除した後は、保険期間・保険料払込期間の短縮（第 30 条）、死亡保険金額の減額（第 31 条）および払済定期保険への変更（第 32 条）は行ないません。

(3) 保険契約者に保険料の払込を免除したことを通知します。

第 3 条 備考

(備-1) 保険料の払込を免除する場合をいいます。

(備-2) 身体障害状態について、不慮の事故の日からその日を含めて 180 日以内に、視力、聴力、上肢の用、上肢の関節の用、下肢の用、下肢の関節の用もしくは手指の用を全く失った状態または脊柱に著しい奇形もしくは著しい運動障害を残す状態には該当しているが、永久に継続するものとは認められなかった場合でも、保険料払込期間中に、その状態が永久に継続すると認められたときには、その日に保険料の払込の免除事由に該当したものとして取り扱います。

(備-3) 身体障害状態について、給付責任開始の日前にすでに生じていた身体障害に、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として生じた身体障害が加わることによって該当したときでも、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-4) 身体障害状態について、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として該当した場合でも、すでに不慮の事故以外を原因とする障害があり、かつ、その原因が給付責任開始の日以後に発生していたときには、そのすでにあった障害がなかったとしてもその身体障害状態に該当すると認められる場合に限り、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-5) 次の「払込期月の基準日」の属する払込期月（第 8 条）をいいます。

(備-6) 免除事由が発生した場合でも、当会社が保険料の払込の免除を行なわない場合をいいます。

第 4 条 支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択

① 保険金(備-1)の支払事由または保険料の払込の免除事由（第 3 条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。

② その受取人(備-2)は、すみやかに請求に必要な書類（別表 1）を当会社に提出してその請求をしてください。

③ 会社等の団体(備-3)を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その会社等の団体(備-3)から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約について、保険契約者である会社等の団体(備-3)が当該保険契約の保険金(備-1)の全部またはその相当部分を死亡退職金等(備-4)として被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者に支払う場合には、保険金(備-1)の請求の際に、その受取人は、(1)または(2)の書類および(3)の書類を当会社に提出してください。ただし、死亡退職金等(備-4)の受給者が 2 人以上である場合には、そのうち 1 人からの提出で足りるものとします。

(1) 被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者の請求内容確認書

(2) 被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類

(3) 保険契約者である会社等の団体(備-3)が受給者本人であることを確認した書類

④ 保険金(備-1)(備-5)は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて 5 営業日以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。

⑤ 保険金(備-1)を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認(備-6)を行ないます。この場合には、第④項の規定にかかわらず、保険金(備-1)(備-5)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とします。また、当会社は、保険金(備-1)の請求者にその旨を通知します。

(1) 保険金(備-1)の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
保険金(備-1)の支払事由に該当する事実の有無

(2) 保険金(備-1)の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金(備-1)の支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

(4) この普通保険約款に定める重大事由（第 18 条）、詐欺または不法取得目的（第 13 条）に該当する可能性がある場合
(2)もしくは(3)に定める事項、第 18 条「重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等」第①項(5)(ｱ)から(ｵ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金(備-1)の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事項

⑥ 第⑤項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第④項および第⑤項の規定にかかわらず、保険金(備-1)(備-5)を支払うべき期限は、請求に必要な

書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-7)を経過する日とします。この場合、当会社は、保険金(備-1)の請求者にその旨を通知します。

(1) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180日

(2) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180日

(3) 第⑤項(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金(備-1)の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第⑤項(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日

(4) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査
180日

⑦ 第⑤項または第⑥項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金(備-1)の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-8)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金(備-1)を支払いません。

⑧ 保険料の払込の免除についても、第④項から第⑦項の規定を準用します。

⑨ 解約払戻金(第23条)の支払請求があった場合についても、第④項と同様に取り扱います。

⑩ 保険金(備-1)の受取人は、保険金(備-1)(備-5)を一時金で受け取る方法にかえて、当会社の定める期間の範囲内で、当会社の定めた率の複利による利息を付けて、すえ置いて受け取る方法を選択することができます。ただし、すえ置かれる保険金(備-5)の額が当会社の定める金額以上であることを要します。

第4条 備考

(備-1) 死亡保険金(第1条)または高度障害保険金(第2条)をいいます。
(備-2) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-3) 「会社等の団体」とは、「官公署、会社、工場、組合等の団体」をいい、その団体の代表者を含みます。
(備-4) 「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。
(備-5) 保険金(備-1)とともに支払われることとなる金額を含みます。
(備-6) 当会社の指定した医師による診断を含みます。
(備-7) (1)から(4)の複数に該当する場合でも180日とします。
(備-8) 当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第2章 保険契約の締結および保険料の払込

第5条 保険契約の申込、復活の請求および承諾通知

① 保険契約を申し込む場合または保険契約者が保険契約の復活(第24条)を請求する場合には、被保険者の同意を得て、次の書面を当会社に提出してください。

(1) 当会社の定めた保険契約申込書または請求書
(2) 被保険者についての当会社の定めた告知書(第6条)

② 第①項の場合には、当会社は、当会社の定めた取扱基準によって、次のとおり取り扱います。

(1) 当会社の指定した医師によって被保険者の診断を行なうことがあります。
(2) 被保険者の診断書または健康状態その他についての資料の提出を求めることがあります。

③ 当会社が、第①項の申込または請求を承諾した場合には、次のとおりとします。

(1) 保険契約の申込を承諾した場合
当会社は次の事項を記載した保険証券を交付します。また、保険証券の交付によって、承諾通知の代わりとします。なお、保険証券には保険契約を締結した年月日を記載しません。
(ｲ) 当会社名
(ﾛ) 保険契約者の氏名または名称
(ﾊ) 被保険者の氏名
(ﾆ) 保険金等(備-1)の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
(ﾎ) 保険金等(備-1)の支払事由および保険料の払込の免除事由
(ﾍ) 保険期間
(ﾄ) 保険金等(備-1)の額
(ﾁ) 保険料およびその払込方法〈回数〉
(ﾘ) 解約払戻金抑制割合
(ﾇ) 契約日
(ﾙ) 保険証券を作成した年月日

(2) 保険契約の復活の請求を承諾した場合
当会社は書面によって承諾の通知をするものとし、保険証券は交付しません。

第5条 備考

(備-1) 死亡保険金(第1条)または高度障害保険金(第2条)をいいます。また、給付特約(備-2)を付加した場合には、その特約にもとづく保険金または給付金を含みます。
(備-2) この保険契約に付加する保険金または給付金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第6条 保険契約者・被保険者の告知義務

当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活(第5・24条)の際、支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者(備-1)は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、保険契約者または被保険者(備-1)はその医師が書面に記入した内容を確認してください。

第6条 備考

(備-1) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

第7条 当会社の給付責任の開始および終了

① 保険契約の締結または保険契約の復活の場合(第5・24条)には、当会社は、次の日から、給付責任(備-1)を開始します。

(1) 当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した後に、第1回保険料または当会社への払込を要する金額(第24条)が払い込まれた場合

(ｲ)保険契約の締結の場合	「第1回保険料が払い込まれた日」
(ﾛ)保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額が払い込まれた日」

(2) 第1回保険料または当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた後に、当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した場合

(ｲ)保険契約の締結の場合	「第1回保険料に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日
(ﾛ)保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

② 第①項に規定する給付責任開始の日の取扱については、次のとおりとします。

(1) 保険契約の締結の場合	給付責任開始の日を「契約日」とし、保険期間および保険料払込期間は、契約日を含めて計算します。
(2) 保険契約の復活の場合	給付責任開始の日を「復活日」とします。

③ 当会社は、保険契約が有効に継続している間、保険期間満了時まで給付責任(備-1)を負います。

第7条 備考

(備-1) 「給付責任」とは、「死亡保険金もしくは高度障害保険金の支払事由(第1・2条)または保険料の払込の免除事由(第3条)が発生した場合に、当会社が、その支払または払込の免除を行なう責任」のことをいいます。

第8条 保険料の払込方法〈回数〉および払込期月

① 第2回目以後の保険料は、保険料払込期間中、次の払込方法〈回数〉の中から保険契約の申込の際に選択された払込方法〈回数〉によって、その払込期月内に払い込んでください。なお、払込期月は、次の「払込期月の基準日」の属する月の初日から末日までとし、払込方法〈回数〉による保険契約の呼称は、それぞれ次のとおりとします。

払込方法〈回数〉	払込期月の基準日	払込方法〈回数〉による保険契約の呼称
(1) 年払(毎年1回払込)	契約応当日(備-1)(備-2)	「年払契約」
(2) 半年払(毎年2回払込)	契約日の半年ごとの応当日(備-2)	「半年払契約」
(3) 月払(毎年12回払込)	契約日の毎月の応当日(備-2)	「月払契約」

② 保険契約者は、当会社の定めた取扱基準によって、保険料の払込方法〈回数〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必

要書類（別表 1）を当会社に提出してください。なお、保険契約者は次回払込期月（第 3 条）以降、最初に到来する変更後の払込方法〈回数〉の払込期月より、変更後の払込方法〈回数〉によって保険料を払い込んでください。

③　「保険契約が消滅した場合」（第 15・16・18・20 条）または「保険料の払込を要しなくなった場合」（第 3・32 条）には、当会社は、それまでに払い込まれた第①項の保険料のうち、「払込期月の基準日」の到来していない保険料を保険契約者(備-3)に払い戻します。

④　年払契約または半年払契約で、「保険契約が消滅した場合」または「保険料の払込が免除された場合」（第 3 条）には、それまでに払い込まれた保険料(備-4)の保険料期間(備-5)のうち、まだ経過していない期間の月数(備-6)に相当する保険料として、月割によって計算した「未経過保険料」(備-7)を保険契約者(備-3)に払い戻します。ただし、保険料の払込を要しなくなった場合には、その後に保険契約が消滅したとしても「未経過保険料」の払い戻しはありません。

⑤　第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに、保険金(備-8)の支払事由が発生し、保険金(備-8)を支払う場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

⑥　第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに保険料の払込の免除事由（第 3 条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日（第 10 条）までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-9)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第 8 条　備考

(備-1)　契約日（第 7 条）の毎年の応当日をいいます。

(備-2)　応当日がない場合には、その月の末日とします。

(備-3)　保険金(備-8)を支払う場合には、その受取人とします。

(備-4)　第⑤項または第 11 条「払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱」第①項の規定により当会社が支払うこととなった金額から差し引かれた未払込の保険料を含みます。

(備-5)　その保険料の払込期月の基準日(備-10)から次回払込期月の基準日の前日までの期間をいいます。

(備-6)　次回払込期月の基準日の前日までの月数をいい、保険料期間(備-5)の月数未満の月数とします。なお、月数は、契約日の毎月の応当日(備-2)(備-10)から次の契約日の毎月の応当日(備-2)の前日までの期間を 1 ヵ月として計算し、1 ヵ月未満の期間は切り捨てます。

(備-7)　保険契約の一部が消滅する場合、その消滅する部分については、消滅前後の保険料の差額について未経過保険料を計算します。

(備-8)　死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。

(備-9)　払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

(備-10) 第 1 回保険料の場合には、契約日とします。

第 9 条　保険料の払込方法〈経路〉

①　保険契約者は、保険契約の申込の際に保険料の払込方法〈経路〉について、次のどれかを選択してください。

(1)　口座振替払込	当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法で、保険契約者の指定する口座が当会社の指定した金融機関等に設置してある場合に限り、選択できます。(備-1) この払込方法〈経路〉を選択した場合には、その金融機関等に対して保険料の口座振替を委任してください。
(2)　振替送金払込	金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法で、当会社が承諾した場合に限り、選択できます。
(3)　団体・集団扱払込	所属団体または集団を通じて払い込む方法で、所属団体または集団と当会社との間に団体扱契約、集団扱契約、定期保険特別集団扱契約または専用集団扱契約が締結されている場合に限り、選択できます。(備-2)

②　保険契約者は、第①項の各号の保険料の払込方法〈経路〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。

③　保険料の払込方法〈経路〉が、「口座振替払込」または「団体・集団扱払込」である保険契約において、その保険契約が、第①項に定める要件を満たさなくなったときまたは当会社の取扱基準に該当しなくなったときは、保険契約者は、第②項の規定により保険料の払込方法〈経路〉を他の保険料の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行なうまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第 9 条　備考

(備-1)　保険料の払込方法〈経路〉が「口座振替払込」の場合、「保険料口座振替特則」を適用します。

(備-2)　保険料の払込方法〈経路〉が「団体・集団扱払込」の場合、団体扱特約、集団扱特約、定期保険特別集団扱特約または専用集団扱特約を付加します。

第 10 条　保険料の払込猶予期間

①　第 2 回目以後の保険料の払込については、払込期月（第 8 条）の翌月初日から翌々月の契約日（第 7 条）の応当日まで(備-1)の猶予期間があります。

②　第①項の払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれなかった場合(備-2)には、保険契約は、その払込猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合、第 19 条「保険契約の失効」の規定によって取り扱います。

第 10 条　備考

(備-1)　「払込期月の基準日」（第 8 条）が 2 月、6 月、11 月の各末日の場合、その保険料の払込猶予期間はそれぞれ 4 月、8 月、1 月の各末日までとします。

(備-2)　払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第 11 条　払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱

①　保険料の払込猶予期間（第 10 条）中に保険金(備-1)の支払事由が発生し、保険金(備-1)を支払う場合(備-2)には、すでに「払込期月の基準日」（第 8 条）の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

②　払込猶予期間中に保険料の払込の免除事由（第 3 条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-3)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第 11 条　備考

(備-1)　死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。

(備-2)　払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険金(備-1)の支払事由が発生したときには、保険料の払込猶予期間中に保険金(備-1)の支払事由が発生したものとして取り扱います。

(備-3)　払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに未払込の保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに未払込の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第 12 条　保険料の前納

①　保険料の払込方法〈回数〉が年払の場合、保険契約者は、当会社が定める期間中の保険料について、前納(備-1)をすることができます。なお、保険料の払込方法〈回数〉が月払または半年払の場合には、保険料の払込方法〈回数〉を年払に変更してください。

②　保険料を前納(備-1)する場合には、当会社の定めた率による割引をします。

③　保険料前納金は、毎年、当会社の定めた率の複利による利息をつけて積み立てておき、「払込期月の基準日」（第 8 条）ごとに保険料の払込に充当します。

④　次の(1)から(4)のどれかの場合で、保険料前納金の残額(備-2)があるときには、保険契約者(備-3)に払い戻します。

(1)　前納期間(備-4)が満了した場合

(2)　保険料の払込を要しなくなった場合（第 3・32 条）

(3)　保険契約が消滅した場合（第 15・16・18・19・20 条）

(4)　死亡保険金額を減額した場合（第 31 条）

第 12 条　備考

(備-1)　将来の保険料をあらかじめ一時に払い込むことをいいます。

(備-2)　死亡保険金額を減額した場合には、減額部分に対応する保険料前納金の残額とします。

(備-3)　死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）を支払う場合には、その受取人とします。

(備-4)　「前納期間」とは、前納された保険料が充当される期間をいいます。

第３章　保険契約の無効および消滅

第13条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効

①　保険契約者、被保険者または保険金受取人(備-1)の詐欺によって、保険契約の締結または保険契約の復活（第５・24条）が行なわれた場合には、当会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

②　第①項の保険契約の取消は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または保険金受取人(備-1)に取消の通知をします。

③　保険契約者が保険金(備-2)を不法に取得する目的または他人に保険金(備-2)を不法に取得させる目的をもって、保険契約の締結または保険契約の復活が行なわれた場合には、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

④　第①項から第③項によって当会社が保険契約を取り消した場合または保険契約が無効となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を返還することを要します。

第13条　備考
(備-1)　死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人をいいます。
(備-2)　死亡保険金（第１条）または高度障害保険金（第２条）をいいます。

第14条　年齢の誤りによる保険契約の取消

①　保険契約申込書に記載された被保険者の年齢（第38条）に誤りがあった場合で、契約日（第７条）における実際の年齢およびその誤りが発見された日における実際の年齢が、どちらも「契約締結年齢(備-1)」の範囲外であったときには、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

②　第①項によって保険契約が取消となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を払い戻すこととなった保険料から差し引き、なお不足するときには、その不足額を返還することを要します。

③　第①項に該当しなかった場合には、保険契約は取消としないで、第39条「年齢の誤りの処理」の規定によって取り扱います。

第14条　備考
(備-1)　当会社の定めたこの保険契約を締結（第５条）することができる年齢をいいます。

第15条　支払事由の発生等による保険契約の消滅

次のどれかに該当した場合には、保険契約は、それぞれの時に消滅します。

(1)　被保険者が保険期間満了時まで生存した場合には、保険期間満了時
(2)　被保険者が保険期間中に死亡した場合には、被保険者が死亡した時
(3)　被保険者が保険期間中に高度障害状態（第２条）となり、高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態となった時

第16条　告知義務違反による保険契約の解除および保険金の不支払等

①　保険契約者または被保険者(備-1)が、保険契約の締結または保険契約の復活（第５・24条）の際に、当会社が告知を求めた事項（第６条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。

②　当会社は、保険金(備-2)の支払事由または保険料の払込の免除事由（第３条）が発生した後でも、第①項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。

(1)　当会社は、保険金(備-2)を支払いません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-3)を返還することを要します。
(2)　当会社は、保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。

③　第②項の場合でも、保険金(備-2)の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人が証明した場合には、その支払または払込の免除を行ないます。

④　この第16条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人に解除の通知をします。

⑤　この第16条によって保険契約を解除した場合、保険契約に解約払戻金（第23条）があるときには、当会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

第16条　備考
(備-1)　保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。
(備-2)　死亡保険金（第１条）または高度障害保険金（第２条）をいいます。
(備-3)　この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

第17条　保険契約を解除できない場合

①　当会社は、次の(1)から(5)のどれかに該当した場合には、第16条に規定する保険契約の解除を行なうことはできません。

(1)　当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第５・24条）の際に、解除の原因となる事実を知っていた場合または過失によって知らなかった場合
(2)　保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者が第６条の告知をすることを妨げた場合
(3)　保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者に対し、第６条の告知をしないことを勧めた場合、または不実の告知をすることを勧めた場合
(4)　当会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１ヵ月を経過した場合
(5)　保険契約が、給付責任開始の日（第７条）からその日を含めて２年をこえて有効に継続した場合。ただし、給付責任開始の日からその日を含めて２年以内に、解除の原因となる事実により、高度障害保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込の免除事由（第３条）が発生したときには、保険契約が、給付責任開始の日からその日を含めて２年をこえて有効に継続した後でも、第16条に規定する保険契約の解除をすることができます。

②　第①項(2)および(3)の規定は、それぞれに規定する保険媒介者(備-1)の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当会社が告知を求めた事項（第６条）について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第17条　備考
(備-1)　「保険媒介者」とは、当会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。

第18条　重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等

①　当会社は、次の(1)から(6)のどれかに該当する事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向って解除することができます。

(1)　保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金(備-1)を詐取する目的でまたは他人に死亡保険金(備-1)を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合
(2)　保険契約者、被保険者または高度障害保険金の受取人がこの保険契約の高度障害保険金（第２条）を詐取する目的でまたは他人にこの保険契約の高度障害保険金を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合
(3)　保険契約者または被保険者が当会社にこの保険契約の保険料の払込の免除（第３条）を行なわせる目的で、事故招致(備-2)をした場合
(4)　この保険契約の保険金(備-3)の支払請求またはこの保険契約の保険料の払込の免除の請求に関し、保険金(備-3)の受取人(備-4)に詐欺行為(備-2)があった場合
(5)　保険契約者、被保険者または保険金(備-3)の受取人が、次の(ｱ)から(ｵ)のどれかに該当する場合
　(ｱ)　反社会的勢力(備-5)に該当すると認められること
　(ｲ)　反社会的勢力(備-5)に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　(ｳ)　反社会的勢力(備-5)を不当に利用していると認められること
　(ｴ)　保険契約者または保険金(備-3)の受取人が法人の場合、反社会的勢力(備-5)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　(ｵ)　その他反社会的勢力(備-5)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(6)　当会社の保険契約者、被保険者または保険金(備-3)の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする(1)から(5)と同等の重大な事由がある場合(備-6)

② 当会社は、保険金(備-3)の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した後でも、第①項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。
(1) 当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に保険金(備-3)の支払事由が発生した場合、その支払事由による保険金(備-3)(備-7)の支払を行ないません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-8)を返還することを要します。
(2) 当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に保険料の払込の免除事由が発生した場合、その免除事由による保険料の払込の免除を行ないません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。
③ この第18条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または保険金(備-3)の受取人に解除の通知をします。
④ この第18条によってこの保険契約を解除した場合、保険契約に解約払戻金（第23条）があるときには、当会社は、解約払戻金(備-9)を保険契約者に支払います。

第18条 備考
(備-1) 「死亡保険金」には、この保険契約の死亡保険金（第1条）のほか、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称を問いません。
(備-2) 未遂を含みます。
(備-3) 「保険金」とは、死亡保険金または高度障害保険金（第2条）をいいます。
(備-4) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-5) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
(備-6) 例えば、この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除される場合、または保険契約者、被保険者もしくは保険金(備-3)の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合などが該当することがあります。
(備-7) 第①項(5)のみに該当した場合で、第①項(5)(ｱ)から(ｵ)までに該当したのが保険金(備-3)の受取人のみであり、その保険金(備-3)の受取人が保険金(備-3)の一部の受取人であるときは、その受取人の受取部分の保険金(備-3)とします。
(備-8) この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。
(備-9) 第①項(5)のみに該当した場合で、保険金(備-3)の一部の受取人に対して第②項(1)の規定を適用し、その受取人の受取部分の保険金(備-3)を支払わないときは、その支払わない部分についての解約払戻金とします。

第19条 保険契約の失効

① 保険契約が効力を失った後は、当会社は、給付責任（第7条）を負いません。
② 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、次の(1)または(2)の請求をすることができます。
(1) 解約払戻金（第23条）の支払請求
(2) 保険契約の復活（第24条）の請求

第20条 保険契約者による保険契約の解約

① 保険契約者は、いつでも、将来に向って保険契約を解約することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。
② 第①項の場合、保険契約に解約払戻金（第23条）があるときには、当会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

第21条 保険金受取人による保険契約の存続

① 債権者等(備-1)による保険契約の解約（第20条）は、解約の通知が当会社に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。
② 第①項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の(1)および(2)をともに満たす保険金(備-2)の受取人は、保険契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等(備-1)に支払うべき金額を債権者等(備-1)に支払い、かつ当会社にその旨を通知したときは、第①項の解約はその効力を生じません。
(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2) 保険契約者ではないこと
③ 第②項の規定により、保険契約を存続させる場合、当会社は、手続書類（別表1）の提出を求めます。
④ 第①項の解約の通知が当会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金(備-2)の支払事由が生じ、当会社が保険金(備-2)を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等(備-1)に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等(備-1)に支払った金額を差し引いた残額を、その保険金(備-2)の受取人に支払います。

第21条 備考
(備-1) 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。
(備-2) 死亡保険金（第1条）または高度障害保険金（第2条）をいいます。

第22条 解約払戻金抑制割合の指定

① 保険契約者は、保険契約の申込の際に、当会社の定めた範囲内で解約払戻金抑制割合(備-1)を指定するものとします。
② 第①項により指定した解約払戻金抑制割合は、変更することはできません。

第22条 備考
(備-1) 解約払戻金（第23条）の計算に用いる割合をいいます。

第23条 解約払戻金

① 解約払戻金抑制割合が100%の場合、この保険契約についての解約払戻金はありません。また、解約払戻金抑制割合が0%および100%以外の場合、解約払戻金は、解約払戻金抑制割合に応じた低い水準に設定します。
② 解約払戻金抑制割合が100%以外の場合、当会社は、保険契約の締結（第5条）の際に、当会社の定める経過年数に応じて計算した解約払戻金額を保険契約者に通知します。
③ 払済定期保険への変更（第32条）後の解約払戻金については、第①項の規定を適用しません。

第4章 失効した保険契約の復活

第24条 失効した保険契約の復活

① 保険契約者は、保険契約が効力を失った日（第10条、第34条第③項）からその日を含めて1年以内は、その効力を回復させるため、保険契約の復活の請求（第5条）を行なうことができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。ただし、保険契約者が解約払戻金の支払請求（第19条）を行なった後は、保険契約の復活を請求することはできません。
② 当会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、延滞した保険料(備-1)を払い込んでください。

第24条 備考
(備-1) 「延滞した保険料」とは、復活した時までにすでに「払込期月の基準日」（第8条）の到来していた未払込の保険料のことをいいます。

第5章 契約者配当

第25条 契約者配当金

この保険契約については、契約者配当金はありません。

第6章 保険契約の内容の変更

第26条 保険契約者の変更

① 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約についての一切の権利義務を第三者に承継させて、その第三者を新たな保険契約者とすることができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。
② 保険契約者を変更した場合には、当会社は、保険証券に変更後の保険契約者を表示します。

第27条 当会社への通知による保険金受取人の変更

① 保険契約者は、保険金(備-1)の支払事由（第1・2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、当会社に対する通知により、保険金受取人(備-2)を変更することができます。ただし、高度障害保険金の受取人を変更する場合で、変更後の高度障害保険金の受取人が被保険者となる場合には、被保険者の同意を要しません。なお、変更後の高度障害保険金の受取人は、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかとします。

② 第①項の規定により、保険金受取人(備-2)を変更する場合、当会社は、保険契約者に手続書類（別表 1）の提出を求めます。
③ 第①項の規定により、保険金受取人(備-2)が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の保険金受取人(備-2)を表示します。
④ 第①項の通知が当会社に到達する前に変更前の保険金受取人(備-2)に保険金(備-1)を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人(備-2)から保険金(備-1)の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

第 27 条 備考
(備-1) 死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。
(備-2) 死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人をいいます。

第 28 条 遺言による保険金受取人の変更

① 第 27 条に定めるほか、保険契約者は、保険金(備-1)の支払事由（第 1・2 条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人(備-2)を変更することができます。なお、変更後の高度障害保険金の受取人は、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかとします。
② 第①項の保険金受取人(備-2)の変更は、高度障害保険金の受取人を変更する場合で、変更後の高度障害保険金の受取人が被保険者となる場合を除き、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
③ 第①項および第②項による保険金受取人(備-2)の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することはできません。
④ 第①項および第②項の規定により、保険金受取人(備-2)を変更する場合、当会社は、保険契約者の相続人に手続書類（別表 1）の提出を求めます。
⑤ 第①項および第②項の規定により、保険金受取人(備-2)が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の保険金受取人(備-2)を表示します。

第 28 条 備考
(備-1) 死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。
(備-2) 死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人をいいます。

第 29 条 保険金受取人の死亡

① 保険金(備-1)の受取人が保険金(備-1)の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金(備-1)の受取人とします。
② 第①項の規定により保険金(備-1)の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第①項の規定により保険金(備-1)の受取人となった者のうち生存している他の保険金(備-1)の受取人を保険金(備-1)の受取人とします。
③ 第①項および第②項により保険金(備-1)の受取人となった者(備-2)が 2 人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第 29 条 備考
(備-1) 死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。
(備-2) 第①項および第②項の規定により保険金(備-1)の受取人となった者が死亡し、第①項および第②項の規定によりあらたに保険金(備-1)の受取人となった者を含みます。

第 30 条 保険期間・保険料払込期間の短縮

① 保険契約者は、当会社の承諾を得て、保険期間または保険料払込期間を短縮することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、短縮後の保険期間または保険料払込期間が当会社の定めた取扱範囲外となる場合には短縮することはできません。
② 保険期間または保険料払込期間を短縮した場合には、次のとおりとします。
(1) 当会社の定めた方法によって計算した金額を次のとおり精算します。
(ｲ) 払い戻す金額がある場合には、保険契約者に払い戻します。ただし、解約払戻金抑制割合が 100％の場合には、払い戻す金額はありません。
(ﾛ) 当会社への払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに払い込むことを要します。
(2) 保険料は、次回払込期月（第 3 条）からあらためます。
(3) 保険契約者に保険期間または保険料払込期間を短縮したことを通知します。

第 31 条 死亡保険金額の減額

① 保険契約者は、死亡保険金額を減額することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、減額後の死亡保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、減額することはできません。
② 死亡保険金額を減額した場合には、次のとおりとします。
(1) 減額部分は解約されたものとし、解約払戻金（第 23 条）があるときには、当会社は、その解約払戻金を保険契約者に支払います。
(2) 保険料は、減額後の死亡保険金額によって、次回払込期月（第 3 条）からあらためます。
(3) 保険契約者に死亡保険金額を減額したことを通知します。

第 32 条 払済定期保険への変更

① 保険契約者は、保険料払込期間中、当会社の定めた取扱基準によって、次回払込期月（第 3 条）以後の保険料を払い込まないこととし、保険契約を次の(1)から(3)に規定する内容の払済定期保険に変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、変更後の死亡保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合または解約払戻金抑制割合が 100％の場合には、変更することができません。
(1) 保険種類は、この保険契約と同種類の定期保険とします。
(2) 保険期間は、変更前の保険契約の保険期間の残存期間とします。
(3) 死亡保険金額は、次の(ｲ)および(ﾛ)の合計額によって計算した金額にあらためます。この場合、現金貸付金（第 33 条）があったときには、その元利合計額を(ｲ)および(ﾛ)の合計額から差し引いて計算します。
(ｲ) 変更前の保険契約の解約払戻金額（第 23 条）
(ﾛ) 未経過保険料（第 8 条第④項）
② 払済定期保険に変更した場合には、保険契約者に払済定期保険に変更したことを通知します。

第 7 章 保険契約者に対する現金貸付および貸付金の返済

第 33 条 保険契約者に対する現金貸付

① 保険契約者は、当会社の定めた借用条項にもとづいて、次の(1)または(2)のどちらか低い金額の範囲内で、現金貸付を受けることができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、現金貸付金が当会社の定めた金額に満たない場合または解約払戻金抑制割合が 100％の場合には、現金貸付を行ないません。
(1) 貸付時の解約払戻金の 9 割
(2) 貸付時の 3 年経過時の解約払戻金の 8 割
② 現金貸付を行なう際に、すでにこの第 33 条の現金貸付金があった場合には、当会社は、その元利合計額を、新たな現金貸付金から差し引きます。
③ 現金貸付金の利息は、当会社の定めた利率によって、貸付を行なった日の翌日から計算し、貸付を行なった日の毎年の応当日ごとに元金に繰り入れます。
④ この第 33 条の現金貸付金の返済については、第 34 条「貸付金の返済」の規定によって取り扱います。

第 34 条 貸付金の返済

① 保険契約者は、保険期間中、いつでも、現金貸付金（第 33 条）の元利合計額の全部または一部を返済することができます。ただし、その元利合計額の一部を返済する場合、その返済額は当会社の定めた金額以上であることを要します。
② 当会社は、保険契約が、次の(1)から(4)のどれかに該当した場合で、現金貸付金があったときには、その元利合計額を、当会社の支払うこととなった金額または変更に際して充当することとなった金額から差し引きます。
(1) 保険契約が消滅した場合（第 15・16・18・19・20 条）
(2) 保険期間の短縮を行なう場合（第 30 条）
(3) 死亡保険金額の減額を行なう場合（第 31 条）
(4) 払済定期保険への変更を行なう場合（第 32 条）
③ 現金貸付金の元利合計額が、解約払戻金額（第 23 条）をこえることとなった場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、当会社の定めた方法によって計算した金額を払い込んでください。この場合、その金額が当会社の指定した日までに払い込まれなかったときには、保険契約は、現金貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえることとなった時から効力を失います。なお、当会社が、この保険契約の復活の請求を承諾した場合には、保険契約者は、延滞した保険料（第 24 条）とともに、当会社の定めた方法によって計算した金額を払い込んでください。

第８章　その他の事項

第 35 条　保険契約者・死亡保険金受取人・高度障害保険金の受取人の代表者

①　この保険契約について、保険契約者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人が２人以上ある場合には、それぞれ代表者１人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の人を代理するものとします。

②　第①項の代表者が定まらない場合またはその住所もしくは居所が不明である場合には、当会社が保険契約者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人の１人に対して行なった行為は、それぞれ他の人に対してもその効力を生じます。

第 36 条　保険契約者の連帯責任

この保険契約について、保険契約者が２人以上ある場合には、それぞれの保険契約者は、連帯して保険契約についての責任を負うものとします。

第 37 条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務

①　保険契約者が住所を変更した場合には、ただちに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。

②　保険契約者が第①項の通知をしなかった場合には、当会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

第 38 条　年齢の計算

被保険者の年齢は、満年で計算し、１年未満の端数は切り捨てます。

第 39 条　年齢の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合で、第 14 条「年齢の誤りによる保険契約の取消」の規定に該当しなかったときには、次の(1)または(2)によって取り扱います。

(1)　契約日（第７条）における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の範囲内であった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の年齢にもとづいて保険料をあらため、過不足金額を精算します。

(2)　契約日における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の最低年齢に満たなかった場合でも、その事実が発見された日における年齢が、その最低年齢以上となっていたときには、当会社の定めた方法によって、その最低年齢になった日を契約日として保険料をあらため、過不足金額を精算します。

第 39 条　備考

(備-1)　当会社の定めたこの保険契約を締結（第５条）することができる年齢をいいます。

第 40 条　性別の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の性別にもとづいて保険料をあらため、過不足金額を精算します。

第 41 条　契約内容の登録

①　当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下、この第 41 条において「協会」といいます。）に登録します。

(1)　保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）

(2)　死亡保険金の金額

(3)　契約日（復活が行なわれた場合は、最後の復活の日とします。以下、第②項において同様とします。）

(4)　当会社名

②　第①項の登録の期間は、契約日から５年（契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。

③　協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、この第 41 条において「各生命保険会社等」といいます。）は、第①項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、この第 41 条において同様とします。）の申込（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第①項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

④　各生命保険会社等は、第②項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第③項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加の承諾を含みます。以下、この第 41 条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。

⑤　各生命保険会社等は、契約日（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加が行なわれた場合は、最後の復活、保険金額の増額、復旧または特約の付加の日とします。以下、この第⑤項において同様とします。）から５年（契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第①項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

⑥　各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

⑦　協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

⑧　保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

⑨　第③項、第④項および第⑤項中、「被保険者」、「保険契約」、「死亡保険金」、「災害死亡保険金」、「保険金額」、「高度障害保険金」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「共済契約」、「死亡共済金」、「災害死亡共済金」、「共済金額」、「後遺障害共済金」と読み替えます。

第 42 条　管轄裁判所

この保険契約に関する訴訟については、当会社の本店または保険契約者、死亡保険金受取人もしくは高度障害保険金の受取人の住所地(備-1)を管轄する日本国内の地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とします。

第 42 条　備考

(備-1)　保険契約者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人が２人以上ある場合には、第 35 条に規定する代表者の住所地とします。

第 43 条　時効による請求権の消滅

保険金(備-1)、解約払戻金その他払い戻すこととなる金額を請求する権利または保険料の払込の免除を請求する権利は、これらを行使することができる時から３年間行使しない場合には、消滅します。

第 43 条　備考

(備-1)　死亡保険金（第１条）または高度障害保険金（第２条）をいいます。

第 44 条　準拠法

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第 45 条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用

この保険契約に、給付特約(備-1)を付加した場合には、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」を適用します。

第 45 条　備考

(備-1)　「給付特約」とは、保険金または給付金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第 46 条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱

①　保険契約の申込（第５条）の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の(1)から(3)の１または２以上の契約条件を付加して保険契約を締結することがあります。この場合、保険料、給付内容または保険契約の内容の変更等については、この第 46 条の規定を適用して取り扱います。

(1)　保険料の変更

この保険契約の払い込むべき保険料を、申込の時の金額から、当会社の定める方法によりあらためて計算したその申込の時の金額を上回る金額に変更します。

(2)　死亡保険金額の削減

契約日（第７条）以後、当会社の定めた削減期間中に保険金(備-1)の支払事由が発生した場合には、その保険金(備-1)の支払金額は、その支払事由が発生した保険年度(備-2)に応じて、次の割合を乗じて得た金額に削減します。ただし、不慮の事故（別表２）または別

表５に定める感染症を直接の原因として保険金(備-1)の支払事由が発生したときには、この削減は行ないません。

保険年度／削減期間	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１　年	5.0 割	－	－	－	－
２　年	3.0 割	6.0 割	－	－	－
３　年	2.5 割	5.0 割	7.5 割	－	－
４　年	2.0 割	4.0 割	6.0 割	8.0 割	－
５　年	1.5 割	3.0 割	4.5 割	6.0 割	8.0 割

(3)　特定障害の不担保

(ｲ)　当会社の定めた不担保期間中に、別表３に定める高度障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、高度障害保険金の支払事由が発生した場合には、第２条の規定にかかわらず、高度障害保険金を支払いません。

(ﾛ)　当会社の定めた不担保期間中に、別表４に定める身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第３条の規定にかかわらず、保険料の払込を免除しません。

②　第①項の規定によって契約条件を付加して保険契約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券に記載します。

③　第①項の契約条件を付加して締結した保険契約については、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日から給付責任（第７条）を開始します。ただし、(2)に該当する場合で、保険契約者が、当会社の付加する契約条件を承諾する際に、特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日(備-3)を給付責任開始の日にすることができます。

(1)　保険契約者が承諾した後に、第１回保険料が払い込まれた場合
「第１回保険料が払い込まれた日」

(2)　第１回保険料に相当する金額(備-4)が払い込まれた後に、保険契約者が承諾した場合
「第１回保険料に相当する金額(備-4)が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

④　第①項の契約条件を付加した保険契約(備-5)については、次の表の(1)から(3)の取扱を、それぞれに定めた条件に該当する場合には取り扱いません。

取　　扱	条　　件
(1)　保険期間の短縮	次のどれかに該当する場合 (ｲ)　「保険料の変更」の条件を付加した場合 (ﾛ)　「死亡保険金額の削減」の条件を付加した場合 (ﾊ)　「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき
(2)　保険料払込期間のみの短縮	次のどれかに該当する場合 (ｲ)　「保険料の変更」の条件を付加した場合で、保険料払込期間中のとき (ﾛ)　「死亡保険金額の削減」の条件を付加した場合で、削減期間中のとき (ﾊ)　「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき
(3)　払済定期保険への変更	「死亡保険金額の削減」の条件を付加した場合で、削減期間中のとき

⑤　この保険契約の給付特約(備-6)にその特約条項に定める契約条件が付加された場合、その給付特約(備-6)の保険料、給付内容または契約内容変更等については、その特約条項に定めるとおり取り扱います。

第 46 条　備考

(備-1)　死亡保険金（第１条）または高度障害保険金（第２条）をいいます。

(備-2)　「保険年度」とは、契約日または契約応当日（第８条第①項）から直後に到来する契約応当日の前日までの期間をいいます。

(備-3)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、「保険契約者が承諾した日」と「当会社への払込を要する金額を払い込んだ日」とのいずれか遅い日とします。

(備-4)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、その条件を付加する前の金額を「第１回保険料に相当する金額」とみなします。

(備-5)　この保険契約に給付特約(備-6)を付加した場合には、その付加した給付特約(備-6)を含みます。

(備-6)　「給付特約」とは、保険金または給付金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第 47 条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱

①　保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、情報端末(備-1)を用いることによっても、保険契約の申込もしくは復活の請求（第５・24 条）または告知（第６条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

(1)　保険契約者は、当会社の定めた保険契約申込書または請求書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、保険契約の申込または復活の請求をすることができるものとします。

(2)　保険契約者または被保険者(備-3)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示することにより当会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、告知することができるものとします。また、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項についてその医師に口頭で告知する際、その医師は告知された内容を情報端末(備-1)に入力することがあります。この場合、保険契約者または被保険者(備-3)は、口頭でした告知に関し、その医師が情報端末(備-1)に入力した事項を確認してください。

②　第①項の規定により保険契約の申込もしくは復活の請求または告知を行なった場合、当会社は、その保険契約の申込もしくは復活の請求または告知に関する書面等を保険契約者(備-4)に交付します。

第 47 条　備考

(備-1)　当会社の定める携帯端末などの情報処理機器をいいます。

(備-2)　当会社への送信にかえて情報端末(備-1)に保存する場合は、情報端末(備-1)への保存を含みます。

(備-3)　保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-4)　被保険者に関する書面等については、被保険者とします。

第 48 条　電磁的方法による告知をする場合の取扱

被保険者は、当会社の承諾を得て、電磁的方法(備-1)によっても、告知（第６条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

(1)　被保険者(備-2)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、当会社が電磁的方法(備-1)により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信することによって、告知することができるものとします。

(2)　当会社は、(1)により被保険者から送信された事項の受信をもって、被保険者の告知があったものとして取り扱います。この場合、当会社は、受信した被保険者の告知の内容を被保険者に通知(備-3)します。

第 48 条　備考

(備-1)　インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

(備-2)　被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-3)　電磁的方法による場合を含みます。

別　　表

別表１　請求書類等

（「別表一覧」をご覧ください）

別表２　対象となる不慮の事故

（「別表一覧」をご覧ください）

別表３　対象となる高度障害状態

（「別表一覧」をご覧ください）

別表４　対象となる身体障害状態

（「別表一覧」をご覧ください）

別表５　対象となる感染症

（「別表一覧」をご覧ください）

無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）普通保険約款

〈目　次〉

第１章　保険金の支払および保険料の払込の免除　24
第１条　死亡保険金の支払およびその免責……24
第２条　高度障害保険金の支払およびその免責……24
第３条　保険料の払込の免除およびその免責……25
第４条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択……25
第２章　保険契約の締結および保険料の払込　26
第５条　保険契約の申込、復活の請求および承諾通知……26
第６条　保険契約者・被保険者の告知義務……26
第７条　当会社の給付責任の開始および終了……26
第８条　保険料の払込方法〈回数〉および払込期月……26
第９条　保険料の払込方法〈経路〉……27
第10条　保険料の払込猶予期間……27
第11条　払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱……27
第12条　保険料の前納……27
第３章　保険契約の無効および消滅　28
第13条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効……28
第14条　年齢の誤りによる保険契約の取消……28
第15条　支払事由の発生等による保険契約の消滅……28
第16条　告知義務違反による保険契約の解除および保険金の不支払等……28
第17条　保険契約を解除できない場合……28
第18条　重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等……28
第19条　保険契約の失効……29
第20条　保険契約者による保険契約の解約……29
第21条　保険金受取人による保険契約の存続……29
第22条　低解約払戻金の取扱……29
第23条　解約払戻金……29
第４章　失効した保険契約の復活　29
第24条　失効した保険契約の復活……29
第５章　契約者配当　29
第25条　契約者配当金……29
第６章　保険契約の内容の変更　29
第26条　保険契約者の変更……29
第27条　当会社への通知による保険金受取人の変更……29
第28条　遺言による保険金受取人の変更……30
第29条　保険金受取人の死亡……30
第30条　死亡保険金額の減額……30
第31条　払済定期保険への変更……30
第７章　保険契約者に対する現金貸付および貸付金の返済　30
第32条　保険契約者に対する現金貸付……30
第33条　貸付金の返済……30
第８章　その他の事項　30
第34条　保険契約者・死亡保険金受取人・高度障害保険金の受取人の代表者……30
第35条　保険契約者の連帯責任……30
第36条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務……30
第37条　年齢の計算……31
第38条　年齢の誤りの処理……31
第39条　性別の誤りの処理……31
第40条　契約内容の登録……31
第41条　管轄裁判所……31
第42条　時効による請求権の消滅……31
第43条　準拠法……31
第44条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用……31
第45条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱……31
第46条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱……32
第47条　電磁的方法による告知をする場合の取扱……32
別　表　32
別表１　請求書類等……32
別表２　対象となる不慮の事故……32
別表３　対象となる高度障害状態……32
別表４　対象となる身体障害状態……32
別表５　対象となる感染症……32

第１章　保険金の支払および保険料の払込の免除

第１条　死亡保険金の支払およびその免責

当会社は、次のとおり死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、保険期間中に死亡した場合（備-2）
(2)　支払金額	死亡保険金額 ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡した場合には、その原因によって死亡した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、死亡保険金額を削減して支払うことがあります。この場合でも、削減して支払う金額は、責任準備金額（備-3）を下まわることはありません。
(3)　免責事由（備-4）	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)のどれかによって死亡した場合。この場合、(ｲ)によって支払事由（備-1）が発生したときを除き、責任準備金額（備-3）を保険契約者に支払います。 (ｱ)　給付責任開始の日（第７条）からその日を含めて２年以内の被保険者の自殺 (ｲ)　保険契約者の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合を除きます。 (ｳ)　死亡保険金受取人の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合または(ｲ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｳ)に該当する場合、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額（備-3）を保険契約者に支払います。

第１条　備考
(備-1)　死亡保険金を支払う場合をいいます。
(備-2)　被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときには、死亡保険金を支払います。
(備-3)　当会社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の保険給付に充てるべきものとして、保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。
(備-4)　支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が死亡保険金の支払を行なわない場合をいいます。

第２条　高度障害保険金の支払およびその免責

①　当会社は、次のとおり高度障害保険金を高度障害保険金の受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、給付責任開始の日（第７条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間中に、別表３に定める高度障害状態に該当（備-2）（備-3）（備-4）した場合
(2)　支払金額	死亡保険金と同額を高度障害保険金額とします。 ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当した場合には、その原因によって高度障害状態に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、高度障害保険金額を削減して支払うことがあります。この場合でも、削減して支払う金額は、責任準備金額（備-5）を下まわることはありません。
(3)　免責事由（備-6）	被保険者が、次の(ｱ)または(ｲ)によって高度障害状態に該当した場合 (ｱ)　保険契約者または被保険者の故意 (ｲ)　高度障害保険金の受取人の故意。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｲ)に該当する場合、その受取人が高度障害保険金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額（備-5）を保険契約者に支払います。

② 高度障害保険金の受取人は、次のとおりとします。
(1) 被保険者。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人が同一法人である場合には、死亡保険金受取人とします。
(2) (1)にかかわらず、保険契約者は、保険契約の申込の際に、被保険者の同意を得て、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかを高度障害保険金の受取人として指定することができます。また、第 27 条または第 28 条の規定により、高度障害保険金の受取人を変更することができます。
(3) (1)または(2)にかかわらず、被保険者が高度障害保険金の受取人であった場合で、被保険者が、高度障害保険金の支払を請求する前に死亡したときには、死亡保険金受取人とします。
③ 死亡保険金を支払った場合には、その支払後に高度障害保険金の支払の請求を受けても、当会社は、高度障害保険金を支払いません。

第 2 条 備考
(備-1) 高度障害保険金を支払う場合をいいます。
(備-2) 高度障害状態について、保険期間満了の日に、視力、言語の機能、そしゃくの機能、上肢の用もしくは下肢の用を全く失った状態または常に介護を要する状態には該当しているが、永久に継続するものとは認められなかった場合でも、保険期間満了の日の翌日以後に、その状態が永久に継続すると認められたときには、保険期間満了の日に高度障害状態に該当したものとして取り扱います。
(備-3) 高度障害状態について、給付責任開始の日前にすでに生じていた障害に、その障害の原因となった傷害または疾病と因果関係のない給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として生じた障害が加わることによって該当したときは、給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としてその高度障害状態に該当したものとして取り扱います。
(備-4) 高度障害状態について、給付責任開始の日前に発病していた疾病によって該当したときでも、次の①または②の場合、その疾病によって該当した高度障害状態は、給付責任開始の日以後に発病した疾病によって該当したものとして取り扱います。
① 当会社が保険契約の締結または保険契約の復活（第 5・24 条）の際の告知によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
② 次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合
(1) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。
(2) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。
(備-5) 当会社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の保険給付に充てるべきものとして、保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。
(備-6) 支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が高度障害保険金の支払を行なわない場合をいいます。

第 3 条 保険料の払込の免除およびその免責

① 当会社は、次のとおり保険料の払込を免除します。

(1) 免除事由(備-1)	被保険者が、給付責任開始の日（第 7 条）以後に発生した不慮の事故（別表 2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日以内の保険料払込期間中に、別表 4 に定める身体障害状態に該当(備-2)(備-3)(備-4)した場合
(2) 免除する保険料	次回払込期月(備-5)以後の保険料 ただし、被保険者が、次の(ｱ)または(ｲ)によって身体障害状態に該当した場合には、当会社は、その原因によって身体障害状態に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、保険料の払込の免除額を削減することがあります。 (ｱ) 地震、噴火または津波 (ｲ) 戦争その他の変乱
(3) 免責事由(備-6)	被保険者が、次の(ｱ)から(ｶ)のどれかによって身体障害状態に該当した場合 (ｱ) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (ｲ) 被保険者の犯罪行為 (ｳ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｴ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｵ) 被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｶ) 被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

② 保険料の払込を免除した場合には、次のとおりとします。
(1) 保険料は、保険料の払込を免除した後も「払込期月の基準日」（第 8 条）ごとに払込があったものとして取り扱います。
(2) 保険料の払込を免除した後は、死亡保険金額の減額（第 30 条）および払済定期保険への変更（第 31 条）は行ないません。
(3) 保険契約者に保険料の払込を免除したことを通知します。

第 3 条 備考
(備-1) 保険料の払込を免除する場合をいいます。
(備-2) 身体障害状態について、不慮の事故の日からその日を含めて 180 日以内に、視力、聴力、上肢の用、上肢の関節の用、下肢の用、下肢の関節の用もしくは手指の用を全く失った状態または脊柱に著しい奇形もしくは著しい運動障害を残す状態には該当しているが、永久に継続するものとは認められなかった場合でも、保険料払込期間中に、その状態が永久に継続すると認められたときには、その日に保険料の払込の免除事由に該当したものとして取り扱います。
(備-3) 身体障害状態について、給付責任開始の日前にすでに生じていた身体障害に、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として生じた身体障害が加わることによって該当したときでも、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。
(備-4) 身体障害状態について、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として該当した場合でも、すでに不慮の事故以外を原因とする障害があり、かつ、その原因が給付責任開始の日以後に発生していたときには、そのすでにあった障害がなかったとしてもその身体障害状態に該当すると認められる場合に限り、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。
(備-5) 次の「払込期月の基準日」の属する払込期月（第 8 条）をいいます。
(備-6) 免除事由が発生した場合でも、当会社が保険料の払込の免除を行なわない場合をいいます。

第 4 条 支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択

① 保険金(備-1)の支払事由または保険料の払込の免除事由（第 3 条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。
② その受取人(備-2)は、すみやかに請求に必要な書類（別表 1）を当会社に提出してその請求をしてください。
③ 会社等の団体(備-3)を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その会社等の団体(備-3)から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約について、保険契約者である会社等の団体(備-3)が当該保険契約の保険金(備-1)の全部またはその相当部分を死亡退職金等(備-4)として被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者に支払う場合には、保険金(備-1)の請求の際に、その受取人は、(1)または(2)の書類および(3)の書類を当会社に提出してください。ただし、死亡退職金等(備-4)の受給者が 2 人以上である場合には、そのうち 1 人からの提出で足りるものとします。
(1) 被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者の請求内容確認書
(2) 被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
(3) 保険契約者である会社等の団体(備-3)が受給者本人であることを確認した書類
④ 保険金(備-1)(備-5)は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて 5 営業日以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。
⑤ 保険金(備-1)を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認(備-6)を行ないます。この場合には、第④項の規定にかかわらず、保険金(備-1)(備-5)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とします。また、当会社は、保険金(備-1)の請求者にその旨を通知します。
(1) 保険金(備-1)の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
保険金(備-1)の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金(備-1)の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金(備-1)の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この普通保険約款に定める重大事由（第 18 条）、詐欺または不法取得目的（第 13 条）に該当する可能性がある場合
(2)もしくは(3)に定める事項、第 18 条「重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等」第①項(5)(ｱ)から(ｵ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金(備-1)の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事項
⑥ 第⑤項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第④項および第⑤項の規定に

かかわらず、保険金(備-1)(備-5)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-7)を経過する日とします。この場合、当会社は、保険金(備-1)の請求者にその旨を通知します。

(1) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180日

(2) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180日

(3) 第⑤項(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金(備-1)の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第⑤項(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日

(4) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査
180日

⑦ 第⑤項または第⑥項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金(備-1)の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-8)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金(備-1)を支払いません。

⑧ 保険料の払込の免除についても、第④項から第⑦項の規定を準用します。

⑨ 解約払戻金(第23条)の支払請求があった場合についても、第④項と同様に取り扱います。

⑩ 保険金(備-1)の受取人は、保険金(備-1)(備-5)を一時金で受け取る方法にかえて、当会社の定める期間の範囲内で、当会社の定めた率の複利による利息を付けて、すえ置いて受け取る方法を選択することができます。ただし、すえ置かれる保険金(備-5)の額が当会社の定める金額以上であることを要します。

第4条 備考

(備-1) 死亡保険金(第1条)または高度障害保険金(第2条)をいいます。
(備-2) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-3) 「会社等の団体」とは、「官公署、会社、工場、組合等の団体」をいい、その団体の代表者を含みます。
(備-4) 「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。
(備-5) 保険金(備-1)とともに支払われることとなる金額を含みます。
(備-6) 当会社の指定した医師による診断を含みます。
(備-7) (1)から(4)の複数に該当する場合でも180日とします。
(備-8) 当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第2章 保険契約の締結および保険料の払込

第5条 保険契約の申込、復活の請求および承諾通知

① 保険契約を申し込む場合または保険契約者が保険契約の復活(第24条)を請求する場合には、被保険者の同意を得て、次の書面を当会社に提出してください。

(1) 当会社の定めた保険契約申込書または請求書
(2) 被保険者についての当会社の定めた告知書(第6条)

② 第①項の場合には、当会社は、当会社の定めた取扱基準によって、次のとおり取り扱います。

(1) 当会社の指定した医師によって被保険者の診断を行なうことがあります。
(2) 被保険者の診断書または健康状態その他についての資料の提出を求めることがあります。

③ 当会社が、第①項の申込または請求を承諾した場合には、次のとおりとします。

(1) 保険契約の申込を承諾した場合
当会社は次の事項を記載した保険証券を交付します。また、保険証券の交付によって、承諾通知の代わりとします。なお、保険証券には保険契約を締結した年月日を記載しません。
(ｲ) 当会社名
(ﾛ) 保険契約者の氏名または名称
(ﾊ) 被保険者の氏名
(ﾆ) 保険金等(備-1)の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
(ﾎ) 保険金等(備-1)の支払事由および保険料の払込の免除事由
(ﾍ) 保険期間
(ﾄ) 保険金等(備-1)の額
(ﾁ) 保険料およびその払込方法〈回数〉
(ﾘ) 低解約払戻金期間
(ﾇ) 契約日
(ﾙ) 保険証券を作成した年月日

(2) 保険契約の復活の請求を承諾した場合
当会社は書面によって承諾の通知をするものとし、保険証券は交付しません。

第5条 備考

(備-1) 死亡保険金(第1条)または高度障害保険金(第2条)をいいます。また、給付特約(備-2)を付加した場合には、その特約にもとづく保険金、給付金または年金を含みます。
(備-2) この保険契約に付加する保険金、給付金または年金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第6条 保険契約者・被保険者の告知義務

当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活(第5・24条)の際、支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者(備-1)は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、保険契約者または被保険者(備-1)はその医師が書面に記入した内容を確認してください。

第6条 備考

(備-1) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

第7条 当会社の給付責任の開始および終了

① 保険契約の締結または保険契約の復活の場合(第5・24条)には、当会社は、次の日から、給付責任(備-1)を開始します。

(1) 当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した後に、第1回保険料または当会社への払込を要する金額(第24条)が払い込まれた場合

(ｲ)保険契約の締結の場合	「第1回保険料が払い込まれた日」
(ﾛ)保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額が払い込まれた日」

(2) 第1回保険料または当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた後に、当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した場合

(ｲ)保険契約の締結の場合	「第1回保険料に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日
(ﾛ)保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

② 第①項に規定する給付責任開始の日の取扱については、次のとおりとします。

(1) 保険契約の締結の場合	給付責任開始の日を「契約日」とし、保険期間および保険料払込期間は、契約日を含めて計算します。
(2) 保険契約の復活の場合	給付責任開始の日を「復活日」とします。

③ 当会社は、保険契約が有効に継続している間、保険期間満了時まで給付責任(備-1)を負います。

第7条 備考

(備-1) 「給付責任」とは、「死亡保険金もしくは高度障害保険金の支払事由(第1・2条)または保険料の払込の免除事由(第3条)が発生した場合に、当会社が、その支払または払込の免除を行なう責任」のことをいいます。

第8条 保険料の払込方法〈回数〉および払込期月

① 第2回目以後の保険料は、保険料払込期間中、次の払込方法〈回数〉の中から保険契約の申込の際に選択された払込方法〈回数〉によって、その払込期月内に払い込んでください。なお、払込期月は、次の「払込期月の基準日」の属する月の初日から末日までとし、払込方法〈回数〉による保険契約の呼称は、それぞれ次のとおりとします。

払込方法〈回数〉	払込期月の基準日	払込方法〈回数〉による保険契約の呼称
(1) 年払(毎年1回払込)	契約応当日(備-1)(備-2)	「年払契約」
(2) 半年払(毎年2回払込)	契約日の半年ごとの応当日(備-2)	「半年払契約」
(3) 月払(毎年12回払込)	契約日の毎月の応当日(備-2)	「月払契約」

② 保険契約者は、当会社の定めた取扱基準によって、保険料の払込方法〈回数〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。なお、保険契約者は次回払込期月（第 3 条）以降、最初に到来する変更後の払込方法〈回数〉の払込期月より、変更後の払込方法〈回数〉によって保険料を払い込んでください。

③ 「保険契約が消滅した場合」（第 15・16・18・20 条）または「保険料の払込を要しなくなった場合」（第 3・31 条）には、当会社は、それまでに払い込まれた第①項の保険料のうち、「払込期月の基準日」の到来していない保険料を保険契約者(備-3)に払い戻します。

④ 年払契約または半年払契約で、「保険契約が消滅した場合」または「保険料の払込が免除された場合」（第 3 条）には、それまでに払い込まれた保険料(備-4)の保険料期間(備-5)のうち、まだ経過していない期間の月数(備-6)に相当する保険料として、月割によって計算した「未経過保険料」(備-7)を保険契約者(備-3)に払い戻します。ただし、保険料の払込を要しなくなった場合には、その後に保険契約が消滅したとしても「未経過保険料」の払い戻しはありません。

⑤ 第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに、保険金(備-8)の支払事由が発生し、保険金(備-8)を支払う場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

⑥ 第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに保険料の払込の免除事由（第 3 条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日（第 10 条）までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-9)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第 8 条　備考

(備-1) 契約日（第 7 条）の毎年の応当日をいいます。

(備-2) 応当日がない場合には、その月の末日とします。

(備-3) 保険金(備-8)を支払う場合には、その受取人とします。

(備-4) 第⑤項または第 11 条「払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱」第①項の規定により当会社が支払うこととなった金額から差し引かれた未払込の保険料を含みます。

(備-5) その保険料の払込期月の基準日(備-10)から次回払込期月の基準日の前日までの期間をいいます。

(備-6) 次回払込期月の基準日の前日までの月数をいい、保険料期間(備-5)の月数未満の月数とします。なお、月数は、契約日の毎月の応当日(備-2)(備-10)から次の契約日の毎月の応当日(備-2)の前日までの期間を 1 ヵ月として計算し、1 ヵ月未満の期間は切り捨てます。

(備-7) 保険契約の一部が消滅する場合、その消滅する部分については、消滅前後の保険料の差額について未経過保険料を計算します。

(備-8) 死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。

(備-9) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

(備-10) 第 1 回保険料の場合には、契約日とします。

第 9 条　保険料の払込方法〈経路〉

① 保険契約者は、保険契約の申込の際に保険料の払込方法〈経路〉について、次のどれかを選択してください。

(1) 口座振替払込	当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法で、保険契約者の指定する口座が当会社の指定した金融機関等に設置してある場合に限り、選択できます。(備-1) この払込方法〈経路〉を選択した場合には、その金融機関等に対して保険料の口座振替を委任してください。
(2) 振替送金払込	金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法で、当会社が承諾した場合に限り、選択できます。
(3) 団体・集団扱払込	所属団体または集団を通じて払い込む方法で、所属団体または集団と当会社との間に団体扱契約、集団扱契約、定期保険特別集団扱契約または専用集団扱契約が締結されている場合に限り、選択できます。(備-2)

② 保険契約者は、第①項の各号の保険料の払込方法〈経路〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。

③ 保険料の払込方法〈経路〉が、「口座振替払込」または「団体・集団扱払込」である保険契約において、その保険契約が、第①項に定める要件を満たさなくなったときまたは当会社の取扱基準に該当しなくなったときは、保険契約者は、第②項の規定により保険料の払込方法〈経路〉を他の保険料の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行なうまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第 9 条　備考

(備-1) 保険料の払込方法〈経路〉が「口座振替払込」の場合、「保険料口座振替特則」を適用します。

(備-2) 保険料の払込方法〈経路〉が「団体・集団扱払込」の場合、団体扱特約、集団扱特約、定期保険特別集団扱特約または専用集団扱特約を付加します。

第 10 条　保険料の払込猶予期間

① 第 2 回目以後の保険料の払込については、払込期月（第 8 条）の翌月初日から翌々月の契約日（第 7 条）の応当日まで(備-1)の猶予期間があります。

② 第①項の払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれなかった場合(備-2)には、保険契約は、その払込猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合、第 19 条「保険契約の失効」の規定によって取り扱います。

第 10 条　備考

(備-1) 「払込期月の基準日」（第 8 条）が 2 月、6 月、11 月の各末日の場合、その保険料の払込猶予期間はそれぞれ 4 月、8 月、1 月の各末日までとします。

(備-2) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第 11 条　払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱

① 保険料の払込猶予期間（第 10 条）中に保険金(備-1)の支払事由が発生し、保険金(備-1)を支払う場合(備-2)には、すでに「払込期月の基準日」（第 8 条）の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

② 払込猶予期間中に保険料の払込の免除事由（第 3 条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-3)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第 11 条　備考

(備-1) 死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。

(備-2) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険金(備-1)の支払事由が発生したときには、保険料の払込猶予期間中に保険金(備-1)の支払事由が発生したものとして取り扱います。

(備-3) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに未払込の保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに未払込の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第 12 条　保険料の前納

① 保険料の払込方法〈回数〉が年払の場合、保険契約者は、当会社が定める期間中の保険料について、前納(備-1)をすることができます。なお、保険料の払込方法〈回数〉が月払または半年払の場合には、保険料の払込方法〈回数〉を年払に変更してください。

② 保険料を前納(備-1)する場合には、当会社の定めた率による割引をします。

③ 保険料前納金は、毎年、当会社の定めた率の複利による利息をつけて積み立てておき、「払込期月の基準日」（第 8 条）ごとに保険料の払込に充当します。

④ 次の(1)から(4)のどれかの場合で、保険料前納金の残額(備-2)があるときには、保険契約者(備-3)に払い戻します。

(1) 前納期間(備-4)が満了した場合

(2) 保険料の払込を要しなくなった場合（第 3・31 条）

(3) 保険契約が消滅した場合（第 15・16・18・19・20 条）

(4) 死亡保険金額を減額した場合（第 30 条）

第 12 条　備考

(備-1) 将来の保険料をあらかじめ一時に払い込むことをいいます。

(備-2) 死亡保険金額を減額した場合には、減額部分に対応する保険料前納金の残額とします。

(備-3) 死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）を支払う場合には、その受取人とします。

(備-4) 「前納期間」とは、前納された保険料が充当される期間をいいます。

第３章　保険契約の無効および消滅

第13条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効

①　保険契約者、被保険者または保険金受取人(備-1)の詐欺によって、保険契約の締結または保険契約の復活（第５・24条）が行なわれた場合には、当会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

②　第①項の保険契約の取消は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または保険金受取人(備-1)に取消の通知をします。

③　保険契約者が保険金(備-2)を不法に取得する目的または他人に保険金(備-2)を不法に取得させる目的をもって、保険契約の締結または保険契約の復活が行なわれた場合には、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

④　第①項から第③項によって当会社が保険契約を取り消した場合または保険契約が無効となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を返還することを要します。

第13条　備考

(備-1)　死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人をいいます。

(備-2)　死亡保険金（第１条）または高度障害保険金（第２条）をいいます。

第14条　年齢の誤りによる保険契約の取消

①　保険契約申込書に記載された被保険者の年齢（第37条）に誤りがあった場合で、契約日（第７条）における実際の年齢およびその誤りが発見された日における実際の年齢が、どちらも「契約締結年齢(備-1)」の範囲外であったときには、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

②　第①項によって保険契約が取消となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を払い戻すこととなった保険料から差し引き、なお不足するときには、その不足額を返還することを要します。

③　第①項に該当しなかった場合には、保険契約は取消としないで、第38条「年齢の誤りの処理」の規定によって取り扱います。

第14条　備考

(備-1)　当会社の定めたこの保険契約を締結（第５条）することができる年齢をいいます。

第15条　支払事由の発生等による保険契約の消滅

次のどれかに該当した場合には、保険契約は、それぞれの時に消滅します。

(1)　被保険者が保険期間満了時まで生存した場合には、保険期間満了時

(2)　被保険者が保険期間中に死亡した場合には、被保険者が死亡した時

(3)　被保険者が保険期間中に高度障害状態（第２条）となり、高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態となった時

第16条　告知義務違反による保険契約の解除および保険金の不支払等

①　保険契約者または被保険者(備-1)が、保険契約の締結または保険契約の復活（第５・24条）の際に、当会社が告知を求めた事項（第６条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。

②　当会社は、保険金(備-2)の支払事由または保険料の払込の免除事由（第３条）が発生した後でも、第①項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。

(1)　当会社は、保険金(備-2)を支払いません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-3)を返還することを要します。

(2)　当会社は、保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。

③　第②項の場合でも、保険金(備-2)の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人が証明した場合には、その支払または払込の免除を行ないます。

④　この第16条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人に解除の通知をします。

⑤　この第16条によって保険契約を解除した場合には、当会社は、解約払戻金（第23条）を保険契約者に支払います。

第16条　備考

(備-1)　保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-2)　死亡保険金（第１条）または高度障害保険金（第２条）をいいます。

(備-3)　この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

第17条　保険契約を解除できない場合

①　当会社は、次の(1)から(5)のどれかに該当した場合には、第16条に規定する保険契約の解除を行なうことはできません。

(1)　当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第５・24条）の際に、解除の原因となる事実を知っていた場合または過失によって知らなかった場合

(2)　保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者が第６条の告知をすることを妨げた場合

(3)　保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者に対し、第６条の告知をしないことを勧めた場合、または不実の告知をすることを勧めた場合

(4)　当会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１ヵ月を経過した場合

(5)　保険契約が、給付責任開始の日（第７条）からその日を含めて２年をこえて有効に継続した場合。ただし、給付責任開始の日からその日を含めて２年以内に、解除の原因となる事実により、高度障害保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込の免除事由（第３条）が発生したときには、保険契約が、給付責任開始の日からその日を含めて２年をこえて有効に継続した後でも、第16条に規定する保険契約の解除をすることができます。

②　第①項(2)および(3)の規定は、それぞれに規定する保険媒介者(備-1)の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当会社が告知を求めた事項（第６条）について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第17条　備考

(備-1)　「保険媒介者」とは、当会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。

第18条　重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等

①　当会社は、次の(1)から(6)のどれかに該当する事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向って解除することができます。

(1)　保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金(備-1)を詐取する目的でまたは他人に死亡保険金(備-1)を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合

(2)　保険契約者、被保険者または高度障害保険金の受取人がこの保険契約の高度障害保険金（第２条）を詐取する目的でまたは他人にこの保険契約の高度障害保険金を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合

(3)　保険契約者または被保険者が当会社にこの保険契約の保険料の払込の免除（第３条）を行なわせる目的で、事故招致(備-2)をした場合

(4)　この保険契約の保険金(備-3)の支払請求またはこの保険契約の保険料の払込の免除の請求に関し、保険金(備-3)の受取人(備-4)に詐欺行為(備-2)があった場合

(5)　保険契約者、被保険者または保険金(備-3)の受取人が、次の(ｱ)から(ｵ)のどれかに該当する場合

(ｱ)　反社会的勢力(備-5)に該当すると認められること

(ｲ)　反社会的勢力(備-5)に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ｳ)　反社会的勢力(備-5)を不当に利用していると認められること

(ｴ)　保険契約者または保険金(備-3)の受取人が法人の場合、反社会的勢力(備-5)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(ｵ)　その他反社会的勢力(備-5)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(6)　当会社の保険契約者、被保険者または保険金(備-3)の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする(1)から(5)と同等の重大な事由がある場合(備-6)

②　当会社は、保険金(備-3)の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した後でも、第①項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。

(1) 当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に保険金(備-3)の支払事由が発生した場合、その支払事由による保険金(備-3)(備-7)の支払を行ないません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-8)を返還することを要します。
(2) 当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に保険料の払込の免除事由が発生した場合、その免除事由による保険料の払込の免除を行ないません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。

③ この第 18 条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または保険金(備-3)の受取人に解除の通知をします。

④ この第18条によってこの保険契約を解除した場合には、当会社は、解約払戻金（第 23 条）(備-9)を保険契約者に支払います。

第 18 条　備考
(備-1) 「死亡保険金」には、この保険契約の死亡保険金（第 1 条）のほか、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称を問いません。
(備-2) 未遂を含みます。
(備-3) 「保険金」とは、死亡保険金または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。
(備-4) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-5) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。
(備-6) 例えば、この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除される場合、または保険契約者、被保険者もしくは保険金(備-3)の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合などが該当することがあります。
(備-7) 第①項(5)のみに該当した場合で、第①項(5)(ア)から(オ)までに該当したのが保険金(備-3)の受取人のみであり、その保険金(備-3)の受取人が保険金(備-3)の一部の受取人であるときは、その受取人の受取部分の保険金(備-3)とします。
(備-8) この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。
(備-9) 第①項(5)のみに該当した場合で、保険金(備-3)の一部の受取人に対して第②項(1)の規定を適用し、その受取人の受取部分の保険金(備-3)を支払わないときは、その支払わない部分についての解約払戻金とします。

第 19 条　保険契約の失効

① 保険契約が効力を失った後は、当会社は、給付責任（第 7 条）を負いません。
② 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、次の(1)または(2)の請求をすることができます。
(1) 解約払戻金（第 23 条）の支払請求
(2) 保険契約の復活（第 24 条）の請求

第 20 条　保険契約者による保険契約の解約

保険契約者は、いつでも、将来に向って保険契約を解約し、解約払戻金（第 23 条）の支払を請求することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。

第 21 条　保険金受取人による保険契約の存続

① 債権者等(備-1)による保険契約の解約（第 20 条）は、解約の通知が当会社に到達した時から 1 ヵ月を経過した日に効力を生じます。
② 第①項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の(1)および(2)をともに満たす保険金(備-2)の受取人は、保険契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等(備-1)に支払うべき金額を債権者等(備-1)に支払い、かつ当会社にその旨を通知したときは、第①項の解約はその効力を生じません。
(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2) 保険契約者ではないこと
③ 第②項の規定により、保険契約を存続させる場合、当会社は、手続書類（別表 1）の提出を求めます。
④ 第①項の解約の通知が当会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金(備-2)の支払事由が生じ、当会社が保険金(備-2)を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等(備-1)に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等(備-1)に支払った金額を差し引いた残額を、その保険金(備-2)の受取人に支払います。

第 21 条　備考
(備-1) 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。
(備-2) 死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。

第 22 条　低解約払戻金の取扱

① 保険契約者は、保険契約の申込の際に、当会社の定めた範囲内で低解約払戻金期間を指定するものとします。
② 低解約払戻金割合(備-1)は、70%とします。

第 22 条　備考
(備-1) 低解約払戻金期間中における解約払戻金（第 23 条）の計算に用いる支払割合をいいます。

第 23 条　解約払戻金

① 当会社は、保険契約の締結（第 5 条）の際に、当会社の定める経過年数に応じて計算した解約払戻金額を保険契約者に通知します。
② 第22条第①項で指定した低解約払戻金期間における解約払戻金は、低解約払戻金割合（第22条第②項）に応じた低い水準に設定します。
③ 低解約払戻金期間経過後であっても、低解約払戻金期間満了後、最初に到来する「払込期月の基準日」（第 8 条）の属する払込期月（第 8 条）に払い込むべき保険料(備-1)の払込がないときの解約払戻金額は、低解約払戻金割合に応じた低い水準とします。
④ 払済定期保険への変更（第 31 条）後の解約払戻金については、第②項および第③項の規定を適用しません。

第 23 条　備考
(備-1) 保険料払込期間と低解約払戻金期間とが同一の保険契約については、低解約払戻金期間に属するすべての保険料とします。

第 4 章　失効した保険契約の復活

第 24 条　失効した保険契約の復活

① 保険契約者は、保険契約が効力を失った日（第 10 条、第 33 条第③項）からその日を含めて 1 年以内は、その効力を回復させるため、保険契約の復活の請求（第 5 条）を行なうことができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、保険契約者が解約払戻金の支払請求（第 19 条）を行なった後は、保険契約の復活を請求することはできません。
② 当会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、延滞した保険料(備-1)を払い込んでください。

第 24 条　備考
(備-1) 「延滞した保険料」とは、復活した時までにすでに「払込期月の基準日」（第 8 条）の到来していた未払込の保険料のことをいいます。

第 5 章　契約者配当

第 25 条　契約者配当金

この保険契約については、契約者配当金はありません。

第 6 章　保険契約の内容の変更

第 26 条　保険契約者の変更

① 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約についての一切の権利義務を第三者に承継させて、その第三者を新たな保険契約者とすることができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。
② 保険契約者を変更した場合には、当会社は、保険証券に変更後の保険契約者を表示します。

第 27 条　当会社への通知による保険金受取人の変更

① 保険契約者は、保険金(備-1)の支払事由（第 1・2 条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、当会社に対する通知により、保険金受取人(備-2)を変更することができます。ただし、高度障害保険金の受取人を変更する場合で、変更後の高度障害保険金の受取人が被保険者となる場合には、被保険者の同意を要しません。なお、変更後の高度障害保険金の受取人は、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかとします。
② 第①項の規定により、保険金受取人(備-2)を変更する場合、当会社は、保険契約者に手続書類（別表 1）の提出を求めます。

③　第①項の規定により、保険金受取人(備-2)が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の保険金受取人(備-2)を表示します。
④　第①項の通知が当会社に到達する前に変更前の保険金受取人(備-2)に保険金(備-1)を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人(備-2)から保険金(備-1)の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

第 27 条　備考
(備-1)　死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。
(備-2)　死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人をいいます。

第 28 条　遺言による保険金受取人の変更

①　第 27 条に定めるほか、保険契約者は、保険金(備-1)の支払事由（第 1・2 条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人(備-2)を変更することができます。なお、変更後の高度障害保険金の受取人は、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかとします。
②　第①項の保険金受取人(備-2)の変更は、高度障害保険金の受取人を変更する場合で、変更後の高度障害保険金の受取人が被保険者となる場合を除き、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
③　第①項および第②項による保険金受取人(備-2)の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することはできません。
④　第①項および第②項の規定により、保険金受取人(備-2)を変更する場合、当会社は、保険契約者の相続人に手続書類（別表 1）の提出を求めます。
⑤　第①項および第②項の規定により、保険金受取人(備-2)が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の保険金受取人(備-2)を表示します。

第 28 条　備考
(備-1)　死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。
(備-2)　死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人をいいます。

第 29 条　保険金受取人の死亡

①　保険金(備-1)の受取人が保険金(備-1)の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金(備-1)の受取人とします。
②　第①項の規定により保険金(備-1)の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第①項の規定により保険金(備-1)の受取人となった者のうち生存している他の保険金(備-1)の受取人を保険金(備-1)の受取人とします。
③　第①項および第②項により保険金(備-1)の受取人となった者(備-2)が 2 人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第 29 条　備考
(備-1)　死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。
(備-2)　第①項および第②項の規定により保険金(備-1)の受取人となった者が死亡し、第①項および第②項の規定によりあらたに保険金(備-1)の受取人となった者を含みます。

第 30 条　死亡保険金額の減額

①　保険契約者は、死亡保険金額を減額することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、減額後の死亡保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、減額することはできません。
②　死亡保険金額を減額した場合には、次のとおりとします。
(1)　減額部分は解約されたものとし、その解約払戻金（第 23 条）を保険契約者に支払います。
(2)　保険料は、減額後の死亡保険金額によって、次回払込期月（第 3 条）からあらためます。
(3)　保険契約者に死亡保険金額を減額したことを通知します。

第 31 条　払済定期保険への変更

①　保険契約者は、保険料払込期間中、当会社の定めた取扱基準によって、次回払込期月（第 3 条）以後の保険料を払い込まないこととし、保険契約を次の(1)から(3)に規定する内容の払済定期保険に変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、変更後の死亡保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、変更することができません。
(1)　保険種類は、この保険契約と同種類の定期保険とします。
(2)　保険期間は、変更前の保険契約の保険期間の残存期間とします。
(3)　死亡保険金額は、次の(ｱ)および(ｲ)の合計額によって計算した金額にあらためます。この場合、現金貸付金（第 32 条）があったときには、その元利合計額を(ｱ)および(ｲ)の合計額から差し引いて計算します。
(ｱ)　変更前の保険契約の解約払戻金額（第 23 条）
(ｲ)　未経過保険料（第 8 条第④項）
②　払済定期保険に変更した場合には、保険契約者に払済定期保険に変更したことを通知します。

第 7 章　保険契約者に対する現金貸付および貸付金の返済

第 32 条　保険契約者に対する現金貸付

①　保険契約者は、当会社の定めた借用条項にもとづいて、次の(1)または(2)のどちらか低い金額の範囲内で、現金貸付を受けることができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、現金貸付金が当会社の定めた金額に満たない場合には、現金貸付を行ないません。
(1)　貸付時の解約払戻金の 9 割
(2)　貸付時の 3 年経過時の解約払戻金の 8 割
②　現金貸付を行なう際に、すでにこの第 32 条の現金貸付金があった場合には、当会社は、その元利合計額を、新たな現金貸付金から差し引きます。
③　現金貸付金の利息は、当会社の定めた利率によって、貸付を行なった日の翌日から計算し、貸付を行なった日の毎年の応当日ごとに元金に繰り入れます。
④　この第 32 条の現金貸付金の返済については、第 33 条「貸付金の返済」の規定によって取り扱います。

第 33 条　貸付金の返済

①　保険契約者は、保険期間中、いつでも、現金貸付金（第 32 条）の元利合計額の全部または一部を返済することができます。ただし、その元利合計額の一部を返済する場合、その返済額は当会社の定めた金額以上であることを要します。
②　当会社は、保険契約が、次の(1)から(3)のどれかに該当した場合で、現金貸付金があったときには、その元利合計額を、当会社の支払うこととなった金額または変更に際して充当することとなった金額から差し引きます。
(1)　保険契約が消滅した場合（第 15・16・18・19・20 条）
(2)　死亡保険金額の減額を行なう場合（第 30 条）
(3)　払済定期保険への変更を行なう場合（第 31 条）
③　現金貸付金の元利合計額が、解約払戻金額（第 23 条）をこえることとなった場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、当会社の定めた方法によって計算した金額を払い込んでください。この場合、その金額が当会社の指定した日までに払い込まれなかったときには、保険契約は、現金貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえることとなった時から効力を失います。なお、当会社が、この保険契約の復活の請求を承諾した場合には、保険契約者は、延滞した保険料（第 24 条）とともに、当会社の定めた方法によって計算した金額を払い込んでください。

第 8 章　その他の事項

第 34 条　保険契約者・死亡保険金受取人・高度障害保険金の受取人の代表者

①　この保険契約について、保険契約者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人が 2 人以上ある場合には、それぞれ代表者 1 人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の人を代理するものとします。
②　第①項の代表者が定まらない場合またはその住所もしくは居所が不明である場合には、当会社が保険契約者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人の 1 人に対して行なった行為は、それぞれ他の人に対してもその効力を生じます。

第 35 条　保険契約者の連帯責任

この保険契約について、保険契約者が 2 人以上ある場合には、それぞれの保険契約者は、連帯して保険契約についての責任を負うものとします。

第 36 条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務

①　保険契約者が住所を変更した場合には、ただちに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。
②　保険契約者が第①項の通知をしなかった場合には、当会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

第 37 条　年齢の計算

被保険者の年齢は、満年で計算し、1 年未満の端数は切り捨てます。

第 38 条　年齢の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合で、第 14 条「年齢の誤りによる保険契約の取消」の規定に該当しなかったときには、次の(1)または(2)によって取り扱います。

(1)　契約日（第 7 条）における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の範囲内であった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の年齢にもとづいて保険料をあらため、過不足金額を精算します。

(2)　契約日における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の最低年齢に満たなかった場合でも、その事実が発見された日における年齢が、その最低年齢以上となっていたときには、当会社の定めた方法によって、その最低年齢になった日を契約日として保険料をあらため、過不足金額を精算します。

第 38 条　備考

(備-1)　当会社の定めたこの保険契約を締結（第 5 条）することができる年齢をいいます。

第 39 条　性別の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の性別にもとづいて保険料をあらため、過不足金額を精算します。

第 40 条　契約内容の登録

①　当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下、この第 40 条において「協会」といいます。）に登録します。

(1)　保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）

(2)　死亡保険金の金額

(3)　契約日（復活が行なわれた場合は、最後の復活の日とします。以下、第②項において同様とします。）

(4)　当会社名

②　第①項の登録の期間は、契約日から 5 年（契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から 5 年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。

③　協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、この第 40 条において「各生命保険会社等」といいます。）は、第①項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、この第 40 条において同様とします。）の申込（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満 15 歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第①項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

④　各生命保険会社等は、第②項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第③項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加の承諾を含みます。以下、この第 40 条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。

⑤　各生命保険会社等は、契約日（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加が行なわれた場合は、最後の復活、保険金額の増額、復旧または特約の付加の日とします。以下、この第⑤項において同様とします。）から 5 年（契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から 5 年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第①項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

⑥　各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

⑦　協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

⑧　保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

⑨　第③項、第④項および第⑤項中、「被保険者」、「保険契約」、「死亡保険金」、「災害死亡保険金」、「保険金額」、「高度障害保険金」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「共済契約」、「死亡共済金」、「災害死亡共済金」、「共済金額」、「後遺障害共済金」と読み替えます。

第 41 条　管轄裁判所

この保険契約に関する訴訟については、当会社の本店または保険契約者、死亡保険金受取人もしくは高度障害保険金の受取人の住所地(備-1)を管轄する日本国内の地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とします。

第 41 条　備考

(備-1)　保険契約者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人が 2 人以上ある場合には、第 34 条に規定する代表者の住所地とします。

第 42 条　時効による請求権の消滅

保険金(備-1)、解約払戻金その他払い戻すこととなる金額を請求する権利または保険料の払込の免除を請求する権利は、これらを行使することができる時から 3 年間行使しない場合には、消滅します。

第 42 条　備考

(備-1)　死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。

第 43 条　準拠法

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第 44 条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用

この保険契約に、給付特約(備-1)を付加した場合には、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」を適用します。

第 44 条　備考

(備-1)　「給付特約」とは、保険金、給付金または年金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第 45 条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱

①　保険契約の申込（第 5 条）の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の(1)から(3)の 1 または 2 以上の契約条件を付加して保険契約を締結することがあります。この場合、保険料、給付内容または保険契約の内容の変更等については、この第 45 条の規定を適用して取り扱います。

(1)　保険料の変更

この保険契約の払い込むべき保険料を、申込の時の金額から、当会社の定める方法によりあらためて計算したその申込の時の金額を上回る金額に変更します。

(2)　死亡保険金額の削減

契約日（第 7 条）以後、当会社の定めた削減期間中に保険金(備-1)の支払事由が発生した場合には、その保険金(備-1)の支払金額は、その支払事由が発生した保険年度(備-2)に応じて、次の割合を乗じて得た金額に削減します。ただし、不慮の事故（別表 2）または別表 5 に定める感染症を直接の原因として保険金(備-1)の支払事由が発生したときには、この削減は行ないません。

保険年度／削減期間	第 1 年度	第 2 年度	第 3 年度	第 4 年度	第 5 年度
1　年	5.0 割	－	－	－	－
2　年	3.0 割	6.0 割	－	－	－
3　年	2.5 割	5.0 割	7.5 割	－	－
4　年	2.0 割	4.0 割	6.0 割	8.0 割	－
5　年	1.5 割	3.0 割	4.5 割	6.0 割	8.0 割

(3)　特定障害の不担保

(ｲ)　当会社の定めた不担保期間中に、別表 3 に定める高度障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、高度障害保険金の支払事由が発生した場合には、第 2 条の規定にかかわらず、高度障害保険金を支払いません。

(ﾛ)　当会社の定めた不担保期間中に、別表 4 に定める身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第 3 条の規定にかかわらず、保険料の払込を免除しません。

②　第①項の規定によって契約条件を付加して保険契約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券に記載します。

③　第①項の契約条件を付加して締結した保険契約については、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日から給付責任（第 7 条）を開始します。ただし、(2)に該当する場合で、保険契約者が、当会社の付加する契約条件を承諾する際に、特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日(備-3)を給付責任開始の日にすることができます。

(1) 保険契約者が承諾した後に、第１回保険料が払い込まれた場合
「第１回保険料が払い込まれた日」
(2) 第１回保険料に相当する金額(備-4)が払い込まれた後に、保険契約者が承諾した場合
「第１回保険料に相当する金額(備-4)が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

④ 第①項(2)の「死亡保険金額の削減」の契約条件を付加した保険契約(備-5)については、削減期間中、払済定期保険への変更を取り扱いません。

⑤ この保険契約の給付特約(備-6)にその特約条項に定める契約条件が付加された場合、その給付特約(備-6)の保険料、給付内容または契約内容変更等については、その特約条項に定めるとおり取り扱います。

第45条　備考
(備-1) 死亡保険金（第１条）または高度障害保険金（第２条）をいいます。
(備-2) 「保険年度」とは、契約日または契約応当日（第８条第①項）から直後に到来する契約応当日の前日までの期間をいいます。
(備-3) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、「保険契約者が承諾した日」と「当会社への払込を要する金額を払い込んだ日」とのいずれか遅い日とします。
(備-4) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、その条件を付加する前の金額を「第１回保険料に相当する金額」とみなします。
(備-5) この保険契約に給付特約(備-6)を付加した場合には、その付加した給付特約(備-6)を含みます。
(備-6) 「給付特約」とは、保険金または給付金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第46条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱

① 保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、情報端末(備-1)を用いることによっても、保険契約の申込もしくは復活の請求（第５・24条）または告知（第６条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。
(1) 保険契約者は、当会社の定めた保険契約申込書または請求書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、保険契約の申込または復活の請求をすることができるものとします。
(2) 保険契約者または被保険者(備-3)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示することにより当会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、告知することができるものとします。また、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項についてその医師に口頭で告知する際、その医師は告知された内容を情報端末(備-1)に入力することがあります。この場合、保険契約者または被保険者(備-3)は、口頭でした告知に関し、その医師が情報端末(備-1)に入力した事項を確認してください。

② 第①項の規定により保険契約の申込もしくは復活の請求または告知を行なった場合、当会社は、その保険契約の申込もしくは復活の請求または告知に関する書面等を保険契約者(備-4)に交付します。

第46条　備考
(備-1) 当会社の定める携帯端末などの情報処理機器をいいます。
(備-2) 当会社への送信にかえて情報端末(備-1)に保存する場合は、情報端末(備-1)への保存を含みます。
(備-3) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。
(備-4) 被保険者に関する書面等については、被保険者とします。

第47条　電磁的方法による告知をする場合の取扱

被保険者は、当会社の承諾を得て、電磁的方法(備-1)によっても、告知（第６条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。
(1) 被保険者(備-2)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、当会社が電磁的方法(備-1)により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信することによって、告知することができるものとします。
(2) 当会社は、(1)により被保険者から送信された事項の受信をもって、被保険者の告知があったものとして取り扱います。この場合、当会社は、受信した被保険者の告知の内容を被保険者に通知(備-3)します。

第47条　備考
(備-1) インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。
(備-2) 被保険者の親権者または後見人を含みます。
(備-3) 電磁的方法による場合を含みます。

別　表

別表１　請求書類等
（「別表一覧」をご覧ください）

別表２　対象となる不慮の事故
（「別表一覧」をご覧ください）

別表３　対象となる高度障害状態
（「別表一覧」をご覧ください）

別表４　対象となる身体障害状態
（「別表一覧」をご覧ください）

別表５　対象となる感染症
（「別表一覧」をご覧ください）

無配当歳満期定期保険（生活障害保障型）普通保険約款

〈目　次〉

第１章　保険金の支払および保険料の払込の免除　33
第１条　死亡保険金の支払およびその免責……33
第２条　生活障害保険金の支払およびその免責……33
第３条　保険料の払込の免除およびその免責……34
第４条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択……35
第２章　保険契約の締結および保険料の払込　35
第５条　保険契約の申込、復活の請求および承諾通知……35
第６条　保険契約者・被保険者の告知義務……35
第７条　当会社の給付責任の開始および終了……35
第８条　保険料の払込方法〈回数〉および払込期月……36
第９条　保険料の払込方法〈経路〉……36
第10条　保険料の払込猶予期間……36
第11条　払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱……36
第12条　保険料の前納……37
第３章　保険契約の無効および消滅　37
第13条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効……37
第14条　年齢の誤りによる保険契約の取消……37
第15条　支払事由の発生等による保険契約の消滅……37
第16条　告知義務違反による保険契約の解除および保険金の不支払等……37
第17条　保険契約を解除できない場合……37
第18条　重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等……38
第19条　保険契約の失効……38
第20条　保険契約者による保険契約の解約……38
第21条　保険金受取人による保険契約の存続……38
第22条　解約払戻金……38
第４章　失効した保険契約の復活　38
第23条　失効した保険契約の復活……38
第５章　契約者配当　38
第24条　契約者配当金……38
第６章　保険契約の内容の変更　39
第25条　保険契約者の変更……39
第26条　当会社への通知による保険金受取人の変更……39
第27条　遺言による保険金受取人の変更……39
第28条　保険金受取人の死亡……39
第29条　保険期間・保険料払込期間の短縮……39
第30条　死亡保険金額の減額……39
第31条　払済生活障害保障定期保険への変更……39
第７章　保険契約者に対する現金貸付および貸付金の返済　39
第32条　保険契約者に対する現金貸付……39
第33条　貸付金の返済……39
第８章　その他の事項　40
第34条　保険契約者・死亡保険金受取人・生活障害保険金の受取人の代表者……40
第35条　保険契約者の連帯責任……40
第36条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務……40
第37条　年齢の計算……40
第38条　年齢の誤りの処理……40
第39条　性別の誤りの処理……40
第40条　契約内容の登録……40
第41条　管轄裁判所……40
第42条　時効による請求権の消滅……40
第43条　準拠法……40
第44条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱……40
第45条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱……41
第46条　電磁的方法による告知をする場合の取扱……41
別　表　41
別表１　請求書類等……41
別表２　対象となる不慮の事故……41
別表３　対象となる高度障害状態……41
別表４　対象となる身体障害状態……41
別表５　対象となる要介護状態……41
別表６　薬物依存……41
別表７　対象となる感染症……41

第１章　保険金の支払および保険料の払込の免除

第１条　死亡保険金の支払およびその免責

当会社は、次のとおり死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(1)　支払事由(備-1)	被保険者が、保険期間中に死亡した場合(備-2)
(2)　支払金額	死亡保険金額 ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡した場合には、その原因によって死亡した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、死亡保険金額を削減して支払うことがあります。この場合でも、削減して支払う金額は、責任準備金額(備-3)を下まわることはありません。
(3)　免責事由(備-4)	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)のどれかによって死亡した場合。この場合、(ｲ)によって支払事由(備-1)が発生したときを除き、責任準備金額(備-3)を保険契約者に支払います。 (ｱ)　給付責任開始の日（第７条）からその日を含めて２年以内の被保険者の自殺 (ｲ)　保険契約者の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合を除きます。 (ｳ)　死亡保険金受取人の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合または(ｲ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｳ)に該当する場合、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額(備-3)を保険契約者に支払います。

第１条　備考

(備-1)　死亡保険金を支払う場合をいいます。

(備-2)　被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときには、死亡保険金を支払います。

(備-3)　当会社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の保険給付に充てるべきものとして、保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。

(備-4)　支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が死亡保険金の支払を行なわない場合をいいます。

第２条　生活障害保険金の支払およびその免責

①　当会社は、次のとおり生活障害保険金を生活障害保険金の受取人に支払います。

(1)　支払事由(備-1)	被保険者が、給付責任開始の日（第７条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間中に、次の(ｱ)または(ｲ)のいずれかに該当(備-2)した場合 (ｱ)　別表３に定める高度障害状態に該当(備-3)(備-4)した場合 (ｲ)　次の条件を全部満たすことを医師によって診断確定(備-5)された場合(備-6)(備-7) (a)別表５に定める要介護状態に該当していること (b)その要介護状態が、その状態に該当した日からその日を含めて、180日以上継続していること (c)その要介護状態が、終身回復が見込まれない(備-8)と認められる状態であること
(2)　支払金額	死亡保険金と同額を生活障害保険金額とします。 ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって支払事由(備-1)に該当した場合には、その原因によっ

	て高度障害状態または要介護状態に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、生活障害保険金額を削減して支払うことがあります。この場合でも、削減して支払う金額は、責任準備金額(備-9)を下まわることはありません。
(3) 免責事由(備-10)	次の(ｱ)または(ｲ)によって被保険者が高度障害状態に該当した場合または次の(ｱ)から(ｶ)のどれかによって被保険者が要介護状態に該当した場合 (ｱ) 保険契約者または被保険者の故意 (ｲ) 生活障害保険金の受取人の故意。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｲ)に該当する場合、その受取人が生活障害保険金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額(備-9)を保険契約者に支払います。 (ｳ) 保険契約者または被保険者の重大な過失 (ｴ) 生活障害保険金の受取人の重大な過失。ただし、(ｳ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｴ)に該当する場合、その受取人が生活障害保険金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額(備-9)を保険契約者に支払います。 (ｵ) 被保険者の犯罪行為 (ｶ) 被保険者の薬物依存（別表6）

② 生活障害保険金の受取人は、次のとおりとします。
(1) 被保険者。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人が同一法人である場合には、死亡保険金受取人とします。
(2) (1)にかかわらず、保険契約者は、保険契約の申込の際に、被保険者の同意を得て、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかを生活障害保険金の受取人として指定することができます。また、第26条または第27条の規定により、生活障害保険金の受取人を変更することができます。
(3) (1)または(2)にかかわらず、被保険者が生活障害保険金の受取人であった場合で、被保険者が、生活障害保険金の支払を請求する前に死亡したときには、死亡保険金受取人とします。

③ 死亡保険金を支払った場合には、その支払後に生活障害保険金の支払の請求を受けても、当会社は、生活障害保険金を支払いません。

第2条 備考
(備-1) 生活障害保険金を支払う場合をいいます。
(備-2) 給付責任開始の日前に発病していた疾病によって、保険期間中に、第①項(1)「支払事由」(ｱ)または(ｲ)に該当した場合であっても、次の①または②の場合、給付責任開始の日以後に発病した疾病によって、保険期間中に、第①項(1)「支払事由」(ｱ)または(ｲ)に該当したものとして取り扱います。
① 当会社が保険契約の締結または保険契約の復活（第5・23条）の際の告知によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
② 次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合
(1) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。
(2) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。
(備-3) 高度障害状態について、保険期間満了の日に、視力、言語の機能、そしゃくの機能、上肢の用もしくは下肢の用を全く失った状態または常に介護を要する状態には該当しているが、永久に継続するものとは認められなかった場合でも、保険期間満了の日の翌日以後に、その状態が永久に継続すると認められたときには、保険期間満了の日に高度障害状態に該当したものとして取り扱います。
(備-4) 高度障害状態について、給付責任開始の日前にすでに生じていた障害に、その障害の原因となった傷害または疾病と因果関係のない給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として生じた障害が加わることによって該当したときは、給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としてその高度障害状態に該当したものとして取り扱います。
(備-5) 当会社が必要と認めた場合は、当会社が認めた他の医師による診断確定を求めることがあります。
(備-6) 第①項(1)「支払事由」(ｲ)により生活障害保険金が支払われることとなった場合、第①項(1)「支払事由」(ｲ)に規定する(a)から(c)の条件を全部満たした時に支払事由(備-1)が発生したものとします。
(備-7) 第①項(1)「支払事由」(ｲ)に規定する(a)から(c)の条件について、保険期間満了の日に、(a)の要介護状態には該当しているが、その他の条件を満たしていない場合でも、保険期間満了の日の翌日からその日を含めて1年以内に、その要介護状態が、その状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続し、かつ、終身回復が見込まれないと認められる状態(備-8)であることを医師によって診断確定(備-5)されたときには、保険期間満了の日にその条件を全部満たしたものとして取り扱います。
(備-8) 要介護状態には該当しているが、終身回復が見込まれないとは認められない場合でも、要介護状態が、その状態となった日からその日を含めて1年以上継続したと医師によって診断確定(備-5)されたときには、継続期間が1年となった日に終身回復が見込まれないと認められる状態になったものとして取り扱います。
(備-9) 当会社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の保険給付に充てるべきものとして、保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。
(備-10) 支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が生活障害保険金の支払を行なわない場合をいいます。

第3条 保険料の払込の免除およびその免責

① 当会社は、次のとおり保険料の払込を免除します。

(1) 免除事由(備-1)	被保険者が、給付責任開始の日（第7条）以後に発生した不慮の事故（別表2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、別表4に定める身体障害状態に該当(備-2)(備-3)(備-4)した場合
(2) 免除する保険料	次回払込期月(備-5)以後の保険料 ただし、被保険者が、次の(ｱ)または(ｲ)によって身体障害状態に該当した場合には、当会社は、その原因によって身体障害状態に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、保険料の払込の免除額を削減することがあります。 (ｱ) 地震、噴火または津波 (ｲ) 戦争その他の変乱
(3) 免責事由(備-6)	被保険者が、次の(ｱ)から(ｶ)のどれかによって身体障害状態に該当した場合 (ｱ) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (ｲ) 被保険者の犯罪行為 (ｳ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｴ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｵ) 被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｶ) 被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

② 保険料の払込を免除した場合には、次のとおりとします。
(1) 保険料は、保険料の払込を免除した後も「払込期月の基準日」（第8条）ごとに払込があったものとして取り扱います。
(2) 保険料の払込を免除した後は、保険期間・保険料払込期間の短縮（第29条）、死亡保険金額の減額（第30条）および払済生活障害保障定期保険への変更（第31条）は行ないません。
(3) 保険契約者に保険料の払込を免除したことを通知します。

第3条 備考
(備-1) 保険料の払込を免除する場合をいいます。
(備-2) 身体障害状態について、不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に、視力、聴力、上肢の用、上肢の関節の用、下肢の用、下肢の関節の用もしくは手指の用を全く失った状態または脊柱に著しい奇形もしくは著しい運動障害を残す状態には該当しているが、永久に継続するものとは認められなかった場合でも、保険料払込期間中に、その状態が永久に継続すると認められたときには、その日に保険料の払込の免除事由に該当したものとして取り扱います。
(備-3) 身体障害状態について、給付責任開始の日前にすでに生じていた身体障害に、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として生じた身体障害が加わることによって該当したときでも、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。
(備-4) 身体障害状態について、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として該当した場合でも、すでに不慮の事故以外を原因とする障害があり、かつ、その原因が給付責任開始の日以後に発生していたときには、そのすでにあった障害がなかったとしてもその身体障害状態に該当すると認められる場合に限り、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。
(備-5) 次の「払込期月の基準日」の属する払込期月（第8条）をいいます。
(備-6) 免除事由が発生した場合でも、当会社が保険料の払込の免除を行なわない場合をいいます。

第４条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択

① 保険金(備-1)の支払事由または保険料の払込の免除事由（第３条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。

② その受取人(備-2)は、すみやかに請求に必要な書類（別表１）を当会社に提出してその請求をしてください。

③ 会社等の団体(備-3)を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その会社等の団体(備-3)から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約について、保険契約者である会社等の団体(備-3)が当該保険契約の保険金(備-1)の全部またはその相当部分を死亡退職金等(備-4)として被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者に支払う場合には、保険金(備-1)の請求の際に、その受取人は、(1)または(2)の書類および(3)の書類を当会社に提出してください。ただし、死亡退職金等(備-4)の受給者が２人以上である場合には、そのうち１人からの提出で足りるものとします。
(1) 被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者の請求内容確認書
(2) 被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
(3) 保険契約者である会社等の団体(備-3)が受給者本人であることを確認した書類

④ 保険金(備-1)(備-5)は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。

⑤ 保険金(備-1)を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認(備-6)を行ないます。この場合には、第④項の規定にかかわらず、保険金(備-1)(備-5)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。また、当会社は、保険金(備-1)の請求者にその旨を通知します。
(1) 保険金(備-1)の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
保険金(備-1)の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金(備-1)の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金(備-1)の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この普通保険約款に定める重大事由（第18条）、詐欺または不法取得目的（第13条）に該当する可能性がある場合
(2)もしくは(3)に定める事項、第18条「重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等」第①項(5)(ｱ)から(ｵ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金(備-1)の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事項

⑥ 第⑤項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第④項および第⑤項の規定にかかわらず、保険金(備-1)(備-5)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-7)を経過する日とします。この場合、当会社は、保険金(備-1)の請求者にその旨を通知します。
(1) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180日
(2) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180日
(3) 第⑤項(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金(備-1)の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第⑤項(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日
(4) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査
180日

⑦ 第⑤項または第⑥項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金(備-1)の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-8)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金(備-1)を支払いません。

⑧ 保険料の払込の免除についても、第④項から第⑦項の規定を準用します。

⑨ 解約払戻金（第22条）の支払請求があった場合についても、第④項と同様に取り扱います。

⑩ 保険金(備-1)の受取人は、保険金(備-1)(備-5)を一時金で受け取る方法にかえて、当会社の定める期間の範囲内で、当会社の定めた率の複利による利息を付けて、すえ置いて受け取る方法を選択することができます。ただし、すえ置かれる保険金(備-5)の額が当会社の定める金額以上であることを要します。

第４条　備考
(備-1) 死亡保険金（第１条）または生活障害保険金（第２条）をいいます。
(備-2) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-3) 「会社等の団体」とは、「官公署、会社、工場、組合等の団体」をいい、その団体の代表者を含みます。
(備-4) 「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。
(備-5) 保険金(備-1)とともに支払われることとなる金額を含みます。
(備-6) 当会社の指定した医師による診断を含みます。
(備-7) (1)から(4)の複数に該当する場合でも180日とします。
(備-8) 当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第２章　保険契約の締結および保険料の払込

第５条　保険契約の申込、復活の請求および承諾通知

① 保険契約を申し込む場合または保険契約者が保険契約の復活（第23条）を請求する場合には、被保険者の同意を得て、次の書面を当会社に提出してください。
(1) 当会社の定めた保険契約申込書または請求書
(2) 被保険者についての当会社の定めた告知書（第６条）

② 第①項の場合には、当会社は、当会社の定めた取扱基準によって、次のとおり取り扱います。
(1) 当会社の指定した医師によって被保険者の診断を行なうことがあります。
(2) 被保険者の診断書または健康状態その他についての資料の提出を求めることがあります。

③ 当会社が、第①項の申込または請求を承諾した場合には、次のとおりとします。
(1) 保険契約の申込を承諾した場合
当会社は次の事項を記載した保険証券を交付します。また、保険証券の交付によって、承諾通知の代わりとします。なお、保険証券には保険契約を締結した年月日を記載しません。
(ｱ) 当会社名
(ｲ) 保険契約者の氏名または名称
(ｳ) 被保険者の氏名
(ｴ) 保険金(備-1)の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
(ｵ) 保険金(備-1)の支払事由および保険料の払込の免除事由
(ｶ) 保険期間
(ｷ) 保険金(備-1)の額
(ｸ) 保険料およびその払込方法〈回数〉
(ｹ) 契約日
(ｺ) 保険証券を作成した年月日
(2) 保険契約の復活の請求を承諾した場合
当会社は書面によって承諾の通知をするものとし、保険証券は交付しません。

第５条　備考
(備-1) 死亡保険金（第１条）または生活障害保険金（第２条）をいいます。

第６条　保険契約者・被保険者の告知義務

当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第５・23条）の際、支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者(備-1)は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、保険契約者または被保険者(備-1)はその医師が書面に記入した内容を確認してください。

第６条　備考
(備-1) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

第７条　当会社の給付責任の開始および終了

① 保険契約の締結または保険契約の復活の場合（第５・23条）には、当会社は、次の日から、給付責任(備-1)を開始します。
(1) 当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した後に、第１回保険料または当会社への払込を要する金額（第23条）が払い込まれた場合

(ｱ)保険契約の締結の場合	「第１回保険料が払い込まれた日」

(ｲ)保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額が払い込まれた日」

(2) 第１回保険料または当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた後に、当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した場合

(ｱ)保険契約の締結の場合	「第１回保険料に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日
(ｲ)保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

② 第①項に規定する給付責任開始の日の取扱については、次のとおりとします。

(1) 保険契約の締結の場合	給付責任開始の日を「契約日」とし、保険期間および保険料払込期間は、契約日を含めて計算します。
(2) 保険契約の復活の場合	給付責任開始の日を「復活日」とします。

③ 当会社は、保険契約が有効に継続している間、保険期間満了時まで給付責任(備-1)を負います。

第７条 備考

(備-1) 「給付責任」とは、「死亡保険金もしくは生活障害保険金の支払事由（第１・２条）または保険料の払込の免除事由（第３条）が発生した場合に、当会社が、その支払または払込の免除を行なう責任」のことをいいます。

第８条 保険料の払込方法〈回数〉および払込期月

① 第２回目以後の保険料は、保険料払込期間中、次の払込方法〈回数〉の中から保険契約の申込の際に選択された払込方法〈回数〉によって、その払込期月内に払い込んでください。なお、払込期月は、次の「払込期月の基準日」の属する月の初日から末日までとし、払込方法〈回数〉による保険契約の呼称は、それぞれ次のとおりとします。

払込方法〈回数〉	払込期月の基準日	払込方法〈回数〉による保険契約の呼称
(1) 年 払（毎年１回払込）	契約応当日(備-1)(備-2)	「年払契約」
(2) 半年払（毎年２回払込）	契約日の半年ごとの応当日(備-2)	「半年払契約」
(3) 月 払（毎年12回払込）	契約日の毎月の応当日(備-2)	「月払契約」

② 保険契約者は、当会社の定めた取扱基準によって、保険料の払込方法〈回数〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表１）を当会社に提出してください。なお、保険契約者は次回払込期月（第３条）以降、最初に到来する変更後の払込方法〈回数〉の払込期月より、変更後の払込方法〈回数〉によって保険料を払い込んでください。

③ 「保険契約が消滅した場合」（第15・16・18・20条）または「保険料の払込を要しなくなった場合」（第３・31条）には、当会社は、それまでに払い込まれた第①項の保険料のうち、「払込期月の基準日」の到来していない保険料を保険契約者(備-3)に払い戻します。

④ 年払契約または半年払契約で、「保険契約が消滅した場合」または「保険料の払込が免除された場合」（第３条）には、それまでに払い込まれた保険料(備-4)の保険料期間(備-5)のうち、まだ経過していない期間の月数(備-6)に相当する保険料として、月割によって計算した「未経過保険料」(備-7)を保険契約者(備-3)に払い戻します。ただし、保険料の払込を要しなくなった場合には、その後に保険契約が消滅したとしても「未経過保険料」の払い戻しはありません。

⑤ 第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに、保険金(備-8)の支払事由が発生し、保険金(備-8)を支払う場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

⑥ 第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに保険料の払込の免除事由（第３条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日（第10条）までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-9)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第８条 備考

(備-1) 契約日（第７条）の毎年の応当日をいいます。
(備-2) 応当日がない場合には、その月の末日とします。
(備-3) 保険金(備-8)を支払う場合には、その受取人とします。
(備-4) 第⑤項または第11条「払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱」第①項の規定により当会社が支払うこととなった金額から差し引かれた未払込の保険料を含みます。
(備-5) その保険料の払込期月の基準日(備-10)から次回払込期月の基準日の前日までの期間をいいます。
(備-6) 次回払込期月の基準日の前日までの月数をいい、保険料期間(備-5)の月数未満の月数とします。なお、月数は、契約日の毎月の応当日(備-2)(備-10)から次の契約日の毎月の応当日(備-2)の前日までの期間を１ヵ月として計算し、１ヵ月未満の期間は切り捨てます。
(備-7) 保険契約の一部が消滅する場合、その消滅する部分については、消滅前後の保険料の差額について未経過保険料を計算します。
(備-8) 死亡保険金（第１条）または生活障害保険金（第２条）をいいます。
(備-9) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
(備-10) 第１回保険料の場合には、契約日とします。

第９条 保険料の払込方法〈経路〉

① 保険契約者は、保険契約の申込の際に保険料の払込方法〈経路〉について、次のどれかを選択してください。

(1) □座振替払込	当会社の指定した金融機関等の□座振替により払い込む方法で、保険契約者の指定する□座が当会社の指定した金融機関等に設置してある場合に限り、選択できます。(備-1) この払込方法〈経路〉を選択した場合には、その金融機関等に対して保険料の□座振替を委任してください。
(2) 振替送金払込	金融機関等の当会社の指定した□座に送金することにより払い込む方法で、当会社が承諾した場合に限り、選択できます。
(3) 団体・集団扱払込	所属団体または集団を通じて払い込む方法で、所属団体または集団と当会社との間に団体扱契約、集団扱契約、定期保険特別集団扱契約または専用集団扱契約が締結されている場合に限り、選択できます。(備-2)

② 保険契約者は、第①項の各号の保険料の払込方法〈経路〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表１）を当会社に提出してください。

③ 保険料の払込方法〈経路〉が、「□座振替払込」または「団体・集団扱払込」である保険契約において、その保険契約が、第①項に定める要件を満たさなくなったときまたは当会社の取扱基準に該当しなくなったときは、保険契約者は、第②項の規定により保険料の払込方法〈経路〉を他の保険料の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行なうまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第９条 備考

(備-1) 保険料の払込方法〈経路〉が「□座振替払込」の場合、「保険料□座振替特則」を適用します。
(備-2) 保険料の払込方法〈経路〉が「団体・集団扱払込」の場合、団体扱特約、集団扱特約、定期保険特別集団扱特約または専用集団扱特約を付加します。

第10条 保険料の払込猶予期間

① 第２回目以後の保険料の払込については、払込期月（第８条）の翌月初日から翌々月の契約日（第７条）の応当日まで(備-1)の猶予期間があります。

② 第①項の払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれなかった場合(備-2)には、保険契約は、その払込猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合、第19条「保険契約の失効」の規定によって取り扱います。

第10条 備考

(備-1) 「払込期月の基準日」（第８条）が２月、６月、11月の各末日の場合、その保険料の払込猶予期間はそれぞれ４月、８月、１月の各末日までとします。
(備-2) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第11条 払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱

① 保険料の払込猶予期間（第10条）中に保険金(備-1)の支払事由が発生し、保険金(備-1)を支払う場合(備-2)には、すでに「払込期月の基準日」（第８条）の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

② 払込猶予期間中に保険料の払込の免除事由（第３条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を

払込猶予期間満了の日までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-3)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第11条　備考
(備-1) 死亡保険金（第1条）または生活障害保険金（第2条）をいいます。
(備-2) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険金(備-1)の支払事由が発生したときには、保険料の払込猶予期間中に保険金(備-1)の支払事由が発生したものとして取り扱います。
(備-3) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに未払込の保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに未払込の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第12条　保険料の前納

① 保険料の払込方法〈回数〉が年払の場合、保険契約者は、当会社が定める期間中の保険料について、前納(備-1)をすることができます。なお、保険料の払込方法〈回数〉が月払または半年払の場合には、保険料の払込方法〈回数〉を年払に変更してください。
② 保険料を前納(備-1)する場合には、当会社の定めた率による割引をします。
③ 保険料前納金は、毎年、当会社の定めた率の複利による利息をつけて積み立てておき、「払込期月の基準日」（第8条）ごとに保険料の払込に充当します。
④ 次の(1)から(4)のどれかの場合で、保険料前納金の残額(備-2)があるときには、保険契約者(備-3)に払い戻します。
(1) 前納期間(備-4)が満了した場合
(2) 保険料の払込を要しなくなった場合（第3・31条）
(3) 保険契約が消滅した場合（第15・16・18・19・20条）
(4) 死亡保険金額を減額した場合（第30条）

第12条　備考
(備-1) 将来の保険料をあらかじめ一時に払い込むことをいいます。
(備-2) 死亡保険金額を減額した場合には、減額部分に対応する保険料前納金の残額とします。
(備-3) 死亡保険金（第1条）または生活障害保険金（第2条）を支払う場合には、その受取人とします。
(備-4) 「前納期間」とは、前納された保険料が充当される期間をいいます。

第3章　保険契約の無効および消滅

第13条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効

① 保険契約者、被保険者または保険金受取人(備-1)の詐欺によって、保険契約の締結または保険契約の復活（第5・23条）が行なわれた場合には、当会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
② 第①項の保険契約の取消は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または保険金受取人(備-1)に取消の通知をします。
③ 保険契約者が保険金(備-2)を不法に取得する目的または他人に保険金(備-2)を不法に取得させる目的をもって、保険契約の締結または保険契約の復活が行なわれた場合には、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
④ 第①項から第③項によって当会社が保険契約を取り消した場合または保険契約が無効となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を返還することを要します。

第13条　備考
(備-1) 死亡保険金受取人または生活障害保険金の受取人をいいます。
(備-2) 死亡保険金（第1条）または生活障害保険金（第2条）をいいます。

第14条　年齢の誤りによる保険契約の取消

① 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢（第37条）に誤りがあった場合で、契約日（第7条）における実際の年齢およびその誤りが発見された日における実際の年齢が、どちらも「契約締結年齢(備-1)」の範囲外であったときには、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
② 第①項によって保険契約が取消となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を払い戻すこととなった保険料から差し引き、なお不足するときには、その不足額を返還することを要します。
③ 第①項に該当しなかった場合には、保険契約は取消としないで、第38条「年齢の誤りの処理」の規定によって取り扱います。

第14条　備考
(備-1) 当会社の定めたこの保険契約を締結（第5条）することができる年齢をいいます。

第15条　支払事由の発生等による保険契約の消滅

次のどれかに該当した場合には、保険契約は、それぞれの時に消滅します。
(1) 被保険者が保険期間満了時まで生存した場合には、保険期間満了時
(2) 被保険者が保険期間中に死亡した場合には、被保険者が死亡した時
(3) 被保険者が保険期間中に高度障害状態（第2条）となり、生活障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態となった時
(4) (3)の場合を除き、生活障害保険金の支払事由が発生し、生活障害保険金が支払われた場合には、生活障害保険金の支払事由が発生した時

第16条　告知義務違反による保険契約の解除および保険金の不支払等

① 保険契約者または被保険者(備-1)が、保険契約の締結または保険契約の復活（第5・23条）の際に、当会社が告知を求めた事項（第6条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。
② 当会社は、保険金(備-2)の支払事由または保険料の払込の免除事由（第3条）が発生した後でも、第①項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。
(1) 当会社は、保険金(備-2)を支払いません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-3)を返還することを要します。
(2) 当会社は、保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。
③ 第②項の場合でも、保険金(備-2)の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または生活障害保険金の受取人が証明した場合には、その支払または払込の免除を行ないます。
④ この第16条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、死亡保険金受取人または生活障害保険金の受取人に解除の通知をします。
⑤ この第16条によって保険契約を解除した場合には、当会社は、解約払戻金（第22条）を保険契約者に支払います。

第16条　備考
(備-1) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。
(備-2) 死亡保険金（第1条）または生活障害保険金（第2条）をいいます。
(備-3) この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

第17条　保険契約を解除できない場合

① 当会社は、次の(1)から(5)のどれかに該当した場合には、第16条に規定する保険契約の解除を行なうことはできません。
(1) 当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第5・23条）の際に、解除の原因となる事実を知っていた場合または過失によって知らなかった場合
(2) 保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者が第6条の告知をすることを妨げた場合
(3) 保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者に対し、第6条の告知をしないことを勧めた場合、または不実の告知をすることを勧めた場合
(4) 当会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1ヵ月を経過した場合
(5) 保険契約が、給付責任開始の日（第7条）からその日を含めて2年をこえて有効に継続した場合。ただし、給付責任開始の日からその日を含めて2年以内に、解除の原因となる事実により、生活障害保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込の免除事由（第3条）が発生したときには、保険契約が、給付責任開始の日からそ

の日を含めて２年をこえて有効に継続した後でも、第 16 条に規定する保険契約の解除をすることができます。

② 第①項(2)および(3)の規定は、それぞれに規定する保険媒介者(備-1)の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当会社が告知を求めた事項（第６条）について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第 17 条　備考

(備-1)　「保険媒介者」とは、当会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。

第 18 条　重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等

① 当会社は、次の(1)から(6)のどれかに該当する事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向って解除することができます。

(1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金(備-1)を詐取する目的でまたは他人に死亡保険金(備-1)を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合

(2) 保険契約者、被保険者または生活障害保険金の受取人がこの保険契約の生活障害保険金（第２条）を詐取する目的でまたは他人にこの保険契約の生活障害保険金を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合

(3) 保険契約者または被保険者が当会社にこの保険契約の保険料の払込の免除（第３条）を行なわせる目的で、事故招致(備-2)をした場合

(4) この保険契約の保険金(備-3)の支払請求またはこの保険契約の保険料の払込の免除の請求に関し、保険金(備-3)の受取人(備-4)に詐欺行為(備-2)があった場合

(5) 保険契約者、被保険者または保険金(備-3)の受取人が、次の(ｱ)から(ｶ)のどれかに該当する場合

(ｱ) 反社会的勢力(備-5)に該当すると認められること

(ｲ) 反社会的勢力(備-5)に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ｳ) 反社会的勢力(備-5)を不当に利用していると認められること

(ｴ) 保険契約者または保険金(備-3)の受取人が法人の場合、反社会的勢力(備-5)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(ｵ) その他反社会的勢力(備-5)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(6) 当会社の保険契約者、被保険者または保険金(備-3)の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする(1)から(5)と同等の重大な事由がある場合(備-6)

② 当会社は、保険金(備-3)の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した後でも、第①項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。

(1) 当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に保険金(備-3)の支払事由が発生した場合、その支払事由による保険金(備-3)(備-7)の支払を行ないません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-8)を返還することを要します。

(2) 当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に保険料の払込の免除事由が発生した場合、その免除事由による保険料の払込の免除を行ないません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。

③ この第 18 条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または保険金(備-3)の受取人に解除の通知をします。

④ この第18条によってこの保険契約を解除した場合には、当会社は、解約払戻金（第 22 条）(備-9)を保険契約者に支払います。

第 18 条　備考

(備-1)　「死亡保険金」には、この保険契約の死亡保険金（第１条）のほか、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称を問いません。

(備-2)　未遂を含みます。

(備-3)　「保険金」とは、死亡保険金または生活障害保険金（第２条）をいいます。

(備-4)　保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。

(備-5)　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。

(備-6)　例えば、他の保険契約が重大事由によって解除される場合、または保険契約者、被保険者もしくは保険金(備-3)の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合などが該当することがあります。

(備-7)　第①項(5)のみに該当した場合で、第①項(5)(ｱ)から(ｵ)までに該当したのが保険金(備-3)の受取人のみであり、その保険金(備-3)の受取人が保険金(備-3)の一部の受取人であるときは、その受取人の受取部分の保険金(備-3)とします。

(備-8)　この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

(備-9)　第①項(5)のみに該当した場合で、保険金(備-3)の一部の受取人に対して第②項(1)の規定を適用し、その受取人の受取部分の保険金(備-3)を支払わないときは、その支払わない部分についての解約払戻金とします。

第 19 条　保険契約の失効

① 保険契約が効力を失った後は、当会社は、給付責任（第７条）を負いません。

② 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、次の(1)または(2)の請求をすることができます。

(1) 解約払戻金（第 22 条）の支払請求

(2) 保険契約の復活（第 23 条）の請求

第 20 条　保険契約者による保険契約の解約

保険契約者は、いつでも、将来に向って保険契約を解約し、解約払戻金（第 22 条）の支払を請求することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表１）を当会社に提出してください。

第 21 条　保険金受取人による保険契約の存続

① 債権者等(備-1)による保険契約の解約（第 20 条）は、解約の通知が当会社に到達した時から１ヵ月を経過した日に効力を生じます。

② 第①項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の(1)および(2)をともに満たす保険金(備-2)の受取人は、保険契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等(備-1)に支払うべき金額を債権者等(備-1)に支払い、かつ当会社にその旨を通知したときは、第①項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2) 保険契約者ではないこと

③ 第②項の規定により、保険契約を存続させる場合、当会社は、手続書類（別表１）の提出を求めます。

④ 第①項の解約の通知が当会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金(備-2)の支払事由が生じ、当会社が保険金(備-2)を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等(備-1)に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等(備-1)に支払った金額を差し引いた残額を、その保険金(備-2)の受取人に支払います。

第 21 条　備考

(備-1)　「債権者等」とは、保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。

(備-2)　死亡保険金（第１条）または生活障害保険金（第２条）をいいます。

第 22 条　解約払戻金

当会社は、保険契約の締結（第５条）の際に、当会社の定める経過年数に応じて計算した解約払戻金額を保険契約者に通知します。

第４章　失効した保険契約の復活

第 23 条　失効した保険契約の復活

① 保険契約者は、保険契約が効力を失った日（第 10 条、第 33 条第③項）からその日を含めて１年以内は、その効力を回復させるため、保険契約の復活の請求（第５条）を行なうことができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表１）を当会社に提出してください。ただし、保険契約者が解約払戻金の支払請求（第 19 条）を行なった後は、保険契約の復活を請求することはできません。

② 当会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、延滞した保険料(備-1)を払い込んでください。

第 23 条　備考

(備-1)　「延滞した保険料」とは、復活した時までにすでに「払込期月の基準日」（第８条）の到来していた未払込の保険料のことをいいます。

第５章　契約者配当

第 24 条　契約者配当金

この保険契約については、契約者配当金はありません。

第 6 章　保険契約の内容の変更

第 25 条　保険契約者の変更

① 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約についての一切の権利義務を第三者に承継させて、その第三者を新たな保険契約者とすることができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。
② 保険契約者を変更した場合には、当会社は、保険証券に変更後の保険契約者を表示します。

第 26 条　当会社への通知による保険金受取人の変更

① 保険契約者は、保険金(備-1)の支払事由（第 1・2 条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、当会社に対する通知により、保険金受取人(備-2)を変更することができます。ただし、生活障害保険金の受取人を変更する場合で、変更後の生活障害保険金の受取人が被保険者となる場合には、被保険者の同意を要しません。なお、変更後の生活障害保険金の受取人は、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかとします。
② 第①項の規定により、保険金受取人(備-2)を変更する場合、当会社は、保険契約者に手続書類（別表 1）の提出を求めます。
③ 第①項の規定により、保険金受取人(備-2)が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の保険金受取人(備-2)を表示します。
④ 第①項の通知が当会社に到達する前に変更前の保険金受取人(備-2)に保険金(備-1)を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人(備-2)から保険金(備-1)の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

第 26 条　備考
(備-1) 死亡保険金（第 1 条）または生活障害保険金（第 2 条）をいいます。
(備-2) 死亡保険金受取人または生活障害保険金の受取人をいいます。

第 27 条　遺言による保険金受取人の変更

① 第 26 条に定めるほか、保険契約者は、保険金(備-1)の支払事由（第 1・2 条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人(備-2)を変更することができます。なお、変更後の生活障害保険金の受取人は、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかとします。
② 第①項の保険金受取人(備-2)の変更は、生活障害保険金の受取人を変更する場合で、変更後の生活障害保険金の受取人が被保険者となる場合を除き、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
③ 第①項および第②項による保険金受取人(備-2)の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することはできません。
④ 第①項および第②項の規定により、保険金受取人(備-2)を変更する場合、当会社は、保険契約者の相続人に手続書類（別表 1）の提出を求めます。
⑤ 第①項および第②項の規定により、保険金受取人(備-2)が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の保険金受取人(備-2)を表示します。

第 27 条　備考
(備-1) 死亡保険金（第 1 条）または生活障害保険金（第 2 条）をいいます。
(備-2) 死亡保険金受取人または生活障害保険金の受取人をいいます。

第 28 条　保険金受取人の死亡

① 保険金(備-1)の受取人が保険金(備-1)の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金(備-1)の受取人とします。
② 第①項の規定により保険金(備-1)の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第①項の規定により保険金(備-1)の受取人となった者のうち生存している他の保険金(備-1)の受取人を保険金(備-1)の受取人とします。
③ 第①項および第②項により保険金(備-1)の受取人となった者(備-2)が 2 人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第 28 条　備考
(備-1) 死亡保険金（第 1 条）または生活障害保険金（第 2 条）をいいます。
(備-2) 第①項および第②項の規定により保険金(備-1)の受取人となった者が死亡し、第①項および第②項の規定によりあらたに保険金(備-1)の受取人となった者を含みます。

第 29 条　保険期間・保険料払込期間の短縮

① 保険契約者は、当会社の承諾を得て、保険期間または保険料払込期間を短縮することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、短縮後の保険期間または保険料払込期間が当会社の定めた取扱範囲外となる場合には短縮することはできません。
② 保険期間または保険料払込期間を短縮した場合には、次のとおりとします。
(1) 当会社の定めた方法によって計算した金額を次のとおり精算します。
(ｱ) 払い戻す金額がある場合には、保険契約者に払い戻します。
(ｲ) 当会社への払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに払い込むことを要します。
(2) 保険料は、次回払込期月（第 3 条）からあらためます。
(3) 保険契約者に保険期間または保険料払込期間を短縮したことを通知します。

第 30 条　死亡保険金額の減額

① 保険契約者は、死亡保険金額を減額することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、減額後の死亡保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、減額することはできません。
② 死亡保険金額を減額した場合には、次のとおりとします。
(1) 減額部分は解約されたものとし、その解約払戻金（第 22 条）を保険契約者に支払います。
(2) 保険料は、減額後の死亡保険金額によって、次回払込期月（第 3 条）からあらためます。
(3) 保険契約者に死亡保険金額を減額したことを通知します。

第 31 条　払済生活障害保障定期保険への変更

① 保険契約者は、保険料払込期間中、当会社の定めた取扱基準によって、次回払込期月（第 3 条）以後の保険料を払い込まないこととし、保険契約を次の(1)から(3)に規定する内容の払済生活障害保障定期保険に変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、変更後の死亡保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、変更することができません。
(1) 保険種類は、この保険契約と同種類の定期保険（生活障害保障型）とします。
(2) 保険期間は、変更前の保険契約の保険期間の残存期間とします。
(3) 死亡保険金額は、次の(ｱ)および(ｲ)の合計額によって計算した金額にあらためます。この場合、現金貸付金（第 32 条）があったときには、その元利合計額を(ｱ)および(ｲ)の合計額から差し引いて計算します。
(ｱ) 変更前の保険契約の解約払戻金額（第 22 条）
(ｲ) 未経過保険料（第 8 条第④項）
② 払済生活障害保障定期保険に変更した場合には、保険契約者に払済生活障害保障定期保険に変更したことを通知します。

第 7 章　保険契約者に対する現金貸付および貸付金の返済

第 32 条　保険契約者に対する現金貸付

① 保険契約者は、当会社の定めた借用条項にもとづいて、次の(1)または(2)のどちらか低い金額の範囲内で、現金貸付を受けることができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、現金貸付金が当会社の定めた金額に満たない場合には、現金貸付を行ないません。
(1) 貸付時の解約払戻金の 9 割
(2) 貸付時の 3 年経過時の解約払戻金の 8 割
② 現金貸付を行なう際に、すでにこの第 32 条の現金貸付金があった場合には、当会社は、その元利合計額を、新たな現金貸付金から差し引きます。
③ 現金貸付金の利息は、当会社の定めた利率によって、貸付を行なった日の翌日から計算し、貸付を行なった日の毎年の応当日ごとに元金に繰り入れます。
④ この第 32 条の現金貸付金の返済については、第 33 条「貸付金の返済」の規定によって取り扱います。

第 33 条　貸付金の返済

① 保険契約者は、保険期間中、いつでも、現金貸付金（第 32 条）の元利合計額の全部または一部を返済することができます。ただし、その元利合計額の一部を返済する場合、その返済額は当会社の定めた金額以上であることを要します。
② 当会社は、保険契約が、次の(1)から(4)のどれかに該当した場合で、現金貸付金があったときには、その元利合計額を、当会社の支払うこ

ととなった金額または変更に際して充当することとなった金額から差し引きます。
(1) 保険契約が消滅した場合（第 15・16・18・19・20 条）
(2) 保険期間の短縮を行なう場合（第 29 条）
(3) 死亡保険金額の減額を行なう場合（第 30 条）
(4) 払済生活障害保障定期保険への変更を行なう場合（第 31 条）

③ 現金貸付金の元利合計額が、解約払戻金額（第 22 条）をこえることとなった場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、当会社の定めた方法によって計算した金額を払い込んでください。この場合、その金額が当会社の指定した日までに払い込まれなかったときには、保険契約は、現金貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえることとなった時から効力を失います。なお、当会社が、この保険契約の復活の請求を承諾した場合には、保険契約者は、延滞した保険料（第 23 条）とともに、当会社の定めた方法によって計算した金額を払い込んでください。

第 8 章　その他の事項

第 34 条　保険契約者・死亡保険金受取人・生活障害保険金の受取人の代表者

① この保険契約について、保険契約者、死亡保険金受取人または生活障害保険金の受取人が 2 人以上ある場合には、それぞれ代表者 1 人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の人を代理するものとします。

② 第①項の代表者が定まらない場合またはその住所もしくは居所が不明である場合には、当会社が保険契約者、死亡保険金受取人または生活障害保険金の受取人の 1 人に対して行なった行為は、それぞれ他の人に対してもその効力を生じます。

第 35 条　保険契約者の連帯責任

この保険契約について、保険契約者が 2 人以上ある場合には、それぞれの保険契約者は、連帯して保険契約についての責任を負うものとします。

第 36 条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務

① 保険契約者が住所を変更した場合には、ただちに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。

② 保険契約者が第①項の通知をしなかった場合には、当会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

第 37 条　年齢の計算

被保険者の年齢は、満年で計算し、1 年未満の端数は切り捨てます。

第 38 条　年齢の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合で、第 14 条「年齢の誤りによる保険契約の取消」の規定に該当しなかったときには、次の(1)または(2)によって取り扱います。
(1) 契約日（第 7 条）における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の範囲内であった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の年齢にもとづいて保険料をあらため、過不足金額を精算します。
(2) 契約日における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の最低年齢に満たなかった場合でも、その事実が発見された日における年齢が、その最低年齢以上となっていたときには、当会社の定めた方法によって、その最低年齢になった日を契約日として保険料をあらため、過不足金額を精算します。

第 38 条　備考
(備-1) 当会社の定めたこの保険契約を締結（第 5 条）することができる年齢をいいます。

第 39 条　性別の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の性別にもとづいて保険料をあらため、過不足金額を精算します。

第 40 条　契約内容の登録

① 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下、この第 40 条において「協会」といいます。）に登録します。
(1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
(2) 死亡保険金の金額
(3) 契約日（復活が行なわれた場合は、最後の復活の日とします。以下、第②項において同様とします。）
(4) 当会社名

② 第①項の登録の期間は、契約日から 5 年（契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から 5 年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。

③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、この第 40 条において「各生命保険会社等」といいます。）は、第①項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、この第 40 条において同様とします。）の申込（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満 15 歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第①項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

④ 各生命保険会社等は、第②項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第③項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加の承諾を含みます。以下、この第 40 条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。

⑤ 各生命保険会社等は、契約日（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加が行なわれた場合は、最後の復活、保険金額の増額、復旧または特約の付加の日とします。以下、この第⑤項において同様とします。）から 5 年（契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から 5 年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第①項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

⑨ 第③項、第④項および第⑤項中、「被保険者」、「保険契約」、「死亡保険金」、「災害死亡保険金」、「保険金額」、「高度障害保険金」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「共済契約」、「死亡共済金」、「災害死亡共済金」、「共済金額」、「後遺障害共済金」と読み替えます。

第 41 条　管轄裁判所

この保険契約に関する訴訟については、当会社の本店または保険契約者、死亡保険金受取人もしくは生活障害保険金の受取人の住所地(備-1)を管轄する日本国内の地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とします。

第 41 条　備考
(備-1) 保険契約者、死亡保険金受取人または生活障害保険金の受取人が 2 人以上ある場合には、第 34 条に規定する代表者の住所地とします。

第 42 条　時効による請求権の消滅

保険金(備-1)、解約払戻金その他払い戻すこととなる金額を請求する権利または保険料の払込の免除を請求する権利は、これらを行使することができる時から 3 年間行使しない場合には、消滅します。

第 42 条　備考
(備-1) 死亡保険金（第 1 条）または生活障害保険金（第 2 条）をいいます。

第 43 条　準拠法

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第 44 条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱

① 保険契約の申込（第 5 条）の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の(1)から(3)の 1 または 2 以上の契約条件を付加して保険契約を締結することがあります。この場合、保険料、給付内容または保険契約の内容の変更等については、この第 44 条の規定を適用して取り扱います。

(1) 保険料の変更
この保険契約の払い込むべき保険料を、申込の時の金額から、当会社の定める方法によりあらためて計算したその申込の時の金額を上回る金額に変更します。
(2) 死亡保険金額の削減
契約日（第７条）以後、当会社の定めた削減期間中に保険金(備-1)の支払事由が発生した場合には、その保険金(備-1)の支払金額は、その支払事由が発生した保険年度(備-2)に応じて、次の割合を乗じて得た金額に削減します。ただし、不慮の事故（別表２）または別表７に定める感染症を直接の原因として保険金(備-1)の支払事由が発生したときには、この削減は行ないません。

保険年度／削減期間	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１　年	5.0 割	－	－	－	－
２　年	3.0 割	6.0 割	－	－	－
３　年	2.5 割	5.0 割	7.5 割	－	－
４　年	2.0 割	4.0 割	6.0 割	8.0 割	－
５　年	1.5 割	3.0 割	4.5 割	6.0 割	8.0 割

(3) 特定障害の不担保
(ｱ) 当会社の定めた不担保期間中に、別表３に定める高度障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、生活障害保険金の支払事由が発生した場合には、第２条の規定にかかわらず、生活障害保険金を支払いません。
(ｲ) 当会社の定めた不担保期間中に、別表４に定める身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第３条の規定にかかわらず、保険料の払込を免除しません。

② 第①項の規定によって契約条件を付加して保険契約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券に記載します。

③ 第①項の契約条件を付加して締結した保険契約については、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日から給付責任（第７条）を開始します。ただし、(2)に該当する場合で、保険契約者が、当会社の付加する契約条件を承諾する際に、特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日(備-3)を給付責任開始の日にすることができます。
(1) 保険契約者が承諾した後に、第１回保険料が払い込まれた場合
「第１回保険料が払い込まれた日」
(2) 第１回保険料に相当する金額(備-4)が払い込まれた後に、保険契約者が承諾した場合
「第１回保険料に相当する金額(備-4)が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

④ 第①項の契約条件を付加した保険契約については、次の表の(1)から(3)の取扱を、それぞれに定めた条件に該当する場合には取り扱いません。

取　扱	条　件
(1) 保険期間の短縮	次のどれかに該当する場合 (ｱ) 「保険料の変更」の条件を付加した場合 (ｲ) 「死亡保険金額の削減」の条件を付加した場合 (ｳ) 「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき
(2) 保険料払込期間のみの短縮	次のどれかに該当する場合 (ｱ) 「保険料の変更」の条件を付加した場合で、保険料払込期間中のとき (ｲ) 「死亡保険金額の削減」の条件を付加した場合で、削減期間中のとき (ｳ) 「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき
(3) 払済生活障害保障定期保険への変更	「死亡保険金額の削減」の条件を付加した場合で、削減期間中のとき

第 44 条　備考
(備-1) 死亡保険金（第１条）または生活障害保険金（第２条）をいいます。
(備-2) 「保険年度」とは、契約日または契約応当日（第８条第①項）から直後に到来する契約応当日の前日までの期間をいいます。
(備-3) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、「保険契約者が承諾した日」と「当会社への払込を要する金額を払い込んだ日」とのいずれか遅い日とします。
(備-4) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、その条件を付加する前の金額を「第１回保険料に相当する金額」とみなします。

第 45 条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱

① 保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、情報端末(備-1)を用いることによっても、保険契約の申込もしくは復活の請求（第５・23 条）または告知（第６条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。
(1) 保険契約者は、当会社の定めた保険契約申込書または請求書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、保険契約の申込または復活の請求をすることができるものとします。
(2) 保険契約者または被保険者(備-3)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示することにより当会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、告知することができるものとします。また、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項についてその医師に口頭で告知する際、その医師は告知された内容を情報端末(備-1)に入力することがあります。この場合、保険契約者または被保険者(備-3)は、口頭でした告知に関し、その医師が情報端末(備-1)に入力した事項を確認してください。

② 第①項の規定により保険契約の申込もしくは復活の請求または告知を行なった場合、当会社は、その保険契約の申込もしくは復活の請求または告知に関する書面等を保険契約者(備-4)に交付します。

第 45 条　備考
(備-1) 当会社の定める携帯端末などの情報処理機器をいいます。
(備-2) 当会社への送信にかえて情報端末(備-1)に保存する場合は、情報端末(備-1)への保存を含みます。
(備-3) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。
(備-4) 被保険者に関する書面等については、被保険者とします。

第 46 条　電磁的方法による告知をする場合の取扱

被保険者は、当会社の承諾を得て、電磁的方法(備-1)によっても、告知（第６条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。
(1) 被保険者(備-2)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、当会社が電磁的方法(備-1)により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信することによって、告知することができるものとします。
(2) 当会社は、(1)により被保険者から送信された事項の受信をもって、被保険者の告知があったものとして取り扱います。この場合、当会社は、受信した被保険者の告知の内容を被保険者に通知(備-3)します。

第 46 条　備考
(備-1) インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。
(備-2) 被保険者の親権者または後見人を含みます。
(備-3) 電磁的方法による場合を含みます。

別　表

別表１　請求書類等
（「別表一覧」をご覧ください）

別表２　対象となる不慮の事故
（「別表一覧」をご覧ください）

別表３　対象となる高度障害状態
（「別表一覧」をご覧ください）

別表４　対象となる身体障害状態
（「別表一覧」をご覧ください）

別表５　対象となる要介護状態
（「別表一覧」をご覧ください）

別表６　薬物依存
（「別表一覧」をご覧ください）

別表７　対象となる感染症
（「別表一覧」をご覧ください）

無配当逓減定期保険普通保険約款

〈目　次〉

第１章　保険金の支払および保険料の払込の免除　42
第１条　死亡保険金の支払およびその免責……42
第２条　高度障害保険金の支払およびその免責……42
第３条　保険料の払込の免除およびその免責……43
第４条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択……43
第２章　保険契約の締結および保険料の払込　44
第５条　保険契約の申込、復活等の請求および承諾通知……44
第６条　保険契約者・被保険者の告知義務……44
第７条　当会社の給付責任の開始および終了……44
第８条　保険料の払込方法〈回数〉および払込期月……45
第９条　保険料の払込方法〈経路〉……45
第10条　保険料の払込猶予期間……45
第11条　払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱……45
第12条　保険料の前納……46
第３章　保険契約の無効および消滅　46
第13条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効……46
第14条　年齢または性別の誤りによる保険契約の取消……46
第15条　支払事由の発生等による保険契約の消滅……46
第16条　告知義務違反による保険契約の解除および保険金の不支払等……46
第17条　保険契約を解除できない場合……46
第18条　逓減率の引き下げの際の告知義務違反の処理……47
第19条　重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等……47
第20条　保険契約の失効……48
第21条　保険契約者による保険契約の解約……48
第22条　保険金受取人による保険契約の存続……48
第23条　解約払戻金……48
第４章　失効した保険契約の復活　48
第24条　失効した保険契約の復活……48
第５章　保険契約の自動更新　48
第25条　保険契約の自動更新……48
第６章　契約者配当　48
第26条　契約者配当金……48
第７章　保険契約の内容の変更　48
第27条　保険契約者の変更……48
第28条　当会社への通知による保険金受取人の変更……48
第29条　遺言による保険金受取人の変更……49
第30条　保険金受取人の死亡……49
第31条　基本保険金額の減額……49
第８章　その他の事項　49
第32条　保険契約者・死亡保険金受取人・高度障害保険金の受取人の代表者……49
第33条　保険契約者の連帯責任……49
第34条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務……49
第35条　年齢の計算……49
第36条　年齢の誤りの処理……49
第37条　性別の誤りの処理……49
第38条　契約内容の登録……49
第39条　管轄裁判所……50
第40条　時効による請求権の消滅……50
第41条　準拠法……50
第42条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用……50
第43条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱……50
第44条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱……50
第45条　電磁的方法による告知をする場合の取扱……51
別　表　51
別表１　請求書類等……51
別表２　対象となる不慮の事故……51
別表３　対象となる高度障害状態……51
別表４　対象となる身体障害状態……51
別表５　対象となる感染症……51

第１章　保険金の支払および保険料の払込の免除

第１条　死亡保険金の支払およびその免責

①　当会社は、次のとおり死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、保険期間中に死亡した場合（備-2）
(2)　支払金額	次の算式により計算した金額とします。（備-3）（備-4） 基本保険金額×｛1－逓減率×(経過年数－1)｝ ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡した場合には、その原因によって死亡した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、死亡保険金額を削減して支払うことがあります。この場合でも、削減して支払う金額は、責任準備金額（備-5）を下まわることはありません。
(3)　免責事由（備-6）	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)のどれかによって死亡した場合。この場合、(ｲ)によって支払事由（備-1）が発生したときを除き、責任準備金額（備-5）を保険契約者に支払います。 (ｱ)　給付責任開始の日（第７条）からその日を含めて２年以内の被保険者の自殺 (ｲ)　保険契約者の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合を除きます。 (ｳ)　死亡保険金受取人の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合または(ｲ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｳ)に該当する場合、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額（備-5）を保険契約者に支払います。

②　第①項(2)に規定する算式の逓減率は、保険契約の申込の際に、保険契約者が、当会社の定めた範囲内で選択するものとします。ただし、第25条第②項(4)または(5)の規定により逓減率を引き下げた場合、以後の保険期間（備-7）においては、その逓減率とします。

第１条　備考

(備-1)　死亡保険金を支払う場合をいいます。

(備-2)　被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときには、死亡保険金を支払います。

(備-3)　経過年数は、契約日（第７条）からその日を含めて、被保険者が死亡した日の翌日以後直後に到来する契約応当日（第８条第①項）の前日までの年数とします。なお、保険契約を更新した場合には、契約日を直前の更新日（第25条）として年数を計算します。

(備-4)　百円未満の端数が生じた場合には、端数を四捨五入します。また、この保険契約を締結する際に、すでに締結されている他の保険契約をこの保険契約に転換している場合には、当会社の定める方法により百円未満の端数を計算します。

(備-5)　当会社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の保険給付に充てるべきものとして、保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。

(備-6)　支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が死亡保険金の支払を行なわない場合をいいます。

(備-7)　この保険契約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。

第２条　高度障害保険金の支払およびその免責

①　当会社は、次のとおり高度障害保険金を高度障害保険金の受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、給付責任開始の日（第７条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間（備-2）中に、別表３に定める高度障害状態に該当（備-3）（備-4）（備-5）した場合
(2)　支払金額	次の算式により計算した金額とします。（備-6）（備-7） 基本保険金額×｛1－逓減率×(経過年数－1)｝

	ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当した場合には、その原因によって高度障害状態に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、高度障害保険金額を削減して支払うことがあります。この場合でも、削減して支払う金額は、責任準備金額(備-8)を下まわることはありません。
(3) 免責事由(備-9)	被保険者が、次の(ア)または(イ)によって高度障害状態に該当した場合 (ア) 保険契約者または被保険者の故意 (イ) 高度障害保険金の受取人の故意。ただし、(ア)に該当する場合を除きます。なお、この(イ)に該当する場合、その受取人が高度障害保険金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額(備-8)を保険契約者に支払います。

② 第①項(2)に規定する算式の逓減率は、保険契約の申込の際に、保険契約者が、当会社の定めた範囲内で選択するものとします。ただし、第 25 条第②項(4)または(5)の規定により逓減率を引き下げた場合、以後の保険期間(備-8)においては、その逓減率とします。

③ 高度障害保険金の受取人は、次のとおりとします。

(1) 被保険者。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人が同一法人である場合には、死亡保険金受取人とします。

(2) (1)にかかわらず、保険契約者は、保険契約の申込の際に、被保険者の同意を得て、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかを高度障害保険金の受取人として指定することができます。また、第 28 条または第 29 条の規定により、高度障害保険金の受取人を変更することができます。

(3) (1)または(2)にかかわらず、被保険者が高度障害保険金の受取人であった場合で、被保険者が、高度障害保険金の支払を請求する前に死亡したときには、死亡保険金受取人とします。

③ 死亡保険金を支払った場合には、その支払後に高度障害保険金の支払の請求を受けても、当会社は、高度障害保険金を支払いません。

第 2 条 備考

(備-1) 高度障害保険金を支払う場合をいいます。

(備-2) この保険契約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。

(備-3) 高度障害状態について、保険期間(備-2)満了の日に、視力、言語の機能、そしゃくの機能、上肢の用もしくは下肢の用を全く失った状態または常に介護を要する状態には該当しているが、永久に継続するものとは認められなかった場合でも、保険期間(備-2)満了の日の翌日以後に、その状態が永久に継続すると認められたときには、保険期間(備-2)満了の日に高度障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-4) 高度障害状態について、給付責任開始の日前にすでに生じていた障害に、その障害の原因となった傷害または疾病と因果関係のない給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として生じた障害が加わることによって該当したときは、給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としてその高度障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-5) 高度障害状態について、給付責任開始の日前に発病していた疾病によって該当したときでも、次の①または②の場合、その疾病によって該当した高度障害状態は、給付責任開始の日以後に発病した疾病によって該当したものとして取り扱います。

① 当会社が保険契約の締結または保険契約の復活（第 5・24 条）の際の告知によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

② 次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合

(1) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。

(2) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。

(備-6) 経過年数は、契約日（第 7 条）からその日を含めて、被保険者が高度障害状態に該当した日の翌日以後直後に到来する契約応当日（第 8 条第①項）の前日までの年数とします。なお、保険契約を更新した場合には、契約日を直前の更新日（第 25 条）として年数を計算します。

(備-7) 百円未満の端数が生じた場合には、端数を四捨五入します。また、この保険契約を締結する際に、すでに締結されている他の保険契約をこの保険契約に転換している場合には、当会社の定める方法により百円未満の端数を計算します。

(備-8) 当会社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の保険給付に充てるべきものとして、保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。

(備-9) 支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が高度障害保険金の支払を行なわない場合をいいます。

第 3 条 保険料の払込の免除およびその免責

① 当会社は、次のとおり保険料の払込を免除します。

(1) 免除事由(備-1)	被保険者が、給付責任開始の日（第 7 条）以後に発生した不慮の事故（別表 2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日以内の保険料払込期間(備-2)中に、別表 4 に定める身体障害状態に該当(備-3)(備-4)(備-5)した場合
(2) 免除する保険料	次回払込期月(備-6)以後の保険料 ただし、被保険者が、次の(ア)または(イ)によって身体障害状態に該当した場合には、当会社は、その原因によって身体障害状態に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、保険料の払込の免除額を削減することがあります。 (ア) 地震、噴火または津波 (イ) 戦争その他の変乱
(3) 免責事由(備-7)	被保険者が、次の(ア)から(カ)のどれかによって身体障害状態に該当した場合 (ア) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の犯罪行為 (ウ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (エ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (オ) 被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (カ) 被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

② 保険料の払込を免除した場合には、次のとおりとします。

(1) 保険料は、保険料の払込を免除した後も「払込期月の基準日」（第 8・25 条）ごとに払込があったものとして取り扱います。

(2) 保険料の払込を免除した後に保険契約の自動更新（第 25 条）が行なわれた場合には、更新後の保険料についても、払込を免除します。

(3) 保険料の払込を免除した後は、基本保険金額の減額（第 31 条）は行ないません。

(4) 保険契約者に保険料の払込を免除したことを通知します。

第 3 条 備考

(備-1) 保険料の払込を免除する場合をいいます。

(備-2) この保険契約を更新した場合には、更新後の保険料払込期間を含みます。

(備-3) 身体障害状態について、不慮の事故の日からその日を含めて 180 日以内に、視力、聴力、上肢の用、上肢の関節の用、下肢の用、下肢の関節の用もしくは手指の用を全く失った状態または脊柱に著しい奇形もしくは著しい運動障害を残す状態には該当しているが、永久に継続するものとは認められなかった場合でも、保険料払込期間(備-2)中に、その状態が永久に継続すると認められたときには、その日に保険料の払込の免除事由に該当したものとして取り扱います。

(備-4) 身体障害状態について、給付責任開始の日前にすでに生じていた身体障害に、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として生じた身体障害が加わることによって該当したときでも、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-5) 身体障害状態について、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として該当した場合でも、すでに不慮の事故以外を原因とする障害があり、かつ、その原因が給付責任開始の日以後に発生していたときには、そのすでにあった障害がなかったとしてもその身体障害状態に該当すると認められる場合に限り、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-6) 次の「払込期月の基準日」の属する払込期月（第 8・25 条）をいいます。

(備-7) 免除事由が発生した場合でも、当会社が保険料の払込の免除を行なわない場合をいいます。

第 4 条 支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択

① 保険金(備-1)の支払事由または保険料の払込の免除事由（第 3 条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。

② その受取人(備-2)は、すみやかに請求に必要な書類（別表 1）を当会社に提出してその請求をしてください。

③ 会社等の団体(備-3)を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その会社等の団体(備-3)から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約について、保険契約者である会社等の団体(備-3)が当該保険契約の保険金(備-1)の全部またはその相当部分を死亡退職金等(備-4)として被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者に支払う場

合には、保険金(備-1)の請求の際に、その受取人は、(1)または(2)の書類および(3)の書類を当会社に提出してください。ただし、死亡退職金等(備-4)の受給者が2人以上である場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

(1) 被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者の請求内容確認書
(2) 被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
(3) 保険契約者である会社等の団体(備-3)が受給者本人であることを確認した書類

④ 保険金(備-1)(備-5)は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。

⑤ 保険金(備-1)を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認(備-6)を行ないます。この場合には、第④項の規定にかかわらず、保険金(備-1)(備-5)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。また、当会社は、保険金(備-1)の請求者にその旨を通知します。

(1) 保険金(備-1)の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
保険金(備-1)の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金(備-1)の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金(備-1)の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この普通保険約款に定める重大事由（第19条）、詐欺または不法取得目的（第13条）に該当する可能性がある場合
(2)もしくは(3)に定める事項、第19条「重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等」第①項(5)(ｱ)から(ｶ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金(備-1)の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事項

⑥ 第⑤項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第④項および第⑤項の規定にかかわらず、保険金(備-1)(備-5)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-7)を経過する日とします。この場合、当会社は、保険金(備-1)の請求者にその旨を通知します。

(1) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180日
(2) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180日
(3) 第⑤項(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金(備-1)の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第⑤項(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日
(4) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査
180日

⑦ 第⑤項または第⑥項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金(備-1)の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-8)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金(備-1)を支払いません。

⑧ 保険料の払込の免除についても、第④項から第⑦項の規定を準用します。

⑨ 解約払戻金（第23条）の支払請求があった場合についても、第④項と同様に取り扱います。

⑩ 保険金(備-1)の受取人は、保険金(備-1)(備-5)を一時金で受け取る方法にかえて、当会社の定める期間の範囲内で、当会社の定めた率の複利による利息を付けて、すえ置いて受け取る方法を選択することができます。ただし、すえ置かれる保険金(備-5)の額が当会社の定める金額以上であることを要します。

第4条　備考
(備-1) 死亡保険金（第1条）または高度障害保険金（第2条）をいいます。
(備-2) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-3) 「会社等の団体」とは、「官公署、会社、工場、組合等の団体」をいい、その団体の代表者を含みます。
(備-4) 「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。
(備-5) 保険金(備-1)とともに支払われることとなる金額を含みます。
(備-6) 当会社の指定した医師による診断を含みます。
(備-7) (1)から(4)の複数に該当する場合でも180日とします。
(備-8) 当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第2章　保険契約の締結および保険料の払込

第5条　保険契約の申込、復活等の請求および承諾通知

① 保険契約を申し込む場合または保険契約者が保険契約の復活もしくは保険契約の更新後の逓減率の引き下げ（第24・25条）(備-1)を請求する場合には、被保険者の同意を得て、次の書面を当会社に提出してください。

(1) 当会社の定めた保険契約申込書または請求書
(2) 被保険者についての当会社の定めた告知書（第6条）

② 第①項の場合には、当会社は、当会社の定めた取扱基準によって、次のとおり取り扱います。

(1) 当会社の指定した医師によって被保険者の診断を行なうことがあります。
(2) 被保険者の診断書または健康状態その他についての資料の提出を求めることがあります。

③ 当会社が、第①項の申込または請求を承諾した場合には、次のとおりとします。

(1) 保険契約の申込を承諾した場合
当会社は次の事項を記載した保険証券を交付します。また、保険証券の交付によって、承諾通知の代わりとします。なお、保険証券には保険契約を締結した年月日を記載しません。
(ｱ) 当会社名
(ｲ) 保険契約者の氏名または名称
(ｳ) 被保険者の氏名
(ｴ) 保険金等(備-2)の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
(ｵ) 保険金等(備-2)の支払事由および保険料の払込の免除事由
(ｶ) 保険期間
(ｷ) 保険金等(備-2)の額
(ｸ) 保険料およびその払込方法〈回数〉
(ｹ) 契約日
(ｺ) 保険証券を作成した年月日
(2) 保険契約の復活または保険契約の更新後の逓減率の引き下げの請求を承諾した場合
当会社は書面によって承諾の通知をするものとし、保険証券は交付しません。

第5条　備考
(備-1) 第25条第②項(5)の規定により更新後の逓減率を引き下げる場合を除きます。
(備-2) 死亡保険金（第1条）または高度障害保険金（第2条）をいいます。また、給付特約(備-3)を付加した場合には、その特約にもとづく保険金、給付金または年金を含みます。
(備-3) この保険契約に付加する保険金、給付金または年金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第6条　保険契約者・被保険者の告知義務

当会社が、保険契約の締結、保険契約の復活または保険契約の更新後の逓減率の引き下げ（第5・24・25条）(備-1)の際、支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者(備-2)は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、保険契約者または被保険者(備-2)はその医師が書面に記入した内容を確認してください。

第6条　備考
(備-1) 第25条第②項(5)の規定により更新後の逓減率を引き下げる場合を除きます。
(備-2) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

第7条　当会社の給付責任の開始および終了

① 保険契約の締結または保険契約の復活の場合（第5・24条）には、当会社は、次の日から、給付責任(備-1)を開始します。

(1) 当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した後に、第1回保険料または当会社への払込を要する金額（第24条）が払い込まれた場合

(ｱ)保険契約の締結の場合	「第1回保険料が払い込まれた日」
(ｲ)保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額が払い込まれた日」

(2) 第1回保険料または当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた後に、当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した場合

(7) 保険契約の締結の場合	「第１回保険料に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日
(イ) 保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

② 第①項に規定する給付責任開始の日の取扱については、次のとおりとします。

(1) 保険契約の締結の場合	給付責任開始の日を「契約日」とし、保険期間および保険料払込期間は、契約日を含めて計算します。
(2) 保険契約の復活の場合	給付責任開始の日を「復活日」とします。

③ 当会社は、保険契約が有効に継続している間、保険期間(備-2)満了時まで給付責任(備-1)を負います。

第７条 備考

(備-1) 「給付責任」とは、「死亡保険金もしくは高度障害保険金の支払事由（第１・２条）または保険料の払込の免除事由（第３条）が発生した場合に、当会社が、その支払または払込の免除を行なう責任」のことをいいます。

(備-2) この保険契約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。

第８条 保険料の払込方法〈回数〉および払込期月

① 第２回目以後の保険料は、保険料払込期間中、次の払込方法〈回数〉の中から保険契約の申込の際に選択された払込方法〈回数〉によって、その払込期月内に払い込んでください。なお、払込期月は、次の「払込期月の基準日」の属する月の初日から末日までとし、払込方法〈回数〉による保険契約の呼称は、それぞれ次のとおりとします。

払込方法〈回数〉	払込期月の基準日	払込方法〈回数〉による保険契約の呼称
(1) 年払（毎年１回払込）	契約応当日(備-1)(備-2)	「年払契約」
(2) 半年払（毎年２回払込）	契約日の半年ごとの応当日(備-2)	「半年払契約」
(3) 月払（毎年12回払込）	契約日の毎月の応当日(備-2)	「月払契約」

② 保険契約者は、当会社の定めた取扱基準によって、保険料の払込方法〈回数〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表１）を当会社に提出してください。なお、保険契約者は次回払込期月（第３条）以降、最初に到来する変更後の払込方法〈回数〉の払込期月より、変更後の払込方法〈回数〉によって保険料を払い込んでください。

③ 「保険契約が消滅した場合」（第15・16・19・21条）または「保険料の払込を要しなくなった場合」（第３条）には、当会社は、それまでに払い込まれた第①項の保険料のうち、「払込期月の基準日」の到来していない保険料を保険契約者(備-3)に払い戻します。

④ 年払契約または半年払契約で、「保険契約が消滅した場合」または「保険料の払込が免除された場合」（第３条）には、それまでに払い込まれた保険料(備-4)の保険料期間(備-5)のうち、まだ経過していない期間の月数(備-6)に相当する保険料として、月割によって計算した「未経過保険料」(備-7)を保険契約者(備-3)に払い戻します。ただし、保険料の払込を要しなくなった場合には、その後に保険契約が消滅したとしても「未経過保険料」の払い戻しはありません。

⑤ 第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに、保険金(備-8)の支払事由が発生し、保険金(備-8)を支払う場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

⑥ 第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに保険料の払込の免除事由（第３条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日（第10条）までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-9)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第８条 備考

(備-1) 契約日（第７条）の毎年の応当日をいいます。

(備-2) 応当日がない場合には、その月の末日とします。

(備-3) 保険金(備-8)を支払う場合には、その受取人とします。

(備-4) 第⑤項または第11条「払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱」第①項の規定により当会社が支払うこととなった金額から差し引かれた未払込の保険料を含みます。

(備-5) その保険料の払込期月の基準日(備-10)から次回払込期月の基準日の前日までの期間をいいます。

(備-6) 次回払込期月の基準日の前日までの月数をいい、保険料期間(備-5)の月数未満の月数とします。なお、月数は、契約日の毎月の応当日(備-2)(備-10)から次の契約日の毎月の応当日(備-2)の前日までの期間を１ヵ月として計算し、１ヵ月未満の期間は切り捨てます。

(備-7) 保険契約の一部が消滅する場合、その消滅する部分については、消滅前後の保険料の差額について未経過保険料を計算します。

(備-8) 死亡保険金（第１条）または高度障害保険金（第２条）をいいます。

(備-9) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

(備-10) 第１回保険料の場合には、契約日とします。

第９条 保険料の払込方法〈経路〉

① 保険契約者は、保険契約の申込の際に保険料の払込方法〈経路〉について、次のどれかを選択してください。

(1) 口座振替払込	当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法で、保険契約者の指定する口座が当会社の指定した金融機関等に設置してある場合に限り、選択できます。(備-1) この払込方法〈経路〉を選択した場合には、その金融機関等に対して保険料の口座振替を委任してください。
(2) 振替送金払込	金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法で、当会社が承諾した場合に限り、選択できます。
(3) 団体・集団扱払込	所属団体または集団を通じて払い込む方法で、所属団体または集団と当会社との間に団体扱契約、集団扱契約、逓減定期保険特別集団扱契約または専用集団扱契約が締結されている場合に限り、選択できます。(備-2)

② 保険契約者は、第①項の各号の保険料の払込方法〈経路〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表１）を当会社に提出してください。

③ 保険料の払込方法〈経路〉が、「口座振替払込」または「団体・集団扱払込」である保険契約において、その保険契約が、第①項に定める要件を満たさなくなったときまたは当会社の取扱基準に該当しなくなったときは、保険契約者は、第②項の規定により保険料の払込方法〈経路〉を他の保険料の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行なうまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第９条 備考

(備-1) 保険料の払込方法〈経路〉が「口座振替払込」の場合、「保険料口座振替特則」を適用します。

(備-2) 保険料の払込方法〈経路〉が「団体・集団扱払込」の場合、団体扱特約、集団扱特約、逓減定期保険特別集団扱特約または専用集団扱特約を付加します。

第10条 保険料の払込猶予期間

① 第２回目以後の保険料の払込については、払込期月（第８・25条）の翌月初日から翌々月の契約日（第７条）の応当日まで(備-1)の猶予期間があります。

② 第①項の払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれなかった場合(備-2)には、保険契約は、その払込猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合、第20条「保険契約の失効」の規定によって取り扱います。

第10条 備考

(備-1) 「払込期月の基準日」（第８・25条）が２月、６月、11月の各末日の場合、その保険料の払込猶予期間はそれぞれ４月、８月、１月の各末日までとします。

(備-2) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第11条 払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱

① 保険料の払込猶予期間（第10条）中に保険金(備-1)の支払事由が発生し、保険金(備-1)を支払う場合(備-2)には、すでに「払込期月の基準日」（第８・25条）の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

② 払込猶予期間中に保険料の払込の免除事由（第３条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-3)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第 11 条　備考
(備-1)　死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。
(備-2)　払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険金(備-1)の支払事由が発生したときには、保険料の払込猶予期間中に保険金(備-1)の支払事由が発生したものとして取り扱います。
(備-3)　払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに未払込の保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに未払込の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第 12 条　保険料の前納

①　保険料の払込方法〈回数〉が年払の場合、保険契約者は、当会社が定める期間中の保険料について、前納(備-1)をすることができます。なお、保険料の払込方法〈回数〉が月払または半年払の場合には、保険料の払込方法〈回数〉を年払に変更してください。
②　保険料を前納(備-1)する場合には、当会社の定めた率による割引をします。
③　保険料前納金は、毎年、当会社の定めた率の複利による利息をつけて積み立てておき、「払込期月の基準日」（第 8・25 条）ごとに保険料の払込に充当します。
④　次の(1)から(4)のどれかの場合で、保険料前納金の残額(備-2)があるときには、保険契約者(備-3)に払い戻します。
(1)　前納期間(備-4)が満了した場合
(2)　保険料の払込を要しなくなった場合（第 3 条）
(3)　保険契約が消滅した場合（第 15・16・19・20・21 条）
(4)　基本保険金額を減額した場合（第 31 条）

第 12 条　備考
(備-1)　将来の保険料をあらかじめ一時に払い込むことをいいます。
(備-2)　基本保険金額を減額した場合には、減額部分に対応する保険料前納金の残額とします。
(備-3)　死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）を支払う場合には、その受取人とします。
(備-4)　「前納期間」とは、前納された保険料が充当される期間をいいます。

第 3 章　保険契約の無効および消滅

第13条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効

①　保険契約者、被保険者または保険金受取人(備-1)の詐欺によって、保険契約の締結または保険契約の復活（第 5・24 条）が行なわれた場合には、当会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
②　第①項の保険契約の取消は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または保険金受取人(備-1)に取消の通知をします。
③　保険契約者が保険金(備-2)を不法に取得する目的または他人に保険金(備-2)を不法に取得させる目的をもって、保険契約の締結または保険契約の復活が行なわれた場合には、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
④　第①項から第③項によって当会社が保険契約を取り消した場合または保険契約が無効となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を返還することを要します。

第 13 条　備考
(備-1)　死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人をいいます。
(備-2)　死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。

第 14 条　年齢または性別の誤りによる保険契約の取消

①　保険契約申込書に記載された被保険者の年齢（第 35 条）に誤りがあった場合で、契約日（第 7 条）または更新日（第 25 条）における実際の年齢およびその誤りが発見された日における実際の年齢が、どちらも「契約締結年齢(備-1)または契約更新年齢(備-2)」の範囲外であったときには、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料(備-3)を保険契約者に払い戻します。
②　保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合で、実際の性別では、契約日または更新日における被保険者の年齢およびその誤りが発見された日における被保険者の年齢が、どちらも「契約締結年齢(備-1)または契約更新年齢(備-2)」の範囲外であることとなるときには、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料(備-3)を保険契約者に払い戻します。
③　第①項または第②項によって保険契約が取消となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額(備-4)があったときには、その金額を払い戻すこととなった保険料(備-3)から差し引き、なお不足するときには、その不足額を返還することを要します。
④　第①項および第②項に該当しなかった場合には、保険契約は取消としないで、第 36 条「年齢の誤りの処理」または第 37 条「性別の誤りの処理」の規定によって取り扱います。

第 14 条　備考
(備-1)　当会社の定めたこの保険契約を締結（第 5 条）することができる年齢をいいます。
(備-2)　当会社の定めたこの保険契約を更新（第 25 条）することができる年齢をいいます。
(備-3)　保険契約が更新された場合には、更新前に払い込まれた保険料を含みます。
(備-4)　保険契約が更新された場合には、更新前に当会社が支払った金額を含みます。

第 15 条　支払事由の発生等による保険契約の消滅

次のどれかに該当した場合には、保険契約は、それぞれの時に消滅します。
(1)　被保険者が保険期間満了時まで生存した場合には、保険期間満了時
(2)　被保険者が保険期間中に死亡した場合には、被保険者が死亡した時
(3)　被保険者が保険期間中に高度障害状態（第 2 条）となり、高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態となった時

第 16 条　告知義務違反による保険契約の解除および保険金の不支払等

①　保険契約者または被保険者(備-1)が、保険契約の締結または保険契約の復活（第 5・24 条）の際に、当会社が告知を求めた事項（第 6 条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。
②　当会社は、保険金(備-2)の支払事由または保険料の払込の免除事由（第 3 条）が発生した後でも、第①項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。
(1)　当会社は、保険金(備-2)を支払いません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-3)を返還することを要します。
(2)　当会社は、保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。
③　第②項の場合でも、保険金(備-2)の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人が証明した場合には、その支払または払込の免除を行ないます。
④　この第 16 条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人に解除の通知をします。
⑤　この第 16 条によって保険契約を解除した場合には、当会社は、解約払戻金（第 23 条）を保険契約者に支払います。

第 16 条　備考
(備-1)　保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。
(備-2)　死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。
(備-3)　この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

第 17 条　保険契約を解除できない場合

①　当会社は、次の(1)から(5)のどれかに該当した場合には、第 16 条に規定する保険契約の解除を行なうことはできません。
(1)　当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第 5・24 条）の際に、解除の原因となる事実を知っていた場合または過失によって知らなかった場合
(2)　保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者が第 6 条の告知をすることを妨げた場合
(3)　保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者に対し、第 6 条の告知をしないことを勧めた場合、または不実の告知をすることを勧めた場合

(4) 当会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１カ月を経過した場合
(5) 保険契約が、給付責任開始の日（第７条）からその日を含めて２年をこえて有効に継続した場合。ただし、給付責任開始の日からその日を含めて２年以内に、解除の原因となる事実により、高度障害保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込の免除事由（第３条）が発生したときには、保険契約が、給付責任開始の日からその日を含めて２年をこえて有効に継続した後でも、第16条に規定する保険契約の解除をすることができます。

② 第①項(2)および(3)の規定は、それぞれに規定する保険媒介者(備-1)の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当会社が告知を求めた事項（第６条）について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第17条　備考
(備-1) 「保険媒介者」とは、当会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。

第18条　逓減率の引き下げの際の告知義務違反の処理

① 保険契約者または被保険者(備-1)が、保険契約の更新後の逓減率の引き下げ（第25条）(備-2)の際に、当会社が告知を求めた事項（第６条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、逓減率の引き下げを取り消し、更新日（第25条）にさかのぼって更新前と同一の逓減率を適用することができます。

② 当会社は、保険金(備-3)の支払事由または保険料の払込の免除事由（第３条）が発生した後でも、第①項の規定によって逓減率の引き下げを取り消し、更新日にさかのぼって更新前と同一の逓減率を適用することができます。もし、保険金(備-3)の支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額と当会社が支払うこととなる金額との差額を返還することを要します。

③ 第②項の場合でも、保険金(備-3)の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、逓減率の引き下げの取消の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人が証明した場合には、逓減率の引き下げの取消を行ないません。

④ この第18条による逓減率の引き下げの取消は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人に変更の通知をします。

⑤ この第18条によって逓減率の引き下げを取り消し、更新日にさかのぼって更新前と同一の逓減率を適用した場合には、保険料をあらため、過不足金額を精算します。

⑥ 当会社は、次の(1)から(5)のどれかに該当した場合には、この第18条による逓減率の引き下げの取消を行なうことはできません。
(1) 当会社が、逓減率の引き下げの際に、逓減率の引き下げの取消の原因となる事実を知っていた場合または過失によって知らなかった場合
(2) 保険媒介者(備-4)が、保険契約者または被保険者が第６条の告知をすることを妨げた場合
(3) 保険媒介者(備-4)が、保険契約者または被保険者に対し、第６条の告知をしないことを勧めた場合、または不実の告知をすることを勧めた場合
(4) 当会社が逓減率の引き下げの取消の原因を知った日からその日を含めて１カ月を経過した場合
(5) 保険契約が、更新日(備-5)からその日を含めて２年をこえて有効に継続した場合。ただし、更新日(備-5)からその日を含めて２年以内に、解除の原因となる事実により、高度障害保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときには、保険契約が、更新日(備-5)からその日を含めて２年をこえて有効に継続した後でも、逓減率の引き下げを取り消し、更新日(備-5)にさかのぼって更新前と同一の逓減率を適用することができます。

⑦ 第⑥項(2)および(3)の規定は、それぞれに規定する保険媒介者(備-4)の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当会社が告知を求めた事項（第６条）について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第18条　備考
(備-1) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。
(備-2) 第25条第②項(5)の規定により更新後の逓減率を引き下げる場合を除きます。
(備-3) 死亡保険金（第１条）または高度障害保険金（第２条）をいいます。
(備-4) 「保険媒介者」とは、当会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。
(備-5) 逓減率の引き下げの請求を行なった更新日とします。

第19条　重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等

① 当会社は、次の(1)から(6)のどれかに該当する事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向って解除することができます。
(1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金(備-1)を詐取する目的でまたは他人に死亡保険金(備-1)を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合
(2) 保険契約者、被保険者または高度障害保険金の受取人がこの保険契約の高度障害保険金（第２条）を詐取する目的でまたは他人にこの保険契約の高度障害保険金を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合
(3) 保険契約者または被保険者が当会社にこの保険契約の保険料の払込の免除（第３条）を行なわせる目的で、事故招致(備-2)をした場合
(4) この保険契約の保険金(備-3)の支払請求またはこの保険契約の保険料の払込の免除の請求に関し、保険金(備-3)の受取人(備-4)に詐欺行為(備-2)があった場合
(5) 保険契約者、被保険者または保険金(備-3)の受取人が、次の(ｱ)から(ｵ)のどれかに該当する場合
(ｱ) 反社会的勢力(備-5)に該当すると認められること
(ｲ) 反社会的勢力(備-5)に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
(ｳ) 反社会的勢力(備-5)を不当に利用していると認められること
(ｴ) 保険契約者または保険金(備-3)の受取人が法人の場合、反社会的勢力(備-5)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
(ｵ) その他反社会的勢力(備-5)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(6) 当会社の保険契約者、被保険者または保険金(備-3)の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする(1)から(5)と同等の重大な事由がある場合(備-6)

② 当会社は、保険金(備-3)の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した後でも、第①項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。
(1) 当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に保険金(備-3)の支払事由が発生した場合、その支払事由による保険金(備-3)(備-7)の支払を行ないません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-8)を返還することを要します。
(2) 当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に保険料の払込の免除事由が発生した場合、その免除事由による保険料の払込の免除を行ないません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。

③ この第19条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または保険金(備-3)の受取人に解除の通知をします。

④ この第19条によってこの保険契約を解除した場合には、当会社は、解約払戻金（第23条）(備-9)を保険契約者に支払います。

第19条　備考
(備-1) 「死亡保険金」には、この保険契約の死亡保険金（第１条）のほか、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称を問いません。
(備-2) 未遂を含みます。
(備-3) 「保険金」とは、死亡保険金または高度障害保険金（第２条）をいいます。
(備-4) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-5) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。
(備-6) 例えば、この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除される場合、または保険契約者、被保険者もしくは保険金(備-3)の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合などが該当することがあります。
(備-7) 第①項(5)のみに該当した場合で、第①項(5)(ｱ)から(ｵ)までに該当したのが保険金(備-3)の受取人のみであり、その保険金(備-3)の受取人が保険金(備-3)の一部の受取人であるときは、その受取人の受取部分の保険金(備-3)とします。
(備-8) この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。
(備-9) 第①項(5)のみに該当した場合で、保険金(備-3)の一部の受取人に対して第②項(1)の規定を適用し、その受取人の受取部分の保険金(備-3)を支払わないときは、その支払わない部分についての解約払戻金とします。

第 20 条　保険契約の失効

① 保険契約が効力を失った後は、当会社は、給付責任（第 7 条）を負いません。
② 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、次の(1)または(2)の請求をすることができます。
(1) 解約払戻金（第 23 条）の支払請求
(2) 保険契約の復活（第 24 条）の請求

第 21 条　保険契約者による保険契約の解約

保険契約者は、いつでも、将来に向って保険契約を解約し、解約払戻金（第 23 条）の支払を請求することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。

第 22 条　保険金受取人による保険契約の存続

① 債権者等(備-1)による保険契約の解約（第 21 条）は、解約の通知が当会社に到達した時から 1 ヵ月を経過した日に効力を生じます。
② 第①項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の(1)および(2)をともに満たす死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等(備-1)に支払うべき金額を債権者等(備-1)に支払い、かつ当会社にその旨を通知したときは、第①項の解約はその効力を生じません。
(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2) 保険契約者ではないこと
③ 第②項の規定により、保険契約を存続させる場合、当会社は、手続書類（別表 1）の提出を求めます。
④ 第①項の解約の通知が当会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金(備-2)の支払事由が生じ、当会社が保険金(備-2)を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等(備-1)に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等(備-1)に支払った金額を差し引いた残額を、その保険金(備-2)の受取人に支払います。

第 22 条　備考
(備-1) 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。
(備-2) 死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。

第 23 条　解約払戻金

当会社は、保険契約の締結（第 5 条）の際に、当会社の定める経過年数に応じて計算した解約払戻金額を保険契約者に通知します。

第 4 章　失効した保険契約の復活

第 24 条　失効した保険契約の復活

① 保険契約者は、保険契約が効力を失った日（第 10 条）からその日を含めて 1 年以内は、その効力を回復させるため、保険契約の復活の請求（第 5 条）を行なうことができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、保険契約者が解約払戻金の支払請求（第 20 条）を行なった後は、保険契約の復活を請求することはできません。
② 当会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、延滞した保険料(備-1)を払い込んでください。

第 24 条　備考
(備-1) 「延滞した保険料」とは、復活した時までにすでに「払込期月の基準日」（第 8・25 条）の到来していた未払込の保険料のことをいいます。

第 5 章　保険契約の自動更新

第 25 条　保険契約の自動更新

① 当会社は、更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢（第 35 条）が 80 歳以下である場合には、被保険者がどのような健康状態であっても、保険契約を自動的に更新して継続させます。この場合、更新前の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていることを要します。
② 保険契約を更新した場合には、次のとおりとします。
(1) 更新日は、保険期間満了の日の翌日とし、この日を更新後の第 1 回保険料の「払込期月の基準日」（第 8 条）とし、この日の属する月の初日から末日までを更新後の第 1 回保険料の払込期月とします。
(2) 更新後の基本保険金額は、次の(ｱ)および(ｲ)の規定により計算した金額とします。
(ｱ) 計算に用いる算式は、次のとおりとします。

「更新前の基本保険金額
×（1－更新前の逓減率×更新前の保険期間の年数）」

(ｲ) (ｱ)の計算により百円未満の端数が生じた場合には、端数を四捨五入します。
(3) 更新後の保険期間および逓減率は、更新前の保険期間および逓減率と同一とします。ただし、保険期間が第①項に規定する限度をこえる場合には、その限度まで短縮します。
(4) (3)の規定にかかわらず、保険期間満了の日からその日を含めて 2 週間前までに保険契約者からの申出があった場合には、当会社の承諾を得て、当会社の定める範囲内で、逓減率を引き下げて保険契約を更新することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、保険料の払込を免除した場合を除きます。
(5) (3)および(4)の規定にかかわらず、更新後の基本保険金額が、当会社の定めた金額に満たない場合には、更新後の逓減率を 0 に引き下げます。
(6) 更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
③ 当会社がこの普通保険約款および保険料率を変更した場合、当会社は、変更後に更新された保険契約について、変更後の普通保険約款および保険料率を適用します。
④ 更新後の保険契約については、新たな保険証券の交付は行なわず、次の事項を記載した更新通知書を交付し、この保険契約の締結の際に交付した保険証券と更新通知書によって新たな保険証券の代わりとします。
(1) 更新日および更新後の保険期間
(2) 更新後の保険料
⑤ 更新時に当会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないときは、当会社の定める他の同種の保険契約に更新して継続させます。
⑥ 第①項から第⑤項までの規定にかかわらず、保険期間満了の日からその日を含めて 2 週間前までに保険契約者からの反対の申出があった場合には、保険契約の更新は行ないません。

第 6 章　契約者配当

第 26 条　契約者配当金

この保険契約については、契約者配当金はありません。

第 7 章　保険契約の内容の変更

第 27 条　保険契約者の変更

① 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約についての一切の権利義務を第三者に承継させて、その第三者を新たな契約者とすることができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。
② 保険契約者を変更した場合には、当会社は、保険証券に変更後の保険契約者を表示します。

第 28 条　当会社への通知による保険金受取人の変更

① 保険契約者は、保険金(備-1)の支払事由（第 1・2 条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、当会社に対する通知により、保険金受取人(備-2)を変更することができます。ただし、高度障害保険金の受取人を変更する場合で、変更後の高度障害保険金の受取人が被保険者となる場合には、被保険者の同意を要しません。なお、変更後の高度障害保険金の受取人は、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかとします。
② 第①項の規定により、保険金受取人(備-2)を変更する場合、当会社は、保険契約者に手続書類（別表 1）の提出を求めます。
③ 第①項の規定により、保険金受取人(備-2)が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の保険金受取人(備-2)を表示します。
④ 第①項の通知が当会社に到達する前に変更前の保険金受取人(備-2)に保険金(備-1)を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人(備-2)から保険金(備-1)の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

第 28 条　備考
(備-1) 死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。
(備-2) 死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人をいいます。

第 29 条　遺言による保険金受取人の変更

① 第 28 条に定めるほか、保険契約者は、保険金(備-1)の支払事由（第 1・2 条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人(備-2)を変更することができます。なお、変更後の高度障害保険金の受取人は、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかとします。

② 第①項の保険金受取人(備-2)の変更は、高度障害保険金の受取人を変更する場合で、変更後の高度障害保険金の受取人が被保険者となる場合を除き、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

③ 第①項および第②項による保険金受取人(備-2)の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することはできません。

④ 第①項および第②項の規定により、保険金受取人(備-2)を変更する場合、当会社は、保険契約者の相続人に手続書類（別表 1）の提出を求めます。

⑤ 第①項および第②項の規定により、保険金受取人(備-2)が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の保険金受取人(備-2)を表示します。

第 29 条　備考
(備-1) 死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。
(備-2) 死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人をいいます。

第 30 条　保険金受取人の死亡

① 保険金(備-1)の受取人が保険金(備-1)の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金(備-1)の受取人とします。

② 第①項の規定により保険金(備-1)の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第①項の規定により保険金(備-1)の受取人となった者のうち生存している他の保険金(備-1)の受取人を保険金(備-1)の受取人とします。

③ 第①項および第②項により保険金(備-1)の受取人となった者(備-2)が 2 人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第 30 条　備考
(備-1) 死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。
(備-2) 第①項および第②項の規定により保険金(備-1)の受取人となった者が死亡し、第①項および第②項の規定によりあらたに保険金(備-1)の受取人となった者を含みます。

第 31 条　基本保険金額の減額

① 保険契約者は、基本保険金額を減額することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、減額後の基本保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、減額することはできません。

② 基本保険金額を減額した場合には、次のとおりとします。
(1) 減額部分は解約されたものとし、その解約払戻金(第 23 条）を保険契約者に支払います。
(2) 保険料は、減額後の基本保険金額によって、次回払込期月（第 3 条）からあらためます。
(3) 保険契約者に基本保険金額を減額したことを通知します。

第 8 章　その他の事項

第 32 条　保険契約者・死亡保険金受取人・高度障害保険金の受取人の代表者

① この保険契約について、保険契約者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人が 2 人以上ある場合には、それぞれ代表者 1 人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の人を代理するものとします。

② 第①項の代表者が定まらない場合またはその住所もしくは居所が不明である場合には、当会社が保険契約者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人の 1 人に対して行なった行為は、それぞれ他の人に対してもその効力を生じます。

第 33 条　保険契約者の連帯責任

この保険契約について、保険契約者が 2 人以上ある場合には、それぞれの保険契約者は、連帯して保険契約についての責任を負うものとします。

第 34 条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務

① 保険契約者が住所を変更した場合には、ただちに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。

② 保険契約者が第①項の通知をしなかった場合には、当会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

第 35 条　年齢の計算

被保険者の年齢は、満年で計算し、1 年未満の端数は切り捨てます。

第 36 条　年齢の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合で、第 14 条「年齢または性別の誤りによる保険契約の取消」の規定に該当しなかったときには、次の(1)または(2)によって取り扱います。

(1) 契約日（第 7 条）または更新日（第 25 条）における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)または契約更新年齢(備-2)」の範囲内であった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の年齢にもとづいて基本保険金額および保険料(備-3)をあらため、過不足金額を精算します

(2) 契約日または更新日における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)または契約更新年齢(備-2)」の範囲外であった場合でも、その事実が発見された日における年齢が、その範囲内となっていたときには、当会社の定めた方法によって、その範囲内になった日を契約日または更新日として基本保険金額および保険料(備-3)をあらため、過不足金額を精算します。

第 36 条　備考
(備-1) 当会社の定めたこの保険契約を締結（第 5 条）することができる年齢をいいます。
(備-2) 当会社の定めたこの保険契約を更新（第 25 条）することができる年齢をいいます。
(備-3) 保険契約が更新された場合には、更新前に払い込まれた保険料を含みます。

第 37 条　性別の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合で、第 14 条「年齢または性別の誤りによる保険契約の取消」の規定に該当しなかったときには、次の(1)または(2)によって取り扱います。

(1) 実際の性別で、契約日（第 7 条）または更新日（第 25 条）における被保険者の年齢が、「契約締結年齢(備-1)または契約更新年齢(備-2)」の範囲内であった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の性別にもとづいて保険料(備-3)をあらため、過不足金額を精算します。

(2) 実際の性別では、契約日または更新日における被保険者の年齢が、「契約締結年齢(備-1)または契約更新年齢(備-2)の範囲外であることとなる場合でも、その事実が発見された日における年齢が、その範囲内となっていたときには、当会社の定めた方法によって、その範囲内になった日を契約日または更新日として基本保険金額および保険料(備-3)をあらため、過不足金額を精算します。

第 37 条　備考
(備-1) 当会社の定めたこの保険契約を締結（第 5 条）することができる年齢をいいます。
(備-2) 当会社の定めたこの保険契約を更新（第 25 条）することができる年齢をいいます。
(備-3) 保険契約が更新された場合には、更新前に払い込まれた保険料を含みます。

第 38 条　契約内容の登録

① 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下、この第 38 条において「協会」といいます。）に登録します。
(1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
(2) 死亡保険金の金額
(3) 契約日（復活が行なわれた場合は、最後の復活の日とします。以下、第②項において同様とします。）
(4) 当会社名

② 第①項の登録の期間は、契約日から 5 年以内とします。

③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、この第 38 条において「各生命保険会社等」といいます。）は、第①項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、この第 38 条において同様とします。）の申込（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第①項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

④ 各生命保険会社等は、第②項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第③項によって連絡された保険内容を契約の承諾（復活、

保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加の承諾を含みます。以下、この第 38 条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。

⑤　各生命保険会社等は、契約日（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加が行なわれた場合は、最後の復活、保険金額の増額、復旧または特約の付加の日とします。）から 5 年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第①項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

⑥　各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

⑦　協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

⑧　保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

⑨　第③項、第④項および第⑤項中、「被保険者」、「保険契約」、「死亡保険金」、「災害死亡保険金」、「保険金額」、「高度障害保険金」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「共済契約」、「死亡共済金」、「災害死亡共済金」、「共済金額」、「後遺障害共済金」と読み替えます。

第 39 条　管轄裁判所

この保険契約に関する訴訟については、当会社の本店または保険契約者、死亡保険金受取人もしくは高度障害保険金の受取人の住所地(備-1)を管轄する日本国内の地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とします。

第 39 条　備考

(備-1)　保険契約者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人が 2 人以上ある場合には、第 32 条に規定する代表者の住所地とします。

第 40 条　時効による請求権の消滅

保険金(備-1)、解約払戻金その他払い戻すこととなる金額を請求する権利または保険料の払込の免除を請求する権利は、これらを行使することができる時から 3 年間行使しない場合には、消滅します。

第 40 条　備考

(備-1)　死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。

第 41 条　準拠法

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第 42 条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用

この契約に、給付特約(備-1)を付加した場合には、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」を適用します。

第 42 条　備考

(備-1)　「給付特約」とは、保険金、給付金または年金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第 43 条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱

①　保険契約の申込（第 5 条）の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の(1)から(3)の 1 または 2 以上の契約条件を付加して保険契約を締結することがあります。この場合、保険料、給付内容または保険契約の更新等については、この第 43 条の規定を適用して取り扱います。

(1)　保険料の変更

この保険契約の払い込むべき保険料を、申込の時の金額から、当会社の定める方法によりあらためて計算したその申込の時の金額を上回る金額に変更します。

(2)　死亡保険金額の削減

契約日（第 7 条）以後、当会社の定めた削減期間中に保険金(備-1)の支払事由が発生した場合には、その保険金(備-1)の支払金額は、その支払事由が発生した保険年度(備-2)に応じて、次の割合を乗じて得た金額に削減します。ただし、不慮の事故（別表 2）または別表 5 に定める感染症を直接の原因として保険金(備-1)の支払事由が発生したときには、この削減は行ないません。

削減期間＼保険年度	第 1 年度	第 2 年度	第 3 年度	第 4 年度	第 5 年度
1　年	5.0 割	－	－	－	－
2　年	3.0 割	6.0 割	－	－	－
3　年	2.5 割	5.0 割	7.5 割	－	－
4　年	2.0 割	4.0 割	6.0 割	8.0 割	－
5　年	1.5 割	3.0 割	4.5 割	6.0 割	8.0 割

(3)　特定障害の不担保

(ｱ)　当会社の定めた不担保期間中に、別表 3 に定める高度障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、高度障害保険金の支払事由が発生した場合には、第 2 条の規定にかかわらず、高度障害保険金を支払いません。

(ｲ)　当会社の定めた不担保期間中に、別表 4 に定める身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第 3 条の規定にかかわらず、保険料の払込を免除しません。

②　第①項の規定によって契約条件を付加して保険契約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券に記載します。

③　第①項の契約条件を付加して締結した保険契約については、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日から給付責任（第 7 条）を開始します。ただし、(2)に該当する場合で、保険契約者が、当会社の付加する契約条件を承諾する際に、特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日(備-3)を給付責任開始の日にすることができます。

(1)　保険契約者が承諾した後に、第 1 回保険料が払い込まれた場合

「第 1 回保険料が払い込まれた日」

(2)　第 1 回保険料に相当する金額(備-4)が払い込まれた後に、保険契約者が承諾した場合

「第 1 回保険料に相当する金額(備-4)が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

④　第①項の契約条件を付加した保険契約(備-5)については、保険契約の更新を、次の(1)または(2)に該当する場合には取り扱いません。

(1)　「保険料の変更」の条件を付加した場合

(2)　「特定障害の不担保」の条件を付加した場合

⑤　この保険契約の給付特約(備-6)にその特約条項に定める契約条件が付加された場合、その給付特約(備-6)の保険料、給付内容または契約内容変更等については、その特約条項に定めるとおり取り扱います。

第 43 条　備考

(備-1)　死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。

(備-2)　「保険年度」とは、契約日または契約応当日（第 8 条第①項）から直後に到来する契約応当日の前日までの期間をいいます。

(備-3)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、「保険契約者が承諾した日」と「当会社への払込を要する金額を払い込んだ日」とのいずれか遅い日とします。

(備-4)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、その条件を付加する前の金額を「第 1 回保険料に相当する金額」とみなします。

(備-5)　この保険契約に給付特約(備-6)を付加した場合には、その付加した給付特約(備-6)を含みます。

(備-6)　「給付特約」とは、保険金または給付金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第 44 条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱

①　保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、情報端末(備-1)を用いることによっても、保険契約の申込もしくは復活の請求（第 5・24 条）または告知（第 6 条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

(1)　保険契約者は、当会社の定めた保険契約申込書または請求書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、保険契約の申込または復活の請求をすることができるものとします。

(2)　保険契約者または被保険者(備-3)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示することにより当会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、告知することができるものとします。また、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項についてその医師に口頭で告知する際、その医師は告知された内容を情報端末(備-1)に入力することがあります。この場合、保険契約者または被保険者(備-3)は、口頭でした告知に関し、その医師が情報端末(備-1)に入力した事項を確認してください。

②　第①項の規定により保険契約の申込もしくは復活の請求または告知を行なった場合、当会社は、その保険契約の申込もしくは復活の請求または告知に関する書面等を保険契約者(備-4)に交付します。

第 44 条　備考

(備-1)　当会社の定める携帯端末などの情報処理機器をいいます。

(備-2)　当会社への送信にかえて情報端末(備-1)に保存する場合は、情報端末(備-1)への保存を含みます。

(備-3)　保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-4)　被保険者に関する書面等については、被保険者とします。

第 45 条　電磁的方法による告知をする場合の取扱

被保険者は、当会社の承諾を得て、電磁的方法(備-1)によっても、告知（第６条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

(1)　被保険者(備-2)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、当会社が電磁的方法(備-1)により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信することによって、告知することができるものとします。

(2)　当会社は、(1)により被保険者から送信された事項の受信をもって、被保険者の告知があったものとして取り扱います。この場合、当会社は、受信した被保険者の告知の内容を被保険者に通知(備-3)します。

第 45 条　備考

(備-1)　インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

(備-2)　被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-3)　電磁的方法による場合を含みます。

別　　表

別表 1　請求書類等

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 2　対象となる不慮の事故

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 3　対象となる高度障害状態

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 4　対象となる身体障害状態

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 5　対象となる感染症

（「別表一覧」をご覧ください）

無配当逓減定期保険（保険料逓減・無解約払戻金型）普通保険約款

〈目　次〉

第１章　保険金の支払および保険料の払込の免除　52
第１条　死亡保険金の支払およびその免責……52
第２条　高度障害保険金の支払およびその免責……52
第３条　保険料の払込の免除およびその免責……53
第４条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択……53
第２章　保険契約の締結および保険料の払込　54
第５条　保険契約の申込、復活の請求および承諾通知……54
第６条　保険契約者・被保険者の告知義務……54
第７条　当会社の給付責任の開始および終了……54
第８条　保険料および基本保険料……54
第９条　保険料の払込方法〈回数〉および払込期月……55
第10条　保険料の払込方法〈経路〉……55
第11条　保険料の払込猶予期間……55
第12条　払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱……55
第３章　保険契約の無効および消滅　56
第13条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効……56
第14条　年齢または性別の誤りによる保険契約の取消……56
第15条　支払事由の発生等による保険契約の消滅……56
第16条　告知義務違反による保険契約の解除および保険金の不支払等……56
第17条　保険契約を解除できない場合……56
第18条　重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等……56
第19条　保険契約の失効……57
第20条　保険契約者による保険契約の解約……57
第21条　保険金受取人による保険契約の存続……57
第22条　解約払戻金……57
第４章　失効した保険契約の復活　57
第23条　失効した保険契約の復活……57
第５章　契約者配当　57
第24条　契約者配当金……57
第６章　保険契約の内容の変更　57
第25条　保険契約者の変更……57
第26条　当会社への通知による保険金受取人の変更……57
第27条　遺言による保険金受取人の変更……58
第28条　保険金受取人の死亡……58
第29条　基本保険金額の減額……58
第７章　その他の事項　58
第30条　保険契約者・死亡保険金受取人・高度障害保険金の受取人の代表者……58
第31条　保険契約者の連帯責任……58
第32条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務……58
第33条　年齢の計算……58
第34条　年齢の誤りの処理……58
第35条　性別の誤りの処理……58
第36条　契約内容の登録……58
第37条　管轄裁判所……59
第38条　時効による請求権の消滅……59
第39条　準拠法……59
第40条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用……59
第41条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱……59
第42条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱……59
第43条　電磁的方法による告知をする場合の取扱……59
別　表　60
別表１　請求書類等……60
別表２　対象となる不慮の事故……60
別表３　対象となる高度障害状態……60
別表４　対象となる身体障害状態……60
別表５　対象となる感染症……60

第１章　保険金の支払および保険料の払込の免除

第１条　死亡保険金の支払およびその免責

当会社は、次のとおり死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、保険期間中に死亡した場合（備-2）
(2)　支払金額	次の算式により計算した金額とします。（備-3）（備-4） $基本保険金額\times\left(1-\frac{経過年数-1}{保険期間(年数)}\right)$ ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡した場合には、その原因によって死亡した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、死亡保険金額を削減して支払うことがあります。この場合でも、削減して支払う金額は、責任準備金額（備-5）を下まわることはありません。
(3)　免責事由（備-6）	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)のどれかによって死亡した場合。この場合、(ｲ)によって支払事由（備-1）が発生したときを除き、責任準備金額（備-5）を保険契約者に支払います。 (ｱ)　給付責任開始の日（第７条）からその日を含めて２年以内の被保険者の自殺 (ｲ)　保険契約者の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合を除きます。 (ｳ)　死亡保険金受取人の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合または(ｲ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｳ)に該当する場合、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額（備-5）を保険契約者に支払います。

第１条　備考
(備-1)　死亡保険金を支払う場合をいいます。
(備-2)　被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときには、死亡保険金を支払います。
(備-3)　経過年数は、契約日（第７条）からその日を含めて、被保険者が死亡した日の翌日以後直後に到来する契約応当日（第９条第①項）の前日までの年数とします。
(備-4)　百円未満の端数が生じた場合には、端数を四捨五入します。
(備-5)　当会社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の保険給付に充てるべきものとして、保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。
(備-6)　支払事由（備-1）が発生した場合でも、当会社が死亡保険金の支払を行なわない場合をいいます。

第２条　高度障害保険金の支払およびその免責

①　当会社は、次のとおり高度障害保険金を高度障害保険金の受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、給付責任開始の日（第７条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間中に、別表３に定める高度障害状態に該当（備-2）（備-3）（備-4）した場合
(2)　支払金額	次の算式により計算した金額とします。（備-5）（備-6） $基本保険金額\times\left(1-\frac{経過年数-1}{保険期間(年数)}\right)$ ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当した場合には、その原因によって高度障害状態に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、高度障害保険金額を削減して支払うことがあります。この場合でも、削減して支払う金額は、責任準備金額（備-7）を下まわることはありません。
(3)　免責事由（備-8）	被保険者が、次の(ｱ)または(ｲ)によって高度障害状態に該当した場合 (ｱ)　保険契約者または被保険者の故意 (ｲ)　高度障害保険金の受取人の故意。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｲ)に該当する場合、その受取人が高度障害保険金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額（備-7）を保険契約者に支払います。

②　高度障害保険金の受取人は、次のとおりとします。

(1) 被保険者。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人が同一法人である場合には、死亡保険金受取人とします。
(2) (1)にかかわらず、保険契約者は、保険契約の申込の際に、被保険者の同意を得て、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかを高度障害保険金の受取人として指定することができます。また、第 26 条または第 27 条の規定により、高度障害保険金の受取人を変更することができます。
(3) (1)または(2)にかかわらず、被保険者が高度障害保険金の受取人であった場合で、被保険者が、高度障害保険金の支払を請求する前に死亡したときには、死亡保険金受取人とします。

③ 死亡保険金を支払った場合には、その支払後に高度障害保険金の支払の請求を受けても、当会社は、高度障害保険金を支払いません。

第 2 条　備考
(備-1) 高度障害保険金を支払う場合をいいます。
(備-2) 高度障害状態について、保険期間満了の日に、視力、言語の機能、そしゃくの機能、上肢の用もしくは下肢の用を全く失った状態または常に介護を要する状態には該当しているが、永久に継続するものとは認められなかった場合でも、保険期間満了の日の翌日以後に、その状態が永久に継続すると認められたときには、保険期間満了の日に高度障害状態に該当したものとして取り扱います。
(備-3) 高度障害状態について、給付責任開始の日前にすでに生じていた障害に、その障害の原因となった傷害または疾病と因果関係のない給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として生じた障害が加わることによって該当したときは、給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としてその高度障害状態に該当したものとして取り扱います。
(備-4) 高度障害状態について、給付責任開始の日前に発病していた疾病によって該当したときでも、次の①または②の場合、その疾病によって該当した高度障害状態は、給付責任開始の日以後に発病した疾病によって該当したものとして取り扱います。
① 当会社が保険契約の締結または保険契約の復活（第 5・23 条）の際の告知によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
② 次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合
(1) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。
(2) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。
(備-5) 経過年数は、契約日（第 7 条）からその日を含めて、被保険者が高度障害状態に該当した日の翌日以後直後に到来する契約応当日（第 9 条第①項）の前日までの年数とします。
(備-6) 百円未満の端数が生じた場合には、端数を四捨五入します。
(備-7) 当会社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の保険給付に充てるべきものとして、保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。
(備-8) 支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が高度障害保険金の支払を行なわない場合をいいます。

第 3 条　保険料の払込の免除およびその免責

① 当会社は、次のとおり保険料の払込を免除します。

(1) 免除事由(備-1)	被保険者が、給付責任開始の日（第 7 条）以後に発生した不慮の事故（別表 2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日以内の保険料払込期間中に、別表 4 に定める身体障害状態に該当(備-2)(備-3)(備-4)した場合
(2) 免除する保険料	次回払込期月(備-5)以後の保険料（第 8 条） ただし、被保険者が、次の(ｱ)または(ｲ)によって身体障害状態に該当した場合には、当会社は、その原因によって身体障害状態に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、保険料の払込の免除額を削減することがあります。 (ｱ) 地震、噴火または津波 (ｲ) 戦争その他の変乱
(3) 免責事由(備-6)	被保険者が、次の(ｱ)から(ｶ)のどれかによって身体障害状態に該当した場合 (ｱ) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (ｲ) 被保険者の犯罪行為 (ｳ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｴ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｵ) 被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｶ) 被保険者が、法令に定める酒気帯び運転または これに相当する運転をしている間に生じた事故

② 保険料の払込を免除した場合には、次のとおりとします。
(1) 保険料は、保険料の払込を免除した後も「払込期月の基準日」（第 9 条）ごとに払込があったものとして取り扱います。
(2) 保険料の払込を免除した後は、基本保険金額の減額（第 29 条）は行ないません。
(3) 保険契約者に保険料の払込を免除したことを通知します。

第 3 条　備考
(備-1) 保険料の払込を免除する場合をいいます。
(備-2) 身体障害状態について、不慮の事故の日からその日を含めて 180 日以内に、視力、聴力、上肢の用、上肢の関節の用、下肢の用、下肢の関節の用もしくは手指の用を全く失った状態または脊柱に著しい奇形もしくは著しい運動障害を残す状態には該当しているが、永久に継続するものとは認められなかった場合でも、保険料払込期間中に、その状態が永久に継続すると認められたときには、その日に保険料の払込の免除事由に該当したものとして取り扱います。
(備-3) 身体障害状態について、給付責任開始の日前にすでに生じていた身体障害に、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として生じた身体障害が加わることによって該当したときでも、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。
(備-4) 身体障害状態について、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として該当した場合でも、すでに不慮の事故以外を原因とする障害があり、かつ、その原因が給付責任開始の日以後に発生していたときには、そのすでにあった障害がなかったとしてもその身体障害状態に該当すると認められる場合に限り、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。
(備-5) 次の「払込期月の基準日」の属する払込期月（第 9 条）をいいます。
(備-6) 免除事由が発生した場合でも、当会社が保険料の払込の免除を行なわない場合をいいます。

第 4 条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択

① 保険金(備-1)の支払事由または保険料の払込の免除事由（第 3 条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。
② その受取人(備-2)は、すみやかに請求に必要な書類（別表 1）を当会社に提出してその請求をしてください。
③ 会社等の団体(備-3)を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その会社等の団体(備-3)から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約について、保険契約者である会社等の団体(備-3)が当該保険契約の保険金(備-1)の全部またはその相当部分を死亡退職金等(備-4)として被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者に支払う場合には、保険金(備-1)の請求の際に、その受取人は、(1)または(2)の書類および(3)の書類を当会社に提出してください。ただし、死亡退職金等(備-4)の受給者が 2 人以上である場合には、そのうち 1 人からの提出で足りるものとします。
(1) 被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者の請求内容確認書
(2) 被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
(3) 保険契約者である会社等の団体(備-3)が受給者本人であることを確認した書類
④ 保険金(備-1)(備-5)は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて 5 営業日以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。
⑤ 保険金(備-1)を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認(備-6)を行ないます。この場合には、第④項の規定にかかわらず、保険金(備-1)(備-5)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とします。また、当会社は、保険金(備-1)の請求者にその旨を通知します。
(1) 保険金(備-1)の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
保険金(備-1)の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金(備-1)の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金(備-1)の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この普通保険約款に定める重大事由（第 18 条）、詐欺または不法取得目的（第 13 条）に該当する可能性がある場合
(2)もしくは(3)に定める事項、第 18 条「重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等」第①項(5)(ｱ)から(ｵ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金(備-1)の受

取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事項

⑥　第⑤項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第④項および第⑤項の規定にかかわらず、保険金(備-1)(備-5)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-7)を経過する日とします。この場合、当会社は、保険金(備-1)の請求者にその旨を通知します。

(1)　第⑤項(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
　180 日

(2)　第⑤項(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
　180 日

(3)　第⑤項(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金(備-1)の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第⑤項(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
　180 日

(4)　第⑤項(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査
　180 日

⑦　第⑤項または第⑥項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金(備-1)の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-8)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金(備-1)を支払いません。

⑧　保険料の払込の免除についても、第④項から第⑦項の規定を準用します。

⑨　保険金(備-1)の受取人は、保険金(備-1)(備-5)を一時金で受け取る方法にかえて、当会社の定める期間の範囲内で、当会社の定めた率の複利による利息を付けて、すえ置いて受け取る方法を選択することができます。ただし、すえ置かれる保険金(備-5)の額が当会社の定める金額以上であることを要します。

第 4 条　備考

(備-1)　死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。

(備-2)　保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。

(備-3)　「会社等の団体」とは、「官公署、会社、工場、組合等の団体」をいい、その団体の代表者を含みます。

(備-4)　「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

(備-5)　保険金(備-1)とともに支払われることとなる金額を含みます。

(備-6)　当会社の指定した医師による診断を含みます。

(備-7)　(1)から(4)の複数に該当する場合でも 180 日とします。

(備-8)　当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第 2 章　保険契約の締結および保険料の払込

第 5 条　保険契約の申込、復活の請求および承諾通知

①　保険契約を申し込む場合または保険契約者が保険契約の復活（第 23 条）を請求する場合には、被保険者の同意を得て、次の書面を当会社に提出してください。

(1)　当会社の定めた保険契約申込書または請求書

(2)　被保険者についての当会社の定めた告知書（第 6 条）

②　第①項の場合には、当会社は、当会社の定めた取扱基準によって、次のとおり取り扱います。

(1)　当会社の指定した医師によって被保険者の診断を行なうことがあります。

(2)　被保険者の診断書または健康状態その他についての資料の提出を求めることがあります。

③　当会社が、第①項の申込または請求を承諾した場合には、次のとおりとします。

(1)　保険契約の申込を承諾した場合
　当会社は次の事項を記載した保険証券を交付します。また、保険証券の交付によって、承諾通知の代わりとします。なお、保険証券には保険契約を締結した年月日を記載しません。

(ｱ)　当会社名

(ｲ)　保険契約者の氏名または名称

(ｳ)　被保険者の氏名

(ｴ)　保険金等(備-1)の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項

(ｵ)　保険金等(備-1)の支払事由および保険料の払込の免除事由

(ｶ)　保険期間

(ｷ)　保険金等(備-1)の額

(ｸ)　保険料およびその払込方法〈回数〉

(ｹ)　契約日

(ｺ)　保険証券を作成した年月日

(2)　保険契約の復活の請求を承諾した場合
　当会社は書面によって承諾の通知をするものとし、保険証券は交付しません。

第 5 条　備考

(備-1)　死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。また、給付特約(備-2)を付加した場合には、その特約にもとづく保険金、給付金または年金を含みます。

(備-2)　この保険契約に付加する保険金、給付金または年金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第 6 条　保険契約者・被保険者の告知義務

当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第 5・23 条）の際、支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者(備-1)は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、保険契約者または被保険者(備-1)はその医師が書面に記入した内容を確認してください。

第 6 条　備考

(備-1)　保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

第 7 条　当会社の給付責任の開始および終了

①　保険契約の締結または保険契約の復活（第 5・23 条）の場合には、当会社は、次の日から、給付責任(備-1)を開始します。

(1)　当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した後に、第 1 回保険料または当会社への払込を要する金額（第 23 条）が払い込まれた場合、

(ｱ)保険契約の締結の場合	「第 1 回保険料が払い込まれた日」
(ｲ)保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額が払い込まれた日」

(2)　第 1 回保険料または当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた後に、当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した場合、

(ｱ)保険契約の締結の場合	「第 1 回保険料に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日
(ｲ)保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

②　第①項に規定する給付責任開始の日の取扱については、次のとおりとします。

(1)　保険契約の締結の場合	給付責任開始の日を「契約日」とし、保険期間および保険料払込期間は、契約日を含めて計算します。
(2)　保険契約の復活の場合	給付責任開始の日を「復活日」とします。

③　当会社は、保険契約が有効に継続している間、保険期間満了時まで給付責任(備-1)を負います。

第 7 条　備考

(備-1)　「給付責任」とは、「死亡保険金もしくは高度障害保険金の支払事由（第 1・2 条）または保険料の払込の免除事由（第 3 条）が発生した場合に、当会社が、その支払または払込の免除を行なう責任」のことをいいます。

第 8 条　保険料および基本保険料

①　保険料は、基本保険料(備-1)にもとづき、次の算式および(1)から(3)の規定により計算した金額とし、1 円未満の端数が生じた場合には、端数を四捨五入します。(備-2)

$$\text{基本保険料} \times \left(1 - \text{保険料逓減割合} \times \frac{\text{経過年数-1}}{\text{保険料逓減間隔(年数)}}\right)$$

(1)　上記の算式の「保険料逓減割合」は、次の算式により計算するものとし、小数点第 3 位以下の端数が生じた場合には、端数を切り捨てます。

$$\frac{\text{保険料逓減間隔(年数)}}{\text{保険期間(年数)}}$$

(2)　上記の算式の

$$\frac{\text{経過年数-1}}{\text{保険料逓減間隔(年数)}}$$

は、小数点第１位以下を切り捨てます。
(3) 上記の算式の保険料逓減間隔は１年とします。なお、保険料逓減間隔をこれ以外の年数に指定または変更することはできません。

② 次の場合、基本保険料(備-1)をあらため、第①項の規定により保険料を計算します。
(1) 保険料の払込方法＜回数＞を変更（第９条）した場合
(2) 保険料の払込方法＜経路＞を変更（第10条）した場合
(3) 基本保険金額を減額（第29条）した場合
(4) 年齢または性別の誤りの処理（第34・35条）を行なった場合
(5) 付加された健康体割引特約の失効、無効、解除もしくは消滅などによりこの保険契約の保険料率が変更された場合

第８条　備考
(備-1) 保険料を計算するための基準となる金額をいいます。
(備-2) 経過年数は、第１回保険料については１年、第２回目以後の保険料については、契約日（第７条）からその日を含めて、その払込期月の基準日（第９条）の翌日以後直後に到来する契約応当日（第９条第①項）の前日までの年数とします。

第９条　保険料の払込方法〈回数〉および払込期月

① 第２回目以後の保険料（第８条）は、保険料払込期間中、次の払込方法〈回数〉の中から保険契約の申込の際に選択された払込方法〈回数〉によって、その払込期月内に払い込んでください。なお、払込期月は、次の「払込期月の基準日」の属する月の初日から末日までとし、払込方法〈回数〉による保険契約の呼称は、それぞれ次のとおりとします。

払込方法〈回数〉	払込期月の基準日	払込方法〈回数〉による保険契約の呼称
(1) 年　払（毎年１回払込）	契約応当日(備-1)(備-2)	「年払契約」
(2) 半年払（毎年２回払込）	契約日の半年ごとの応当日(備-2)	「半年払契約」
(3) 月　払（毎年12回払込）	契約日の毎月の応当日(備-2)	「月払契約」

② 保険契約者は、当会社の定めた取扱基準によって、保険料の払込方法〈回数〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表１）を当会社に提出してください。なお、保険契約者は次回払込期月（第３条）以降、最初に到来する変更後の払込方法〈回数〉の払込期月より、変更後の払込方法〈回数〉によって保険料を払い込んでください。

③ 「保険契約が消滅した場合」（第15・16・18・20条）または「保険料の払込を要しなくなった場合」（第３条）には、当会社は、それまでに払い込まれた第①項の保険料のうち、「払込期月の基準日」の到来していない保険料を保険契約者(備-3)に払い戻します。

④ 年払契約または半年払契約で、「保険契約が消滅した場合」または「保険料の払込が免除された場合」（第３条）には、それまでに払い込まれた保険料(備-4)の保険料期間(備-5)のうち、まだ経過していない期間の月数(備-6)に相当する保険料として、月割によって計算した「未経過保険料」(備-7)を保険契約者(備-3)に払い戻します。ただし、保険料の払込を要しなくなった場合には、その後に保険契約が消滅したとしても「未経過保険料」の払い戻しはありません。

⑤ 第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに、保険金(備-8)の支払事由が発生し、保険金(備-8)を支払う場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

⑥ 第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに保険料の払込の免除事由（第３条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日（第11条）までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-9)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第９条　備考
(備-1) 契約日（第７条）の毎年の応当日をいいます。
(備-2) 応当日がない場合には、その月の末日とします。
(備-3) 保険金(備-8)を支払う場合には、その受取人とします。
(備-4) 第⑤項または第12条「払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱」第①項の規定により当会社が支払うこととなった金額から差し引かれた未払込の保険料を含みます。
(備-5) その保険料の払込期月の基準日(備-10)から次回払込期月の基準日の前日までの期間をいいます。
(備-6) 次回払込期月の基準日の前日までの月数をいい、保険料期間(備-5)の月数未満の月数とします。なお、月数は、契約日の毎月の応当日(備-2)(備-10)から次の契約日の毎月の応当日(備-2)の前日までの期間を１ヵ月として計算し、１ヵ月未満の期間は切り捨てます。
(備-7) 保険契約の一部が消滅する場合、その消滅する部分については、消滅前後の保険料の差額について未経過保険料を計算します。
(備-8) 死亡保険金（第１条）または高度障害保険金（第２条）をいいます。
(備-9) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
(備-10) 第１回保険料の場合には、契約日とします。

第10条　保険料の払込方法〈経路〉

① 保険契約者は、保険契約の申込の際に保険料（第８条）の払込方法〈経路〉について、次のどれかを選択してください。

(1) 口座振替払込	当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法で、保険契約者の指定する口座が当会社の指定した金融機関等に設置してある場合に限り、選択できます。(備-1) この払込方法〈経路〉を選択した場合には、その金融機関等に対して保険料の口座振替を委任してください。
(2) 振替送金払込	金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法で、当会社が承諾した場合に限り、選択できます。
(3) 団体・集団扱払込	所属団体または集団を通じて払い込む方法で、所属団体または集団と当会社との間に団体扱契約、集団扱契約または専用集団扱契約が締結されている場合に限り、選択できます。(備-2)

② 保険契約者は、第①項の各号の保険料の払込方法〈経路〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表１）を当会社に提出してください。

③ 保険料の払込方法〈経路〉が、「口座振替払込」または「団体・集団扱払込」である保険契約において、その保険契約が、第①項に定める要件を満たさなくなったときまたは当会社の取扱基準に該当しなくなったときは、保険契約者は、第②項の規定により保険料の払込方法〈経路〉を他の保険料の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行なうまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第10条　備考
(備-1) 保険料の払込方法〈経路〉が「口座振替払込」の場合、「保険料口座振替特則」を適用します。
(備-2) 保険料の払込方法〈経路〉が「団体・集団扱払込」の場合、団体扱特約、集団扱特約または専用集団扱特約を付加します。

第11条　保険料の払込猶予期間

① 第２回目以後の保険料（第８条）の払込については、払込期月（第９条）の翌月初日から翌々月の契約日（第７条）の応当日まで(備-1)の猶予期間があります。

② 第①項の払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれなかった場合(備-2)には、保険契約は、その払込猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合、第19条「保険契約の失効」の規定によって取り扱います。

第11条　備考
(備-1) 「払込期月の基準日」（第９条）が２月、６月、11月の各末日の場合、その保険料の払込猶予期間はそれぞれ４月、８月、１月の各末日までとします。
(備-2) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第12条　払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱

① 保険料の払込猶予期間（第11条）中に保険金(備-1)の支払事由が発生し、保険金(備-1)を支払う場合(備-2)には、すでに「払込期月の基準日」（第９条）の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

② 払込猶予期間中に保険料の払込の免除事由（第３条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-3)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第12条　備考
(備-1) 死亡保険金（第１条）または高度障害保険金（第２条）をいいます。
(備-2) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険金(備-1)の支払事由が発生したときには、保

険料の払込猶予期間中に保険金(備-1)の支払事由が発生したものとして取り扱います。

(備-3) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに未払込の保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに未払込の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第３章　保険契約の無効および消滅

第13条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効

① 保険契約者、被保険者または保険金受取人(備-1)の詐欺によって、保険契約の締結または保険契約の復活（第５・23条）が行なわれた場合には、当会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料（第８条）は払い戻しません。

② 第①項の保険契約の取消は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または保険金受取人(備-1)に取消の通知をします。

③ 保険契約者が保険金(備-2)を不法に取得する目的または他人に保険金(備-2)を不法に取得させる目的をもって、保険契約の締結または保険契約の復活が行なわれた場合には、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

④ 第①項から第③項によって当会社が保険契約を取り消した場合または保険契約が無効となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を返還することを要します。

第13条　備考

(備-1) 死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人をいいます。

(備-2) 死亡保険金（第１条）または高度障害保険金（第２条）をいいます。

第14条　年齢または性別の誤りによる保険契約の取消

① 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢（第33条）に誤りがあった場合で、契約日（第７条）における実際の年齢およびその誤りが発見された日における実際の年齢が、どちらも「契約締結年齢(備-1)」の範囲外であったときには、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料（第８条）を保険契約者に払い戻します。

② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合で、実際の性別では、契約日における被保険者の年齢およびその誤りが発見された日における被保険者の年齢が、どちらも「契約締結年齢(備-1)」の範囲外であることとなるときには、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

③ 第①項または第②項によって保険契約が取消となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を払い戻すこととなった保険料から差し引き、なお不足するときには、その不足額を返還することを要します。

④ 第①項および第②項に該当しなかった場合には、保険契約は取消としないで、第34条「年齢の誤りの処理」または第35条「性別の誤りの処理」の規定によって取り扱います。

第14条　備考

(備-1) 当会社の定めたこの保険契約を締結（第５条）することができる年齢をいいます。

第15条　支払事由の発生等による保険契約の消滅

次のどれかに該当した場合には、保険契約は、それぞれの時に消滅します。

(1) 被保険者が保険期間満了時まで生存した場合には、保険期間満了時

(2) 被保険者が保険期間中に死亡した場合には、被保険者が死亡した時

(3) 被保険者が保険期間中に高度障害状態（第２条）となり、高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態となった時

第16条　告知義務違反による保険契約の解除および保険金の不支払等

① 保険契約者または被保険者(備-1)が、保険契約の締結または保険契約の復活（第５・23条）の際に、当会社が告知を求めた事項（第６条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。

② 当会社は、保険金(備-2)の支払事由または保険料の払込の免除事由（第３条）が発生した後でも、第①項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。

(1) 当会社は、保険金(備-2)を支払いません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-3)を返還することを要します。

(2) 当会社は、保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。

③ 第②項の場合でも、保険金(備-2)の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人が証明した場合には、その支払または払込の免除を行ないます。

④ この第16条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人に解除の通知をします。

⑤ この第16条によって保険契約を解除した場合でも、解約払戻金（第22条）の支払はありません。

第16条　備考

(備-1) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-2) 死亡保険金（第１条）または高度障害保険金（第２条）をいいます。

(備-3) この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

第17条　保険契約を解除できない場合

① 当会社は、次の(1)から(5)のどれかに該当した場合には、第16条に規定する保険契約の解除を行なうことはできません。

(1) 当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第５・23条）の際に、解除の原因となる事実を知っていた場合または過失によって知らなかった場合

(2) 保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者が第６条の告知をすることを妨げた場合

(3) 保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者に対し、第６条の告知をしないことを勧めた場合、または不実の告知をすることを勧めた場合

(4) 当会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１カ月を経過した場合

(5) 保険契約が、給付責任開始の日（第７条）からその日を含めて２年をこえて有効に継続した場合。ただし、給付責任開始の日からその日を含めて２年以内に、解除の原因となる事実により、高度障害保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込の免除事由（第３条）が発生したときには、保険契約が、給付責任開始の日からその日を含めて２年をこえて有効に継続した後でも、第16条に規定する保険契約の解除をすることができます。

② 第①項(2)および(3)の規定は、それぞれに規定する保険媒介者(備-1)の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当会社が告知を求めた事項（第６条）について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第17条　備考

(備-1) 「保険媒介者」とは、当会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。

第18条　重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等

① 当会社は、次の(1)から(6)のどれかに該当する事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向って解除することができます。

(1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金(備-1)を詐取する目的でまたは他人に死亡保険金(備-1)を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合

(2) 保険契約者、被保険者または高度障害保険金の受取人がこの保険契約の高度障害保険金（第２条）を詐取する目的でまたは他人にこの保険契約の高度障害保険金を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合

(3) 保険契約者または被保険者が当会社にこの保険契約の保険料の払込の免除（第３条）を行なわせる目的で、事故招致(備-2)をした場合

(4) この保険契約の保険金(備-3)の支払請求またはこの保険契約の保険料の払込の免除の請求に関し、保険金(備-3)の受取人(備-4)に詐欺行為(備-2)があった場合

(5) 保険契約者、被保険者または保険金(備-3)の受取人が、次の(ｱ)から(ｵ)のどれかに該当する場合

(ｱ) 反社会的勢力(備-5)に該当すると認められること
(ｲ) 反社会的勢力(備-5)に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
(ｳ) 反社会的勢力(備-5)を不当に利用していると認められること
(ｴ) 保険契約者または保険金(備-3)の受取人が法人の場合、反社会的勢力(備-5)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
(ｵ) その他反社会的勢力(備-5)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(6) 当会社の保険契約者、被保険者または保険金(備-3)の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする(1)から(5)と同等の重大な事由がある場合(備-6)

② 当会社は、保険金(備-3)の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した後でも、第①項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。

(1) 当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に保険金(備-3)の支払事由が発生した場合、その支払事由による保険金(備-3)(備-7)の支払を行ないません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-8)を返還することを要します。

(2) 当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に保険料の払込の免除事由が発生した場合、その免除事由による保険料の払込の免除を行ないません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。

③ この第18条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または保険金(備-3)の受取人に解除の通知をします。

④ この第18条によって保険契約を解除した場合でも、解約払戻金(第22条)の支払はありません。

第18条 備考

(備-1) 「死亡保険金」には、この保険契約の死亡保険金(第1条)のほか、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称を問いません。
(備-2) 未遂を含みます。
(備-3) 「保険金」とは、死亡保険金または高度障害保険金をいいます。
(備-4) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-5) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
(備-6) 例えば、この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除される場合、または保険契約者、被保険者もしくは保険金(備-3)の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合などが該当することがあります。
(備-7) 第①項(5)のみに該当した場合で、第①項(5)(ｱ)から(ｵ)までに該当したのが保険金(備-3)の受取人のみであり、その保険金(備-3)の受取人が保険金(備-3)の一部の受取人であるときは、その受取人の受取部分の保険金(備-3)とします。
(備-8) この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

第19条 保険契約の失効

① 保険契約が効力を失った後は、当会社は、給付責任(第7条)を負いません。

② 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、保険契約の復活(第23条)の請求をすることができます。

第20条 保険契約者による保険契約の解約

保険契約者は、いつでも、将来に向って保険契約を解約することができます。この場合、保険契約者は必要書類(別表1)を当会社に提出してください。ただし、解約した場合でも、解約払戻金(第22条)の支払はありません。

第21条 保険金受取人による保険契約の存続

① 債権者等(備-1)による保険契約の解約(第20条)は、解約の通知が当会社に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。

② 第①項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の(1)および(2)をともに満たす保険金(備-2)の受取人は、保険契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等(備-1)に支払うべき金額を債権者等(備-1)に支払い、かつ当会社にその旨を通知したときは、第①項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2) 保険契約者ではないこと

③ 第②項の規定により、保険契約を存続させる場合、当会社は、手続書類(別表1)の提出を求めます。

④ 第①項の解約の通知が当会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金(備-2)の支払事由が生じ、当会社が保険金(備-2)を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等(備-1)に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等(備-1)に支払った金額を差し引いた残額を、その保険金(備-2)の受取人に支払います。

第21条 備考

(備-1) 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。
(備-2) 死亡保険金(第1条)または高度障害保険金(第2条)をいいます。

第22条 解約払戻金

この保険契約については、解約払戻金はありません。

第4章 失効した保険契約の復活

第23条 失効した保険契約の復活

① 保険契約者は、保険契約が効力を失った日(第11条)からその日を含めて1年以内は、その効力を回復させるため、保険契約の復活の請求(第5条)を行なうことができます。この場合、保険契約者は必要書類(別表1)を当会社に提出してください。

② 当会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、延滞した保険料(備-1)を払い込んでください。

第23条 備考

(備-1) 「延滞した保険料」とは、復活した時までにすでに「払込期月の基準日」(第9条)の到来していた未払込の保険料(第8条)のことをいいます。

第5章 契約者配当

第24条 契約者配当金

この保険契約については、契約者配当金はありません。

第6章 保険契約の内容の変更

第25条 保険契約者の変更

① 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約についての一切の権利義務を第三者に承継させて、その第三者を新たな保険契約者とすることができます。この場合、保険契約者は必要書類(別表1)を当会社に提出してください。

② 保険契約者を変更した場合には、当会社は、保険証券に変更後の保険契約者を表示します。

第26条 当会社への通知による保険金受取人の変更

① 保険契約者は、保険金(備-1)の支払事由(第1・2条)が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、当会社に対する通知により、保険金受取人(備-2)を変更することができます。ただし、高度障害保険金の受取人を変更する場合で、変更後の高度障害保険金の受取人が被保険者となる場合には、被保険者の同意を要しません。なお、変更後の高度障害保険金の受取人は、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかとします。

② 第①項の規定により、保険金受取人(備-2)を変更する場合、当会社は、保険契約者に手続書類(別表1)の提出を求めます。

③ 第①項の規定により、保険金受取人(備-2)が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の保険金受取人(備-2)を表示します。

④ 第①項の通知が当会社に到達する前に変更前の保険金受取人(備-2)に保険金(備-1)を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人(備-2)から保険金(備-1)の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

第26条 備考

(備-1) 死亡保険金(第1条)または高度障害保険金(第2条)をいいます。
(備-2) 死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人をいいます。

第 27 条　遺言による保険金受取人の変更

① 第 26 条に定めるほか、保険契約者は、保険金(備-1)の支払事由（第 1・2 条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人(備-2)を変更することができます。なお、変更後の高度障害保険金の受取人は、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかとします。

② 第①項の保険金受取人(備-2)の変更は、高度障害保険金の受取人を変更する場合で、変更後の高度障害保険金の受取人が被保険者となる場合を除き、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

③ 第①項および第②項による保険金受取人(備-2)の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することはできません。

④ 第①項および第②項の規定により、保険金受取人(備-2)を変更する場合、当会社は、保険契約者の相続人に手続書類（別表 1）の提出を求めます。

⑤ 第①項および第②項の規定により、保険金受取人(備-2)が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の保険金受取人(備-2)を表示します。

第 27 条　備考

(備-1) 死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。

(備-2) 死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人をいいます。

第 28 条　保険金受取人の死亡

① 保険金(備-1)の受取人が保険金(備-1)の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金(備-1)の受取人とします。

② 第①項の規定により保険金(備-1)の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第①項の規定により保険金(備-1)の受取人となった者のうち生存している他の保険金(備-1)の受取人を保険金(備-1)の受取人とします。

③ 第①項および第②項により保険金(備-1)の受取人となった者(備-2)が 2 人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第 28 条　備考

(備-1) 死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。

(備-2) 第①項および第②項の規定により保険金(備-1)の受取人となった者が死亡し、第①項および第②項の規定によりあらたに保険金(備-1)の受取人となった者を含みます。

第 29 条　基本保険金額の減額

① 保険契約者は、基本保険金額を減額することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、減額後の基本保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、減額することはできません。

② 基本保険金額を減額した場合には、次のとおりとします。

(1) 減額部分は解約されたものとします。ただし、減額した場合でも、解約払戻金（第 22 条）の支払はありません。

(2) 基本保険料（第 8 条）は、減額後の基本保険金額によってあらためます。また、保険料（第 8 条）は次回払込期月（第 3 条）からあらためます。

(3) 保険契約者に基本保険金額を減額したことを通知します。

第 7 章　その他の事項

第 30 条　保険契約者・死亡保険金受取人・高度障害保険金の受取人の代表者

① この保険契約について、保険契約者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人が 2 人以上ある場合には、それぞれ代表者 1 人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の人を代理するものとします。

② 第①項の代表者が定まらない場合またはその住所もしくは居所が不明である場合には、当会社が保険契約者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人の 1 人に対して行なった行為は、それぞれ他の人に対してもその効力を生じます。

第 31 条　保険契約者の連帯責任

この保険契約について、保険契約者が 2 人以上ある場合には、それぞれの保険契約者は、連帯して保険契約についての責任を負うものとします。

第 32 条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務

① 保険契約者が住所を変更した場合には、ただちに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。

② 保険契約者が第①項の通知をしなかった場合には、当会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

第 33 条　年齢の計算

被保険者の年齢は、満年で計算し、1 年未満の端数は切り捨てます。

第 34 条　年齢の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合で、第 14 条「年齢または性別の誤りによる保険契約の取消」の規定に該当しなかったときには、次の(1)または(2)によって取り扱います。

(1) 契約日（第 7 条）における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の範囲内であった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の年齢にもとづいて基本保険料（第 8 条）および保険料（第 8 条）をあらため、過不足金額を精算します。

(2) 契約日における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の範囲外であった場合でも、その事実が発見された日における年齢が、その範囲内となっていたときには、当会社の定めた方法によって、その範囲内になった日を契約日として基本保険金額、基本保険料および保険料をあらため、過不足金額を精算します。

第 34 条　備考

(備-1) 当会社の定めたこの保険契約を締結（第 5 条）することができる年齢をいいます。

第 35 条　性別の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合で、第 14 条「年齢または性別の誤りによる保険契約の取消」の規定に該当しなかったときには、次の(1)または(2)によって取り扱います。

(1) 実際の性別で、契約日（第 7 条）における被保険者の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の範囲内であった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の性別にもとづいて基本保険料（第 8 条）および保険料（第 8 条）をあらため、過不足金額を精算します。

(2) 実際の性別では、契約日における被保険者の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の範囲外であることとなる場合でも、その事実が発見された日における年齢が、その範囲内となっていたときには、当会社の定めた方法によって、その範囲内になった日を契約日として基本保険金額、基本保険料および保険料をあらため、過不足金額を精算します。

第 35 条　備考

(備-1) 当会社の定めたこの保険契約を締結（第 5 条）することができる年齢をいいます。

第 36 条　契約内容の登録

① 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下、この第 36 条において「協会」といいます。）に登録します。

(1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）

(2) 死亡保険金の金額

(3) 契約日（復活が行なわれた場合は、最後の復活の日とします。以下、第②項において同様とします。）

(4) 当会社名

② 第①項の登録の期間は、契約日から 5 年以内とします。

③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、この第 36 条において「各生命保険会社等」といいます。）は、第①項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、この第 36 条において同様とします。）の申込（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第①項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

④ 各生命保険会社等は、第②項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第③項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加の承諾を含みます。以下、この第 36 条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。

⑤ 各生命保険会社等は、契約日（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加が行なわれた場合は、最後の復活、保険金額の増額、復旧または特約の付加の日とします。）から 5 年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第①項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

⑥　各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
⑦　協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
⑧　保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
⑨　第③項、第④項および第⑤項中、「被保険者」、「保険契約」、「死亡保険金」、「災害死亡保険金」、「保険金額」、「高度障害保険金」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「共済契約」、「死亡共済金」、「災害死亡共済金」、「共済金額」、「後遺障害共済金」と読み替えます。

第 37 条　管轄裁判所

この保険契約に関する訴訟については、当会社の本店または保険契約者、死亡保険金受取人もしくは高度障害保険金の受取人の住所地(備-1)を管轄する日本国内の地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とします。

第 37 条　備考
(備-1)　保険契約者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人が 2 人以上ある場合には、第 30 条「保険契約者・死亡保険金受取人・高度障害保険金の受取人の代表者」の規定による代表者の住所地とします。

第 38 条　時効による請求権の消滅

保険金(備-1)その他払い戻すこととなる金額を請求する権利または保険料の払込の免除を請求する権利は、これらを行使することができる時から 3 年間行使しない場合には、消滅します。

第 38 条　備考
(備-1)　死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。

第 39 条　準拠法

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第 40 条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用

この保険契約に、給付特約(備-1)を付加した場合には、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」を適用します。

第 40 条　備考
(備-1)　「給付特約」とは、保険金または給付金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第 41 条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱

①　保険契約の申込（第 5 条）の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の(1)から(3)の 1 または 2 以上の契約条件を付加して保険契約を締結することがあります。この場合、保険料または給付内容等については、この第 41 条の規定を適用して取り扱います。
(1)　保険料の変更
この保険契約の基本保険料（第 8 条）を、申込の時の金額から、当会社の定める方法によりあらためて計算したその申込の時の金額を上回る金額に変更します。
(2)　死亡保険金額の削減
契約日（第 7 条）以後、当会社の定めた削減期間中に保険金(備-1)の支払事由が発生した場合には、その保険金(備-1)の支払金額は、その支払事由が発生した保険年度(備-2)に応じて、次の割合を乗じて得た金額に削減します。ただし、不慮の事故（別表 2）または別表 5 に定める感染症を直接の原因として保険金(備-1)の支払事由が発生したときには、この削減は行ないません。

保険年度／削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1　年	5.0 割	－	－	－	－
2　年	3.0 割	6.0 割	－	－	－
3　年	2.5 割	5.0 割	7.5 割	－	－
4　年	2.0 割	4.0 割	6.0 割	8.0 割	－
5　年	1.5 割	3.0 割	4.5 割	6.0 割	8.0 割

(3)　特定障害の不担保
(ｲ)　当会社の定めた不担保期間中に、別表 3 に定める高度障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、高度障害保険金の支払事由が発生した場合には、第 2 条の規定にかかわらず、高度障害保険金を支払いません。
(ﾛ)　当会社の定めた不担保期間中に、別表 4 に定める身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第 3 条の規定にかかわらず、保険料の払込を免除しません。
②　第①項の規定によって契約条件を付加して保険契約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券に記載します。
③　第①項の契約条件を付加して締結した保険契約については、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日から給付責任（第 7 条）を開始します。ただし、(2)に該当する場合で、保険契約者が、当会社の付加する契約条件を承諾する際に、特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日(備-3)を給付責任開始の日にすることができます。
(1)　保険契約者が承諾した後に、第 1 回保険料が払い込まれた場合
「第 1 回保険料が払い込まれた日」
(2)　第 1 回保険料に相当する金額(備-4)が払い込まれた後に、保険契約者が承諾した場合
「第 1 回保険料に相当する金額(備-4)が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日
④　この保険契約の給付特約(備-5)にその特約条項に定める契約条件が付加された場合、その給付特約(備-5)の保険料、給付内容または契約内容変更等については、その特約条項に定めるとおり取り扱います。

第 41 条　備考
(備-1)　死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。
(備-2)　「保険年度」とは、契約日または契約応当日（第 9 条第①項）から直後に到来する契約応当日の前日までの期間をいいます。
(備-3)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、「保険契約者が承諾した日」と「当会社への払込を要する金額を払い込んだ日」とのいずれか遅い日とします。
(備-4)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、その条件を付加する前の基本保険料（第 8 条）にもとづいて計算した保険料（第 8 条）を「第 1 回保険料に相当する金額」とみなします。
(備-5)　「給付特約」とは、保険金または給付金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第 42 条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱

①　保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、情報端末(備-1)を用いることによっても、保険契約の申込もしくは復活の請求（第 5・23 条）または告知（第 6 条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。
(1)　保険契約者は、当会社の定めた保険契約申込書または請求書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、保険契約の申込または復活の請求をすることができるものとします。
(2)　保険契約者または被保険者(備-3)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示することにより当会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、告知することができるものとします。また、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項についてその医師に口頭で告知する際、その医師は告知された内容を情報端末(備-1)に入力することがあります。この場合、保険契約者または被保険者(備-3)は、口頭でした告知に関し、その医師が情報端末(備-1)に入力した事項を確認してください。
②　第①項の規定により保険契約の申込もしくは復活の請求または告知を行なった場合、当会社は、その保険契約の申込もしくは復活の請求または告知に関する書面等を保険契約者(備-4)に交付します。

第 42 条　備考
(備-1)　当会社の定める携帯端末などの情報処理機器をいいます。
(備-2)　当会社への送信にかえて情報端末(備-1)に保存する場合は、情報端末(備-1)への保存を含みます。
(備-3)　保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。
(備-4)　被保険者に関する書面等については、被保険者とします。

第 43 条　電磁的方法による告知をする場合の取扱

被保険者は、当会社の承諾を得て、電磁的方法(備-1)によっても、告知（第 6 条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。
(1)　被保険者(備-2)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、当会社が電磁的方法(備-1)により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信することによって、告知することができるものとします。
(2)　当会社は、(1)により被保険者から送信された事項の受信をもって、被保険者の告知があったものとして取り扱います。この場合、

当会社は、受信した被保険者の告知の内容を被保険者に通知(備-3)します。

第43条　備考

(備-1)　インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

(備-2)　被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-3)　電磁的方法による場合を含みます。

別　　表

別表1　請求書類等

（「別表一覧」をご覧ください）

別表2　対象となる不慮の事故

（「別表一覧」をご覧ください）

別表3　対象となる高度障害状態

（「別表一覧」をご覧ください）

別表4　対象となる身体障害状態

（「別表一覧」をご覧ください）

別表5　対象となる感染症

（「別表一覧」をご覧ください）

無配当逓増定期保険（初期低解約払戻金型）普通保険約款

〈目　次〉

第１章　保険金の支払および保険料の払込の免除　61
第１条　死亡保険金の支払およびその免責……61
第２条　高度障害保険金の支払およびその免責……61
第３条　保険料の払込の免除およびその免責……62
第４条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択……62
第２章　保険契約の締結および保険料の払込　63
第５条　保険契約の申込、復活の請求および承諾通知……63
第６条　保険契約者・被保険者の告知義務……63
第７条　当会社の給付責任の開始および終了……63
第８条　保険料の払込方法〈回数〉および払込期月……64
第９条　保険料の払込方法〈経路〉……64
第10条　保険料の払込猶予期間……64
第11条　払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱……64
第12条　保険料の前納……65
第３章　保険契約の無効および消滅　65
第13条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効……65
第14条　年齢の誤りによる保険契約の取消……65
第15条　支払事由の発生等による保険契約の消滅……65
第16条　告知義務違反による保険契約の解除および保険金の不支払等……65
第17条　保険契約を解除できない場合……65
第18条　重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等……66
第19条　保険契約の失効……66
第20条　保険契約者による保険契約の解約……66
第21条　保険金受取人による保険契約の存続……66
第22条　低解約払戻金の取扱……66
第23条　解約払戻金……66
第４章　失効した保険契約の復活　67
第24条　失効した保険契約の復活……67
第５章　契約者配当　67
第25条　契約者配当金……67
第６章　保険契約の内容の変更　67
第26条　保険契約者の変更……67
第27条　当会社への通知による保険金受取人の変更……67
第28条　遺言による保険金受取人の変更……67
第29条　保険金受取人の死亡……67
第30条　基本保険金額の減額……67
第31条　払済定期保険への変更……67
第７章　保険契約者に対する現金貸付および貸付金の返済　67
第32条　保険契約者に対する現金貸付……67
第33条　貸付金の返済……68
第８章　その他の事項　68
第34条　保険契約者・死亡保険金受取人・高度障害保険金の受取人の代表者……68
第35条　保険契約者の連帯責任……68
第36条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務……68
第37条　年齢の計算……68
第38条　年齢の誤りの処理……68
第39条　性別の誤りの処理……68
第40条　契約内容の登録……68
第41条　管轄裁判所……68
第42条　時効による請求権の消滅……68
第43条　準拠法……69
第44条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱……69
第45条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱……69
第46条　電磁的方法による告知をする場合の取扱……69
別　表　69
別表１　請求書類等……69
別表２　対象となる不慮の事故……69
別表３　対象となる高度障害状態……69
別表４　対象となる身体障害状態……69
別表５　対象となる感染症……69

第１章　保険金の支払および保険料の払込の免除

第１条　死亡保険金の支払およびその免責

①　当会社は、次のとおり死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、保険期間中に死亡した場合（備-2）
(2)　支払金額	次の算式により計算した金額と、基本保険金額の５倍とのいずれか低い額とします。（備-3）（備-4） (ｲ)　前期期間中に被保険者が死亡した場合（備-2）場合 基本保険金額 ×　(1+前期期間の逓増率)(経過年数-1) (ﾛ)　後期期間中に被保険者が死亡した場合（備-2）場合 基本保険金額 ×　{(1+前期期間の逓増率)(前期期間-1) ×　(1+後期期間の逓増率)(経過年数-前期期間の年数)} ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡した場合には、その原因によって死亡した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、死亡保険金額を削減して支払うことがあります。この場合でも、削減して支払う金額は、責任準備金額（備-5）を下まわることはありません。
(3)　免責事由（備-6）	被保険者が、次の(ｲ)から(ﾊ)のどれかによって死亡した場合。この場合、(ﾛ)によって支払事由（備-1）が発生したときを除き、責任準備金額（備-5）を保険契約者に支払います。 (ｲ)　給付責任開始の日（第７条）からその日を含めて２年以内の被保険者の自殺 (ﾛ)　保険契約者の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合を除きます。 (ﾊ)　死亡保険金受取人の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合または(ﾛ)に該当する場合を除きます。なお、この(ﾊ)に該当する場合、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額（備-5）を保険契約者に支払います。

②　第①項(2)「支払金額」に規定する前期期間の逓増率、後期期間の逓増率および前期期間は保険契約の申込の際に、保険契約者が、当会社の定めた範囲内でそれぞれ選択するものとします。なお、後期期間は前期期間満了の日の翌日からその日を含めて、保険期間満了の日までの期間とします。

第１条　備考
(備-1)　死亡保険金を支払う場合をいいます。
(備-2)　被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときには、死亡保険金を支払います。
(備-3)　経過年数は、契約日（第７条）からその日を含めて、被保険者が死亡した日の翌日以後直後に到来する契約応当日（第８条第①項）の前日までの年数とします。
(備-4)　百円未満の端数が生じた場合には、端数を四捨五入します。
(備-5)　当会社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の保険給付に充てるべきものとして、保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。
(備-6)　支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が死亡保険金の支払を行なわない場合をいいます。

第２条　高度障害保険金の支払およびその免責

①　当会社は、次のとおり高度障害保険金を高度障害保険金の受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、給付責任開始の日（第７条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間中に、別表３に定める高度障害状態に該当（備-2）（備-3）（備-4）した場合

(2)　支払金額	次の算式により計算した金額と、基本保険金額の５倍とのいずれか低い額とします。(備-5) (備-6) (ｲ) 前期期間中に被保険者が別表３に定める高度障害状態に該当(備-2)した場合 基本保険金額 ×　(1+前期期間の逓増率)(経過年数-1) (ﾛ) 後期期間中に被保険者が別表３に定める高度障害状態に該当(備-2)した場合 基本保険金額 ×　{(1+前期期間の逓増率)(前期期間-1) ×　(1+後期期間の逓増率)(経過年数-前期期間の年数)} ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当した場合には、その原因によって高度障害状態に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、高度障害保険金額を削減して支払うことがあります。この場合でも、削減して支払う金額は、責任準備金額(備-7)を下まわることはありません。
(3)　免責事由(備-8)	被保険者が、次の(ｲ)または(ﾛ)によって高度障害状態に該当した場合 (ｲ) 保険契約者または被保険者の故意 (ﾛ) 高度障害保険金の受取人の故意。ただし、(ｲ)に該当する場合を除きます。なお、この(ﾛ)に該当する場合、その受取人が高度障害保険金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額(備-7)を保険契約者に支払います。

②　第①項(2)「支払金額」に規定する前期期間の逓増率、後期期間の逓増率および前期期間は、第１条第②項の規定により保険契約者が選択した率および期間とします。なお、後期期間は前期期間満了の日の翌日からその日を含めて、保険期間満了の日までの期間とします。

③　高度障害保険金の受取人は、次のとおりとします。

(1)　被保険者。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人が同一法人である場合には、死亡保険金受取人とします。

(2)　(1)にかかわらず、保険契約者は、保険契約の申込の際に、被保険者の同意を得て、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかを高度障害保険金の受取人として指定することができます。また、第 27 条または第 28 条の規定により、高度障害保険金の受取人を変更することができます。

(3)　(1)または(2)にかかわらず、被保険者が高度障害保険金の受取人であった場合で、被保険者が、高度障害保険金の支払を請求する前に死亡したときには、死亡保険金受取人とします。

④　死亡保険金を支払った場合には、その支払後に高度障害保険金の支払の請求を受けても、当会社は、高度障害保険金を支払いません。

第２条　備考

(備-1)　高度障害保険金を支払う場合をいいます。

(備-2)　高度障害状態について、保険期間満了の日に、視力、言語の機能、そしゃくの機能、上肢の用もしくは下肢の用を全く失った状態または常に介護を要する状態には該当しているが、永久に継続するものとは認められなかった場合でも、保険期間満了の日の翌日以後に、その状態が永久に継続すると認められたときには、保険期間満了の日に高度障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-3)　高度障害状態について、給付責任開始の日前にすでに生じていた障害に、その障害の原因となった傷害または疾病と因果関係のない給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として生じた障害が加わることによって該当したときは、給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としてその高度障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-4)　高度障害状態について、給付責任開始の日前に発病していた疾病によって該当したときでも、次の①または②の場合、その疾病によって該当した高度障害状態は、給付責任開始の日以後に発病した疾病によって該当したものとして取り扱います。

①　当会社が保険契約の締結または保険契約の復活（第５・24 条）の際の告知によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

②　次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合

(1)　給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。

(2)　給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。

(備-5)　経過年数は、契約日（第７条）からその日を含めて、被保険者が高度障害状態に該当した日の翌日以後直後に到来する契約応当日（第８条第①項）の前日までの年数とします。

(備-6)　百円未満の端数が生じた場合には、端数を四捨五入します。

(備-7)　当会社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の保険給付に充てるべきものとして、保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。

(備-8)　支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が高度障害保険金の支払を行なわない場合をいいます。

第３条　保険料の払込の免除およびその免責

①　当会社は、次のとおり保険料の払込を免除します。

(1)　免除事由(備-1)	被保険者が、給付責任開始の日（第７条）以後に発生した不慮の事故（別表２）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日以内の保険料払込期間中に、別表４に定める身体障害状態に該当(備-2) (備-3) (備-4)した場合
(2)　免除する保険料	次回払込期月(備-5)以後の保険料 ただし、被保険者が、次の(ｲ)または(ﾛ)によって身体障害状態に該当した場合には、当会社は、その原因によって身体障害状態に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、保険料の払込の免除額を削減することがあります。 (ｲ) 地震、噴火または津波 (ﾛ) 戦争その他の変乱
(3)　免責事由(備-6)	被保険者が、次の(ｲ)から(ｶ)のどれかによって身体障害状態に該当した場合 (ｲ) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (ﾛ) 被保険者の犯罪行為 (ﾊ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (ﾆ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ﾎ) 被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｶ) 被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

②　保険料の払込を免除した場合には、次のとおりとします。

(1)　保険料は、保険料の払込を免除した後も「払込期月の基準日」（第８条）ごとに払込があったものとして取り扱います。

(2)　保険料の払込を免除した後は、基本保険金額の減額（第 30 条）および払済定期保険への変更（第 31 条）は行ないません。

(3)　保険契約者に保険料の払込を免除したことを通知します。

第３条　備考

(備-1)　保険料の払込を免除する場合をいいます。

(備-2)　身体障害状態について、不慮の事故の日からその日を含めて 180 日以内に、視力、聴力、上肢の用、上肢の関節の用、下肢の用、下肢の関節の用もしくは手指の用を全く失った状態または脊柱に著しい奇形もしくは著しい運動障害を残す状態には該当しているが、永久に継続するものとは認められなかった場合でも、保険料払込期間中に、その状態が永久に継続すると認められたときには、その日に保険料の払込の免除事由に該当したものとして取り扱います。

(備-3)　身体障害状態について、給付責任開始の日前にすでに生じていた身体障害に、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として生じた身体障害が加わることによって該当したときでも、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-4)　身体障害状態について、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として該当した場合でも、すでに不慮の事故以外を原因とする障害があり、かつ、その原因が給付責任開始の日以後に発生していたときには、そのすでにあった障害がなかったとしてもその身体障害状態に該当すると認められる場合に限り、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-5)　次の「払込期月の基準日」の属する払込期月（第８条）をいいます。

(備-6)　免除事由が発生した場合でも、当会社が保険料の払込の免除を行なわない場合をいいます。

第４条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択

①　保険金(備-1)の支払事由または保険料の払込の免除事由（第３条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。

②　その受取人(備-2)は、すみやかに請求に必要な書類（別表１）を当会社に提出してその請求をしてください。

③　会社等の団体(備-3)を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その会社等の団体(備-3)から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約について、保険契約者である会社等の団体(備-3)が当該保険契約の保険金(備-1)の全部またはその相当部分を死亡退職金等

(備-4) として被保険者または死亡退職金等(備-4) の受給者に支払う場合には、保険金(備-1) の請求の際に、その受取人は、(1)または(2)の書類および(3)の書類を当会社に提出してください。ただし、死亡退職金等(備-4) の受給者が 2 人以上である場合には、そのうち 1 人からの提出で足りるものとします。

(1) 被保険者または死亡退職金等(備-4) の受給者の請求内容確認書
(2) 被保険者または死亡退職金等(備-4) の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
(3) 保険契約者である会社等の団体(備-3) が受給者本人であることを確認した書類

④ 保険金(備-1) (備-5) は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて 5 営業日以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。

⑤ 保険金(備-1) を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認(備-6) を行ないます。この場合には、第④項の規定にかかわらず、保険金(備-1) (備-5) を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とします。また、当会社は、保険金(備-1) の請求者にその旨を通知します。

(1) 保険金(備-1) の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
保険金(備-1) の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金(備-1) の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金(備-1) の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この普通保険約款に定める重大事由（第 18 条）、詐欺または不法取得目的（第 13 条）に該当する可能性がある場合
(2)もしくは(3)に定める事項、第 18 条「重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等」第①項(5)(ｱ)から(ｵ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金(備-1) の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事項

⑥ 第⑤項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第④項および第⑤項の規定にかかわらず、保険金(備-1) (備-5) を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-7) を経過する日とします。この場合、当会社は、保険金(備-1) の請求者にその旨を通知します。

(1) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180 日
(2) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180 日
(3) 第⑤項(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金(備-1) の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第⑤項(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180 日
(4) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査
180 日

⑦ 第⑤項または第⑥項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金(備-1) の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-8) は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金(備-1) を支払いません。

⑧ 保険料の払込の免除についても、第④項から第⑦項の規定を準用します。

⑨ 解約払戻金（第 23 条）の支払請求があった場合についても、第④項と同様に取り扱います。

⑩ 保険金(備-1) の受取人は、保険金(備-1) (備-5) を一時金で受け取る方法にかえて、当会社の定める期間の範囲内で、当会社の定めた率の複利による利息を付けて、すえ置いて受け取る方法を選択することができます。ただし、すえ置かれる保険金(備-5) の額が当会社の定める金額以上であることを要します。

第 4 条　備考
(備-1) 死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。
(備-2) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-3) 「会社等の団体」とは、「官公署、会社、工場、組合等の団体」をいい、その団体の代表者を含みます。
(備-4) 「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。
(備-5) 保険金(備-1)とともに支払われることとなる金額を含みます。
(備-6) 当会社の指定した医師による診断を含みます。
(備-7) (1)から(4)の複数に該当する場合でも 180 日とします。
(備-8) 当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第 2 章　保険契約の締結および保険料の払込

第 5 条　保険契約の申込、復活の請求および承諾通知

① 保険契約を申し込む場合または保険契約者が保険契約の復活（第 24 条）を請求する場合には、被保険者の同意を得て、次の書面を当会社に提出してください。

(1) 当会社の定めた保険契約申込書または請求書
(2) 被保険者についての当会社の定めた告知書（第 6 条）

② 第①項の場合には、当会社は、当会社の定めた取扱基準によって、次のとおり取り扱います。

(1) 当会社の指定した医師によって被保険者の診断を行なうことがあります。
(2) 被保険者の診断書または健康状態その他についての資料の提出を求めることがあります。

③ 当会社が、第①項の申込または請求を承諾した場合には、次のとおりとします。

(1) 保険契約の申込を承諾した場合
当会社は次の事項を記載した保険証券を交付します。また、保険証券の交付によって、承諾通知の代わりとします。なお、保険証券には保険契約を締結した年月日を記載しません。
(ｱ) 当会社名
(ｲ) 保険契約者の氏名または名称
(ｳ) 被保険者の氏名
(ｴ) 保険金(備-1) の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
(ｵ) 保険金(備-1) の支払事由および保険料の払込の免除事由
(ｶ) 保険期間
(ｷ) 保険金(備-1) の額
(ｸ) 保険料およびその払込方法〈回数〉
(ｹ) 初年度低解約払戻金割合
(ｺ) 低解約払戻金期間
(ｻ) 契約日
(ｼ) 保険証券を作成した年月日
(2) 保険契約の復活の請求を承諾した場合
当会社は書面によって承諾の通知をするものとし、保険証券は交付しません。

第 5 条　備考
(備-1) 死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。

第 6 条　保険契約者・被保険者の告知義務

当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第 5・24 条）の際、支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者(備-1) は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、保険契約者または被保険者(備-1) はその医師が書面に記入した内容を確認してください。

第 6 条　備考
(備-1) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

第 7 条　当会社の給付責任の開始および終了

① 保険契約の締結または保険契約の復活の場合（第 5・24 条）には、当会社は、次の日から、給付責任(備-1) を開始します。

(1) 当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した後に、第 1 回保険料または当会社への払込を要する金額（第 24 条）が払い込まれた場合

(ｱ) 保険契約の締結の場合	「第 1 回保険料が払い込まれた日」
(ｲ) 保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額が払い込まれた日」

(2) 第 1 回保険料または当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた後に、当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した場合

(ｱ) 保険契約の締結の場合	「第 1 回保険料に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日
(ｲ) 保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

② 第①項に規定する給付責任開始の日の取扱については、次のとおりとします。

(1) 保険契約の締結の場合	給付責任開始の日を「契約日」とし、保険期間および保険料払込期間は、契約日を含めて計算します。
(2) 保険契約の復活の場合	給付責任開始の日を「復活日」とします。

③ 当会社は、保険契約が有効に継続している間、保険期間満了時まで給付責任(備-1)を負います。

第7条 備考

(備-1) 「給付責任」とは、「死亡保険金もしくは高度障害保険金の支払事由（第1・2条）または保険料の払込の免除事由（第3条）が発生した場合に、当会社が、その支払または払込の免除を行なう責任」のことをいいます。

第8条 保険料の払込方法〈回数〉および払込期月

① 第2回目以後の保険料は、保険料払込期間中、次の払込方法〈回数〉の中から保険契約の申込の際に選択された払込方法〈回数〉によって、その払込期月内に払い込んでください。なお、払込期月は、次の「払込期月の基準日」の属する月の初日から末日までとし、払込方法〈回数〉による保険契約の呼称は、それぞれ次のとおりとします。

払込方法〈回数〉	払込期月の基準日	払込方法〈回数〉による保険契約の呼称
(1) 年 払（毎年1回払込）	契約応当日(備-1)(備-2)	「年払契約」
(2) 半年払（毎年2回払込）	契約日の半年ごとの応当日(備-2)	「半年払契約」
(3) 月 払（毎年12回払込）	契約日の毎月の応当日(備-2)	「月払契約」

② 保険契約者は、当会社の定めた取扱基準によって、保険料の払込方法〈回数〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。なお、保険契約者は次回払込期月（第3条）以降、最初に到来する変更後の払込方法〈回数〉の払込期月より、変更後の払込方法〈回数〉によって保険料を払い込んでください。

③ 「保険契約が消滅した場合」（第15・16・18・20条）または「保険料の払込を要しなくなった場合」（第3・31条）には、当会社は、それまでに払い込まれた第①項の保険料のうち、「払込期月の基準日」の到来していない保険料を保険契約者(備-3)に払い戻します。

④ 年払契約または半年払契約で、「保険契約が消滅した場合」または「保険料の払込が免除された場合」（第3条）には、それまでに払い込まれた保険料(備-4)の保険料期間(備-5)のうち、まだ経過していない期間の月数(備-6)に相当する保険料として、月割によって計算した「未経過保険料」(備-7)を保険契約者(備-3)に払い戻します。ただし、保険料の払込を要しなくなった場合には、その後に保険契約が消滅したとしても「未経過保険料」の払い戻しはありません。

⑤ 第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに、保険金(備-8)の支払事由が発生し、保険金(備-8)を支払う場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

⑥ 第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに保険料の払込の免除事由（第3条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日（第10条）までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-9)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第8条 備考

(備-1) 契約日（第7条）の毎年の応当日をいいます。

(備-2) 応当日がない場合には、その月の末日とします。

(備-3) 保険金(備-8)を支払う場合には、その受取人とします。

(備-4) 第⑤項または第11条「払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱」第①項の規定により当会社が支払うこととなった金額から差し引かれた未払込の保険料を含みます。

(備-5) その保険料の払込期月の基準日(備-10)から次回払込期月の基準日の前日までの期間をいいます。

(備-6) 次回払込期月の基準日の前日までの月数をいい、保険料期間(備-5)の月数未満の月数とします。なお、月数は、契約日の毎月の応当日(備-2)(備-10)から次の契約日の毎月の応当日(備-2)の前日までの期間を1ヵ月として計算し、1ヵ月未満の期間は切り捨てます。

(備-7) 保険契約の一部が消滅する場合、その消滅する部分については、消滅前後の保険料の差額について未経過保険料を計算します。

(備-8) 死亡保険金（第1条）または高度障害保険金（第2条）をいいます。

(備-9) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

(備-10) 第1回保険料の場合には、契約日とします。

第9条 保険料の払込方法〈経路〉

① 保険契約者は、保険契約の申込の際に保険料の払込方法〈経路〉について、次のどれかを選択してください。

(1) 口座振替払込	当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法で、保険契約者の指定する口座が当会社の指定した金融機関等に設置してある場合に限り、選択できます。(備-1) この払込方法〈経路〉を選択した場合には、その金融機関等に対して保険料の口座振替を委任してください。
(2) 振替送金払込	金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法で、当会社が承諾した場合に限り、選択できます。
(3) 団体・集団扱払込	所属団体または集団を通じて払い込む方法で、所属団体または集団と当会社との間に団体扱契約、集団扱契約、逓増定期保険特別集団扱契約または専用集団扱契約が締結されている場合に限り、選択できます。(備-2)

② 保険契約者は、第①項の各号の保険料の払込方法〈経路〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。

③ 保険料の払込方法〈経路〉が、「口座振替払込」または「団体・集団扱払込」である保険契約において、その保険契約が、第①項に定める要件を満たさなくなったときまたは当会社の取扱基準に該当しなくなったときは、保険契約者は、第②項の規定により保険料の払込方法〈経路〉を他の保険料の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行なうまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第9条 備考

(備-1) 保険料の払込方法〈経路〉が「口座振替払込」の場合、「保険料口座振替特則」を適用します。

(備-2) 保険料の払込方法〈経路〉が「団体・集団扱払込」の場合、団体扱特約、集団扱特約、逓増定期保険特別集団扱特約または専用集団扱特約を付加します。

第10条 保険料の払込猶予期間

① 第2回目以後の保険料の払込については、払込期月（第8条）の翌月初日から翌々月の契約日（第7条）の応当日まで(備-1)の猶予期間があります。

② 第①項の払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれなかった場合(備-2)には、保険契約は、その払込猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合、第19条「保険契約の失効」の規定によって取り扱います。

第10条 備考

(備-1) 「払込期月の基準日」（第8条）が2月、6月、11月の各末日の場合、その保険料の払込猶予期間はそれぞれ4月、8月、1月の各末日までとします。

(備-2) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第11条 払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱

① 保険料の払込猶予期間（第10条）中に保険金(備-1)の支払事由が発生し、保険金(備-1)を支払う場合(備-2)には、すでに「払込期月の基準日」（第8条）の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

② 払込猶予期間中に保険料の払込の免除事由（第3条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-3)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第11条 備考

(備-1) 死亡保険金（第1条）または高度障害保険金（第2条）をいいます。

(備-2) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険金(備-1)の支払事由が発生したときには、保険料の払込猶予期間中に保険金(備-1)の支払事由が発生したものとして取り扱います。

(備-3) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに未払込の保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに未払込の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第12条　保険料の前納

① 保険料の払込方法〈回数〉が年払の場合、保険契約者は、当会社が定める期間中の保険料について、前納(備-1)をすることができます。なお、保険料の払込方法〈回数〉が月払または半年払の場合には、保険料の払込方法〈回数〉を年払に変更してください。

② 保険料を前納(備-1)する場合には、当会社の定めた率による割引をします。

③ 保険料前納金は、毎年、当会社の定めた率の複利による利息をつけて積み立てておき、「払込期月の基準日」（第8条）ごとに保険料の払込に充当します。

④ 次の(1)から(4)のどれかの場合で、保険料前納金の残額(備-2)があるときには、保険契約者(備-3)に払い戻します。

(1) 前納期間(備-4)が満了した場合
(2) 保険料の払込を要しなくなった場合（第3・31条）
(3) 保険契約が消滅した場合（第15・16・18・19・20条）
(4) 基本保険金額を減額した場合（第30条）

第12条　備考
(備-1) 将来の保険料をあらかじめ一時に払い込むことをいいます。
(備-2) 基本保険金額を減額した場合には、減額部分に対応する保険料前納金の残額とします。
(備-3) 死亡保険金（第1条）または高度障害保険金（第2条）を支払う場合には、その受取人とします。
(備-4) 「前納期間」とは、前納された保険料が充当される期間をいいます。

第3章　保険契約の無効および消滅

第13条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効

① 保険契約者、被保険者または保険金受取人(備-1)の詐欺によって、保険契約の締結または保険契約の復活（第5・24条）が行なわれた場合には、当会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

② 第①項の保険契約の取消は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または保険金受取人(備-1)に取消の通知をします。

③ 保険契約者が保険金(備-2)を不法に取得する目的または他人に保険金(備-2)を不法に取得させる目的をもって、保険契約の締結または保険契約の復活が行なわれた場合には、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

④ 第①項から第③項によって当会社が保険契約を取り消した場合または保険契約が無効となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を返還することを要します。

第13条　備考
(備-1) 死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人をいいます。
(備-2) 死亡保険金（第1条）または高度障害保険金（第2条）をいいます。

第14条　年齢の誤りによる保険契約の取消

① 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢（第37条）に誤りがあった場合で、次の(1)または(2)のどちらかに該当したときには、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

(1) 契約日（第7条）における実際の年齢およびその誤りが発見された日における実際の年齢が、どちらも「契約締結年齢(備-1)」の範囲外であった場合
(2) 契約日における実際の年齢に基づく保険契約の締結の際の被保険者の健康状態その他が、当会社の定めた範囲外であった場合

② 第①項によって保険契約が取消となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を払い戻すこととなった保険料から差し引き、なお不足するときには、その不足額を返還することを要します。

③ 第①項に該当しなかった場合には、保険契約は取消としないで、第38条「年齢の誤りの処理」の規定によって取り扱います。

第14条　備考
(備-1) 当会社の定めたこの保険契約を締結（第5条）することができる年齢をいいます。

第15条　支払事由の発生等による保険契約の消滅

次のどれかに該当した場合には、保険契約は、それぞれの時に消滅します。

(1) 被保険者が保険期間満了時まで生存した場合には、保険期間満了時
(2) 被保険者が保険期間中に死亡した場合には、被保険者が死亡した時
(3) 被保険者が保険期間中に高度障害状態（第2条）となり、高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態となった時

第16条　告知義務違反による保険契約の解除および保険金の不支払等

① 保険契約者または被保険者(備-1)が、保険契約の締結または保険契約の復活（第5・24条）の際に、当会社が告知を求めた事項（第6条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。

② 当会社は、保険金(備-2)の支払事由または保険料の払込の免除事由（第3条）が発生した後でも、第①項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。

(1) 当会社は、保険金(備-2)を支払いません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-3)を返還することを要します。
(2) 当会社は、保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。

③ 第②項の場合でも、保険金(備-2)の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人が証明した場合には、その支払または払込の免除を行ないます。

④ この第16条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人に解除の通知をします。

⑤ この第16条によって保険契約を解除した場合には、当会社は、解約払戻金（第23条）を保険契約者に支払います。

第16条　備考
(備-1) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。
(備-2) 死亡保険金（第1条）または高度障害保険金（第2条）をいいます。
(備-3) この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

第17条　保険契約を解除できない場合

① 当会社は、次の(1)から(5)のどれかに該当した場合には、第16条に規定する保険契約の解除を行なうことはできません。

(1) 当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第5・24条）の際に、解除の原因となる事実を知っていた場合または過失によって知らなかった場合
(2) 保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者が第6条の告知をすることを妨げた場合
(3) 保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者に対し、第6条の告知をしないことを勧めた場合、または不実の告知をすることを勧めた場合
(4) 当会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1ヵ月を経過した場合
(5) 保険契約が、給付責任開始の日（第7条）からその日を含めて2年をこえて有効に継続した場合。ただし、給付責任開始の日からその日を含めて2年以内に、解除の原因となる事実により、高度障害保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込の免除事由（第3条）が発生したときには、保険契約が、給付責任開始の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続した後でも、第16条に規定する保険契約の解除をすることができます。

② 第①項(2)および(3)の規定は、それぞれに規定する保険媒介者(備-1)の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当会社が告知を求めた事項（第6条）について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第17条　備考
(備-1) 「保険媒介者」とは、当会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。

第 18 条　重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等

① 当会社は、次の(1)から(6)のどれかに該当する事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向って解除することができます。

(1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金(備-1)を詐取する目的でまたは他人に死亡保険金(備-1)を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合

(2) 保険契約者、被保険者または高度障害保険金の受取人がこの保険契約の高度障害保険金（第 2 条）を詐取する目的でまたは他人にこの保険契約の高度障害保険金を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合

(3) 保険契約者または被保険者が当会社にこの保険契約の保険料の払込の免除（第 3 条）を行なわせる目的で、事故招致(備-2)をした場合

(4) この保険契約の保険金(備-3)の支払請求またはこの保険契約の保険料の払込の免除の請求に関し、保険金(備-3)の受取人(備-4)に詐欺行為(備-2)があった場合

(5) 保険契約者、被保険者または保険金(備-3)の受取人が、次の(ｲ)から(ｶ)のどれかに該当する場合

(ｲ) 反社会的勢力(備-5)に該当すると認められること

(ﾛ) 反社会的勢力(備-5)に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ﾊ) 反社会的勢力(備-5)を不当に利用していると認められること

(ﾆ) 保険契約者または保険金(備-3)の受取人が法人の場合、反社会的勢力(備-5)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(ﾎ) その他反社会的勢力(備-5)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(6) 当会社の保険契約者、被保険者または保険金(備-3)の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする(1)から(5)と同等の重大な事由がある場合(備-6)

② 当会社は、保険金(備-3)の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した後でも、第①項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。

(1) 当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に保険金(備-3)の支払事由が発生した場合、その支払事由による保険金(備-3)(備-7)の支払を行ないません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-8)を返還することを要します。

(2) 当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に保険料の払込の免除事由が発生した場合、その免除事由による保険料の払込の免除を行ないません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。

③ この第 18 条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または保険金(備-3)の受取人に解除の通知をします。

④ この第18条によってこの保険契約を解除した場合には、当会社は、解約払戻金（第 23 条）(備-9)を保険契約者に支払います。

第 18 条　備考

(備-1) 「死亡保険金」には、この保険契約の死亡保険金（第 1 条）のほか、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称を問いません。

(備-2) 未遂を含みます。

(備-3) 「保険金」とは、死亡保険金または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。

(備-4) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。

(備-5) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。

(備-6) 例えば、他の保険契約が重大事由によって解除される場合、または保険契約者、被保険者もしくは保険金(備-3)の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合などが該当することがあります。

(備-7) 第①項(5)のみに該当した場合で、第①項(5)(ｲ)から(ｶ)までに該当したのが保険金(備-3)の受取人のみであり、その保険金(備-3)の受取人が保険金(備-3)の一部の受取人であるときは、その受取人の受取部分の保険金(備-3)とします。

(備-8) この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

(備-9) 第①項(5)のみに該当した場合で、保険金(備-3)の一部の受取人に対して第②項(1)の規定を適用し、その受取人の受取部分の保険金(備-3)を支払わないときは、その支払わない部分についての解約払戻金とします。

第 19 条　保険契約の失効

① 保険契約が効力を失った後は、当会社は、給付責任（第 7 条）を負いません。

② 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、次の(1)または(2)の請求をすることができます。

(1) 解約払戻金（第 23 条）の支払請求

(2) 保険契約の復活（第 24 条）の請求

第 20 条　保険契約者による保険契約の解約

保険契約者は、いつでも、将来に向って保険契約を解約し、解約払戻金（第 23 条）の支払を請求することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。

第 21 条　保険金受取人による保険契約の存続

① 債権者等(備-1)による保険契約の解約（第 20 条）は、解約の通知が当会社に到達した時から 1 ヵ月を経過した日に効力を生じます。

② 第①項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の(1)および(2)をともに満たす保険金(備-2)の受取人は、保険契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等(備-1)に支払うべき金額を債権者等(備-1)に支払い、かつ当会社にその旨を通知したときは、第①項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2) 保険契約者ではないこと

③ 第②項の規定により、保険契約を存続させる場合、当会社は、手続書類（別表 1）の提出を求めます。

④ 第①項の解約の通知が当会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金(備-2)の支払事由が生じ、当会社が保険金(備-2)を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等(備-1)に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等(備-1)に支払った金額を差し引いた残額を、その保険金(備-2)の受取人に支払います。

第 21 条　備考

(備-1) 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。

(備-2) 死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。

第 22 条　低解約払戻金の取扱

① 保険契約者は、保険契約の申込の際に、当会社の定めた範囲内で初年度低解約払戻金割合および低解約払戻金期間を指定するものとします。

② 低解約払戻金期間中の各保険年度(備-1)における低解約払戻金割合(備-2)は、次の算式によるものとします。(備-3)

$$\text{初年度低解約払戻金割合} + \frac{1-\text{初年度低解約払戻金割合}}{\text{低解約払戻金期間}} \times (\text{保険年度}-1)$$

第 22 条　備考

(備-1) 「保険年度」とは、契約日（第 7 条）または契約応当日（第 8 条）からその日を含めて 1 年間の期間をいい、契約応当日ごとに 1 年を加えて計算します。

(備-2) 「低解約払戻金割合」とは、解約払戻金（第 23 条）の計算に用いる支払割合をいいます。

(備-3) 小数第 3 位以下の端数が生じた場合には、端数を四捨五入します。

第 23 条　解約払戻金

① 当会社は、保険契約の締結（第 5 条）の際に、当会社の定める経過年数に応じて計算した解約払戻金額を保険契約者に通知します。

② 第22条第①項で指定した低解約払戻金期間における解約払戻金は、第22条第②項に規定する低解約払戻金割合に応じた低い水準に設定します。

③ 第②項の場合で、保険年度(備-1)が変わった場合でも、次のいずれかに該当する場合の解約払戻金額は、前保険年度(備-1)の低解約払戻金割合に応じた低い水準とします。

(1) 前保険年度(備-1)に属する保険料のうち払込がない金額がある場合

(2) 当該保険年度(備-1)に属する保険料の払込がない場合

④ 低解約払戻金期間中のすべての保険料(備-2)が払い込まれている場合でも、低解約払戻金期間の最終保険年度(備-1)の翌保険年度(備-1)に属する保険料(備-2)の払込がないときの解約払戻金額は、低解約払戻金期間の最終保険年度(備-1)の低解約払戻金割合に応じた低い水準とします。

⑤ 払済定期保険への変更（第 31 条）後の解約払戻金については、第②項から第④項の規定を適用しません。

第23条　備考
(備-1)　「保険年度」とは、契約日（第７条）または契約応当日（第８条）から直後に到来する契約応当日の前日までの期間をいいます。
(備-2)　「払込期月の基準日」（第８条）の到来していない保険料を除きます。

第４章　失効した保険契約の復活

第24条　失効した保険契約の復活

①　保険契約者は、保険契約が効力を失った日（第10条、第33条第③項）からその日を含めて１年以内は、その効力を回復させるため、保険契約の復活の請求（第５条）を行なうことができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表１）を当会社に提出してください。ただし、保険契約者が解約払戻金の支払請求（第19条）を行なった後は、保険契約の復活を請求することはできません。
②　当会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、延滞した保険料(備-1)を払い込んでください。

第24条　備考
(備-1)　「延滞した保険料」とは、復活した時までにすでに「払込期月の基準日」（第８条）の到来していた未払込の保険料のことをいいます。

第５章　契約者配当

第25条　契約者配当金

この契約については、契約者配当金はありません。

第６章　保険契約の内容の変更

第26条　保険契約者の変更

①　保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約についての一切の権利義務を第三者に承継させて、その第三者を新たな保険契約者とすることができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表１）を当会社に提出してください。
②　保険契約者を変更した場合には、当会社は、保険証券に変更後の保険契約者を表示します。

第27条　当会社への通知による保険金受取人の変更

①　保険契約者は、保険金(備-1)の支払事由（第１・２条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、当会社に対する通知により、保険金受取人(備-2)を変更することができます。ただし、高度障害保険金の受取人を変更する場合で、変更後の高度障害保険金の受取人が被保険者となる場合には、被保険者の同意を要しません。なお、変更後の高度障害保険金の受取人は、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかとします。
②　第①項の規定により、保険金受取人(備-2)を変更する場合、当会社は、保険契約者に手続書類（別表１）の提出を求めます。
③　第①項の規定により、保険金受取人(備-2)が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の保険金受取人(備-2)を表示します。
④　第①項の通知が当会社に到達する前に変更前の保険金受取人(備-2)に保険金(備-1)を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人(備-2)から保険金(備-1)の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

第27条　備考
(備-1)　死亡保険金（第１条）または高度障害保険金（第２条）をいいます。
(備-2)　死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人をいいます。

第28条　遺言による保険金受取人の変更

①　第27条に定めるほか、保険契約者は、保険金(備-1)の支払事由（第１・２条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人(備-2)を変更することができます。なお、変更後の高度障害保険金の受取人は、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかとします。
②　第①項の保険金受取人(備-2)の変更は、高度障害保険金の受取人を変更する場合で、変更後の高度障害保険金の受取人が被保険者となる場合を除き、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
③　第①項および第②項による保険金受取人(備-2)の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することはできません。
④　第①項および第②項の規定により、保険金受取人(備-2)を変更する場合、当会社は、保険契約者の相続人に手続書類（別表１）の提出を求めます。
⑤　第①項および第②項の規定により、保険金受取人(備-2)が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の保険金受取人(備-2)を表示します。

第28条　備考
(備-1)　死亡保険金（第１条）または高度障害保険金（第２条）をいいます。
(備-2)　死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人をいいます。

第29条　保険金受取人の死亡

①　保険金(備-1)の受取人が保険金(備-1)の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金(備-1)の受取人とします。
②　第①項の規定により保険金(備-1)の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第①項の規定により保険金(備-1)の受取人となった者のうち生存している他の保険金(備-1)の受取人を保険金(備-1)の受取人とします。
③　第①項および第②項により保険金(備-1)の受取人となった者(備-2)が２人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第29条　備考
(備-1)　死亡保険金（第１条）または高度障害保険金（第２条）をいいます。
(備-2)　第①項および第②項の規定により保険金(備-1)の受取人となった者が死亡し、第①項および第②項の規定によりあらたに保険金(備-1)の受取人となった者を含みます。

第30条　基本保険金額の減額

①　保険契約者は、基本保険金額を減額することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表１）を当会社に提出してください。ただし、減額後の基本保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、減額することはできません。
②　基本保険金額を減額した場合には、次のとおりとします。
(1)　減額部分は解約されたものとし、その解約払戻金（第23条）を保険契約者に支払います。
(2)　保険料は、減額後の基本保険金額によって、次回払込期月（第３条）からあらためます。
(3)　保険契約者に基本保険金額を減額したことを通知します。

第31条　払済定期保険への変更

①　保険契約者は、保険料払込期間中、当会社の定めた取扱基準によって、次回払込期月（第３条）以後の保険料を払い込まないこととし、保険契約を次の(1)から(4)に規定する内容の払済定期保険に変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表１）を当会社に提出してください。ただし、変更後の死亡保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、変更することができません。
(1)　保険種類は、被保険者が保険期間中に死亡しまたは高度障害状態（第２条）となった場合に、死亡保険金または死亡保険金と同額の高度障害保険金を支払う定期保険とします。なお、死亡保険金額は、保険期間中一定です。
(2)　保険期間は、変更前の保険契約の保険期間の残存期間とします。
(3)　死亡保険金額は、次の(ｲ)および(ﾛ)の合計額によって計算した金額にあらためます。この場合、現金貸付金（第32条）があったときには、その元利合計額を(ｲ)および(ﾛ)の合計額から差し引いて計算します。
(ｲ)　変更前の保険契約の解約払戻金額（第23条）
(ﾛ)　未経過保険料（第８条第④項）
(4)　(3)に規定する死亡保険金額は、変更前の保険契約の死亡保険金額を限度とします。この場合、(3)に規定する死亡保険金額を計算するための金額に残額があるときには、その金額を保険契約者に支払います。
②　払済定期保険に変更した場合には、保険契約者に払済定期保険に変更したことを通知します。

第７章　保険契約者に対する現金貸付および貸付金の返済

第32条　保険契約者に対する現金貸付

①　保険契約者は、当会社の定めた借用条項にもとづいて、次の(1)または(2)のどちらか低い金額の範囲内で、現金貸付を受けることができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表１）を当会社に提出してください。ただし、現金貸付金が当会社の定めた金額に満たない場合には、現金貸付を行ないません。
(1)　貸付時の解約払戻金の９割
(2)　貸付時の３年経過時の解約払戻金の８割

② 現金貸付を行なう際に、すでにこの第 32 条の現金貸付金があった場合には、当会社は、その元利合計額を、新たな現金貸付金から差し引きます。
③ 現金貸付金の利息は、当会社の定めた利率によって、貸付を行なった日の翌日から計算し、貸付を行なった日の毎年の応当日ごとに元金に繰り入れます。
④ この第 32 条の現金貸付金の返済については、第 33 条「貸付金の返済」の規定によって取り扱います。

第 33 条　貸付金の返済

① 保険契約者は、保険期間中、いつでも、現金貸付金（第 32 条）の元利合計額の全部または一部を返済することができます。ただし、その元利合計額の一部を返済する場合、その返済額は当会社の定めた金額以上であることを要します。
② 当会社は、保険契約が、次の(1)から(3)のどれかに該当した場合で、現金貸付金があったときには、その元利合計額を、当会社の支払うこととなった金額または変更に際して充当することとなった金額から差し引きます。
(1) 保険契約が消滅した場合（第 15・16・18・19・20 条）
(2) 基本保険金額の減額を行なう場合（第 30 条）
(3) 払済定期保険への変更を行なう場合（第 31 条）
③ 現金貸付金の元利合計額が、解約払戻金額（第 23 条）をこえることとなった場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、当会社の定めた方法によって計算した金額を払い込んでください。この場合、その金額が当会社の指定した日までに払い込まれなかったときには、保険契約は、現金貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえることとなった時から効力を失います。なお、当会社が、この保険契約の復活の請求を承諾した場合には、保険契約者は、延滞した保険料（第 24 条）とともに、当会社の定めた方法によって計算した金額を払い込んでください。

第 8 章　その他の事項

第 34 条　保険契約者・死亡保険金受取人・高度障害保険金の受取人の代表者

① この保険契約について、保険契約者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人が 2 人以上ある場合には、それぞれ代表者 1 人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の人を代理するものとします。
② 第①項の代表者が定まらない場合またはその住所もしくは居所が不明である場合には、当会社が保険契約者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人の 1 人に対して行なった行為は、それぞれ他の人に対してもその効力を生じます。

第 35 条　保険契約者の連帯責任

この保険契約について、保険契約者が 2 人以上ある場合には、それぞれの保険契約者は、連帯して保険契約についての責任を負うものとします。

第 36 条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務

① 保険契約者が住所を変更した場合には、ただちに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。
② 保険契約者が第①項の通知をしなかった場合には、当会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

第 37 条　年齢の計算

被保険者の年齢は、満年で計算し、1 年未満の端数は切り捨てます。

第 38 条　年齢の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合で、第 14 条「年齢の誤りによる保険契約の取消」の規定に該当しなかったときには、次の(1)または(2)によって取り扱います。
(1) 契約日（第 7 条）における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の範囲内であった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の年齢にもとづいて保険料をあらため、過不足金額を精算します。
(2) 契約日における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の最低年齢に満たなかった場合でも、その事実が発見された日における年齢が、その最低年齢以上となっていたときには、当会社の定めた方法によって、その最低年齢になった日を契約日として保険料をあらため、過不足金額を精算します。

第 38 条　備考
(備-1) 当会社の定めたこの保険契約を締結（第 5 条）することができる年齢をいいます。

第 39 条　性別の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の性別にもとづいて保険料をあらため、過不足金額を精算します。

第 40 条　契約内容の登録

① 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下、この第 40 条において「協会」といいます。）に登録します。
(1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
(2) 死亡保険金の金額
(3) 契約日（復活が行なわれた場合は、最後の復活の日とします。以下、第②項において同様とします。）
(4) 当会社名
② 第①項の登録の期間は、契約日から 5 年（契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から 5 年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、この第 40 条において「各生命保険会社等」といいます。）は、第①項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、この第 40 条において同様とします。）の申込（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満 15 歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第①項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
④ 各生命保険会社等は、第②項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第③項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加の承諾を含みます。以下、この第 40 条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。
⑤ 各生命保険会社等は、契約日（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加が行なわれた場合は、最後の復活、保険金額の増額、復旧または特約の付加の日とします。以下、この第⑤項において同様とします。）から 5 年（契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から 5 年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第①項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
⑨ 第③項、第④項および第⑤項中、「被保険者」、「保険契約」、「死亡保険金」、「災害死亡保険金」、「保険金額」、「高度障害保険金」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「共済契約」、「死亡共済金」、「災害死亡共済金」、「共済金額」、「後遺障害共済金」と読み替えます。

第 41 条　管轄裁判所

この保険契約に関する訴訟については、当会社の本店または保険契約者、死亡保険金受取人もしくは高度障害保険金の受取人の住所地(備-1)を管轄する日本国内の地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とします。

第 41 条　備考
(備-1) 保険契約者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人が 2 人以上ある場合には、第 34 条に規定する代表者の住所地とします。

第 42 条　時効による請求権の消滅

保険金(備-1)、解約払戻金その他払い戻すこととなる金額を請求する権利または保険料の払込の免除を請求する権利は、これらを行使することができる時から 3 年間行使しない場合には、消滅します。

第 42 条　備考
(備-1) 死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。

第43条　準拠法

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第44条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱

① 保険契約の申込（第5条）の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の(1)から(3)の1または2以上の契約条件を付加して保険契約を締結することがあります。この場合、保険料、給付内容または保険契約の内容の変更等については、この第44条の規定を適用して取り扱います。

(1) 保険料の変更

この保険契約の払い込むべき保険料を、申込の時の金額から、当会社の定める方法によりあらためて計算したその申込の時の金額を上回る金額に変更します。

(2) 死亡保険金額の削減

契約日（第7条）以後、当会社の定めた削減期間中に保険金(備-1)の支払事由が発生した場合には、その保険金(備-1)の支払金額は、その支払事由が発生した保険年度(備-2)に応じて、次の割合を乗じて得た金額に削減します。ただし、不慮の事故（別表2）または別表5に定める感染症を直接の原因として保険金(備-1)の支払事由が発生したときには、この削減は行ないません。

保険年度／削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1　年	5.0割	－	－	－	－
2　年	3.0割	6.0割	－	－	－
3　年	2.5割	5.0割	7.5割	－	－
4　年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	－
5　年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定障害の不担保

(ｱ) 当会社の定めた不担保期間中に、別表3に定める高度障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、高度障害保険金の支払事由が発生した場合には、第2条の規定にかかわらず、高度障害保険金を支払いません。

(ｲ) 当会社の定めた不担保期間中に、別表4に定める身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第3条の規定にかかわらず、保険料の払込を免除しません。

② 第①項の規定によって契約条件を付加して保険契約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券に記載します。

③ 第①項の契約条件を付加して締結した保険契約については、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日から給付責任（第7条）を開始します。ただし、(2)に該当する場合で、保険契約者が、当会社の付加する契約条件を承諾する際に、特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日(備-3)を給付責任開始の日にすることができます。

(1) 保険契約者が承諾した後に、第1回保険料が払い込まれた場合
「第1回保険料が払い込まれた日」

(2) 第1回保険料に相当する金額(備-4)が払い込まれた後に、保険契約者が承諾した場合
「第1回保険料に相当する金額(備-4)が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

④ 第①項(2)の「死亡保険金額の削減」の契約条件を付加した保険契約については、削減期間中、払済定期保険への変更を取り扱いません。

第44条　備考

(備-1) 死亡保険金（第1条）または高度障害保険金（第2条）をいいます。

(備-2) 「保険年度」とは、契約日または契約応当日（第8条第①項）から直後に到来する契約応当日の前日までの期間をいいます。

(備-3) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、「保険契約者が承諾した日」と「当会社への払込を要する金額を払い込んだ日」とのいずれか遅い日とします。

(備-4) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、その条件を付加する前の金額を「第1回保険料に相当する金額」とみなします。

第45条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱

① 保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、情報端末(備-1)を用いることによっても、保険契約の申込もしくは復活の請求（第5・24条）または告知（第6条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、当会社の定めた保険契約申込書または請求書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、保険契約の申込または復活の請求をすることができるものとします。

(2) 保険契約者または被保険者(備-3)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示することにより当会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、告知することができるものとします。また、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項についてその医師に口頭で告知する際、その医師は告知された内容を情報端末(備-1)に入力することがあります。この場合、保険契約者または被保険者(備-3)は、口頭でした告知に関し、その医師が情報端末(備-1)に入力した事項を確認してください。

② 第①項の規定により保険契約の申込もしくは復活の請求または告知を行なった場合、当会社は、その保険契約の申込もしくは復活の請求または告知に関する書面等を保険契約者(備-4)に交付します。

第45条　備考

(備-1) 当会社の定める携帯端末などの情報処理機器をいいます。

(備-2) 当会社への送信にかえて情報端末(備-1)に保存する場合は、情報端末(備-1)への保存を含みます。

(備-3) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-4) 被保険者に関する書面等については、被保険者とします。

第46条　電磁的方法による告知をする場合の取扱

被保険者は、当会社の承諾を得て、電磁的方法(備-1)によっても、告知（第6条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

(1) 被保険者(備-2)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、当会社が電磁的方法(備-1)により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信することによって、告知することができるものとします。

(2) 当会社は、(1)により被保険者から送信された事項の受信をもって、被保険者の告知があったものとして取り扱います。この場合、当会社は、受信した被保険者の告知の内容を被保険者に通知(備-3)します。

第46条　備考

(備-1) インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

(備-2) 被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-3) 電磁的方法による場合を含みます。

別　表

別表1　請求書類等

（「別表一覧」をご覧ください）

別表2　対象となる不慮の事故

（「別表一覧」をご覧ください）

別表3　対象となる高度障害状態

（「別表一覧」をご覧ください）

別表4　対象となる身体障害状態

（「別表一覧」をご覧ください）

別表5　対象となる感染症

（「別表一覧」をご覧ください）

無配当終身保険普通保険約款

〈目　次〉

第１章　保険金の支払および保険料の払込の免除　70
第１条　死亡保険金の支払およびその免責……70
第２条　高度障害保険金の支払およびその免責……70
第３条　保険料の払込の免除およびその免責……71
第４条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択……71
第２章　保険契約の締結および保険料の払込　72
第５条　保険契約の申込、復活の請求および承諾通知……72
第６条　保険契約者・被保険者の告知義務……72
第７条　当会社の給付責任の開始……72
第８条　保険料の払込方法〈回数〉および払込期月……72
第９条　保険料の払込方法〈経路〉……73
第10条　保険料の払込猶予期間……73
第11条　払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱……73
第３章　保険契約の無効および消滅　73
第12条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効……73
第13条　年齢の誤りによる保険契約の取消……73
第14条　支払事由の発生等による保険契約の消滅……74
第15条　告知義務違反による保険契約の解除および保険金の不支払等……74
第16条　保険契約を解除できない場合……74
第17条　重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等……74
第18条　保険契約の失効……75
第19条　保険契約者による保険契約の解約……75
第20条　保険金受取人による保険契約の存続……75
第21条　解約払戻金……75
第４章　失効した保険契約の復活　75
第22条　失効した保険契約の復活……75
第５章　契約者配当　75
第23条　契約者配当金……75
第６章　保険契約の内容の変更　75
第24条　保険契約者の変更……75
第25条　当会社への通知による保険金受取人の変更……75
第26条　遺言による保険金受取人の変更……75
第27条　保険金受取人の死亡……75
第28条　保険料払込期間の短縮……76
第29条　死亡保険金額の減額……76
第30条　払済終身保険への変更……76
第７章　保険契約者に対する現金貸付および貸付金の返済　76
第31条　保険契約者に対する現金貸付……76
第32条　貸付金の返済……76
第８章　その他の事項　76
第33条　保険契約者・死亡保険金受取人・高度障害保険金の受取人の代表者……76
第34条　保険契約者の連帯責任……76
第35条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務……76
第36条　年齢の計算……76
第37条　年齢の誤りの処理……76
第38条　性別の誤りの処理……76
第39条　契約内容の登録……76
第40条　管轄裁判所……77
第41条　時効による請求権の消滅……77
第42条　準拠法……77
第43条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用……77
第44条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱……77
第45条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱……77
第46条　電磁的方法による告知をする場合の取扱……78
別　表　78
別表１　請求書類等……78
別表２　対象となる不慮の事故……78
別表３　対象となる高度障害状態……78
別表４　対象となる身体障害状態……78
別表５　対象となる感染症……78

第１章　保険金の支払および保険料の払込の免除

第１条　死亡保険金の支払およびその免責

当会社は、次のとおり死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、死亡した場合（備-2）
(2)　支払金額	死亡保険金額 ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡した場合には、その原因によって死亡した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、死亡保険金額を削減して支払うことがあります。この場合でも、削減して支払う金額は、責任準備金額（備-3）を下まわることはありません。
(3)　免責事由（備-4）	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)のどれかによって死亡した場合。この場合、(ｲ)によって支払事由（備-1）が発生したときを除き、責任準備金額（備-3）を保険契約者に支払います。 (ｱ)　給付責任開始の日（第７条）からその日を含めて２年以内の被保険者の自殺 (ｲ)　保険契約者の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合を除きます。 (ｳ)　死亡保険金受取人の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合または(ｲ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｳ)に該当する場合、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額（備-3）を保険契約者に支払います。

第１条　備考
(備-1)　死亡保険金を支払う場合をいいます。
(備-2)　被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときには、死亡保険金を支払います。
(備-3)　当会社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の保険給付に充てるべきものとして、保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。
(備-4)　支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が死亡保険金の支払を行なわない場合をいいます。

第２条　高度障害保険金の支払およびその免責

①　当会社は、次のとおり高度障害保険金を高度障害保険金の受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、給付責任開始の日（第７条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、別表３に定める高度障害状態に該当（備-2）（備-3）した場合
(2)　支払金額	死亡保険金と同額を高度障害保険金額とします。 ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当した場合には、その原因によって高度障害状態に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、高度障害保険金額を削減して支払うことがあります。この場合でも、削減して支払う金額は、責任準備金額（備-4）を下まわることはありません。
(3)　免責事由（備-5）	被保険者が、次の(ｱ)または(ｲ)によって高度障害状態に該当した場合 (ｱ)　保険契約者または被保険者の故意 (ｲ)　高度障害保険金の受取人の故意。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｲ)に該当する場合、その受取人が高度障害保険金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額（備-4）

	を保険契約者に支払います。

② 高度障害保険金の受取人は、次のとおりとします。
(1) 被保険者。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人が同一法人である場合には、死亡保険金受取人とします。
(2) (1)にかかわらず、保険契約者は、保険契約の申込の際に、被保険者の同意を得て、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかを高度障害保険金の受取人として指定することができます。また、第 25 条または第 26 条の規定により、高度障害保険金の受取人を変更することができます。
(3) (1)または(2)にかかわらず、被保険者が高度障害保険金の受取人であった場合で、被保険者が、高度障害保険金の支払を請求する前に死亡したときには、死亡保険金受取人とします。
③ 死亡保険金を支払った場合には、その支払後に高度障害保険金の支払の請求を受けても、当会社は、高度障害保険金を支払いません。

第 2 条 備考
(備-1) 高度障害保険金を支払う場合をいいます。
(備-2) 高度障害状態について、給付責任開始の日前にすでに生じていた障害に、その障害の原因となった傷害または疾病と因果関係のない給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として生じた障害が加わることによって該当したときは、給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としてその高度障害状態に該当したものとして取り扱います。
(備-3) 高度障害状態について、給付責任開始の日前に発病していた疾病によって該当したときでも、次の①または②の場合、その疾病によって該当した高度障害状態は、給付責任開始の日以後に発病した疾病によって該当したものとして取り扱います。
① 当会社が保険契約の締結または保険契約の復活（第 5・22 条）の際の告知によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
② 次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合
(1) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。
(2) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。
(備-4) 当会社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の保険給付に充てるべきものとして、保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。
(備-5) 支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が高度障害保険金の支払を行なわない場合をいいます。

第 3 条 保険料の払込の免除およびその免責

① 当会社は、次のとおり保険料の払込を免除します。

(1) 免除事由(備-1)	被保険者が、給付責任開始の日（第 7 条）以後に発生した不慮の事故（別表 2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日以内の保険料払込期間中に、別表 4 に定める身体障害状態に該当(備-2)(備-3)(備-4)した場合
(2) 免除する保険料	次回払込期月(備-5)以後の保険料 ただし、被保険者が、次の(ｱ)または(ｲ)によって身体障害状態に該当した場合には、当会社は、その原因によって身体障害状態に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、保険料の払込の免除額を削減することがあります。 (ｱ) 地震、噴火または津波 (ｲ) 戦争その他の変乱
(3) 免責事由(備-6)	被保険者が、次の(ｱ)から(ｶ)のどれかによって身体障害状態に該当した場合 (ｱ) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (ｲ) 被保険者の犯罪行為 (ｳ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｴ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｵ) 被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｶ) 被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

② 保険料の払込を免除した場合には、次のとおりとします。
(1) 保険料は、保険料の払込を免除した後も「払込期月の基準日」（第 8 条）ごとに払込があったものとして取り扱います。
(2) 保険料の払込を免除した後は、保険料払込期間の短縮（第 28 条）、死亡保険金額の減額（第 29 条）および払済終身保険への変更（第 30 条）は行ないません。
(3) 保険契約者に保険料の払込を免除したことを通知します。

第 3 条 備考
(備-1) 保険料の払込を免除する場合をいいます。
(備-2) 身体障害状態について、不慮の事故の日からその日を含めて 180 日以内に、視力、聴力、上肢の用、上肢の関節の用、下肢の用、下肢の関節の用もしくは手指の用を全く失った状態または脊柱に著しい奇形もしくは著しい運動障害を残す状態には該当しているが、永久に継続するものとは認められなかった場合でも、保険料払込期間中に、その状態が永久に継続すると認められたときには、その日に保険料の払込の免除事由に該当したものとして取り扱います。
(備-3) 身体障害状態について、給付責任開始の日前にすでに生じていた身体障害に、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として生じた身体障害が加わることによって該当したときでも、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。
(備-4) 身体障害状態について、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として該当した場合でも、すでに不慮の事故以外を原因とする障害があり、かつ、その原因が給付責任開始の日以後に発生していたときには、そのすでにあった障害がなかったとしてもその身体障害状態に該当すると認められる場合に限り、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。
(備-5) 次の「払込期月の基準日」の属する払込期月（第 8 条）をいいます。
(備-6) 免除事由が発生した場合でも、当会社が保険料の払込の免除を行なわない場合をいいます。

第 4 条 支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択

① 保険金(備-1)の支払事由または保険料の払込の免除事由（第 3 条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。
② その受取人(備-2)は、すみやかに請求に必要な書類（別表 1）を当会社に提出してその請求をしてください。
③ 会社等の団体(備-3)を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その会社等の団体(備-3)から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約について、保険契約者である会社等の団体(備-3)が当該保険契約の保険金(備-1)の全部またはその相当部分を死亡退職金等(備-4)として被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者に支払う場合には、保険金(備-1)の請求の際に、その受取人は、(1)または(2)の書類および(3)の書類を当会社に提出してください。ただし、死亡退職金等(備-4)の受給者が 2 人以上である場合には、そのうち 1 人からの提出で足りるものとします。
(1) 被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者の請求内容確認書
(2) 被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
(3) 保険契約者である会社等の団体(備-3)が受給者本人であることを確認した書類
④ 保険金(備-1)(備-5)は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて 5 営業日以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。
⑤ 保険金(備-1)を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認(備-6)を行ないます。この場合には、第④項の規定にかかわらず、保険金(備-1)(備-5)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とします。
また、当会社は、保険金(備-1)の請求者にその旨を通知します。
(1) 保険金(備-1)の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
保険金(備-1)の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金(備-1)の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金(備-1)の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この普通保険約款に定める重大事由（第 17 条）、詐欺または不法取得目的（第 12 条）に該当する可能性がある場合
(2)もしくは(3)に定める事項、第 17 条「重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等」第①項(5)(ｱ)から(ｵ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金(備-1)の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事項
⑥ 第⑤項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第④項および第⑤項の規定にかかわらず、保険金(備-1)(備-5)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-7)を経過する日とします。この場合、当会社は、保険金(備-1)の請求者にその旨を通知します。

(1) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180 日
(2) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180 日
(3) 第⑤項(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金(備-1)の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第⑤項(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180 日
(4) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査
180 日

⑦ 第⑤項または第⑥項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金(備-1)の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-8)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金(備-1)を支払いません。

⑧ 保険料の払込の免除についても、第④項から第⑦項の規定を準用します。

⑨ 解約払戻金（第 21 条）の支払請求があった場合についても、第④項と同様に取り扱います。

⑩ 保険金(備-1)の受取人は、保険金(備-1)(備-5)を一時金で受け取る方法にかえて、当会社の定める期間の範囲内で、当会社の定めた率の複利による利息を付けて、すえ置いて受け取る方法を選択することができます。ただし、すえ置かれる保険金(備-5)の額が当会社の定める金額以上であることを要します。

第 4 条　備考
(備-1) 死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。
(備-2) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-3) 「会社等の団体」とは、「官公署、会社、工場、組合等の団体」をいい、その団体の代表者を含みます。
(備-4) 「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。
(備-5) 保険金(備-1)とともに支払われることとなる金額を含みます。
(備-6) 当会社の指定した医師による診断を含みます。
(備-7) (1)から(4)の複数に該当する場合でも 180 日とします。
(備-8) 当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第 2 章　保険契約の締結および保険料の払込

第 5 条　保険契約の申込、復活の請求および承諾通知

① 保険契約を申し込む場合または保険契約者が保険契約の復活（第 22 条）を請求する場合には、被保険者の同意を得て、次の書面を当会社に提出してください。
(1) 当会社の定めた保険契約申込書または請求書
(2) 被保険者についての当会社の定めた告知書（第 6 条）

② 第①項の場合には、当会社は、当会社の定めた取扱基準によって、次のとおり取り扱います。
(1) 当会社の指定した医師によって被保険者の診断を行なうことがあります。
(2) 被保険者の診断書または健康状態その他についての資料の提出を求めることがあります。

③ 当会社が、第①項の申込または請求を承諾した場合には、次のとおりとします。
(1) 保険契約の申込を承諾した場合
当会社は次の事項を記載した保険証券を交付します。また、保険証券の交付によって、承諾通知の代わりとします。なお、保険証券には保険契約を締結した年月日を記載しません。
(ｲ) 当会社名
(ﾛ) 保険契約者の氏名または名称
(ﾊ) 被保険者の氏名
(ﾆ) 保険金等(備-1)の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
(ﾎ) 保険金等(備-1)の支払事由および保険料の払込の免除事由
(ﾍ) 保険期間
(ﾄ) 保険金等(備-1)の額
(ﾁ) 保険料およびその払込方法〈回数〉
(ﾘ) 契約日
(ﾇ) 保険証券を作成した年月日
(2) 保険契約の復活の請求を承諾した場合
当会社は書面によって承諾の通知をするものとし、保険証券は交付しません。

第 5 条　備考
(備-1) 死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。また、給付特約(備-2)を付加した場合には、その特約にもとづく保険金、給付金または年金を含みます。
(備-2) この保険契約に付加する保険金、給付金または年金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第 6 条　保険契約者・被保険者の告知義務

当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第 5・22 条）の際、支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者(備-1)は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、保険契約者または被保険者(備-1)はその医師が書面に記入した内容を確認してください。

第 6 条　備考
(備-1) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

第 7 条　当会社の給付責任の開始

① 保険契約の締結または保険契約の復活の場合（第 5・22 条）には、当会社は、次の日から、給付責任(備-1)を開始します。
(1) 当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した後に、第 1 回保険料または当会社への払込を要する金額（第 22 条）が払い込まれた場合

(ｲ) 保険契約の締結の場合	「第 1 回保険料が払い込まれた日」
(ﾛ) 保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額が払い込まれた日」

(2) 第 1 回保険料または当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた後に、当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した場合

(ｲ) 保険契約の締結の場合	「第 1 回保険料に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日
(ﾛ) 保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

② 第①項に規定する給付責任開始の日の取扱については、次のとおりとします。

(1) 保険契約の締結の場合	給付責任開始の日を「契約日」とし、保険料払込期間は、契約日を含めて計算します。
(2) 保険契約の復活の場合	給付責任開始の日を「復活日」とします。

第 7 条　備考
(備-1) 「給付責任」とは、「死亡保険金もしくは高度障害保険金の支払事由（第 1・2 条）または保険料の払込の免除事由（第 3 条）が発生した場合に、当会社が、その支払または払込の免除を行なう責任」のことをいいます。

第 8 条　保険料の払込方法〈回数〉および払込期月

① 第 2 回目以後の保険料は、保険料払込期間中、次の払込方法〈回数〉の中から保険契約の申込の際に選択された払込方法〈回数〉によって、その払込期月内に払い込んでください。なお、払込期月は、次の「払込期月の基準日」の属する月の初日から末日までとし、払込方法〈回数〉による保険契約の呼称は、それぞれ次のとおりとします。

払込方法〈回数〉	払込期月の基準日	払込方法〈回数〉による保険契約の呼称
(1) 年　払（毎年 1 回払込）	契約応当日(備-1)(備-2)	「年払契約」
(2) 半年払（毎年 2 回払込）	契約日の半年ごとの応当日(備-2)	「半年払契約」
(3) 月　払（毎年 12 回払込）	契約日の毎月の応当日(備-2)	「月払契約」

② 保険契約者は、当会社の定めた取扱基準によって、保険料の払込方法〈回数〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。なお、保険契約者は次回払込期月（第 3 条）以降、最初に到来する変更後の払込方法〈回数〉の払込期月より、変更後の払込方法〈回数〉によって保険料を払い込んでください。

③ 「保険契約が消滅した場合」（第 14・15・17・19 条）または「保険料の払込を要しなくなった場合」（第 3・30 条）には、当会社は、

それまでに払い込まれた第①項の保険料のうち、「払込期月の基準日」の到来していない保険料を保険契約者(備-3)に払い戻します。

④　年払契約または半年払契約で、「保険契約が消滅した場合」または「保険料の払込が免除された場合」（第３条）には、それまでに払い込まれた保険料(備-4)の保険料期間(備-5)のうち、まだ経過していない期間の月数(備-6)に相当する保険料として、月割によって計算した「未経過保険料」(備-7)を保険契約者(備-3)に払い戻します。ただし、保険料の払込を要しなくなった場合には、その後に保険契約が消滅したとしても「未経過保険料」の払い戻しはありません。

⑤　第①項の保険料が、払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに、保険金(備-8)の支払事由が発生し、保険金(備-8)を支払う場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

⑥　第①項の保険料が、払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに、保険料の払込の免除事由が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日（第10条）までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-9)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第８条　備考

(備-1)　契約日（第７条）の毎年の応当日をいいます。

(備-2)　応当日がない場合には、その月の末日とします。

(備-3)　保険金(備-8)を支払う場合には、その受取人とします。

(備-4)　第⑤項または第11条「払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱」第①項の規定により当会社が支払うこととなった金額から差し引かれた未払込の保険料を含みます。

(備-5)　その保険料の払込期月の基準日(備-10)から次回払込期月の基準日の前日までの期間をいいます。

(備-6)　次回払込期月の基準日の前日までの月数をいい、保険料期間(備-5)の月数未満の月数とします。なお、月数は、契約日の毎月の応当日(備-2)(備-10)から次の契約日の毎月の応当日(備-2)の前日までの期間を１ヵ月として計算し、１ヵ月未満の期間は切り捨てます。

(備-7)　保険契約の一部が消滅する場合、その消滅する部分については、消滅前後の保険料の差額について未経過保険料を計算します。

(備-8)　死亡保険金（第１条）または高度障害保険金（第２条）をいいます。

(備-9)　払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

(備-10)第１回保険料の場合には、契約日とします。

第９条　保険料の払込方法〈経路〉

①　保険契約者は、保険契約の申込の際に保険料の払込方法〈経路〉について、次のどれかを選択してください。

(1)　口座振替払込	当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法で、保険契約者の指定する口座が当会社の指定した金融機関等に設置してある場合に限り、選択できます。(備-1) この払込方法〈経路〉を選択した場合には、その金融機関等に対して保険料の口座振替を委任してください。
(2)　振替送金払込	金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法で、当会社が承諾した場合に限り、選択できます。
(3)　団体・集団扱払込	所属団体または集団を通じて払い込む方法で、所属団体または集団と当会社との間に団体扱契約または集団扱契約が締結されている場合に限り、選択できます。(備-2)

②　保険契約者は、第①項の各号の保険料の払込方法〈経路〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表１）を当会社に提出してください。

③　保険料の払込方法〈経路〉が、「口座振替払込」または「団体・集団扱払込」である保険契約において、その保険契約が、第①項に定める要件を満たさなくなったときまたは当会社の取扱基準に該当しなくなったときは、保険契約者は、第②項の規定により保険料の払込方法〈経路〉を他の保険料の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行なうまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第９条　備考

(備-1)　保険料の払込方法〈経路〉が「口座振替払込」の場合、「保険料口座振替特則」を適用します。

(備-2)　保険料の払込方法〈経路〉が「団体・集団扱払込」の場合、団体扱特約または集団扱特約を付加します。

第10条　保険料の払込猶予期間

①　第２回目以後の保険料の払込については、払込期月（第８条）の翌月初日から翌々月の契約日（第７条）の応当日まで(備-1)の猶予期間があります。

②　第①項の払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれなかった場合(備-2)には、保険契約は、その払込猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合には、第18条「保険契約の失効」の規定によって取り扱います。

第10条　備考

(備-1)　「払込期月の基準日」（第８条）が２月、６月、11月の各末日の場合、その保険料の払込猶予期間はそれぞれ４月、８月、１月の各末日までとします。

(備-2)　払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第11条　払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱

①　保険料の払込猶予期間（第10条）中に保険金(備-1)の支払事由が発生し、保険金(備-1)を支払う場合(備-2)には、すでに「払込期月の基準日」（第８条）の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

②　払込猶予期間中に保険料の払込の免除事由（第３条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-3)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第11条　備考

(備-1)　死亡保険金（第１条）または高度障害保険金（第２条）をいいます。

(備-2)　払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険金(備-1)の支払事由が発生したときには、保険料の払込猶予期間中に保険金(備-1)の支払事由が発生したものとして取り扱います。

(備-3)　払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに未払込の保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに未払込の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第３章　保険契約の無効および消滅

第12条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効

①　保険契約者、被保険者または保険金受取人(備-1)の詐欺によって、保険契約の締結または保険契約の復活（第５・22条）が行なわれた場合には、当会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

②　第①項の保険契約の取消は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または保険金受取人(備-1)に取消の通知をします。

③　保険契約者が保険金(備-2)を不法に取得する目的または他人に保険金(備-2)を不法に取得させる目的をもって、保険契約の締結または保険契約の復活が行なわれた場合には、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

④　第①項から第③項によって当会社が保険契約を取り消した場合または保険契約が無効となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を返還することを要します。

第12条　備考

(備-1)　死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人をいいます。

(備-2)　死亡保険金（第１条）または高度障害保険金（第２条）をいいます。

第13条　年齢の誤りによる保険契約の取消

①　保険契約申込書に記載された被保険者の年齢（第36条）に誤りがあった場合で、契約日（第７条）における実際の年齢およびその誤りが発見された日における実際の年齢が、どちらも「契約締結年齢(備-1)」の範囲外であったときには、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

②　第①項によって保険契約が取消となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を払い戻すこととなった保険料から差し引き、なお不足するときには、その不足額を返還することを要します。

③　第①項に該当しなかった場合には、保険契約は取消としないで、第 37 条「年齢の誤りの処理」の規定によって取り扱います。

第 13 条　備考
(備-1)　当会社の定めたこの保険契約を締結（第 5 条）することができる年齢をいいます。

第 14 条　支払事由の発生等による保険契約の消滅

次のどれかに該当した場合には、保険契約は、それぞれの時に消滅します。
(1)　被保険者が死亡した場合には、被保険者が死亡した時
(2)　被保険者が高度障害状態（第 2 条）となり、高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態となった時

第 15 条　告知義務違反による保険契約の解除および保険金の不支払等

①　保険契約者または被保険者(備-1)が、保険契約の締結または保険契約の復活（第 5・22 条）の際に、当会社が告知を求めた事項（第 6 条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。
②　当会社は、保険金(備-2)の支払事由または保険料の払込の免除事由（第 3 条）が発生した後でも、第①項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。
(1)　当会社は、保険金(備-2)を支払いません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-3)を返還することを要します。
(2)　当会社は、保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。
③　第②項の場合でも、保険金(備-2)の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人が証明した場合には、その支払または払込の免除を行ないます。
④　この第 15 条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人に解除の通知をします。
⑤　この第 15 条によって保険契約を解除した場合には、当会社は、解約払戻金（第 21 条）を保険契約者に支払います。

第 15 条　備考
(備-1)　保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。
(備-2)　死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。
(備-3)　この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

第 16 条　保険契約を解除できない場合

①　当会社は、次の(1)から(5)のどれかに該当した場合には、第 15 条に規定する保険契約の解除を行なうことはできません。
(1)　当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第 5・22 条）の際に、解除の原因となる事実を知っていた場合または過失によって知らなかった場合
(2)　保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者が第 6 条の告知をすることを妨げた場合
(3)　保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者に対し、第 6 条の告知をしないことを勧めた場合、または不実の告知をすることを勧めた場合
(4)　当会社が解除の原因を知った日からその日を含めて 1 カ月を経過した場合
(5)　保険契約が、給付責任開始の日（第 7 条）からその日を含めて 2 年をこえて有効に継続した場合。ただし、給付責任開始の日からその日を含めて 2 年以内に、解除の原因となる事実により、高度障害保険金の支払事由（第 2 条）または保険料の払込の免除事由（第 3 条）が発生したときには、保険契約が、給付責任開始の日からその日を含めて 2 年をこえて有効に継続した後でも、第 15 条に規定する保険契約の解除をすることができます。
②　第①項(2)および(3)の規定は、それぞれに規定する保険媒介者(備-1)の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当会社が告知を求めた事項（第 6 条）について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第 16 条　備考
(備-1)　「保険媒介者」とは、当会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。

第 17 条　重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等

①　当会社は、次の(1)から(6)のどれかに該当する事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向って解除することができます。
(1)　保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金(備-1)を詐取する目的でまたは他人に死亡保険金(備-1)を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合
(2)　保険契約者、被保険者または高度障害保険金の受取人がこの保険契約の高度障害保険金（第 2 条）を詐取する目的でまたは他人にこの保険契約の高度障害保険金を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合
(3)　保険契約者または被保険者が当会社にこの保険契約の保険料の払込の免除（第 3 条）を行なわせる目的で、事故招致(備-2)をした場合
(4)　この保険契約の保険金(備-3)の支払請求またはこの保険契約の保険料の払込の免除の請求に関し、保険金(備-3)の受取人(備-4)に詐欺行為(備-2)があった場合
(5)　保険契約者、被保険者または保険金(備-3)の受取人が、次の(ｱ)から(ｵ)のどれかに該当する場合
(ｱ)　反社会的勢力(備-5)に該当すると認められること
(ｲ)　反社会的勢力(備-5)に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
(ｳ)　反社会的勢力(備-5)を不当に利用していると認められること
(ｴ)　保険契約者または保険金(備-3)の受取人が法人の場合、反社会的勢力(備-5)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
(ｵ)　その他反社会的勢力(備-5)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(6)　当会社の保険契約者、被保険者または保険金(備-3)の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする(1)から(5)と同等の重大な事由がある場合(備-6)
②　当会社は、保険金(備-3)の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した後でも、第①項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。
(1)　当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に保険金(備-3)の支払事由が発生した場合、その支払事由による保険金(備-3)(備-7)の支払を行ないません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-8)を返還することを要します。
(2)　当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に保険料の払込の免除事由が発生した場合、その免除事由による保険料の払込の免除を行ないません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。
③　この第 17 条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または保険金(備-3)の受取人に解除の通知をします。
④　この第17条によってこの保険契約を解除した場合には、当会社は、解約払戻金（第 21 条）(備-9)を保険契約者に支払います。

第 17 条　備考
(備-1)　「死亡保険金」には、この保険契約の死亡保険金（第 1 条）のほか、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称を問いません。
(備-2)　未遂を含みます。
(備-3)　「保険金」とは、死亡保険金または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。
(備-4)　保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-5)　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。
(備-6)　例えば、この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除される場合、または保険契約者、被保険者もしくは保険金(備-3)の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合などが該当することがあります。
(備-7)　第①項(5)のみに該当した場合で、第①項(5)(ｱ)から(ｵ)までに該当したのが保険金(備-3)の受取人のみであり、その保険金(備-3)の受取人が保険金(備-3)の一部の受取人であるときは、その受取人の受取部分の保険金(備-3)とします。
(備-8)　この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。
(備-9)　第①項(5)のみに該当した場合で、保険金(備-3)の一部の受取人に対して第②項(1)の規定を適用し、その受取人の受取部分の

保険金(備-3)を支払わないときは、その支払わない部分についての解約払戻金とします。

第 18 条　保険契約の失効

① 保険契約が効力を失った後は、当会社は、給付責任（第 7 条）を負いません。
② 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、次の(1)または(2)の請求をすることができます。
(1) 解約払戻金（第 21 条）の支払請求
(2) 保険契約の復活（第 22 条）の請求

第 19 条　保険契約者による保険契約の解約

保険契約者は、いつでも、将来に向って保険契約を解約し、解約払戻金（第 21 条）の支払を請求することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。

第 20 条　保険金受取人による保険契約の存続

① 債権者等(備-1)による保険契約の解約（第 19 条）は、解約の通知が当会社に到達した時から 1 ヵ月を経過した日に効力を生じます。
② 第①項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の(1)および(2)をともに満たす保険金(備-2)の受取人は、保険契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等(備-1)に支払うべき金額を債権者等(備-1)に支払い、かつ当会社にその旨を通知したときは、第①項の解約はその効力を生じません。
(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2) 保険契約者ではないこと
③ 第②項の規定により、保険契約を存続させる場合、当会社は、手続書類（別表 1）の提出を求めます。
④ 第①項の解約の通知が当会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金(備-2)の支払事由が生じ、当会社が保険金(備-2)を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等(備-1)に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等(備-1)に支払った金額を差し引いた残額を、その保険金(備-2)の受取人に支払います。

第 20 条　備考
(備-1) 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。
(備-2) 死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。

第 21 条　解約払戻金

当会社は、保険契約の締結（第 5 条）の際に、当会社の定める経過年数に応じて計算した解約払戻金額を保険契約者に通知します。

第 4 章　失効した保険契約の復活

第 22 条　失効した保険契約の復活

① 保険契約者は、保険契約が効力を失った日（第 10 条第②項、第 32 条第③項）からその日を含めて 3 年以内は、その効力を回復させるため、保険契約の復活の請求（第 5 条）を行なうことができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、保険契約者が解約払戻金の支払請求（第 18 条）を行なった後は、保険契約の復活を請求することはできません。
② 当会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、延滞した保険料(備-1)を払い込んでください。

第 22 条　備考
(備-1) 「延滞した保険料」とは、復活した時までにすでに「払込期月の基準日」（第 8 条）の到来していた未払込の保険料のことをいいます。

第 5 章　契約者配当

第 23 条　契約者配当金

この契約については、契約者配当金はありません。

第 6 章　保険契約の内容の変更

第 24 条　保険契約者の変更

① 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約についての一切の権利義務を第三者に承継させて、その第三者を新たな保険契約者とすることができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。
② 保険契約者を変更した場合には、当会社は、保険証券に変更後の保険契約者を表示します。

第 25 条　当会社への通知による保険金受取人の変更

① 保険契約者は、保険金(備-1)の支払事由（第 1・2 条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、当会社に対する通知により、保険金受取人(備-2)を変更することができます。ただし、高度障害保険金の受取人を変更する場合で、変更後の高度障害保険金の受取人が被保険者となる場合には、被保険者の同意を要しません。なお、変更後の高度障害保険金の受取人は、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかとします。
② 第①項の規定により、保険金受取人(備-2)を変更する場合、当会社は、保険契約者に手続書類（別表 1）の提出を求めます。
③ 第①項の規定により、保険金受取人(備-2)が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の保険金受取人(備-2)を表示します。
④ 第①項の通知が当会社に到達する前に変更前の保険金受取人(備-2)に保険金(備-1)を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人(備-2)から保険金(備-1)の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

第 25 条　備考
(備-1) 死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。
(備-2) 死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人をいいます。

第 26 条　遺言による保険金受取人の変更

① 第 25 条に定めるほか、保険契約者は、保険金(備-1)の支払事由（第 1・2 条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人(備-2)を変更することができます。なお、変更後の高度障害保険金の受取人は、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかとします。
② 第①項の保険金受取人(備-2)の変更は、高度障害保険金の受取人を変更する場合で、変更後の高度障害保険金の受取人が被保険者となる場合を除き、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
③ 第①項および第②項による保険金受取人(備-2)の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することはできません。
④ 第①項および第②項の規定により、保険金受取人(備-2)を変更する場合、当会社は、保険契約者の相続人に手続書類（別表 1）の提出を求めます。
⑤ 第①項および第②項の規定により、保険金受取人(備-2)が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の保険金受取人(備-2)を表示します。

第 26 条　備考
(備-1) 死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。
(備-2) 死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人をいいます。

第 27 条　保険金受取人の死亡

① 保険金(備-1)の受取人が保険金(備-1)の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金(備-1)の受取人とします。
② 第①項の規定により保険金(備-1)の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第①項の規定により保険金(備-1)の受取人となった者のうち生存している他の保険金(備-1)の受取人を保険金(備-1)の受取人とします。
③ 第①項および第②項により保険金(備-1)の受取人となった者(備-2)が 2 人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第 27 条　備考
(備-1) 死亡保険金（第 1 条）または高度障害保険金（第 2 条）をいいます。
(備-2) 第①項および第②項の規定により保険金(備-1)の受取人となった者が死亡し、第①項および第②項の規定によりあらたに保険金(備-1)の受取人となった者を含みます。

第 28 条　保険料払込期間の短縮

① 保険契約者は、保険料払込期間中、当会社の承諾を得て、保険料払込期間を短縮することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、短縮後の保険料払込期間が当会社の定めた取扱範囲外となる場合には短縮することはできません。

② 保険料払込期間を短縮した場合には、次のとおりとします。

(1) 当会社の定めた方法によって計算した金額を次のとおり精算します。

(ｲ) 払い戻す金額がある場合には、保険契約者に払い戻します。

(ﾛ) 当会社への払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに払い込むことを要します。

(2) 保険料は、次回払込期月（第 3 条）からあらためます。

(3) 保険契約者に保険料払込期間を短縮したことを通知します。

第 29 条　死亡保険金額の減額

① 保険契約者は、死亡保険金額を減額することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、減額後の死亡保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、減額することはできません。

② 死亡保険金額を減額した場合には、次のとおりとします。

(1) 減額部分は解約されたものとし、その解約払戻金（第 21 条）を保険契約者に支払います。

(2) 保険料は、減額後の死亡保険金額によって、次回払込期月（第 3 条）からあらためます。

(3) 保険契約者に死亡保険金額を減額したことを通知します。

第 30 条　払済終身保険への変更

① 保険契約者は、保険料払込期間中、当会社の定めた取扱基準によって、次回払込期月（第 3 条）以後の保険料を払い込まないこととし、保険契約を次の(1)および(2)に規定する内容の払済終身保険に変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、変更後の死亡保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、変更することができません。

(1) 保険種類は、この保険契約と同種類の終身保険とします。

(2) 死亡保険金額は、次の(ｲ)および(ﾛ)の合計額によって計算した金額にあらためます。この場合、現金貸付金（第 31 条）があったときには、その元利合計額を(ｲ)および(ﾛ)の合計額から差し引いて計算します。

(ｲ) 変更前の保険契約の解約払戻金額（第 21 条）

(ﾛ) 未経過保険料（第 8 条第④項）

② 払済終身保険に変更した場合には、保険契約者に払済終身保険に変更したことを通知します。

第 7 章　保険契約者に対する現金貸付および貸付金の返済

第 31 条　保険契約者に対する現金貸付

① 保険契約者は、当会社の定めた借用条項にもとづいて、次の金額の範囲内で、現金貸付を受けることができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、現金貸付金が当会社の定めた金額に満たない場合には、現金貸付を行ないません。

(1) 保険料払込中の保険契約については、貸付時の解約払戻金と死亡保険金額とのいずれか少ない額の 9 割

(2) 保険料払込済の保険契約については、貸付時の解約払戻金と死亡保険金額とのいずれか少ない額の 8 割

② 現金貸付を行なう際に、すでにこの第 31 条の現金貸付金があった場合には、当会社は、その元利合計額を、新たな現金貸付金から差し引きます。

③ 現金貸付金の利息は、当会社の定めた利率によって、貸付を行なった日の翌日から計算し、貸付を行なった日の毎年の応当日ごとに元金に繰り入れます。

④ この第 31 条の現金貸付金の返済については、第 32 条「貸付金の返済」の規定によって取り扱います。

第 32 条　貸付金の返済

① 保険契約者は、いつでも、現金貸付金（第 31 条）の元利合計額の全部または一部を返済することができます。ただし、その元利合計額の一部を返済する場合、その返済額は当会社の定めた金額以上であることを要します。

② 当会社は、保険契約が、次の(1)から(3)のどれかに該当した場合で、現金貸付金があったときには、その元利合計額を、当会社の支払うこととなった金額または変更に際して充当することとなった金額から差し引きます。

(1) 保険契約が消滅した場合（第 14・15・17・18・19 条）

(2) 死亡保険金額の減額を行なう場合（第 29 条）

(3) 払済終身保険への変更を行なう場合（第 30 条）

③ 現金貸付金の元利合計額が、解約払戻金額（第 21 条）をこえることとなった場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、当会社の定めた方法によって計算した金額を払い込んでください。この場合、その金額が当会社の指定した日までに払い込まれなかったときには、保険契約は、現金貸付金の元利合計額が、解約払戻金額をこえることとなった時から効力を失います。なお、当会社が、この保険契約の復活の請求を承諾した場合には、保険契約者は、延滞した保険料とその利息との合計額（第 22 条）とともに、当会社の定めた方法によって計算した金額を払い込んでください。

第 8 章　その他の事項

第 33 条　保険契約者・死亡保険金受取人・高度障害保険金の受取人の代表者

① この保険契約について、保険契約者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人が 2 人以上ある場合には、それぞれ代表者 1 人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の人を代理するものとします。

② 第①項の代表者が定まらない場合またはその住所もしくは居所が不明である場合には、当会社が保険契約者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人の 1 人に対して行なった行為は、それぞれ他の人に対してもその効力を生じます。

第 34 条　保険契約者の連帯責任

この保険契約について、保険契約者が 2 人以上ある場合には、それぞれの保険契約者は、連帯して保険契約についての責任を負うものとします。

第 35 条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務

① 保険契約者が住所を変更した場合には、ただちに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。

② 保険契約者が第①項の通知をしなかった場合には、当会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

第 36 条　年齢の計算

被保険者の年齢は、満年で計算し、1 年未満の端数は切り捨てます。

第 37 条　年齢の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合で、第 13 条「年齢の誤りによる保険契約の取消」の規定に該当しなかったときには、次の(1)または(2)によって取り扱います。

(1) 契約日（第 7 条）における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の範囲内であった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の年齢にもとづいて保険料をあらため、過不足金額を精算します。

(2) 契約日における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の最低年齢に満たなかった場合でも、その事実が発見された日における年齢が、その最低年齢以上となっていたときには、当会社の定めた方法によって、その最低年齢になった日を契約日として保険料をあらため、過不足金額を精算します。

第 37 条　備考

(備-1) 当会社の定めたこの保険契約を締結（第 5 条）することができる年齢をいいます。

第 38 条　性別の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の性別にもとづいて保険料をあらため、過不足金額を精算します。

第 39 条　契約内容の登録

① 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下、この第 39 条において「協会」といいます。）に登録します。

(1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）

(2) 死亡保険金の金額

(3) 契約日（復活が行なわれた場合は、最後の復活の日とします。以下、第②項において同様とします。）

(4) 当会社名

② 第①項の登録の期間は、契約日から 5 年以内とします。

③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、この第 39 条において「各生命保険会社等」といいます。）は、

第①項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、この第39条において同様とします。）の申込（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第①項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

④　各生命保険会社等は、第②項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第③項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加の承諾を含みます。以下、この第39条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。

⑤　各生命保険会社等は、契約日（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加が行なわれた場合は、最後の復活、保険金額の増額、復旧または特約の付加の日とします。）から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第①項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

⑥　各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

⑦　協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

⑧　保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

⑨　第③項、第④項および第⑤項中、「被保険者」、「保険契約」、「死亡保険金」、「災害死亡保険金」、「保険金額」、「高度障害保険金」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「共済契約」、「死亡共済金」、「災害死亡共済金」、「共済金額」、「後遺障害共済金」と読み替えます。

第40条　管轄裁判所

この保険契約に関する訴訟については、当会社の本店または保険契約者、死亡保険金受取人もしくは高度障害保険金の受取人の住所地(備-1)を管轄する日本国内の地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とします。

第40条　備考

(備-1)　保険契約者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人が2人以上ある場合には、第33条に規定する代表者の住所地とします。

第41条　時効による請求権の消滅

保険金(備-1)、解約払戻金その他払い戻すこととなる金額を請求する権利または保険料の払込の免除を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しない場合には、消滅します。

第41条　備考

(備-1)　死亡保険金（第1条）または高度障害保険金（第2条）をいいます。

第42条　準拠法

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第43条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用

この保険契約に、給付特約(備-1)を付加した場合には、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」を適用します。

第43条　備考

(備-1)　「給付特約」とは、保険金または給付金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第44条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱

①　保険契約の申込（第5条）の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の(1)から(3)の1または2以上の契約条件を付加して保険契約を締結することがあります。この場合、保険料、給付内容または保険契約の内容の変更等については、この第44条の規定を適用して取り扱います。

(1)　保険料の変更

この保険契約の払い込むべき保険料を、申込の時の金額から、当会社の定める方法によりあらためて計算したその申込の時の金額を上回る金額に変更します。

(2)　死亡保険金額の削減

契約日（第7条）以後、当会社の定めた削減期間中に保険金(備-1)の支払事由が発生した場合には、その保険金(備-1)の支払金額は、その支払事由が発生した保険年度(備-2)に応じて、次の割合を乗じて得た金額に削減します。ただし、不慮の事故（別表2）または別表5に定める感染症を直接の原因として保険金(備-1)の支払事由が発生したときには、この削減は行ないません。

保険年度／削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1　年	5.0割	－	－	－	－
2　年	3.0割	6.0割	－	－	－
3　年	2.5割	5.0割	7.5割	－	－
4　年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	－
5　年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3)　特定障害の不担保

(ｲ)　当会社の定めた不担保期間中に、別表3に定める高度障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、高度障害保険金の支払事由が発生した場合には、第2条の規定にかかわらず、高度障害保険金を支払いません。

(ﾛ)　当会社の定めた不担保期間中に、別表4に定める身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第3条の規定にかかわらず、保険料の払込を免除しません。

②　第①項の規定によって契約条件を付加して保険契約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券に記載します。

③　第①項の契約条件を付加して締結した保険契約については、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日から給付責任（第7条）を開始します。ただし、(2)に該当する場合で、保険契約者が、当会社の付加する契約条件を承諾する際に、特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日(備-3)を給付責任開始の日にすることができます。

(1)　保険契約者が承諾した後に、第1回保険料が払い込まれた場合

「第1回保険料が払い込まれた日」

(2)　第1回保険料に相当する金額(備-4)が払い込まれた後に、保険契約者が承諾した場合

「第1回保険料に相当する金額(備-4)が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

④　第①項の契約条件を付加した保険契約(備-5)については、次の表の(1)および(2)の取扱を、それぞれに定めた条件に該当する場合には取り扱いません。

取　扱	条　件
(1)　保険料払込期間の短縮	次のどれかに該当する場合 (ｲ)　「保険料の変更」の条件を付加した場合で、保険料払込期間中のとき (ﾛ)　「死亡保険金額の削減」の条件を付加した場合で、削減期間中のとき (ﾊ)　「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき
(2)　払済終身保険への変更	「死亡保険金額の削減」の条件を付加した場合で、削減期間中のとき

⑤　この保険契約の給付特約(備-6)にその特約条項に定める契約条件が付加された場合、その給付特約(備-6)の保険料、給付内容または契約内容変更等については、その特約条項に定めるとおり取り扱います。

第44条　備考

(備-1)　死亡保険金（第1条）または高度障害保険金（第2条）をいいます。

(備-2)　「保険年度」とは、契約日または契約応当日（第8条第①項）から直後に到来する契約応当日の前日までの期間をいいます。

(備-3)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、「保険契約者が承諾した日」と「当会社への払込を要する金額を払い込んだ日」とのいずれか遅い日とします。

(備-4)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、その条件を付加する前の金額を「第1回保険料に相当する金額」とみなします。

(備-5)　この保険契約に給付特約(備-6)を付加した場合には、その付加した給付特約(備-6)を含みます。

(備-6)　「給付特約」とは、保険金または給付金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第45条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱

①　保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、情報端末(備-1)を用いることによっても、保険契約の申込もしくは復活の請求（第5・22条）または告知（第6条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、当会社の定めた保険契約申込書または請求書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、保険契約の申込または復活の請求をすることができるものとします。
(2) 保険契約者または被保険者(備-3)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示することにより当会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、告知することができるものとします。また、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項についてその医師に口頭で告知する際、その医師は告知された内容を情報端末(備-1)に入力することがあります。この場合、保険契約者または被保険者(備-3)は、口頭でした告知に関し、その医師が情報端末(備-1)に入力した事項を確認してください。

② 第①項の規定により保険契約の申込もしくは復活の請求または告知を行なった場合、当会社は、その保険契約の申込もしくは復活の請求または告知に関する書面等を保険契約者(備-4)に交付します。

第45条 備考
(備-1) 当会社の定める携帯端末などの情報処理機器をいいます。
(備-2) 当会社への送信にかえて情報端末(備-1)に保存する場合は、情報端末(備-1)への保存を含みます。
(備-3) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。
(備-4) 被保険者に関する書面等については、被保険者とします。

第46条 電磁的方法による告知をする場合の取扱

被保険者は、当会社の承諾を得て、電磁的方法(備-1)によっても、告知（第6条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。
(1) 被保険者(備-2)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、当会社が電磁的方法(備-1)により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信することによって、告知することができるものとします。
(2) 当会社は、(1)により被保険者から送信された事項の受信をもって、被保険者の告知があったものとして取り扱います。この場合、当会社は、受信した被保険者の告知の内容を被保険者に通知(備-3)します。

第46条 備考
(備-1) インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。
(備-2) 被保険者の親権者または後見人を含みます。
(備-3) 電磁的方法による場合を含みます。

別　表

別表1 請求書類等
（「別表一覧」をご覧ください）

別表2 対象となる不慮の事故
（「別表一覧」をご覧ください）

別表3 対象となる高度障害状態
（「別表一覧」をご覧ください）

別表4 対象となる身体障害状態
（「別表一覧」をご覧ください）

別表5 対象となる感染症
（「別表一覧」をご覧ください）

無配当一時払逓増終身保険普通保険約款

〈目　次〉

第１章　基本保険金額・第１保険期間・第２保険期間および逓増率　79
第１条　基本保険金額・第１保険期間・第２保険期間・逓増率……79
第２章　保険金の支払　79
第２条　死亡保険金の支払およびその免責……79
第３条　支払の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択……79
第３章　保険契約の締結　80
第４条　保険契約の申込および承諾通知……80
第５条　告知……80
第６条　当会社の給付責任の開始……80
第４章　保険契約の無効および消滅　80
第７条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効……80
第８条　年齢または性別の誤りによる保険契約の取消等……80
第９条　死亡保険金の支払事由の発生による保険契約の消滅……81
第10条　重大事由による保険契約の解除および死亡保険金の不支払等……81
第11条　保険契約者による保険契約の解約……81
第12条　死亡保険金受取人による保険契約の存続……81
第13条　解約払戻金……81
第５章　契約者配当　81
第14条　契約者配当金……81
第６章　保険契約の内容の変更　81
第15条　保険契約者の変更……81
第16条　当会社への通知による死亡保険金受取人の変更……81
第17条　遺言による死亡保険金受取人の変更……81
第18条　死亡保険金受取人の死亡……82
第19条　基本保険金額の減額……82
第７章　その他の事項　82
第20条　保険契約者・死亡保険金受取人の代表者……82
第21条　保険契約者の連帯責任……82
第22条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務……82
第23条　年齢の計算……82
第24条　年齢の誤りの処理……82
第25条　性別の誤りの処理……82
第26条　管轄裁判所……82
第27条　時効による請求権の消滅……82
第28条　準拠法……82
第29条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱……82
別　表　82
別表　請求書類等……82

第１章　基本保険金額・第１保険期間・第２保険期間および逓増率

第１条　基本保険金額・第１保険期間・第２保険期間・逓増率

基本保険金額、第１保険期間、第２保険期間および逓増率とは、それぞれ次に定めるとおりとします。

(1)　基本保険金額	死亡保険金（第２条）を支払う場合に基準となる金額として、保険契約の締結の際、当会社の定める取扱範囲で、保険契約者の申出によって定めた金額をいい、これと同額の金額をこの保険契約の一時払保険料とします。ただし、基本保険金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。
(2)　第１保険期間	契約日（第６条）からその日を含めて10年間をいいます。
(3)　第２保険期間	第１保険期間満了日の翌日からその日を含めて終身にわたる期間をいいます。
(4)　逓増率	契約日における被保険者の年齢（第23条）および性別に応じて、保険契約の締結の際に当会社が定める率をいいます。

第２章　保険金の支払

第２条　死亡保険金の支払およびその免責

当会社は、次のとおり死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、死亡した場合（備-2）
(2)　支払金額	次の算式により計算した金額とします。（備-3） (ｲ)　第１保険期間中に被保険者が死亡した場合（備-2） 基本保険金額 ×　{1＋逓増率×（経過年数（備-4）－1)} (ﾛ)　第２保険期間中に被保険者が死亡した場合（備-2） 基本保険金額 ×（1＋逓増率×第１保険期間(年数)） ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡した場合には、その原因によって死亡した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、死亡保険金額を削減して支払うことがあります。この場合でも、削減して支払う金額は、責任準備金額（備-5）を下まわることはありません。
(3)　免責事由（備-6）	被保険者が、次の(ｲ)から(ﾁ)のどれかによって死亡した場合。この場合、(ﾛ)によって支払事由（備-1）が発生したときを除き、責任準備金額（備-5）を保険契約者に支払います。 (ｲ)　給付責任開始の日（第６条）からその日を含めて２年以内の被保険者の自殺 (ﾛ)　保険契約者の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合を除きます。 (ﾁ)　死亡保険金受取人の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合または(ﾛ)に該当する場合を除きます。なお、この(ﾁ)に該当する場合、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額（備-5）を保険契約者に支払います。

第２条　備考
(備-1)　死亡保険金を支払う場合をいいます。
(備-2)　被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときには、死亡保険金を支払います。
(備-3)　百円未満の端数が生じた場合には、端数を四捨五入します。
(備-4)　契約日（第６条）からその日を含めて、被保険者が死亡した日の翌日以後直後に到来する契約応当日(備-7)の前日までの年数をいいます。
(備-5)　当会社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の保険給付に充てるべきものとして、保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。
(備-6)　支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が死亡保険金の支払を行なわない場合をいいます。
(備-7)　契約日の毎年の応当日をいい、応当日がない場合には、その月の末日とします。

第３条　支払の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択

①　死亡保険金の支払事由（第２条）が発生した場合には、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。
②　その受取人は、すみやかに請求に必要な書類（別表）を当会社に提出してその請求をしてください。
③　会社等の団体（備-1）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その会社等の団体（備-1）から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約について、保険契約者である会社等の団体（備-1）が当該保険契約の死亡保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等（備-2）として死亡退職金等（備-2）の受給者に支払う場合には、死亡保険金の請求の際に、その受取人は、(1)または(2)の書類および(3)の書類を当会社に提出してください。ただし、死亡退職金等（備-2）の受給者が２人以上である場合には、そのうち１人からの提出で足りるものとします。
(1)　死亡退職金等（備-2）の受給者の請求内容確認書

(2) 死亡退職金等(備-2)の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
(3) 保険契約者である会社等の団体(備-1)が受給者本人であることを確認した書類

④ 死亡保険金(備-3)は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。

⑤ 死亡保険金を支払うために確認が必要な次の(1)から(3)に掲げる場合において、保険契約の締結時から死亡保険金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認を行ないます。この場合には、第④項の規定にかかわらず、死亡保険金(備-3)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。また、当会社は、死亡保険金の請求者にその旨を通知します。
(1) 死亡保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
死亡保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 死亡保険金の免責事由に該当する可能性がある場合
死亡保険金の支払事由が発生した原因
(3) この普通保険約款に定める重大事由（第10条）、詐欺または不法取得目的（第7条）に該当する可能性がある場合
(2)に定める事項、第10条「重大事由による保険契約の解除および死亡保険金の不支払等」第①項(3)(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは死亡保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡保険金請求時までにおける事項

⑥ 第⑤項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第④項および第⑤項の規定にかかわらず、死亡保険金(備-3)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-4)を経過する日とします。この場合、当会社は、死亡保険金の請求者にその旨を通知します。
(1) 第⑤項(1)から(3)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180日
(2) 第⑤項(1)から(3)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180日
(3) 第⑤項(1)から(3)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第⑤項(1)から(3)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日
(4) 第⑤項(1)から(3)に定める事項についての日本国外における調査
180日

⑦ 第⑤項または第⑥項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または死亡保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡保険金を支払いません。

⑧ 解約払戻金（第13条）の支払請求があった場合についても、第④項と同様に取り扱います。

⑨ 死亡保険金受取人は、死亡保険金(備-3)を一時金で受け取る方法にかえて、当会社の定める期間の範囲内で、当会社の定めた率の複利による利息を付けて、すえ置いて受け取る方法を選択することができます。ただし、すえ置かれる死亡保険金(備-3)の額が当会社の定める金額以上であることを要します。

第3条　備考
(備-1)「会社等の団体」とは、「官公署、会社、工場、組合等の団体」をいい、その団体の代表者を含みます。
(備-2)「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。
(備-3) 死亡保険金（第2条）とともに支払われることとなる金額を含みます。
(備-4) (1)から(4)の複数に該当する場合でも180日とします。

第3章　保険契約の締結

第4条　保険契約の申込および承諾通知

① 保険契約を申し込む場合には、被保険者の同意を得て、当会社の定めた保険契約申込書を当会社に提出してください。

② 当会社が第①項の申込を承諾した場合には、当会社は次の事項を記載した保険証券を交付します。また、保険証券の交付によって、承諾通知の代わりとします。なお、保険証券には保険契約を締結した年月日を記載しません。
(1) 当会社名
(2) 保険契約者の氏名または名称
(3) 被保険者の氏名
(4) 死亡保険金（第2条）の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
(5) 死亡保険金の支払事由
(6) 保険期間
(7) 第1保険期間
(8) 逓増率
(9) 死亡保険金の額
(10) 保険料
(11) 契約日
(12) 保険証券を作成した年月日

第5条　告知

当会社は、保険契約の締結（第4条）の際、被保険者について書面による告知を求めず、または、口頭による医師の質問を行ないません。

第6条　当会社の給付責任の開始

① 保険契約の締結（第4条）の場合には、当会社は、次の(1)または(2)の日から、給付責任(備-1)を開始します。
(1) 当会社が保険契約の申込を承諾した後に、一時払保険料が払い込まれた場合
「一時払保険料が払い込まれた日」
(2) 一時払保険料に相当する金額が払い込まれた後に、当会社が保険契約の申込を承諾した場合
「一時払保険料に相当する金額が払い込まれた日」

② 第①項に規定する給付責任開始の日を「契約日」とし、年齢は、契約日を基準として計算します。

第6条　備考
(備-1)「給付責任」とは、「死亡保険金の支払事由（第2条）が発生した場合に、当会社が、その支払を行なう責任」のことをいいます。

第4章　保険契約の無効および消滅

第7条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効

① 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の詐欺によって、保険契約の締結（第4条）が行なわれた場合には、当会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

② 第①項の保険契約の取消は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または死亡保険金受取人に取消の通知をします。

③ 保険契約者が死亡保険金（第2条）を不法に取得する目的または他人に死亡保険金を不法に取得させる目的をもって、保険契約の締結が行なわれた場合には、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

④ 第①項から第③項によって当会社が保険契約を取り消した場合または保険契約が無効となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を返還することを要します。

第8条　年齢または性別の誤りによる保険契約の取消等

① 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢（第23条）に誤りがあった場合で、契約日（第6条）における実際の年齢およびその誤りが発見された日における実際の年齢が、どちらも「契約締結年齢(備-1)」の範囲外であったときには、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

② 第①項に該当しなかった場合には、保険契約は取消としないで、第24条「年齢の誤りの処理」の規定によって取り扱います。ただし、第24条「年齢の誤りの処理」の規定により、実際の年齢にもとづいて計算した第2保険期間の死亡保険金（第2条）の額が当会社の定めた金額をこえる場合には、第2保険期間の死亡保険金の額を当会社の定めた金額にとどめ、こえる部分については無効として基本保険金額をあらためます。この場合、すでに払い込まれた保険料のうち、無効となった部分に相当する金額を保険契約者に払い戻します。なお、変更後の基本保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

③ 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合で、第25条「性別の誤りの処理」の規定により、実際の性別にもと

づいて計算した第２保険期間の死亡保険金の額が当会社の定めた金額をこえる場合には、第②項の規定を準用して取り扱います。

④　第①項から第③項によって保険契約の全部または一部が取消または無効となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額(備-2)があったときには、その金額を払い戻すこととなった保険料から差し引き、なお不足するときには、その不足額を返還することを要します。

第８条　備考

(備-1)　当会社の定めたこの保険契約を締結（第４条）することができる年齢をいいます。

(備-2)　保険契約の一部が無効となった場合は、無効となった部分について支払った金額とします。

第９条　死亡保険金の支払事由の発生による保険契約の消滅

被保険者が死亡した場合には、保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

第10条　重大事由による保険契約の解除および死亡保険金の不支払等

①　当会社は、次の(1)から(4)のどれかに該当する事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向って解除することができます。

(1)　保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金(備-1)を詐取する目的でまたは他人に死亡保険金(備-1)を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合

(2)　この保険契約の死亡保険金（第２条）の支払請求に関し、死亡保険金受取人に詐欺行為(備-2)があった場合

(3)　保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、次の(ｱ)から(ｵ)のどれかに該当する場合

(ｱ)　反社会的勢力(備-3)に該当すると認められること

(ｲ)　反社会的勢力(備-3)に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ｳ)　反社会的勢力(備-3)を不当に利用していると認められること

(ｴ)　保険契約者または死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力(備-3)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(ｵ)　その他反社会的勢力(備-3)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(4)　当会社の保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする(1)から(3)と同等の重大な事由がある場合(備-4)

②　当会社は、死亡保険金の支払事由（第２条）が発生した後でも、第①項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に死亡保険金の支払事由が発生していたとしても、その支払事由による死亡保険金(備-5)の支払を行ないません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-6)を返還することを要します。

③　この第10条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または死亡保険金受取人に解除の通知をします。

④　この第10条によってこの保険契約を解除した場合には、当会社は、解約払戻金（第13条）(備-7)を保険契約者に支払います。

第10条　備考

(備-1)　「死亡保険金」には、この保険契約の死亡保険金（第２条）のほか、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称を問いません。

(備-2)　未遂を含みます。

(備-3)　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。

(備-4)　例えば、他の保険契約が重大事由によって解除される場合、または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合などが該当することがあります。

(備-5)　第①項(3)のみに該当した場合で、第①項(3)(ｱ)から(ｵ)までに該当したのが死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その受取人の受取部分の死亡保険金とします。

(備-6)　この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

(備-7)　第①項(3)のみに該当した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して第②項の規定を適用し、その受取人の受取部分の死亡保険金を支払わないときは、その支払わない部分についての解約払戻金とします。

第11条　保険契約者による保険契約の解約

保険契約者は、いつでも、将来に向って保険契約を解約し、解約払戻金（第13条）の支払を請求することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表）を当会社に提出してください。

第12条　死亡保険金受取人による保険契約の存続

①　債権者等(備-1)による保険契約の解約（第11条）は、解約の通知が当会社に到達した時から１ヵ月を経過した日に効力を生じます。

②　第①項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の(1)および(2)をともに満たす死亡保険金受取人は、保険契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等(備-1)に支払うべき金額を債権者等(備-1)に支払い、かつ当会社にその旨を通知したときは、第①項の解約はその効力を生じません。

(1)　保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2)　保険契約者ではないこと

③　第②項の規定により、保険契約を存続させる場合、当会社は、手続書類（別表）の提出を求めます。

④　第①項の解約の通知が当会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金（第２条）の支払事由が生じ、当会社が死亡保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等(備-1)に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等(備-1)に支払った金額を差し引いた残額を、その死亡保険金受取人に支払います。

第12条　備考

(備-1)　「債権者等」とは、保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。

第13条　解約払戻金

当会社は、保険契約の締結（第４条）の際に、当会社の定める経過年数に応じて計算した解約払戻金額を保険契約者に通知します。

第５章　契約者配当

第14条　契約者配当金

この契約については、契約者配当金はありません。

第６章　保険契約の内容の変更

第15条　保険契約者の変更

①　保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約についての一切の権利義務を第三者に承継させて、その第三者を新たな保険契約者とすることができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表）を当会社に提出してください。

②　保険契約者を変更した場合には、当会社は、保険証券に変更後の保険契約者を表示します。

第16条　当会社への通知による死亡保険金受取人の変更

①　保険契約者は、死亡保険金の支払事由（第２条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、当会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。

②　第①項の規定により、死亡保険金受取人を変更する場合、当会社は、保険契約者に手続書類（別表）の提出を求めます。

③　第①項の規定により、死亡保険金受取人が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の死亡保険金受取人を表示します。

④　第①項の通知が当会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

第17条　遺言による死亡保険金受取人の変更

①　第16条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由（第２条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。

②　第①項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

③　第①項および第②項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することはできません。

④　第①項および第②項の規定により、死亡保険金受取人を変更する場合、当会社は、保険契約者の相続人に手続書類（別表）の提出を求めます。

⑤　第①項および第②項の規定により、死亡保険金受取人が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の死亡保険金受取人を表示します。

第 18 条　死亡保険金受取人の死亡

①　死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由（第 2 条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
②　第①項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第①項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
③　第①項および第②項により死亡保険金受取人となった者(備-1)が 2 人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第 18 条　備考
(備-1)　第①項および第②項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡し、第①項および第②項の規定によりあらたに死亡保険金受取人となった者を含みます。

第 19 条　基本保険金額の減額

①　保険契約者は、基本保険金額を減額することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表）を当会社に提出してください。ただし、減額後の基本保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、減額することはできません。
②　基本保険金額を減額した場合には、次のとおりとします。
(1)　減額部分は解約されたものとし、その解約払戻金（第 13 条）を保険契約者に支払います。
(2)　保険契約者に基本保険金額を減額したことを通知します。

第 7 章　その他の事項

第 20 条　保険契約者・死亡保険金受取人の代表者

①　この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が 2 人以上ある場合には、それぞれ代表者 1 人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の人を代理するものとします。
②　第①項の代表者が定まらない場合またはその住所もしくは居所が不明である場合には、当会社が保険契約者または死亡保険金受取人の 1 人に対して行なった行為は、それぞれ他の人に対してもその効力を生じます。

第 21 条　保険契約者の連帯責任

この保険契約について、保険契約者が 2 人以上ある場合には、それぞれの保険契約者は、連帯して保険契約についての責任を負うものとします。

第 22 条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務

①　保険契約者が住所を変更した場合には、ただちに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。
②　保険契約者が第①項の通知をしなかった場合には、当会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

第 23 条　年齢の計算

被保険者の年齢は、満年で計算し、1 年未満の端数は切り捨てます。

第 24 条　年齢の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合で、第 8 条「年齢または性別の誤りによる保険契約の取消等」第①項の規定に該当しなかったときには、次の(1)または(2)によって取り扱います。この場合、すでに支払った死亡保険金（第 2 条）があるときには、過不足金額を精算します。また、実際の年齢にもとづいて計算した第 2 保険期間の死亡保険金の額が当会社の定めた金額をこえるときには、第 8 条「年齢または性別の誤りによる保険契約の取消等」第②項および第④項の規定をあわせて適用します。
(1)　契約日における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の範囲内であった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の年齢にもとづいて逓増率をあらためます。
(2)　契約日における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の最低年齢に満たなかった場合でも、その事実が発見された日における年齢が、その最低年齢以上となっていたときには、当会社の定めた方法によって、その最低年齢になった日を契約日として、実際の年齢にもとづいて逓増率をあらためます。

第 24 条　備考
(備-1)　当会社の定めたこの保険契約を締結（第 4 条）することができる年齢をいいます。

第 25 条　性別の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の性別にもとづいて逓増率をあらためます。この場合、すでに支払った死亡保険金（第 2 条）があるときには、過不足金額を精算します。また、実際の性別にもとづいて計算した第 2 保険期間の死亡保険金の額が当会社の定めた金額をこえるときには、第 8 条「年齢または性別の誤りによる保険契約の取消等」第③項および第④項の規定をあわせて適用します。

第 26 条　管轄裁判所

この保険契約に関する訴訟については、当会社の本店または保険契約者もしくは死亡保険金受取人の住所地(備-1)を管轄する日本国内の地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とします。

第 26 条　備考
(備-1)　保険契約者または死亡保険金受取人が 2 人以上ある場合には、第 20 条に規定する代表者の住所地とします。

第 27 条　時効による請求権の消滅

死亡保険金（第 2 条）、解約払戻金その他払い戻すこととなる金額を請求する権利は、これらを行使することができる時から 3 年間行使しない場合には、消滅します。

第 28 条　準拠法

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第 29 条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱

①　保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、情報端末(備-1)を用いることによっても、保険契約の申込（第 4 条）をすることができます。この場合、保険契約者は、当会社の定めた保険契約申込書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、保険契約の申込をすることができるものとします。
②　第①項の規定により保険契約の申込を行なった場合、当会社は、その保険契約の申込に関する書面等を保険契約者(備-3)に交付します。

第 29 条　備考
(備-1)　当会社の定める携帯端末などの情報処理機器をいいます。
(備-2)　当会社への送信にかえて情報端末(備-1)に保存する場合は、情報端末(備-1)への保存を含みます。
(備-3)　被保険者に関する書面等については、被保険者とします。

別　　表

別表　請求書類等

（「別表一覧」をご覧ください）

養老保険普通保険約款

〈目　次〉

第１章　保険金の支払および保険料の払込の免除　83
第１条　満期保険金の支払……83
第２条　死亡保険金の支払およびその免責……83
第３条　高度障害保険金の支払およびその免責……83
第４条　保険料の払込の免除およびその免責……84
第５条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択……84
第２章　保険契約の締結および保険料の払込　85
第６条　保険契約の申込、復活の請求および承諾通知……85
第７条　保険契約者・被保険者の告知義務……85
第８条　当会社の給付責任の開始および終了……85
第９条　保険料の払込方法〈回数〉および払込期月……86
第10条　保険料の払込方法〈経路〉……86
第11条　保険料の払込猶予期間……86
第12条　払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱……86
第13条　保険料の前納……86
第３章　保険契約の無効および消滅　87
第14条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効……87
第15条　年齢の誤りによる保険契約の取消……87
第16条　支払事由の発生による保険契約の消滅……87
第17条　告知義務違反による保険契約の解除および死亡保険金・高度障害保険金の不支払等……87
第18条　保険契約を解除できない場合……87
第19条　重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等……87
第20条　保険契約の失効……88
第21条　保険契約者による保険契約の解約……88
第22条　保険金受取人による保険契約の存続……88
第23条　解約払戻金……88
第４章　失効した保険契約の復活　88
第24条　失効した保険契約の復活……88
第５章　契約者配当　88
第25条　契約者配当金の割当……88
第26条　契約者配当金の支払……88
第６章　保険契約の内容の変更　89
第27条　保険契約者の変更……89
第28条　当会社への通知による保険金受取人の変更……89
第29条　遺言による保険金受取人の変更……89
第30条　保険金受取人の死亡……89
第31条　保険期間・保険料払込期間の短縮……89
第32条　保険金額の減額……89
第33条　払済養老保険への変更……89
第７章　保険契約者に対する現金貸付および貸付金の返済　90
第34条　保険契約者に対する現金貸付……90
第35条　貸付金の返済……90
第８章　その他の事項　90
第36条　保険契約者・保険金受取人・高度障害保険金の受取人の代表者……90
第37条　保険契約者の連帯責任……90
第38条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務……90
第39条　年齢の計算……90
第40条　年齢の誤りの処理……90
第41条　性別の誤りの処理……90
第42条　契約内容の登録……90
第43条　管轄裁判所……91
第44条　時効による請求権の消滅……91
第45条　準拠法……91
第46条　給付特約付加に関する特則の適用……91
第47条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱……91
第48条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱……91
第49条　電磁的方法による告知をする場合の取扱……91
別　表　92
別表１　請求書類等……92
別表２　対象となる不慮の事故……92
別表３　対象となる高度障害状態……92
別表４　対象となる身体障害状態……92
別表５　対象となる感染症……92

第１章　保険金の支払および保険料の払込の免除

第１条　満期保険金の支払

当会社は、次のとおり満期保険金を満期保険金受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、保険期間満了時まで生存した場合
(2)　支払金額	満期保険金額

第１条　備考
(備-1)　満期保険金を支払う場合をいいます。

第２条　死亡保険金の支払およびその免責

当会社は、次のとおり死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、保険期間中に死亡した場合（備-2）
(2)　支払金額	死亡保険金額 ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡した場合には、その原因によって死亡した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、死亡保険金額を削減して支払うことがあります。この場合でも、削減して支払う金額は、責任準備金額（備-3）を下まわることはありません。
(3)　免責事由（備-4）	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)のどれかによって死亡した場合。この場合、(ｲ)によって支払事由（備-1）が発生したときを除き、責任準備金額（備-3）を保険契約者に支払います。 (ｱ)　給付責任開始の日（第８条）からその日を含めて２年以内の被保険者の自殺 (ｲ)　保険契約者の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合を除きます。 (ｳ)　死亡保険金受取人の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合または(ｲ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｳ)に該当する場合、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額（備-3）を保険契約者に支払います。

第２条　備考
(備-1)　死亡保険金を支払う場合をいいます。
(備-2)　被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときには、死亡保険金を支払います。
(備-3)　当会社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の保険給付に充てるべきものとして、保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。
(備-4)　支払事由（備-1）が発生した場合でも、当会社が死亡保険金の支払を行なわない場合をいいます。

第３条　高度障害保険金の支払およびその免責

①　当会社は、次のとおり高度障害保険金を高度障害保険金の受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、給付責任開始の日（第８条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間中に、別表３に定める高度障害状態に該当（備-2）（備-3）（備-4）した場合
(2)　支払金額	死亡保険金と同額を高度障害保険金額とします。 ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当した場合には、その原因によって高度障害状態に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、高度障害保険金額を削減して支払うことがあります。この場合でも、削減して支払

	う金額は、責任準備金額(備-5)を下まわることはありません。
(3) 免責事由(備-6)	被保険者が、次の(ｱ)または(ｲ)によって高度障害状態に該当した場合 (ｱ) 保険契約者または被保険者の故意 (ｲ) 高度障害保険金の受取人の故意。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｲ)に該当する場合、その受取人が高度障害保険金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額(備-5)を保険契約者に支払います。

② 高度障害保険金の受取人は、次のとおりとします。
(1) 被保険者。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人が同一法人である場合には、死亡保険金受取人とします。
(2) (1)にかかわらず、保険契約者は、保険契約の申込の際に、被保険者の同意を得て、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかを高度障害保険金の受取人として指定することができます。また、第28条または第29条の規定により、高度障害保険金の受取人を変更することができます。
(3) (1)または(2)にかかわらず、被保険者が高度障害保険金の受取人であった場合で、被保険者が、高度障害保険金の支払を請求する前に死亡したときには、死亡保険金受取人とします。

③ 死亡保険金または満期保険金を支払った場合には、その支払後に高度障害保険金の支払の請求を受けても、当会社は、高度障害保険金を支払いません。

第3条 備考
(備-1) 高度障害保険金を支払う場合をいいます。
(備-2) 高度障害状態について、保険期間満了の日に、視力、言語の機能、そしゃくの機能、上肢の用もしくは下肢の用を全く失った状態または常に介護を要する状態には該当しているが、永久に継続するものとは認められなかった場合でも、保険期間満了の日の翌日以後に、その状態が永久に継続すると認められたときには、保険期間満了の日に高度障害状態に該当したものとして取り扱います。
(備-3) 高度障害状態について、給付責任開始の日前にすでに生じていた障害に、その障害の原因となった傷害または疾病と因果関係のない給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として生じた障害が加わることによって該当したときは、給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としてその高度障害状態に該当したものとして取り扱います。
(備-4) 高度障害状態について、給付責任開始の日前に発病していた疾病によって該当したときでも、次の①または②の場合、その疾病によって該当した高度障害状態は、給付責任開始の日以後に発病した疾病によって該当したものとして取り扱います。
① 当会社が保険契約の締結または保険契約の復活（第6・24条）の際の告知によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
② 次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合
(1) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。
(2) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。
(備-5) 当会社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の保険給付に充てるべきものとして、保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。
(備-6) 支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が高度障害保険金の支払を行なわない場合をいいます。

第4条 保険料の払込の免除およびその免責

① 当会社は、次のとおり保険料の払込を免除します。

(1) 免除事由(備-1)	被保険者が、給付責任開始の日（第8条）以後に発生した不慮の事故（別表2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、別表4に定める身体障害状態に該当(備-2)(備-3)(備-4)した場合
(2) 免除する保険料	次回払込期月(備-5)以後の保険料 ただし、被保険者が、次の(ｱ)または(ｲ)によって身体障害状態に該当した場合には、当会社は、その原因によって身体障害状態に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、保険料の払込の免除額を削減することがあります。 (ｱ) 地震、噴火または津波 (ｲ) 戦争その他の変乱
(3) 免責事由(備-6)	被保険者が、次の(ｱ)から(ｶ)のどれかによって身体障害状態に該当した場合 (ｱ) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (ｲ) 被保険者の犯罪行為 (ｳ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｴ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｵ) 被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｶ) 被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

② 保険料の払込を免除した場合には、次のとおりとします。
(1) 保険料は、保険料の払込を免除した後も「払込期月の基準日」（第9条）ごとに払込があったものとして取り扱います。
(2) 保険料の払込を免除した後は、保険期間・保険料払込期間の短縮（第31条）、保険金額の減額（第32条）および払済養老保険への変更（第33条）は行ないません。
(3) 保険契約者に保険料の払込を免除したことを通知します。

第4条 備考
(備-1) 保険料の払込を免除する場合をいいます。
(備-2) 身体障害状態について、不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に、視力、聴力、上肢の用、上肢の関節の用、下肢の用、下肢の関節の用もしくは手指の用を全く失った状態または脊柱に著しい奇形もしくは著しい運動障害を残す状態には該当しているが、永久に継続するものとは認められなかった場合でも、保険料払込期間中に、その状態が永久に継続すると認められたときには、その日に保険料の払込の免除事由に該当したものとして取り扱います。
(備-3) 身体障害状態について、給付責任開始の日前にすでに生じていた身体障害に、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として生じた身体障害が加わることによって該当したときでも、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。
(備-4) 身体障害状態について、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として該当した場合でも、すでに不慮の事故以外を原因とする障害があり、かつ、その原因が給付責任開始の日以後に発生していたときには、そのすでにあった障害がなかったとしてもその身体障害状態に該当すると認められる場合に限り、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。
(備-5) 次の「払込期月の基準日」の属する払込期月（第9条）をいいます。
(備-6) 免除事由が発生した場合でも、当会社が保険料の払込の免除を行なわない場合をいいます。

第5条 支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択

① 保険金(備-1)の支払事由または保険料の払込の免除事由（第4条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。
② その受取人(備-2)は、すみやかに請求に必要な書類（別表1）を当会社に提出して、その請求をしてください。
③ 会社等の団体(備-3)を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その会社等の団体(備-3)から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約について、保険契約者である会社等の団体(備-3)が当該保険契約の死亡保険金または高度障害保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等(備-4)として被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者に支払う場合には、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際に、その受取人は、(1)または(2)の書類および(3)の書類を当会社に提出してください。ただし、死亡退職金等(備-4)の受給者が2人以上である場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
(1) 被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者の請求内容確認書
(2) 被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
(3) 保険契約者である会社等の団体(備-3)が受給者本人であることを確認した書類
④ 保険金(備-1)(備-5)は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。
⑤ 保険金(備-1)を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認(備-6)を行ないます。この場合には、第④項の規定にかかわらず、保険金(備-1)(備-5)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。また、当会社は、保険金(備-1)の請求者にその旨を通知します。

(1) 保険金(備-1)の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
保険金(備-1)の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金(備-1)の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金(備-1)の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この普通保険約款に定める重大事由（第19条）、詐欺または不法取得目的（第14条）に該当する可能性がある場合
(2)もしくは(3)に定める事項、第19条「重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等」第①項(5)(ｱ)から(ｵ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金(備-1)の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事項

⑥ 第⑤項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第④項および第⑤項の規定にかかわらず、保険金(備-1)(備-5)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-7)を経過する日とします。この場合、当会社は、保険金(備-1)の請求者にその旨を通知します。
(1) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180日
(2) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180日
(3) 第⑤項(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金(備-1)の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第⑤項(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日
(4) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査
180日

⑦ 第⑤項または第⑥項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金(備-1)の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-8)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金(備-1)を支払いません。

⑧ 保険料の払込の免除についても、第④項から第⑦項の規定を準用します。

⑨ 解約払戻金（第23条）または契約者配当金（第26条）の支払請求があった場合についても、第④項と同様に取り扱います。

⑩ 保険金(備-1)の受取人は、保険金(備-1)(備-5)を一時金で受け取る方法にかえて、当会社の定める期間の範囲内で、当会社の定めた率の複利による利息を付けて、すえ置いて受け取る方法を選択することができます。ただし、すえ置かれる保険金(備-5)の額が当会社の定める金額以上であることを要します。

第5条 備考
(備-1) 満期保険金（第1条）、死亡保険金（第2条）または高度障害保険金（第3条）をいいます。
(備-2) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-3) 「会社等の団体」とは、「官公署、会社、工場、組合等の団体」をいい、その団体の代表者を含みます。
(備-4) 「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。
(備-5) 保険金(備-1)とともに支払われることとなる金額を含みます。
(備-6) 当会社の指定した医師による診断を含みます。
(備-7) (1)から(4)の複数に該当する場合でも180日とします。
(備-8) 当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第2章 保険契約の締結および保険料の払込

第6条 保険契約の申込、復活の請求および承諾通知

① 保険契約を申し込む場合または保険契約者が保険契約の復活（第24条）を請求する場合には、被保険者の同意を得て、次の書面を当会社に提出してください。
(1) 当会社の定めた保険契約申込書または請求書
(2) 被保険者についての当会社の定めた告知書（第7条）

② 第①項の場合には、当会社は、当会社の定めた取扱基準によって、次のとおり取り扱います。
(1) 当会社の指定した医師によって被保険者の診断を行なうことがあります。
(2) 被保険者の診断書または健康状態その他についての資料の提出を求めることがあります。

③ 当会社が、第①項の申込または請求を承諾した場合には、次のとおりとします。
(1) 保険契約の申込を承諾した場合
当会社は次の事項を記載した保険証券を交付します。また、保険証券の交付によって、承諾通知の代わりとします。なお、保険証券には保険契約を締結した年月日を記載しません。
(ｱ) 当会社名
(ｲ) 保険契約者の氏名または名称
(ｳ) 被保険者の氏名
(ｴ) 保険金等(備-1)の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
(ｵ) 保険金等(備-1)の支払事由および保険料の払込の免除事由
(ｶ) 保険期間
(ｷ) 保険金等(備-1)の額
(ｸ) 保険料およびその払込方法〈回数〉
(ｹ) 契約日
(ｺ) 保険証券を作成した年月日
(2) 保険契約の復活の請求を承諾した場合
当会社は書面によって承諾の通知をするものとし、保険証券は交付しません。

第6条 備考
(備-1) 満期保険金（第1条）、死亡保険金（第2条）または高度障害保険金（第3条）をいいます。また、給付特約(備-2)を付加した場合には、その特約にもとづく保険金、給付金または年金を含みます。
(備-2) この保険契約に付加する保険金、給付金または年金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第7条 保険契約者・被保険者の告知義務

当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第6・24条）の際、支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者(備-1)は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、保険契約者または被保険者(備-1)はその医師が書面に記入した内容を確認してください。

第7条 備考
(備-1) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

第8条 当会社の給付責任の開始および終了

① 保険契約の締結または保険契約の復活の場合（第6・24条）には、当会社は、次の日から、給付責任(備-1)を開始します。
(1) 当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した後に、第1回保険料または当会社への払込を要する金額（第24条）が払い込まれた場合

(ｱ) 保険契約の締結の場合	「第1回保険料が払い込まれた日」
(ｲ) 保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額が払い込まれた日」

(2) 第1回保険料または当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた後に、当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した場合

(ｱ) 保険契約の締結の場合	「第1回保険料に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日
(ｲ) 保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

② 第①項に規定する給付責任開始の日の取扱については、次のとおりとします。

(1) 保険契約の締結の場合	給付責任開始の日を「契約日」とし、保険期間および保険料払込期間は、契約日を含めて計算します。
(2) 保険契約の復活の場合	給付責任開始の日を「復活日」とします。

③ 当会社は、保険契約が有効に継続している間、保険期間満了時まで給付責任(備-1)を負います。

第8条 備考
(備-1) 「給付責任」とは、「満期保険金、死亡保険金もしくは高度障害保険金の支払事由（第1・2・3条）または保険料の払込の免除事由（第4条）が発生した場合に、当会社が、その支払または払込の免除を行なう責任」のことをいいます。

第９条　保険料の払込方法〈回数〉および払込期月

① 第２回目以後の保険料は、保険料払込期間中、次の払込方法〈回数〉の中から保険契約の申込の際に選択された払込方法〈回数〉によって、その払込期月内に払い込んでください。なお、払込期月は、次の「払込期月の基準日」の属する月の初日から末日までとし、払込方法〈回数〉による保険契約の呼称は、それぞれ次のとおりとします。

払込方法〈回数〉	払込期月の基準日	払込方法〈回数〉による保険契約の呼称
(1) 年　払 (毎年１回払込)	契約応当日 (備-1)(備-2)	「年払契約」
(2) 半年払 (毎年２回払込)	契約日の半年ごとの応当日(備-2)	「半年払契約」
(3) 月　払 (毎年 12 回払込)	契約日の毎月の応当日(備-2)	「月払契約」

② 保険契約者は、当会社の定めた取扱基準によって、保険料の払込方法〈回数〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表１）を当会社に提出してください。なお、保険契約者は次回払込期月（第４条）以降、最初に到来する変更後の払込方法〈回数〉の払込期月より、変更後の払込方法〈回数〉によって保険料を払い込んでください。

③ 「保険契約が消滅した場合」（第 16・17・19・21 条）または「保険料の払込を要しなくなった場合」（第４・33 条）には、当会社は、それまでに払い込まれた第①項の保険料のうち、「払込期月の基準日」の到来していない保険料を保険契約者(備-3)に払い戻します。

④ 年払契約または半年払契約で、「保険契約が消滅した場合」または「保険料の払込が免除された場合」（第４条）には、それまでに払い込まれた保険料(備-4)の保険料期間(備-5)のうち、まだ経過していない期間の月数(備-6)に相当する保険料として、月割によって計算した「未経過保険料」(備-7)を保険契約者(備-3)に払い戻します。ただし、保険料の払込を要しなくなった場合には、その後に保険契約が消滅したとしても「未経過保険料」の払い戻しはありません。

⑤ 第①項の保険料が、払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに、死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が発生し、死亡保険金または高度障害保険金を支払う場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

⑥ 第①項の保険料が、払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに、保険料の払込の免除事由が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日（第 11 条）までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-8)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第９条　備考

(備-1) 契約日（第８条）の毎年の応当日をいいます。

(備-2) 応当日がない場合には、その月の末日とします。

(備-3) 死亡保険金または高度障害保険金を支払う場合には、その受取人とします。

(備-4) 第⑤項または第 12 条「払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱」第①項の規定により当会社が支払うこととなった金額から差し引かれた未払込の保険料を含みます。

(備-5) その保険料の払込期月の基準日(備-9)から次回払込期月の基準日の前日までの期間をいいます。

(備-6) 次回払込期月の基準日の前日までの月数をいい、保険料期間(備-5)の月数未満の月数とします。なお、月数は、契約日の毎月の応当日(備-2)(備-9)から次の契約日の毎月の応当日(備-2)の前日までの期間を１ヵ月として計算し、１ヵ月未満の期間は切り捨てます。

(備-7) 保険契約の一部が消滅する場合、その消滅する部分については、消滅前後の保険料の差額について未経過保険料を計算します。

(備-8) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

(備-9) 第１回保険料の場合には、契約日とします。

第 10 条　保険料の払込方法〈経路〉

① 保険契約者は、保険契約の申込の際に保険料の払込方法〈経路〉について、次のどれかを選択してください。

(1) 口座振替払込	当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法で、保険契約者の指定する口座が当会社の指定した金融機関等に設置してある場合に限り、選択できます。(備-1) この払込方法〈経路〉を選択した場合には、その金融機関等に対して保険料の口座振替を委任してください。
(2) 振替送金払込	金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法で、当会社が承諾した場合に限り、選択できます。
(3) 団体・集団扱払込	所属団体または集団を通じて払い込む方法で、所属団体または集団と当会社との間に団体扱契約または集団扱契約が締結されている場合に限り、選択できます。(備-2)

② 保険契約者は、第①項の各号の保険料の払込方法〈経路〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表１）を当会社に提出してください。

③ 保険料の払込方法〈経路〉が、「口座振替払込」または「団体・集団扱払込」である保険契約において、その保険契約が、第①項に定める要件を満たさなくなったときまたは当会社の取扱基準に該当しなくなったときは、保険契約者は、第②項の規定により保険料の払込方法〈経路〉を他の保険料の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行なうまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第 10 条　備考

(備-1) 保険料の払込方法〈経路〉が「口座振替払込」の場合、「保険料口座振替特則」を適用します。

(備-2) 保険料の払込方法〈経路〉が「団体・集団扱払込」の場合、団体扱特約または集団扱特約を付加します。

第 11 条　保険料の払込猶予期間

① 第２回目以後の保険料の払込については、払込期月（第９条）の翌月初日から翌々月の契約日（第８条）の応当日まで(備-1)の猶予期間があります。

② 第①項の払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれなかった場合(備-2)には、保険契約は、その払込猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合、第 20 条「保険契約の失効」の規定によって取り扱います。

第 11 条　備考

(備-1) 「払込期月の基準日」（第９条）が２月、６月、11 月の各末日の場合、その保険料の払込猶予期間はそれぞれ４月、８月、１月の各末日までとします。

(備-2) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第 12 条　払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱

① 保険料の払込猶予期間（第 11 条）中に保険金(備-1)の支払事由が発生し、保険金(備-1)を支払う場合(備-2)には、すでに「払込期月の基準日」（第９条）の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

② 払込猶予期間中に保険料の払込の免除事由（第４条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-3)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第 12 条　備考

(備-1) 満期保険金（第１条）、死亡保険金（第２条）または高度障害保険金（第３条）をいいます。

(備-2) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険金(備-1)の支払事由が発生したときには、保険料の払込猶予期間中に保険金(備-1)の支払事由が発生したものとして取り扱います。

(備-3) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに未払込の保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに未払込の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第 13 条　保険料の前納

① 保険料の払込方法〈回数〉が年払の場合、保険契約者は、当会社が定める期間中の保険料について、前納(備-1)をすることができます。なお、保険料の払込方法〈回数〉が月払または半年払の場合には、保険料の払込方法〈回数〉を年払に変更してください。

② 保険料を前納(備-1)する場合には、当会社の定めた率による割引をします。

③ 保険料前納金は、毎年、当会社の定めた率の複利による利息をつけて積み立てておき、「払込期月の基準日」（第９条）ごとに保険料の払込に充当します。

④ 次の(1)から(4)のどれかの場合で、保険料前納金の残額(備-2)があるときには、保険契約者(備-3)に払い戻します。

(1) 前納期間(備-4)が満了した場合

(2) 保険料の払込を要しなくなった場合（第４・33 条）

(3) 保険契約が消滅した場合（第 16・17・19・20・21 条）

(4) 保険金額を減額した場合（第 32 条）

第 13 条　備考
(備-1) 将来の保険料をあらかじめ一時に払い込むことをいいます。
(備-2) 保険金額を減額した場合には、減額部分に対応する保険料前納金の残額とします。
(備-3) 満期保険金（第 1 条）、死亡保険金（第 2 条）または高度障害保険金（第 3 条）を支払う場合には、その受取人とします。
(備-4) 「前納期間」とは、前納された保険料が充当される期間をいいます。

第 3 章　保険契約の無効および消滅

第14条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効

① 保険契約者、被保険者または保険金受取人(備-1)の詐欺によって、保険契約の締結または保険契約の復活（第 6・24 条）が行なわれた場合には、当会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
② 第①項の保険契約の取消は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または保険金受取人(備-1)に取消の通知をします。
③ 保険契約者が死亡保険金もしくは高度障害保険金を不法に取得する目的または他人に死亡保険金もしくは高度障害保険金を不法に取得させる目的をもって、保険契約の締結または保険契約の復活が行なわれた場合には、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
④ 第①項から第③項によって当会社が保険契約を取り消した場合または保険契約が無効となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を返還することを要します。

第 14 条　備考
(備-1) 満期保険金受取人、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人をいいます。

第 15 条　年齢の誤りによる保険契約の取消

① 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢（第 39 条）に誤りがあった場合で、契約日（第 8 条）における実際の年齢およびその誤りが発見された日における実際の年齢が、どちらも「契約締結年齢(備-1)」の範囲外であったときには、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
② 第①項によって保険契約が取消となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を払い戻すこととなった保険料から差し引き、なお不足するときには、その不足額を返還することを要します。
③ 第①項に該当しなかった場合には、保険契約は取消としないで、第 40 条「年齢の誤りの処理」の規定によって取り扱います。

第 15 条　備考
(備-1) 当会社の定めたこの保険契約を締結（第 6 条）することができる年齢をいいます。

第 16 条　支払事由の発生による保険契約の消滅

次のどれかに該当した場合には、保険契約は、それぞれの時に消滅します。
(1) 被保険者が保険期間満了時まで生存した場合には、保険期間満了時
(2) 被保険者が保険期間中に死亡した場合には、被保険者が死亡した時
(3) 被保険者が保険期間中に高度障害状態（第 3 条）となり、高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態となった時

第 17 条　告知義務違反による保険契約の解除および死亡保険金・高度障害保険金の不支払等

① 保険契約者または被保険者(備-1)が、保険契約の締結または保険契約の復活（第 6・24 条）の際に、当会社が告知を求めた事項（第 7 条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。
② 当会社は、死亡保険金もしくは高度障害保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由（第 4 条）が発生した後でも、第①項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。
(1) 当会社は、死亡保険金または高度障害保険金を支払いません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-2)を返還することを要します。
(2) 当会社は、保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。
③ 第②項の場合でも、死亡保険金もしくは高度障害保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人が証明した場合には、その支払または払込の免除を行ないます。
④ この第 17 条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人に解除の通知をします。
⑤ この第 17 条によって保険契約を解除した場合には、当会社は、解約払戻金（第 23 条）を保険契約者に支払います。

第 17 条　備考
(備-1) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。
(備-2) この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

第 18 条　保険契約を解除できない場合

① 当会社は、次の(1)から(5)のどれかに該当した場合には、第 17 条に規定する保険契約の解除を行なうことはできません。
(1) 当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第 6・24 条）の際に、解除の原因となる事実を知っていた場合または過失によって知らなかった場合
(2) 保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者が第 7 条の告知をすることを妨げた場合
(3) 保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者に対し、第 7 条の告知をしないことを勧めた場合、または不実の告知をすることを勧めた場合
(4) 当会社が解除の原因を知った日からその日を含めて 1 ヵ月を経過した場合
(5) 保険契約が、給付責任開始の日（第 8 条）からその日を含めて 2 年をこえて有効に継続した場合。ただし、給付責任開始の日からその日を含めて 2 年以内に、解除の原因となる事実により、高度障害保険金の支払事由（第 3 条）または保険料の払込の免除事由（第 4 条）が発生したときには、保険契約が、給付責任開始の日からその日を含めて 2 年をこえて有効に継続した後でも、第 17 条に規定する保険契約の解除をすることができます。
② 第①項(2)および(3)の規定は、それぞれに規定する保険媒介者(備-1)の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当会社が告知を求めた事項（第 7 条）について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第 18 条　備考
(備-1) 「保険媒介者」とは、当会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。

第 19 条　重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等

① 当会社は、次の(1)から(6)のどれかに該当する事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向って解除することができます。
(1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金(備-1)を詐取する目的でまたは他人に死亡保険金(備-1)を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合
(2) 保険契約者、被保険者または高度障害保険金の受取人がこの保険契約の高度障害保険金（第 3 条）を詐取する目的でまたは他人にこの保険契約の高度障害保険金を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合
(3) 保険契約者または被保険者が当会社にこの保険契約の保険料の払込の免除（第 4 条）を行なわせる目的で、事故招致(備-2)をした場合
(4) この保険契約の保険金(備-3)の支払請求またはこの保険契約の保険料の払込の免除の請求に関し、保険金(備-3)の受取人(備-4)に詐欺行為(備-2)があった場合
(5) 保険契約者、被保険者または保険金(備-3)の受取人が、次の(ｱ)から(ｳ)のどれかに該当する場合
(ｱ) 反社会的勢力(備-5)に該当すると認められること
(ｲ) 反社会的勢力(備-5)に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
(ｳ) 反社会的勢力(備-5)を不当に利用していると認められること

(Ⅰ) 保険契約者または保険金(備-3)の受取人が法人の場合、反社会的勢力(備-5)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
(ｶ) その他反社会的勢力(備-5)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(6) 当会社の保険契約者、被保険者または保険金(備-3)の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする(1)から(5)と同等の重大な事由がある場合(備-6)

② 当会社は、保険金(備-3)の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した後でも、第①項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。
(1) 当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に保険金(備-3)の支払事由が発生した場合、その支払事由による保険金(備-3)(備-7)の支払を行ないません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-8)を返還することを要します。
(2) 当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に保険料の払込の免除事由が発生した場合、その免除事由による保険料の払込の免除を行ないません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。

③ この第19条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または保険金(備-3)の受取人に解除の通知をします。

④ この第19条によってこの保険契約を解除した場合には、当会社は、解約払戻金（第23条）(備-9)を保険契約者に支払います。

第19条　備考
(備-1) 「死亡保険金」には、この保険契約の死亡保険金（第2条）のほか、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称を問いません。
(備-2) 未遂を含みます。
(備-3) 「保険金」とは、満期保険金（第1条）、死亡保険金（第2条）または高度障害保険金（第3条）をいいます。
(備-4) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-5) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
(備-6) 例えば、この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除される場合、または保険契約者、被保険者もしくは保険金(備-3)の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合などが該当することがあります。
(備-7) 第①項(5)のみに該当した場合で、第①項(5)(ｱ)から(ｶ)までに該当したのが保険金(備-3)の受取人のみであり、その保険金(備-3)の受取人が保険金(備-3)の一部の受取人であるときは、その受取人の受取部分の保険金(備-3)とします。
(備-8) この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。
(備-9) 第①項(5)のみに該当した場合で、保険金(備-3)の一部の受取人に対して第②項(1)の規定を適用し、その受取人の受取部分の保険金(備-3)を支払わないときは、その支払わない部分についての解約払戻金とします。

第20条　保険契約の失効

① 保険契約が効力を失った後は、当会社は、給付責任（第8条）を負いません。

② 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、次の(1)または(2)の請求をすることができます。
(1) 解約払戻金（第23条）の支払請求
(2) 保険契約の復活（第24条）の請求

第21条　保険契約者による保険契約の解約

保険契約者は、いつでも、将来に向って保険契約を解約し、解約払戻金（第23条）の支払を請求することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。

第22条　保険金受取人による保険契約の存続

① 債権者等(備-1)による保険契約の解約（第21条）は、解約の通知が当会社に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。

② 第①項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の(1)および(2)をともに満たす死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等(備-1)に支払うべき金額を債権者等(備-1)に支払い、かつ当会社にその旨を通知したときは、第①項の解約はその効力を生じません。
(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2) 保険契約者ではないこと

③ 第②項の規定により、保険契約を存続させる場合、当会社は、手続書類（別表1）の提出を求めます。

④ 第①項の解約の通知が当会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金(備-2)の支払事由が生じ、当会社が保険金(備-2)を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等(備-1)に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等(備-1)に支払った金額を差し引いた残額を、その保険金(備-2)の受取人に支払います。

第22条　備考
(備-1) 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。
(備-2) 満期保険金（第1条）、死亡保険金（第2条）または高度障害保険金（第3条）をいいます。

第23条　解約払戻金

当会社は、保険契約の締結（第6条）の際に、当会社の定める経過年数に応じて計算した解約払戻金額を保険契約者に通知します。

第4章　失効した保険契約の復活

第24条　失効した保険契約の復活

① 保険契約者は、保険契約が効力を失った日（第11条第②項、第35条第③項）からその日を含めて3年以内は、その効力を回復させるため、保険契約の復活の請求（第6条）を行なうことができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。ただし、保険契約者が解約払戻金の支払請求（第20条）を行なった後は、保険契約の復活を請求することはできません。

② 当会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、延滞した保険料(備-1)を払い込んでください。

第24条　備考
(備-1) 「延滞した保険料」とは、復活した時までにすでに「払込期月の基準日」（第9条）の到来していた未払込の保険料のことをいいます。

第5章　契約者配当

第25条　契約者配当金の割当

① 当会社は、当会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、毎事業年度末（毎年3月31日）に、次のそれぞれの場合に契約者配当金を割り当てます。
(1) 保険契約が、その事業年度末に契約日（第8条）からその日を含めて1年をこえて有効に継続している場合
(2) 翌事業年度中に保険期間満了となる場合(備-1)
(3) 翌事業年度中の契約応当日（第9条）以後に死亡保険金または高度障害保険金の支払によって保険契約が消滅する場合

② 第①項の場合のほか、当会社は、保険契約が契約日から所定の年数を経過し、かつ所定の要件を満たした場合にも、契約者配当金を割り当てることがあります。

第25条　備考
(備-1) この保険契約に付加された保険金または給付金の支払その他の給付を行なう特約の保険期間が満了となる場合を含みます。

第26条　契約者配当金の支払

① 第25条第①項(1)の規定によって割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中に次の(1)から(3)の方法のどれかによって支払います。なお、積み立てられた契約者配当金の支払請求をする場合には、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。
(1) 翌事業年度中の契約応当日（第9条）に有効に継続しているとき、および、翌事業年度中の契約応当日にこの保険契約が有効に継続している場合で付加されている給付特約(備-1)の保険期間が満了するときには、翌事業年度中の契約応当日から、当会社の定めた率の複利による利息をつけて契約者配当金を積み立てておき、保険契約者の支払請求があった場合または保険契約が消滅した場合（第16・17・19・20・21条）に、現金で支払います。この場合、その契約応当日の前日までの保険料が払い込まれていることを要します。
(2) 翌事業年度中に満期保険金を支払うときには満期保険金とともに現金で支払います。

(3) 翌事業年度中の契約応当日前に、死亡保険金または高度障害保険金の支払によって消滅するときには、死亡保険金または高度障害保険金とともに現金で支払います。

② 第25条第①項(2)の規定によって割り当てた契約者配当金は、次の(1)または(2)の方法によって支払います。なお、(1)および(2)のどちらの場合にも、保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていることを要します。

(1) 満期保険金を支払うときには満期保険金とともに現金で支払います。

(2) この保険契約の保険期間中に付加されている給付特約(備-1)の保険期間が満了するときには、翌事業年度中の契約応当日に、第①項(1)の方法によって支払います。

③ 第25条第①項(3)の規定によって割り当てた契約者配当金は、死亡保険金または高度障害保険金とともに現金で支払います。

④ 第25条第①項の規定によって割り当てた契約者配当金のうち、第①項から第③項のどれにも該当しなかった契約者配当金は、契約者配当準備金に繰り入れます。

⑤ 第25条第②項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定めた方法によって支払います。この場合、一時払特殊養老保険の一時払保険料に充当する方法によって支払う契約者配当金については、「契約者配当金特殊支払特則」によるものとします。

⑥ 契約者配当金の受取人は、次のとおりとします。

(1) 保険金(備-2)を支払う場合には、その受取人

(2) その他の場合には、保険契約者

第26条 備考

(備-1) 「給付特約」とは、保険金または給付金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

(備-2) 満期保険金（第1条）、死亡保険金（第2条）または高度障害保険金（第3条）をいいます。

第6章 保険契約の内容の変更

第27条 保険契約者の変更

① 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約についての一切の権利義務を第三者に承継させて、その第三者を新たな保険契約者とすることができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。

② 保険契約者を変更した場合には、当会社は、保険証券に変更後の保険契約者を表示します。

第28条 当会社への通知による保険金受取人の変更

① 保険契約者は、保険金(備-1)の支払事由（第1・2・3条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、当会社に対する通知により、保険金受取人(備-2)を変更することができます。ただし、次の場合には、被保険者の同意を要しません。なお、変更後の高度障害保険金の受取人は、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかとします。

(1) 満期保険金受取人を変更する場合

(2) 高度障害保険金の受取人を変更する場合で、変更後の高度障害保険金の受取人が被保険者となる場合

② 第①項の規定により、保険金受取人(備-2)を変更する場合、当会社は、保険契約者に手続書類（別表1）の提出を求めます。

③ 第①項の規定により、保険金受取人(備-2)が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の保険金受取人(備-2)を表示します。

④ 第①項の通知が当会社に到達する前に変更前の保険金受取人(備-2)に保険金(備-1)を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人(備-2)から保険金(備-1)の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

第28条 備考

(備-1) 満期保険金（第1条）、死亡保険金（第2条）または高度障害保険金（第3条）をいいます。

(備-2) 満期保険金受取人、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人をいいます。

第29条 遺言による保険金受取人の変更

① 第28条に定めるほか、保険契約者は、保険金(備-1)の支払事由（第1・2・3条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人(備-2)を変更することができます。なお、変更後の高度障害保険金の受取人は、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかとします。

② 第①項の保険金受取人(備-2)の変更は、次の場合を除き、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

(1) 満期保険金受取人を変更する場合

(2) 高度障害保険金の受取人を変更する場合で、変更後の高度障害保険金の受取人が被保険者となる場合

③ 第①項および第②項による保険金受取人(備-2)の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することはできません。

④ 第①項および第②項の規定により、保険金受取人(備-2)を変更する場合、当会社は、保険契約者の相続人に手続書類（別表1）の提出を求めます。

⑤ 第①項および第②項の規定により、保険金受取人(備-2)が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の保険金受取人(備-2)を表示します。

第29条 備考

(備-1) 満期保険金（第1条）、死亡保険金（第2条）または高度障害保険金（第3条）をいいます。

(備-2) 満期保険金受取人、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人をいいます。

第30条 保険金受取人の死亡

① 保険金(備-1)の受取人が保険金(備-1)の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金(備-1)の受取人とします。

② 第①項の規定により保険金(備-1)の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第①項の規定により保険金(備-1)の受取人となった者のうち生存している他の保険金(備-1)の受取人を保険金(備-1)の受取人とします。

③ 第①項および第②項により保険金(備-1)の受取人となった者(備-2)が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第30条 備考

(備-1) 満期保険金（第1条）、死亡保険金（第2条）または高度障害保険金（第3条）をいいます。

(備-2) 第①項および第②項の規定により保険金(備-1)の受取人となった者が死亡し、第①項および第②項の規定によりあらたに保険金(備-1)の受取人となった者を含みます。

第31条 保険期間・保険料払込期間の短縮

① 保険契約者は、当会社の承諾を得て、保険期間および保険料払込期間を短縮することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。ただし、短縮後の保険期間および保険料払込期間が当会社の定めた取扱範囲外となる場合には短縮することはできません。

② 保険期間および保険料払込期間を短縮した場合には、次のとおりとします。

(1) 当会社の定めた方法によって計算した金額を次のとおり精算します。

(ｱ) 払い戻す金額がある場合には、保険契約者に払い戻します。

(ｲ) 当会社への払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに払い込むことを要します。

(2) 保険料は、次回払込期月（第4条）からあらためます。

(3) 保険契約者に保険期間および保険料払込期間を短縮したことを通知します。

第32条 保険金額の減額

① 保険契約者は、満期保険金額および死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後の満期保険金額および死亡保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、減額することはできません。

② 満期保険金額および死亡保険金額を減額した場合には、次のとおりとします。

(1) 減額部分は解約されたものとし、その解約払戻金（第23条）を保険契約者に支払います。

(2) 保険料は、減額後の満期保険金額および死亡保険金額によって、次回払込期月（第4条）からあらためます。

(3) 保険契約者に満期保険金額および死亡保険金額を減額したことを通知します。

第33条 払済養老保険への変更

① 保険契約者は、保険料払込期間中、当会社の定めた取扱基準によって、次回払込期月（第4条）以後の保険料を払い込まないこととし、保険契約を次の(1)から(3)に規定する内容の払済養老保険に変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。ただし、変更後の満期保険金額および死亡保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、変更することができません。

(1) 保険種類は、この保険契約と同種類で、満期保険金額と死亡保険金額とを同額とする養老保険とします。

(2) 保険期間は、変更前の保険契約の保険期間の残存期間とします。

(3) 満期保険金額および死亡保険金額は、次の(ｱ)および(ｲ)の合計額によって計算した金額にあらためます。この場合、現金貸付金（第34条）があったときには、その元利合計額を(ｱ)および(ｲ)の合計額から差し引いて計算します。

(ｲ) 変更前の保険契約の解約払戻金額（第 23 条）
(ﾛ) 未経過保険料（第 9 条第④項）
② 払済養老保険に変更した場合には、保険契約者に払済養老保険に変更したことを通知します。

第 7 章　保険契約者に対する現金貸付および貸付金の返済

第 34 条　保険契約者に対する現金貸付

① 保険契約者は、当会社の定めた借用条項にもとづいて、次の金額の範囲内で、現金貸付を受けることができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、現金貸付金が当会社の定めた金額に満たない場合には、現金貸付を行ないません。
(1) 保険料払込中の保険契約については、貸付時の解約払戻金と満期保険金額とのいずれか少ない額の 9 割
(2) 保険料払込済の保険契約については、貸付時の解約払戻金と満期保険金額とのいずれか少ない額の 8 割
② 現金貸付を行なう際に、すでにこの第 34 条の現金貸付金があった場合には、当会社は、その元利合計額を、新たな現金貸付金から差し引きます。
③ 現金貸付金の利息は、当会社の定めた利率によって、貸付を行なった日の翌日から計算し、貸付を行なった日の毎年の応当日ごとに元金に繰り入れます。
④ この第 34 条の現金貸付金の返済については、第 35 条「貸付金の返済」の規定によって取り扱います。

第 35 条　貸付金の返済

① 保険契約者は、保険期間中、いつでも、現金貸付金（第 34 条）の元利合計額の全部または一部を返済することができます。ただし、その元利合計額の一部を返済する場合、その返済額は当会社の定めた金額以上であることを要します。
② 当会社は、保険契約が、次の(1)から(3)のどれかに該当した場合で、現金貸付金があったときには、その元利合計額を、当会社の支払うこととなった金額または変更に際して充当することとなった金額から差し引きます。
(1) 保険契約が消滅した場合（第 16・17・19・20・21 条）
(2) 保険金額の減額を行なう場合（第 32 条）
(3) 払済養老保険への変更を行なう場合（第 33 条）
③ 現金貸付金の元利合計額が、解約払戻金額（第 23 条）をこえることとなった場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、当会社の定めた方法によって計算した金額を払い込んでください。この場合、その金額が当会社の指定した日までに払い込まれなかったときには、保険契約は、現金貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえることとなった時から効力を失います。なお、当会社が、この保険契約の復活の請求を承諾した場合には、保険契約者は、延滞した保険料とその利息との合計額（第 24 条）とともに、当会社の定めた方法によって計算した金額を払い込んでください。

第 8 章　その他の事項

第 36 条　保険契約者・保険金受取人・高度障害保険金の受取人の代表者

① この保険契約について、保険契約者、満期保険金受取人、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人が 2 人以上ある場合には、それぞれ代表者 1 人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の人を代理するものとします。
② 第①項の代表者が定まらない場合またはその住所もしくは居所が不明である場合には、当会社が保険契約者、満期保険金受取人、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人の 1 人に対して行なった行為は、それぞれ他の人に対してもその効力を生じます。

第 37 条　保険契約者の連帯責任

この保険契約について、保険契約者が 2 人以上ある場合には、それぞれの保険契約者は、連帯して保険契約についての責任を負うものとします。

第 38 条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務

① 保険契約者が住所を変更した場合には、ただちに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。
② 保険契約者が第①項の通知をしなかった場合には、当会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

第 39 条　年齢の計算

被保険者の年齢は、満年で計算し、1 年未満の端数は切り捨てます。

第 40 条　年齢の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合で、第 15 条「年齢の誤りによる保険契約の取消」の規定に該当しなかったときには、次の(1)または(2)によって取り扱います。
(1) 契約日（第 8 条）における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の範囲内であった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の年齢にもとづいて保険料をあらため、過不足金額を精算します。
(2) 契約日における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の最低年齢に満たなかった場合でも、その事実が発見された日における年齢が、その最低年齢以上となっていたときには、当会社の定めた方法によって、その最低年齢になった日を契約日として保険料をあらため、過不足金額を精算します。

第 40 条　備考
(備-1) 当会社の定めたこの保険契約を締結（第 6 条）することができる年齢をいいます。

第 41 条　性別の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の性別にもとづいて保険料をあらため、過不足金額を精算します。

第 42 条　契約内容の登録

① 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下、この第 42 条において「協会」といいます。）に登録します。
(1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
(2) 死亡保険金の金額
(3) 契約日（復活が行なわれた場合は、最後の復活の日とします。以下、第②項において同様とします。）
(4) 当会社名
② 第①項の登録の期間は、契約日から 5 年（契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から 5 年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、この第 42 条において「各生命保険会社等」といいます。）は、第①項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、この第 42 条において同様とします。）の申込（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満 15 歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第①項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
④ 各生命保険会社等は、第②項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第③項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加の承諾を含みます。以下、この第 42 条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。
⑤ 各生命保険会社等は、契約日（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加が行なわれた場合は、最後の復活、保険金額の増額、復旧または特約の付加の日とします。以下、この第⑤項において同様とします。）から 5 年（契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から 5 年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第①項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
⑨ 第③項、第④項および第⑤項中、「被保険者」、「保険契約」、「死亡保険金」、「災害死亡保険金」、「保険金額」、「高度障害保険金」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「共済契約」、「死亡共済金」、「災害死亡共済金」、「共済金額」、「後遺障害共済金」と読み替えます。

第 43 条　管轄裁判所

この保険契約に関する訴訟については、当会社の本店または保険契約者、満期保険金受取人、死亡保険金受取人もしくは高度障害保険金の受取人の住所地(備-1)を管轄する日本国内の地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とします。

第 43 条　備考

(備-1)　保険契約者、満期保険金受取人、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人が 2 人以上ある場合には、第 36 条に規定する代表者の住所地とします。

第 44 条　時効による請求権の消滅

保険金(備-1)、契約者配当金、解約払戻金その他払い戻すこととなる金額を請求する権利または保険料の払込の免除を請求する権利は、これらを行使することができる時から 3 年間行使しない場合には、消滅します。

第 44 条　備考

(備-1)　満期保険金（第 1 条）、死亡保険金（第 2 条）または高度障害保険金（第 3 条）をいいます。

第 45 条　準拠法

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第 46 条　給付特約付加に関する特則の適用

この保険契約に、給付特約(備-1)を付加した場合には、「給付特約付加に関する特則」を適用します。

第 46 条　備考

(備-1)　「給付特約」とは、保険金または給付金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第 47 条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱

①　保険契約の申込（第 6 条）の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の(1)から(3)の 1 または 2 以上の契約条件を付加して保険契約を締結することがあります。この場合、保険料、給付内容または保険契約の内容の変更等については、この第 47 条の規定を適用して取り扱います。

(1)　保険料の変更

この保険契約の払い込むべき保険料を、申込の時の金額から、当会社の定める方法によりあらためて計算したその申込の時の金額を上回る金額に変更します。

(2)　死亡保険金額の削減

契約日（第 8 条）以後、当会社の定めた削減期間中に死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が発生した場合には、死亡保険金または高度障害保険金の支払金額は、その支払事由が発生した保険年度(備-1)に応じて、次の割合を乗じて得た金額に削減します。ただし、不慮の事故（別表 2）または別表 5 に定める感染症を直接の原因として死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が発生したときには、この削減は行ないません。

保険年度 / 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1　年	5.0 割	－	－	－	－
2　年	3.0 割	6.0 割	－	－	－
3　年	2.5 割	5.0 割	7.5 割	－	－
4　年	2.0 割	4.0 割	6.0 割	8.0 割	－
5　年	1.5 割	3.0 割	4.5 割	6.0 割	8.0 割

(3)　特定障害の不担保

(ｱ)　当会社の定めた不担保期間中に、別表 3 に定める高度障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、高度障害保険金の支払事由が発生した場合には、第 3 条の規定にかかわらず、高度障害保険金を支払いません。

(ｲ)　当会社の定めた不担保期間中に、別表 4 に定める身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第 4 条の規定にかかわらず、保険料の払込を免除しません。

②　第①項の規定によって契約条件を付加して保険契約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券に記載します。

③　第①項の契約条件を付加して締結した保険契約については、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日から給付責任（第 8 条）を開始します。ただし、(2)に該当する場合で、保険契約者が、当会社の付加する契約条件を承諾する際に、特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日(備-2)を給付責任開始の日にすることができます。

(1)　保険契約者が承諾した後に、第 1 回保険料が払い込まれた場合

「第 1 回保険料が払い込まれた日」

(2)　第 1 回保険料に相当する金額(備-3)が払い込まれた後に、保険契約者が承諾した場合

「第 1 回保険料に相当する金額(備-3)が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

④　第①項(2)の「死亡保険金額の削減」の契約条件を付加した保険契約(備-4)については、削減期間中、払済養老保険への変更を取り扱いません。

⑤　この保険契約の給付特約(備-5)にその特約条項に定める契約条件が付加された場合、その給付特約(備-5)の保険料、給付内容または契約内容変更等については、その特約条項に定めるとおり取り扱います。

第 47 条　備考

(備-1)　「保険年度」とは、契約日または契約応当日（第 9 条第①項）から直後に到来する契約応当日の前日までの期間をいいます。

(備-2)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、「保険契約者が承諾した日」と「当会社への払込を要する金額を払い込んだ日」とのいずれか遅い日とします。

(備-3)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、その条件を付加する前の金額を「第 1 回保険料に相当する金額」とみなします。

(備-4)　この保険契約に給付特約(備-5)を付加した場合には、その付加した給付特約(備-5)を含みます。

(備-5)　「給付特約」とは、保険金または給付金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第 48 条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱

①　保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、情報端末(備-1)を用いることによっても、保険契約の申込もしくは復活の請求（第 6・24 条）または告知（第 7 条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

(1)　保険契約者は、当会社の定めた保険契約申込書または請求書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、保険契約の申込または復活の請求をすることができるものとします。

(2)　保険契約者または被保険者(備-3)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示することにより当会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、告知することができるものとします。また、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項についてその医師に口頭で告知する際、その医師は告知された内容を情報端末(備-1)に入力することがあります。この場合、保険契約者または被保険者(備-3)は、口頭でした告知に関し、その医師が情報端末(備-1)に入力した事項を確認してください。

②　第①項の規定により保険契約の申込もしくは復活の請求または告知を行なった場合、当会社は、その保険契約の申込もしくは復活の請求または告知に関する書面等を保険契約者(備-4)に交付します。

第 48 条　備考

(備-1)　当会社の定める携帯端末などの情報処理機器をいいます。

(備-2)　当会社への送信にかえて情報端末(備-1)に保存する場合は、情報端末(備-1)への保存を含みます。

(備-3)　保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-4)　被保険者に関する書面等については、被保険者とします。

第 49 条　電磁的方法による告知をする場合の取扱

被保険者は、当会社の承諾を得て、電磁的方法(備-1)によっても、告知（第 7 条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

(1)　被保険者(備-2)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、当会社が電磁的方法(備-1)により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信することによって、告知することができるものとします。

(2)　当会社は、(1)により被保険者から送信された事項の受信をもって、被保険者の告知があったものとして取り扱います。この場合、当会社は、受信した被保険者の告知の内容を被保険者に通知(備-3)します。

第 49 条　備考

(備-1)　インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

(備-2)　被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-3)　電磁的方法による場合を含みます。

別　表

別表１　請求書類等

（「別表一覧」をご覧ください）

別表２　対象となる不慮の事故

（「別表一覧」をご覧ください）

別表３　対象となる高度障害状態

（「別表一覧」をご覧ください）

別表４　対象となる身体障害状態

（「別表一覧」をご覧ください）

別表５　対象となる感染症

（「別表一覧」をご覧ください）

無配当個人年金保険普通保険約款

〈目　次〉

第１章　年金の種類　93
- 第１条　年金の種類……93

第２章　年金、死亡給付金の支払および保険料の払込の免除　93
- 第２条　年金の支払……93
- 第３条　年金の分割払……94
- 第４条　年金の一時支払……94
- 第５条　年金証書の交付……94
- 第６条　年金開始日前の死亡給付金の支払およびその免責……94
- 第７条　保険料の払込の免除およびその免責……94
- 第８条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択……95

第３章　保険契約の締結および保険料の払込　95
- 第９条　保険契約の申込、復活の請求および承諾通知……95
- 第10条　保険契約者・被保険者の告知義務……96
- 第11条　当会社の給付責任の開始……96
- 第12条　保険料の払込方法〈回数〉および払込期月……96
- 第13条　保険料の払込方法〈経路〉……96
- 第14条　保険料の払込猶予期間……96
- 第15条　払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱……97
- 第16条　保険料の前納……97

第４章　保険契約の無効および消滅　97
- 第17条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効……97
- 第18条　年齢の誤りによる保険契約の取消……97
- 第19条　被保険者の死亡等による保険契約の消滅……97
- 第20条　告知義務違反による保険契約の解除および死亡給付金の不支払等……97
- 第21条　保険契約を解除できない場合……97
- 第22条　重大事由による保険契約の解除および死亡給付金・年金の不支払等……98
- 第23条　保険契約の失効……98
- 第24条　保険契約者による契約の解約……98
- 第25条　死亡給付金受取人による保険契約の存続……98
- 第26条　解約払戻金……99

第５章　失効した保険契約の復活　99
- 第27条　失効した保険契約の復活……99

第６章　契約者配当　99
- 第28条　契約者配当金……99

第７章　保険契約の内容の変更　99
- 第29条　年金開始による保険契約の承継……99
- 第30条　保険契約者の変更……99
- 第31条　当会社への通知による年金受取人・死亡給付金受取人・後継年金受取人の変更……99
- 第32条　遺言による死亡給付金受取人・年金受取人・後継年金受取人の変更……99
- 第33条　年金受取人・死亡給付金受取人・後継年金受取人の死亡……99
- 第34条　基本年金年額の減額……99
- 第35条　払済年金保険への変更……100
- 第36条　保険料払込期間の変更……100
- 第37条　年金開始日の変更……100
- 第38条　年金の種類の変更……100

第８章　保険契約者に対する現金貸付および貸付金の返済　100
- 第39条　保険契約者に対する現金貸付……100
- 第40条　貸付金の返済……100

第９章　その他の事項　100
- 第41条　保険契約者・死亡給付金受取人・年金受取人・後継年金受取人の代表者……100
- 第42条　保険契約者の連帯責任……100
- 第43条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務……100
- 第44条　年齢の計算……100
- 第45条　年齢の誤りの処理……101
- 第46条　性別の誤りの処理……101
- 第47条　管轄裁判所……101
- 第48条　時効による請求権の消滅……101
- 第49条　準拠法……101
- 第50条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱……101
- 第51条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱……101
- 第52条　電磁的方法による告知をする場合の取扱……101

別　表　101
- 別表１　請求書類等……101
- 別表２　対象となる不慮の事故……101
- 別表３　対象となる高度障害状態……101
- 別表４　対象となる身体障害状態……101

第１章　年金の種類

第１条　年金の種類

①　保険契約者は、保険契約の申込の際に、年金の種類について、次のいずれかを選択してください。
(1)　確定年金
(2)　保証期間付終身年金

②　第①項(1)「確定年金」を選択した場合、保険契約者は、保険契約の申込の際に、当会社の定めた範囲内で支払期間を選択するものとします。また、第①項(2)「保証期間付終身年金」を選択した場合、保険契約者は、保険契約の申込の際に、当会社の定めた範囲内で保証期間を選択するものとします。

第２章　年金、死亡給付金の支払および保険料の払込の免除

第２条　年金の支払

①　当会社は、次のとおり年金を年金受取人に支払います。

(1)　支払事由(備-1)	保険契約者が選択した年金の種類（第１条）に応じて、次のとおりとします。 (ｱ)　確定年金 支払期間（第１条）中の年金支払期日に被保険者が生存しているとき (ｲ)　保証期間付終身年金 保証期間（第１条）中および保証期間経過後の年金支払期日に被保険者が生存しているとき
(2)　支払金額	毎年の年金年額は、基本年金年額と同額とします。

②　第①項(1)「支払事由」に規定する年金支払期日について、第１回の年金支払期日は、年金開始日とし、第２回以後の年金支払期日は、年金開始日の毎年の応当日とします。

③　次の場合には、確定年金の支払期間中または保証期間付終身年金の保証期間中の年金のうち、未支払の年金の現価を一時に年金受取人に支払います。
(1)　確定年金については、被保険者が年金開始日以後に死亡した場合
(2)　保証期間付終身年金については、被保険者が年金開始日以後、保証期間中に死亡した場合

④　第③項の場合、年金受取人は、未支払の年金の現価の一時支払にかえて、確定年金の支払期間の残存期間中または保証期間付終身年金の保証期間の残存期間中の年金の継続支払を請求することができます。

⑤　保険契約者は、保険契約の申込の際に、保険契約者または被保険者のいずれかを年金受取人として指定してください。

⑥　年金受取人が法人以外の場合、保険契約者は、保険契約締結の際に、年金受取人の同意を得たうえで、後継年金受取人(備-2)を１人指定してください。

⑦　年金開始日以後に年金受取人が死亡した場合には、後継年金受取人(備-2)が、年金受取人の一切の権利義務を承継するものとし、新たに年金受取人となるものとします。この場合、年金受取人の一切の権利義務を承継した後継年金受取人(備-2)は、新たに後継年金受取人(備-2)を１人指定してください。

⑧　第⑦項の規定にかかわらず、故意に年金受取人または後継年金受取人(備-2)の先順位者もしくは同順位者（第33条）を死亡させた者は、後継年金受取人(備-2)としての取扱を受けることはできません。

第２条　備考
(備-1)　年金を支払う場合をいいます。
(備-2)　年金受取人が年金開始日以後死亡したときにその年金受取人の一切の権利義務を承継する者をいいます。

第３条　年金の分割払

① 年金受取人は、当会社の定めた分割回数の範囲内で、年金の分割払を請求することができます。ただし、分割後の１回あたりの支払金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、当会社は年金の分割払を取り扱いません。なお、年金の分割払を行なう場合には、当会社の定めた利率によって計算した利息をつけます。

② 年金の分割払を行なっている場合で、被保険者が死亡したときには、その死亡した日の属する保険年度の未支払の年金を一括して、年金受取人に支払います。

第４条　年金の一時支払

① 確定年金については、年金受取人は、年金開始日以後、支払期間中の未支払の年金の現価の一時支払を請求することができます。

② 保証期間付終身年金については、年金受取人は、年金開始日以後、保証期間中の未支払の年金の現価の一時支払を請求することができます。この場合でも、保証期間経過後最初の年金支払期日以後に被保険者が生存しているときには、年金を継続して支払います。また、この一時支払を行なった場合には、年金受取人に一時支払を行なったことを通知します。

第５条　年金証書の交付

当会社は、第１回年金を支払う際に、次の事項を記載した年金証書を年金受取人に交付します。

(1) 当会社名
(2) 被保険者の氏名
(3) 年金の受取人(備-1)の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
(4) 年金の種類および支払期間または保証期間
(5) 年金開始日
(6) 基本年金年額
(7) 年金証書を作成した年月日

第５条　備考
(備-1) 後継年金受取人(備-2)を指定または変更した場合、その後継年金受取人(備-2)を含みます。
(備-2) 年金受取人が年金開始日以後死亡したときにその年金受取人の一切の権利義務を承継する者をいいます。

第６条　年金開始日前の死亡給付金の支払およびその免責

当会社は、次のとおり死亡給付金を死亡給付金受取人に支払います。

(1) 支払事由(備-1)	被保険者が給付責任開始の日（第 11 条）以後年金開始日前に死亡した場合(備-2)
(2) 支払金額	当会社が定める方法で計算した金額 ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡した場合には、その原因によって死亡した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、死亡給付金額を削減して支払うことがあります。この場合でも、削減して支払う金額は、責任準備金額(備-3)を下まわることはありません。
(3) 免責事由(備-4)	被保険者が、次の(ｲ)から(ｳ)のどれかによって死亡した場合。この場合、(ｲ)によって支払事由(備-1)が発生したときを除き、責任準備金額(備-3)を保険契約者に支払います。 (ｲ) 給付責任開始の日からその日を含めて２年以内の被保険者の自殺 (ﾛ) 保険契約者の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合を除きます。 (ｳ) 死亡給付金受取人の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合または(ﾛ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｳ)に該当する場合、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額(備-3)を保険契約者に支払います。

第６条　備考
(備-1) 死亡給付金を支払う場合をいいます。
(備-2) 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときには、死亡給付金を支払います。
(備-3) 当会社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の保険給付に充てるべきものとして、保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。
(備-4) 支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が死亡給付金の支払を行なわない場合をいいます。

第７条　保険料の払込の免除およびその免責

① 当会社は、次のとおり保険料の払込を免除します。

(1) 免除事由(備-1)	被保険者が、次の(ｲ)または(ﾛ)のどちらかとなった場合 (ｲ) 被保険者が、給付責任開始の日（第 11 条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険料払込期間中に、別表３に定める高度障害状態に該当(備-2)(備-3)した場合 (ﾛ) 被保険者が、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故（別表２）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日以内の保険料払込期間中に、別表４に定める身体障害状態に該当(備-4)(備-5)(備-6)した場合
(2) 免除する保険料	次回払込期月(備-7)以後の保険料 ただし、次の(ｲ)または(ﾛ)のどちらかに該当した場合には、当会社は、その原因によって免除事由(備-1)に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、保険料の払込の免除額を削減することがあります。 (ｲ) 被保険者が、戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当した場合 (ﾛ) 被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって、身体障害状態に該当した場合
(3) 免責事由(備-8)	次の(ｲ)によって被保険者が高度障害状態に該当した場合または次の(ｲ)から(ｷ)のどれかによって被保険者が身体障害状態に該当した場合 (ｲ) 保険契約者または被保険者の故意 (ﾛ) 保険契約者または被保険者の重大な過失 (ﾊ) 被保険者の犯罪行為 (ﾆ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (ﾎ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ﾍ) 被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｷ) 被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

② 保険料の払込を免除した場合には、次のとおりとします。
(1) 保険料は、保険料の払込を免除した後も「払込期月の基準日」（第 12 条）ごとに払込があったものとして取り扱います。
(2) 保険料の払込を免除した後は、基本年金年額の減額、払済年金保険への変更、保険料払込期間の変更、年金開始日の変更、年金の種類の変更（第 34・35・36・37・38 条）は行ないません。
(3) 保険契約者に保険料の払込を免除したことを通知します。

第７条　備考
(備-1) 保険料の払込を免除する場合をいいます。
(備-2) 第①項(1)「免除事由」(ｲ)の高度障害状態について、給付責任開始の日前にすでに生じていた障害に、その障害の原因となった傷害または疾病と因果関係のない給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として生じた障害が加わることによって該当したときは、給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としてその高度障害状態に該当したものとして取り扱います。
(備-3) 第①項(1)「免除事由」(ｲ)の高度障害状態について、給付責任開始の日前に発病していた疾病によって該当したときでも、次の①または②の場合、その疾病によって該当した高度障害状態は、給付責任開始の日以後に発病した疾病によって該当したものとして取り扱います。
① 当会社が保険契約の締結または保険契約の復活（第９・27 条）の際の告知によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
② 次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合
(1) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。
(2) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。
(備-4) 第①項(1)「免除事由」(ﾛ)の身体障害状態について、給付責任開始の日前にすでに生じていた身体障害に、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として生じた身体障害が加わることによって該当したときでも、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。
(備-5) 第①項(1)「免除事由」(ﾛ)の身体障害状態について、不慮の事故の日からその日を含めて 180 日以内に、視力、聴力、上肢の用、上肢の関節の用、下肢の用、下肢の関節の用もしくは手指の用を全く失った状態または脊柱に著しい奇形もしくは著しい運動障害を残す状態には該当しているが、永久に継続するものとは認められなかった場合でも、保険料払込期間中に、その

状態が永久に継続すると認められたときには、その日に免除事由(備-1)に該当したものとして取り扱います。

(備-6) 第①項(1)「免除事由」(ｲ)の身体障害状態について、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として該当した場合でも、すでに不慮の事故以外を原因とする障害があり、かつ、その原因が給付責任開始の日以後に発生していたときには、そのすでにあった障害がなかったとしてもその身体障害状態に該当すると認められる場合に限り、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-7) 次の「払込期月の基準日」の属する払込期月（第 12 条）をいいます。

(備-8) 免除事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が保険料の払込の免除を行なわない場合をいいます。

第 8 条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択

① 年金もしくは死亡給付金の支払事由（第 2・6 条）または保険料の払込の免除事由（第 7 条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。

② その受取人(備-1)は、すみやかに請求に必要な書類（別表 1）を当会社に提出して、その請求をしてください。

③ 会社等の団体(備-2)を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その会社等の団体(備-2)から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約について、保険契約者である会社等の団体(備-2)が当該保険契約の死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等(備-3)として被保険者または死亡退職金等(備-3)の受給者に支払う場合には、死亡給付金の請求の際に、その受取人は、(1)または(2)の書類および(3)の書類を当会社に提出してください。ただし、死亡退職金等(備-3)の受給者が 2 人以上である場合には、そのうち 1 人からの提出で足りるものとします。

(1) 被保険者または死亡退職金等(備-3)の受給者の請求内容確認書

(2) 被保険者または死亡退職金等(備-3)の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類

(3) 保険契約者である会社等の団体(備-2)が受給者本人であることを確認した書類

④ 年金または死亡給付金(備-4)は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて 5 営業日以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。

⑤ 年金または死亡給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(5)に掲げる場合において、保険契約の締結時から年金または死亡給付金の請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認(備-5)を行ないます。この場合には、第④項の規定にかかわらず、年金または死亡給付金(備-4)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とします。また、当会社は、年金または死亡給付金の請求者にその旨を通知します。

(1) 年金または死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
年金または死亡給付金の支払事由に該当する事実の有無

(2) 死亡給付金の免責事由に該当する可能性がある場合
死亡給付金の支払事由が発生した原因

(3) 第 2 条「年金の支払」第⑧項に該当する可能性がある場合
年金受取人または後継年金受取人(備-6)の先順位者もしくは同順位者（第 33 条）が死亡した原因

(4) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

(5) この普通保険約款に定める重大事由（第 22 条）、詐欺または不法取得目的（第 17 条）に該当する可能性がある場合
(2)から(4)に定める事項、第 22 条「重大事由による保険契約の解除および死亡給付金・年金の不支払等」第①項(4)(ｱ)から(ｵ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、死亡給付金受取人、年金受取人もしくは後継年金受取人(備-6)の保険契約締結の目的もしくは年金もしくは死亡給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から年金もしくは死亡給付金の請求時までにおける事項

⑥ 第⑤項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第④項および第⑤項の規定にかかわらず、年金または死亡給付金(備-4)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-7)を経過する日とします。この場合、当会社は、年金または死亡給付金の請求者にその旨を通知します。

(1) 第⑤項(1)から(5)に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180 日

(2) 第⑤項(1)から(5)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180 日

(3) 第⑤項(1)から(5)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、年金受取人、死亡給付金受取人または後継年金受取人(備-6)を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第⑤項(1)から(5)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180 日

(4) 第⑤項(1)から(5)に定める事項についての日本国外における調査
180 日

⑦ 第⑤項または第⑥項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、年金受取人、死亡給付金受取人または後継年金受取人(備-6)が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-8)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または死亡給付金を支払いません。

⑧ 保険料の払込の免除についても、第④項から第⑦項の規定を準用します。

⑨ 解約払戻金（第 26 条）の支払請求があった場合についても、第④項と同様に取り扱います。

⑩ 死亡給付金受取人は、死亡給付金(備-4)を一時金で受け取る方法にかえて、当会社の定める期間の範囲内で、当会社の定めた率の複利による利息を付けて、すえ置いて受け取る方法を選択することができます。ただし、すえ置かれる死亡給付金(備-4)の額が当会社の定める金額以上であることを要します。

第 8 条　備考

(備-1) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。

(備-2) 「会社等の団体」とは、「官公署、会社、工場、組合等の団体」をいい、その団体の代表者を含みます。

(備-3) 「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

(備-4) 年金または死亡給付金とともに支払われることとなる金額を含みます。

(備-5) 当会社の指定した医師による診断を含みます。

(備-6) 年金受取人が年金開始日以後死亡したときにその年金受取人の一切の権利義務を承継する者をいいます。

(備-7) (1)から(4)の複数に該当する場合でも 180 日とします。

(備-8) 当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第 3 章　保険契約の締結および保険料の払込

第 9 条　保険契約の申込、復活の請求および承諾通知

① 保険契約を申し込む場合または保険契約者が保険契約の復活（第 27 条）を請求する場合には、被保険者の同意を得て、次の書面を当会社に提出してください。

(1) 当会社の定めた保険契約申込書または請求書

(2) 被保険者についての当会社の定めた告知書（第 10 条）

② 第①項の場合には、当会社は、当会社の定めた取扱基準によって、次のとおり取り扱います。

(1) 当会社の指定した医師によって被保険者の診断を行なうことがあります。

(2) 被保険者の診断書または健康状態その他についての資料の提出を求めることがあります。

③ 当会社が第①項の申込または請求を承諾した場合には、次のとおりとします。

(1) 保険契約の申込を承諾した場合
当会社は次の事項を記載した保険証券を交付します。また、保険証券の交付によって、承諾通知の代わりとします。なお、保険証券には保険契約を締結した年月日を記載しません。

(ｱ) 当会社名

(ｲ) 保険契約者の氏名または名称

(ｳ) 被保険者の氏名

(ｴ) 年金等(備-1)の受取人(備-2)の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項

(ｵ) 年金等(備-1)の支払事由および保険料の払込の免除事由

(ｶ) 年金開始日および年金の種類(備-3)

(ｷ) 年金等(備-1)の額

(ｸ) 保険料およびその払込方法〈回数〉

(ｹ) 契約日

(ｺ) 保険証券を作成した年月日

(2) 保険契約の復活の請求を承諾した場合
当会社は書面によって承諾の通知をするものとし、保険証券は交付しません。

第 9 条　備考

(備-1) 年金（第 2 条）または死亡給付金（第 6 条）をいいます。

(備-2) 後継年金受取人(備-4)を指定した場合、その後継年金受取人(備-4)を含みます。

(備-3) 年金の種類が確定年金の場合は、支払期間を含みます。また、年金の種類が保証期間付終身年金の場合は、保証期間を含みます。

(備-4) 年金受取人が年金開始日以後死亡したときにその年金受取人の一切の権利義務を承継する者をいいます。

第10条　保険契約者・被保険者の告知義務

当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第9・27条）の際、支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者(備-1)は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、保険契約者または被保険者(備-1)はその医師が書面に記入した内容を確認してください。

第10条　備考

(備-1) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

第11条　当会社の給付責任の開始

① 保険契約の締結または保険契約の復活（第9・27条）の場合には、当会社は、次の(1)または(2)の日から、給付責任(備-1)を開始します。

(1) 当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した後に、第1回保険料または当会社への払込を要する金額（第27条）が払い込まれた場合

(ｲ)保険契約の締結の場合	「第1回保険料が払い込まれた日」
(ﾛ)保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額が払い込まれた日」

(2) 第1回保険料または当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた後に、当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した場合

(ｲ)保険契約の締結の場合	「第1回保険料に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日
(ﾛ)保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

② 第①項に規定する給付責任開始の日の取扱については、次のとおりとします。

(1) 保険契約の締結の場合	給付責任開始の日を「契約日」とし、保険期間および保険料払込期間は、契約日を含めて計算します。
(2) 保険契約の復活の場合	給付責任開始の日を「復活日」とします。

第11条　備考

(備-1) 「給付責任」とは、「年金もしくは死亡給付金の支払事由（第2・6条）または保険料の払込の免除事由（第7条）が発生した場合に、当会社が、その支払または払込の免除を行なう責任」のことをいいます。

第12条　保険料の払込方法〈回数〉および払込期月

① 第2回目以後の保険料は、保険料払込期間中、次の払込方法〈回数〉の中から保険契約の申込の際に選択された払込方法〈回数〉によって、その払込期月内に払い込んでください。なお、払込期月は、次の「払込期月の基準日」の属する月の初日から末日までとし、払込方法〈回数〉による保険契約の呼称は、それぞれ次のとおりとします。

払込方法〈回数〉	払込期月の基準日	払込方法〈回数〉による保険契約の呼称
(1) 年　払（毎年1回払込）	契約応当日(備-1)(備-2)	「年払契約」
(2) 半年払（毎年2回払込）	契約日の半年ごとの応当日(備-2)	「半年払契約」
(3) 月　払（毎年12回払込）	契約日の毎月の応当日(備-2)	「月払契約」

② 保険契約者は、当会社の定めた取扱基準によって、保険料の払込方法〈回数〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。なお、保険契約者は次回払込期月（第7条）以降、最初に到来する変更後の払込方法〈回数〉の払込期月より、変更後の払込方法〈回数〉によって保険料を払い込んでください。

③ 「保険契約が消滅した場合」（第19・20・22・24条）または「保険料の払込を要しなくなった場合」（第7・35条）には、当会社は、それまでに払い込まれた第①項の保険料のうち、「払込期月の基準日」の到来していない保険料を保険契約者(備-3)に払い戻します。

④ 年払契約または半年払契約で、「保険契約が消滅した場合」または「保険料の払込が免除された場合」（第7条）には、それまでに払い込まれた保険料(備-4)の保険料期間(備-5)のうち、まだ経過していない期間の月数(備-6)に相当する保険料として、月割によって計算した「未経過保険料」(備-7)を保険契約者(備-3)に払い戻します。ただし、保険料の払込を要しなくなった場合には、その後に保険契約が消滅したとしても「未経過保険料」の払い戻しはありません。

⑤ 第①項の保険料が、払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに、死亡給付金の支払事由（第6条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

⑥ 第①項の保険料が、払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに、保険料の払込の免除事由が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日（第14条）までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-8)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第12条　備考

(備-1) 契約日（第11条）の毎年の応当日をいいます。
(備-2) 応当日がない場合には、その月の末日とします。
(備-3) 死亡給付金を支払う場合には、その受取人とします。
(備-4) 第⑤項または第15条「払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱」第①項の規定により当会社が支払うこととなった金額から差し引かれた未払込の保険料を含みます。
(備-5) その保険料の払込期月の基準日(備-9)から次回払込期月の基準日の前日までの期間をいいます。
(備-6) 次回払込期月の基準日の前日までの月数をいい、保険料期間(備-5)の月数未満の月数とします。なお、月数は、契約日の毎月の応当日(備-2)(備-9)から次の契約日の毎月の応当日(備-2)の前日までの期間を1ヵ月として計算し、1ヵ月未満の期間は切り捨てます。
(備-7) 保険契約の一部が消滅する場合、その消滅する部分については、消滅前後の保険料の差額について未経過保険料を計算します。
(備-8) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
(備-9) 第1回保険料の場合には、契約日とします。

第13条　保険料の払込方法〈経路〉

① 保険契約者は、保険契約の申込の際に保険料の払込方法〈経路〉について、次のどれかを選択してください。

(1) 口座振替払込	当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法で、保険契約者の指定する口座が当会社の指定した金融機関等に設置してある場合に限り、選択できます。(備-1) この払込方法〈経路〉を選択した場合には、その金融機関等に対して保険料の口座振替を委任してください。
(2) 振替送金払込	金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法で、当会社が承諾した場合に限り、選択できます。
(3) 団体・集団扱払込	所属団体または集団を通じて払い込む方法で、所属団体または集団と当会社との間に団体扱契約または集団扱契約が締結されている場合に限り、選択できます。(備-2)

② 保険契約者は、第①項の各号の保険料の払込方法〈経路〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。

③ 保険料の払込方法〈経路〉が、「口座振替払込」または「団体・集団扱払込」である保険契約において、その保険契約が、第①項に定める要件を満たさなくなったときまたは当会社の取扱基準に該当しなくなったときは、保険契約者は、第②項の規定により保険料の払込方法〈経路〉を他の保険料の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行なうまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第13条　備考

(備-1) 保険料の払込方法〈経路〉が「口座振替払込」の場合、「保険料口座振替特則」を適用します。
(備-2) 保険料の払込方法〈経路〉が「団体・集団扱払込」の場合、団体扱特約または集団扱特約を付加します。

第14条　保険料の払込猶予期間

① 第2回目以後の保険料の払込については、払込期月（第12条）の翌月初日から翌々月の契約日（第11条）の応当日まで(備-1)の猶予期間があります。

② 第①項の払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれなかった場合(備-2)には、保険契約は、その払込猶予期間満了の日の翌日か

ら効力を失います。この場合、第 23 条「保険契約の失効」の規定によって取り扱います。

第 14 条　備考
(備-1)　「払込期月の基準日」（第 12 条）が 2 月、6 月、11 月の各末日の場合、その保険料の払込猶予期間はそれぞれ 4 月、8 月、1 月の各末日までとします。
(備-2)　払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第 15 条　払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱

①　保険料の払込猶予期間（第 14 条）中に年金または死亡給付金の支払事由（第 2・6 条）が発生した場合(備-1)には、すでに「払込期月の基準日」（第 12 条）の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。
②　払込猶予期間中に保険料の払込の免除事由（第 7 条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-2)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第 15 条　備考
(備-1)　払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに年金または死亡給付金の支払事由が発生したときには、保険料の払込猶予期間中に年金または死亡給付金の支払事由が発生したものとして取り扱います。
(備-2)　払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに未払込の保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに未払込の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第 16 条　保険料の前納

①　保険料の払込方法〈回数〉が年払の場合、保険契約者は、当会社が定める期間中の保険料について、前納(備-1)をすることができます。なお、保険料の払込方法〈回数〉が月払または半年払の場合には、保険料の払込方法〈回数〉を年払に変更してください。
②　保険料を前納(備-1)する場合には、当会社の定めた率による割引をします。
③　保険料前納金は、毎年、当会社の定めた率の複利による利息をつけて積み立てておき、「払込期月の基準日」（第 12 条）ごとに保険料の払込に充当します。
④　次の(1)から(4)のどれかの場合で、保険料前納金の残額(備-2)があるときには、保険契約者(備-3)に払い戻します。
(1)　前納期間(備-4)が満了した場合
(2)　保険料の払込を要しなくなった場合（第 7・35 条）
(3)　保険契約が消滅した場合（第 19・20・22・23・24 条）
(4)　基本年金年額を減額した場合（第 34 条）

第 16 条　備考
(備-1)　将来の保険料をあらかじめ一時に払い込むことをいいます。
(備-2)　基本年金年額を減額した場合には、減額部分に対応する保険料前納金の残額とします。
(備-3)　死亡給付金を支払う場合には、その受取人とします。
(備-4)　「前納期間」とは、前納された保険料が充当される期間をいいます。

第 4 章　保険契約の無効および消滅

第17条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効

①　保険契約者、被保険者、年金受取人、死亡給付金受取人または後継年金受取人(備-1)の詐欺によって、保険契約の締結または保険契約の復活（第 9・27 条）が行なわれた場合には、当会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
②　第①項の保険契約の取消は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、年金受取人、死亡給付金受取人または後継年金受取人(備-1)に取消の通知をします。
③　保険契約者が死亡給付金（第 6 条）を不法に取得する目的または他人に死亡給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約の締結または保険契約の復活が行なわれた場合には、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
④　第①項から第③項によって当会社が保険契約を取り消した場合または保険契約が無効となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を返還することを要します。

第 17 条　備考
(備-1)　年金受取人が年金開始日以後死亡したときにその年金受取人の一切の権利義務を承継する者をいいます。

第 18 条　年齢の誤りによる保険契約の取消

①　保険契約申込書に記載された被保険者の年齢（第 44 条）に誤りがあった場合で、契約日（第 11 条）における実際の年齢およびその誤りが発見された日における実際の年齢が、どちらも「契約締結年齢(備-1)」の範囲外であったときには、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
②　第①項によって保険契約が取消となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を払い戻すこととなった保険料から差し引き、なお不足するときには、その不足額を返還することを要します。
③　第①項に該当しなかった場合には、保険契約は取消としないで、第 45 条「年齢の誤りの処理」の規定によって取り扱います。

第 18 条　備考
(備-1)　当会社の定めたこの保険契約を締結（第 9 条）することができる年齢をいいます。

第 19 条　被保険者の死亡等による保険契約の消滅

次のどれかに該当した場合には、保険契約は、それぞれの時に消滅します。
(1)　被保険者が死亡した場合には、被保険者が死亡した時。ただし、第 2 条第④項の規定によって、年金の継続支払を行なった場合を除きます。
(2)　確定年金の支払期間満了時
(3)　確定年金の一時支払（第 4 条）を行なった時
(4)　年金の継続支払を行なった保証期間付終身年金の保証期間満了時。ただし、年金の一時支払を行なった場合には、その一時支払を行なった時とします。

第20条　告知義務違反による保険契約の解除および死亡給付金の不支払等

①　保険契約者または被保険者(備-1)が、保険契約の締結または保険契約の復活（第 9・27 条）の際に、当会社が告知を求めた事項（第 10 条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。
②　当会社は、死亡給付金の支払事由（第 6 条）または保険料の払込の免除事由（第 7 条）が発生した後でも、第①項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。
(1)　当会社は、死亡給付金を支払いません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-2)を返還することを要します。
(2)　当会社は、保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。
③　第②項の場合でも、死亡給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が証明した場合には、その支払または払込の免除を行ないます。
④　この第 20 条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または死亡給付金受取人に解除の通知をします。
⑤　この第 20 条によって保険契約を解除した場合には、当会社は、解約払戻金（第 26 条）を保険契約者に支払います。

第 20 条　備考
(備-1)　保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。
(備-2)　この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

第 21 条　保険契約を解除できない場合

①　当会社は、次の(1)から(5)のどれかに該当した場合には、第 20 条に規定する保険契約の解除を行なうことはできません。
(1)　当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第 9・27 条）の際に、解除の原因となる事実を知っていた場合または過失によって知らなかった場合

(2) 保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者が第10条の告知をすることを妨げた場合
(3) 保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者に対し、第10条の告知をしないことを勧めた場合、または不実の告知をすることを勧めた場合
(4) 当会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1ヵ月を経過した場合
(5) 保険契約が、給付責任開始の日（第11条）からその日を含めて2年をこえて有効に継続した場合。ただし、給付責任開始の日からその日を含めて2年以内に、解除の原因となる事実により、保険料の払込の免除事由（第7条）が発生したときには、保険契約が、給付責任開始の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続した後でも、第20条に規定する保険契約の解除をすることができます。

② 第①項(2)および(3)の規定は、それぞれに規定する保険媒介者(備-1)の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当会社が告知を求めた事項（第10条）について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第21条　備考
(備-1) 「保険媒介者」とは、当会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。

第22条　重大事由による保険契約の解除および死亡給付金・年金の不支払等

① 当会社は、次の(1)から(5)のどれかに該当する事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向って解除することができます。
(1) 保険契約者または死亡給付金受取人が死亡給付金(備-1)を詐取する目的でまたは他人に死亡給付金(備-1)を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合
(2) 保険契約者または被保険者が当会社にこの保険契約の保険料の払込の免除（第7条）を行なわせる目的で、事故招致(備-2)をした場合
(3) この保険契約の年金または死亡給付金の支払請求またはこの保険契約の保険料の払込の免除の請求に関し、その受取人(備-3)に詐欺行為(備-2)があった場合
(4) 保険契約者、被保険者、年金受取人、死亡給付金受取人または後継年金受取人(備-4)が、次の(ｱ)から(ｶ)のどれかに該当する場合
(ｱ) 反社会的勢力(備-5)に該当すると認められること
(ｲ) 反社会的勢力(備-5)に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
(ｳ) 反社会的勢力(備-5)を不当に利用していると認められること
(ｴ) 保険契約者、年金受取人、死亡給付金受取人または後継年金受取人(備-4)が法人の場合、反社会的勢力(備-5)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
(ｵ) その他反社会的勢力(備-5)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5) 当会社の保険契約者、被保険者、年金受取人、死亡給付金受取人または後継年金受取人(備-4)に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする(1)から(4)と同等の重大な事由がある場合(備-6)

② 当会社は、年金もしくは死亡給付金の支払事由（第2・6条）または保険料の払込の免除事由が発生した後でも、第①項の規定によってこの保険契約(備-7)を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。
(1) 当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に年金または死亡給付金の支払事由が発生した場合、その支払事由による年金(備-8)または死亡給付金(備-9)の支払を行ないません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-10)を返還することを要します。
(2) 当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に保険料の払込の免除事由が発生した場合、その免除事由による保険料の払込の免除を行ないません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。

③ この第22条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、年金受取人、死亡給付金受取人または後継年金受取人(備-4)に解除の通知をします。

④ この第22条によってこの保険契約を解除した場合には、当会社は、解約払戻金（第26条）(備-11)(備-12)を保険契約者(備-13)に支払います。

第22条　備考
(備-1) 「死亡給付金」には、この保険契約の死亡給付金（第6条）のほか、他の保険契約の死亡給付金を含み、保険種類および給付の名称を問いません。
(備-2) 未遂を含みます。
(備-3) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-4) 年金受取人が年金開始日以後死亡したときにその年金受取人の一切の権利義務を承継する者をいいます。
(備-5) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
(備-6) 例えば、他の保険契約が重大事由によって解除される場合、または保険契約者、被保険者、年金受取人、死亡給付金受取人もしくは後継年金受取人(備-4)が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合などが該当することがあります。
(備-7) 年金の種類（第1条）が保証期間付終身年金であって、第①項(4)のみに該当した場合で、一部の年金受取人に対し第②項(1)の規定を適用し、その年金受取人の受取部分の年金を支払わないときは、保険契約のうち、その支払わない部分に限るものとします。
(備-8) 年金の種類が保証期間付終身年金であって、かつ年金開始日以後に第①項(4)のみに該当した場合、第①項(4)(ｱ)から(ｶ)までに該当したのが年金受取人のみであり、その年金受取人が一部の年金受取人であるときは、その受取人の受取部分の年金とします。
(備-9) 第①項(4)のみに該当した場合で、第①項(4)(ｱ)から(ｶ)までに該当したのが死亡給付金受取人のみであり、その死亡給付金受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、その受取人の受取部分の死亡給付金とします。
(備-10) この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。
(備-11) 年金開始日以後は、確定年金の支払期間中または保証期間付終身年金の保証期間中の年金のうち、未支払の年金の現価とします。
(備-12) 第①項(4)のみに該当した場合で、一部の年金受取人または死亡給付金の一部の受取人に対し第②項(1)の規定を適用し、その受取人の受取部分の年金または死亡給付金を支払わないときは、その支払わない部分についての解約払戻金(備-11)とします。
(備-13) 年金開始日以後は、年金受取人とします。

第23条　保険契約の失効

① 保険契約が効力を失った後は、当会社は、給付責任（第11条）を負いません。

② 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、次の(1)または(2)の請求をすることができます。
(1) 解約払戻金（第26条）の支払請求
(2) 保険契約の復活（第27条）の請求

第24条　保険契約者による契約の解約

① 保険契約者は、年金開始日前に限り、いつでも、将来に向って保険契約を解約し、解約払戻金（第26条）の支払を請求することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。

② 保険契約者および保険契約者から保険契約についての一切の権利義務を承継した年金受取人は、年金開始日以後は、保険契約を解約することはできません。

第25条　死亡給付金受取人による保険契約の存続

① 債権者等(備-1)による保険契約の解約（第24条）は、解約の通知が当会社に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。ただし、当該1ヵ月を経過した日が年金開始日以後となる場合には、この第25条の規定は適用しません。

② 第①項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の(1)および(2)をともに満たす死亡給付金受取人は、保険契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等(備-1)に支払うべき金額を債権者等(備-1)に支払い、かつ当会社にその旨を通知したときは、第①項の解約はその効力を生じません。
(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2) 保険契約者ではないこと

③ 第②項の規定により、保険契約を存続させる場合、当会社は、手続書類（別表1）の提出を求めます。

④ 第①項の解約の通知が当会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金（第6条）の支払事由が生じ、当会社が死亡給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等(備-1)に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等(備-1)に支払った金額を差し引いた残額を、その死亡給付金受取人に支払います。

第25条　備考
(備-1) 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。

第 26 条　解約払戻金

当会社は、保険契約の締結（第 9 条）の際に、当会社の定める経過年数に応じて計算した解約払戻金額を保険契約者に通知します。

第 5 章　失効した保険契約の復活

第 27 条　失効した保険契約の復活

① 保険契約者は、保険契約が効力を失った日（第 14 条、第 40 条第④項）からその日を含めて 3 年以内の年金開始日前に限り、その効力を回復させるため、保険契約の復活の請求（第 9 条）を行なうことができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、保険契約者が解約払戻金の支払請求（第 24 条）を行なった後は、保険契約の復活を請求することはできません。

② 当会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、延滞した保険料(備-1)を払い込んでください。

第 27 条　備考

(備-1)　「延滞した保険料」とは、復活した時までにすでに「払込期月の基準日」（第 12 条）の到来していた未払込の保険料のことをいいます。

第 6 章　契約者配当

第 28 条　契約者配当金

この保険契約については、契約者配当金はありません。

第 7 章　保険契約の内容の変更

第 29 条　年金開始による保険契約の承継

年金受取人は、年金開始日以後、保険契約者から保険契約についての一切の権利義務を承継するものとします。

第 30 条　保険契約者の変更

① 保険契約者は、年金開始日前に限り、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約についての一切の権利義務を第三者に承継させて、その第三者を新たな保険契約者とすることができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。

② 保険契約者を変更した場合には、当会社は、保険証券に変更後の保険契約者を表示します。

第 31 条　当会社への通知による年金受取人・死亡給付金受取人・後継年金受取人の変更

① 保険契約者(備-1)は、年金または死亡給付金の支払事由（第 2・6 条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、当会社に対する通知により、年金受取人または死亡給付金受取人を変更することができます。ただし、年金受取人を変更する場合には、被保険者の同意を要しません。なお、年金開始日前に年金受取人を変更する場合、変更後の年金受取人は、保険契約者または被保険者のいずれかとし、年金開始日以後に年金受取人を変更する場合、変更後の年金受取人は、被保険者に限ります。

② 第①項の規定によって年金開始日以後に年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は、保険契約についての一切の権利義務を承継するものとします。

③ 年金受取人が法人以外の場合、保険契約者(備-1)は、年金受取人の同意を得たうえで、当会社に対する通知により、後継年金受取人(備-2)を変更することができます。なお、変更後の後継年金受取人(備-2)は 1 人の者としてください。

④ 第①項または第③項の規定により、死亡給付金受取人、年金受取人または後継年金受取人(備-2)を変更する場合、当会社は、保険契約者(備-1)に手続書類（別表 1）の提出を求めます。

⑤ 第①項または第③項の規定により、死亡給付金受取人、年金受取人または後継年金受取人(備-2)が変更された場合、当会社は、保険証券(備-3)に変更後の死亡給付金受取人、年金受取人または後継年金受取人(備-2)を表示します。

⑥ 第①項または第③項の通知が当会社に到達する前に変更前の死亡給付金受取人、年金受取人または後継年金受取人(備-2)に死亡給付金または年金(備-4)を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡給付金受取人、年金受取人または後継年金受取人(備-2)から死亡給付金または年金(備-4)の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

第 31 条　備考

(備-1)　年金開始日以後は、年金受取人とします。

(備-2)　年金受取人が年金開始日以後死亡したときにその年金受取人の一切の権利義務を承継する者をいいます。

(備-3)　年金開始日以後は、年金証書とします。

(備-4)　未支払の年金の現価を含みます。

第 32 条　遺言による死亡給付金受取人・年金受取人・後継年金受取人の変更

① 第 31 条第①項に定めるほか、保険契約者(備-1)は、年金または死亡給付金の支払事由（第 2・6 条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、年金受取人または死亡給付金受取人を変更することができます。なお、年金開始日前に年金受取人を変更する場合、変更後の年金受取人は、保険契約者または被保険者のいずれかとし、年金開始日以後に年金受取人を変更する場合、変更後の年金受取人は、被保険者に限ります。

② 年金受取人が法人以外の場合、第 31 条第③項に定めるほか、保険契約者(備-1)は、法律上有効な遺言により、後継年金受取人(備-2)を変更することができます。なお、変更後の後継年金受取人(備-2)は 1 人の者としてください。

③ 第①項の規定によって年金開始日以後に年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は、保険契約についての一切の権利義務を承継するものとします。

④ 第①項の死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。また、第②項の後継年金受取人(備-2)の変更は、年金受取人の同意がなければ、その効力を生じません。

⑤ 第①項および第④項による年金受取人もしくは死亡給付金受取人の変更または第②項および第④項による後継年金受取人(備-2)の変更は、保険契約者(備-1)が死亡した後、保険契約者(備-1)の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することはできません。

⑥ 第①項および第④項の規定により、年金受取人もしくは死亡給付金受取人を変更する場合または第②項および第④項の規定により、後継年金受取人(備-2)を変更する場合、当会社は、保険契約者(備-1)の相続人に手続書類（別表 1）の提出を求めます。

⑦ 第①項および第④項の規定により、年金受取人もしくは死亡給付金受取人が変更された場合または第②項および第④項の規定により、後継年金受取人(備-2)が変更された場合、当会社は、保険証券(備-3)に変更後の死亡給付金受取人、年金受取人または後継年金受取人(備-2)を表示します。

第 32 条　備考

(備-1)　年金開始日以後は、年金受取人とします。

(備-2)　年金受取人が年金開始日以後死亡したときにその年金受取人の一切の権利義務を承継する者をいいます。

(備-3)　年金開始日以後は、年金証書とします。

第 33 条　年金受取人・死亡給付金受取人・後継年金受取人の死亡

① 死亡給付金受取人が死亡給付金の支払事由（第 6 条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金受取人とします。

② 第①項の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第①項の規定により死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の死亡給付金受取人を死亡給付金受取人とします。

③ 第①項および第②項により死亡給付金受取人となった者(備-1)が 2 人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

④ 年金開始日以後に年金受取人が死亡し、年金受取人の死亡時に後継年金受取人(備-2)が指定されていない場合、または後継年金受取人(備-2)がすでに死亡し、かつ後継年金受取人(備-2)の死亡時以後に第 31 条または第 32 条の規定により後継年金受取人(備-2)の変更が行なわれていない場合には、当会社は次の者を後継年金受取人(備-2)とします。

(1)　被保険者

(2)　(1)に該当する者がいない場合
年金受取人の法定相続人

⑤ 第④項の規定により年金受取人となった者が 2 人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第 33 条　備考

(備-1)　第①項および第②項の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡し、第①項および第②項の規定によりあらたに死亡給付金受取人となった者を含みます。

(備-2)　年金受取人が年金開始日以後死亡したときにその年金受取人の一切の権利義務を承継する者をいいます。

第 34 条　基本年金年額の減額

① 保険契約者は、年金開始日前に限り、基本年金年額を減額することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、減額後の基本年金年額が当会社の定めた金額に満たない場合には、減額することはできません。

② 基本年金年額を減額した場合には、次のとおりとします。

(1) 減額部分は解約されたものとし、その解約払戻金（第 26 条）を保険契約者に支払います。
(2) 保険料は、減額後の基本年金年額によって、次回払込期月（第 7 条）からあらためます。
(3) 保険契約者に基本年金年額を減額したことを通知します。

第 35 条　払済年金保険への変更

① 保険契約者は、保険料払込期間中に限り、当会社の定めた取扱基準によって、次回払込期月（第 7 条）以後の保険料を払い込まないこととし、保険契約を次の(1)から(3)に規定する内容の払済年金保険に変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、変更後の基本年金年額が当会社の定めた金額に満たない場合には、変更することはできません。
(1) 年金開始日は、変更前の保険契約と同一とします。
(2) 基本年金年額は、次の(ｲ)および(ﾛ)の合計額によって計算した金額にあらためます。この場合、現金貸付金（第 39 条）があったときには、その元利合計額を(ｲ)および(ﾛ)の合計額から差し引いて計算します。
(ｲ) 変更前の保険契約の解約払戻金額（第 26 条）
(ﾛ) 未経過保険料（第 12 条第④項）
(3) 変更後の死亡給付金額は、当会社の定める方法により計算した金額とします。
② 払済年金保険に変更した場合には、保険契約者に払済年金保険に変更したことを通知します。

第 36 条　保険料払込期間の変更

① 保険契約者は、当会社の承諾を得て、保険料払込期間を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、変更後の保険料払込期間が当会社の定めた取扱範囲外となる場合には変更することはできません。
② 保険料払込期間を変更した場合には、基本年金年額は変更前の基本年金年額と同額とし、将来払い込むべき保険料をあらためて当会社の定めた方法によって計算した金額を授受します。
③ 保険料払込期間を変更した場合には、保険契約者に保険料払込期間を短縮したことを通知します。

第 37 条　年金開始日の変更

① 保険契約者は、当会社の承諾を得て、年金開始日を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、変更後の年金開始日が変更前の年金開始日より後となる場合または当会社の定めた取扱範囲外となる場合には変更することはできません。
② 年金開始日を変更した場合には、基本年金年額は変更前の基本年金年額と同額とし、将来払い込むべき保険料をあらためて当会社の定めた方法によって計算した金額を授受します。
③ 年金開始日を変更した場合には、保険契約者に年金開始日を変更したことを通知します。

第 38 条　年金の種類の変更

① 保険契約者は、年金開始日前に限り、当会社の定めた取扱基準によって、年金の種類（第 1 条）を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。
② 年金の種類を変更した場合には、次のとおりとします。
(1) 保険料払込中で、保険料(備-1)が払い込まれた年月数が保険料払込期間に達していない保険契約については、基本年金年額は変更前の基本年金年額と同額とし、将来払い込むべき保険料をあらためて当会社の定めた方法によって計算した金額を授受します。
(2) その他の保険契約については、基本年金年額を変更します。
(3) 保険契約者に年金の種類を変更したことを通知します。

第 38 条　備考
(備-1) 「払込期月の基準日」の前日までに払い込まれ、かつ、その「払込期月の基準日」がまだ到来していない保険料を除きます。

第 8 章　保険契約者に対する現金貸付および貸付金の返済

第 39 条　保険契約者に対する現金貸付

① 保険契約者は、年金開始日前に限り、当会社の定めた借用条項にもとづいて、次の金額の範囲内で、現金貸付を受けることができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、現金貸付金が当会社の定めた金額に満たない場合には、現金貸付を行ないません。
(1) 保険料払込中の保険契約については、貸付時の解約払戻金の 9 割
(2) 保険料払込済の保険契約については、貸付時の解約払戻金の 8 割
② 現金貸付を行なう際に、すでにこの第 39 条の現金貸付金があった場合には、当会社は、その元利合計額を、新たな現金貸付金から差し引きます。
③ 現金貸付金の利息は、当会社の定めた利率によって、貸付を行なった日の翌日から計算し、貸付を行なった日の毎年の応当日ごとに元金に繰り入れます。
④ この第 39 条の現金貸付金の返済については、第 40 条「貸付金の返済」の規定によって取り扱います。

第 40 条　貸付金の返済

① 保険契約者は、年金開始日前に、いつでも、現金貸付金（第 39 条）の元利合計額の全部または一部を返済することができます。ただし、その元利合計額の一部を返済する場合、その返済額は当会社の定めた金額以上であることを要します。また、年金開始日の前日までに、その元利合計額の全部を返済することを要します。
② 年金開始日の前日までに、現金貸付金の元利合計額のうち返済されなかった金額がある場合には、当会社の定めた方法によって、基本年金年額を減額して、その解約払戻金を現金貸付金の元利合計額の返済にあてます。ただし、減額後の基本年金年額が、当会社の定めた金額に満たない場合には、保険契約は、年金開始日の前日に解約（第 24 条）されたものとします。
③ 当会社は、保険契約が、次の(1)から(6)のどれかに該当した場合で、現金貸付金があったときには、その元利合計額を、当会社の支払うこととなった金額または変更に際して充当することとなった金額から差し引きます。
(1) 年金開始日前に保険契約が消滅した場合（第 19・20・22・23・24 条）
(2) 基本年金年額の減額を行なう場合（第 34 条）
(3) 払済年金保険への変更を行なう場合（第 35 条）
(4) 保険料払込期間の変更を行なう場合（第 36 条）
(5) 年金開始日の変更を行なう場合（第 37 条）
(6) 年金の種類の変更を行なう場合（第 38 条）
④ 現金貸付金の元利合計額が、解約払戻金額（第 26 条）をこえることとなった場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、当会社の定めた方法によって計算した金額を払い込んでください。この場合、その金額が当会社の指定した日までに払い込まれなかったときには、保険契約は、現金貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえることとなった時から効力を失います。なお、当会社が、この保険契約の復活の請求を承諾した場合には、保険契約者は、延滞した保険料とその利息との合計額（第 27 条）とともに、当会社の定めた方法によって計算した金額を払い込んでください。

第 9 章　その他の事項

第 41 条　保険契約者・死亡給付金受取人・年金受取人・後継年金受取人の代表者

① この保険契約について、保険契約者、死亡給付金受取人、年金受取人または後継年金受取人(備-1)が 2 人以上ある場合には、それぞれ代表者 1 人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の人を代理するものとします。
② 第①項の代表者が定まらない場合またはその住所もしくは居所が不明である場合には、当会社が保険契約者、死亡給付金受取人、年金受取人または後継年金受取人(備-1)の 1 人に対して行なった行為は、それぞれ他の人に対してもその効力を生じます。

第 41 条　備考
(備-1) 年金受取人が年金開始日以後死亡したときにその年金受取人の一切の権利義務を承継する者をいいます。

第 42 条　保険契約者の連帯責任

この保険契約について、保険契約者が 2 人以上ある場合には、それぞれの保険契約者は、連帯して保険契約についての責任を負うものとします。

第 43 条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務

① 保険契約者が住所を変更した場合には、ただちに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。
② 保険契約者が第①項の通知をしなかった場合には、当会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

第 44 条　年齢の計算

被保険者の年齢は、満年で計算し、1 年未満の端数は切り捨てます。

第45条　年齢の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合で、第18条「年齢の誤りによる保険契約の取消」の規定に該当しなかったときには、次の(1)または(2)によって取り扱います。

(1) 契約日における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の範囲内であった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の年齢にもとづいて保険料をあらため、過不足金額を精算します。

(2) 契約日における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の最低年齢に満たなかった場合でも、その事実が発見された日における年齢が、その最低年齢以上となっていたときには、当会社の定めた方法によって、その最低年齢になった日を契約日として保険料をあらため、過不足金額を精算します。

第45条　備考

(備-1) 当会社の定めたこの保険契約を締結（第9条）することができる年齢をいいます。

第46条　性別の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の性別にもとづいて保険料をあらため、過不足金額を精算します。

第47条　管轄裁判所

この保険契約に関する訴訟については、当会社の本店または保険契約者、死亡給付金受取人、年金受取人もしくは後継年金受取人(備-1)の住所地(備-2)を管轄する日本国内の地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とします。

第47条　備考

(備-1) 年金受取人が年金開始日以後死亡したときにその年金受取人の一切の権利義務を承継する者をいいます。

(備-2) 保険契約者、死亡給付金受取人、年金受取人または後継年金受取人(備-1)が2人以上ある場合には、第41条に規定する代表者の住所地とします。

第48条　時効による請求権の消滅

年金、死亡給付金、解約払戻金その他払い戻すこととなる金額を請求する権利または保険料の払込の免除を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しない場合には、消滅します。

第49条　準拠法

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第50条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱

① 保険契約の申込（第9条）の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に「特定障害の不担保」の契約条件を付加して保険契約を締結することがあります。この場合、当会社の定めた不担保期間中に、別表3に定める高度障害状態または別表4に定める身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、保険料の払込の免除事由が発生したときには、第7条の規定にかかわらず、保険料の払込を免除しません。また、その他保険契約の内容の変更等については、この第50条の規定を適用して取り扱います。

② 第①項の規定によって契約条件を付加して保険契約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券に記載します。

③ 第①項の契約条件を付加して締結した保険契約については、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日から給付責任（第11条）を開始します。ただし、(2)に該当する場合で、保険契約者が、当会社の付加する契約条件を承諾する際に、特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日を給付責任開始の日にすることができます。

(1) 保険契約者が承諾した後に、第1回保険料が払い込まれた場合
「第1回保険料が払い込まれた日」

(2) 第1回保険料に相当する金額が払い込まれた後に、保険契約者が承諾した場合
「第1回保険料に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

④ 第①項の契約条件を付加した保険契約については、不担保期間中、保険料払込期間の短縮を取り扱いません。

第51条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱

① 保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、情報端末(備-1)を用いることによっても、保険契約の申込もしくは復活の請求（第9・27条）または告知（第10条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、当会社の定めた保険契約申込書または請求書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、保険契約の申込または復活の請求をすることができるものとします。

(2) 保険契約者または被保険者(備-3)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示することにより当会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、告知することができるものとします。また、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項についてその医師に口頭で告知する際、その医師は告知された内容を情報端末(備-1)に入力することがあります。この場合、保険契約者または被保険者(備-3)は、口頭でした告知に関し、その医師が情報端末(備-1)に入力した事項を確認してください。

② 第①項の規定により保険契約の申込もしくは復活の請求または告知を行なった場合、当会社は、その保険契約の申込もしくは復活の請求または告知に関する書面等を保険契約者(備-4)に交付します。

第51条　備考

(備-1) 当会社の定める携帯端末などの情報処理機器をいいます。

(備-2) 当会社への送信にかえて情報端末(備-1)に保存する場合は、情報端末(備-1)への保存を含みます。

(備-3) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-4) 被保険者に関する書面等については、被保険者とします。

第52条　電磁的方法による告知をする場合の取扱

被保険者は、当会社の承諾を得て、電磁的方法(備-1)によっても、告知（第10条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

(1) 被保険者(備-2)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、当会社が電磁的方法(備-1)により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信することによって、告知することができるものとします。

(2) 当会社は、(1)により被保険者から送信された事項の受信をもって、被保険者の告知があったものとして取り扱います。この場合、当会社は、受信した被保険者の告知の内容を被保険者に通知(備-3)します。

第52条　備考

(備-1) インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

(備-2) 被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-3) 電磁的方法による場合を含みます。

別　表

別表1　請求書類等

（「別表一覧」をご覧ください）

別表2　対象となる不慮の事故

（「別表一覧」をご覧ください）

別表3　対象となる高度障害状態

（「別表一覧」をご覧ください）

別表4　対象となる身体障害状態

（「別表一覧」をご覧ください）

【参考】　未支払の年金の現価表

（基本年金年額 10 万円につき）

未支払の年金の回数	未支払の年金の現価
1　回	1,000　百円
2	2,000
3	2,998
4	3,990
5	4,976
6	5,956
7	6,931
8	7,899
9	8,862
10	9,819

（注）

1．保証期間付終身年金については、上記の表の「未支払の年金の回数」は「保証期間中の未支払の年金の回数」をいいます。

2．上記の表は、年金支払期日における未支払の年金（年金支払期日に支払う年金年額を含みます。）の現価表です。

【参考】　死亡給付金額の計算

死亡給付金額は、払込方法に応じて次のとおり計算します。

説明図	計算方法
(1) 全期払込の場合 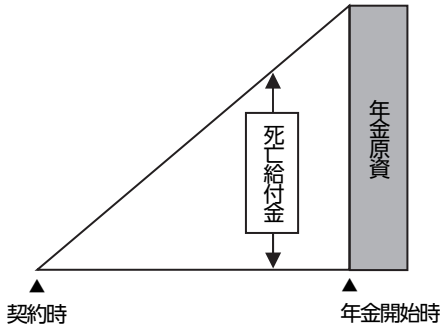 	契約時を０円として年金開始時の年金原資（基本年金年額 × 次表(ロ)の率）と直線で結び、経過年月数に応じて按分した金額になります。 [算式] 基本年金年額 × 次表(ロ)の率 × $\frac{\text{経過年月数}}{\text{保険料払込期間}}$
(2) 短期払込の場合 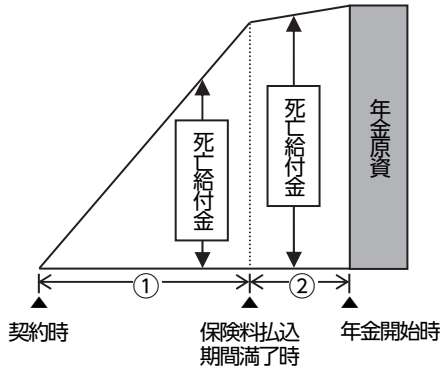 	①保険料払込期間中 契約時を０円として保険料払込期間満了時の責任準備金額（基本年金年額 × 次表(イ)の率）と直線で結び、経過年月数に応じて按分した金額になります。 [算式] 基本年金年額 × 次表(イ)の率 × $\frac{\text{経過年月数}}{\text{保険料払込期間}}$ ②保険料払込済後 保険料払込期間満了時の責任準備金額（基本年金年額 × 次表(イ)の率）と年金開始時の年金原資（基本年金年額 × 次表(ロ)の率）を直線で結び、経過年月数に応じて按分した金額になります。 [算式] 基本年金年額 × $\left[\text{次表(イ)の率} + \frac{\text{経過年月数} - \text{保険料払込期間}}{\text{契約日から年金開始日の前日までの年数} - \text{保険料払込期間}} \times \left\{\text{次表(ロ)の率} - \text{次表(イ)の率}\right\}\right]$

（注）１．死亡給付金額の計算で、経過年月数とは、契約日から被保険者が死亡した日の直後に到来する、契約日の月単位の応当日の前日までの年月数をいいます。
２．死亡給付金額に 100 円未満の端数が生じた場合には、10 円位を四捨五入して 100 円位とします。
３．「契約の転換」を行なった契約は、この例表によらないで、別に計算します。
４．「年金原資」とは、年金開始時における将来の年金を支払うために必要な責任準備金額のことをいいます。

Ⅰ　10 年確定年金

年金開始年齢	(イ)の率 男性	(イ)の率 女性	(ロ)の率
50 歳	9.636	9.636	9.829
55	9.636	9.636	
60	9.636	9.636	年金開始年齢・性別にかかわらず同じ率です
65	9.636	9.636	
70	9.637	9.636	
75	9.637	9.637	

Ⅱ　10 年保証期間付終身年金

年金開始年齢	男性 (イ)の率	男性 (ロ)の率	女性 (イ)の率	女性 (ロ)の率
50	31.737	32.373	37.929	38.689
55	28.216	28.781	34.316	35.003
60	24.835	25.332	30.654	31.268
65	21.586	22.017	26.944	27.483
70	18.536	18.906	23.227	23.691
75	15.766	16.079	19.594	19.985

無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）普通保険約款

〈目　次〉

第１章　保険金の支払および保険料の払込の免除　104
第１条　重大疾病保険金の支払……104
第２条　保険料の払込の免除およびその免責……105
第３条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択……105
第２章　保険契約の締結および保険料の払込　106
第４条　保険契約の申込、復活の請求および承諾通知……106
第５条　保険契約者・被保険者の告知義務……106
第６条　当会社の給付責任の開始および終了……106
第７条　保険料の払込方法〈回数〉および払込期月……107
第８条　保険料の払込方法〈経路〉……107
第９条　保険料の払込猶予期間……107
第10条　払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱……107
第３章　保険契約の無効および消滅　107
第11条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効……107
第12条　年齢の誤りによる保険契約の取消……108
第13条　支払事由の発生等による保険契約の消滅……108
第14条　告知義務違反による保険契約の解除および保険金の不支払等……108
第15条　保険契約を解除できない場合……108
第16条　重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等……108
第17条　保険契約の失効……109
第18条　保険契約者による保険契約の解約……109
第19条　重大疾病保険金の受取人による保険契約の存続……109
第20条　解約払戻金……109
第４章　失効した保険契約の復活　109
第21条　失効した保険契約の復活……109
第５章　保険契約の自動更新　109
第22条　保険契約の自動更新……109
第６章　契約者配当　109
第23条　契約者配当金……109
第７章　保険契約の内容の変更　109
第24条　保険契約者の変更……109
第25条　当会社への通知による重大疾病保険金の受取人の変更……109
第26条　遺言による重大疾病保険金の受取人の変更……109
第27条　重大疾病保険金の受取人の死亡……110
第28条　保険期間・保険料払込期間の短縮……110
第29条　重大疾病保険金額の減額……110
第８章　その他の事項　110
第30条　保険契約者・重大疾病保険金の受取人の代表者……110
第31条　保険契約者の連帯責任……110
第32条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務……110
第33条　年齢の計算……110
第34条　年齢の誤りの処理……110
第35条　性別の誤りの処理……110
第36条　管轄裁判所……110
第37条　時効による請求権の消滅……110
第38条　準拠法……110
第39条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用……110
第40条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱……110
第41条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱……111
第42条　電磁的方法による告知をする場合の取扱……111
別　表　111
別表１　請求書類等……111
別表２　対象となる不慮の事故……111
別表３　対象となる高度障害状態……111
別表４　対象となる身体障害状態……111
別表５　対象となる重大疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中）……111

第１章　保険金の支払および保険料の払込の免除

第１条　重大疾病保険金の支払

①　当会社は、次のとおり重大疾病保険金を重大疾病保険金の受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)のどれかに該当した場合 (ｱ)　がんの給付責任開始の日（第６条第②項）以後の保険期間（備-2）中に、がんの給付責任開始の日より前の期間を含めてはじめて悪性新生物（別表５）に罹患し、医師によって診断確定（備-3）された場合 (ｲ)　がん以外の給付責任開始の日（第６条第①項）以後に発病した疾病によって、保険期間（備-2）中に、急性心筋梗塞（別表５）を発病し（備-4）、その疾病によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて 60 日以上、労働の制限を必要とする状態（備-5）が継続したと、医師によって診断された場合（備-6） (ｳ)　がん以外の給付責任開始の日以後に発病した疾病によって、保険期間（備-2）中に、脳卒中（別表５）を発病し（備-4）、その疾病によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて 60 日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと、医師によって診断された場合（備-6）
(2)　支払金額	重大疾病保険金額

②　重大疾病保険金の受取人は、次のとおりとします。

(1)　被保険者。ただし、保険契約者が法人である場合には、保険契約者とします。

(2)　(1)にかかわらず、保険契約者は、保険契約の申込の際に、被保険者の同意を得て、保険契約者または被保険者のどちらかを重大疾病保険金の受取人として指定することができます。また、第 25 条または第 26 条の規定により、重大疾病保険金の受取人を変更することができます。

③　当会社は、被保険者が、保険期間中に死亡し、死亡後に、被保険者について第①項(1)「支払事由」(ｱ)から(ｳ)に規定する重大疾病保険金の支払事由に該当する診断（備-7）があった場合には、被保険者の死亡の直前にその診断（備-7）があったものとして、取り扱います。

④　第①項(1)「支払事由」(ｲ)に規定する急性心筋梗塞によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて 60 日を経過するまでに、被保険者がその急性心筋梗塞を直接の原因として死亡した場合には、第①項(1)「支払事由」(ｲ)に規定する「労働の制限を必要とする状態」が、その診療を受けた日から被保険者の死亡時まで継続したと医師によって証明されたときに限り、被保険者の死亡の直前に第①項(1)「支払事由」(ｲ)に規定する重大疾病保険金の支払事由に該当する診断があったものとして取り扱います。

⑤　第①項(1)「支払事由」(ｳ)に規定する脳卒中によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて 60 日を経過するまでに、被保険者がその脳卒中を直接の原因として死亡した場合には、第①項(1)「支払事由」(ｳ)に規定する「他覚的な神経学的後遺症」が、その診療を受けた日から被保険者の死亡時まで継続したと医師によって証明されたときに限り、被保険者の死亡の直前に第①項(1)「支払事由」(ｳ)に規定する重大疾病保険金の支払事由に該当する診断があったものとして取り扱います。

⑥　次の(1)または(2)に該当した場合には、それぞれに定めるとおり取り扱います。ただし、第 11 条「詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効」、第 14 条「告知義務違反による保険契約の解除および保険金の不支払等」または第 16 条「重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等」の規定によって、保険契約が解除され、無効となりまたは取り消された場合を除きます。

(1)　被保険者が、保険契約の締結の際のがんの給付責任開始の日の前日以前に悪性新生物に罹患し、医師によって診断確定されていた場合で、その診断確定日からその日を含めて 180 日以内に保険契約者から申出があったときには、保険契約は無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

(2)　被保険者が、保険契約の復活（第 21 条）の際のがんの給付責任開始の日の前日以前に悪性新生物に罹患し、医師によって診断確定されていた場合で、その診断確定日からその日を含めて 180 日以内の保険期間（備-2）中に保険契約者から申出があったときには、保険契約の復活は無効とし、当会社は、保険契約の復活の際に払い込まれた金額および保険契約の復活以後に払い込まれた保険料を保険

契約者に払い戻します。この場合、保険契約者は、この保険契約の復活を請求することはできないものとします。

第１条　備考

(備-1)　重大疾病保険金を支払う場合をいいます。

(備-2)　この保険契約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。

(備-3)　診断確定は、病理組織学的所見（生検）によるものとします。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

(備-4)　がん以外の給付責任開始の日前に発病していた疾病によって、保険期間(備-2)中に、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した場合であっても、次の①または②の場合、がん以外の給付責任開始の日以後に発病した疾病によって、保険期間(備-2)中に、急性心筋梗塞または脳卒中を発病したものとして取り扱います。

①　当会社が保険契約の締結または保険契約の復活（第４・21条）の際の告知によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

②　次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合

(1)　がん以外の給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。

(2)　がん以外の給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。

(備-5)　「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

(備-6)　被保険者が、保険期間(備-2)中に急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、保険期間(備-2)満了の日からその日を含めて60日以内にそれぞれ第①項(1)「支払事由」(ｲ)または(ｳ)に規定する状態に該当した場合には、被保険者が保険期間(備-2)中にその状態に該当したものとして取り扱います。

(備-7)　第①項(1)「支払事由」(ｱ)の場合には、診断確定(備-3)とします。

第２条　保険料の払込の免除およびその免責

①　当会社は、次のとおり保険料の払込を免除します。

(1)　免除事由(備-1)	被保険者が、次の(ｱ)または(ｲ)のどちらかとなった場合 (ｱ)　被保険者が、がん以外の給付責任開始の日（第６条第①項）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険料払込期間(備-2)中に、別表３に定める高度障害状態に該当(備-3)(備-4)した場合 (ｲ)　被保険者が、がん以外の給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故（別表２）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間(備-2)中に、別表４に定める身体障害状態に該当(備-5)(備-6)(備-7)した場合
(2)　免除する保険料	次回払込期月(備-8)以後の保険料 ただし、次の(ｱ)または(ｲ)のどちらかに該当した場合には、当会社は、その原因によって免除事由(備-1)に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、保険料の払込の免除額を削減することがあります。 (ｱ)　被保険者が、戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当した場合 (ｲ)　被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって、身体障害状態に該当した場合
(3)　免責事由(備-9)	次の(ｱ)によって被保険者が高度障害状態に該当した場合または次の(ｱ)から(ｷ)のどれかによって被保険者が身体障害状態に該当した場合 (ｱ)　保険契約者または被保険者の故意 (ｲ)　保険契約者または被保険者の重大な過失 (ｳ)　被保険者の犯罪行為 (ｴ)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｵ)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｶ)　被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｷ)　被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

②　保険料の払込を免除した場合には、次のとおりとします。

(1)　保険料は、保険料の払込を免除した後も「払込期月の基準日」（第７・22条）ごとに払込があったものとして取り扱います。

(2)　保険料の払込を免除した後に保険契約の自動更新（第22条）が行なわれた場合には、更新後の保険料についても、払込を免除します。

(3)　保険料の払込を免除した後は、保険期間・保険料払込期間の短縮（第28条）および重大疾病保険金額の減額（第29条）は行ないません。

(4)　保険契約者に保険料の払込を免除したことを通知します。

第２条　備考

(備-1)　保険料の払込を免除する場合をいいます。

(備-2)　保険契約を更新した場合には、更新後の保険料払込期間を含みます。

(備-3)　第①項(1)「免除事由」(ｱ)の高度障害状態について、がん以外の給付責任開始の日前にすでに生じていた障害に、その障害の原因となった傷害または疾病と因果関係のないがん以外の給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として生じた障害が加わることによって該当したときは、がん以外の給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としてその高度障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-4)　第①項(1)「免除事由」(ｱ)の高度障害状態について、がん以外の給付責任開始の日前に発病していた疾病によって該当したときでも、次の①または②の場合、その疾病によって該当した高度障害状態は、がん以外の給付責任開始の日以後に発病した疾病によって該当したものとして取り扱います。

①　当会社が保険契約の締結または保険契約の復活（第４・21条）の際の告知によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

②　次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合

(1)　がん以外の給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。

(2)　がん以外の給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。

(備-5)　第①項(1)「免除事由」(ｲ)の身体障害状態について、がん以外の給付責任開始の日前にすでに生じていた身体障害に、がん以外の給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として生じた身体障害が加わることによって該当したときでも、がん以外の給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-6)　第①項(1)「免除事由」(ｲ)の身体障害状態について、不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に、視力、聴力、上肢の用、上肢の関節の用、下肢の用、下肢の関節の用もしくは手指の用を全く失った状態または脊柱に著しい奇形もしくは著しい運動障害を残す状態には該当しているが、永久に継続するものとは認められなかった場合でも、保険料払込期間(備-2)中に、その状態が永久に継続すると認められたときには、その日に免除事由(備-1)に該当したものとして取り扱います。

(備-7)　第①項(1)「免除事由」(ｲ)の身体障害状態について、がん以外の給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として該当した場合でも、すでに不慮の事故以外を原因とする障害があり、かつ、その原因ががん以外の給付責任開始の日以後に発生していたときには、そのすでにあった障害がなかったとしてもその身体障害状態に該当すると認められる場合に限り、がん以外の給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-8)　次の「払込期月の基準日」の属する払込期月（第７・22条）をいいます。

(備-9)　免除事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が保険料の払込の免除を行なわない場合をいいます。

第３条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択

①　重大疾病保険金の支払事由（第１条）または保険料の払込の免除事由（第２条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。

②　その受取人(備-1)は、すみやかに請求に必要な書類（別表１）を当会社に提出してその請求をしてください。

③　重大疾病保険金(備-2)は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。

④　重大疾病保険金を支払うために確認が必要な次の(1)から(3)に掲げる場合において、保険契約の締結時から重大疾病保険金の請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認(備-3)を行ないます。この場合には、第③項の規定にかかわらず、重大疾病保険金(備-2)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。また、当会社は、重大疾病保険金の請求者にその旨を通知します。

(1) 重大疾病保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
重大疾病保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(3) この普通保険約款に定める重大事由（第16条）、詐欺または不法取得目的（第11条）に該当する可能性がある場合
(2)に定める事項、第16条「重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等」第①項(3)(ｱ)から(ｵ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは重大疾病保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは重大疾病保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から重大疾病保険金の請求時までにおける事項

⑤ 第④項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第③項および第④項の規定にかかわらず、重大疾病保険金(備-2)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-4)を経過する日とします。この場合、当会社は、重大疾病保険金の請求者にその旨を通知します。
(1) 第④項(1)から(3)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180日
(2) 第④項(1)から(3)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180日
(3) 第④項(1)から(3)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または重大疾病保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第④項(1)から(3)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日
(4) 第④項(1)から(3)に定める事項についての日本国外における調査
180日

⑥ 第④項または第⑤項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または重大疾病保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-5)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は重大疾病保険金を支払いません。

⑦ 保険料の払込の免除についても、第③項から第⑥項の規定を準用します。

⑧ 重大疾病保険金の受取人は、重大疾病保険金(備-2)を一時金で受け取る方法にかえて、当会社の定める期間の範囲内で、当会社の定めた率の複利による利息を付けて、すえ置いて受け取る方法を選択することができます。ただし、すえ置かれる重大疾病保険金(備-2)の額が当会社の定める金額以上であることを要します。

第3条　備考
(備-1) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-2) 重大疾病保険金とともに支払われることとなる金額を含みます。
(備-3) 当会社の指定した医師による診断を含みます。
(備-4) (1)から(4)の複数に該当する場合でも180日とします。
(備-5) 当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第2章　保険契約の締結および保険料の払込

第4条　保険契約の申込、復活の請求および承諾通知

① 保険契約を申し込む場合または保険契約者が保険契約の復活（第21条）を請求する場合には、被保険者の同意を得て、次の書面を当会社に提出してください。
(1) 当会社の定めた保険契約申込書または請求書
(2) 被保険者についての当会社の定めた告知書（第5条）

② 第①項の場合には、当会社は、当会社の定めた取扱基準によって、次のとおり取り扱います。
(1) 当会社の指定した医師によって被保険者の診断を行なうことがあります。
(2) 被保険者の診断書または健康状態その他についての資料の提出を求めることがあります。

③ 当会社が、第①項の申込または請求を承諾した場合には、次のとおりとします。
(1) 保険契約の申込を承諾した場合
当会社は次の事項を記載した保険証券を交付します。また、保険証券の交付によって、承諾通知の代わりとします。なお、保険証券には保険契約を締結した年月日を記載しません。
(ｱ) 当会社名
(ｲ) 保険契約者の氏名または名称
(ｳ) 被保険者の氏名
(ｴ) 重大疾病保険金(備-1)の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
(ｵ) 重大疾病保険金(備-1)の支払事由ならびに保険料の払込の免除事由
(ｶ) 保険期間
(ｷ) 重大疾病保険金(備-1)の額
(ｸ) 保険料およびその払込方法〈回数〉
(ｹ) 契約日
(ｺ) 保険証券を作成した年月日
(2) 保険契約の復活の請求を承諾した場合
当会社は書面によって承諾の通知をするものとし、保険証券は交付しません。

第4条　備考
(備-1) 給付特約(備-2)を付加した場合には、その特約にもとづく給付金を含みます。
(備-2) この保険契約に付加する給付金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第5条　保険契約者・被保険者の告知義務

当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第4・21条）の際、支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者(備-1)は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、保険契約者または被保険者(備-1)はその医師が書面に記入した内容を確認してください。

第5条　備考
(備-1) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

第6条　当会社の給付責任の開始および終了

① 保険契約の締結または保険契約の復活の場合（第4・21条）には、当会社は、第1条第①項(1)「支払事由」(ｲ)もしくは(ｳ)による重大疾病保険金の支払または保険料の払込の免除（第2条）について、次の日から、給付責任(備-1)を開始します。なお、この第①項に規定する給付責任を開始する日を「がん以外の給付責任開始の日」といいます。
(1) 当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した後に、第1回保険料または当会社への払込を要する金額（第21条）が払い込まれた場合

(ｱ)保険契約の締結の場合	「第1回保険料が払い込まれた日」
(ｲ)保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額が払い込まれた日」

(2) 第1回保険料または当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた後に、当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した場合

(ｱ)保険契約の締結の場合	「第1回保険料に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日
(ｲ)保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

② 保険契約の締結または保険契約の復活の場合には、当会社は、第1条第①項(1)「支払事由」(ｱ)による重大疾病保険金の支払について、第①項に規定するがん以外の給付責任開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から、給付責任(備-1)を開始します。なお、この第②項に規定する給付責任を開始する日を「がんの給付責任開始の日」といいます。

③ 第①項に規定する給付責任開始の日の取扱については、次のとおりとします。

(1) 保険契約の締結の場合	第①項に規定するがん以外の給付責任開始の日を「契約日」とし、保険期間および保険料払込期間は、契約日を含めて計算します。
(2) 保険契約の復活の場合	第①項に規定するがん以外の給付責任開始の日を「復活日」とします。

④ 当会社は、保険契約が有効に継続している間、保険期間(備-2)満了時まで給付責任(備-1)を負います。

第6条　備考
(備-1) 「給付責任」とは、「重大疾病保険金の支払事由（第1条）または保険料の払込の免除事由（第2条）が発生した場合に、当会社が、その支払または払込の免除を行なう責任」のことをいいます。
(備-2) この保険契約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。

第７条　保険料の払込方法〈回数〉および払込期月

① 第２回目以後の保険料は、保険料払込期間中、次の払込方法〈回数〉の中から保険契約の申込の際に選択された払込方法〈回数〉によって、その払込期月内に払い込んでください。なお、払込期月は、次の「払込期月の基準日」の属する月の初日から末日までとし、払込方法〈回数〉による保険契約の呼称は、それぞれ次のとおりとします。

払込方法〈回数〉	払込期月の基準日	払込方法〈回数〉による保険契約の呼称
(1)　年　払 (毎年１回払込)	契約応当日 (備-1)(備-2)	「年払契約」
(2)　半年払 (毎年２回払込)	契約日の半年ごとの応当日(備-2)	「半年払契約」
(3)　月　払 (毎年 12 回払込)	契約日の毎月の応当日(備-2)	「月払契約」

② 保険契約者は、当会社の定めた取扱基準によって、保険料の払込方法〈回数〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表１）を当会社に提出してください。なお、保険契約者は次回払込期月（第２条）以降、最初に到来する変更後の払込方法〈回数〉の払込期月より、変更後の払込方法〈回数〉によって保険料を払い込んでください。

③ 「保険契約が消滅した場合」（第 13・14・16・18 条）または「保険料の払込を要しなくなった場合」（第２条）には、当会社は、それまでに払い込まれた第①項の保険料のうち、「払込期月の基準日」の到来していない保険料を保険契約者(備-3)に払い戻します。

④ 年払契約または半年払契約で、「保険契約が消滅した場合」または「保険料の払込が免除された場合」（第２条）には、それまでに払い込まれた保険料(備-4)の保険料期間(備-5)のうち、まだ経過していない期間の月数(備-6)に相当する保険料として、月割によって計算した「未経過保険料」(備-7)を保険契約者(備-3)に払い戻します。ただし、保険料の払込を要しなくなった場合には、その後に保険契約が消滅したとしても「未経過保険料」の払い戻しはありません。

⑤ 第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに、重大疾病保険金の支払事由が発生し、重大疾病保険金を支払う場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

⑥ 第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに保険料の払込の免除事由（第２条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日（第９条）までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-8)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第７条　備考
(備-1) 契約日（第６条）の毎年の応当日をいいます。
(備-2) 応当日がない場合には、その月の末日とします。
(備-3) 重大疾病保険金を支払う場合には、その受取人とします。
(備-4) 第⑤項または第 10 条「払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱」第①項の規定により当会社が支払うこととなった金額から差し引かれた未払込の保険料を含みます。
(備-5) その保険料の払込期月の基準日(備-9)から次回払込期月の基準日の前日までの期間をいいます。
(備-6) 次回払込期月の基準日の前日までの月数をいい、保険料期間(備-5)の月数未満の月数とします。なお、月数は、契約日の毎月の応当日(備-2)(備-9)から次の契約日の毎月の応当日(備-2)の前日までの期間を１ヵ月として計算し、１ヵ月未満の期間は切り捨てます。
(備-7) 保険契約の一部が消滅する場合、その消滅する部分については、消滅前後の保険料の差額について未経過保険料を計算します。
(備-8) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
(備-9) 第１回保険料の場合には、契約日とします。

第８条　保険料の払込方法〈経路〉

① 保険契約者は、保険契約の申込の際に保険料の払込方法〈経路〉について、次のどれかを選択してください。

(1)　口座振替払込	当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法で、保険契約者の指定する口座が当会社の指定した金融機関等に設置してある場合に限り、選択できます。(備-1) この払込方法〈経路〉を選択した場合には、その金融機関等に対して保険料の口座振替を委任してください。
(2)　振替送金払込	金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法で、当会社が承諾した場合に限り、選択できます。
(3)　団体・集団扱払込	所属団体または集団を通じて払い込む方法で、所属団体または集団と当会社との間に団体扱契約、集団扱契約または専用集団扱契約が締結されている場合に限り、選択できます。(備-2)

② 保険契約者は、第①項の各号の保険料の払込方法〈経路〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表１）を当会社に提出してください。

③ 保険料の払込方法〈経路〉が、「口座振替払込」または「団体・集団扱払込」である保険契約において、その保険契約が、第①項に定める要件を満たさなくなったときまたは当会社の取扱基準に該当しなくなったときは、保険契約者は、第②項の規定により保険料の払込方法〈経路〉を他の保険料の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行なうまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第８条　備考
(備-1) 保険料の払込方法〈経路〉が「口座振替払込」の場合、「保険料口座振替特則」を適用します。
(備-2) 保険料の払込方法〈経路〉が「団体・集団扱払込」の場合、団体扱特約、集団扱特約または専用集団扱特約を付加します。

第９条　保険料の払込猶予期間

① 第２回目以後の保険料の払込については、払込期月（第７・22 条）の翌月初日から翌々月の契約日（第６条）の応当日まで(備-1)の猶予期間があります。

② 第①項の払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれなかった場合(備-2)には、保険契約は、その払込猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合、第 17 条「保険契約の失効」の規定によって取り扱います。

第９条　備考
(備-1) 「払込期月の基準日」（第７・22 条）が２月、６月、11 月の各末日の場合、その保険料の払込猶予期間はそれぞれ４月、８月、１月の各末日までとします。
(備-2) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第 10 条　払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱

① 保険料の払込猶予期間（第９条）中に重大疾病保険金の支払事由（第１条）が発生し、重大疾病保険金を支払う場合(備-1)には、すでに「払込期月の基準日」（第７・22 条）の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

② 払込猶予期間中に保険料の払込の免除事由（第２条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-2)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第 10 条　備考
(備-1) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに重大疾病保険金の支払事由が発生したときには、保険料の払込猶予期間中に重大疾病保険金の支払事由が発生したものとして取り扱います。
(備-2) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに未払込の保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに未払込の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第３章　保険契約の無効および消滅

第 11 条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効

① 保険契約者、被保険者または重大疾病保険金の受取人の詐欺によって、保険契約の締結または保険契約の復活（第４・21 条）が行なわれた場合には、当会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

② 第①項の保険契約の取消は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または重大疾病保険金の受取人に取消の通知をします。

③ 保険契約者が重大疾病保険金を不法に取得する目的または他人に重大疾病保険金を不法に取得させる目的をもって、保険契約の締結または保険契約の復活が行なわれた場合には、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

④　第①項から第③項によって当会社が保険契約を取り消した場合または保険契約が無効となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を返還することを要します。

第 12 条　年齢の誤りによる保険契約の取消

①　保険契約申込書に記載された被保険者の年齢（第 33 条）に誤りがあった場合で、契約日（第 6 条）または更新日（第 22 条）における実際の年齢およびその誤りが発見された日における実際の年齢が、どちらも「契約締結年齢(備-1)または契約更新年齢(備-2)」の範囲外であったときには、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料(備-3)を保険契約者に払い戻します。

②　第①項によって保険契約が取消となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額(備-4)があったときには、その金額を払い戻すこととなった保険料(備-3)から差し引き、なお不足するときには、その不足額を返還することを要します。

③　第①項に該当しなかった場合には、保険契約は取消としないで、第 34 条「年齢の誤りの処理」の規定によって取り扱います。

第 12 条　備考

(備-1)　当会社の定めたこの保険契約を締結（第 4 条）することができる年齢をいいます。

(備-2)　当会社の定めたこの保険契約を更新（第 22 条）することができる年齢をいいます。

(備-3)　保険契約が更新された場合には、更新前に払い込まれた保険料を含みます。

(備-4)　保険契約が更新された場合には、更新前に当会社が支払った金額を含みます。

第 13 条　支払事由の発生等による保険契約の消滅

次のどれかに該当した場合には、保険契約は、それぞれの時に消滅します。

(1)　被保険者が保険期間満了時まで生存した場合には、保険期間満了時

(2)　被保険者が保険期間中に死亡した場合には、被保険者が死亡した時

(3)　重大疾病保険金の支払事由（第 1 条）が発生し、重大疾病保険金が支払われた場合には、重大疾病保険金の支払事由が発生した時

第 14 条　告知義務違反による保険契約の解除および保険金の不支払等

①　保険契約者または被保険者(備-1)が、保険契約の締結または保険契約の復活（第 4・21 条）の際に、当会社が告知を求めた事項（第 5 条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。

②　当会社は、重大疾病保険金の支払事由（第 1 条）または保険料の払込の免除事由（第 2 条）が発生した後でも、第①項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。

(1)　当会社は、重大疾病保険金を支払いません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-2)を返還することを要します。

(2)　当会社は、保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。

③　第②項の場合でも、重大疾病保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または重大疾病保険金の受取人が証明した場合には、その支払または払込の免除を行ないます。

④　この第 14 条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または重大疾病保険金の受取人に解除の通知をします。

⑤　この第14条によって保険契約を解除した場合でも、解約払戻金（第 20 条）の支払はありません。

第 14 条　備考

(備-1)　保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-2)　この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

第 15 条　保険契約を解除できない場合

①　当会社は、次の(1)から(5)のどれかに該当した場合には、第 14 条に規定する保険契約の解除を行なうことはできません。

(1)　当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第 4・21 条）の際に、解除の原因となる事実を知っていた場合または過失によって知らなかった場合

(2)　保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者が第 5 条の告知をすることを妨げた場合

(3)　保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者に対し、第 5 条の告知をしないことを勧めた場合、または不実の告知をすることを勧めた場合

(4)　当会社が解除の原因を知った日からその日を含めて 1 ヵ月を経過した場合

(5)　保険契約が、がん以外の給付責任開始の日（第 6 条第①項）からその日を含めて 2 年をこえて有効に継続した場合。ただし、がん以外の給付責任開始の日からその日を含めて 2 年以内に、解除の原因となる事実により、重大疾病保険金の支払事由（第 1 条）または保険料の払込の免除事由（第 2 条）が発生したときには、保険契約が、がん以外の給付責任開始の日からその日を含めて 2 年をこえて有効に継続した後でも、第 14 条に規定する保険契約の解除をすることができます。

②　第①項(2)および(3)の規定は、それぞれに規定する保険媒介者(備-1)の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当会社が告知を求めた事項（第 5 条）について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第 15 条　備考

(備-1)　「保険媒介者」とは、当会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。

第 16 条　重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等

①　当会社は、次の(1)から(4)のどれかに該当する事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向って解除することができます。

(1)　保険契約者または被保険者が当会社にこの保険契約の保険料の払込の免除（第 2 条）を行なわせる目的で、事故招致(備-1)をした場合

(2)　この保険契約の重大疾病保険金の支払請求またはこの保険契約の保険料の払込の免除の請求に関し、重大疾病保険金の受取人(備-2)に詐欺行為(備-1)があった場合

(3)　保険契約者、被保険者または重大疾病保険金の受取人が、次の(ｱ)から(ｵ)のどれかに該当する場合

(ｱ)　反社会的勢力(備-3)に該当すると認められること

(ｲ)　反社会的勢力(備-3)に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ｳ)　反社会的勢力(備-3)を不当に利用していると認められること

(ｴ)　保険契約者または重大疾病保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力(備-3)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(ｵ)　その他反社会的勢力(備-3)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(4)　当会社の保険契約者、被保険者または重大疾病保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする(1)から(3)と同等の重大な事由がある場合(備-4)

②　当会社は、重大疾病保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した後でも、第①項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。

(1)　当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に重大疾病保険金の支払事由が発生した場合、その支払事由による重大疾病保険金の支払を行ないません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-5)を返還することを要します。

(2)　当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に保険料の払込の免除事由が発生した場合、その免除事由による保険料の払込の免除を行ないません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。

③　この第 16 条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または重大疾病保険金の受取人に解除の通知をします。

④　この第16条によって保険契約を解除した場合でも、解約払戻金（第 20 条）の支払はありません。

第 16 条　備考

(備-1)　未遂を含みます。

(備-2)　保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。

(備-3)　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。

(備-4) 例えば、この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除される場合、または保険契約者、被保険者もしくは重大疾病保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合などが該当することがあります。
(備-5) この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

第 17 条　保険契約の失効

① 保険契約が効力を失った後は、当会社は、給付責任（第 6 条）を負いません。
② 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、保険契約の復活（第 21 条）の請求をすることができます。

第 18 条　保険契約者による保険契約の解約

保険契約者は、いつでも、将来に向って保険契約を解約することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、解約した場合でも、解約払戻金（第 20 条）の支払はありません。

第 19 条　重大疾病保険金の受取人による保険契約の存続

① 債権者等(備-1)による保険契約の解約（第 18 条）は、解約の通知が当会社に到達した時から 1 ヵ月を経過した日に効力を生じます。
② 第①項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の(1)および(2)をともに満たす重大疾病保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等(備-1)に支払うべき金額を債権者等(備-1)に支払い、かつ当会社にその旨を通知したときは、第①項の解約はその効力を生じません。
(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2) 保険契約者ではないこと
③ 第②項の規定により、保険契約を存続させる場合、当会社は、手続書類（別表 1）の提出を求めます。
④ 第①項の解約の通知が当会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、重大疾病保険金の支払事由が生じ、当会社が重大疾病保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等(備-1)に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等(備-1)に支払った金額を差し引いた残額を、その重大疾病保険金の受取人に支払います。

第 19 条　備考
(備-1) 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。

第 20 条　解約払戻金

この保険契約については、解約払戻金はありません。

第 4 章　失効した保険契約の復活

第 21 条　失効した保険契約の復活

① 保険契約者は、保険契約が効力を失った日（第 9 条）からその日を含めて 1 年以内は、その効力を回復させるため、保険契約の復活の請求（第 4 条）を行なうことができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。
② 当会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、延滞した保険料(備-1)を払い込んでください。

第 21 条　備考
(備-1) 「延滞した保険料」とは、復活した時までにすでに「払込期月の基準日」（第 7・22 条）の到来していた未払込の保険料のことをいいます。

第 5 章　保険契約の自動更新

第 22 条　保険契約の自動更新

① 当会社は、次の(1)および(2)の条件をすべて満たす場合には、被保険者がどのような健康状態であっても、保険契約を自動的に更新して継続させます。この場合、更新前の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていることを要します。
(1) 更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢（第 33 条）が 80 歳以下
(2) 保険期間が年満期で定められていること
② 保険契約を更新した場合には、次のとおりとします。
(1) 更新日は、保険期間満了の日の翌日とし、この日を更新後の第 1 回保険料の「払込期月の基準日」（第 7 条）とし、この日の属する月の初日から末日までを更新後の第 1 回保険料の払込期月とします。
(2) 更新後の重大疾病保険金額は、更新前の重大疾病保険金額と同一とします。
(3) 更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。ただし、保険期間が第①項(1)に規定する限度をこえる場合には、その限度まで短縮します。
(4) 更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
③ 当会社がこの普通保険約款および保険料率を変更した場合、当会社は、変更後に更新された保険契約について、変更後の普通保険約款および保険料率を適用します。
④ 更新後の保険契約については、新たな保険証券の交付は行なわず、次の事項を記載した更新通知書を交付し、この保険契約の締結の際に交付した保険証券と更新通知書によって新たな保険証券の代わりとします。
(1) 更新日および更新後の保険期間
(2) 更新後の保険料
⑤ 更新時に当会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないときは、当会社の定める他の同種の保険契約に更新して継続させます。
⑥ 第①項から第⑤項までの規定にかかわらず、保険期間満了の日からその日を含めて 2 週間前までに保険契約者からの反対の申出があった場合には、保険契約の更新は行ないません。

第 6 章　契約者配当

第 23 条　契約者配当金

この保険契約については、契約者配当金はありません。

第 7 章　保険契約の内容の変更

第 24 条　保険契約者の変更

① 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約についての一切の権利義務を第三者に承継させて、その第三者を新たな保険契約者とすることができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。
② 保険契約者を変更した場合には、当会社は、保険証券に変更後の保険契約者を表示します。

第 25 条　当会社への通知による重大疾病保険金の受取人の変更

① 保険契約者は、重大疾病保険金の支払事由（第 1 条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、当会社に対する通知により、重大疾病保険金の受取人を変更することができます。ただし、変更後の重大疾病保険金の受取人が被保険者となる場合には、被保険者の同意を要しません。なお、変更後の重大疾病保険金の受取人は、保険契約者または被保険者のいずれかとします。
② 第①項の規定により、重大疾病保険金の受取人を変更する場合、当会社は、保険契約者に手続書類（別表 1）の提出を求めます。
③ 第①項の規定により、重大疾病保険金の受取人が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の重大疾病保険金の受取人を表示します。
④ 第①項の通知が当会社に到達する前に変更前の重大疾病保険金の受取人に重大疾病保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の重大疾病保険金の受取人から重大疾病保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

第 26 条　遺言による重大疾病保険金の受取人の変更

① 第 25 条に定めるほか、保険契約者は、重大疾病保険金の支払事由（第 1 条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、重大疾病保険金の受取人を変更することができます。なお、変更後の重大疾病保険金の受取人は、保険契約者または被保険者のいずれかとします。
② 第①項の重大疾病保険金の受取人の変更は、変更後の重大疾病保険金の受取人が被保険者となる場合を除き、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
③ 第①項および第②項による重大疾病保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することはできません。
④ 第①項および第②項の規定により、重大疾病保険金の受取人を変更する場合、当会社は、保険契約者の相続人に手続書類（別表 1）の提出を求めます。
⑤ 第①項および第②項の規定により、重大疾病保険金の受取人が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の重大疾病保険金の受取人を表示します。

第 27 条　重大疾病保険金の受取人の死亡

① 重大疾病保険金の受取人が重大疾病保険金の支払事由（第 1 条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を重大疾病保険金の受取人とします。

② 第①項の規定により重大疾病保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第①項の規定により重大疾病保険金の受取人となった者のうち生存している他の重大疾病保険金の受取人を重大疾病保険金の受取人とします。

③ 第①項および第②項により重大疾病保険金の受取人となった者(備-1)が 2 人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第 27 条　備考

(備-1) 第①項および第②項の規定により重大疾病保険金の受取人となった者が死亡し、第①項および第②項の規定によりあらたに重大疾病保険金の受取人となった者を含みます。

第 28 条　保険期間・保険料払込期間の短縮

① 保険契約者は、当会社の承諾を得て、保険期間および保険料払込期間を短縮することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、短縮後の保険期間および保険料払込期間が当会社の定めた取扱範囲外となる場合には短縮することはできません。

② 保険期間および保険料払込期間を短縮した場合には、次のとおりとします。

(1) 当会社の定めた方法によって計算した金額を次のとおり精算します。

(ｱ) 払い戻す金額はありません。

(ｲ) 当会社への払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに払い込むことを要します。

(2) 保険料は、次回払込期月（第 2 条）からあらためます。

(3) 保険契約者に保険期間および保険料払込期間を短縮したことを通知します。

第 29 条　重大疾病保険金額の減額

① 保険契約者は、重大疾病保険金額を減額することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、減額後の重大疾病保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、減額することはできません。

② 重大疾病保険金額を減額した場合には、次のとおりとします。

(1) 減額部分は解約されたものとします。ただし、減額した場合でも、解約払戻金（第 20 条）の支払はありません。

(2) 保険料は、減額後の重大疾病保険金額によって、次回払込期月（第 2 条）からあらためます。

(3) 保険契約者に重大疾病保険金額を減額したことを通知します。

第 8 章　その他の事項

第 30 条　保険契約者・重大疾病保険金の受取人の代表者

① この保険契約について、保険契約者または重大疾病保険金の受取人が 2 人以上ある場合には、それぞれ代表者 1 人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の人を代理するものとします。

② 第①項の代表者が定まらない場合またはその住所もしくは居所が不明である場合には、当会社が保険契約者または重大疾病保険金の受取人の 1 人に対して行なった行為は、それぞれ他の人に対してもその効力を生じます。

第 31 条　保険契約者の連帯責任

この保険契約について、保険契約者が 2 人以上ある場合には、それぞれの保険契約者は、連帯して保険契約についての責任を負うものとします。

第 32 条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務

① 保険契約者が住所を変更した場合には、ただちに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。

② 保険契約者が第①項の通知をしなかった場合には、当会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

第 33 条　年齢の計算

被保険者の年齢は、満年で計算し、1 年未満の端数は切り捨てます。

第 34 条　年齢の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合で、第 12 条「年齢の誤りによる保険契約の取消」の規定に該当しなかったときには、次の(1)または(2)によって取り扱います。

(1) 契約日（第 6 条）または更新日（第 22 条）における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)または契約更新年齢(備-2)」の範囲内であった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の年齢にもとづいて保険料(備-3)をあらため、過不足金額を精算します。

(2) 契約日または更新日における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の最低年齢に満たなかった場合でも、その事実が発見された日における年齢が、その最低年齢以上となっていたときには、当会社の定めた方法によって、その最低年齢になった日を契約日または更新日として保険料(備-3)をあらため、過不足金額を精算します。

第 34 条　備考

(備-1) 当会社の定めたこの保険契約を締結（第 4 条）することができる年齢をいいます。

(備-2) 当会社の定めたこの保険契約を更新（第 22 条）することができる年齢をいいます。

(備-3) 保険契約が更新された場合には、更新前に払い込まれた保険料を含みます。

第 35 条　性別の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の性別にもとづいて保険料(備-1)をあらため、過不足金額を精算します。

第 35 条　備考

(備-1) 保険契約が更新（第 22 条）された場合には、更新前に払い込まれた保険料を含みます。

第 36 条　管轄裁判所

この保険契約に関する訴訟については、当会社の本店または保険契約者もしくは重大疾病保険金の受取人の住所地(備-1)を管轄する日本国内の地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とします。

第 36 条　備考

(備-1) 保険契約者または重大疾病保険金の受取人が 2 人以上ある場合には、第 30 条に規定する代表者の住所地とします。

第 37 条　時効による請求権の消滅

重大疾病保険金その他払い戻すこととなる金額を請求する権利または保険料の払込の免除を請求する権利は、これらを行使することができる時から 3 年間行使しない場合には、消滅します。

第 38 条　準拠法

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第 39 条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用

この保険契約に、給付特約(備-1)を付加した場合には、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」を適用します。

第 39 条　備考

(備-1) 「給付特約」とは、給付金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第 40 条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱

① 保険契約の申込（第 4 条）の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の(1)、(2)のいずれかまたはその両方の契約条件を付加して保険契約を締結することがあります。この場合、保険料、給付内容または保険契約の内容の変更等については、この第 40 条の規定を適用して取り扱います。

(1) 保険料の変更

この保険契約の払い込むべき保険料を、申込の時の金額から、当会社の定める方法によりあらためて計算したその申込の時の金額を上回る金額に変更します。

(2) 特定障害の不担保

当会社の定めた不担保期間中に、別表 3 に定める高度障害状態または別表 4 に定める身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第 2 条の規定にかかわらず、保険料の払込を免除しません。

② 第①項の規定によって契約条件を付加して保険契約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券に記載します。

③　第①項の契約条件を付加して締結した保険契約については、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日から給付責任（第６条）を開始します。ただし、(2)に該当する場合で、保険契約者が、当会社の付加する契約条件を承諾する際に、特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日(備-1)を給付責任開始の日にすることができます。

(1)　保険契約者が承諾した後に、第１回保険料が払い込まれた場合
「第１回保険料が払い込まれた日」

(2)　第１回保険料に相当する金額(備-2)が払い込まれた後に、保険契約者が承諾した場合
「第１回保険料に相当する金額(備-2)が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

④　第①項の契約条件を付加した保険契約(備-3)については、次の表の(1)および(2)の取扱を、それぞれに定めた条件に該当する場合には取り扱いません。

取　　扱	条　　件
(1)　保険契約の更新	次のどちらかに該当する場合 (ｱ)　「保険料の変更」の条件を付加した場合 (ｲ)　「特定障害の不担保」の条件を付加した場合
(2)　保険期間および保険料払込期間の短縮	次のどちらかに該当する場合 (ｱ)　「保険料の変更」の条件を付加した場合 (ｲ)　「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき

⑤　この保険契約の給付特約(備-4)にその特約条項に定める契約条件が付加された場合、その給付特約(備-4)の保険料、給付内容または契約内容変更等については、その特約条項に定めるとおり取り扱います。

第40条　備考
(備-1)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、「保険契約者が承諾した日」と「当会社への払込を要する金額を払い込んだ日」とのいずれか遅い日とします。
(備-2)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、その条件を付加する前の金額を「第１回保険料に相当する金額」とみなします。
(備-3)　この保険契約に給付特約(備-4)を付加した場合には、その付加した給付特約(備-4)を含みます。
(備-4)　「給付特約」とは、給付金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第41条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱

①　保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、情報端末(備-1)を用いることによっても、保険契約の申込もしくは復活の請求（第４・21条）または告知（第５条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

(1)　保険契約者は、当会社の定めた保険契約申込書または請求書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、保険契約の申込または復活の請求をすることができるものとします。

(2)　保険契約者または被保険者(備-3)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示することにより当会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、告知することができるものとします。また、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項についてその医師に口頭で告知する際、その医師は告知された内容を情報端末(備-1)に入力することがあります。この場合、保険契約者または被保険者(備-3)は、口頭でした告知に関し、その医師が情報端末(備-1)に入力した事項を確認してください。

②　第①項の規定により保険契約の申込もしくは復活の請求または告知を行なった場合、当会社は、その保険契約の申込もしくは復活の請求または告知に関する書面等を保険契約者(備-4)に交付します。

第41条　備考
(備-1)　当会社の定める携帯端末などの情報処理機器をいいます。
(備-2)　当会社への送信にかえて情報端末(備-1)に保存する場合は、情報端末(備-1)への保存を含みます。
(備-3)　保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。
(備-4)　被保険者に関する書面等については、被保険者とします。

第42条　電磁的方法による告知をする場合の取扱

被保険者は、当会社の承諾を得て、電磁的方法(備-1)によっても、告知（第５条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

(1)　被保険者(備-2)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、当会社が電磁的方法(備-1)により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信することによって、告知することができるものとします。

(2)　当会社は、(1)により被保険者から送信された事項の受信をもって、被保険者の告知があったものとして取り扱います。この場合、当会社は、受信した被保険者の告知の内容を被保険者に通知(備-3)します。

第42条　備考
(備-1)　インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。
(備-2)　被保険者の親権者または後見人を含みます。
(備-3)　電磁的方法による場合を含みます。

別　　表

別表１　請求書類等

（「別表一覧」をご覧ください）

別表２　対象となる不慮の事故

（「別表一覧」をご覧ください）

別表３　対象となる高度障害状態

（「別表一覧」をご覧ください）

別表４　対象となる身体障害状態

（「別表一覧」をご覧ください）

別表５　対象となる重大疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中）

（「別表一覧」をご覧ください）

無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）普通保険約款

〈目　次〉

第１章　保険金の支払および保険料の払込の免除　112
第１条　重大疾病保険金の支払……112
第２条　死亡給付金の支払およびその免責……113
第３条　保険料の払込の免除およびその免責……113
第４条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択……114
第２章　保険契約の締結および保険料の払込　114
第５条　保険契約の申込、復活の請求および承諾通知……114
第６条　保険契約者・被保険者の告知義務……115
第７条　当会社の給付責任の開始および終了……115
第８条　保険料の払込方法〈回数〉および払込期月……115
第９条　保険料の払込方法〈経路〉……115
第10条　保険料の払込猶予期間……116
第11条　払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱……116
第３章　保険契約の無効および消滅　116
第12条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効……116
第13条　年齢の誤りによる保険契約の取消……116
第14条　支払事由の発生等による保険契約の消滅……116
第15条　告知義務違反による保険契約の解除および保険金・給付金の不支払等……116
第16条　保険契約を解除できない場合……116
第17条　重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等……117
第18条　保険契約の失効……117
第19条　保険契約者による保険契約の解約……117
第20条　保険金等の受取人による保険契約の存続……117
第21条　解約払戻金抑制割合の指定……117
第22条　解約払戻金……118
第４章　失効した保険契約の復活　118
第23条　失効した保険契約の復活……118
第５章　契約者配当　118
第24条　契約者配当金……118
第６章　保険契約の内容の変更　118
第25条　保険契約者の変更……118
第26条　当会社への通知による保険金等の受取人の変更……118
第27条　遺言による保険金等の受取人の変更……118
第28条　保険金等の受取人の死亡……118
第29条　保険期間・保険料払込期間の短縮……118
第30条　重大疾病保険金額の減額……118
第31条　払済重大疾病保障保険への変更……118
第７章　その他の事項　119
第32条　保険契約者・重大疾病保険金の受取人・死亡給付金受取人の代表者……119
第33条　保険契約者の連帯責任……119
第34条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務……119
第35条　年齢の計算……119
第36条　年齢の誤りの処理……119
第37条　性別の誤りの処理……119
第38条　管轄裁判所……119
第39条　時効による請求権の消滅……119
第40条　準拠法……119
第41条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用……119
第42条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱……119
第43条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱……119
第44条　電磁的方法による告知をする場合の取扱……120
別　表　120
別表１　請求書類等……120
別表２　対象となる不慮の事故……120
別表３　対象となる高度障害状態……120
別表４　対象となる身体障害状態……120
別表５　対象となる重大疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中）……120

第１章　保険金の支払および保険料の払込の免除

第１条　重大疾病保険金の支払

①　当会社は、次のとおり重大疾病保険金を重大疾病保険金の受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)のどれかに該当した場合 (ｱ)　がんの給付責任開始の日（第７条第②項）以後の保険期間中に、がんの給付責任開始の日より前の期間を含めてはじめて悪性新生物（別表５）に罹患し、医師によって診断確定（備-2）された場合 (ｲ)　がん以外の給付責任開始の日（第７条第①項）以後に発病した疾病によって、保険期間中に、急性心筋梗塞（別表５）を発病し（備-3）、その疾病によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（備-4）が継続したと、医師によって診断された場合（備-5） (ｳ)　がん以外の給付責任開始の日以後に発病した疾病によって、保険期間中に、脳卒中（別表５）を発病し（備-3）、その疾病によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと、医師によって診断された場合（備-5）
(2)　支払金額	重大疾病保険金額

②　重大疾病保険金の受取人は、次のとおりとします。

(1)　被保険者。ただし、保険契約者および死亡給付金受取人が同一法人である場合には、死亡給付金受取人とします。（備-6）

(2)　(1)にかかわらず、保険契約者は、保険契約の申込の際に、被保険者の同意を得て、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人のいずれかを重大疾病保険金の受取人として指定することができます。また、第26条または第27条の規定により、重大疾病保険金の受取人を変更することができます。

(3)　(1)または(2)にかかわらず、被保険者が重大疾病保険金の受取人であった場合で、被保険者が、重大疾病保険金の支払を請求する前に死亡したときには、死亡給付金受取人とします。

③　当会社は、被保険者が、保険期間中に死亡し、死亡後に、被保険者について第①項(1)「支払事由」(ｱ)から(ｳ)に規定する重大疾病保険金の支払事由に該当する診断（備-7）があった場合には、被保険者の死亡と同時（備-8）にその診断（備-7）があったものとして、取り扱います。

④　第①項(1)「支払事由」(ｲ)に規定する急性心筋梗塞によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日を経過するまでに、被保険者がその急性心筋梗塞を直接の原因として死亡した場合には、第①項(1)「支払事由」(ｲ)に規定する「労働の制限を必要とする状態」が、その診療を受けた日から被保険者の死亡時まで継続したと医師によって証明されたときに限り、被保険者の死亡と同時（備-8）に第①項(1)「支払事由」(ｲ)に規定する重大疾病保険金の支払事由に該当する診断があったものとして取り扱います。

⑤　第①項(1)「支払事由」(ｳ)に規定する脳卒中によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日を経過するまでに、被保険者がその脳卒中を直接の原因として死亡した場合には、第①項(1)「支払事由」(ｳ)に規定する「他覚的な神経学的後遺症」が、その診療を受けた日から被保険者の死亡時まで継続したと医師によって証明されたときに限り、被保険者の死亡と同時（備-8）に第①項(1)「支払事由」(ｳ)に規定する重大疾病保険金の支払事由に該当する診断があったものとして取り扱います。

⑥　第①項(1)「支払事由」に規定する重大疾病保険金の支払事由に該当し、かつ、死亡給付金の支払後に重大疾病保険金の支払請求を受けた場合には、重大疾病保険金の支払に関し、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

(1)　第①項(2)「支払金額」の規定にかかわらず、当会社は、第①項(2)「支払金額」に規定する金額からすでに支払済の死亡給付金額を差し引いた金額を支払います。

(2)　(1)の場合、第①項(1)「支払事由」に規定する重大疾病保険金の支払事由発生の時において、死亡給付金受取人はその支払済の死亡給付金に相当する金額について、重大疾病保険金の受取人であったものとし、第２条第①項の規定にかかわらず、その支払済の死亡給付金は重大疾病保険金として支払ったものとみなして取り扱います。

⑦　次の(1)または(2)に該当した場合には、それぞれに定めるとおり取り扱います。ただし、第 12 条「詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効」、第 15 条「告知義務違反による保険契約の解除および保険金・給付金の不支払等」または第 17 条「重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等」の規定によって、保険契約が解除され、無効となりまたは取り消された場合を除きます。

(1)　被保険者が、保険契約の締結の際のがんの給付責任開始の日の前日以前に悪性新生物に罹患し、医師によって診断確定されていた場合で、その診断確定日からその日を含めて 180 日以内に保険契約者から申出があったときには、保険契約は無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

(2)　被保険者が、保険契約の復活（第 23 条）の際のがんの給付責任開始の日の前日以前に悪性新生物に罹患し、医師によって診断確定されていた場合で、その診断確定日からその日を含めて 180 日以内の保険期間中に保険契約者から申出があったときには、保険契約の復活は無効とし、当会社は、保険契約の復活の際に払い込まれた金額および保険契約の復活以後に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。この場合、解約払戻金（第 22 条）の支払請求があったものとして取り扱い、また、保険契約者は、この保険契約の復活を請求することはできないものとします。

第 1 条　備考

(備-1)　重大疾病保険金を支払う場合をいいます。

(備-2)　診断確定は、病理組織学的所見（生検）によるものとします。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

(備-3)　がん以外の給付責任開始の日前に発病していた疾病によって、保険期間中に、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した場合であっても、次の①または②の場合、がん以外の給付責任開始の日以後に発病した疾病によって、保険期間中に、急性心筋梗塞または脳卒中を発病したものとして取り扱います。

①　当会社が保険契約の締結または保険契約の復活（第 5・23 条）の際の告知によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

②　次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合

(1)　がん以外の給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。

(2)　がん以外の給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。

(備-4)　「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

(備-5)　被保険者が、保険期間中に急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、保険期間満了の日からその日を含めて 60 日以内にそれぞれ第①項(1)「支払事由」(ｲ)または(ｳ)に規定する状態に該当した場合には、被保険者が保険期間中にその状態に該当したものとして取り扱います。

(備-6)　この保険契約の解約払戻金抑制割合（第 21 条）が 100％の場合で、保険契約者が法人であるときには、保険契約者とします。

(備-7)　第①項(1)「支払事由」(ｱ)の場合には、診断確定(備-2)とします。

(備-8)　この保険契約の解約払戻金抑制割合が 100％の場合は、被保険者の死亡の直前とします。

第 2 条　死亡給付金の支払およびその免責

①　この保険契約の解約払戻金抑制割合（第 21 条）が 100％以外の場合、当会社は、次のとおり死亡給付金を死亡給付金受取人に支払います。

(1)　支払事由(備-1)	被保険者が、保険期間中に死亡した場合(備-2)
(2)　支払金額	被保険者が死亡した日の解約払戻金額（第 22 条）
(3)　免責事由(備-3)	被保険者が、次の(ｱ)または(ｲ)のどちらかによって死亡した場合。この場合、(ｱ)によって支払事由(備-1)が発生したときを除き、解約払戻金を保険契約者に支払います。 (ｱ)　保険契約者の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合を除きます。 (ｲ)　死亡給付金受取人の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合または(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｲ)に該当する場合、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

②　死亡給付金の支払の請求があったときでも、死亡給付金を支払う前に重大疾病保険金の支払の請求があり、重大疾病保険金を支払う場合には、当会社は、死亡給付金を支払いません。

第 2 条　備考

(備-1)　死亡給付金を支払う場合をいいます。

(備-2)　被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときには、死亡給付金を支払います。

(備-3)　支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が死亡給付金の支払を行なわない場合をいいます。

第 3 条　保険料の払込の免除およびその免責

①　当会社は、次のとおり保険料の払込を免除します。

(1)　免除事由(備-1)	被保険者が、次の(ｱ)または(ｲ)のどちらかとなった場合 (ｱ)　被保険者が、がん以外の給付責任開始の日（第 7 条第①項）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険料払込期間中に、別表 3 に定める高度障害状態に該当(備-2)(備-3)した場合 (ｲ)　被保険者が、がん以外の給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故（別表 2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日以内の保険料払込期間中に、別表 4 に定める身体障害状態に該当(備-4)(備-5)(備-6)した場合
(2)　免除する保険料	次回払込期月(備-7)以後の保険料 ただし、次の(ｱ)または(ｲ)のどちらかに該当した場合には、当会社は、その原因によって免除事由(備-1)に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、保険料の払込の免除額を削減することがあります。 (ｱ)　被保険者が、戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当した場合 (ｲ)　被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって、身体障害状態に該当した場合
(3)　免責事由(備-8)	次の(ｱ)によって被保険者が高度障害状態に該当した場合または次の(ｱ)から(ｷ)のどれかによって被保険者が身体障害状態に該当した場合 (ｱ)　保険契約者または被保険者の故意 (ｲ)　保険契約者または被保険者の重大な過失 (ｳ)　被保険者の犯罪行為 (ｴ)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｵ)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｶ)　被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｷ)　被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

②　保険料の払込を免除した場合には、次のとおりとします。

(1)　保険料は、保険料の払込を免除した後も「払込期月の基準日」（第 8 条）ごとに払込があったものとして取り扱います。

(2)　保険料の払込を免除した後は、保険期間・保険料払込期間の短縮（第 29 条）、重大疾病保険金額の減額（第 30 条）および払済重大疾病保障保険への変更（第 31 条）は行ないません。

(3)　保険契約者に保険料の払込を免除したことを通知します。

第 3 条　備考

(備-1)　保険料の払込を免除する場合をいいます。

(備-2)　第①項(1)「免除事由」(ｱ)の高度障害状態について、がん以外の給付責任開始の日前にすでに生じていた障害に、その障害の原因となった傷害または疾病と因果関係のないがん以外の給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として生じた障害が加わることによって該当したときは、がん以外の給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としてその高度障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-3)　第①項(1)「免除事由」(ｱ)の高度障害状態について、がん以外の給付責任開始の日前に発病していた疾病によって該当したときでも、次の①または②の場合、その疾病によって該当した高度障害状態は、がん以外の給付責任開始の日以後に発病した疾病によって該当したものとして取り扱います。

①　当会社が保険契約の締結または保険契約の復活（第 5・23 条）の際の告知によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

②　次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合

(1)　がん以外の給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。

(2) がん以外の給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。

(備-4) 第①項(1)「免除事由」(ｲ)の身体障害状態について、がん以外の給付責任開始の日前にすでに生じていた身体障害に、がん以外の給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として生じた身体障害が加わることによって該当したときでも、がん以外の給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-5) 第①項(1)「免除事由」(ｲ)の身体障害状態について、不慮の事故の日からその日を含めて 180 日以内に、視力、聴力、上肢の用、上肢の関節の用、下肢の用、下肢の関節の用もしくは手指の用を全く失った状態または脊柱に著しい奇形もしくは著しい運動障害を残す状態には該当しているが、永久に継続するものとは認められなかった場合でも、保険料払込期間中に、その状態が永久に継続すると認められたときには、その日に免除事由(備-1)に該当したものとして取り扱います。

(備-6) 第①項(1)「免除事由」(ｲ)の身体障害状態について、がん以外の給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として該当した場合でも、すでに不慮の事故以外を原因とする障害があり、かつ、その原因ががん以外の給付責任開始の日以後に発生していたときには、そのすでにあった障害がなかったとしてもその身体障害状態に該当すると認められる場合に限り、がん以外の給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-7) 次の「払込期月の基準日」の属する払込期月（第 8 条）をいいます。

(備-8) 免除事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が保険料の払込の免除を行なわない場合をいいます。

第 4 条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択

① 重大疾病保険金もしくは死亡給付金の支払事由（第 1・2 条）または保険料の払込の免除事由（第 3 条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。

② その受取人(備-1)は、すみやかに請求に必要な書類（別表 1）を当会社に提出してその請求をしてください。

③ 会社等の団体(備-2)を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その会社等の団体(備-2)から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約について、保険契約者である会社等の団体(備-2)が当該保険契約の死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等(備-3)として死亡退職金等(備-3)の受給者に支払う場合には、死亡給付金の請求の際に、その受取人は、(1)または(2)の書類および(3)の書類を当会社に提出してください。ただし、死亡退職金等(備-3)の受給者が 2 人以上である場合には、そのうち 1 人からの提出で足りるものとします。

(1) 死亡退職金等(備-3)の受給者の請求内容確認書

(2) 死亡退職金等(備-3)の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類

(3) 保険契約者である会社等の団体(備-2)が受給者本人であることを確認した書類

④ 重大疾病保険金または死亡給付金(備-4)は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて 5 営業日以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。

⑤ 重大疾病保険金または死亡給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)に掲げる場合において、保険契約の締結時から重大疾病保険金または死亡給付金の請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認(備-5)を行ないます。この場合には、第④項の規定にかかわらず、重大疾病保険金または死亡給付金(備-4)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とします。また、当会社は、重大疾病保険金または死亡給付金の請求者にその旨を通知します。

(1) 重大疾病保険金または死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　重大疾病保険金または死亡給付金の支払事由に該当する事実の有無

(2) 死亡給付金の免責事由に該当する可能性がある場合
　死亡給付金の支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
　当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

(4) この普通保険約款に定める重大事由（第 17 条）、詐欺または不法取得目的（第 12 条）に該当する可能性がある場合
　(2)もしくは(3)に定める事項、第 17 条「重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等」第①項(4)(ｱ)から(ｶ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、重大疾病保険金の受取人もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは重大疾病保険金もしくは死亡給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から重大疾病保険金もしくは死亡給付金の請求時までにおける事項

⑥ 第⑤項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第④項および第⑤項の規定にかかわらず、重大疾病保険金または死亡給付金(備-4)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-6)を経過する日とします。この場合、当会社は、重大疾病保険金または死亡給付金の請求者にその旨を通知します。

(1) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
　180 日

(2) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
　180 日

(3) 第⑤項(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第⑤項(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
　180 日

(4) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査
　180 日

⑦ 第⑤項または第⑥項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-7)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は重大疾病保険金または死亡給付金を支払いません。

⑧ 保険料の払込の免除についても、第④項から第⑦項の規定を準用します。

⑨ 解約払戻金（第 22 条）の支払請求があった場合についても、第④項と同様に取り扱います。

⑩ 重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人は、重大疾病保険金または死亡給付金(備-4)を一時金で受け取る方法にかえて、当会社の定める期間の範囲内で、当会社の定めた率の複利による利息を付けて、すえ置いて受け取る方法を選択することができます。ただし、すえ置かれる重大疾病保険金または死亡給付金(備-4)の額が当会社の定める金額以上であることを要します。

第 4 条　備考

(備-1) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。

(備-2) 「会社等の団体」とは、「官公署、会社、工場、組合等の団体」をいい、その団体の代表者を含みます。

(備-3) 「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

(備-4) 重大疾病保険金または死亡給付金とともに支払われることとなる金額を含みます。

(備-5) 当会社の指定した医師による診断を含みます。

(備-6) (1)から(4)の複数に該当する場合でも 180 日とします。

(備-7) 当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第 2 章　保険契約の締結および保険料の払込

第 5 条　保険契約の申込、復活の請求および承諾通知

① 保険契約を申し込む場合または保険契約者が保険契約の復活（第 23 条）を請求する場合には、被保険者の同意を得て、次の書面を当会社に提出してください。

(1) 当会社の定めた保険契約申込書または請求書

(2) 被保険者についての当会社の定めた告知書（第 6 条）

② 第①項の場合には、当会社は、当会社の定めた取扱基準によって、次のとおり取り扱います。

(1) 当会社の指定した医師によって被保険者の診断を行なうことがあります。

(2) 被保険者の診断書または健康状態その他についての資料の提出を求めることがあります。

③ 当会社が、第①項の申込または請求を承諾した場合には、次のとおりとします。

(1) 保険契約の申込を承諾した場合
　当会社は次の事項を記載した保険証券を交付します。また、保険証券の交付によって、承諾通知の代わりとします。なお、保険証券には保険契約を締結した年月日を記載しません。

(ｱ) 当会社名

(ｲ) 保険契約者の氏名または名称

(ｳ) 被保険者の氏名

(エ) 保険金等(備-1)の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
(オ) 保険金等(備-1)の支払事由ならびに保険料の払込の免除事由
(カ) 保険期間
(キ) 保険金等(備-1)の額
(ク) 保険料およびその払込方法〈回数〉
(ケ) 解約払戻金抑制割合
(コ) 契約日
(サ) 保険証券を作成した年月日

(2) 保険契約の復活の請求を承諾した場合
当会社は書面によって承諾の通知をするものとし、保険証券は交付しません。

第5条 備考
(備-1) 重大疾病保険金（第1条）または死亡給付金（第2条）をいいます。また、給付特約(備-2)を付加した場合には、その特約にもとづく給付金を含みます。
(備-2) この保険契約に付加する給付金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第6条 保険契約者・被保険者の告知義務

当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第5・23条）の際、支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者(備-1)は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、保険契約者または被保険者(備-1)はその医師が書面に記入した内容を確認してください。

第6条 備考
(備-1) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

第7条 当会社の給付責任の開始および終了

① 保険契約の締結または保険契約の復活の場合（第5・23条）には、当会社は、第1条第①項(1)「支払事由」(イ)もしくは(ウ)による重大疾病保険金の支払、死亡給付金の支払（第2条）または保険料の払込の免除（第3条）について、次の日から、給付責任(備-1)を開始します。なお、この第①項に規定する給付責任を開始する日を「がん以外の給付責任開始の日」といいます。

(1) 当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した後に、第1回保険料または当会社への払込を要する金額（第23条）が払い込まれた場合

(ア)保険契約の締結の場合	「第1回保険料が払い込まれた日」
(イ)保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額が払い込まれた日」

(2) 第1回保険料または当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた後に、当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した場合

(ア)保険契約の締結の場合	「第1回保険料に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日
(イ)保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

② 保険契約の締結または保険契約の復活の場合には、当会社は、第1条第①項(1)「支払事由」(ア)による重大疾病保険金の支払について、第①項に規定するがん以外の給付責任開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から、給付責任(備-1)を開始します。なお、この第②項に規定する給付責任を開始する日を「がんの給付責任開始の日」といいます。

③ 第①項に規定する給付責任開始の日の取扱については、次のとおりとします。

(1) 保険契約の締結の場合	第①項に規定するがん以外の給付責任開始の日を「契約日」とし、保険期間および保険料払込期間は、契約日を含めて計算します。
(2) 保険契約の復活の場合	第①項に規定するがん以外の給付責任開始の日を「復活日」とします。

④ 当会社は、保険契約が有効に継続している間、保険期間満了時まで給付責任(備-1)を負います。

第7条 備考
(備-1) 「給付責任」とは、「重大疾病保険金もしくは死亡給付金の支払事由（第1・2条）または保険料の払込の免除事由（第3条）が発生した場合に、当会社が、その支払または払込の免除を行なう責任」のことをいいます。

第8条 保険料の払込方法〈回数〉および払込期月

① 第2回目以後の保険料は、保険料払込期間中、次の払込方法〈回数〉の中から保険契約の申込の際に選択された払込方法〈回数〉によって、その払込期月内に払い込んでください。なお、払込期月は、次の「払込期月の基準日」の属する月の初日から末日までとし、払込方法〈回数〉による保険契約の呼称は、それぞれ次のとおりとします。

払込方法〈回数〉	払込期月の基準日	払込方法〈回数〉による保険契約の呼称
(1) 年払（毎年1回払込）	契約応当日(備-1)(備-2)	「年払契約」
(2) 半年払（毎年2回払込）	契約日の半年ごとの応当日(備-2)	「半年払契約」
(3) 月払（毎年12回払込）	契約日の毎月の応当日(備-2)	「月払契約」

② 保険契約者は、当会社の定めた取扱基準によって、保険料の払込方法〈回数〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。なお、保険契約者は次回払込期月（第3条）以降、最初に到来する変更後の払込方法〈回数〉の払込期月より、変更後の払込方法〈回数〉によって保険料を払い込んでください。

③ 「保険契約が消滅した場合」（第14・15・17・19条）または「保険料の払込を要しなくなった場合」（第3・31条）には、当会社は、それまでに払い込まれた第①項の保険料のうち、「払込期月の基準日」の到来していない保険料を保険契約者(備-3)に払い戻します。

④ 年払契約または半年払契約で、「保険契約が消滅した場合」または「保険料の払込が免除された場合」（第3条）には、それまでに払い込まれた保険料(備-4)の保険料期間(備-5)のうち、まだ経過していない期間の月数(備-6)に相当する保険料として、月割によって計算した「未経過保険料」(備-7)を保険契約者(備-3)に払い戻します。ただし、保険料の払込を要しなくなった場合には、その後に保険契約が消滅したとしても「未経過保険料」の払い戻しはありません。

⑤ 第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに、重大疾病保険金の支払事由が発生し、重大疾病保険金を支払う場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

⑥ 第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに保険料の払込の免除事由（第3条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日（第10条）までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-8)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第8条 備考
(備-1) 契約日（第7条）の毎年の応当日をいいます。
(備-2) 応当日がない場合には、その月の末日とします。
(備-3) 重大疾病保険金または死亡給付金を支払う場合には、その受取人とします。
(備-4) 第⑤項または第11条「払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱」第①項の規定により当会社が支払うこととなった金額から差し引かれた未払込の保険料を含みます。
(備-5) その保険料の払込期月の基準日(備-9)から次回払込期月の基準日の前日までの期間をいいます。
(備-6) 次回払込期月の基準日の前日までの月数をいい、保険料期間(備-5)の月数未満の月数とします。なお、月数は、契約日の毎月の応当日(備-2)(備-9)から次の契約日の毎月の応当日(備-2)の前日までの期間を1ヵ月として計算し、1ヵ月未満の期間は切り捨てます。
(備-7) 保険契約の一部が消滅する場合、その消滅する部分については、消滅前後の保険料の差額について未経過保険料を計算します。
(備-8) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
(備-9) 第1回保険料の場合には、契約日とします。

第9条 保険料の払込方法〈経路〉

① 保険契約者は、保険契約の申込の際に保険料の払込方法〈経路〉について、次のどれかを選択してください。

(1) 口座振替払込	当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法で、保険契約者の指定する口座が当会社の指定した金融機関等に設置してある場合に限り、選択できます。(備-1) この払込方法〈経路〉を選択した場合には、その金融機関等に対して保険料の口座振替を委任してください。
(2) 振替送金払込	金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法で、当会社が承諾した場合に限

	り、選択できます。
(3) 団体・集団扱払込	所属団体または集団を通じて払い込む方法で、所属団体または集団と当会社との間に団体扱契約、集団扱契約または専用集団扱契約が締結されている場合に限り、選択できます。(備-2)

② 保険契約者は、第①項の各号の保険料の払込方法〈経路〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。

③ 保険料の払込方法〈経路〉が、「口座振替払込」または「団体・集団扱払込」である保険契約において、その保険契約が、第①項に定める要件を満たさなくなったときまたは当会社の取扱基準に該当しなくなったときは、保険契約者は、第②項の規定により保険料の払込方法〈経路〉を他の保険料の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行なうまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第9条 備考

(備-1) 保険料の払込方法〈経路〉が「口座振替払込」の場合、「保険料口座振替特則」を適用します。

(備-2) 保険料の払込方法〈経路〉が「団体・集団扱払込」の場合、団体扱特約、集団扱特約または専用集団扱特約を付加します。

第10条 保険料の払込猶予期間

① 第2回目以後の保険料の払込については、払込期月（第8条）の翌月初日から翌々月の契約日（第7条）の応当日まで(備-1)の猶予期間があります。

② 第①項の払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれなかった場合(備-2)には、保険契約は、その払込猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合、第18条「保険契約の失効」の規定によって取り扱います。

第10条 備考

(備-1) 「払込期月の基準日」（第8条）が2月、6月、11月の各末日の場合、その保険料の払込猶予期間はそれぞれ4月、8月、1月の各末日までとします。

(備-2) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第11条 払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱

① 保険料の払込猶予期間（第10条）中に重大疾病保険金の支払事由（第1条）が発生し、重大疾病保険金を支払う場合(備-1)には、すでに「払込期月の基準日」（第8条）の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

② 払込猶予期間中に保険料の払込の免除事由（第3条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-2)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第11条 備考

(備-1) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに重大疾病保険金の支払事由が発生したときには、保険料の払込猶予期間中に重大疾病保険金の支払事由が発生したものとして取り扱います。

(備-2) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに未払込の保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに未払込の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第3章 保険契約の無効および消滅

第12条 詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効

① 保険契約者、被保険者、重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人の詐欺によって、保険契約の締結または保険契約の復活（第5・23条）が行なわれた場合には、当会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

② 第①項の保険契約の取消は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人に取消の通知をします。

③ 保険契約者が重大疾病保険金もしくは死亡給付金を不法に取得する目的または他人に重大疾病保険金もしくは死亡給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約の締結または保険契約の復活が行なわれた場合には、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

④ 第①項から第③項によって当会社が保険契約を取り消した場合または保険契約が無効となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を返還することを要します。

第13条 年齢の誤りによる保険契約の取消

① 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢（第35条）に誤りがあった場合で、契約日（第7条）における実際の年齢およびその誤りが発見された日における実際の年齢が、どちらも「契約締結年齢(備-1)」の範囲外であったときには、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

② 第①項によって保険契約が取消となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を払い戻すこととなった保険料から差し引き、なお不足するときには、その不足額を返還することを要します。

③ 第①項に該当しなかった場合には、保険契約は取消としないで、第36条「年齢の誤りの処理」の規定によって取り扱います。

第13条 備考

(備-1) 当会社の定めたこの保険契約を締結（第5条）することができる年齢をいいます。

第14条 支払事由の発生等による保険契約の消滅

次のどれかに該当した場合には、保険契約は、それぞれの時に消滅します。

(1) 被保険者が保険期間満了時まで生存した場合には、保険期間満了時

(2) 被保険者が保険期間中に死亡した場合には、被保険者が死亡した時

(3) 重大疾病保険金の支払事由（第1条）が発生し、重大疾病保険金が支払われた場合には、重大疾病保険金の支払事由が発生した時

第15条 告知義務違反による保険契約の解除および保険金・給付金の不支払等

① 保険契約者または被保険者(備-1)が、保険契約の締結または保険契約の復活（第5・23条）の際に、当会社が告知を求めた事項（第6条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。

② 当会社は、重大疾病保険金もしくは死亡給付金の支払事由（第1・2条）または保険料の払込の免除事由（第3条）が発生した後でも、第①項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。

(1) 当会社は、重大疾病保険金または死亡給付金を支払いません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-2)を返還することを要します。

(2) 当会社は、保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。

③ 第②項の場合でも、重大疾病保険金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者、重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人が証明した場合には、その支払または払込の免除を行ないます。

④ この第15条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人に解除の通知をします。

⑤ この第15条によって保険契約を解除した場合、保険契約に解約払戻金（第22条）があるときには、当会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

第15条 備考

(備-1) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-2) この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

第16条 保険契約を解除できない場合

① 当会社は、次の(1)から(5)のどれかに該当した場合には、第15条に規定する保険契約の解除を行なうことはできません。

(1) 当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第5・23条）の際に、解除の原因となる事実を知っていた場合または過失によって知らなかった場合
(2) 保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者が第6条の告知をすることを妨げた場合
(3) 保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者に対し、第6条の告知をしないことを勧めた場合、または不実の告知をすることを勧めた場合
(4) 当会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1カ月を経過した場合
(5) 保険契約が、がん以外の給付責任開始の日（第7条第①項）からその日を含めて2年をこえて有効に継続した場合。ただし、がん以外の給付責任開始の日からその日を含めて2年以内に、解除の原因となる事実により、重大疾病保険金の支払事由（第1条）または保険料の払込の免除事由（第3条）が発生したときには、保険契約が、がん以外の給付責任開始の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続した後でも、第15条に規定する保険契約の解除をすることができます。

② 第①項(2)および(3)の規定は、それぞれに規定する保険媒介者(備-1)の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当会社が告知を求めた事項（第6条）について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第16条 備考
(備-1) 「保険媒介者」とは、当会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。

第17条 重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等

① 当会社は、次の(1)から(5)のどれかに該当する事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向って解除することができます。
(1) 保険契約者または死亡給付金受取人が死亡給付金(備-1)を詐取する目的でまたは他人に死亡給付金(備-1)を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合
(2) 保険契約者または被保険者が当会社にこの保険契約の保険料の払込の免除（第3条）を行なわせる目的で、事故招致(備-2)をした場合
(3) この保険契約の重大疾病保険金もしくは死亡給付金の支払請求またはこの保険契約の保険料の払込の免除の請求に関し、重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人(備-3)に詐欺行為(備-2)があった場合
(4) 保険契約者、被保険者、重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人が、次の(ｲ)から(ｶ)のどれかに該当する場合
(ｲ) 反社会的勢力(備-4)に該当すると認められること
(ﾛ) 反社会的勢力(備-4)に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
(ﾊ) 反社会的勢力(備-4)を不当に利用していると認められること
(ﾆ) 保険契約者、重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力(備-4)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
(ﾎ) その他反社会的勢力(備-4)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5) 当会社の保険契約者、被保険者、重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする(1)から(4)と同等の重大な事由がある場合(備-5)

② 当会社は、重大疾病保険金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した後でも、第①項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。
(1) 当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に重大疾病保険金または死亡給付金の支払事由が発生した場合、その支払事由による重大疾病保険金(備-6)または死亡給付金(備-6)の支払を行ないません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-7)を返還することを要します。
(2) 当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に保険料の払込の免除事由が発生した場合、その免除事由による保険料の払込の免除を行ないません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。

③ この第17条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人に解除の通知をします。

④ この第17条によってこの保険契約を解除した場合、保険契約に解約払戻金（第22条）があるときには、当会社は、解約払戻金(備-8)を保険契約者に支払います。

第17条 備考
(備-1) 「死亡給付金」には、この保険契約の死亡給付金（第2条）のほか、他の保険契約の死亡給付金を含み、保険種類および給付の名称を問いません。
(備-2) 未遂を含みます。
(備-3) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-4) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
(備-5) 例えば、この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除される場合、または保険契約者、被保険者、重大疾病保険金の受取人もしくは死亡給付金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合などが該当することがあります。
(備-6) 第①項(4)のみに該当した場合で、第①項(4)(ｲ)から(ｶ)までに該当したのが重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人のみであり、その重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人が重大疾病保険金または死亡給付金の一部の受取人であるときは、その受取人の受取部分の重大疾病保険金または死亡給付金とします。
(備-7) この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。
(備-8) 第①項(4)のみに該当した場合で、重大疾病保険金または死亡給付金の一部の受取人に対して第②項(1)の規定を適用し、その受取人の受取部分の重大疾病保険金または死亡給付金を支払わないときは、その支払わない部分についての解約払戻金とします。

第18条 保険契約の失効

① 保険契約が効力を失った後は、当会社は、給付責任（第7条）を負いません。
② 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、次の(1)または(2)の請求をすることができます。
(1) 解約払戻金（第22条）の支払請求
(2) 保険契約の復活（第23条）の請求

第19条 保険契約者による保険契約の解約

① 保険契約者は、いつでも、将来に向って保険契約を解約することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。
② 第①項の場合、保険契約に解約払戻金（第22条）があるときには、当会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

第20条 保険金等の受取人による保険契約の存続

① 債権者等(備-1)による保険契約の解約（第19条）は、解約の通知が当会社に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。
② 第①項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の(1)および(2)をともに満たす重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人は、保険契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等(備-1)に支払うべき金額を債権者等(備-1)に支払い、かつ当会社にその旨を通知したときは、第①項の解約はその効力を生じません。
(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2) 保険契約者ではないこと
③ 第②項の規定により、保険契約を存続させる場合、当会社は、手続書類（別表1）の提出を求めます。
④ 第①項の解約の通知が当会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、重大疾病保険金または死亡給付金の支払事由が生じ、当会社が重大疾病保険金または死亡給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等(備-1)に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等(備-1)に支払った金額を差し引いた残額を、その重大疾病保険金または死亡給付金の受取人に支払います。

第20条 備考
(備-1) 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。

第21条 解約払戻金抑制割合の指定

① 保険契約者は、保険契約の申込の際に、当会社の定めた範囲内で解約払戻金抑制割合(備-1)を指定するものとします。
② 第①項により指定した解約払戻金抑制割合は、変更することはできません。

第21条 備考
(備-1) 解約払戻金（第22条）の計算に用いる割合をいいます。

第 22 条　解約払戻金

① 解約払戻金抑制割合が 100％の場合、この保険契約についての解約払戻金はありません。また、解約払戻金抑制割合が 0％および 100％以外の場合、解約払戻金は、解約払戻金抑制割合に応じた低い水準に設定します。
② 解約払戻金抑制割合が 100％以外の場合、当会社は、保険契約の締結（第 5 条）の際に、当会社の定める経過年数に応じて計算した解約払戻金額を保険契約者に通知します。
③ 払済重大疾病保障保険への変更（第 31 条）後の解約払戻金については、第①項の規定を適用しません。

第 4 章　失効した保険契約の復活

第 23 条　失効した保険契約の復活

① 保険契約者は、保険契約が効力を失った日（第 10 条）からその日を含めて 1 年以内は、その効力を回復させるため、保険契約の復活の請求（第 5 条）を行なうことができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、保険契約者が解約払戻金の支払請求（第 18 条）を行なった後は、保険契約の復活を請求することはできません。
② 当会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、延滞した保険料(備-1) を払い込んでください。

第 23 条　備考
(備-1) 「延滞した保険料」とは、復活した時までにすでに「払込期月の基準日」（第 8 条）の到来していた未払込の保険料のことをいいます。

第 5 章　契約者配当

第 24 条　契約者配当金

この保険契約については、契約者配当金はありません。

第 6 章　保険契約の内容の変更

第 25 条　保険契約者の変更

① 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約についての一切の権利義務を第三者に承継させて、その第三者を新たな保険契約者とすることができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。
② 保険契約者を変更した場合には、当会社は、保険証券に変更後の保険契約者を表示します。

第 26 条　当会社への通知による保険金等の受取人の変更

① 保険契約者は、重大疾病保険金または死亡給付金の支払事由（第 1・2 条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、当会社に対する通知により、重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人を変更することができます。ただし、重大疾病保険金の受取人を変更する場合で、変更後の重大疾病保険金の受取人が被保険者となる場合には、被保険者の同意を要しません。なお、変更後の重大疾病保険金の受取人は、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人のいずれかとします。
② 第①項の規定により、重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人を変更する場合、当会社は、保険契約者に手続書類（別表 1）の提出を求めます。
③ 第①項の規定により、重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人を表示します。
④ 第①項の通知が当会社に到達する前に変更前の重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人に重大疾病保険金または死亡給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人から重大疾病保険金または死亡給付金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

第 27 条　遺言による保険金等の受取人の変更

① 第 26 条に定めるほか、保険契約者は、重大疾病保険金または死亡給付金の支払事由（第 1・2 条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人を変更することができます。なお、変更後の重大疾病保険金の受取人は、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人のいずれかとします。
② 第①項の重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人の変更は、変更後の重大疾病保険金の受取人が被保険者となる場合を除き、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
③ 第①項および第②項による重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することはできません。
④ 第①項および第②項の規定により、重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人を変更する場合、当会社は、保険契約者の相続人に手続書類（別表 1）の提出を求めます。
⑤ 第①項および第②項の規定により、重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人を表示します。

第 28 条　保険金等の受取人の死亡

① 重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人が重大疾病保険金または死亡給付金の支払事由（第 1・2 条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人とします。
② 第①項の規定により重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第①項の規定により重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人を重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人とします。
③ 第①項および第②項により重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人となった者(備-1) が 2 人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第 28 条　備考
(備-1) 第①項および第②項の規定により重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人となった者が死亡し、第①項および第②項の規定によりあらたに重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人となった者を含みます。

第 29 条　保険期間・保険料払込期間の短縮

① 保険契約者は、当会社の承諾を得て、保険期間および保険料払込期間を短縮することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、短縮後の保険期間および保険料払込期間が当会社の定めた取扱範囲外となる場合には短縮することはできません。
② 保険期間および保険料払込期間を短縮した場合には、次のとおりとします。
(1) 当会社の定めた方法によって計算した金額を次のとおり精算します。
(ｱ) 払い戻す金額がある場合には、保険契約者に払い戻します。ただし、解約払戻金抑制割合が 100％の場合には、払い戻す金額はありません。
(ｲ) 当会社への払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに払い込むことを要します。
(2) 保険料は、次回払込期月（第 3 条）からあらためます。
(3) 保険契約者に保険期間および保険料払込期間を短縮したことを通知します。

第 30 条　重大疾病保険金額の減額

① 保険契約者は、重大疾病保険金額を減額することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、減額後の重大疾病保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、減額することはできません。
② 重大疾病保険金額を減額した場合には、次のとおりとします。
(1) 減額部分は解約されたものとし、解約払戻金（第 22 条）があるときには、当会社は、その解約払戻金を保険契約者に支払います。
(2) 保険料は、減額後の重大疾病保険金額によって、次回払込期月（第 3 条）からあらためます。
(3) 保険契約者に重大疾病保険金額を減額したことを通知します。

第 31 条　払済重大疾病保障保険への変更

① 保険契約者は、保険料払込期間中、当会社の定めた取扱基準によって、次回払込期月（第 3 条）以後の保険料を払い込まないこととし、保険契約を次の(1)から(3)に規定する内容の払済重大疾病保障保険に変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、変更後の重大疾病保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合または解約払戻金抑制割合が 100％の場合には、変更することができません。
(1) 保険種類は、この保険契約と同種類の重大疾病保障保険とします。
(2) 保険期間は、変更前の保険契約の保険期間の残存期間とします。
(3) 重大疾病保険金額は、次の(ｱ)および(ｲ)の合計額によって計算した金額にあらためます。
(ｱ) 変更前の保険契約の解約払戻金額（第 22 条）
(ｲ) 未経過保険料（第 8 条第④項）

② 払済重大疾病保障保険に変更した場合には、保険契約者に払済重大疾病保障保険に変更したことを通知します。

第７章　その他の事項

第 32 条　保険契約者・重大疾病保険金の受取人・死亡給付金受取人の代表者

① この保険契約について、保険契約者、重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人が２人以上ある場合には、それぞれ代表者１人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の人を代理するものとします。

② 第①項の代表者が定まらない場合またはその住所もしくは居所が不明である場合には、当会社が保険契約者、重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人の１人に対して行なった行為は、それぞれ他の人に対してもその効力を生じます。

第 33 条　保険契約者の連帯責任

この保険契約について、保険契約者が２人以上ある場合には、それぞれの保険契約者は、連帯して保険契約についての責任を負うものとします。

第 34 条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務

① 保険契約者が住所を変更した場合には、ただちに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。

② 保険契約者が第①項の通知をしなかった場合には、当会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

第 35 条　年齢の計算

被保険者の年齢は、満年で計算し、1 年未満の端数は切り捨てます。

第 36 条　年齢の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合で、第 13 条「年齢の誤りによる保険契約の取消」の規定に該当しなかったときには、次の(1)または(2)によって取り扱います。

(1) 契約日（第７条）における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の範囲内であった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の年齢にもとづいて保険料をあらため、過不足金額を精算します。

(2) 契約日における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の最低年齢に満たなかった場合でも、その事実が発見された日における年齢が、その最低年齢以上となっていたときには、当会社の定めた方法によって、その最低年齢になった日を契約日として保険料をあらため、過不足金額を精算します。

第 36 条　備考

(備-1) 当会社の定めたこの保険契約を締結（第５条）することができる年齢をいいます。

第 37 条　性別の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の性別にもとづいて保険料をあらため、過不足金額を精算します。

第 38 条　管轄裁判所

この保険契約に関する訴訟については、当会社の本店または保険契約者、重大疾病保険金の受取人もしくは死亡給付金受取人の住所地(備-1)を管轄する日本国内の地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とします。

第 38 条　備考

(備-1) 保険契約者、重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人が２人以上ある場合には、第 32 条に規定する代表者の住所地とします。

第 39 条　時効による請求権の消滅

重大疾病保険金、死亡給付金、解約払戻金その他払い戻すこととなる金額を請求する権利または保険料の払込の免除を請求する権利は、これらを行使することができる時から３年間行使しない場合には、消滅します。

第 40 条　準拠法

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第 41 条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用

この保険契約に、給付特約(備-1)を付加した場合には、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」を適用します。

第 41 条　備考

(備-1) 「給付特約」とは、給付金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第 42 条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱

① 保険契約の申込（第５条）の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の(1)、(2)のいずれかまたはその両方の契約条件を付加して保険契約を締結することがあります。この場合、保険料、給付内容または保険契約の内容の変更等については、この第 42 条の規定を適用して取り扱います。

(1) 保険料の変更

この保険契約の払い込むべき保険料を、申込の時の金額から、当会社の定める方法によりあらためて計算したその申込の時の金額を上回る金額に変更します。

(2) 特定障害の不担保

当会社の定めた不担保期間中に、別表３に定める高度障害状態または別表４に定める身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第３条の規定にかかわらず、保険料の払込を免除しません。

② 第①項の規定によって契約条件を付加して保険契約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券に記載します。

③ 第①項の契約条件を付加して締結した保険契約については、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日から給付責任（第７条）を開始します。ただし、(2)に該当する場合で、保険契約者が、当会社の付加する契約条件を承諾する際に、特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日(備-1)を給付責任開始の日にすることができます。

(1) 保険契約者が承諾した後に、第１回保険料が払い込まれた場合

「第１回保険料が払い込まれた日」

(2) 第１回保険料に相当する金額(備-2)が払い込まれた後に、保険契約者が承諾した場合

「第１回保険料に相当する金額(備-2)が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

④ 第①項の契約条件を付加した保険契約(備-3)については、保険期間および保険料払込期間の短縮を、次の(1)または(2)に該当する場合には取り扱いません。

(1) 「保険料の変更」の条件を付加した場合

(2) 「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき

⑤ この保険契約の給付特約(備-4)にその特約条項に定める契約条件が付加された場合、その給付特約(備-4)の保険料、給付内容または契約内容変更等については、その特約条項に定めるとおり取り扱います。

第 42 条　備考

(備-1) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、「保険契約者が承諾した日」と「当会社への払込を要する金額を払い込んだ日」とのいずれか遅い日とします。

(備-2) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、その条件を付加する前の金額を「第１回保険料に相当する金額」とみなします。

(備-3) この保険契約に給付特約(備-4)を付加した場合には、その付加した給付特約(備-4)を含みます。

(備-4) 「給付特約」とは、給付金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第 43 条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱

① 保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、情報端末(備-1)を用いることによっても、保険契約の申込もしくは復活の請求（第５・23 条）または告知（第６条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、当会社の定めた保険契約申込書または請求書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、保険契約の申込または復活の請求をすることができるものとします。

(2) 保険契約者または被保険者(備-3)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示することにより当会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、告知することができるものとします。また、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項についてその医師に口頭で告知する際、その医師は告知された内容を情報端末(備-1)に入力することがあります。この場合、保険契約者または被保険者(備-3)は、口頭でした告知に関し、その医師が情報端末(備-1)に入力した事項を確認してください。

② 第①項の規定により保険契約の申込もしくは復活の請求または告知を行なった場合、当会社は、その保険契約の申込もしくは復活の請求または告知に関する書面等を保険契約者(備-4)に交付します。

第 43 条　備考

(備-1) 当会社の定める携帯端末などの情報処理機器をいいます。

(備-2) 当会社への送信にかえて情報端末(備-1)に保存する場合は、情報端末(備-1)への保存を含みます。

(備-3) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-4) 被保険者に関する書面等については、被保険者とします。

第 44 条　電磁的方法による告知をする場合の取扱

被保険者は、当会社の承諾を得て、電磁的方法(備-1)によっても、告知（第６条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

(1) 被保険者(備-2)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、当会社が電磁的方法(備-1)により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信することによって、告知することができるものとします。

(2) 当会社は、(1)により被保険者から送信された事項の受信をもって、被保険者の告知があったものとして取り扱います。この場合、当会社は、受信した被保険者の告知の内容を被保険者に通知(備-3)します。

第 44 条　備考

(備-1) インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

(備-2) 被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-3) 電磁的方法による場合を含みます。

別　　表

別表 1　請求書類等

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 2　対象となる不慮の事故

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 3　対象となる高度障害状態

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 4　対象となる身体障害状態

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 5　対象となる重大疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中）

（「別表一覧」をご覧ください）

無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・無解約払戻金型）普通保険約款

〈目　次〉

第１章　保険金の支払　121
第１条　就業障害保険金の支払およびその免責……121
第２条　支払の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択……122
第２章　保険契約の締結および保険料の払込　122
第３条　保険契約の申込、復活の請求および承諾通知……122
第４条　保険契約者・被保険者の告知義務……123
第５条　当会社の給付責任の開始および終了……123
第６条　保険料の払込方法〈回数〉および払込期月……123
第７条　保険料の払込方法〈経路〉……123
第８条　保険料の払込猶予期間……123
第９条　払込猶予期間中に支払事由が発生した場合の保険料の取扱……124
第３章　保険契約の無効および消滅　124
第10条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効……124
第11条　年齢の誤りによる保険契約の取消……124
第12条　支払事由の発生等による保険契約の消滅……124
第13条　告知義務違反による保険契約の解除および保険金の不支払等……124
第14条　保険契約を解除できない場合……124
第15条　重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等……124
第16条　保険契約の失効……125
第17条　保険契約者による保険契約の解約……125
第18条　就業障害保険金の受取人による保険契約の存続……125
第19条　解約払戻金……125
第４章　失効した保険契約の復活　125
第20条　失効した保険契約の復活……125
第５章　保険契約の自動更新　125
第21条　保険契約の自動更新……125
第６章　契約者配当　125
第22条　契約者配当金……125
第７章　保険契約の内容の変更　125
第23条　保険契約者の変更……125
第24条　当会社への通知による就業障害保険金の受取人の変更……125
第25条　遺言による就業障害保険金の受取人の変更……126
第26条　就業障害保険金の受取人の死亡……126
第27条　保険期間・保険料払込期間の短縮……126
第28条　就業障害保険金額の減額……126
第８章　その他の事項　126
第29条　保険契約者・就業障害保険金の受取人の代表者……126
第30条　保険契約者の連帯責任……126
第31条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務……126
第32条　年齢の計算……126
第33条　年齢の誤りの処理……126
第34条　性別の誤りの処理……126
第35条　法令等の改正に伴う契約内容の変更……126
第36条　管轄裁判所……126
第37条　時効による請求権の消滅……127
第38条　準拠法……127
第39条　災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）の適用……127
第40条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱……127
第41条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱……127
第42条　電磁的方法による告知をする場合の取扱……127
別　表　127
別表１　請求書類等……127
別表２　薬物依存……127

第１章　保険金の支払

第１条　就業障害保険金の支払およびその免責

①　当会社は、次のとおり就業障害保険金を就業障害保険金の受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、給付責任開始の日（第５条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間（備-2）中に、次の(ｱ)および(ｲ)のいずれにも該当した場合 (ｱ)　身体障害者福祉法に定める障害の級別が１級、２級または３級の障害に該当（備-3）（備-4）（備-5）したこと (ｲ)　(ｱ)に定める障害に対して、身体障害者福祉法にもとづき、障害の級別が１級、２級または３級である身体障害者手帳の交付があったこと
(2)　支払金額	就業障害保険金額 ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって支払事由（備-1）に該当した場合には、その原因によって支払事由（備-1）に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、就業障害保険金額を削減して支払うことがあります。この場合でも、削減して支払う金額は、責任準備金額（備-6）を下まわることはありません。
(3)　免責事由（備-7）	次の(ｱ)から(ｴ)のどれかによって被保険者が(1)「支払事由」(ｱ)に規定する障害に該当した場合 (ｱ)　保険契約者または被保険者の故意 (ｲ)　保険契約者または被保険者の重大な過失 (ｳ)　被保険者の犯罪行為 (ｴ)　被保険者の薬物依存（別表２）

②　就業障害保険金の受取人は、次のとおりとします。
(1)　被保険者。ただし、保険契約者が法人である場合には、保険契約者とします。
(2)　(1)にかかわらず、保険契約者は、保険契約の申込の際に、被保険者の同意を得て、保険契約者または被保険者のどちらかを就業障害保険金の受取人として指定することができます。また、第24条または第25条の規定により、就業障害保険金の受取人を変更することができます。

③　第①項(1)「支払事由」(ｱ)に規定する障害について、被保険者が身体障害者福祉法に定める２つ以上の障害に重複して該当し、その２つ以上の障害のうちの一部が次の(1)から(4)のどれかに該当する場合で、その２つ以上の障害が身体障害者福祉法にもとづきそれぞれの障害の該当する級別以上の級別に認定されたことにより、保険期間（備-2）中に障害の級別が１級、２級または３級である身体障害者手帳の交付があったときには、次の(1)から(4)のどれかに該当する障害以外の障害が、身体障害者福祉法に定める障害の級別が１級、２級または３級の障害に該当する場合は、その障害については、第①項(1)「支払事由」(ｱ)に規定する障害に該当したものとして取り扱います。また、次の(1)から(4)のどれかに該当する障害以外の障害が、身体障害者福祉法に定める障害の級別が４級以下の障害に該当する場合は、当会社は、就業障害保険金を支払いません。
(1)　給付責任開始の日前に発生していた傷害または発病していた疾病によって該当し就業障害保険金が支払われないこととなった障害
(2)　免責事由（備-7）に該当したことによって就業障害保険金が支払われないこととなった障害
(3)　「特定障害の不担保」の契約条件（第４０条）が付加されたことによって就業障害保険金が支払われないこととなった障害
(4)　契約変換に関する特約が付加されている場合で、変換基準日前に発生した傷害または発病した疾病によって就業障害保険金の支払事由に該当したことにより、就業障害保険金の一部が差し引いて支払われたときの障害

④　被保険者が保険期間（備-2）中に第①項(1)「支払事由」(ｱ)に規定する障害に該当したと医師（備-8）によって診断（備-9）（備-10）されているが、第①項(1)「支払事由」(ｲ)に規定する身体障害者手帳が交付される前に死亡した場合でも、保険期間（備-2）中にその身体障害者手帳の交付があったときには、被保険者の死亡の直前（備-11）にその身体障害者手帳の交付があったものとして取り扱います。

⑤　被保険者が保険期間（備-2）中に第①項(1)「支払事由」(ｱ)に規定する障害に該当したと医師（備-8）によって診断（備-9）（備-10）されているが、第①項(1)「支払事由」(ｲ)に規定する身体障害者手帳が交付される前に保険期間（備-2）が満了した場合でも、保険期間（備-2）満了の日の翌日からその日を含めて３年以内にその身体障害者手帳の交付があったときには、保険期間（備-2）満了の日にその身体障害者手帳の交付があったものとして取り扱います。

第１条　備考
(備-1)　就業障害保険金を支払う場合をいいます。
(備-2)　この保険契約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。
(備-3)　給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病によって、被保険者が、身体障害者福祉法に定める２つ以上の障害に重複して該当したことにより、その２つ以上の障害につき、身体障害者福祉法にもとづきそれぞれの障害の該当する級別以上の級別に認定され、その２つ以上の障害が１級、２級または３級の障害に該当した場合を含みます。
(備-4)　第①項(1)「支払事由」(ｱ)に規定する障害について、給付責任開始の日前に発病していた疾病によって該当したときでも、次の①または②の場合、その疾病によって該当した障害は、給付責任開始の日以後に発病した疾病によって該当したものとして取り扱います。
①　当会社が保険契約の締結または保険契約の復活（第３・20条）の際の告知によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
②　次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合
(1)　給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。
(2)　給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。
(備-5)　第①項(1)「支払事由」(ｱ)に規定する障害について、給付責任開始の日前にすでに生じていた障害に、その障害の原因となった傷害または疾病と因果関係のない給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として生じた障害が加わることによって該当したときは、給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として第①項(1)「支払事由」(ｱ)に規定する障害に該当したものとして取り扱います。
(備-6)　当会社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の保険給付に充てるべきものとして、保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。
(備-7)　支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が就業障害保険金の支払を行なわない場合をいいます。
(備-8)　身体障害者福祉法にもとづき都道府県知事が定める医師で、被保険者の身体障害者手帳にかかる交付申請書に添えるべき診断書を作成することができる者をいいます。
(備-9)　被保険者の身体障害者手帳にかかる交付申請書に添えるべき診断書にもとづく診断をいいます。
(備-10)　第①項(1)「支払事由」(ｱ)に規定する障害について、保険期間(備-2)満了の日に、その障害には該当しているが、その障害に該当したと医師(備-8)によって診断(備-9)されていなかった場合でも、保険期間(備-2)中にその障害に該当していたと保険期間(備-2)満了の日の翌日以後に医師(備-8)によって証明されたときには、保険期間(備-2)満了の日に第①項(1)「支払事由」(ｱ)に規定する障害に該当したと医師(備-8)によって診断(備-9)されたものとして取り扱います。
(備-11)　被保険者が、保険期間(備-2)満了の日の翌日以後に死亡した場合には、保険期間(備-2)満了の日とします。

第２条　支払の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択

①　就業障害保険金の支払事由（第１条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。
②　その受取人は、すみやかに請求に必要な書類（別表１）を当会社に提出してその請求をしてください。
③　就業障害保険金(備-1)は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。
④　就業障害保険金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)に掲げる場合において、保険契約の締結時から就業障害保険金の請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認(備-2)を行ないます。この場合には、第③項の規定にかかわらず、就業障害保険金(備-1)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。また、当会社は、就業障害保険金の請求者にその旨を通知します。
(1)　就業障害保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
就業障害保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2)　就業障害保険金の免責事由に該当する可能性がある場合
就業障害保険金の支払事由が発生した原因
(3)　告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4)　この普通保険約款に定める重大事由（第15条）、詐欺または不法取得目的（第10条）に該当する可能性がある場合
(2)もしくは(3)に定める事項、第15条「重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等」第①項(3)(ｱ)から(ｵ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは就業障害保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは就業障害保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から就業障害保険金の請求時までにおける事項
⑤　第④項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第③項および第④項の規定にかかわらず、就業障害保険金(備-1)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-3)を経過する日とします。この場合、当会社は、就業障害保険金の請求者にその旨を通知します。
(1)　第④項(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180日
(2)　第④項(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180日
(3)　第④項(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または就業障害保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第④項(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日
(4)　第④項(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査
180日
⑥　第④項または第⑤項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または就業障害保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-4)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は就業障害保険金を支払いません。
⑦　就業障害保険金の受取人は、就業障害保険金(備-1)を一時金で受け取る方法にかえて、当会社の定める期間の範囲内で、当会社の定めた率の複利による利息を付けて、すえ置いて受け取る方法を選択することができます。ただし、すえ置かれる就業障害保険金(備-1)の額が当会社の定める金額以上であることを要します。

第２条　備考
(備-1)　就業障害保険金とともに支払われることとなる金額を含みます。
(備-2)　当会社の指定した医師による診断を含みます。
(備-3)　(1)から(4)の複数に該当する場合でも180日とします。
(備-4)　当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第２章　保険契約の締結および保険料の払込

第３条　保険契約の申込、復活の請求および承諾通知

①　保険契約を申し込む場合または保険契約者が保険契約の復活（第20条）を請求する場合には、被保険者の同意を得て、次の書面を当会社に提出してください。
(1)　当会社の定めた保険契約申込書または請求書
(2)　被保険者についての当会社の定めた告知書（第４条）
②　第①項の場合には、当会社は、当会社の定めた取扱基準によって、次のとおり取り扱います。
(1)　当会社の指定した医師によって被保険者の診断を行なうことがあります。
(2)　被保険者の診断書または健康状態その他についての資料の提出を求めることがあります。
③　当会社が、第①項の申込または請求を承諾した場合には、次のとおりとします。
(1)　保険契約の申込を承諾した場合
当会社は次の事項を記載した保険証券を交付します。また、保険証券の交付によって、承諾通知の代わりとします。なお、保険証券には保険契約を締結した年月日を記載しません。
(ｱ)　当会社名
(ｲ)　保険契約者の氏名または名称
(ｳ)　被保険者の氏名
(ｴ)　就業障害保険金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
(ｵ)　就業障害保険金の支払事由
(ｶ)　保険期間
(ｷ)　就業障害保険金の額
(ｸ)　保険料およびその払込方法〈回数〉
(ｹ)　契約日
(ｺ)　保険証券を作成した年月日
(2)　保険契約の復活の請求を承諾した場合

当会社は書面によって承諾の通知をするものとし、保険証券は交付しません。

第４条　保険契約者・被保険者の告知義務

当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第３・20 条）の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者(備-1)は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、保険契約者または被保険者(備-1)はその医師が書面に記入した内容を確認してください。

第４条　備考
(備-1)　保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

第５条　当会社の給付責任の開始および終了

①　保険契約の締結または保険契約の復活の場合（第３・20 条）には、当会社は、次の日から、給付責任(備-1)を開始します。

(1)　当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した後に、第１回保険料または当会社への払込を要する金額（第 20 条）が払い込まれた場合

(ｱ) 保険契約の締結の場合	「第１回保険料が払い込まれた日」
(ｲ) 保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額が払い込まれた日」

(2)　第１回保険料または当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた後に、当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した場合

(ｱ) 保険契約の締結の場合	「第１回保険料に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日
(ｲ) 保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

②　第①項に規定する給付責任開始の日の取扱については、次のとおりとします。

(1)　保険契約の締結の場合	給付責任開始の日を「契約日」とし、保険期間および保険料払込期間は、契約日を含めて計算します。
(2)　保険契約の復活の場合	給付責任開始の日を「復活日」とします。

③　当会社は、保険契約が有効に継続している間、保険期間(備-2)満了時まで給付責任(備-1)を負います。

第５条　備考
(備-1)　「給付責任」とは、「就業障害保険金の支払事由（第１条）が発生した場合に、当会社が、その支払を行なう責任」のことをいいます。
(備-2)　この保険契約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。

第６条　保険料の払込方法〈回数〉および払込期月

①　第２回目以後の保険料は、保険料払込期間中、次の払込方法〈回数〉の中から保険契約の申込の際に選択された払込方法〈回数〉によって、その払込期月内に払い込んでください。なお、払込期月は、次の「払込期月の基準日」の属する月の初日から末日までとし、払込方法〈回数〉による保険契約の呼称は、それぞれ次のとおりとします。

払込方法〈回数〉	払込期月の基準日	払込方法〈回数〉による保険契約の呼称
(1)　年　払（毎年１回払込）	契約応当日(備-1)(備-2)	「年払契約」
(2)　半年払（毎年２回払込）	契約日の半年ごとの応当日(備-2)	「半年払契約」
(3)　月　払（毎年 12 回払込）	契約日の毎月の応当日(備-2)	「月払契約」

②　保険契約者は、当会社の定めた取扱基準によって、保険料の払込方法〈回数〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表１）を当会社に提出してください。なお、保険契約者は次回払込期月（第 27 条）以降、最初に到来する変更後の払込方法〈回数〉の払込期月より、変更後の払込方法〈回数〉によって保険料を払い込んでください。

③　「保険契約が消滅した場合」（第 12・13・15・17 条）には、当会社は、それまでに払い込まれた第①項の保険料のうち、「払込期月の基準日」の到来していない保険料を保険契約者(備-3)に払い戻します。

④　年払契約または半年払契約で、「保険契約が消滅した場合」には、それまでに払い込まれた保険料(備-4)の保険料期間(備-5)のうち、まだ経過していない期間の月数(備-6)に相当する保険料として、月割によって計算した「未経過保険料」(備-7)を保険契約者(備-3)に払い戻します。

⑤　第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに、就業障害保険金の支払事由が発生し、就業障害保険金を支払う場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

第６条　備考
(備-1)　契約日（第５条）の毎年の応当日をいいます。
(備-2)　応当日がない場合には、その月の末日とします。
(備-3)　就業障害保険金を支払う場合には、その受取人とします。
(備-4)　第⑤項または第９条「払込猶予期間中に支払事由が発生した場合の保険料の取扱」の規定により当会社が支払うこととなった金額から差し引かれた未払込の保険料を含みます。
(備-5)　その保険料の払込期月の基準日(備-8)から次回払込期月の基準日の前日までの期間をいいます。
(備-6)　次回払込期月の基準日の前日までの月数をいい、保険料期間(備-5)の月数未満の月数とします。なお、月数は、契約日の毎月の応当日(備-2)(備-8)から次の契約日の毎月の応当日(備-2)の前日までの期間を１ヵ月として計算し、１ヵ月未満の期間は切り捨てます。
(備-7)　保険契約の一部が消滅する場合、その消滅する部分については、消滅前後の保険料の差額について未経過保険料を計算します。
(備-8)　第１回保険料の場合には、契約日とします。

第７条　保険料の払込方法〈経路〉

①　保険契約者は、保険契約の申込の際に保険料の払込方法〈経路〉について、次のどれかを選択してください。

(1)　口座振替払込	当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法で、保険契約者の指定する口座が当会社の指定した金融機関等に設置してある場合に限り、選択できます。(備-1) この払込方法〈経路〉を選択した場合には、その金融機関等に対して保険料の口座振替を委任してください。
(2)　振替送金払込	金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法で、当会社が承諾した場合に限り、選択できます。
(3)　団体・集団扱払込	所属団体または集団を通じて払い込む方法で、所属団体または集団と当会社との間に団体扱契約、集団扱契約または専用集団扱契約が締結されている場合に限り、選択できます。(備-2)

②　保険契約者は、第①項の各号の保険料の払込方法〈経路〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表１）を当会社に提出してください。

③　保険料の払込方法〈経路〉が、「口座振替払込」または「団体・集団扱払込」である保険契約において、その保険契約が、第①項に定める要件を満たさなくなったときまたは当会社の取扱基準に該当しなくなったときは、保険契約者は、第②項の規定により保険料の払込方法〈経路〉を他の保険料の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行なうまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第７条　備考
(備-1)　保険料の払込方法〈経路〉が「口座振替払込」の場合、「保険料口座振替特則」を適用します。
(備-2)　保険料の払込方法〈経路〉が「団体・集団扱払込」の場合、団体扱特約、集団扱特約または専用集団扱特約を付加します。

第８条　保険料の払込猶予期間

①　第２回目以後の保険料の払込については、払込期月（第６・21 条）の翌月初日から翌々月の契約日（第５条）の応当日まで(備-1)の猶予期間があります。

②　第①項の払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれなかった場合(備-2)には、保険契約は、その払込猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合、第 16 条「保険契約の失効」の規定によって取り扱います。

第８条　備考
(備-1)　「払込期月の基準日」（第６・21 条）が２月、６月、11 月の各末日の場合、その保険料の払込猶予期間はそれぞれ４月、８月、１月の各末日までとします。

(備-2) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第９条　払込猶予期間中に支払事由が発生した場合の保険料の取扱

保険料の払込猶予期間（第８条）中に就業障害保険金の支払事由（第１条）が発生し、就業障害保険金を支払う場合(備-1)には、すでに「払込期月の基準日」（第６・21 条）の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

第９条　備考

(備-1) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに就業障害保険金の支払事由が発生したときには、保険料の払込猶予期間中に就業障害保険金の支払事由が発生したものとして取り扱います。

第３章　保険契約の無効および消滅

第10条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効

① 保険契約者、被保険者または就業障害保険金の受取人の詐欺によって、保険契約の締結または保険契約の復活（第３・20 条）が行なわれた場合には、当会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

② 第①項の保険契約の取消は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または就業障害保険金の受取人に取消の通知をします。

③ 保険契約者が就業障害保険金を不法に取得する目的または他人に就業障害保険金を不法に取得させる目的をもって、保険契約の締結または保険契約の復活が行なわれた場合には、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

④ 第①項から第③項によって当会社が保険契約を取り消した場合または保険契約が無効となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を返還することを要します。

第 11 条　年齢の誤りによる保険契約の取消

① 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢（第 32 条）に誤りがあった場合で、契約日（第５条）または更新日（第 21 条）における実際の年齢およびその誤りが発見された日における実際の年齢が、どちらも「契約締結年齢(備-1)または契約更新年齢(備-2)」の範囲外であったときには、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料(備-3)を保険契約者に払い戻します。

② 第①項によって保険契約が取消となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額(備-4)があったときには、その金額を払い戻すこととなった保険料(備-3)から差し引き、なお不足するときには、その不足額を返還することを要します。

③ 第①項に該当しなかった場合には、保険契約は取消としないで、第 33 条「年齢の誤りの処理」の規定によって取り扱います。

第 11 条　備考

(備-1) 当会社の定めたこの保険契約を締結（第３条）することができる年齢をいいます。

(備-2) 当会社の定めたこの保険契約を更新（第 21 条）することができる年齢をいいます。

(備-3) 保険契約が更新された場合には、更新前に払い込まれた保険料を含みます。

(備-4) 保険契約が更新された場合には、更新前に当会社が支払った金額を含みます。

第 12 条　支払事由の発生等による保険契約の消滅

次のどれかに該当した場合には、保険契約は、それぞれの時に消滅します。

(1) 被保険者が保険期間満了時まで生存した場合には、保険期間満了時

(2) 被保険者が保険期間中に死亡した場合には、被保険者が死亡した時

(3) 就業障害保険金の支払事由（第１条）が発生し、就業障害保険金が支払われた場合には、就業障害保険金の支払事由が発生した時

第 13 条　告知義務違反による保険契約の解除および保険金の不支払等

① 保険契約者または被保険者(備-1)が、保険契約の締結または保険契約の復活（第３・20 条）の際に、当会社が告知を求めた事項（第４条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。

② 当会社は、就業障害保険金の支払事由（第１条）が発生した後でも、第①項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、当会社は、就業障害保険金を支払いません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-2)を返還することを要します。

③ 第②項の場合でも、就業障害保険金の支払事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または就業障害保険金の受取人が証明した場合には、その支払を行ないます。

④ この第 13 条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または就業障害保険金の受取人に解除の通知をします。

⑤ この第13条によって保険契約を解除した場合でも、解約払戻金（第19 条）の支払はありません。

第 13 条　備考

(備-1) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-2) この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

第 14 条　保険契約を解除できない場合

① 当会社は、次の(1)から(5)のどれかに該当した場合には、第 13 条に規定する保険契約の解除を行なうことはできません。

(1) 当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第３・20 条）の際に、解除の原因となる事実を知っていた場合または過失によって知らなかった場合

(2) 保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者が第４条の告知をすることを妨げた場合

(3) 保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者に対し、第４条の告知をしないことを勧めた場合、または不実の告知をすることを勧めた場合

(4) 当会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１ヵ月を経過した場合

(5) 保険契約が、給付責任開始の日（第５条）からその日を含めて２年をこえて有効に継続した場合。ただし、給付責任開始の日からその日を含めて２年以内に、解除の原因となる事実により、第１条第①項(1)「支払事由」(ｱ)に規定する障害に該当したときには、保険契約が、給付責任開始の日からその日を含めて２年をこえて有効に継続した後でも、第 13 条に規定する保険契約の解除をすることができます。

② 第①項(2)および(3)の規定は、それぞれに規定する保険媒介者(備-1)の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当会社が告知を求めた事項（第４条）について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第 14 条　備考

(備-1) 「保険媒介者」とは、当会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。

第 15 条　重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等

① 当会社は、次の(1)から(4)のどれかに該当する事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向って解除することができます。

(1) 保険契約者、被保険者または就業障害保険金の受取人がこの保険契約の就業障害保険金（第１条）を詐取する目的でまたは他人にこの保険契約の就業障害保険金を詐取させる目的で、事故招致(備-1)をした場合

(2) この保険契約の就業障害保険金の支払請求に関し、就業障害保険金の受取人に詐欺行為(備-1)があった場合

(3) 保険契約者、被保険者または就業障害保険金の受取人が、次の(ｱ)から(ｵ)のどれかに該当する場合

(ｱ) 反社会的勢力(備-2)に該当すると認められること

(ｲ) 反社会的勢力(備-2)に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ｳ) 反社会的勢力(備-2)を不当に利用していると認められること

(ｴ) 保険契約者または就業障害保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力(備-2)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(ｵ) その他反社会的勢力(備-2)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(4) 当会社の保険契約者、被保険者または就業障害保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする(1)から(3)と同等の重大な事由がある場合(備-3)

② 当会社は、就業障害保険金の支払事由が発生した後でも、第①項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に就業障害保険金の支払事由が発生していたとしても、その支払事由による就業障害保険金の支払を行ないません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-4)を返還することを要します。
③ この第15条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または就業障害保険金の受取人に解除の通知をします。
④ この第15条によって保険契約を解除した場合でも、解約払戻金(第19条)の支払はありません。

第15条 備考
(備-1) 未遂を含みます。
(備-2) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
(備-3) 例えば、他の保険契約が重大事由によって解除される場合、または保険契約者、被保険者もしくは就業障害保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合などが該当することがあります。
(備-4) この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

第16条 保険契約の失効

① 保険契約が効力を失った後は、当会社は、給付責任(第5条)を負いません。
② 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、保険契約の復活(第20条)の請求をすることができます。

第17条 保険契約者による保険契約の解約

保険契約者は、いつでも、将来に向って保険契約を解約することができます。この場合、保険契約者は必要書類(別表1)を当会社に提出してください。ただし、解約した場合でも、解約払戻金(第19条)の支払はありません。

第18条 就業障害保険金の受取人による保険契約の存続

① 債権者等(備-1)による保険契約の解約(第17条)は、解約の通知が当会社に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。
② 第①項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の(1)および(2)をともに満たす就業障害保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等(備-1)に支払うべき金額を債権者等(備-1)に支払い、かつ当会社にその旨を通知したときは、第①項の解約はその効力を生じません。
(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2) 保険契約者ではないこと
③ 第②項の規定により、保険契約を存続させる場合、当会社は、手続書類(別表1)の提出を求めます。
④ 第①項の解約の通知が当会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、就業障害保険金の支払事由が生じ、当会社が就業障害保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等(備-1)に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等(備-1)に支払った金額を差し引いた残額を、その就業障害保険金の受取人に支払います。

第18条 備考
(備-1) 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。

第19条 解約払戻金

この保険契約については、解約払戻金はありません。

第4章 失効した保険契約の復活

第20条 失効した保険契約の復活

① 保険契約者は、保険契約が効力を失った日(第8条)からその日を含めて1年以内は、その効力を回復させるため、保険契約の復活の請求(第3条)を行なうことができます。この場合、保険契約者は必要書類(別表1)を当会社に提出してください。
② 当会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、延滞した保険料(備-1)を払い込んでください。

第20条 備考
(備-1) 「延滞した保険料」とは、復活した時までにすでに「払込期月の基準日」(第6・21条)の到来していた未払込の保険料のことをいいます。

第5章 保険契約の自動更新

第21条 保険契約の自動更新

① 当会社は、次の(1)および(2)の条件をすべて満たす場合には、被保険者がどのような健康状態であっても、保険契約を自動的に更新して継続させます。この場合、更新前の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていることを要します。
(1) 更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢(第32条)が80歳以下
(2) 保険期間が年満期で定められていること
② 保険契約を更新した場合には、次のとおりとします。
(1) 更新日は、保険期間満了の日の翌日とし、この日を更新後の第1回保険料の「払込期月の基準日」(第6条)とし、この日の属する月の初日から末日までを更新後の第1回保険料の払込期月とします。
(2) 更新後の就業障害保険金額は、更新前の就業障害保険金額と同一とします。
(3) 更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。ただし、保険期間が第①項(1)に規定する限度をこえる場合には、その限度まで短縮します。
(4) 更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
③ 当会社がこの普通保険約款および保険料率を変更した場合、当会社は、変更後に更新された保険契約について、変更後の普通保険約款および保険料率を適用します。
④ 更新後の保険契約については、新たな保険証券の交付は行なわず、次の事項を記載した更新通知書を交付し、この保険契約の締結の際に交付した保険証券と更新通知書によって新たな保険証券の代わりとします。
(1) 更新日および更新後の保険期間
(2) 更新後の保険料
⑤ 更新時に当会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないときは、当会社の定める他の同種の保険契約に更新して継続させます。
⑥ 第①項から第⑤項までの規定にかかわらず、保険期間満了の日からその日を含めて2週間前までに保険契約者からの反対の申出があった場合には、保険契約の更新は行ないません。

第6章 契約者配当

第22条 契約者配当金

この保険契約については、契約者配当金はありません。

第7章 保険契約の内容の変更

第23条 保険契約者の変更

① 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約についての一切の権利義務を第三者に承継させて、その第三者を新たな保険契約者とすることができます。この場合、保険契約者は必要書類(別表1)を当会社に提出してください。
② 保険契約者を変更した場合には、当会社は、保険証券に変更後の保険契約者を表示します。

第24条 当会社への通知による就業障害保険金の受取人の変更

① 保険契約者は、就業障害保険金の支払事由(第1条)が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、当会社に対する通知により、就業障害保険金の受取人を変更することができます。ただし、変更後の就業障害保険金の受取人が被保険者となる場合には、被保険者の同意を要しません。なお、変更後の就業障害保険金の受取人は、保険契約者または被保険者のいずれかとします。
② 第①項の規定により、就業障害保険金の受取人を変更する場合、当会社は、保険契約者に手続書類(別表1)の提出を求めます。
③ 第①項の規定により、就業障害保険金の受取人が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の就業障害保険金の受取人を表示します。
④ 第①項の通知が当会社に到達する前に変更前の就業障害保険金の受取人に就業障害保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の就業障害保険金の受取人から就業障害保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

第 25 条　遺言による就業障害保険金の受取人の変更

① 第 24 条に定めるほか、保険契約者は、就業障害保険金の支払事由（第 1 条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、就業障害保険金の受取人を変更することができます。なお、変更後の就業障害保険金の受取人は、保険契約者または被保険者のいずれかとします。

② 第①項の就業障害保険金の受取人の変更は、変更後の就業障害保険金の受取人が被保険者となる場合を除き、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

③ 第①項および第②項による就業障害保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することはできません。

④ 第①項および第②項の規定により、就業障害保険金の受取人を変更する場合、当会社は、保険契約者の相続人に手続書類（別表 1）の提出を求めます。

⑤ 第①項および第②項の規定により、就業障害保険金の受取人が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の就業障害保険金の受取人を表示します。

第 26 条　就業障害保険金の受取人の死亡

① 就業障害保険金の受取人が就業障害保険金の支払事由（第 1 条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を就業障害保険金の受取人とします。

② 第①項の規定により就業障害保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第①項の規定により就業障害保険金の受取人となった者のうち生存している他の就業障害保険金の受取人を就業障害保険金の受取人とします。

③ 第①項および第②項により就業障害保険金の受取人となった者(備-1)が 2 人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第 26 条　備考

(備-1) 第①項および第②項の規定により就業障害保険金の受取人となった者が死亡し、第①項および第②項の規定によりあらたに就業障害保険金の受取人となった者を含みます。

第 27 条　保険期間・保険料払込期間の短縮

① 保険契約者は、当会社の承諾を得て、保険期間および保険料払込期間を短縮することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、短縮後の保険期間および保険料払込期間が当会社の定めた取扱範囲外となる場合には短縮することはできません。

② 保険期間および保険料払込期間を短縮した場合には、次のとおりとします。

(1) 当会社の定めた方法によって計算した金額を次のとおり精算します。

(ｲ) 払い戻す金額はありません。

(ﾛ) 当会社への払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに払い込むことを要します。

(2) 保険料は、次回払込期月(備-1)からあらためます。

(3) 保険契約者に保険期間および保険料払込期間を短縮したことを通知します。

第 27 条　備考

(備-1) 次の「払込期月の基準日」の属する払込期月（第 6・21 条）をいいます。

第 28 条　就業障害保険金額の減額

① 保険契約者は、就業障害保険金額を減額することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、減額後の就業障害保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、減額することはできません。

② 就業障害保険金額を減額した場合には、次のとおりとします。

(1) 減額部分は解約されたものとします。ただし、減額した場合でも、解約払戻金（第 19 条）の支払はありません。

(2) 保険料は、減額後の就業障害保険金額によって、次回払込期月（第 27 条）からあらためます。

(3) 保険契約者に就業障害保険金額を減額したことを通知します。

第 8 章　その他の事項

第 29 条　保険契約者・就業障害保険金の受取人の代表者

① この保険契約について、保険契約者または就業障害保険金の受取人が 2 人以上ある場合には、それぞれ代表者 1 人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の人を代理するものとします。

② 第①項の代表者が定まらない場合またはその住所もしくは居所が不明である場合には、当会社が保険契約者または就業障害保険金の受取人の 1 人に対して行なった行為は、それぞれ他の人に対してもその効力を生じます。

第 30 条　保険契約者の連帯責任

この保険契約について、保険契約者が 2 人以上ある場合には、それぞれの保険契約者は、連帯して保険契約についての責任を負うものとします。

第 31 条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務

① 保険契約者が住所を変更した場合には、ただちに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。

② 保険契約者が第①項の通知をしなかった場合には、当会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

第 32 条　年齢の計算

被保険者の年齢は、満年で計算し、1 年未満の端数は切り捨てます。

第 33 条　年齢の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合で、第 11 条「年齢の誤りによる保険契約の取消」の規定に該当しなかったときには、次の(1)または(2)によって取り扱います。

(1) 契約日（第 5 条）または更新日（第 21 条）における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)または契約更新年齢(備-2)」の範囲内であった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の年齢にもとづいて保険料(備-3)をあらため、過不足金額を精算します。

(2) 契約日または更新日における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の最低年齢に満たなかった場合でも、その事実が発見された日における年齢が、その最低年齢以上となっていたときには、当会社の定めた方法によって、その最低年齢になった日を契約日または更新日として保険料(備-3)をあらため、過不足金額を精算します。

第 33 条　備考

(備-1) 当会社の定めたこの保険契約を締結（第 3 条）することができる年齢をいいます。

(備-2) 当会社の定めたこの保険契約を更新（第 21 条）することができる年齢をいいます。

(備-3) 保険契約が更新された場合には、更新前に払い込まれた保険料を含みます。

第 34 条　性別の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の性別にもとづいて保険料(備-1)をあらため、過不足金額を精算します。

第 34 条　備考

(備-1) 保険契約が更新（第 21 条）された場合には、更新前に払い込まれた保険料を含みます。

第 35 条　法令等の改正に伴う契約内容の変更

① 当会社は、就業障害保険金の支払事由（第 1 条）に関する規定または「特定障害の不担保」の契約条件（第 40 条）において当会社が指定した障害にかかわる法令等の改正があり、その改正が就業障害保険金の支払事由に関する規定または「特定障害の不担保」の契約条件において当会社が指定した障害に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この保険契約の保険料および就業障害保険金の金額を変更することなく就業障害保険金の支払事由に関する規定を変更し、また、不担保とする障害(備-1)の範囲を拡大させることなく「特定障害の不担保」の契約条件において当会社が指定した障害を変更することがあります。

② 第①項の規定により、就業障害保険金の支払事由に関する規定または「特定障害の不担保」の契約条件において当会社が指定した障害を変更するときは、当会社は、就業障害保険金の支払事由に関する規定または「特定障害の不担保」の契約条件において当会社が指定した障害を変更する日の 2 ヵ月前までに保険契約者にその変更について通知します。

第 35 条　備考

(備-1) 就業障害保険金の支払事由が発生した場合でも当会社が就業障害保険金を支払わないこととする障害をいいます。

第 36 条　管轄裁判所

この保険契約に関する訴訟については、当会社の本店または保険契約者もしくは就業障害保険金の受取人の住所地(備-1)を管轄する日本国内の地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とします。

第 36 条　備考

(備-1) 保険契約者または就業障害保険金の受取人が 2 人以上ある場合には、第 29 条に規定する代表者の住所地とします。

第37条　時効による請求権の消滅

就業障害保険金その他払い戻すこととなる金額を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しない場合には、消滅します。

第38条　準拠法

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第39条　災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）の適用

① 保険契約者は、この保険契約の締結の際に、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この保険契約の保障に災害死亡にかかる保障を付加することができます。

② 第①項に定めるほか、保険契約者は、この保険契約の締結の後に、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この保険契約の保障に災害死亡にかかる保障を付加することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。

③ 第①項または第②項の場合には、「災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）」を適用します。

第40条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱

① 保険契約の申込（第3条）の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の(1)、(2)のいずれかまたはその両方の契約条件を付加して保険契約を締結することがあります。この場合、保険料、給付内容または保険契約の内容の変更等については、この第40条の規定を適用して取り扱います。

(1) 保険料の変更
この保険契約の払い込むべき保険料を、申込の時の金額から、当会社の定める方法によりあらためて計算したその申込の時の金額を上回る金額に変更します。

(2) 特定障害の不担保
当会社の定めた不担保期間中に、身体障害者福祉法に定める身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、就業障害保険金の支払事由が発生した場合には、第1条の規定にかかわらず、就業障害保険金を支払いません。

② 第①項の規定によって契約条件を付加して保険契約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券に記載します。

③ 第①項の契約条件を付加して締結した保険契約については、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日から給付責任（第5条）を開始します。ただし、(2)に該当する場合で、保険契約者が、当会社の付加する契約条件を承諾する際に、特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日(備-1)を給付責任開始の日にすることができます。

(1) 保険契約者が承諾した後に、第1回保険料が払い込まれた場合
「第1回保険料が払い込まれた日」

(2) 第1回保険料に相当する金額(備-2)が払い込まれた後に、保険契約者が承諾した場合
「第1回保険料に相当する金額(備-2)が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

④ 第①項の契約条件を付加した保険契約については、次の表の(1)および(2)の取扱を、それぞれに定めた条件に該当する場合には取り扱いません。

取　扱	条　件
(1) 保険契約の更新	次のどちらかに該当する場合 (ｱ) 「保険料の変更」の条件を付加した場合 (ｲ) 「特定障害の不担保」の条件を付加した場合
(2) 保険期間および保険料払込期間の短縮	次のどちらかに該当する場合 (ｱ) 「保険料の変更」の条件を付加した場合 (ｲ) 「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき

第40条　備考
(備-1) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、「保険契約者が承諾した日」と「当会社への払込を要する金額を払い込んだ日」とのいずれか遅い日とします。
(備-2) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、その条件を付加する前の金額を「第1回保険料に相当する金額」とみなします。

第41条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱

① 保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、情報端末(備-1)を用いることによっても、保険契約の申込もしくは復活の請求（第3・20条）または告知（第4条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、当会社の定めた保険契約申込書または請求書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、保険契約の申込または復活の請求をすることができるものとします。

(2) 保険契約者または被保険者(備-3)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示することにより当会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、告知することができるものとします。また、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項についてその医師に口頭で告知する際、その医師は告知された内容を情報端末(備-1)に入力することがあります。この場合、保険契約者または被保険者(備-3)は、口頭でした告知に関し、その医師が情報端末(備-1)に入力した事項を確認してください。

② 第①項の規定により保険契約の申込もしくは復活の請求または告知を行なった場合、当会社は、その保険契約の申込もしくは復活の請求または告知に関する書面等を保険契約者(備-4)に交付します。

第41条　備考
(備-1) 当会社の定める携帯端末などの情報処理機器をいいます。
(備-2) 当会社への送信にかえて情報端末(備-1)に保存する場合は、情報端末(備-1)への保存を含みます。
(備-3) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。
(備-4) 被保険者に関する書面等については、被保険者とします。

第42条　電磁的方法による告知をする場合の取扱

被保険者は、当会社の承諾を得て、電磁的方法(備-1)によっても、告知（第4条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

(1) 被保険者(備-2)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、当会社が電磁的方法(備-1)により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信することによって、告知することができるものとします。

(2) 当会社は、(1)により被保険者から送信された事項の受信をもって、被保険者の告知があったものとして取り扱います。この場合、当会社は、受信した被保険者の告知の内容を被保険者に通知(備-3)します。

第42条　備考
(備-1) インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。
(備-2) 被保険者の親権者または後見人を含みます。
(備-3) 電磁的方法による場合を含みます。

別　表

別表1　請求書類等

（「別表一覧」をご覧ください）

別表2　薬物依存

（「別表一覧」をご覧ください）

〈目　次〉

第１章　保険金の支払　128
第１条　就業障害保険金の支払およびその免責……128
第２条　死亡給付金の支払およびその免責……129
第３条　支払の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択……129
第２章　保険契約の締結および保険料の払込　130
第４条　保険契約の申込、復活の請求および承諾通知……130
第５条　保険契約者・被保険者の告知義務……130
第６条　当会社の給付責任の開始および終了……130
第７条　保険料の払込方法〈回数〉および払込期月……130
第８条　保険料の払込方法〈経路〉……131
第９条　保険料の払込猶予期間……131
第10条　払込猶予期間中に支払事由が発生した場合の保険料の取扱……131
第３章　保険契約の無効および消滅　131
第11条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効……131
第12条　年齢の誤りによる保険契約の取消……131
第13条　支払事由の発生等による保険契約の消滅……131
第14条　告知義務違反による保険契約の解除および保険金・給付金の不支払等……132
第15条　保険契約を解除できない場合……132
第16条　重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等……132
第17条　保険契約の失効……132
第18条　保険契約者による保険契約の解約……132
第19条　保険金等の受取人による保険契約の存続……132
第20条　解約払戻金抑制割合の指定……133
第21条　解約払戻金……133
第４章　失効した保険契約の復活　133
第22条　失効した保険契約の復活……133
第５章　契約者配当　133
第23条　契約者配当金……133
第６章　保険契約の内容の変更　133
第24条　保険契約者の変更……133
第25条　当会社への通知による保険金等の受取人の変更……133
第26条　遺言による保険金等の受取人の変更……133
第27条　保険金等の受取人の死亡……133
第28条　保険期間・保険料払込期間の短縮……133
第29条　就業障害保険金額の減額……134
第30条　払済就業障害保障保険（身体障害者手帳連動型）への変更……134
第７章　その他の事項　134
第31条　保険契約者・就業障害保険金の受取人・死亡給付金受取人の代表者……134
第32条　保険契約者の連帯責任……134
第33条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務……134
第34条　年齢の計算……134
第35条　年齢の誤りの処理……134
第36条　性別の誤りの処理……134
第37条　法令等の改正に伴う契約内容の変更……134
第38条　管轄裁判所……134
第39条　時効による請求権の消滅……134
第40条　準拠法……134
第41条　災害死亡保障特則または災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）の適用……134
第42条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱……134
第43条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱……135
第44条　電磁的方法による告知をする場合の取扱……135
別　表　135
別表１　請求書類等……135
別表２　薬物依存……135

第１章　保険金の支払

第１条　就業障害保険金の支払およびその免責

①　当会社は、次のとおり就業障害保険金を就業障害保険金の受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、給付責任開始の日（第６条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間中に、次の(ｱ)および(ｲ)のいずれにも該当した場合 (ｱ)　身体障害者福祉法に定める障害の級別が１級、２級または３級の障害に該当（備-2）（備-3）（備-4）したこと (ｲ)　(ｱ)に定める障害に対して、身体障害者福祉法にもとづき、障害の級別が１級、２級または３級である身体障害者手帳の交付があったこと
(2)　支払金額	就業障害保険金額 ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって支払事由（備-1）に該当した場合には、その原因によって支払事由（備-1）に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、就業障害保険金額を削減して支払うことがあります。この場合でも、削減して支払う金額は、責任準備金額（備-5）を下まわることはありません。
(3)　免責事由（備-6）	次の(ｱ)から(ｶ)のどれかによって被保険者が(1)「支払事由」(ｱ)に規定する障害に該当した場合 (ｱ)　保険契約者または被保険者の故意 (ｲ)　就業障害保険金の受取人の故意。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｲ)に該当する場合、その受取人が就業障害保険金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額（備-5）を保険契約者に支払います。 (ｳ)　保険契約者または被保険者の重大な過失 (ｴ)　就業障害保険金の受取人の重大な過失。ただし、(ｳ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｴ)に該当する場合、その受取人が就業障害保険金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額（備-5）を保険契約者に支払います。 (ｵ)　被保険者の犯罪行為 (ｶ)　被保険者の薬物依存（別表２）

②　就業障害保険金の受取人は、次のとおりとします。
(1)　被保険者。ただし、保険契約者および死亡給付金受取人が同一法人である場合には、死亡給付金受取人とします。（備-7）
(2)　(1)にかかわらず、保険契約者は、保険契約の申込の際に、被保険者の同意を得て、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人のいずれかを就業障害保険金の受取人として指定することができます。また、第25条または第26条の規定により、就業障害保険金の受取人を変更することができます。
(3)　(1)または(2)にかかわらず、被保険者が就業障害保険金の受取人であった場合で、被保険者が、就業障害保険金の支払を請求する前に死亡したときには、死亡給付金受取人とします。

③　第①項(1)「支払事由」(ｱ)に規定する障害について、被保険者が身体障害者福祉法に定める２つ以上の障害に重複して該当し、その２つ以上の障害のうちの一部が次の(1)から(4)のどれかに該当する場合で、その２つ以上の障害が身体障害者福祉法にもとづきそれぞれの障害の該当する級別以上の級別に認定されたことにより、保険期間中に障害の級別が１級、２級または３級である身体障害者手帳の交付があったときには、次の(1)から(4)のどれかに該当する障害以外の障害が、身体障害者福祉法に定める障害の級別が１級、２級または３級の障害に該当する場合は、その障害については、第①項(1)「支払事由」(ｱ)に規定する障害に該当したものとして取り扱います。また、次の(1)から(4)のどれかに該当する障害以外の障害が、身体障害者福祉法に定める障害の級別が４級以下の障害に該当する場合は、当会社は、就業障害保険金を支払いません。
(1)　給付責任開始の日前に発生していた傷害または発病していた疾病によって該当し就業障害保険金が支払われないこととなった障害
(2)　免責事由（備-6）に該当したことによって就業障害保険金が支払われないこととなった障害
(3)　「特定障害の不担保」の契約条件（第４２条）が付加されたことによって就業障害保険金が支払われないこととなった障害

(4) 契約変換に関する特約が付加されている場合で、変換基準日前に発生した傷害または発病した疾病によって就業障害保険金の支払事由に該当したことにより、就業障害保険金の一部が差し引いて支払われたときの障害

④ 被保険者が保険期間中に第①項(1)「支払事由」(ｱ)に規定する障害に該当したと医師(備-8)によって診断(備-9)(備-10)されているが、第①項(1)「支払事由」(ｲ)に規定する身体障害者手帳が交付される前に死亡した場合でも、保険期間中にその身体障害者手帳の交付があったときには、被保険者の死亡と同時(備-11)(備-12)にその身体障害者手帳の交付があったものとして取り扱います。

⑤ 被保険者が保険期間中に第①項(1)「支払事由」(ｱ)に規定する障害に該当したと医師(備-8)によって診断(備-9)(備-10)されているが、第①項(1)「支払事由」(ｲ)に規定する身体障害者手帳が交付される前に保険期間が満了した場合でも、保険期間満了の日の翌日からその日を含めて3年以内にその身体障害者手帳の交付があったときには、保険期間満了の日にその身体障害者手帳の交付があったものとして取り扱います。

⑥ 第①項(1)「支払事由」に規定する就業障害保険金の支払事由に該当し、かつ、死亡給付金の支払後に就業障害保険金の支払請求を受けた場合には、就業障害保険金の支払に関し、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

(1) 第①項(2)「支払金額」の規定にかかわらず、当会社は、第①項(2)「支払金額」に規定する金額からすでに支払済の死亡給付金額を差し引いた金額を支払います。

(2) (1)の場合、第①項(1)「支払事由」に規定する就業障害保険金の支払事由発生の時において、死亡給付金受取人はその支払済の死亡給付金に相当する金額について、就業障害保険金の受取人であったものとし、第2条第①項の規定にかかわらず、その支払済の死亡給付金は就業障害保険金として支払ったものとみなして取り扱います。

第1条　備考

(備-1) 就業障害保険金を支払う場合をいいます。

(備-2) 給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病によって、被保険者が、身体障害者福祉法に定める2つ以上の障害に重複して該当したことにより、その2つ以上の障害につき、身体障害者福祉法にもとづきそれぞれの障害の該当する級別以上の級別に認定され、その2つ以上の障害が1級、2級または3級の障害に該当した場合を含みます。

(備-3) 第①項(1)「支払事由」(ｱ)に規定する障害について、給付責任開始の日前に発病していた疾病によって該当したときでも、次の①または②の場合、その疾病によって該当した障害は、給付責任開始の日以後に発病した疾病によって該当したものとして取り扱います。

① 当会社が保険契約の締結または保険契約の復活（第4・22条）の際の告知によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

② 次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合

(1) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。

(2) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。

(備-4) 第①項(1)「支払事由」(ｱ)に規定する障害について、給付責任開始の日前にすでに生じていた障害に、その障害の原因となった傷害または疾病と因果関係のない給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として生じた障害が加わることによって該当したときは、給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として第①項(1)「支払事由」(ｱ)に規定する障害に該当したものとして取り扱います。

(備-5) 当会社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の保険給付に充てるべきものとして、保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。

(備-6) 支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が就業障害保険金の支払を行なわない場合をいいます。

(備-7) この保険契約の解約払戻金抑制割合（第20条）が100%の場合で、保険契約者が法人であるときには、保険契約者とします。

(備-8) 身体障害者福祉法にもとづき都道府県知事が定める医師で、被保険者の身体障害者手帳にかかる交付申請書に添えるべき診断書を作成することができる者をいいます。

(備-9) 被保険者の身体障害者手帳にかかる交付申請書に添えるべき診断書にもとづく診断をいいます。

(備-10) 第①項(1)「支払事由」(ｱ)に規定する障害について、保険期間満了の日に、その障害には該当しているが、その障害に該当したと医師(備-8)によって診断(備-9)されていなかった場合でも、保険期間中にその障害に該当していたと保険期間満了の日の翌日以後に医師(備-8)によって証明されたときには、保険期間満了の日に第①項(1)「支払事由」(ｱ)に規定する障害に該当したと医師(備-8)によって診断(備-9)されたものとして取り扱います。

(備-11) 被保険者が、保険期間満了の日の翌日以後に死亡した場合には、保険期間満了の日とします。

(備-12) この保険契約の解約払戻金抑制割合が100%の場合は、被保険者の死亡の直前とします。

第2条　死亡給付金の支払およびその免責

① この保険契約の解約払戻金抑制割合（第20条）が100%以外の場合、当会社は、次のとおり死亡給付金を死亡給付金受取人に支払います。

(1) 支払事由(備-1)	被保険者が、保険期間中に死亡した場合(備-2)
(2) 支払金額	被保険者が死亡した日の解約払戻金額（第21条）
(3) 免責事由(備-3)	被保険者が、次の(ｱ)または(ｲ)のどちらかによって死亡した場合。この場合、(ｱ)によって支払事由(備-1)が発生したときを除き、解約払戻金を保険契約者に支払います。 (ｱ) 保険契約者の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合を除きます。 (ｲ) 死亡給付金受取人の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合または(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｲ)に該当する場合、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

② 死亡給付金の支払の請求があったときでも、死亡給付金を支払う前に就業障害保険金の支払の請求があり、就業障害保険金を支払う場合には、当会社は、死亡給付金を支払いません。

第2条　備考

(備-1) 死亡給付金を支払う場合をいいます。

(備-2) 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときには、死亡給付金を支払います。

(備-3) 支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が死亡給付金の支払を行なわない場合をいいます。

第3条　支払の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択

① 就業障害保険金または死亡給付金の支払事由（第1・2条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。

② その受取人は、すみやかに請求に必要な書類（別表1）を当会社に提出してその請求をしてください。

③ 会社等の団体(備-1)を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その会社等の団体(備-1)から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約について、保険契約者である会社等の団体(備-1)が当該保険契約の死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等(備-2)として死亡退職金等(備-2)の受給者に支払う場合には、死亡給付金の請求の際に、その受取人は、(1)または(2)の書類および(3)の書類を当会社に提出してください。ただし、死亡退職金等(備-2)の受給者が2人以上である場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

(1) 死亡退職金等(備-2)の受給者の請求内容確認書

(2) 死亡退職金等(備-2)の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類

(3) 保険契約者である会社等の団体(備-1)が受給者本人であることを確認した書類

④ 就業障害保険金または死亡給付金(備-3)は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。

⑤ 就業障害保険金または死亡給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)に掲げる場合において、保険契約の締結時から就業障害保険金または死亡給付金の請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認(備-4)を行ないます。この場合には、第④項の規定にかかわらず、就業障害保険金または死亡給付金(備-3)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。また、当会社は、就業障害保険金または死亡給付金の請求者にその旨を通知します。

(1) 就業障害保険金または死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　就業障害保険金または死亡給付金の支払事由に該当する事実の有無

(2) 就業障害保険金または死亡給付金の免責事由に該当する可能性がある場合
　就業障害保険金または死亡給付金の支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
　当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

(4) この普通保険約款に定める重大事由（第 16 条）、詐欺または不法取得目的（第 11 条）に該当する可能性がある場合

(2)もしくは(3)に定める事項、第 16 条「重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等」第①項(4)(ｱ)から(ｵ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは就業障害保険金もしくは死亡給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から就業障害保険金もしくは死亡給付金の請求時までにおける事項

⑥ 第⑤項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第④項および第⑤項の規定にかかわらず、就業障害保険金または死亡給付金(備-3)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-5)を経過する日とします。この場合、当会社は、就業障害保険金または死亡給付金の請求者にその旨を通知します。

(1) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180 日

(2) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180 日

(3) 第⑤項(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第⑤項(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180 日

(4) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査
180 日

⑦ 第⑤項または第⑥項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-6)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は就業障害保険金または死亡給付金を支払いません。

⑧ 解約払戻金（第 21 条）の支払請求があった場合についても、第④項と同様に取り扱います。

⑨ 就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人は、就業障害保険金または死亡給付金(備-3)を一時金で受け取る方法にかえて、当会社の定める期間の範囲内で、当会社の定めた率の複利による利息を付けて、すえ置いて受け取る方法を選択することができます。ただし、すえ置かれる就業障害保険金または死亡給付金(備-3)の額が当会社の定める金額以上であることを要します。

第 3 条　備考

(備-1)「会社等の団体」とは、「官公署、会社、工場、組合等の団体」をいい、その団体の代表者を含みます。

(備-2)「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

(備-3) 就業障害保険金または死亡給付金とともに支払われることとなる金額を含みます。

(備-4) 当会社の指定した医師による診断を含みます。

(備-5) (1)から(4)の複数に該当する場合でも 180 日とします。

(備-6) 当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第 2 章　保険契約の締結および保険料の払込

第 4 条　保険契約の申込、復活の請求および承諾通知

① 保険契約を申し込む場合または保険契約者が保険契約の復活（第 22 条）を請求する場合には、被保険者の同意を得て、次の書面を当会社に提出してください。

(1) 当会社の定めた保険契約申込書または請求書

(2) 被保険者についての当会社の定めた告知書（第 5 条）

② 第①項の場合には、当会社は、当会社の定めた取扱基準によって、次のとおり取り扱います。

(1) 当会社の指定した医師によって被保険者の診断を行なうことがあります。

(2) 被保険者の診断書または健康状態その他についての資料の提出を求めることがあります。

③ 当会社が、第①項の申込または請求を承諾した場合には、次のとおりとします。

(1) 保険契約の申込を承諾した場合

当会社は次の事項を記載した保険証券を交付します。また、保険証券の交付によって、承諾通知の代わりとします。なお、保険証券には保険契約を締結した年月日を記載しません。

(ｲ) 当会社名

(ﾛ) 保険契約者の氏名または名称

(ﾊ) 被保険者の氏名

(ﾆ) 保険金等(備-1)の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項

(ﾎ) 保険金等(備-1)の支払事由

(ﾍ) 保険期間

(ﾄ) 就業障害保険金の額

(ﾁ) 保険料およびその払込方法〈回数〉

(ﾘ) 解約払戻金抑制割合

(ﾇ) 契約日

(ﾙ) 保険証券を作成した年月日

(2) 保険契約の復活の請求を承諾した場合

当会社は書面によって承諾の通知をするものとし、保険証券は交付しません。

第 4 条　備考

(備-1) 就業障害保険金(第 1 条)または死亡給付金(第 2 条)をいいます。

第 5 条　保険契約者・被保険者の告知義務

当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第 4・22 条）の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者(備-1)は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、保険契約者または被保険者(備-1)はその医師が書面に記入した内容を確認してください。

第 5 条　備考

(備-1) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

第 6 条　当会社の給付責任の開始および終了

① 保険契約の締結または保険契約の復活の場合（第 4・22 条）には、当会社は、次の日から、給付責任(備-1)を開始します。

(1) 当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した後に、第 1 回保険料または当会社への払込を要する金額（第 22 条）が払い込まれた場合

(ｲ)保険契約の締結の場合	「第 1 回保険料が払い込まれた日」
(ﾛ)保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額が払い込まれた日」

(2) 第 1 回保険料または当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた後に、当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した場合

(ｲ)保険契約の締結の場合	「第 1 回保険料に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日
(ﾛ)保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

② 第①項に規定する給付責任開始の日の取扱については、次のとおりとします。

(1) 保険契約の締結の場合	給付責任開始の日を「契約日」とし、保険期間および保険料払込期間は、契約日を含めて計算します。
(2) 保険契約の復活の場合	給付責任開始の日を「復活日」とします。

③ 当会社は、保険契約が有効に継続している間、保険期間満了時まで給付責任(備-1)を負います。

第 6 条　備考

(備-1)「給付責任」とは、「就業障害保険金または死亡給付金の支払事由（第 1・2 条）が発生した場合に、当会社が、その支払を行なう責任」のことをいいます。

第 7 条　保険料の払込方法〈回数〉および払込期月

① 第 2 回目以後の保険料は、保険料払込期間中、次の払込方法〈回数〉の中から保険契約の申込の際に選択された払込方法〈回数〉によって、その払込期月内に払い込んでください。なお、払込期月は、次の「払込期月の基準日」の属する月の初日から末日までとし、払込方法〈回数〉による保険契約の呼称は、それぞれ次のとおりとします。

払込方法〈回数〉	払込期月の基準日	払込方法〈回数〉による保険契約の呼称
(1) 年　払 (毎年 1 回払込)	契約応当日 (備-1)(備-2)	「年払契約」

(2)　半年払 （毎年２回払込）	契約日の半年ごとの応当日(備-2)	「半年払契約」
(3)　月　払 （毎年12回払込）	契約日の毎月の応当日(備-2)	「月払契約」

②　保険契約者は、当会社の定めた取扱基準によって、保険料の払込方法〈回数〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表１）を当会社に提出してください。なお、保険契約者は次回払込期月（第28条）以降、最初に到来する変更後の払込方法〈回数〉の払込期月より、変更後の払込方法〈回数〉によって保険料を払い込んでください。

③　「保険契約が消滅した場合」（第13・14・16・18条）または「保険料の払込を要しなくなった場合」（第30条）には、当会社は、それまでに払い込まれた第①項の保険料のうち、「払込期月の基準日」の到来していない保険料を保険契約者(備-3)に払い戻します。

④　年払契約または半年払契約で、「保険契約が消滅した場合」には、それまでに払い込まれた保険料(備-4)の保険料期間(備-5)のうち、まだ経過していない期間の月数(備-6)に相当する保険料として、月割によって計算した「未経過保険料」(備-7)を保険契約者(備-3)に払い戻します。

⑤　第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに、就業障害保険金の支払事由が発生し、就業障害保険金を支払う場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

第７条　備考
(備-1)　契約日（第６条）の毎年の応当日をいいます。
(備-2)　応当日がない場合には、その月の末日とします。
(備-3)　就業障害保険金または死亡給付金を支払う場合には、その受取人とします。
(備-4)　第⑤項または第10条「払込猶予期間中に支払事由が発生した場合の保険料の取扱」の規定により当会社が支払うこととなった金額から差し引かれた未払込の保険料を含みます。
(備-5)　その保険料の払込期月の基準日(備-8)から次回払込期月の基準日の前日までの期間をいいます。
(備-6)　次回払込期月の基準日の前日までの月数をいい、保険料期間(備-5)の月数未満の月数とします。なお、月数は、契約日の毎月の応当日(備-2)(備-8)から次の契約日の毎月の応当日(備-2)の前日までの期間を１ヵ月として計算し、１ヵ月未満の期間は切り捨てます。
(備-7)　保険契約の一部が消滅する場合、その消滅する部分については、消滅前後の保険料の差額について未経過保険料を計算します。
(備-8)　第１回保険料の場合には、契約日とします。

第８条　保険料の払込方法〈経路〉

①　保険契約者は、保険契約の申込の際に保険料の払込方法〈経路〉について、次のどれかを選択してください。

(1)　口座振替払込	当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法で、保険契約者の指定する口座が当会社の指定した金融機関等に設置してある場合に限り、選択できます。(備-1) この払込方法〈経路〉を選択した場合には、その金融機関等に対して保険料の口座振替を委任してください。
(2)　振替送金払込	金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法で、当会社が承諾した場合に限り、選択できます。
(3)　団体・集団扱払込	所属団体または集団を通じて払い込む方法で、所属団体または集団と当会社との間に団体扱契約、集団扱契約または専用集団扱契約が締結されている場合に限り、選択できます。(備-2)

②　保険契約者は、第①項の各号の保険料の払込方法〈経路〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表１）を当会社に提出してください。

③　保険料の払込方法〈経路〉が、「口座振替払込」または「団体・集団扱払込」である保険契約において、その保険契約が、第①項に定める要件を満たさなくなったときまたは当会社の取扱基準に該当しなくなったときは、保険契約者は、第②項の規定により保険料の払込方法〈経路〉を他の保険料の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行なうまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第８条　備考
(備-1)　保険料の払込方法〈経路〉が「口座振替払込」の場合、「保険料口座振替特則」を適用します。
(備-2)　保険料の払込方法〈経路〉が「団体・集団扱払込」の場合、団体扱特約、集団扱特約または専用集団扱特約を付加します。

第９条　保険料の払込猶予期間

①　第２回目以後の保険料の払込については、払込期月（第７条）の翌月初日から翌々月の契約日（第６条）の応当日まで(備-1)の猶予期間があります。

②　第①項の払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれなかった場合(備-2)には、保険契約は、その払込猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合、第17条「保険契約の失効」の規定によって取り扱います。

第９条　備考
(備-1)　「払込期月の基準日」（第７条）が２月、６月、11月の各末日の場合、その保険料の払込猶予期間はそれぞれ４月、８月、１月の各末日までとします。
(備-2)　払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第10条　払込猶予期間中に支払事由が発生した場合の保険料の取扱

保険料の払込猶予期間（第９条）中に就業障害保険金の支払事由（第１条）が発生し、就業障害保険金を支払う場合(備-1)には、すでに「払込期月の基準日」（第７条）の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

第10条　備考
(備-1)　払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに就業障害保険金の支払事由が発生したときには、保険料の払込猶予期間中に就業障害保険金の支払事由が発生したものとして取り扱います。

第３章　保険契約の無効および消滅

第11条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効

①　保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人の詐欺によって、保険契約の締結または保険契約の復活（第４・22条）が行なわれた場合には、当会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

②　第①項の保険契約の取消は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人に取消の通知をします。

③　保険契約者が就業障害保険金もしくは死亡給付金を不法に取得する目的または他人に就業障害保険金もしくは死亡給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約の締結または保険契約の復活が行なわれた場合には、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

④　第①項から第③項によって当会社が保険契約を取り消した場合または保険契約が無効となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を返還することを要します。

第12条　年齢の誤りによる保険契約の取消

①　保険契約申込書に記載された被保険者の年齢（第34条）に誤りがあった場合で、契約日（第６条）における実際の年齢およびその誤りが発見された日における実際の年齢が、どちらも「契約締結年齢(備-1)」の範囲外であったときには、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

②　第①項によって保険契約が取消となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を払い戻すこととなった保険料から差し引き、なお不足するときには、その不足額を返還することを要します。

③　第①項に該当しなかった場合には、保険契約は取消としないで、第35条「年齢の誤りの処理」の規定によって取り扱います。

第12条　備考
(備-1)　当会社の定めたこの保険契約を締結（第４条）することができる年齢をいいます。

第13条　支払事由の発生等による保険契約の消滅

次のどれかに該当した場合には、保険契約は、それぞれの時に消滅します。

(1)　被保険者が保険期間満了時まで生存した場合には、保険期間満了時

(2) 被保険者が保険期間中に死亡した場合には、被保険者が死亡した時
(3) 就業障害保険金の支払事由（第１条）が発生し、就業障害保険金が支払われた場合には、就業障害保険金の支払事由が発生した時

第 14 条　告知義務違反による保険契約の解除および保険金・給付金の不支払等

① 保険契約者または被保険者(備-1)が、保険契約の締結または保険契約の復活（第４・22 条）の際に、当会社が告知を求めた事項（第５条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。
② 当会社は、就業障害保険金または死亡給付金の支払事由（第１・２条）が発生した後でも、第①項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、当会社は、就業障害保険金または死亡給付金を支払いません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-2)を返還することを要します。
③ 第②項の場合でも、就業障害保険金または死亡給付金の支払事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が証明した場合には、その支払を行ないます。
④ この第 14 条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人に解除の通知をします。
⑤ この第 14 条によって保険契約を解除した場合、保険契約に解約払戻金（第 21 条）があるときには、当会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

第 14 条　備考
(備-1) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。
(備-2) この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

第 15 条　保険契約を解除できない場合

① 当会社は、次の(1)から(5)のどれかに該当した場合には、第 14 条に規定する保険契約の解除を行なうことはできません。
(1) 当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第４・22 条）の際に、解除の原因となる事実を知っていた場合または過失によって知らなかった場合
(2) 保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者が第５条の告知をすることを妨げた場合
(3) 保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者に対し、第５条の告知をしないことを勧めた場合、または不実の告知をすることを勧めた場合
(4) 当会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１ヵ月を経過した場合
(5) 保険契約が、給付責任開始の日（第６条）からその日を含めて２年をこえて有効に継続した場合。ただし、給付責任開始の日からその日を含めて２年以内に、解除の原因となる事実により、第１条第①項(1)「支払事由」(ｱ)に規定する障害に該当したときには、保険契約が、給付責任開始の日からその日を含めて２年をこえて有効に継続した後でも、第 14 条に規定する保険契約の解除をすることができます。
② 第①項(2)および(3)の規定は、それぞれに規定する保険媒介者(備-1)の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当会社が告知を求めた事項（第５条）について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第 15 条　備考
(備-1) 「保険媒介者」とは、当会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。

第 16 条　重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等

① 当会社は、次の(1)から(5)のどれかに該当する事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向って解除することができます。
(1) 保険契約者、被保険者または就業障害保険金の受取人がこの保険契約の就業障害保険金（第１条）を詐取する目的でまたは他人にこの保険契約の就業障害保険金を詐取させる目的で、事故招致(備-1)をした場合
(2) 保険契約者または死亡給付金受取人が死亡給付金(備-2)を詐取する目的でまたは他人に死亡給付金(備-2)を詐取させる目的で、事故招致(備-1)をした場合
(3) この保険契約の就業障害保険金または死亡給付金の支払請求に関し、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人に詐欺行為(備-1)があった場合
(4) 保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が、次の(ｱ)から(ｵ)のどれかに該当する場合
(ｱ) 反社会的勢力(備-3)に該当すると認められること
(ｲ) 反社会的勢力(備-3)に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
(ｳ) 反社会的勢力(備-3)を不当に利用していると認められること
(ｴ) 保険契約者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力(備-3)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
(ｵ) その他反社会的勢力(備-3)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5) 当会社の保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする(1)から(4)と同等の重大な事由がある場合(備-4)
② 当会社は、就業障害保険金または死亡給付金の支払事由が発生した後でも、第①項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に就業障害保険金または死亡給付金の支払事由が発生していたとしても、その支払事由による就業障害保険金(備-5)または死亡給付金(備-5)の支払を行ないません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-6)を返還することを要します。
③ この第 16 条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人に解除の通知をします。
④ この第 16 条によってこの保険契約を解除した場合、保険契約に解約払戻金（第 21 条）があるときには、当会社は、解約払戻金(備-7)を保険契約者に支払います。

第 16 条　備考
(備-1) 未遂を含みます。
(備-2) 「死亡給付金」には、この保険契約の死亡給付金（第２条）のほか、他の保険契約の死亡給付金を含み、保険種類および給付の名称を問いません。
(備-3) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。
(備-4) 例えば、他の保険契約が重大事由によって解除される場合、または保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人もしくは死亡給付金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合などが該当することがあります。
(備-5) 第①項(4)のみに該当した場合で、第①項(4)(ｱ)から(ｵ)までに該当したのが就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人のみであり、その就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が就業障害保険金または死亡給付金の一部の受取人であるときは、その受取人の受取部分の就業障害保険金または死亡給付金とします。
(備-6) この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。
(備-7) 第①項(4)のみに該当した場合で、就業障害保険金または死亡給付金の一部の受取人に対して第②項の規定を適用し、その受取人の受取部分の就業障害保険金または死亡給付金を支払わないときは、その支払わない部分についての解約払戻金とします。

第 17 条　保険契約の失効

① 保険契約が効力を失った後は、当会社は、給付責任（第６条）を負いません。
② 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、次の(1)または(2)の請求をすることができます。
(1) 解約払戻金（第 21 条）の支払請求
(2) 保険契約の復活（第 22 条）の請求

第 18 条　保険契約者による保険契約の解約

① 保険契約者は、いつでも、将来に向って保険契約を解約することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表１）を当会社に提出してください。
② 第①項の場合、保険契約に解約払戻金（第 21 条）があるときには、当会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

第 19 条　保険金等の受取人による保険契約の存続

① 債権者等(備-1)による保険契約の解約（第 18 条）は、解約の通知が当会社に到達した時から１ヵ月を経過した日に効力を生じます。

② 第①項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の(1)および(2)をともに満たす就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人は、保険契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等(備-1)に支払うべき金額を債権者等(備-1)に支払い、かつ当会社にその旨を通知したときは、第①項の解約はその効力を生じません。
(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2) 保険契約者ではないこと
③ 第②項の規定により、保険契約を存続させる場合、当会社は、手続書類（別表 1）の提出を求めます。
④ 第①項の解約の通知が当会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、就業障害保険金または死亡給付金の支払事由が生じ、当会社が就業障害保険金または死亡給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等(備-1)に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等(備-1)に支払った金額を差し引いた残額を、その就業障害保険金または死亡給付金の受取人に支払います。

第 19 条　備考
(備-1)「債権者等」とは、保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。

第 20 条　解約払戻金抑制割合の指定

① 保険契約者は、保険契約の申込の際に、当会社の定めた範囲内で解約払戻金抑制割合(備-1)を指定するものとします。
② 第①項により指定した解約払戻金抑制割合は、変更することはできません。

第 20 条　備考
(備-1) 解約払戻金（第 21 条）の計算に用いる割合をいいます。

第 21 条　解約払戻金

① 解約払戻金抑制割合が 100%の場合、この保険契約についての解約払戻金はありません。また、解約払戻金抑制割合が 0%および 100%以外の場合、解約払戻金は、解約払戻金抑制割合に応じた低い水準に設定します。
② 解約払戻金抑制割合が 100%以外の場合、当会社は、保険契約の締結（第 5 条）の際に、当会社の定める経過年数に応じて計算した解約払戻金額を保険契約者に通知します。
③ 払済就業障害保障保険（身体障害者手帳連動型）への変更（第 30 条）後の解約払戻金については、第①項の規定を適用しません。

第 4 章　失効した保険契約の復活

第 22 条　失効した保険契約の復活

① 保険契約者は、保険契約が効力を失った日（第 9 条）からその日を含めて 1 年以内は、その効力を回復させるため、保険契約の復活の請求（第 4 条）を行なうことができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、保険契約者が解約払戻金の支払請求（第 17 条）を行なった後は、保険契約の復活を請求することはできません。
② 当会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、延滞した保険料(備-1)を払い込んでください。

第 22 条　備考
(備-1)「延滞した保険料」とは、復活した時までにすでに「払込期月の基準日」（第 7 条）の到来していた未払込の保険料のことをいいます。

第 5 章　契約者配当

第 23 条　契約者配当金

この保険契約については、契約者配当金はありません。

第 6 章　保険契約の内容の変更

第 24 条　保険契約者の変更

① 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約についての一切の権利義務を第三者に承継させて、その第三者を新たな保険契約者とすることができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。
② 保険契約者を変更した場合には、当会社は、保険証券に変更後の保険契約者を表示します。

第 25 条　当会社への通知による保険金等の受取人の変更

① 保険契約者は、就業障害保険金または死亡給付金の支払事由（第 1・2 条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、当会社に対する通知により、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人を変更することができます。ただし、就業障害保険金の受取人を変更する場合で、変更後の就業障害保険金の受取人が被保険者となる場合には、被保険者の同意を要しません。なお、変更後の就業障害保険金の受取人は、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人のいずれかとします。
② 第①項の規定により、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人を変更する場合、当会社は、保険契約者に手続書類（別表 1）の提出を求めます。
③ 第①項の規定により、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人を表示します。
④ 第①項の通知が当会社に到達する前に変更前の就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人に就業障害保険金または死亡給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人から就業障害保険金または死亡給付金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

第 26 条　遺言による保険金等の受取人の変更

① 第 25 条に定めるほか、保険契約者は、就業障害保険金または死亡給付金の支払事由（第 1・2 条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人を変更することができます。なお、変更後の就業障害保険金の受取人は、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人のいずれかとします。
② 第①項の就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人の変更は、変更後の就業障害保険金の受取人が被保険者となる場合を除き、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
③ 第①項および第②項による就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することはできません。
④ 第①項および第②項の規定により、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人を変更する場合、当会社は、保険契約者の相続人に手続書類（別表 1）の提出を求めます。
⑤ 第①項および第②項の規定により、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人を表示します。

第 27 条　保険金等の受取人の死亡

① 就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が就業障害保険金または死亡給付金の支払事由（第 1・2 条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人とします。
② 第①項の規定により就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第①項の規定により就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人を就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人とします。
③ 第①項および第②項により就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人となった者(備-1)が 2 人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第 27 条　備考
(備-1) 第①項および第②項の規定により就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人となった者が死亡し、第①項および第②項の規定によりあらたに就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人となった者を含みます。

第 28 条　保険期間・保険料払込期間の短縮

① 保険契約者は、当会社の承諾を得て、保険期間および保険料払込期間を短縮することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、短縮後の保険期間および保険料払込期間が当会社の定めた取扱範囲外となる場合には短縮することはできません。
② 保険期間および保険料払込期間を短縮した場合には、次のとおりとします。
(1) 当会社の定めた方法によって計算した金額を次のとおり精算します。
(ｲ) 払い戻す金額がある場合には、保険契約者に払い戻します。ただし、解約払戻金抑制割合が 100%の場合には、払い戻す金額はありません。
(ﾛ) 当会社への払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに払い込むことを要します。

(2) 保険料は、次回払込期月(備-1)からあらためます。
(3) 保険契約者に保険期間および保険料払込期間を短縮したことを通知します。

第28条 備考
(備-1) 次の「払込期月の基準日」の属する払込期月（第7条）をいいます。

第29条 就業障害保険金額の減額

① 保険契約者は、就業障害保険金額を減額することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。ただし、減額後の就業障害保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、減額することはできません。
② 就業障害保険金額を減額した場合には、次のとおりとします。
(1) 減額部分は解約されたものとし、解約払戻金（第21条）があるときには、当会社は、その解約払戻金を保険契約者に支払います。
(2) 保険料は、減額後の就業障害保険金額によって、次回払込期月（第28条）からあらためます。
(3) 保険契約者に就業障害保険金額を減額したことを通知します。

第30条 払済就業障害保障保険（身体障害者手帳連動型）への変更

① 保険契約者は、保険料払込期間中、当会社の定めた取扱基準によって、次回払込期月（第28条）以後の保険料を払い込まないこととし、保険契約を次の(1)から(3)に規定する内容の払済就業障害保障保険（身体障害者手帳連動型）に変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。ただし、変更後の就業障害保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合または解約払戻金抑制割合が100%の場合には、変更することができません。
(1) 保険種類は、この保険契約と同種類の就業障害保障保険（身体障害者手帳連動型）とします。
(2) 保険期間は、変更前の保険契約の保険期間の残存期間とします。
(3) 就業障害保険金額は、次の(ｱ)および(ｲ)の合計額によって計算した金額にあらためます。
(ｱ) 変更前の保険契約の解約払戻金額（第21条）
(ｲ) 未経過保険料（第7条第④項）
② 払済就業障害保障保険（身体障害者手帳連動型）に変更した場合には、保険契約者に払済就業障害保障保険（身体障害者手帳連動型）に変更したことを通知します。

第7章 その他の事項

第31条 保険契約者・就業障害保険金の受取人・死亡給付金受取人の代表者

① この保険契約について、保険契約者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が2人以上ある場合には、それぞれ代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の人を代理するものとします。
② 第①項の代表者が定まらない場合またはその住所もしくは居所が不明である場合には、当会社が保険契約者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人の1人に対して行なった行為は、それぞれ他の人に対してもその効力を生じます。

第32条 保険契約者の連帯責任

この保険契約について、保険契約者が2人以上ある場合には、それぞれの保険契約者は、連帯して保険契約についての責任を負うものとします。

第33条 保険契約者の住所の変更およびその通知義務

① 保険契約者が住所を変更した場合には、ただちに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。
② 保険契約者が第①項の通知をしなかった場合には、当会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

第34条 年齢の計算

被保険者の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第35条 年齢の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合で、第12条「年齢の誤りによる保険契約の取消」の規定に該当しなかったときには、次の(1)または(2)によって取り扱います。
(1) 契約日（第6条）における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の範囲内であった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の年齢にもとづいて保険料をあらため、過不足金額を精算します。
(2) 契約日における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の最低年齢に満たなかった場合でも、その事実が発見された日における年齢が、その最低年齢以上となっていたときには、当会社の定めた方法によって、その最低年齢になった日を契約日として保険料をあらため、過不足金額を精算します。

第35条 備考
(備-1) 当会社の定めたこの保険契約を締結（第4条）することができる年齢をいいます。

第36条 性別の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の性別にもとづいて保険料をあらため、過不足金額を精算します。

第37条 法令等の改正に伴う契約内容の変更

① 当会社は、就業障害保険金の支払事由（第1条）に関する規定または「特定障害の不担保」の契約条件（第42条）において当会社が指定した障害にかかわる法令等の改正があり、その改正が就業障害保険金の支払事由に関する規定または「特定障害の不担保」の契約条件において当会社が指定した障害に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この保険契約の保険料および就業障害保険金の金額を変更することなく就業障害保険金の支払事由に関する規定を変更し、また、不担保とする障害(備-1)の範囲を拡大させることなく「特定障害の不担保」の契約条件において当会社が指定した障害を変更することがあります。
② 第①項の規定により、就業障害保険金の支払事由に関する規定または「特定障害の不担保」の契約条件において当会社が指定した障害を変更するときは、当会社は、就業障害保険金の支払事由に関する規定または「特定障害の不担保」の契約条件において当会社が指定した障害を変更する日の2ヵ月前までに保険契約者にその変更について通知します。

第37条 備考
(備-1) 就業障害保険金の支払事由が発生した場合でも当会社が就業障害保険金を支払わないこととする障害をいいます。

第38条 管轄裁判所

この保険契約に関する訴訟については、当会社の本店または保険契約者、就業障害保険金の受取人もしくは死亡給付金受取人の住所地(備-1)を管轄する日本国内の地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とします。

第38条 備考
(備-1) 保険契約者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が2人以上ある場合には、第31条に規定する代表者の住所地とします。

第39条 時効による請求権の消滅

就業障害保険金、死亡給付金、解約払戻金その他払い戻すこととなる金額を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しない場合には、消滅します。

第40条 準拠法

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第41条 災害死亡保障特則または災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）の適用

① 保険契約者は、この保険契約の締結の際に、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この保険契約の保障に災害死亡にかかる保障を付加することができます。
② 第①項に定めるほか、保険契約者は、この保険契約の締結の後に、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この保険契約の保障に災害死亡にかかる保障を付加することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。
③ 第①項または第②項の場合には、「災害死亡保障特則」または「災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）」を適用します。

第42条 契約条件を付加して締結した保険契約の取扱

① 保険契約の申込（第4条）の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、

その申込に当会社の指定する次の(1)、(2)のいずれかまたはその両方の契約条件を付加して保険契約を締結することがあります。この場合、保険料、給付内容または保険契約の内容の変更等については、この第42条の規定を適用して取り扱います。

(1) 保険料の変更

この保険契約の払い込むべき保険料を、申込の時の金額から、当会社の定める方法によりあらためて計算したその申込の時の金額を上回る金額に変更します。

(2) 特定障害の不担保

当会社の定めた不担保期間中に、身体障害者福祉法に定める身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、就業障害保険金の支払事由が発生した場合には、第1条の規定にかかわらず、就業障害保険金を支払いません。

② 第①項の規定によって契約条件を付加して保険契約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券に記載します。

③ 第①項の契約条件を付加して締結した保険契約については、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日から給付責任（第6条）を開始します。ただし、(2)に該当する場合で、保険契約者が、当会社の付加する契約条件を承諾する際に、特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日(備-1)を給付責任開始の日にすることができます。

(1) 保険契約者が承諾した後に、第1回保険料が払い込まれた場合
「第1回保険料が払い込まれた日」

(2) 第1回保険料に相当する金額(備-2)が払い込まれた後に、保険契約者が承諾した場合
「第1回保険料に相当する金額(備-2)が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

④ 第①項の契約条件を付加した保険契約については、保険期間および保険料払込期間の短縮を、次の(1)または(2)に該当する場合には取り扱いません。

(1) 「保険料の変更」の条件を付加した場合

(2) 「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき

第42条　備考

(備-1) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、「保険契約者が承諾した日」と「当会社への払込を要する金額を払い込んだ日」とのいずれか遅い日とします。

(備-2) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、その条件を付加する前の金額を「第1回保険料に相当する金額」とみなします。

第43条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱

① 保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、情報端末(備-1)を用いることによっても、保険契約の申込もしくは復活の請求（第4・22条）または告知（第5条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、当会社の定めた保険契約申込書または請求書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、保険契約の申込または復活の請求をすることができるものとします。

(2) 保険契約者または被保険者(備-3)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示することにより当会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、告知することができるものとします。また、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項についてその医師に口頭で告知する際、その医師は告知された内容を情報端末(備-1)に入力することがあります。この場合、保険契約者または被保険者(備-3)は、口頭でした告知に関し、その医師が情報端末(備-1)に入力した事項を確認してください。

② 第①項の規定により保険契約の申込もしくは復活の請求または告知を行なった場合、当会社は、その保険契約の申込もしくは復活の請求または告知に関する書面等を保険契約者(備-4)に交付します。

第43条　備考

(備-1) 当会社の定める携帯端末などの情報処理機器をいいます。

(備-2) 当会社への送信にかえて情報端末(備-1)に保存する場合は、情報端末(備-1)への保存を含みます。

(備-3) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-4) 被保険者に関する書面等については、被保険者とします。

第44条　電磁的方法による告知をする場合の取扱

被保険者は、当会社の承諾を得て、電磁的方法(備-1)によっても、告知（第5条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

(1) 被保険者(備-2)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、当会社が電磁的方法(備-1)により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信することによって、告知することができるものとします。

(2) 当会社は、(1)により被保険者から送信された事項の受信をもって、被保険者の告知があったものとして取り扱います。この場合、当会社は、受信した被保険者の告知の内容を被保険者に通知(備-3)します。

第44条　備考

(備-1) インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

(備-2) 被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-3) 電磁的方法による場合を含みます。

別　表

別表1　請求書類等

（「別表一覧」をご覧ください）

別表2　薬物依存

（「別表一覧」をご覧ください）

〈目　次〉

第１章　保険契約の型　136
　第１条　保険契約の型の選択……136
第２章　給付金の支払および保険料の払込の免除　136
　第２条　災害入院給付金の支払……136
　第３条　疾病入院給付金の支払……137
　第４条　特定疾病入院給付金の支払……138
　第５条　手術給付金の支払……138
　第６条　放射線治療給付金の支払……139
　第７条　保険料の払込の免除およびその免責……139
　第８条　入院給付金の受取人……140
　第９条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択……140
第３章　保険契約の締結および保険料の払込　140
　第10条　保険契約の申込、復活の請求および承諾通知……140
　第11条　保険契約者・被保険者の告知義務……141
　第12条　当会社の給付責任の開始および終了……141
　第13条　保険料の払込方法〈回数〉および払込期月……141
　第14条　保険料の払込方法〈経路〉……141
　第15条　保険料の払込猶予期間……142
　第16条　払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱……142
　第17条　保険料の前納……142
第４章　保険契約の無効および消滅　142
　第18条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効……142
　第19条　年齢の誤りによる保険契約の取消……142
　第20条　保険期間満了等による保険契約の消滅……142
　第21条　告知義務違反による保険契約の解除および給付金の不支払等……142
　第22条　保険契約を解除できない場合……143
　第23条　重大事由による保険契約の解除および給付金の不支払等……143
　第24条　保険契約の失効……143
　第25条　保険契約者による保険契約の解約……143
　第26条　入院給付金の受取人による保険契約の存続……143
　第27条　解約払戻金……143
第５章　失効した保険契約の復活　144
　第28条　失効した保険契約の復活……144
第６章　保険契約の自動更新　144
　第29条　保険契約の自動更新……144
第７章　契約者配当　144
　第30条　契約者配当金……144
第８章　保険契約の内容の変更　144
　第31条　保険契約者の変更……144
　第32条　当会社への通知による入院給付金の受取人の変更……144
　第33条　遺言による入院給付金の受取人の変更……144
　第34条　入院給付金の受取人が死亡した場合の取扱……144
　第35条　保険期間・保険料払込期間の短縮……144
　第36条　単位入院給付金額の減額……144
第９章　その他の事項　145
　第37条　保険契約者・入院給付金の受取人の代表者……145
　第38条　保険契約者の連帯責任……145
　第39条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務……145
　第40条　年齢の計算……145
　第41条　年齢の誤りの処理……145
　第42条　性別の誤りの処理……145
　第43条　法令等の改正に伴う契約内容の変更……145
　第44条　契約内容の登録……145
　第45条　管轄裁判所……145
　第46条　時効による請求権の消滅……145
　第47条　準拠法……145
　第48条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用……146
　第49条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱……146
　第50条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱……146
　第51条　電磁的方法による告知をする場合の取扱……146
別　表　146
　別表１　請求書類等……146
　別表２　対象となる不慮の事故……146
　別表３　対象となる高度障害状態……146
　別表４　対象となる身体障害状態……146
　別表５　給付金の支払事由等に関する取扱……146
　別表６　対象となる特定疾病……146
　別表７　対象となる手術……146
　別表８　対象となる放射線治療……147
　別表９　対象となる身体部位……147
　別表10　対象となる感染症……147

第１章　保険契約の型

第１条　保険契約の型の選択

①　保険契約者は、保険契約の申込の際、保険契約の型を選択するものとします。

②　この保険契約で支払う給付金は、第①項により選択した保険契約の型に応じて次のとおりとします。

保険契約の型	この保険契約で支払う給付金
(1)　標準型または180日入院保障型	(ｱ)　災害入院給付金（第２条） (ｲ)　疾病入院給付金（第３条） (ｳ)　手術給付金（第５条） (ｴ)　放射線治療給付金（第６条）
(2)　特定疾病長期入院保障型	(ｱ)　災害入院給付金（第２条） (ｲ)　疾病入院給付金（第３条） (ｳ)　特定疾病入院給付金（第４条） (ｴ)　手術給付金（第５条） (ｵ)　放射線治療給付金（第６条）

③　第①項により選択した保険契約の型は、変更することはできません。

第２章　給付金の支払および保険料の払込の免除

第２条　災害入院給付金の支払

①　当会社は、次のとおり災害入院給付金を入院給付金の受取人（第８条）に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)の条件を全部満たす入院（別表５）をした場合 (ｱ)　給付責任開始の日（第12条）以後に発生した不慮の事故（別表２）を直接の原因とした入院であること (ｲ)　(ｱ)の事故の日からその日を含めて180日以内に、(ｱ)の事故による傷害の治療を目的として開始した病院または診療所（別表５）における入院であること (ｳ)　(ｱ)の事故による傷害の治療のための保険期間（備-2）中の入院日数（別表５）（備-3）が、１日以上であること
(2)　支払金額	次の算式により計算した金額とします。 「単位入院給付金額」 ×「(1)「支払事由」(ｳ)に規定する入院日数」 ただし、(4)「支払限度」に規定する限度をこえる場合、入院日数はその限度までの日数とします。 なお、単位入院給付金額を減額（第36条）した場合、減額した日以後の入院日数については減額後の単位入院給付金額により支払金額を計算します。 また、支払事由（備-1）が、次の(ｱ)または(ｲ)によって発生した場合には、それによって支払事由（備-1）に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、支払金額を削減することがあります。 (ｱ)　地震、噴火または津波 (ｲ)　戦争その他の変乱
(3)　免責事由（備-4）	支払事由（備-1）が、次の(ｱ)から(ｷ)のどれかによって発生した場合 (ｱ)　保険契約者または被保険者の故意または重大な

	過失 (ｲ) 被保険者の犯罪行為 (ｳ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｴ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｵ) 被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｶ) 被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ｷ) 入院給付金の受取人の故意または重大な過失。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｷ)に該当する場合、その受取人が災害入院給付金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払いません。
(4) 支払限度	(ｱ) 1回の入院についての支払日数(備-5)の限度は、次のとおりとします。 保険契約の型（第1条）が「標準型」または「特定疾病長期入院保障型」の場合 「60日」 保険契約の型が「180日入院保障型」の場合 「180日」 (ｲ) 保険期間(備-2)中の支払日数(備-5)を全部通算した限度は、1095日とします。

② 第①項(1)「支払事由」に規定する不慮の事故による入院については、次のとおり取り扱います。

(1) 同一の不慮の事故を直接の原因とした入院が2回以上あった場合でも、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始された入院については、別の入院としては取り扱わないで、継続した1回の入院として取り扱います。

(2) 異なる不慮の事故を直接の原因とした入院が2回以上あった場合には、それぞれの入院を別の入院として取り扱います。

(3) 2以上の不慮の事故を直接の原因とした入院の場合または不慮の事故を直接の原因とした入院中に、別の入院の直接の原因となる不慮の事故が発生した場合でも、それぞれ災害入院給付金が支払われることとなる入院日数のうち、重複した入院日数については、災害入院給付金を重複しては支払いません。

第2条 備考

(備-1) 災害入院給付金を支払う場合をいいます。

(備-2) この保険契約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。

(備-3) 「保険期間(備-2)中の入院日数」について、入院中に、保険期間(備-2)の満了によって、保険契約が消滅（第20条）した場合でも、災害入院給付金の支払については、保険契約が消滅した日から継続している入院の入院日数は、保険期間(備-2)中における入院日数として取り扱います。

(備-4) 支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が災害入院給付金の支払を行なわない場合をいいます。

(備-5) 災害入院給付金が支払われる日数をいいます。

第3条 疾病入院給付金の支払

① 当会社は、次のとおり疾病入院給付金を入院給付金の受取人（第8条）に支払います。

(1) 支払事由(備-1)	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)の条件を全部満たす入院（別表5）をした場合 (ｱ) 給付責任開始の日（第12条）以後に発病した疾病を直接の原因とした入院であること(備-2) (ｲ) (ｱ)の疾病の治療を目的として開始した病院または診療所（別表5）における入院であること (ｳ) (ｱ)の疾病の治療のための保険期間(備-3)中の入院日数（別表5）(備-4)が、1日以上であること
(2) 支払金額	次の算式により計算した金額とします。 「単位入院給付金額」 ×「(1)「支払事由」(ｳ)に規定する入院日数」 ただし、(4)「支払限度」に規定する限度をこえる場合、入院日数はその限度までの日数とします。 なお、単位入院給付金額を減額（第36条）した場合、減額した日以後の入院日数については減額後の単位入院給付金額により支払金額を計算します。 また、支払事由(備-1)が、次の(ｱ)または(ｲ)によって発生した場合には、それによって支払事由(備-1)に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、支払金額を削減することがあります。 (ｱ) 地震、噴火または津波 (ｲ) 戦争その他の変乱
(3) 免責事由(備-5)	支払事由(備-1)が、次の(ｱ)から(ｸ)のどれかによって発生した場合 (ｱ) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (ｲ) 被保険者の犯罪行為 (ｳ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｴ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｵ) 被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｶ) 被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ｷ) 入院給付金の受取人の故意または重大な過失。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｷ)に該当する場合、その受取人が疾病入院給付金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払いません。 (ｸ) 被保険者の薬物依存（別表5）
(4) 支払限度	(ｱ) 1回の入院についての支払日数(備-6)の限度は、次のとおりとします。 保険契約の型（第1条）が「標準型」または「特定疾病長期入院保障型」の場合 「60日」 保険契約の型が「180日入院保障型」の場合 「180日」 (ｲ) 保険期間(備-3)中の支払日数(備-6)を全部通算した限度は、特定疾病入院給付金の支払日数（第4条）と合算して、1095日とします。

② 第①項(1)「支払事由」に規定する疾病による入院については、次のとおり取り扱います。

(1) 同一の疾病を直接の原因とした入院が2回以上あった場合には、それぞれの入院を別の入院としては取り扱わないで、継続した1回の入院として取り扱います。なお、医学的に直接の因果関係があると認められる一連の疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。(備-7)

(2) (1)の場合でも、疾病入院給付金または特定疾病入院給付金が支払われることとなった入院のうち、その最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始された入院については、別の入院として取り扱います。

(3) 入院が2回以上あった場合でも、それぞれの入院が異なる疾病を直接の原因としたものであるときには、それぞれの入院を別の入院として取り扱います。

(4) 疾病を直接の原因とした入院が開始された時に異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合でも、その入院が開始された直接の原因となった疾病による継続した1回の入院として取り扱います。

(5) 疾病入院給付金が支払われることとなる入院日数と災害入院給付金または特定疾病入院給付金が支払われることとなる入院日数とが重複したときには、重複した入院日数については、疾病入院給付金を支払いません。

(6) 次の入院は、疾病を直接の原因とした入院として取り扱います。この場合、(ｱ)および(ｲ)の入院については入院の直接の原因となった不慮の事故または不慮の事故以外の外因が発生した時を疾病が発病した時として、(ｳ)の入院については分娩の日に疾病を直接の原因として入院を開始したものとして取り扱います。

(ｱ) 不慮の事故以外の外因を直接の原因とした入院

(ｲ) 不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始された入院

(ｳ) 異常分娩（別表5）のための入院

第3条 備考

(備-1) 疾病入院給付金を支払う場合をいいます。

(備-2) 給付責任開始の日前に発病していた疾病であっても、次の①から③の場合、その疾病を直接の原因とする入院は、給付責任開始の日以後に発病した疾病を直接の原因とした入院として取り扱います。

① 当会社が保険契約の締結または保険契約の復活（第10・28条）の際の告知によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

② 次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合

(1) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。

(2) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。

③ その疾病を直接の原因とする入院のうち、給付責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院の場合。この場合の給付責任開始の日前に発病していた疾病には、給付責任開始の日前に発生していた不慮の事故または不慮の事故以外の外因を含むものとします。

(備-3) この保険契約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。
(備-4) 「保険期間(備-3)中の入院日数」について、入院中に、保険期間(備-3)の満了によって、保険契約が消滅（第 20 条）した場合でも、疾病入院給付金の支払については、保険契約が消滅した日から継続している入院の入院日数は、保険期間(備-3)中における入院日数として取り扱います。
(備-5) 支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が疾病入院給付金の支払を行なわない場合をいいます。
(備-6) 疾病入院給付金が支払われる日数をいいます。
(備-7) 例えば、高血圧とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等は医学的に直接の因果関係があると認められる一連の疾病であるため、同一の疾病として取り扱います。

第 4 条　特定疾病入院給付金の支払

① 保険契約の型（第 1 条）が特定疾病長期入院保障型の場合、当会社は、次のとおり特定疾病入院給付金を入院給付金の受取人（第 8 条）に支払います。

(1) 支払事由(備-1)	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)の条件を全部満たす入院（別表 5）をした場合 (ｱ) 疾病入院給付金の支払事由（第 3 条）に該当する入院であること (ｲ) 給付責任開始の日（第 12 条）以後に発病した特定疾病（別表 6）の治療を直接の目的とした入院であること(備-2)(備-3) (ｳ) (ｲ)の治療のための保険期間(備-4)中の入院日数（別表 5）(備-5)が、1 日以上であること
(2) 支払金額	次の算式により計算した金額とします。 「単位入院給付金額」 ×「(1)「支払事由」(ｳ)に規定する入院日数」 ただし、(3)「支払限度」に規定する限度をこえる場合、入院日数はその限度までの日数とします。 なお、単位入院給付金額を減額（第 36 条）した場合、減額した日以後の入院日数については減額後の単位入院給付金額により支払金額を計算します。
(3) 支払限度	保険期間(備-4)中の支払日数(備-6)を全部通算した限度は、疾病入院給付金の支払日数（第 3 条）と合算して、1095 日とします。

② 第①項(1)「支払事由」に規定する特定疾病による入院については、次のとおり取り扱います。
(1) 特定疾病入院給付金が支払われることとなる入院日数と災害入院給付金が支払われることとなる入院日数とが重複したときには、重複した入院日数については、特定疾病入院給付金を支払いません。
(2) 特定疾病の治療を直接の目的とした入院中に、特定疾病以外の疾病を発病した場合または不慮の事故（別表 2）もしくは不慮の事故以外の外因が発生した場合でも、その特定疾病の治療のために必要と医学的に認められる入院日数については、特定疾病の治療を直接の目的とした入院として取り扱います。(備-3)
(3) 特定疾病以外の疾病または不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因を直接の原因とした入院中に、特定疾病を発病した場合でも、その特定疾病の治療のために必要と医学的に認められる入院日数については、特定疾病の治療を直接の目的とした入院として取り扱います。(備-3)

第 4 条　備考
(備-1) 特定疾病入院給付金を支払う場合をいいます。
(備-2) 給付責任開始の日前に発病していた特定疾病であっても、次の①から③の場合、その特定疾病の治療を直接の目的とする入院は、給付責任開始の日以後に発病した特定疾病の治療を直接の目的とした入院として取り扱います。
① 当会社が保険契約の締結または保険契約の復活（第 10・28 条）の際の告知によりその特定疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その特定疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその特定疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
② 次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその特定疾病についての自覚または認識がなかった場合
(1) 給付責任開始の日前に、被保険者がその特定疾病について医師の診療を受けたことがない。
(2) 給付責任開始の日前に、被保険者がその特定疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。
③ その特定疾病の治療を直接の目的とする入院のうち、給付責任開始の日からその日を含めて 2 年を経過した後に開始した入院の場合
(備-3) 入院中に特定疾病の治療が行なわれた場合であっても、その特定疾病の治療のために入院が必要と医学的に認められない場合、「特定疾病の治療を直接の目的とした入院」には該当しません。
(備-4) この保険契約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。
(備-5) 「保険期間(備-4)中の入院日数」について、入院中に、保険期間(備-4)の満了によって、保険契約が消滅（第 20 条）した場合でも、特定疾病入院給付金の支払については、保険契約が消滅した日から継続している特定疾病の治療を直接の目的とした入院の入院日数は、保険期間(備-4)中における入院日数として取り扱います。
(備-6) 特定疾病入院給付金が支払われる日数をいいます。

第 5 条　手術給付金の支払

① 当会社は、次のとおり手術給付金を入院給付金の受取人（第 8 条）に支払います。

(1) 支払事由(備-1)	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)の条件を全部満たす別表 7 に定める手術を受けた場合 (ｱ) 給付責任開始の日（第 12 条）以後に発生した不慮の事故（別表 2）、不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病の治療を直接の目的とした手術であること(備-2) (ｲ) 病院または診療所（別表 5）で受けた手術であること (ｳ) 保険期間(備-3)中に受けた手術であること
(2) 支払金額	(1)「支払事由」に規定する手術 1 回につき、次の算式により計算した金額とします。 別表 7(1)の手術の場合、 「手術を受けた日の単位入院給付金額」×20 別表 7(2)の手術の場合、 「手術を受けた日の単位入院給付金額」× 5 ただし、支払事由(備-1)が、次の(ｱ)または(ｲ)によって発生した場合には、それによって支払事由(備-1)に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、支払金額を削減することがあります。 (ｱ) 地震、噴火または津波 (ｲ) 戦争その他の変乱
(3) 免責事由(備-4)	支払事由(備-1)が、次の(ｱ)から(ｸ)のどれかによって発生した場合 (ｱ) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (ｲ) 被保険者の犯罪行為 (ｳ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｴ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｵ) 被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｶ) 被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ｷ) 入院給付金の受取人の故意または重大な過失。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｷ)に該当する場合、その受取人が手術給付金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払いません。 (ｸ) 被保険者の薬物依存（別表 5）

② 第①項(1)「支払事由」に規定する手術については、次のとおり取り扱います。
(1) 2 回以上の手術が同日に行なわれた場合、それらの手術のうち、手術給付金の支払金額が最も高くなる手術が 1 回のみ行なわれたものとして取り扱います。
(2) 同一の不慮の事故による傷害、同一の不慮の事故以外の外因による傷害または同一の疾病の治療を直接の目的として 14 日以内に同種類の手術（別表 5）が 2 回以上行なわれた場合、それらの手術のうち支払金額が最も高くなる手術が 1 回のみ行なわれたものとして取り扱います。ただし、1 回の手術として取り扱われる 2 回以上の手術のうち、最初に行なわれた手術の日からその日を含めて 14 日を経過した後に行なわれた手術は別の手術として、この規定を適用します。なお、医学的に直接の因果関係があると認められる一連の疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。(備-5)

第 5 条　備考
(備-1) 手術給付金を支払う場合をいいます。
(備-2) 給付責任開始の日前に発病していた疾病であっても、次の①から③の場合、その疾病の治療を直接の目的とする手術は、給付責任開始の日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とした手術として取り扱います。
① 当会社が保険契約の締結または保険契約の復活（第 10・28 条）の際の告知によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

② 次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合
(1) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。
(2) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。
③ その疾病の治療を直接の目的とする手術のうち、給付責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に行なわれた手術の場合。この場合の給付責任開始の日前に発病していた疾病には、給付責任開始の日前に発生していた不慮の事故または不慮の事故以外の外因を含むものとします。
(備-3) この保険契約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。
(備-4) 支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が手術給付金の支払を行なわない場合をいいます。
(備-5) 例えば、高血圧とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等は医学的に直接の因果関係があると認められる一連の疾病であるため、同一の疾病として取り扱います。

第6条 放射線治療給付金の支払

① 当会社は、次のとおり放射線治療給付金を入院給付金の受取人（第8条）に支払います。

(1) 支払事由(備-1)	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)の条件を全部満たす別表8に定める放射線治療を受けた場合 (ｱ) 給付責任開始の日（第12条）以後に発生した不慮の事故（別表2）、不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病の治療を直接の目的とした放射線治療であること(備-2) (ｲ) 病院または診療所（別表5）で受けた放射線治療であること (ｳ) 保険期間(備-3)中に受けた放射線治療であること
(2) 支払金額	(1)「支払事由」に規定する放射線治療1回につき、次の算式により計算した金額とします。 「放射線治療を受けた日の単位入院給付金額」×10 ただし、支払事由(備-1)が、次の(ｱ)または(ｲ)によって発生した場合には、それによって支払事由(備-1)に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、支払金額を削減することがあります。 (ｱ) 地震、噴火または津波 (ｲ) 戦争その他の変乱
(3) 免責事由(備-4)	支払事由(備-1)が、次の(ｱ)から(ｸ)のどれかによって発生した場合 (ｱ) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (ｲ) 被保険者の犯罪行為 (ｳ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｴ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｵ) 被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｶ) 被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ｷ) 入院給付金の受取人の故意または重大な過失。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｷ)に該当する場合、その受取人が放射線治療給付金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払いません。 (ｸ) 被保険者の薬物依存（別表5）

② 第①項(1)「支払事由」に規定する放射線治療については、次のとおり取り扱います。
(1) 2回以上の放射線治療が同日に行なわれた場合、放射線治療が1回のみ行なわれたものとして取り扱います。
(2) 同一の不慮の事故による傷害、同一の不慮の事故以外の外因による傷害または同一の疾病の治療を直接の目的として60日以内に同種類の放射線治療（別表5）が2回以上行なわれた場合、放射線治療が1回のみ行なわれたものとして取り扱います。ただし、1回の放射線治療として取り扱われる2回以上の放射線治療のうち、最初に行なわれた放射線治療の日からその日を含めて60日を経過した後に行なわれた放射線治療は別の放射線治療として、この規定を適用します。なお、医学的に直接の因果関係があると認められる一連の疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。(備-5)

第6条 備考
(備-1) 放射線治療給付金を支払う場合をいいます。
(備-2) 給付責任開始の日前に発病していた疾病であっても、次の①から③の場合、その疾病の治療を直接の目的とする放射線治療は、給付責任開始の日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とした放射線治療として取り扱います。
① 当会社が保険契約の締結または保険契約の復活（第10・28条）の際の告知によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
② 次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合
(1) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。
(2) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。
③ その疾病の治療を直接の目的とする放射線治療のうち、給付責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に行なわれた放射線治療の場合。この場合の給付責任開始の日前に発病していた疾病には、給付責任開始の日前に発生していた不慮の事故または不慮の事故以外の外因を含むものとします。
(備-3) この保険契約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。
(備-4) 支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が放射線治療給付金の支払を行なわない場合をいいます。
(備-5) 例えば、高血圧とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等は医学的に直接の因果関係があると認められる一連の疾病であるため、同一の疾病として取り扱います。

第7条 保険料の払込の免除およびその免責

① 当会社は、次のとおり保険料の払込を免除します。

(1) 免除事由(備-1)	被保険者が、次の(ｱ)または(ｲ)のどちらかとなった場合 (ｱ) 被保険者が、給付責任開始の日（第12条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険料払込期間(備-2)中に、別表3に定める高度障害状態に該当(備-3)(備-4)した場合 (ｲ) 被保険者が、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故（別表2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間(備-2)中に、別表4に定める身体障害状態に該当(備-5)(備-6)(備-7)した場合
(2) 免除する保険料	次回払込期月(備-8)以後の保険料 ただし、次の(ｱ)または(ｲ)のどちらかに該当した場合には、当会社は、その原因によって免除事由(備-1)に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、保険料の払込の免除額を削減することがあります。 (ｱ) 被保険者が、戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当した場合 (ｲ) 被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって、身体障害状態に該当した場合
(3) 免責事由(備-9)	次の(ｱ)によって被保険者が高度障害状態に該当した場合または次の(ｱ)から(ｷ)のどれかによって被保険者が身体障害状態に該当した場合 (ｱ) 保険契約者または被保険者の故意 (ｲ) 保険契約者または被保険者の重大な過失 (ｳ) 被保険者の犯罪行為 (ｴ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｵ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｶ) 被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｷ) 被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

② 保険料の払込を免除した場合には、次のとおりとします。
(1) 保険料は、保険料の払込を免除した後も「払込期月の基準日」（第13条・29条）ごとに払込があったものとして取り扱います。
(2) 保険料の払込を免除した後に保険契約の自動更新（第29条）が行なわれた場合には、更新後の保険料についても、払込を免除します。
(3) 保険料の払込を免除した後は、保険期間・保険料払込期間の短縮（第35条）および単位入院給付金額の減額（第36条）は行ないません。
(4) 保険契約者に保険料の払込を免除したことを通知します。

第7条 備考
(備-1) 保険料の払込を免除する場合をいいます。
(備-2) 保険契約を更新した場合、更新後の保険料払込期間を含みます。
(備-3) 第①項(1)「免除事由」(ｱ)の高度障害状態について、給付責任開始の日前にすでに生じていた障害に、その障害の原因となった傷害または疾病と因果関係のない給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として生じた障

害が加わることによって該当したときは、給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としてその高度障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-4) 第①項(1)「免除事由」(ｱ)の高度障害状態について、給付責任開始の日前に発病していた疾病によって該当したときでも、次の①または②の場合、その疾病によって該当した高度障害状態は、給付責任開始の日以後に発病した疾病によって該当したものとして取り扱います。

① 当会社が保険契約の締結または保険契約の復活（第 10・28 条）の際の告知によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

② 次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合

(1) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。

(2) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。

(備-5) 第①項(1)「免除事由」(ｲ)の身体障害状態について、給付責任開始の日前にすでに生じていた身体障害に、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として生じた身体障害が加わることによって該当したときでも、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-6) 第①項(1)「免除事由」(ｲ)の身体障害状態について、不慮の事故の日からその日を含めて 180 日以内に、視力、聴力、上肢の用、上肢の関節の用、下肢の用、下肢の関節の用もしくは手指の用を全く失った状態または脊柱に著しい奇形もしくは著しい運動障害を残す状態には該当しているが、永久に継続するものとは認められなかった場合でも、保険料払込期間(備-2)中に、その状態が永久に継続すると認められたときには、その日に免除事由(備-1)に該当したものとして取り扱います。

(備-7) 第①項(1)「免除事由」(ｲ)の身体障害状態について、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として該当した場合でも、すでに不慮の事故以外を原因とする障害があり、かつ、その原因が給付責任開始の日以後に発生していたときには、そのすでにあった障害がなかったとしてもその身体障害状態に該当すると認められる場合に限り、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-8) 次の「払込期月の基準日」の属する払込期月（第 13 条・29 条）をいいます。

(備-9) 免除事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が保険料の払込の免除を行なわない場合をいいます。

第 8 条　入院給付金の受取人

入院給付金の受取人は、次のとおりとします。

(1) 被保険者。ただし、保険契約者が法人である場合には、保険契約者とします。

(2) (1)にかかわらず、保険契約者は、保険契約の申込の際に、被保険者の同意を得て、保険契約者または被保険者のどちらかを入院給付金の受取人として指定することができます。また、第 32 条または第 33 条の規定により、入院給付金の受取人を変更することができます。

第 9 条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択

① 給付金の支払事由（第 2・3・4・5・6 条）または保険料の払込の免除事由（第 7 条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。

② その受取人(備-1)は、すみやかに請求に必要な書類（別表 1）を当会社に提出して、その請求をしてください。

③ 給付金は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて 5 営業日以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。

④ 給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認(備-2)を行ないます。この場合には、第③項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とします。また、当会社は、給付金の請求者にその旨を通知します。

(1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
給付金の支払事由に該当する事実の有無

(2) 給付金の免責事由に該当する可能性がある場合
給付金の支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

(4) この普通保険約款に定める重大事由（第 23 条）、詐欺または不法取得目的（第 18 条）に該当する可能性がある場合
(2)もしくは(3)に定める事項、第 23 条「重大事由による保険契約の解除および給付金の不支払等」第①項(4)(ｱ)から(ｵ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは入院給付金の受取人（第 8 条）の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事項

⑤ 第④項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第③項および第④項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-3)を経過する日とします。この場合、当会社は、給付金の請求者にその旨を通知します。

(1) 第④項(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180 日

(2) 第④項(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180 日

(3) 第④項(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第④項(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180 日

(4) 第④項(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査
180 日

⑥ 第④項または第⑤項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-4)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

⑦ 保険料の払込の免除についても、第③項から第⑥項の規定を準用します。

⑧ 解約払戻金（第 27 条）の支払請求があった場合についても、第③項と同様に取り扱います。ただし、第 20 条「保険期間満了等による保険契約の消滅」第③項の規定にもとづく解約払戻金の支払請求があった場合には、第④項(2)の「給付金の免責事由」には「保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合」を含むものとして、第③項から第⑥項の規定を準用します。

第 9 条　備考

(備-1) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。

(備-2) 当会社の指定した医師による診断を含みます。

(備-3) (1)から(4)の複数に該当する場合でも 180 日とします。

(備-4) 当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第 3 章　保険契約の締結および保険料の払込

第 10 条　保険契約の申込、復活の請求および承諾通知

① 保険契約を申し込む場合または保険契約者が保険契約の復活（第 28 条）を請求する場合には、被保険者の同意を得て、次の書面を当会社に提出してください。

(1) 当会社の定めた保険契約申込書または請求書

(2) 被保険者についての当会社の定めた告知書（第 11 条）

② 第①項の場合には、当会社は、当会社の定めた取扱基準によって、次のとおり取り扱います。

(1) 当会社の指定した医師によって被保険者の診断を行なうことがあります。

(2) 被保険者の診断書または健康状態その他についての資料の提出を求めることがあります。

③ 当会社が、第①項の申込または請求を承諾した場合には、次のとおりとします。

(1) 保険契約の申込を承諾した場合
当会社は次の事項を記載した保険証券を交付します。また、保険証券の交付によって、承諾通知の代わりとします。なお、保険証券には保険契約を締結した年月日を記載しません。

(ｱ) 当会社名

(ｲ) 保険契約者の氏名または名称

(ｳ) 被保険者の氏名

(ｴ) 給付金（第 1 条）(備-1)の受取人の氏名または名称その他の給付金(備-1)の受取人を特定するために必要な事項

(ｵ) 給付金(備-1)の支払事由および保険料の払込の免除事由

(ｶ) 保険期間

(ｷ) 給付金(備-1)の額

(ｸ) 保険料およびその払込方法〈回数〉

(ｹ) 契約日
(ｺ) 保険証券を作成した年月日
(2) 保険契約の復活の請求を承諾した場合
当会社は書面によって承諾の通知をするものとし、保険証券は交付しません。

第10条 備考
(備-1) 給付特約(備-2)を付加した場合には、その特約にもとづく給付金を含みます。
(備-2) この保険契約に付加する保険金、給付金または年金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第11条 保険契約者・被保険者の告知義務

当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第10・28条）の際、支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者(備-1)は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、保険契約者または被保険者(備-1)はその医師が書面に記入した内容を確認してください。

第11条 備考
(備-1) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

第12条 当会社の給付責任の開始および終了

① 保険契約の締結（第10条）または保険契約の復活（第28条）の場合には、当会社は、次の日から、給付責任(備-1)を開始します。
(1) 当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した後に、第1回保険料または当会社への払込を要する金額（第28条）が払い込まれた場合には、

(ｱ)保険契約の締結の場合	「第1回保険料が払い込まれた日」
(ｲ)保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額が払い込まれた日」

(2) 第1回保険料または当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた後に、当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した場合には、

(ｱ)保険契約の締結の場合	「第1回保険料に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日
(ｲ)保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

② 第①項に規定する給付責任開始の日の取扱については、次のとおりとします。

(1) 保険契約の締結の場合	給付責任開始の日を「契約日」とし、保険期間および保険料払込期間は、契約日を含めて計算します。
(2) 保険契約の復活の場合	給付責任開始の日を「復活日」とします。

③ 当会社は、保険契約が有効に継続している間、保険期間(備-2)満了時まで給付責任(備-1)を負います。

第12条 備考
(備-1) 「給付責任」とは、「給付金の支払事由（第2・3・4・5・6条）または保険料の払込の免除事由（第7条）が発生した場合に、当会社が、その支払または払込の免除を行なう責任」のことをいいます。
(備-2) この保険契約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。

第13条 保険料の払込方法〈回数〉および払込期月

① 第2回目以後の保険料は、保険料払込期間中、次の払込方法〈回数〉の中から保険契約の申込の際に選択された払込方法〈回数〉によって、その払込期月内に払い込んでください。なお、払込期月は、次の「払込期月の基準日」の属する月の初日から末日までとし、払込方法〈回数〉による保険契約の呼称は、それぞれ次のとおりとします。

払込方法〈回数〉	払込期月の基準日	払込方法〈回数〉による保険契約の呼称
(1) 年払（毎年1回払込）	契約応当日(備-1)(備-2)	「年払契約」
(2) 半年払（毎年2回払込）	契約日の半年ごとの応当日(備-2)	「半年払契約」
(3) 月払（毎年12回払込）	契約日の毎月の応当日(備-2)	「月払契約」

② 保険契約者は、当会社の定めた取扱基準によって、保険料の払込方法〈回数〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。なお、保険契約者は次回払込期月（第7条）以降、最初に到来する変更後の払込方法〈回数〉の払込期月より、変更後の払込方法〈回数〉によって保険料を払い込んでください。
③ 「保険契約が消滅した場合」（第20・21・23・25条）または「保険料の払込を要しなくなった場合」（第7条）には、当会社は、払い込まれた第①項の保険料のうち、「払込期月の基準日」の到来していない保険料を保険契約者に払い戻します。
④ 年払契約または半年払契約で、「保険契約が消滅した場合」または「保険料の払込が免除された場合」（第7条）には、それまでに払い込まれた保険料(備-3)の保険料期間(備-4)のうち、まだ経過していない期間の月数(備-5)に相当する保険料として、月割によって計算した「未経過保険料」(備-6)を保険契約者に払い戻します。ただし、保険料の払込を要しなくなった場合には、その後に保険契約が消滅したとしても「未経過保険料」の払い戻しはありません。
⑤ 第①項の保険料が、払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに、給付金の支払事由（第2・3・4・5・6条）が発生し、給付金を支払う場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。ただし、当会社の支払うこととなった金額が未払込の保険料に不足する場合には、この未払込の保険料を払込猶予期間満了の日（第15条）までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-7)には、当会社の支払うこととなった金額を支払いません。
⑥ 第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに保険料の払込の免除事由（第7条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-7)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第13条 備考
(備-1) 契約日（第12条）の毎年の応当日をいいます。
(備-2) 応当日がない場合には、その月の末日とします。
(備-3) 第⑤項または第16条「払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱」第①項の規定により当会社が支払うこととなった金額から差し引かれた未払込の保険料を含みます。
(備-4) その保険料の払込期月の基準日(備-8)から次回払込期月の基準日の前日までの期間をいいます。
(備-5) 次回払込期月の基準日の前日までの月数をいい、保険料期間(備-4)の月数未満の月数とします。なお、月数は、契約日の毎月の応当日(備-2)(備-8)から次の契約日の毎月の応当日(備-2)の前日までの期間を1ヵ月として計算し、1ヵ月未満の期間は切り捨てます。
(備-6) 保険契約の一部が消滅する場合、その消滅する部分については、消滅前後の保険料の差額について未経過保険料を計算します。
(備-7) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
(備-8) 第1回保険料の場合には、契約日とします。

第14条 保険料の払込方法〈経路〉

① 保険契約者は、保険契約の申込の際に保険料の払込方法〈経路〉について、次のどれかを選択してください。

(1) 口座振替払込	当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法で、保険契約者の指定する口座が当会社の指定した金融機関等に設置してある場合に限り、選択できます。(備-1) この払込方法〈経路〉を選択した場合には、その金融機関等に対して保険料の口座振替を委任してください。
(2) 振替送金払込	金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法で、当会社が承諾した場合に限り、選択できます。
(3) 団体・集団扱払込	所属団体または集団を通じて払い込む方法で、所属団体または集団と当会社との間に団体扱契約、集団扱契約または専用集団扱契約が締結されている場合に限り、選択できます。(備-2)

② 保険契約者は、第①項の各号の保険料の払込方法〈経路〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。
③ 保険料の払込方法〈経路〉が、「口座振替払込」または「団体・集団扱払込」である保険契約において、その保険契約が、第①項に定める要件を満たさなくなったときまたは当会社の取扱基準に該当しなくなったときは、保険契約者は、第②項の規定により保険料の払込方法

〈経路〉を他の保険料の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行なうまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第 14 条　備考
(備-1)　保険料の払込方法〈経路〉が「口座振替払込」の場合、「保険料口座振替特則」を適用します。
(備-2)　保険料の払込方法〈経路〉が「団体・集団扱払込」の場合、団体扱特約、集団扱特約または専用集団扱特約を付加します。

第 15 条　保険料の払込猶予期間

①　第 2 回目以後の保険料の払込については、払込期月（第 13・29 条）の翌月初日から翌々月の契約日（第 12 条）の応当日まで(備-1)の猶予期間があります。
②　第①項の払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれなかった場合(備-2)には、保険契約は、その払込猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合、第 24 条「保険契約の失効」の規定によって取り扱います。

第 15 条　備考
(備-1)　「払込期月の基準日」（第 13・29 条）が 2 月、6 月、11 月の各末日の場合、その保険料の払込猶予期間はそれぞれ 4 月、8 月、1 月の各末日までとします。
(備-2)　払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第 16 条　払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱

①　保険料の払込猶予期間（第 15 条）中に、給付金の支払事由（第 2・3・4・5・6 条）が発生し、給付金を支払う場合(備-1)には、すでに「払込期月の基準日」（第 13・29 条）の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。
②　当会社の支払うこととなった金額が未払込の保険料に不足する場合または保険料の払込の免除事由（第 7 条）が発生した場合には、保険契約者は、払込猶予期間満了の日までに未払込の保険料を払い込んでください。
③　当会社は、この未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-2)には、当会社の支払うこととなった金額を支払いません。また、保険料の払込を免除しません。

第 16 条　備考
(備-1)　払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに給付金の支払事由が発生したときには、保険料の払込猶予期間中に給付金の支払事由が発生したものとして取り扱います。
(備-2)　払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに未払込の保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに未払込の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第 17 条　保険料の前納

①　保険料の払込方法〈回数〉が年払の場合、保険契約者は、当会社が定める期間中の保険料について、前納(備-1)をすることができます。なお、保険料の払込方法〈回数〉が月払または半年払の場合には、保険料の払込方法〈回数〉を年払に変更してください。
②　保険料を前納(備-1)する場合には、当会社の定めた率による割引をします。
③　保険料前納金は、毎年、当会社の定めた率の複利による利息をつけて積み立てておき、「払込期月の基準日」（第 13・29 条）ごとに保険料の払込に充当します。
④　次の(1)から(4)のどれかの場合で、保険料前納金の残額(備-2)があるときには、保険契約者に払い戻します。
(1)　前納期間(備-3)が満了した場合
(2)　保険料の払込を要しなくなった場合（第 7 条）
(3)　保険契約が消滅した場合（第 20・21・23・24・25 条）
(4)　単位入院給付金額を減額した場合（第 36 条）

第 17 条　備考
(備-1)　将来の保険料をあらかじめ一時に払い込むことをいいます。
(備-2)　単位入院給付金額を減額した場合には、減額部分に対応する保険料前納金の残額とします。
(備-3)　「前納期間」とは、前納された保険料が充当される期間をいいます。

第 4 章　保険契約の無効および消滅

第 18 条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効

①　保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人（第 8 条）の詐欺によって、保険契約の締結または保険契約の復活（第 10・28 条）が行なわれた場合には、当会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
②　第①項の保険契約の取消は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または入院給付金の受取人に取消の通知をします。
③　保険契約者が給付金（第 1 条）を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約の締結または保険契約の復活が行なわれた場合には、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
④　第①項から第③項によって当会社が保険契約を取り消した場合または保険契約が無効となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を返還することを要します。

第 19 条　年齢の誤りによる保険契約の取消

①　保険契約申込書に記載された被保険者の年齢（第 40 条）に誤りがあった場合で、契約日（第 12 条）または更新日（第 29 条）における実際の年齢およびその誤りが発見された日における実際の年齢が、どちらも「契約締結年齢(備-1)または契約更新年齢(備-2)」の範囲外であったときには、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料(備-3)を保険契約者に払い戻します。
②　第①項によって保険契約が取消となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額(備-4)があったときには、その金額を払い戻すこととなった保険料(備-3)から差し引き、なお不足するときには、その不足額を返還することを要します。
③　第①項に該当しなかった場合には、保険契約は取消としないで、第 41 条「年齢の誤りの処理」の規定によって取り扱います。

第 19 条　備考
(備-1)　当会社の定めたこの保険契約を締結（第 10 条）することができる年齢をいいます。
(備-2)　当会社の定めたこの保険契約を更新（第 29 条）することができる年齢をいいます。
(備-3)　保険契約が更新された場合には、更新前に払い込まれた保険料を含みます。
(備-4)　保険契約が更新された場合には、更新前に当会社が支払った金額を含みます。

第 20 条　保険期間満了等による保険契約の消滅

①　次のどれかに該当した場合には、保険契約は、それぞれの時に消滅します。
(1)　被保険者が保険期間満了時まで生存した場合には、保険期間満了時
(2)　被保険者が保険期間中に死亡した場合には、被保険者が死亡した時
②　第①項(2)に該当した場合には、保険契約者(備-1)は、遅滞なく当会社に通知してください。この場合、当会社は、事実の確認に必要な書類の提出を求めることがあります。
③　第①項(2)に該当した場合、保険契約に解約払戻金（第 27 条）があるときには、当会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。この場合、保険契約者は解約払戻金の請求に必要な書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合を除きます。

第 20 条　備考
(備-1)　保険契約者が被保険者である場合には、保険契約者の法定相続人とします。

第 21 条　告知義務違反による保険契約の解除および給付金の不支払等

①　保険契約者または被保険者(備-1)が、保険契約の締結または保険契約の復活（第 10・28 条）の際に、当会社が、告知を求めた事項（第 11 条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。
②　当会社は、給付金の支払事由（第 2・3・4・5・6 条）または保険料の払込の免除事由（第 7 条）が発生した後でも、第①項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。

(1) 当会社は、給付金を支払いません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-2)を返還することを要します。
(2) 当会社は、保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。
③ 第②項の場合でも、給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者またはその受取人が証明した場合には、その支払または払込の免除を行ないます。
④ この第 21 条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または入院給付金の受取人に解除の通知をします。
⑤ この第 21 条によって保険契約を解除した場合、保険契約に解約払戻金（第 27 条）があるときには、当会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

第 21 条　備考
(備-1) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。
(備-2) この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

第 22 条　保険契約を解除できない場合

① 当会社は、次の(1)から(5)のどれかに該当した場合には、第 21 条に規定する保険契約の解除を行なうことはできません。
(1) 当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第 10・28 条）の際に、解除の原因となる事実を知っていた場合または過失によって知らなかった場合
(2) 保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者が第 11 条の告知をすることを妨げた場合
(3) 保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者に対し、第 11 条の告知をしないことを勧めた場合、または不実の告知をすることを勧めた場合
(4) 当会社が解除の原因を知った日からその日を含めて 1 カ月を経過した場合
(5) 保険契約が、給付責任開始の日（第 12 条）からその日を含めて 2 年をこえて有効に継続した場合。ただし、給付責任開始の日からその日を含めて 2 年以内に、解除の原因となる事実により、給付金の支払事由（第 2・3・4・5・6 条）または保険料の払込の免除事由（第 7 条）が発生したときには、保険契約が、給付責任開始の日からその日を含めて 2 年をこえて有効に継続した後でも、第 21 条に規定する保険契約の解除をすることができます。
② 第①項(2)および(3)の規定は、それぞれに規定する保険媒介者(備-1)の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当会社が告知を求めた事項（第 11 条）について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第 22 条　備考
(備-1) 「保険媒介者」とは、当会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。

第 23 条　重大事由による保険契約の解除および給付金の不支払等

① 当会社は、次の(1)から(5)のどれかに該当する事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向って解除することができます。
(1) 保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人がこの保険契約の給付金（第 1 条）を詐取する目的でまたは他人にこの保険契約の給付金を詐取させる目的で、事故招致(備-1)をした場合
(2) 保険契約者または被保険者が当会社にこの保険契約の保険料の払込の免除（第 7 条）を行なわせる目的で、事故招致(備-1)をした場合
(3) この保険契約の給付金の支払請求またはこの保険契約の保険料の払込の免除の請求に関し、入院給付金の受取人(備-2)に詐欺行為(備-1)があった場合
(4) 保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人が、次の(ｱ)から(ｵ)のどれかに該当する場合
(ｱ) 反社会的勢力(備-3)に該当すると認められること
(ｲ) 反社会的勢力(備-3)に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
(ｳ) 反社会的勢力(備-3)を不当に利用していると認められること
(ｴ) 保険契約者または入院給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力(備-3)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
(ｵ) その他反社会的勢力(備-3)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5) 当会社の保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする(1)から(4)と同等の重大な事由がある場合(備-4)
② 当会社は、給付金の支払事由（第 2・3・4・5・6 条）または保険料の払込の免除事由が発生した後でも、第①項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。
(1) 当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に給付金の支払事由が発生した場合、その支払事由による給付金の支払を行ないません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-5)を返還することを要します。
(2) 当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に保険料の払込の免除事由が発生した場合、その免除事由による保険料の払込の免除を行ないません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。
③ この第 23 条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または入院給付金の受取人に解除の通知をします。
④ この第 23 条によってこの保険契約を解除した場合、保険契約に解約払戻金（第 27 条）があるときには、当会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

第 23 条　備考
(備-1) 未遂を含みます。
(備-2) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-3) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。
(備-4) 例えば、この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除された場合、保険契約者、被保険者もしくは入院給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合、または他の保険契約との重複によって被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合などが該当する可能性があります。
(備-5) この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

第 24 条　保険契約の失効

① 保険契約が効力を失った後は、当会社は、給付責任（第 12 条）を負いません。
② 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、保険契約の復活（第 28 条）の請求をすることができます。

第 25 条　保険契約者による保険契約の解約

① 保険契約者は、いつでも、将来に向って保険契約を解約することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。
② 第①項の場合、保険契約に解約払戻金（第 27 条）があるときには、当会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

第 26 条　入院給付金の受取人による保険契約の存続

① 債権者等(備-1)による保険契約の解約（第 25 条）は、解約の通知が当会社に到達した時から 1 ヵ月を経過した日に効力を生じます。
② 第①項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の(1)および(2)をともに満たす入院給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等(備-1)に支払うべき金額を債権者等(備-1)に支払い、かつ当会社にその旨を通知したときは、第①項の解約はその効力を生じません。
(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2) 保険契約者ではないこと
③ 第②項の規定により、保険契約を存続させる場合、当会社は、手続書類（別表 1）の提出を求めます。

第 26 条　備考
(備-1) 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。

第 27 条　解約払戻金

① この保険契約の保険料払込方法が全期払込の場合、この保険契約についての解約払戻金はありません。また、この保険契約の保険料払

込方法が全期払込以外の場合、保険料払込期間中の保険契約(備-1)については、解約払戻金はありません。
② この保険契約の保険料払込方法が全期払込以外の場合、保険料払込期間経過後の解約払戻金については、当会社は、保険契約の締結(第10条)の際に、当会社の定める経過年数に応じて計算した解約払戻金額を保険契約者に通知します。

第27条 備考
(備-1) 保険料払込期間経過後であっても、未払込の保険料がある場合には、保険料払込期間中の保険契約として取り扱います。

第5章 失効した保険契約の復活

第28条 失効した保険契約の復活

① 保険契約者は、保険契約が効力を失った日(第15条)からその日を含めて1年以内は、その効力を回復させるため、保険契約の復活の請求(第10条)を行なうことができます。この場合、保険契約者は必要書類(別表1)を当会社に提出してください。
② 当会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、延滞した保険料(備-1)を払い込んでください。

第28条 備考
(備-1) 「延滞した保険料」とは、復活した時までにすでに「払込期月の基準日」(第13・29条)の到来していた未払込の保険料のことをいいます。

第6章 保険契約の自動更新

第29条 保険契約の自動更新

① 当会社は、次の(1)および(2)の条件をすべて満たす場合には、被保険者がどのような健康状態であっても、保険契約を自動的に更新して継続させます。この場合、更新前の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていることを要します。
(1) 更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢(第40条)が80歳以下
(2) 保険期間が終身または歳満期で定められていないこと
② 保険契約を更新した場合には、次のとおりとします。
(1) 更新日は、保険期間満了の日の翌日とし、この日を更新後の第1回保険料の「払込期月の基準日」(第13条)とし、この日の属する月の初日から末日までを更新後の第1回保険料の払込期月とします。
(2) 更新後の単位入院給付金額は、更新前の単位入院給付金額と同一とします。
(3) 更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。ただし、保険期間が第①項(1)に規定する限度をこえる場合には、その限度まで短縮します。
(4) 更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
③ 当会社がこの普通保険約款および保険料率を変更した場合、当会社は、変更後に更新された保険契約について、変更後の普通保険約款および保険料率を適用します。
④ 更新後の保険契約については、新たな保険証券の交付は行なわず、次の事項を記載した更新通知書を交付し、この保険契約の締結の際に交付した保険証券と更新通知書によって新たな保険証券の代わりとします。
(1) 更新日および更新後の保険期間
(2) 更新後の保険料
⑤ 更新時に当会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないときは、当会社の定める他の同種の保険契約に更新して継続させます。
⑥ 第①項から第⑤項までの規定にかかわらず、保険期間満了の日からその日を含めて2週間前までに保険契約者からの反対の申出があった場合には、保険契約の更新は行ないません。

第7章 契約者配当

第30条 契約者配当金

この保険契約については、契約者配当金はありません。

第8章 保険契約の内容の変更

第31条 保険契約者の変更

① 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約についての一切の権利義務を第三者に承継させて、その第三者を新たな保険契約者とすることができます。この場合、保険契約者は必要書類(別表1)を当会社に提出してください。
② 保険契約者を変更した場合には、当会社は、保険証券に変更後の保険契約者を表示します。

第32条 当会社への通知による入院給付金の受取人の変更

① 保険契約者は、給付金の支払事由(第2・3・4・5・6条)が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、当会社に対する通知により、入院給付金の受取人(第8条)を変更することができます。ただし、変更後の入院給付金の受取人が被保険者となる場合には、被保険者の同意を要しません。なお、変更後の入院給付金の受取人は保険契約者または被保険者のいずれかとします。
② 第①項の規定により、入院給付金の受取人を変更する場合、当会社は、保険契約者に手続書類(別表1)の提出を求めます。
③ 第①項の規定により、入院給付金の受取人が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の入院給付金の受取人を表示します。
④ 第①項の通知が当会社に到達する前に変更前の入院給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の入院給付金の受取人から給付金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

第33条 遺言による入院給付金の受取人の変更

① 第32条に定めるほか、保険契約者は、給付金の支払事由(第2・3・4・5・6条)が発生するまでは、法律上有効な遺言により、入院給付金の受取人(第8条)を変更することができます。なお、変更後の入院給付金の受取人は保険契約者または被保険者のいずれかとします。
② 第①項の入院給付金の受取人の変更は、変更後の入院給付金の受取人が被保険者となる場合を除き、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
③ 第①項および第②項による入院給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することはできません。
④ 第①項および第②項の規定により、入院給付金の受取人を変更する場合、当会社は、保険契約者の相続人に手続書類(別表1)の提出を求めます。
⑤ 第①項および第②項の規定により、入院給付金の受取人が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の入院給付金の受取人を表示します。

第34条 入院給付金の受取人が死亡した場合の取扱

① 入院給付金の受取人(第8条)が給付金の支払事由(第2・3・4・5・6条)の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を入院給付金の受取人とします。
② 第①項の規定により入院給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第①項の規定により入院給付金の受取人となった者のうち生存している他の入院給付金の受取人を入院給付金の受取人とします。
③ 第①項および第②項により入院給付金の受取人となった者(備-1)が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第34条 備考
(備-1) 第①項の規定により入院給付金の受取人となった者が死亡し、第①項の規定によりあらたに入院給付金の受取人となった者を含みます。

第35条 保険期間・保険料払込期間の短縮

① 保険料払込中の保険契約については、保険契約者は、当会社の承諾を得て、保険期間および保険料払込期間を短縮することができます。この場合、保険契約者は必要書類(別表1)を当会社に提出してください。ただし、短縮後の保険期間および保険料払込期間が当会社の定めた取扱範囲外となる場合には、短縮することはできません。また、保険料払込期間のみの短縮はできません。
② 保険期間および保険料払込期間を短縮した場合には、次のとおりとします。
(1) 当会社の定めた方法によって計算した金額を次のとおり精算します。
(ア) 払い戻す金額はありません。
(イ) 当会社への払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに払い込むことを要します。
(2) 保険料は、次回払込期月(第7条)からあらためます。
(3) 保険契約者に保険期間および保険料払込期間を短縮したことを通知します。

第36条 単位入院給付金額の減額

① 保険契約者は、単位入院給付金額を減額することができます。この場合、保険契約者は必要書類(別表1)を当会社に提出してください。ただし、減額後の単位入院給付金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、減額することはできません。

② 単位入院給付金額を減額した場合には、次のとおりとします。
(1) 減額部分は解約されたものとし、解約払戻金（第 27 条）があるときには、当会社は、その解約払戻金を保険契約者に支払います。
(2) 保険料は、減額後の単位入院給付金額によって、次回払込期月（第 7 条）からあらためます。
(3) 保険契約者に単位入院給付金額を減額したことを通知します。

第 9 章　その他の事項

第 37 条　保険契約者・入院給付金の受取人の代表者

① この保険契約について、保険契約者または入院給付金の受取人が 2 人以上ある場合には、それぞれ代表者 1 人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の人を代理するものとします。
② 第①項の代表者が定まらない場合またはその住所もしくは居所が不明である場合には、当会社が保険契約者または入院給付金の受取人の 1 人に対して行なった行為は、それぞれ他の人に対してもその効力を生じます。

第 38 条　保険契約者の連帯責任

この保険契約について、保険契約者が 2 人以上ある場合には、それぞれの保険契約者は、連帯して保険契約についての責任を負うものとします。

第 39 条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務

① 保険契約者が住所を変更した場合には、ただちに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。
② 保険契約者が第①項の通知をしなかった場合には、当会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

第 40 条　年齢の計算

被保険者の年齢は、満年で計算し、1 年未満の端数は切り捨てます。

第 41 条　年齢の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合で、第 19 条「年齢の誤りによる保険契約の取消」の規定に該当しなかったときには、次の(1)または(2)によって取り扱います。
(1) 契約日（第 12 条）または更新日（第 29 条）における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)または契約更新年齢(備-2)」の範囲内であった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の年齢にもとづいて保険料(備-3)をあらため、過不足金額を精算します。
(2) 契約日または更新日における実際の年齢が、「契約締結年齢」(備-1)の最低年齢に満たなかった場合でも、その事実が発見された日における年齢が、その最低年齢以上となっていたときには、当会社の定めた方法によって、その最低年齢になった日を契約日または更新日として保険料(備-3)をあらため、過不足金額を精算します。

第 41 条　備考
(備-1) 当会社の定めたこの保険契約を締結（第 8 条）することができる年齢をいいます。
(備-2) 当会社の定めたこの保険契約を更新（第 29 条）することができる年齢をいいます。
(備-3) 保険契約が更新された場合には、更新前に払い込まれた保険料を含みます。

第 42 条　性別の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の性別にもとづいて保険料(備-1)をあらため、過不足金額を精算します。

第 42 条　備考
(備-1) 保険契約が更新（第 29 条）された場合には、更新前に払い込まれた保険料を含みます。

第 43 条　法令等の改正に伴う契約内容の変更

① 当会社は、手術給付金または放射線治療給付金の支払事由（第 5・6 条）に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が手術給付金または放射線治療給付金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この保険契約の保険料および手術給付金または放射線治療給付金の金額を変更することなく手術給付金または放射線治療給付金の支払事由に関する規定を変更することがあります。
② 第①項の規定により、手術給付金または放射線治療給付金の支払事由に関する規定を変更するときは、当会社は、手術給付金または放射線治療給付金の支払事由に関する規定を変更する日の 2 ヵ月前までに保険契約者にその変更について通知します。

第 44 条　契約内容の登録

① 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下、この第 44 条において「協会」といいます。）に登録します。
(1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
(2) 入院給付金の種類
(3) 入院給付金の日額
(4) 契約日（復活が行なわれた場合、最後の復活の日とします。以下、第②項において同様とします。）
(5) 当会社名
② 第①項の登録の期間は、契約日から 5 年（契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から 5 年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、この第 44 条において「各生命保険会社等」といいます。）は、第①項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある保険契約（入院給付金のある特約を含みます。以下、この第 44 条において同様とします。）の申込（復活、入院給付金の日額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加（以下、この第 44 条において「特約の中途付加」といいます。）の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第①項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
④ 各生命保険会社等は、第②項の登録の期間中に入院給付金のある保険契約の申込があった場合、第③項によって連絡された内容を入院給付金のある保険契約の承諾（復活、入院給付金の日額の増額、復旧または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、この第 44 条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。
⑤ 各生命保険会社等は、契約日（復活、入院給付金の日額の増額、復旧または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、入院給付金の日額の増額、復旧または特約の中途付加の日とします。以下、この第⑤項において同様とします。）から 5 年（契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から 5 年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第①項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
⑨ 第③項、第④項および第⑤項中、「被保険者」、「入院給付金」または「保険契約」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「入院共済金」、「共済契約」と読み替えます。

第 45 条　管轄裁判所

この保険契約に関する訴訟については、当会社の本店または保険契約者もしくは入院給付金の受取人の住所地(備-1)を管轄する日本国内の地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とします。

第 45 条　備考
(備-1) 保険契約者または入院給付金の受取人が 2 人以上ある場合には、第 37 条「保険契約者・入院給付金の受取人の代表者」の規定による代表者の住所地とします。

第 46 条　時効による請求権の消滅

給付金（第 1 条）、解約払戻金（第 27 条）その他払い戻すこととなる金額を請求する権利または保険料の払込の免除（第 7 条）を請求する権利は、これらを行使することができる時から 3 年間行使しない場合には、消滅します。

第 47 条　準拠法

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第 48 条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用

この保険契約に、給付特約(備-1)を付加した場合には、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」を適用します。

第 48 条　備考

(備-1)　「給付特約」とは、給付金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第 49 条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱

①　保険契約の申込（第 10 条）の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の(1)から(3)の 1 または 2 以上の契約条件を付加して保険契約を締結することがあります。この場合、保険料、給付内容または保険契約の内容の変更等については、この第 49 条の規定を適用して取り扱います。

(1)　保険料の変更

この保険契約の払い込むべき保険料を、申込の時の金額から、当会社の定める方法によりあらためて計算したその申込の時の金額を上回る金額に変更します。

(2)　特定障害の不担保

当会社の定めた不担保期間中に、別表 3 に定める高度障害状態または別表 4 に定める身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第 7 条の規定にかかわらず、保険料の払込を免除しません。

(3)　特定部位の不担保

当会社の定めた不担保期間中に、被保険者が、別表 9 に定める身体部位のうち、当会社の指定した部位に生じた疾病の治療を目的とする入院をした場合または手術もしくは放射線治療を受けた場合には、第 3 条から第 6 条までの規定にかかわらず、給付金(備-1)を支払いません。(備-2)ただし、不慮の事故（別表 2）または別表 10 に定める感染症を原因とする場合を除きます。

②　第①項の規定によって契約条件を付加して保険契約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券に記載します。

③　第①項の契約条件を付加して締結した保険契約については、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日から給付責任（第 12 条）を開始します。ただし、(2)に該当する場合で、保険契約者が、当会社の付加する契約条件を承諾する際に、特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日(備-3)を給付責任開始の日にすることができます。

(1)　保険契約者が承諾した後に、第 1 回保険料が払い込まれた場合

「第 1 回保険料が払い込まれた日」

(2)　第 1 回保険料に相当する金額(備-4)が払い込まれた後に、保険契約者が承諾した場合

「第 1 回保険料に相当する金額(備-4)が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

④　第①項の契約条件を付加した保険契約(備-5)については、次の表の(1)および(2)の取扱を、それぞれに定めた条件に該当する場合には取り扱いません。

取　　扱	条　　件
(1)　保険契約の更新	次のどちらかに該当する場合 (ｱ)　「保険料の変更」の条件を付加した場合 (ｲ)　「特定障害の不担保」の条件を付加した場合
(2)　保険期間および保険料払込期間の短縮	次のどちらかに該当する場合 (ｱ)　「保険料の変更」の条件を付加した場合 (ｲ)　「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき

⑤　この保険契約の給付特約(備-6)にその特約条項に定める契約条件が付加された場合、その給付特約(備-6)の保険料、給付内容または契約内容変更等については、その特約条項に定めるとおり取り扱います。

第 49 条　備考

(備-1)　疾病入院給付金、特定疾病入院給付金、手術給付金および放射線治療給付金（第 3・4・5・6 条）をいいます。

(備-2)　被保険者が当会社の定めた不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなします。

(備-3)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、「保険契約者が承諾した日」と「当会社への払込を要する金額を払い込んだ日」とのいずれか遅い日とします。

(備-4)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、その条件を付加する前の金額を「第 1 回保険料に相当する金額」とみなします。

(備-5)　この保険契約に給付特約(備-6)を付加した場合には、その付加した給付特約(備-6)を含みます。

(備-6)　「給付特約」とは、保険金または給付金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第 50 条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱

①　保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、情報端末(備-1)を用いることによっても、保険契約の申込もしくは復活の請求（第 10・28 条）または告知（第 11 条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

(1)　保険契約者は、当会社の定めた保険契約申込書または請求書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、保険契約の申込または復活の請求をすることができるものとします。

(2)　保険契約者または被保険者(備-3)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示することにより当会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、告知することができるものとします。また、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項についてその医師に口頭で告知する際、その医師は告知された内容を情報端末(備-1)に入力することがあります。この場合、保険契約者または被保険者(備-3)は、口頭でした告知に関し、その医師が情報端末(備-1)に入力した事項を確認してください。

②　第①項の規定により保険契約の申込もしくは復活の請求または告知を行なった場合、当会社は、その保険契約の申込もしくは復活の請求または告知に関する書面等を保険契約者(備-4)に交付します。

第 50 条　備考

(備-1)　当会社の定める携帯端末などの情報処理機器をいいます。

(備-2)　当会社への送信にかえて情報端末(備-1)に保存する場合は、情報端末(備-1)への保存を含みます。

(備-3)　保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-4)　被保険者に関する書面等については、被保険者とします。

第 51 条　電磁的方法による告知をする場合の取扱

被保険者は、当会社の承諾を得て、電磁的方法(備-1)によっても、告知（第 11 条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

(1)　被保険者(備-2)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、当会社が電磁的方法(備-1)により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信することによって、告知することができるものとします。

(2)　当会社は、(1)により被保険者から送信された事項の受信をもって、被保険者の告知があったものとして取り扱います。この場合、当会社は、受信した被保険者の告知の内容を被保険者に通知(備-3)します。

第 51 条　備考

(備-1)　インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

(備-2)　被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-3)　電磁的方法による場合を含みます。

別　　表

別表 1　請求書類等

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 2　対象となる不慮の事故

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 3　対象となる高度障害状態

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 4　対象となる身体障害状態

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 5　給付金の支払事由等に関する取扱

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 6　対象となる特定疾病

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 7　対象となる手術

（「別表一覧」をご覧ください）

別表８　対象となる放射線治療

（「別表一覧」をご覧ください）

別表９　対象となる身体部位

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 10　対象となる感染症

（「別表一覧」をご覧ください）

無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）普通保険約款

〈目　次〉

第１章　年金の支払および保険料の払込の免除　148
第１条　死亡年金の支払およびその免責……148
第２条　高度障害年金の支払およびその免責……148
第３条　介護年金の支払およびその免責……149
第４条　年金の受取人による保険契約の承継……150
第５条　年金の受取人の死亡……150
第６条　年金の分割払……150
第７条　年金の一時支払……150
第８条　健康祝金の支払……150
第９条　保険料の払込の免除およびその免責……150
第10条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択……151
第２章　保険契約の締結および保険料の払込　151
第11条　保険契約の申込、復活の請求および承諾通知……151
第12条　保険契約者・被保険者の告知義務……152
第13条　当会社の給付責任の開始および終了……152
第14条　保険料の払込方法〈回数〉および払込期月……152
第15条　保険料の払込方法〈経路〉……152
第16条　保険料の払込猶予期間……153
第17条　払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱……153
第３章　保険契約の無効および消滅　153
第18条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効……153
第19条　年齢または性別の誤りによる保険契約の取消……153
第20条　保険期間の満了等による保険契約の消滅……153
第21条　告知義務違反による保険契約の解除および年金の不支払等……153
第22条　保険契約を解除できない場合……154
第23条　重大事由による保険契約の解除および年金の不支払等……154
第24条　保険契約の失効……154
第25条　保険契約者による保険契約の解約……154
第26条　年金受取人による保険契約の存続……154
第27条　解約払戻金……155
第４章　失効した保険契約の復活　155
第28条　失効した保険契約の復活……155
第５章　契約者配当　155
第29条　契約者配当金……155
第６章　保険契約の内容の変更　155
第30条　保険契約者の変更……155
第31条　当会社への通知による年金受取人・死亡時未支払年金受取人の変更……155
第32条　遺言による年金受取人・死亡時未支払年金受取人の変更……155
第33条　年金受取人・死亡時未支払年金受取人の死亡……155
第34条　保険期間・保険料払込期間の短縮……155
第35条　基準年金年額の減額……156
第７章　その他の事項　156
第36条　保険契約者・死亡年金受取人・高度障害年金の受取人・介護年金の受取人・死亡時未支払年金受取人の代表者……156
第37条　保険契約者の連帯責任……156
第38条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務……156
第39条　年齢の計算……156
第40条　年齢の誤りの処理……156
第41条　性別の誤りの処理……156
第42条　法令等の改正に伴う契約内容の変更……156
第43条　契約内容の登録……156
第44条　管轄裁判所……156
第45条　時効による請求権の消滅……157
第46条　準拠法……157
第47条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱……157
第48条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱……157
第49条　電磁的方法による告知をする場合の取扱……157
別　表　157
別表１　請求書類等……157
別表２　対象となる不慮の事故……157
別表３　対象となる高度障害状態……157
別表４　対象となる身体障害状態……157
別表５　介護年金の支払事由に関する取扱……158
別表６　対象となる要介護状態……158
別表７　薬物依存……158
別表８　対象となる感染症……158

第１章　年金の支払および保険料の払込の免除

第１条　死亡年金の支払およびその免責

①　当会社は、次のとおり死亡年金を死亡年金受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、保険期間中に死亡した場合（備-2）で、被保険者が死亡した日以後、年金の支払期間中の年金支払期日に死亡年金受取人が生存している場合
(2)　支払金額	毎年の年金年額は、基準年金年額と同額とします。ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡した場合には、その原因によって死亡した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、死亡年金を削減して支払い、または支払わないことがあります。なお、死亡年金を支払わない場合には、責任準備金額（備-3）を死亡年金受取人に支払います。
(3)　免責事由（備-4）	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)のどれかによって死亡した場合。この場合、(ｲ)によって被保険者が死亡したときを除き、責任準備金額（備-3）を保険契約者に支払います。 (ｱ)　給付責任開始の日（第13条）からその日を含めて２年以内の被保険者の自殺 (ｲ)　保険契約者の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合を除きます。 (ｳ)　死亡年金受取人の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合または(ｲ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｳ)に該当する場合、その受取人が死亡年金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額（備-3）を保険契約者に支払います。

②　第①項(1)「支払事由」に規定する年金支払期日について、第１回の年金支払期日は、被保険者が死亡した日とし、第２回以後の年金支払期日は、その毎年の応当日とします。

③　第①項(1)「支払事由」に規定する年金の支払期間は、第１回の年金支払期日から、その日を含めて保険期間満了後直後に到来する、第１回の年金支払期日の年の応当日の前日までの期間とします。ただし、この期間が５年に満たない場合には、第１回の年金支払期日からその日を含めて５年間とします。

④　この第１条の規定により第１回の死亡年金を支払うこととなった場合には、次回払込期月（備-5）以降の保険料の払込を要しません。

第１条　備考

(備-1)　死亡年金を支払う場合をいいます。

(備-2)　被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときには、死亡年金を支払います。

(備-3)　当会社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の保険給付に充てるべきものとして、保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。

(備-4)　支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が死亡年金の支払を行なわない場合をいいます。

(備-5)　次の「払込期月の基準日」（第14条）の属する払込期月（第14条）をいいます。

第２条　高度障害年金の支払およびその免責

①　当会社は、次のとおり高度障害年金を高度障害年金の受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、給付責任開始の日（第13条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間中に、別表３に定める高度障害状態に該当（備-2）（備-3）（備-4）した場合で、被保険者が高度障害状態に該当した日以後、年金の支払期間中の年金支払期日に高度障害年金の受取人が生存している場合

(2)　支払金額	毎年の年金年額は、基準年金年額と同額とします。ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当した場合には、その原因によって高度障害状態に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、高度障害年金を削減して支払い、または支払わないことがあります。なお、高度障害年金を支払わない場合には、責任準備金額(備-5)を高度障害年金の受取人に支払います。
(3)　免責事由(備-6)	被保険者が、次の(ｱ)または(ｲ)によって高度障害状態に該当した場合 (ｱ)　保険契約者または被保険者の故意 (ｲ)　高度障害年金の受取人の故意。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｲ)に該当する場合、その受取人が高度障害年金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額(備-5)を保険契約者に支払います。

②　第①項(1)「支払事由」に規定する年金支払期日について、第1回の年金支払期日は、被保険者が高度障害状態に該当した日とし、第2回以後の年金支払期日は、その毎年の応当日とします。

③　第①項(1)「支払事由」に規定する年金の支払期間は、第1回の年金支払期日から、その日を含めて保険期間満了後直後に到来する、第1回の年金支払期日の年の応当日の前日までの期間とします。ただし、この期間が5年に満たない場合には、第1回の年金支払期日からその日を含めて5年間とします。

④　高度障害年金の受取人は、次のとおりとします。

(1)　被保険者。ただし、保険契約者および死亡年金受取人が同一法人である場合には、死亡年金受取人とします。

(2)　(1)にかかわらず、保険契約者は、保険契約の申込の際に、被保険者の同意を得て、保険契約者、被保険者または死亡年金受取人のいずれかを高度障害年金の受取人として指定することができます。また、第31条または第32条の規定により、高度障害年金の受取人を変更することができます。

(3)　(1)または(2)にかかわらず、被保険者が高度障害年金の受取人であった場合で、被保険者が、高度障害年金の支払を請求する前に死亡したときには、死亡年金受取人とします。

⑤　第1回の死亡年金または介護年金を支払った場合には、その支払後に高度障害年金の支払の請求を受けても、当会社は、高度障害年金を支払いません。

⑥　第1回の高度障害年金を支払った場合には、その後に新たに死亡年金、高度障害年金または介護年金の支払事由が発生したことによりその支払の請求を受けても、当会社は死亡年金、高度障害年金または介護年金を支払いません。

⑦　この第2条の規定により第1回の高度障害年金を支払うこととなった場合には、次回払込期月（第1条）以降の保険料の払込を要しません。

⑧　第①項(1)「支払事由」に規定する高度障害年金の支払事由に該当し、かつ、健康祝金（第8条）の支払後に第1回の高度障害年金の支払請求を受けた場合には、第1回の高度障害年金の支払に関し、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

(1)　第①項(2)「支払金額」の規定にかかわらず、当会社は、第①項(2)「支払金額」に規定する金額からすでに支払済の健康祝金額を差し引いた金額を支払います。

(2)　(1)の場合、第①項(1)「支払事由」に規定する高度障害年金の支払事由発生の時において、健康祝金の受取人はその支払済の健康祝金に相当する金額について、高度障害年金の受取人であったものとし、第2条第①項の規定にかかわらず、その支払済の健康祝金は高度障害年金として支払ったものとみなして取り扱います。

第2条　備考

(備-1)　高度障害年金を支払う場合をいいます。

(備-2)　高度障害状態について、保険期間満了の日に、視力、言語の機能、そしゃくの機能、上肢の用もしくは下肢の用を全く失った状態または常に介護を要する状態には該当しているが、永久に継続するものとは認められなかった場合でも、保険期間満了の日の翌日以後に、その状態が永久に継続すると認められたときには、保険期間満了の日に高度障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-3)　高度障害状態について、給付責任開始の日前にすでに生じていた障害に、その障害の原因となった傷害または疾病と因果関係のない給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として生じた障害が加わることによって該当したときは、給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としてその高度障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-4)　高度障害状態について、給付責任開始の日前に発病していた疾病によって該当したときでも、次の①または②の場合、その疾病によって該当した高度障害状態は、給付責任開始の日以後に発病した疾病によって該当したものとして取り扱います。

①　当会社が保険契約の締結または保険契約の復活（第11・28条）の際の告知によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

②　次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合

(1)　給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。

(2)　給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。

(備-5)　当会社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の保険給付に充てるべきものとして、保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。

(備-6)　支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が高度障害年金の支払を行なわない場合をいいます。

第3条　介護年金の支払およびその免責

①　当会社は、次のとおり介護年金を介護年金の受取人に支払います。

(1)　支払事由(備-1)	被保険者が、給付責任開始の日（第13条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間中に、次の(ｱ)または(ｲ)のいずれかに該当(備-2)した場合で、被保険者が次の(ｱ)または(ｲ)のいずれかに該当した日以後、年金の支払期間中の年金支払期日に介護年金の受取人が生存している場合 (ｱ)　公的介護保険制度（別表5）による要介護認定を受け、要介護3以上（別表5）に該当していると認定された場合 (ｲ)　次の条件を全部満たすことを医師によって診断確定(備-3)された場合(備-4)(備-5)(備-6) (a)別表6に定める要介護状態に該当していること (b)その要介護状態が、その状態に該当した日からその日を含めて、180日以上継続していること
(2)　支払金額	毎年の年金年額は、基準年金年額と同額とします。ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって支払事由(備-1)に該当した場合には、その原因によって支払事由(備-1)に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、介護年金を削減して支払い、または支払わないことがあります。なお、介護年金を支払わない場合には、責任準備金額(備-7)を介護年金の受取人に支払います。
(3)　免責事由(備-8)	被保険者が、次の(ｱ)から(ｶ)のどれかによって(1)「支払事由」(ｱ)または(ｲ)に該当した場合 (ｱ)　保険契約者または被保険者の故意 (ｲ)　介護年金の受取人の故意。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｲ)に該当する場合、その受取人が介護年金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額(備-7)を保険契約者に支払います。 (ｳ)　保険契約者または被保険者の重大な過失 (ｴ)　介護年金の受取人の重大な過失。ただし、(ｳ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｴ)に該当する場合、その受取人が介護年金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額(備-7)を保険契約者に支払います。 (ｵ)　被保険者の犯罪行為 (ｶ)　被保険者の薬物依存（別表7）

②　第①項(1)「支払事由」に規定する年金支払期日について、第1回の年金支払期日は、被保険者が第①項(1)「支払事由」(ｱ)または(ｲ)に該当した日とし、第2回以後の年金支払期日は、その毎年の応当日とします。

③　第①項(1)「支払事由」に規定する年金の支払期間は、第1回の年金支払期日から、その日を含めて保険期間満了後直後に到来する、第1回の年金支払期日の年の応当日の前日までの期間とします。ただし、この期間が5年に満たない場合には、第1回の年金支払期日からその日を含めて5年間とします。

④　介護年金の受取人は、次のとおりとします。なお、介護年金の受取人をこれ以外の者に指定または変更することはできません。

(1)　高度障害年金の受取人

(2)　被保険者が介護年金の受取人であった場合で、被保険者が、介護年金の支払を請求する前に死亡したときには、死亡年金受取人とします。

⑤　第１回の死亡年金または高度障害年金を支払った場合には、その支払後に介護年金の支払の請求を受けても、当会社は、介護年金を支払いません。
⑥　第１回の介護年金を支払った場合には、その後に新たに死亡年金、高度障害年金または介護年金の支払事由が発生したことによりその支払の請求を受けても、当会社は死亡年金、高度障害年金または介護年金を支払いません。
⑦　この第３条の規定により第１回の介護年金を支払うこととなった場合には、次回払込期月（第１条）以降の保険料の払込を要しません。
⑧　第①項(1)「支払事由」に規定する介護年金の支払事由に該当し、かつ、健康祝金（第８条）の支払後に第１回の介護年金の支払請求を受けた場合には、第１回の介護年金の支払に関し、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。
(1)　第①項(2)「支払金額」の規定にかかわらず、当会社は、第①項(2)「支払金額」に規定する金額からすでに支払済の健康祝金額を差し引いた金額を支払います。
(2)　(1)の場合、第①項(1)「支払事由」に規定する介護年金の支払事由発生の時において、健康祝金の受取人はその支払済の健康祝金に相当する金額について、介護年金の受取人であったものとし、第３条第①項の規定にかかわらず、その支払済の健康祝金は介護年金として支払ったものとみなして取り扱います。

第３条　備考
(備-1)　介護年金を支払う場合をいいます。
(備-2)　給付責任開始の日前に発病していた疾病によって、保険期間中に、第①項(1)「支払事由」(ア)または(イ)に該当した場合であっても、次の①または②の場合、給付責任開始の日以後に発病した疾病によって、保険期間中に、第①項(1)「支払事由」(ア)または(イ)に該当したものとして取り扱います。
①　当会社が保険契約の締結または保険契約の復活（第11・28条）の際の告知によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
②　次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合
(1)　給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。
(2)　給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。
(備-3)　当会社が必要と認めた場合は、当会社が認めた他の医師による診断確定を求めることがあります。
(備-4)　第①項(1)「支払事由」(イ)により介護年金が支払われることとなった場合、第①項(1)「支払事由」(イ)に規定する(a)および(b)の条件をともに満たした時に支払事由(備-1)が発生したものとします。
(備-5)　第①項(1)「支払事由」(イ)に規定する(a)および(b)の条件について、被保険者が(a)の要介護状態に該当し、その要介護状態がその該当した日から起算して180日を経過するまでの間に保険期間が満了した場合でも、その要介護状態が、その状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続したときには、保険期間満了の日に(b)の条件を満たしたものとみなします。
(備-6)　被保険者が保険期間中に第①項(1)「支払事由」(イ)に規定する(a)および(b)の条件をともに満たしているが、医師によって診断確定(備-3)される前に保険期間が満了した場合でも、被保険者が保険期間中に第①項(1)「支払事由」(イ)に規定する(a)および(b)の条件をともに満たしていたと保険期間満了の日の翌日からその日を含めて３年以内に医師によって証明されたときには、保険期間満了の日に(1)「支払事由」(イ)に規定する(a)および(b)の条件をともに満たしたと医師によって診断確定(備-3)されたものとして取り扱います。
(備-7)　当会社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の保険給付に充てるべきものとして、保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。
(備-8)　支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が介護年金の支払を行なわない場合をいいます。

第４条　年金の受取人による保険契約の承継

①　死亡年金（第１条）、高度障害年金（第２条）または介護年金（第３条）の支払事由が発生した場合には、その受取人は、第１回の年金支払期日（第１・２・３条）以後、保険契約者から保険契約についての一切の権利義務を承継するものとします。
②　この第４条の規定により死亡年金、高度障害年金または介護年金の受取人が保険契約についての権利義務を承継した場合には、年金証書を年金の受取人に交付します。

第５条　年金の受取人の死亡

①　第１回の年金支払期日（第１・２・３条）以後に年金の受取人が死亡した場合(備-1)には、未支払の年金の現価を一時に死亡時未支払年金受取人に支払います。ただし、死亡時未支払年金受取人が年金の受取人を故意に死亡させた場合には、未支払の年金の現価を一時に年金の受取人の法定相続人に支払います。
②　第①項の場合、死亡時未支払年金受取人は、未支払の年金の現価の一時支払にかえて、年金の支払期間の残存期間中の年金の継続支払を請求することができます。
③　年金の受取人が法人以外の場合、年金の受取人は、第１回の年金の請求の際に、死亡時未支払年金受取人を指定することができます。
④　第③項の規定により死亡時未支払年金受取人が指定されなかった場合、当会社は、年金の受取人の法定相続人を死亡時未支払年金受取人とします。なお、この第④項の規定により死亡時未支払年金受取人となった者が２人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第５条　備考
(備-1)　年金の受取人の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときには、死亡したものとして取り扱います。

第６条　年金の分割払

①　年金の受取人は、第１回の年金が支払われる前に限り、当会社の定めた分割回数の範囲内で、年金の分割払を請求することができます。ただし、分割後の１回あたりの支払金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、当会社は年金の分割払を取り扱いません。なお、年金の分割払を行なう場合には、当会社の定めた利率によって計算した利息をつけます。
②　年金の分割払を行なっている場合で、年金の受取人が死亡したときには、次の年金支払期日の前日までの未支払の年金を一括して、死亡時未支払年金受取人に支払います。
③　第①項の規定により年金の分割払が行なわれた場合、その後、年金の分割回数を変更することはできません。

第７条　年金の一時支払

①　年金の受取人は、第１回の年金が支払われる前に限り、未支払の年金の現価の全部または一部について一時支払を請求することができます。
②　第①項の規定により、未支払の年金の現価の一部を支払った場合には、当会社の定めた計算方法によって、年金年額を変更します。
③　年金の受取人(備-1)は、第１回の年金が支払われた後は、未支払の年金の現価の全部について一時支払を請求することができます。

第７条　備考
(備-1)　第５条第②項の規定によって、年金の継続支払を行なっている場合には、死亡時未支払年金受取人とします。

第８条　健康祝金の支払

①　当会社は、次のとおり健康祝金を健康祝金の受取人に支払います。

(1)　支払事由(備-1)	被保険者が、高度障害年金または介護年金の支払事由（第２・３条）に該当することなく保険期間満了時に生存している場合
(2)　支払金額	基準年金年額の10%

②　健康祝金の受取人は保険契約者とします。なお、健康祝金の受取人をこれ以外の者に指定または変更することはできません。

第８条　備考
(備-1)　健康祝金を支払う場合をいいます。

第９条　保険料の払込の免除およびその免責

①　当会社は、次のとおり保険料の払込を免除します。

(1)　免除事由(備-1)	被保険者が、給付責任開始の日（第13条）以後に発生した不慮の事故（別表２）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、別表４に定める身体障害状態に該当(備-2)(備-3)(備-4)した場合
(2)　免除する保険料	次回払込期月（第１条）以後の保険料 ただし、被保険者が、次の(ア)または(イ)によって身体障害状態に該当した場合には、当会社は、その原因によって身体障害状態に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、保険料の払込の免除額を削減することがあります。 (ア)　地震、噴火または津波 (イ)　戦争その他の変乱
(3)　免責事由(備-5)	被保険者が、次の(ア)から(カ)のどれかによって身体障害状態に該当した場合 (ア)　保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (イ)　被保険者の犯罪行為 (ウ)　被保険者の精神障害を原因とする事故

	(ｲ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｶ) 被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｶ) 被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

② 保険料の払込を免除した場合には、次のとおりとします。
(1) 保険料は、保険料の払込を免除した後も「払込期月の基準日」（第14条）ごとに払込があったものとして取り扱います。
(2) 保険料の払込を免除した後は、保険期間・保険料払込期間の短縮（第34条）および基準年金年額の減額（第35条）は行ないません。
(3) 保険契約者に保険料の払込を免除したことを通知します。

第9条 備考
(備-1) 保険料の払込を免除する場合をいいます。
(備-2) 身体障害状態について、不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に、視力、聴力、上肢の用、上肢の関節の用、下肢の用、下肢の関節の用もしくは手指の用を全く失った状態または脊柱に著しい奇形もしくは著しい運動障害を残す状態には該当しているが、永久に継続するものとは認められなかった場合でも、保険料払込期間中に、その状態が永久に継続すると認められたときには、その日に保険料の払込の免除事由に該当したものとして取り扱います。
(備-3) 身体障害状態について、給付責任開始の日前にすでに生じていた身体障害に、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として生じた身体障害が加わることによって該当したときでも、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。
(備-4) 身体障害状態について、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として該当した場合でも、すでに不慮の事故以外を原因とする障害があり、かつ、その原因が給付責任開始の日以後に発生していたときには、そのすでにあった障害がなかったとしてもその身体障害状態に該当すると認められる場合に限り、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。
(備-5) 免除事由が発生した場合でも、当会社が保険料の払込の免除を行なわない場合をいいます。

第10条 支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択

① 年金(備-1)もしくは健康祝金（第8条）の支払事由または保険料の払込の免除事由（第9条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。
② その受取人(備-2)は、すみやかに請求に必要な書類（別表1）を当会社に提出してその請求をしてください。
③ 会社等の団体(備-3)を保険契約者および死亡年金受取人とし、その会社等の団体(備-3)から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約について、保険契約者である会社等の団体(備-3)が当該保険契約の死亡年金または高度障害年金の全部またはその相当部分を死亡退職金等(備-4)として被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者に支払う場合には、死亡年金または高度障害年金の請求の際に、その受取人は、(1)または(2)の書類および(3)の書類を当会社に提出してください。ただし、死亡退職金等(備-4)の受給者が2人以上である場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
(1) 被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者の請求内容確認書
(2) 被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
(3) 保険契約者である会社等の団体(備-3)が受給者本人であることを確認した書類
④ 年金(備-1)または健康祝金(備-5)は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。
⑤ 年金(備-1)または健康祝金を支払うために確認が必要な次の(1)から(5)に掲げる場合において、保険契約の締結時から年金(備-1)または健康祝金の請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認(備-6)を行ないます。この場合には、第④項の規定にかかわらず、年金(備-1)または健康祝金(備-5)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。また、当会社は、年金(備-1)または健康祝金の請求者にその旨を通知します。
(1) 年金(備-1)または健康祝金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
年金(備-1)または健康祝金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 年金(備-1)の免責事由に該当する可能性がある場合
年金(備-1)の支払事由が発生した原因
(3) 死亡時未支払年金受取人が年金の受取人を故意に死亡させた可能性がある場合
年金の受取人が死亡した原因
(4) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(5) この普通保険約款に定める重大事由（第23条）、詐欺または不法取得目的（第18条）に該当する可能性がある場合
(2)から(4)に定める事項、第23条「重大事由による保険契約の解除および年金の不支払等」第①項(6)(ｱ)から(ｶ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、年金(備-1)の受取人もしくは死亡時未支払年金受取人の保険契約締結の目的もしくは年金(備-1)もしくは健康祝金の請求の意図に関する保険契約の締結時から年金(備-1)もしくは健康祝金の請求時までにおける事項
⑥ 第⑤項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第④項および第⑤項の規定にかかわらず、年金(備-1)または健康祝金(備-5)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-7)を経過する日とします。この場合、当会社は、年金(備-1)または健康祝金の請求者にその旨を通知します。
(1) 第⑤項(1)から(5)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180日
(2) 第⑤項(1)から(5)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180日
(3) 第⑤項(1)から(5)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、年金(備-1)の受取人または死亡時未支払年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第⑤項(1)から(5)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日
(4) 第⑤項(1)から(5)に定める事項についての日本国外における調査
180日
⑦ 第⑤項または第⑥項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、年金(備-1)の受取人または死亡時未支払年金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-8)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金(備-1)または健康祝金を支払いません。
⑧ 保険料の払込の免除についても、第④項から第⑦項の規定を準用します。

第10条 備考
(備-1) 死亡年金（第1条）、高度障害年金（第2条）または介護年金（第3条）をいいます。
(備-2) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-3) 「会社等の団体」とは、「官公署、会社、工場、組合等の団体」をいい、その団体の代表者を含みます。
(備-4) 「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。
(備-5) 年金(備-1)または健康祝金とともに支払われることとなる金額を含みます。
(備-6) 当会社の指定した医師による診断を含みます。
(備-7) (1)から(4)の複数に該当する場合でも180日とします。
(備-8) 当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第2章 保険契約の締結および保険料の払込

第11条 保険契約の申込、復活の請求および承諾通知

① 保険契約を申し込む場合または保険契約者が保険契約の復活（第28条）を請求する場合には、被保険者の同意を得て、次の書面を当会社に提出してください。
(1) 当会社の定めた保険契約申込書または請求書
(2) 被保険者についての当会社の定めた告知書（第12条）
② 第①項の場合には、当会社は、当会社の定めた取扱基準によって、次のとおり取り扱います。
(1) 当会社の指定した医師によって被保険者の診断を行なうことがあります。
(2) 被保険者の診断書または健康状態その他についての資料の提出を求めることがあります。
③ 当会社が、第①項の申込または請求を承諾した場合には、次のとおりとします。
(1) 保険契約の申込を承諾した場合
当会社は次の事項を記載した保険証券を交付します。また、保険証券の交付によって、承諾通知の代わりとします。なお、保険証券には保険契約を締結した年月日を記載しません。
(ｱ) 当会社名
(ｲ) 保険契約者の氏名または名称
(ｳ) 被保険者の氏名

(エ) 年金等(備-1)の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
(オ) 年金等(備-1)の支払事由および保険料の払込の免除事由
(カ) 保険期間
(キ) 年金等(備-1)の額
(ク) 保険料およびその払込方法〈回数〉
(ケ) 契約日
(コ) 保険証券を作成した年月日

(2) 保険契約の復活の請求を承諾した場合
当会社は書面によって承諾の通知をするものとし、保険証券は交付しません。

第11条 備考
(備-1) 死亡年金（第1条）、高度障害年金（第2条）、介護年金（第3条）または健康祝金（第8条）をいいます。

第12条 保険契約者・被保険者の告知義務

当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第11・28条）の際、支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者(備-1)は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、保険契約者または被保険者(備-1)はその医師が書面に記入した内容を確認してください。

第12条 備考
(備-1) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

第13条 当会社の給付責任の開始および終了

① 保険契約の締結または保険契約の復活の場合（第11・28条）には、当会社は、次の日から、給付責任(備-1)を開始します。

(1) 当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した後に、第1回保険料または当会社への払込を要する金額（第28条）が払い込まれた場合

(ア)保険契約の締結の場合	「第1回保険料が払い込まれた日」
(イ)保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額が払い込まれた日」

(2) 第1回保険料または当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた後に、当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した場合

(ア)保険契約の締結の場合	「第1回保険料に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日
(イ)保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

② 第①項に規定する給付責任開始の日の取扱については、次のとおりとします。

(1) 保険契約の締結の場合	給付責任開始の日を「契約日」とし、保険期間および保険料払込期間は、契約日を含めて計算します。
(2) 保険契約の復活の場合	給付責任開始の日を「復活日」とします。

③ 当会社は、保険契約が有効に継続している間、保険期間満了時(備-2)まで給付責任(備-1)を負います。

第13条 備考
(備-1) 「給付責任」とは、「死亡年金、高度障害年金、介護年金もしくは健康祝金の支払事由（第1・2・3・8条）または保険料の払込の免除事由（第9条）が発生した場合に、当会社が、その支払または払込の免除を行なう責任」のことをいいます。
(備-2) 第1回の死亡年金、高度障害年金または介護年金の支払事由（第1・2・3条）発生後は、年金の支払期間満了時とします。

第14条 保険料の払込方法〈回数〉および払込期月

① 第2回目以後の保険料は、保険料払込期間中、次の払込方法〈回数〉の中から保険契約の申込の際に選択された払込方法〈回数〉によって、その払込期月内に払い込んでください。なお、払込期月は、次の「払込期月の基準日」の属する月の初日から末日までとし、払込方法〈回数〉による保険契約の呼称は、それぞれ次のとおりとします。

払込方法〈回数〉	払込期月の基準日	払込方法〈回数〉による保険契約の呼称
(1) 年 払（毎年1回払込）	契約応当日(備-1)(備-2)	「年払契約」
(2) 半年払（毎年2回払込）	契約日の半年ごとの応当日(備-2)	「半年払契約」
(3) 月 払（毎年12回払込）	契約日の毎月の応当日(備-2)	「月払契約」

② 保険契約者は、当会社の定めた取扱基準によって、保険料の払込方法〈回数〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。なお、保険契約者は次回払込期月（第1条）以降、最初に到来する変更後の払込方法〈回数〉の払込期月より、変更後の払込方法〈回数〉によって保険料を払い込んでください。

③ 「保険契約が消滅した場合」（第20・21・23・25条）または「保険料の払込を要しなくなった場合」（第1・2・3・9条）には、当会社は、それまでに払い込まれた第①項の保険料のうち、「払込期月の基準日」の到来していない保険料を保険契約者(備-3)に払い戻します。

④ 年払契約または半年払契約で、「保険契約が消滅した場合」、「死亡年金、高度障害年金もしくは介護年金を支払うことにより、保険料の払込を要しなくなった場合」（第1・2・3条）または「保険料の払込が免除された場合」（第9条）には、それまでに払い込まれた保険料(備-4)の保険料期間(備-5)のうち、まだ経過していない期間の月数(備-6)に相当する保険料として、月割によって計算した「未経過保険料」(備-7)を保険契約者(備-3)に払い戻します。ただし、保険料の払込を要しなくなった場合には、その後に保険契約が消滅したとしても「未経過保険料」の払い戻しはありません。

⑤ 第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに、第1回の死亡年金、高度障害年金もしくは介護年金または健康祝金の支払事由（第1・2・3・8条）が発生し、死亡年金、高度障害年金、介護年金または健康祝金を支払う場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

⑥ 第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに保険料の払込の免除事由（第9条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日（第16条）までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-8)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第14条 備考
(備-1) 契約日（第13条）の毎年の応当日をいいます。
(備-2) 応当日がない場合には、その月の末日とします。
(備-3) 死亡年金、高度障害年金または介護年金を支払う場合には、その受取人とします。
(備-4) 第⑤項または第17条「払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱」第①項の規定により当会社が支払うこととなった金額から差し引かれた未払込の保険料を含みます。
(備-5) その保険料の払込期月の基準日(備-9)から次回払込期月の基準日の前日までの期間をいいます。
(備-6) 次回払込期月の基準日の前日までの月数をいい、保険料期間(備-5)の月数未満の月数とします。なお、月数は、契約日の毎月の応当日(備-2)(備-9)から次の契約日の毎月の応当日(備-2)の前日までの期間を1ヵ月として計算し、1ヵ月未満の期間は切り捨てます。
(備-7) 保険契約の一部が消滅する場合、その消滅する部分については、消滅前後の保険料の差額について未経過保険料を計算します。
(備-8) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
(備-9) 第1回保険料の場合には、契約日とします。

第15条 保険料の払込方法〈経路〉

① 保険契約者は、保険契約の申込の際に保険料の払込方法〈経路〉について、次のどれかを選択してください。

(1) 口座振替払込	当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法で、保険契約者の指定する口座が当会社の指定した金融機関等に設置してある場合に限り、選択できます。(備-1) この払込方法〈経路〉を選択した場合には、その金融機関等に対して保険料の口座振替を委任してください。
(2) 振替送金払込	金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法で、当会社が承諾した場合に限り、選択できます。
(3) 団体・集団扱払込	所属団体または集団を通じて払い込む方法で、所属団体または集団と当会社との間に団体扱契約、集団扱契約または専用集団扱契約が締結されている場合に限り、選択できます。(備-2)

② 保険契約者は、第①項の各号の保険料の払込方法〈経路〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。
③ 保険料の払込方法〈経路〉が、「口座振替払込」または「団体・集団扱払込」である保険契約において、その保険契約が、第①項に定める要件を満たさなくなったときまたは当会社の取扱基準に該当しなくなったときは、保険契約者は、第②項の規定により保険料の払込方法〈経路〉を他の保険料の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行なうまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第 15 条　備考
(備-1) 保険料の払込方法〈経路〉が「口座振替払込」の場合、「保険料口座振替特則」を適用します。
(備-2) 保険料の払込方法〈経路〉が「団体・集団扱払込」の場合、団体扱特約、集団扱特約または専用集団扱特約を付加します。

第 16 条　保険料の払込猶予期間

① 第 2 回目以後の保険料の払込については、払込期月（第 14 条）の翌月初日から翌々月の契約日（第 13 条）の応当日まで(備-1)の猶予期間があります。
② 第①項の払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれなかった場合(備-2)には、保険契約は、その払込猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合、第 24 条「保険契約の失効」の規定によって取り扱います。

第 16 条　備考
(備-1) 「払込期月の基準日」（第 14 条）が 2 月、6 月、11 月の各末日の場合、その保険料の払込猶予期間はそれぞれ 4 月、8 月、1 月の各末日までとします。
(備-2) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第 17 条　払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱

① 保険料の払込猶予期間（第 16 条）中に第 1 回の死亡年金、高度障害年金もしくは介護年金または健康祝金の支払事由（第 1・2・3・8 条）が発生し、死亡年金、高度障害年金、介護年金または健康祝金を支払う場合(備-1)には、すでに「払込期月の基準日」（第 14 条）の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。
② 払込猶予期間中に保険料の払込の免除事由（第 9 条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-2)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第 17 条　備考
(備-1) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに第 1 回の死亡年金、高度障害年金もしくは介護年金または健康祝金の支払事由が発生したときには、保険料の払込猶予期間中に第 1 回の死亡年金、高度障害年金もしくは介護年金または健康祝金の支払事由が発生したものとして取り扱います。
(備-2) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに未払込の保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに未払込の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第 3 章　保険契約の無効および消滅

第 18 条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効

① 保険契約者、被保険者、死亡年金受取人、高度障害年金の受取人または介護年金の受取人の詐欺によって、保険契約の締結または保険契約の復活（第 11・28 条）が行なわれた場合には、当会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
② 第①項の保険契約の取消は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、死亡年金受取人、高度障害年金の受取人または介護年金の受取人に取消の通知をします。
③ 保険契約者が年金(備-1)を不法に取得する目的または他人に年金(備-1)を不法に取得させる目的をもって、保険契約の締結または保険契約の復活が行なわれた場合には、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
④ 第①項から第③項によって当会社が保険契約を取り消した場合または保険契約が無効となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を返還することを要します。

第 18 条　備考
(備-1) 死亡年金（第 1 条）、高度障害年金（第 2 条）または介護年金（第 3 条）をいいます。

第 19 条　年齢または性別の誤りによる保険契約の取消

① 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢（第 39 条）に誤りがあった場合で、契約日（第 13 条）における実際の年齢およびその誤りが発見された日における実際の年齢が、どちらも「契約締結年齢(備-1)」の範囲外であったときには、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合で、実際の性別では、契約日における被保険者の年齢およびその誤りが発見された日における被保険者の年齢が、どちらも「契約締結年齢(備-1)」の範囲外であることとなるときには、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
③ 第①項または第②項によって保険契約が取消となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を払い戻すこととなった保険料から差し引き、なお不足するときには、その不足額を返還することを要します。
④ 第①項および第②項に該当しなかった場合には、保険契約は取消としないで、第 40 条「年齢の誤りの処理」または第 41 条「性別の誤りの処理」の規定によって取り扱います。

第 19 条　備考
(備-1) 当会社の定めたこの保険契約を締結（第 11 条）することができる年齢をいいます。

第 20 条　保険期間の満了等による保険契約の消滅

次のどれかに該当した場合には、保険契約は、それぞれの時に消滅します。
(1) 被保険者が保険期間満了時まで生存した場合には、保険期間満了時。ただし、(3)に該当する場合を除きます。
(2) 被保険者が保険期間中に死亡し、死亡年金が支払われない場合には、被保険者が死亡した時
(3) 死亡年金、高度障害年金または介護年金の支払が行なわれている場合には、次の(ｱ)から(ｳ)の時
(ｱ) 年金の受取人が死亡した時。ただし、第 5 条第②項の規定によって、年金の継続支払を行なった場合を除きます。
(ｲ) 年金の支払期間満了時
(ｳ) 年金の全部について一時支払（第 7 条、第 26 条第⑤項）を行なった時

第 21 条　告知義務違反による保険契約の解除および年金の不支払等

① 保険契約者または被保険者(備-1)が、保険契約の締結または保険契約の復活（第 11・28 条）の際に、当会社が告知を求めた事項（第 12 条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。
② 当会社は、年金(備-2)の支払事由または保険料の払込の免除事由（第 9 条）が発生した後でも、第①項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。
(1) 当会社は、年金(備-2)を支払いません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-3)を返還することを要します。
(2) 当会社は、保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。
③ 第②項の場合でも、年金(備-2)の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者、死亡年金受取人、高度障害年金の受取人または介護年金の受取人が証明した場合には、その支払または払込の免除を行ないます。
④ この第 21 条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、死亡年金受取人、高度障害年金の受取人または介護年金の受取人に解除の通知をします。
⑤ この第 21 条によって保険契約を解除した場合でも、解約払戻金（第 27 条）の支払はありません。

第 21 条　備考
(備-1)　保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。
(備-2)　死亡年金（第 1 条）、高度障害年金（第 2 条）または介護年金（第 3 条）をいいます。
(備-3)　この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

第 22 条　保険契約を解除できない場合

①　当会社は、次の(1)から(5)のどれかに該当した場合には、第 21 条に規定する保険契約の解除を行なうことはできません。
(1)　当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第 11・28 条）の際に、解除の原因となる事実を知っていた場合または過失によって知らなかった場合
(2)　保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者が第 12 条の告知をすることを妨げた場合
(3)　保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者に対し、第 12 条の告知をしないことを勧めた場合、または不実の告知をすることを勧めた場合
(4)　当会社が解除の原因を知った日からその日を含めて 1 ヵ月を経過した場合
(5)　保険契約が、給付責任開始の日（第 13 条）からその日を含めて 2 年をこえて有効に継続した場合。ただし、給付責任開始の日からその日を含めて 2 年以内に、解除の原因となる事実により、年金(備-2)の支払事由または保険料の払込の免除事由（第 9 条）が発生したときには、保険契約が、給付責任開始の日からその日を含めて 2 年をこえて有効に継続した後でも、第 21 条に規定する保険契約の解除をすることができます。
②　第①項(2)および(3)の規定は、それぞれに規定する保険媒介者(備-1)の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当会社が告知を求めた事項（第 12 条）について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第 22 条　備考
(備-1)　「保険媒介者」とは、当会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。
(備-2)　死亡年金（第 1 条）、高度障害年金（第 2 条）または介護年金（第 3 条）をいいます。

第 23 条　重大事由による保険契約の解除および年金の不支払等

①　当会社は、次の(1)から(7)のどれかに該当する事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向って解除することができます。
(1)　保険契約者または死亡年金受取人が死亡年金(備-1)を詐取する目的でまたは他人に死亡年金(備-1)を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合
(2)　保険契約者、被保険者または高度障害年金の受取人がこの保険契約の高度障害年金（第 2 条）を詐取する目的でまたは他人にこの保険契約の高度障害年金を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合
(3)　保険契約者、被保険者または介護年金の受取人がこの保険契約の介護年金（第 3 条）を詐取する目的でまたは他人にこの保険契約の介護年金を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合
(4)　保険契約者または被保険者が当会社にこの保険契約の保険料の払込の免除（第 9 条）を行なわせる目的で、事故招致(備-2)をした場合
(5)　この保険契約の年金(備-3)もしくは健康祝金（第 8 条）の支払請求またはこの保険契約の保険料の払込の免除の請求に関し、年金(備-3)または健康祝金の受取人(備-4)に詐欺行為(備-2)があった場合
(6)　保険契約者、被保険者または年金(備-3)の受取人が、次の(ｱ)から(ｵ)のどれかに該当する場合
(ｱ)　反社会的勢力(備-5)に該当すると認められること
(ｲ)　反社会的勢力(備-5)に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
(ｳ)　反社会的勢力(備-5)を不当に利用していると認められること
(ｴ)　保険契約者または年金(備-3)の受取人が法人の場合、反社会的勢力(備-5)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
(ｵ)　その他反社会的勢力(備-5)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(7)　当会社の保険契約者、被保険者、年金(備-3)の受取人または死亡時未支払年金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする(1)から(6)と同等の重大な事由がある場合(備-6)
②　当会社は、年金(備-3)もしくは健康祝金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した後でも、第①項の規定によってこの保険契約(備-7)を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。
(1)　当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に年金(備-3)または健康祝金の支払事由が発生した場合、その支払事由による年金(備-3)(備-8)または健康祝金の支払を行ないません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-9)を返還することを要します。
(2)　当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に保険料の払込の免除事由が発生した場合、その免除事由による保険料の払込の免除を行ないません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。
③　この第 23 条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または年金(備-3)の受取人に解除の通知をします。
④　この第23条によって保険契約を解除した場合でも、解約払戻金（第 27 条）の支払はありません。ただし、第 1 回の年金支払期日（第 1・2・3 条）以後に第①項に定める事由が発生した場合は、未支払の年金の現価(備-10)を年金(備-3)の受取人に支払います。

第 23 条　備考
(備-1)　「死亡年金」には、この保険契約の死亡年金（第 1 条）のほか、他の保険契約の死亡年金を含み、保険種類および給付の名称を問いません。
(備-2)　未遂を含みます。
(備-3)　「年金」とは、死亡年金、高度障害年金（第 2 条）または介護年金（第 3 条）をいいます。
(備-4)　保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-5)　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。
(備-6)　例えば、他の保険契約が重大事由によって解除される場合、または保険契約者、被保険者もしくは年金(備-3)の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合などが該当することがあります。
(備-7)　第①項(6)のみに該当した場合で、年金(備-3)の一部の受取人に対して第②項(1)の規定を適用し、その受取人の受取部分の年金(備-3)を支払わないときは、保険契約のうち、その支払わない部分に限るものとします。
(備-8)　第①項(6)のみに該当した場合で、第①項(6)(ｱ)から(ｵ)までに該当したのが年金(備-3)の受取人のみであり、その年金(備-3)の受取人が年金(備-3)の一部の受取人であるときは、その受取人の受取部分の年金(備-3)とします。
(備-9)　この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。
(備-10)　第①項(6)のみに該当した場合で、年金(備-3)の一部の受取人に対して第②項(1)の規定を適用し、その受取人の受取部分の年金(備-3)を支払わないときは、その支払わない部分についての未支払の年金の現価とします。

第 24 条　保険契約の失効

①　保険契約が効力を失った後は、当会社は、給付責任（第 13 条）を負いません。
②　保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、保険契約の復活（第 28 条）の請求をすることができます。

第 25 条　保険契約者による保険契約の解約

保険契約者は、第 1 回の死亡年金、高度障害年金または介護年金の支払事由（第 1・2・3 条）発生前に限り、いつでも、将来に向って保険契約を解約することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、解約した場合でも、解約払戻金（第 27 条）の支払はありません。

第 26 条　年金受取人による保険契約の存続

①　債権者等(備-1)による保険契約の解約（第 25 条）は、解約の通知が当会社に到達した時から 1 ヵ月を経過した日に効力を生じます。
②　第①項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の(1)および(2)をともに満たす年金(備-2)の受取人は、保険契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等(備-1)に支払うべき金額を債権者等(備-1)に支払い、かつ当会社にその旨を通知したときは、第①項の解約はその効力を生じません。
(1)　保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2)　保険契約者ではないこと
③　第②項の規定により、保険契約を存続させる場合、当会社は、手続書類（別表 1）の提出を求めます。
④　第①項の解約の通知が当会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、年金(備-2)または健康祝金（第 8 条）の支払事由が生じ、当会社が年金(備-2)ま

たは健康祝金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等(備-1)に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等(備-1)に支払った金額を差し引いた残額を、その年金(備-2)または健康祝金の受取人に支払います。

⑤ 第④項に該当した場合、第④項に定める当会社が支払うべき年金(備-2)は、未支払の年金の現価の全部を一時に支払うことによって支払うものとします。

第26条 備考
(備-1) 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。
(備-2) 死亡年金（第1条）、高度障害年金（第2条）または介護年金（第3条）をいいます。

第27条 解約払戻金

この保険契約については、解約払戻金額はありません。

第4章 失効した保険契約の復活

第28条 失効した保険契約の復活

① 保険契約者は、保険契約が効力を失った日（第16条）からその日を含めて1年以内は、その効力を回復させるため、保険契約の復活の請求（第11条）を行なうことができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。

② 当会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、延滞した保険料(備-1)を払い込んでください。

第28条 備考
(備-1) 「延滞した保険料」とは、復活した時までにすでに「払込期月の基準日」（第14条）の到来していた未払込の保険料のことをいいます。

第5章 契約者配当

第29条 契約者配当金

この保険契約については、契約者配当金はありません。

第6章 保険契約の内容の変更

第30条 保険契約者の変更

① 保険契約者は、第1回の死亡年金、高度障害年金または介護年金の支払事由（第1・2・3条）発生前に限り、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約についての一切の権利義務を第三者に承継させて、その第三者を新たな保険契約者とすることができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。

② 保険契約者を変更した場合には、当会社は、保険証券に変更後の保険契約者を表示します。

第31条 当会社への通知による年金受取人・死亡時未支払年金受取人の変更

① 保険契約者は、第1回の年金(備-1)の支払事由（第1・2・3条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、当会社に対する通知により、年金受取人(備-2)を変更することができます。ただし、高度障害年金の受取人を変更する場合で、変更後の高度障害年金の受取人が被保険者となる場合には、被保険者の同意を要しません。なお、変更後の高度障害年金の受取人は、保険契約者、被保険者または死亡年金受取人のいずれかとします。

② 第①項の規定により、年金受取人(備-2)を変更する場合、当会社は、保険契約者に手続書類（別表1）の提出を求めます。

③ 第①項の規定により、年金受取人(備-2)が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の年金受取人(備-2)を表示します。

④ 第①項の通知が当会社に到達する前に変更前の年金受取人(備-2)に年金(備-1)を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人(備-2)から年金(備-1)の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

⑤ 年金の受取人が法人以外の場合、年金の受取人は、当会社に対する通知により、死亡時未支払年金受取人を変更することができます。

⑥ 第⑤項の規定により、死亡時未支払年金受取人を変更する場合、当会社は、年金の受取人に手続書類（別表1）の提出を求めます。

⑦ 第⑤項の規定により、死亡時未支払年金受取人が変更された場合、当会社は、年金証書に変更後の死亡時未支払年金受取人を表示します。

⑧ 第⑤項の通知が当会社に到達する前に変更前の死亡時未支払年金受取人に年金(備-1)を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡時未支払年金受取人から年金(備-1)(備-3)の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

第31条 備考
(備-1) 死亡年金（第1条）、高度障害年金（第2条）または介護年金（第3条）をいいます。
(備-2) 死亡年金受取人または高度障害年金の受取人をいいます。
(備-3) 未支払の年金の現価を含みます。

第32条 遺言による年金受取人・死亡時未支払年金受取人の変更

① 第31条に定めるほか、保険契約者は、第1回の年金(備-1)の支払事由（第1・2・3条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、年金受取人(備-2)を変更することができます。なお、変更後の高度障害年金の受取人は、保険契約者、被保険者または死亡年金受取人のいずれかとします。

② 年金の受取人が法人以外の場合、第31条に定めるほか、年金の受取人は、法律上有効な遺言により、死亡時未支払年金受取人を変更することができます。

③ 第①項の年金受取人(備-2)の変更は、高度障害年金の受取人を変更する場合で、変更後の高度障害年金の受取人が被保険者となる場合を除き、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

④ 第①項から第③項による年金受取人(備-2)または死亡時未支払年金受取人の変更は、保険契約者(備-3)が死亡した後、保険契約者(備-3)の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することはできません。

⑤ 第①項から第③項の規定により、年金受取人(備-2)または死亡時未支払年金受取人を変更する場合、当会社は、保険契約者(備-3)の相続人に手続書類（別表1）の提出を求めます。

⑥ 第①項から第③項の規定により、年金受取人(備-2)または死亡時未支払年金受取人が変更された場合、当会社は、保険証券(備-4)に変更後の年金受取人(備-2)または死亡時未支払年金受取人を表示します。

第32条 備考
(備-1) 死亡年金（第1条）、高度障害年金（第2条）または介護年金（第3条）をいいます。
(備-2) 死亡年金受取人または高度障害年金の受取人をいいます。
(備-3) 死亡時未支払年金受取人の変更の場合は、年金の受取人とします。
(備-4) 死亡時未支払年金受取人の変更の場合は、年金証書とします。

第33条 年金受取人・死亡時未支払年金受取人の死亡

① 年金(備-1)の受取人が第1回の年金(備-1)の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を年金(備-1)の受取人とします。

② 第①項の規定により年金(備-1)の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第①項の規定により年金(備-1)の受取人となった者のうち生存している他の年金(備-1)の受取人を年金(備-1)の受取人とします。

③ 第①項および第②項により年金(備-1)の受取人となった者(備-2)が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

④ 死亡時未支払年金受取人が年金の受取人の死亡以前に死亡したときは、死亡した死亡時未支払年金受取人の法定相続人を死亡時未支払年金受取人とします。

⑤ 第④項の規定により死亡時未支払年金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第④項の規定により死亡時未支払年金受取人となった者のうち生存している他の死亡時未支払年金受取人を死亡時未支払年金受取人とします。

⑥ 第④項および第⑤項により死亡時未支払年金受取人となった者(備-3)が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第33条 備考
(備-1) 死亡年金（第1条）、高度障害年金（第2条）または介護年金（第3条）をいいます。
(備-2) 第①項および第②項の規定により年金(備-1)の受取人となった者が死亡し、第①項および第②項の規定によりあらたに年金(備-1)の受取人となった者を含みます。
(備-3) 第④項および第⑤項の規定により死亡時未支払年金受取人となった者が死亡し、第④項および第⑤項の規定によりあらたに死亡時未支払年金受取人となった者を含みます。

第34条 保険期間・保険料払込期間の短縮

① 保険契約者は、第1回の死亡年金、高度障害年金または介護年金の支払事由（第1・2・3条）発生前に限り、当会社の承諾を得て、保険期間および保険料払込期間を短縮することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。ただし、短縮後の保険期間および保険料払込期間が当会社の定めた取扱範囲外となる場合には短縮することはできません。

② 保険期間および保険料払込期間を短縮した場合には、次のとおりとします。

(1) 当会社の定めた方法によって計算した金額を次のとおり精算します。

(ｱ) 払い戻す金額はありません。

(ｲ) 当会社への払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに払い込むことを要します。
(2) 保険料は、次回払込期月（第１条）からあらためます。
(3) 保険契約者に保険期間および保険料払込期間を短縮したことを通知します。

第 35 条　基準年金年額の減額

① 保険契約者は、第１回の死亡年金、高度障害年金または介護年金の支払事由（第１・２・３条）発生前に限り、基準年金年額を減額することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、減額後の基準年金年額が当会社の定めた金額に満たない場合には、減額することはできません。
② 基準年金年額を減額した場合には、次のとおりとします。
(1) 減額部分は解約されたものとします。ただし、減額した場合でも、解約払戻金（第 27 条）の支払はありません。
(2) 保険料は、減額後の基準年金年額によって、次回払込期月（第１条）からあらためます。
(3) 保険契約者に基準年金年額を減額したことを通知します。

第７章　その他の事項

第 36 条　保険契約者・死亡年金受取人・高度障害年金の受取人・介護年金の受取人・死亡時未支払年金受取人の代表者

① この保険契約について、保険契約者、死亡年金受取人、高度障害年金の受取人、介護年金の受取人または死亡時未支払年金受取人が２人以上ある場合には、それぞれ代表者１人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の人を代理するものとします。
② 第①項の代表者が定まらない場合またはその住所もしくは居所が不明である場合には、当会社が保険契約者、死亡年金受取人、高度障害年金の受取人、介護年金の受取人または死亡時未支払年金受取人の１人に対して行なった行為は、それぞれ他の人に対してもその効力を生じます。
③ 死亡年金受取人、高度障害年金の受取人、介護年金の受取人または死亡時未支払年金受取人が２人以上ある場合には、それぞれの受取人について、年金の分割払（第６条）および年金の一時支払（第７条）の規定に関して個別の適用は行ないません。

第 37 条　保険契約者の連帯責任

この保険契約について、保険契約者が２人以上ある場合には、それぞれの保険契約者は、連帯して保険契約についての責任を負うものとします。

第 38 条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務

① 保険契約者が住所を変更した場合には、ただちに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。
② 保険契約者が第①項の通知をしなかった場合には、当会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

第 39 条　年齢の計算

被保険者の年齢は、満年で計算し、1 年未満の端数は切り捨てます。

第 40 条　年齢の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合で、第 19 条「年齢または性別の誤りによる保険契約の取消」の規定に該当しなかったときには、次の(1)または(2)によって取り扱います。
(1) 契約日（第 13 条）における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の範囲内であった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の年齢にもとづいて基準年金年額および保険料をあらため、過不足金額を精算します。
(2) 契約日における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の範囲外であった場合でも、その事実が発見された日における年齢が、その範囲内となっていたときには、当会社の定めた方法によって、その範囲内になった日を契約日として基準年金年額および保険料をあらため、過不足金額を精算します。

第 40 条　備考
(備-1) 当会社の定めたこの保険契約を締結（第 11 条）することができる年齢をいいます。

第 41 条　性別の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合で、第 19 条「年齢または性別の誤りによる保険契約の取消」の規定に該当しなかったときには、次の(1)または(2)によって取り扱います。
(1) 実際の性別で、契約日（第 13 条）における被保険者の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の範囲内であった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の性別にもとづいて保険料をあらため、過不足金額を精算します。
(2) 実際の性別では、契約日における被保険者の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の範囲外であることとなる場合でも、その事実が発見された日における年齢が、その範囲内となっていたときには、当会社の定めた方法によって、その範囲内になった日を契約日として基準年金年額および保険料をあらため、過不足金額を精算します。

第 41 条　備考
(備-1) 当会社の定めたこの保険契約を締結（第 11 条）することができる年齢をいいます。

第 42 条　法令等の改正に伴う契約内容の変更

① 当会社は、介護年金の支払事由（第３条）に関する規定にかかわる法令等の改正があり、その改正が介護年金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この保険契約の保険料および介護年金の金額を変更することなく介護年金の支払事由に関する規定を変更することがあります。
② 第①項の規定により、介護年金の支払事由に関する規定を変更するときは、当会社は、介護年金の支払事由に関する規定を変更する日の２ヵ月前までに保険契約者にその変更について通知します。

第 43 条　契約内容の登録

① 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下、この第 43 条において「協会」といいます。）に登録します。
(1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
(2) 契約日（復活が行なわれた場合は、最後の復活の日とします。以下、本項および第②項において同様とします。）の属する保険年度における換算保障額
(3) 契約日
(4) 当会社名
② 第①項の登録の期間は、契約日から５年以内とします。
③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、この第 43 条において「各生命保険会社等」といいます。）は、第①項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、この第 43 条において同様とします。）の申込（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第①項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
④ 各生命保険会社等は、第②項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第③項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加の承諾を含みます。以下、この第 43 条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。
⑤ 各生命保険会社等は、契約日（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加が行なわれた場合は、最後の復活、保険金額の増額、復旧または特約の付加の日とします。）から５年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第①項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
⑨ 第③項、第④項および第⑤項中、「被保険者」、「保険契約」、「死亡保険金」、「災害死亡保険金」、「保険金額」、「高度障害保険金」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「共済契約」、「死亡共済金」、「災害死亡共済金」、「共済金額」、「後遺障害共済金」と読み替えます。

第 44 条　管轄裁判所

この契約に関する訴訟については、当会社の本店または保険契約者、死亡年金受取人、高度障害年金の受取人、介護年金の受取人もしくは死亡時未支払年金受取人の住所地(備-1)を管轄する日本国内の地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とします。

第44条　備考
(備-1)　保険契約者、死亡年金受取人、高度障害年金の受取人、介護年金の受取人または死亡時未支払年金受取人が2人以上ある場合には、第36条に規定する代表者の住所地とします。

第45条　時効による請求権の消滅

年金(備-1)、健康祝金（第8条）その他払い戻すこととなる金額を請求する権利または保険料の払込の免除を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しない場合には、消滅します。

第45条　備考
(備-1)　死亡年金（第1条）、高度障害年金（第2条）または介護年金（第3条）をいいます。

第46条　準拠法

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第47条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱

①　保険契約の申込（第11条）の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の(1)から(3)の1または2以上の契約条件を付加して保険契約を締結することがあります。この場合、保険料、給付内容または保険契約の内容の変更等については、この第47条の規定を適用して取り扱います。
(1)　保険料の変更
この保険契約の払い込むべき保険料を、申込の時の金額から、当会社の定める方法によりあらためて計算したその申込の時の金額を上回る金額に変更します。
(2)　死亡年金年額の削減
契約日（第13条）以後、当会社の定めた削減期間中に第1回の死亡年金（第1条）の支払事由が発生した場合には、死亡年金の支払金額は、第1回の死亡年金の支払事由が発生した保険年度(備-1)に応じて、次の割合を乗じて得た金額に削減します。ただし、不慮の事故（別表2）または別表8に定める感染症を直接の原因として第1回の死亡年金の支払事由が発生したときには、この削減は行ないません。

保険年度／削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1　年	5.0割	－	－	－	－
2　年	3.0割	6.0割	－	－	－
3　年	2.5割	5.0割	7.5割	－	－
4　年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	－
5　年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3)　特定障害の不担保
(ｱ)　当会社の定めた不担保期間中に、別表3に定める高度障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、第1回の高度障害年金の支払事由が発生した場合には、第2条の規定にかかわらず、高度障害年金を支払いません。
(ｲ)　当会社の定めた不担保期間中に、別表4に定める身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第9条の規定にかかわらず、保険料の払込を免除しません。
②　第①項の規定によって契約条件を付加して保険契約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券に記載します。
③　第①項の契約条件を付加して締結した保険契約については、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日から給付責任（第13条）を開始します。ただし、(2)に該当する場合で、保険契約者が、当会社の付加する契約条件を承諾する際に、特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日(備-2)を給付責任開始の日にすることができます。
(1)　保険契約者が承諾した後に、第1回保険料が払い込まれた場合
「第1回保険料が払い込まれた日」
(2)　第1回保険料に相当する金額(備-3)が払い込まれた後に、保険契約者が承諾した場合
「第1回保険料に相当する金額(備-3)が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日
④　第①項の契約条件を付加した保険契約については、保険期間および保険料払込期間の短縮の取扱を、次の(1)から(3)のどれかに該当する場合には取り扱いません。
(1)　「保険料の変更」の条件を付加した場合
(2)　「死亡年金年額の削減」の条件を付加した場合
(3)　「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき

第47条　備考
(備-1)　「保険年度」とは、契約日または契約応当日（第14条第①項）から直後に到来する契約応当日の前日までの期間をいいます。
(備-2)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、「保険契約者が承諾した日」と「当会社への払込を要する金額を払い込んだ日」とのいずれか遅い日とします。
(備-3)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、その条件を付加する前の金額を「第1回保険料に相当する金額」とみなします。

第48条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱

①　保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、情報端末(備-1)を用いることによっても、保険契約の申込もしくは復活の請求（第11・28条）または告知（第12条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。
(1)　保険契約者は、当会社の定めた保険契約申込書または請求書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、保険契約の申込または復活の請求をすることができるものとします。
(2)　保険契約者または被保険者(備-3)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示することにより当会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、告知することができるものとします。また、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項についてその医師に口頭で告知する際、その医師は告知された内容を情報端末(備-1)に入力することがあります。この場合、保険契約者または被保険者(備-3)は、口頭でした告知に関し、その医師が情報端末(備-1)に入力した事項を確認してください。
②　第①項の規定により保険契約の申込もしくは復活の請求または告知を行なった場合、当会社は、その保険契約の申込もしくは復活の請求または告知に関する書面等を保険契約者(備-4)に交付します。

第48条　備考
(備-1)　当会社の定める携帯端末などの情報処理機器をいいます。
(備-2)　当会社への送信にかえて情報端末(備-1)に保存する場合は、情報端末(備-1)への保存を含みます。
(備-3)　保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。
(備-4)　被保険者に関する書面等については、被保険者とします。

第49条　電磁的方法による告知をする場合の取扱

被保険者は、当会社の承諾を得て、電磁的方法(備-1)によっても、告知（第12条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。
(1)　被保険者(備-2)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、当会社が電磁的方法(備-1)により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信することによって、告知することができるものとします。
(2)　当会社は、(1)により被保険者から送信された事項の受信をもって、被保険者の告知があったものとして取り扱います。この場合、当会社は、受信した被保険者の告知の内容を被保険者に通知(備-3)します。

第49条　備考
(備-1)　インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。
(備-2)　被保険者の親権者または後見人を含みます。
(備-3)　電磁的方法による場合を含みます。

別　表

別表1　請求書類等

（「別表一覧」をご覧ください）

別表2　対象となる不慮の事故

（「別表一覧」をご覧ください）

別表3　対象となる高度障害状態

（「別表一覧」をご覧ください）

別表4　対象となる身体障害状態

（「別表一覧」をご覧ください）

別表５　介護年金の支払事由に関する取扱

（「別表一覧」をご覧ください）

別表６　対象となる要介護状態

（「別表一覧」をご覧ください）

別表７　薬物依存

（「別表一覧」をご覧ください）

別表８　対象となる感染症

（「別表一覧」をご覧ください）

【参考】　未支払の年金の現価表

（基準年金年額 10 万円につき）

未支払の年金の回数	未支払の年金の現価	未支払の年金の回数	未支払の年金の現価
1　回	1,000　百円	41　回	36,820　百円
2	2,000	42	37,610
3	2,998	43	38,395
4	3,990	44	39,176
5	4,976	45	39,953
6	5,956	46	40,724
7	6,931	47	41,491
8	7,899	48	42,254
9	8,862	49	43,012
10	9,819	50	43,765
11	10,771	51	44,514
12	11,716	52	45,259
13	12,657	53	45,999
14	13,591	54	46,734
15	14,520	55	47,465
16	15,443	56	48,192
17	16,361	57	48,915
18	17,273	58	49,633
19	18,180	59	50,347
20	19,082	60	51,057
21	19,978	61	51,762
22	20,869	62	52,463
23	21,754	63	53,160
24	22,634	64	53,853
25	23,509	65	54,542
26	24,379	66	55,226
27	25,244	67	55,907
28	26,103	68	56,584
29	26,957	69	57,256
30	27,806	70	57,924
31	28,651	71	58,589
32	29,490	72	59,249
33	30,324	73	59,906
34	31,153	74	60,559
35	31,977	75	61,207
36	32,796		
37	33,610		
38	34,420		
39	35,225		
40	36,024		

（注）上記の表は、年金支払期日における未支払の年金（年金支払期日に支払う年金年額を含みます。）の現価表です。

無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）普通保険約款

〈目　次〉

第１章　保険金の支払および保険料の払込の免除　160
- 第１条　介護保険金の支払およびその免責……160
- 第２条　死亡給付金の支払およびその免責……161
- 第３条　保険料の払込の免除およびその免責……161
- 第４条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択……162

第２章　保険契約の締結および保険料の払込　162
- 第５条　保険契約の申込、復活の請求および承諾通知……162
- 第６条　保険契約者・被保険者の告知義務……162
- 第７条　当会社の給付責任の開始および終了……163
- 第８条　保険料の払込方法〈回数〉および払込期月……163
- 第９条　保険料の払込方法〈経路〉……163
- 第10条　保険料の払込猶予期間……163
- 第11条　払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱……164
- 第12条　保険料の前納……164

第３章　保険契約の無効および消滅　164
- 第13条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効……164
- 第14条　年齢の誤りによる保険契約の取消……164
- 第15条　支払事由の発生等による保険契約の消滅……164
- 第16条　告知義務違反による保険契約の解除および保険金・給付金の不支払等……164
- 第17条　保険契約を解除できない場合……164
- 第18条　重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等……165
- 第19条　保険契約の失効……165
- 第20条　保険契約者による保険契約の解約……165
- 第21条　保険金等の受取人による保険契約の存続……165
- 第22条　解約払戻金……165

第４章　失効した保険契約の復活　165
- 第23条　失効した保険契約の復活……165

第５章　契約者配当　166
- 第24条　契約者配当金……166

第６章　保険契約の内容の変更　166
- 第25条　保険契約者の変更……166
- 第26条　当会社への通知による保険金等の受取人の変更……166
- 第27条　遺言による保険金等の受取人の変更……166
- 第28条　保険金等の受取人の死亡……166
- 第29条　介護保険金額の減額……166

第７章　保険契約者に対する現金貸付および貸付金の返済　166
- 第30条　保険契約者に対する現金貸付……166
- 第31条　貸付金の返済……166

第８章　その他の事項　166
- 第32条　保険契約者・介護保険金の受取人・死亡給付金受取人の代表者……166
- 第33条　保険契約者の連帯責任……166
- 第34条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務……166
- 第35条　年齢の計算……167
- 第36条　年齢の誤りの処理……167
- 第37条　性別の誤りの処理……167
- 第38条　法令等の改正に伴う契約内容の変更……167
- 第39条　管轄裁判所……167
- 第40条　時効による請求権の消滅……167
- 第41条　準拠法……167
- 第42条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用……167
- 第43条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱……167
- 第44条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱……167
- 第45条　電磁的方法による告知をする場合の取扱……167

別　表　168
- 別表１　請求書類等……168
- 別表２　対象となる不慮の事故……168
- 別表３　対象となる高度障害状態……168
- 別表４　対象となる身体障害状態……168
- 別表５　介護保険金の支払事由に関する取扱……168
- 別表６　対象となる要介護状態および軽度以上の要介護状態……168
- 別表７　薬物依存……168

第１章　保険金の支払および保険料の払込の免除

第１条　介護保険金の支払およびその免責

①　当会社は、次のとおり介護保険金を介護保険金の受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、給付責任開始の日（第７条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、次の(ｱ)または(ｲ)のいずれかに該当（備-2）した場合 (ｱ)　公的介護保険制度（別表５）による要介護認定を受け、要介護３以上（別表５）に該当していると認定された場合 (ｲ)　次の条件を全部満たすことを医師によって診断確定（備-3）された場合（備-4） (a)別表６に定める要介護状態に該当していること (b)その要介護状態が、その状態に該当した日からその日を含めて、180 日以上継続していること
(2)　支払金額	介護保険金額 ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって支払事由（備-1）に該当した場合には、その原因によって支払事由（備-1）に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、介護保険金額を削減して支払うことがあります。この場合でも、削減して支払う金額は、責任準備金額（備-5）を下まわることはありません。
(3)　免責事由（備-6）	被保険者が、次の(ｱ)から(ｶ)のどれかによって(1)「支払事由」(ｱ)または(ｲ)に該当した場合 (ｱ)　保険契約者または被保険者の故意 (ｲ)　介護保険金の受取人の故意。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｲ)に該当する場合、その受取人が介護保険金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額（備-5）を保険契約者に支払います。 (ｳ)　保険契約者または被保険者の重大な過失 (ｴ)　介護保険金の受取人の重大な過失。ただし、(ｳ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｴ)に該当する場合、その受取人が介護保険金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額（備-5）を保険契約者に支払います。 (ｵ)　被保険者の犯罪行為 (ｶ)　被保険者の薬物依存（別表７）

②　被保険者が介護保険金の受取人であった場合で、被保険者が、介護保険金の支払を請求する前に死亡したときには、介護保険金の受取人は死亡給付金受取人とします。

③　第①項(1)「支払事由」に規定する介護保険金の支払事由に該当し、かつ、死亡給付金の支払後に介護保険金の支払請求を受けた場合には、介護保険金の支払に関し、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

(1)　第①項(2)「支払金額」の規定にかかわらず、当会社は、第①項(2)「支払金額」に規定する金額からすでに支払済の死亡給付金額を差し引いた金額を支払います。

(2)　(1)の場合、第①項(1)「支払事由」に規定する介護保険金の支払事由発生の時において、死亡給付金受取人はその支払済の死亡給付金に相当する金額について、介護保険金の受取人であったものとし、第２条第①項の規定にかかわらず、その支払済の死亡給付金は介護保険金として支払ったものとみなして取り扱います。

第１条　備考

(備-1)　介護保険金を支払う場合をいいます。

(備-2)　給付責任開始の日前に発病していた疾病によって、第①項(1)「支払事由」(ｱ)または(ｲ)に該当した場合であっても、次の①または②の場合、給付責任開始の日以後に発病した疾病によって、第①項(1)「支払事由」(ｱ)または(ｲ)に該当したものとして取り扱います。

①　当会社が保険契約の締結または保険契約の復活（第５・23条）の際の告知によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

② 次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合
(1) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。
(2) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。

(備-3) 当会社が必要と認めた場合は、当会社が認めた他の医師による診断確定を求めることがあります。

(備-4) 第①項(1)「支払事由」(ｲ)により介護保険金が支払われることとなった場合、第①項(1)「支払事由」(ｲ)に規定する(a)および(b)の条件をともに満たした時に支払事由(備-1)が発生したものとします。

(備-5) 当会社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の保険給付に充てるべきものとして、保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。

(備-6) 支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が介護保険金の支払を行なわない場合をいいます。

第2条 死亡給付金の支払およびその免責

① この保険契約の保険料払込方法が全期払込以外の場合、当会社は、次のとおり死亡給付金を死亡給付金受取人に支払います。

(1) 支払事由(備-1)	被保険者が、保険料払込期間経過後に死亡した場合(備-2)
(2) 支払金額	被保険者が死亡した日の解約払戻金額（第22条）
(3) 免責事由(備-3)	被保険者が、次の(ｱ)または(ｲ)のどちらかによって死亡した場合。この場合、(ｱ)によって支払事由(備-1)が発生したときを除き、解約払戻金を保険契約者に支払います。 (ｱ) 保険契約者の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合を除きます。 (ｲ) 死亡給付金受取人の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合または(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｲ)に該当する場合、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

② 死亡給付金の支払の請求があったときでも、死亡給付金を支払う前に介護保険金の支払の請求があり、介護保険金を支払う場合には、当会社は、死亡給付金を支払いません。

第2条 備考

(備-1) 死亡給付金を支払う場合をいいます。

(備-2) 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときには、死亡給付金を支払います。

(備-3) 支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が死亡給付金の支払を行なわない場合をいいます。

第3条 保険料の払込の免除およびその免責

① 当会社は、次のとおり保険料の払込を免除します。

(1) 免除事由(備-1)	被保険者が、次の(ｱ)から(ｴ)のどれかに該当(備-2)した場合 (ｱ) 被保険者が、給付責任開始の日（第7条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険料払込期間中に、公的介護保険制度（別表5）による要介護認定を受け、要介護1または要介護2（別表5）に該当していると認定された場合 (ｲ) 被保険者が、給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険料払込期間中に、次の条件を全部満たすことを医師によって診断確定(備-3)された場合(備-4) (a)別表6に定める軽度以上の要介護状態に該当していること (b) その軽度以上の要介護状態が、その状態に該当した日からその日を含めて、180日以上継続していること (ｳ) 被保険者が、給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険料払込期間中に、別表3に定める高度障害状態に該当(備-5)した場合 (ｴ) 被保険者が、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故（別表2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、別表4に定める身体障害状態に該当(備-6)(備-7)(備-8)した場合
(2) 免除する保険料	次回払込期月(備-9)以後の保険料 ただし、次の(ｱ)または(ｲ)のどちらかに該当した場合には、当会社は、その原因によって免除事由(備-1)に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、保険料の払込の免除額を削減することがあります。 (ｱ) 被保険者が、戦争その他の変乱によって要介護1もしくは要介護2の状態、軽度以上の要介護状態または高度障害状態に該当した場合 (ｲ) 被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって、身体障害状態に該当した場合
(3) 免責事由(備-10)	次の(ｱ)から(ｴ)のどれかによって被保険者が第①項(1)「免除事由」(ｱ)もしくは(ｲ)に該当した場合、次の(ｱ)によって被保険者が高度障害状態に該当した場合または次の(ｱ)から(ｳ)もしくは(ｵ)から(ｱ)のどれかによって被保険者が身体障害状態に該当した場合 (ｱ) 保険契約者または被保険者の故意 (ｲ) 保険契約者または被保険者の重大な過失 (ｳ) 被保険者の犯罪行為 (ｴ) 被保険者の薬物依存（別表7） (ｵ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｶ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｷ) 被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｸ) 被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

② 第①項の免除事由に該当した場合でも、介護保険金の支払事由（第1条）にも重複して該当し、介護保険金が支払われることとなったときには、保険料の払込を免除しません。

③ 保険料の払込を免除した場合には、次のとおりとします。
(1) 保険料は、保険料の払込を免除した後も「払込期月の基準日」（第8条）ごとに払込があったものとして取り扱います。
(2) 保険料の払込を免除した後は、介護保険金額の減額（第29条）は行ないません。
(3) 保険契約者に保険料の払込を免除したことを通知します。

第3条 備考

(備-1) 保険料の払込を免除する場合をいいます。

(備-2) 給付責任開始の日前に発病していた疾病によって、第①項(1)「免除事由」(ｱ)から(ｳ)のいずれかに該当した場合であっても、次の①または②の場合、給付責任開始の日以後に発病した疾病によって、第①項(1)「免除事由」(ｱ)から(ｳ)のいずれかに該当したものとして取り扱います。
① 当会社が保険契約の締結または保険契約の復活（第5・23条）の際の告知によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
② 次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合
(1) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。
(2) 給付責任開始の日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。

(備-3) 当会社が必要と認めた場合は、当会社が認めた他の医師による診断確定を求めることがあります。

(備-4) 第①項(1)「免除事由」(ｲ)により保険料の払込が免除されることとなった場合、第①項(1)「免除事由」(ｲ)に規定する(a)および(b)の条件をともに満たした時に免除事由(備-1)が発生したものとします。

(備-5) 第①項(1)「免除事由」(ｳ)の高度障害状態について、給付責任開始の日前にすでに生じていた障害に、その障害の原因となった傷害または疾病と因果関係のない給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として生じた障害が加わることによって該当したときは、給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としてその高度障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-6) 第①項(1)「免除事由」(ｴ)の身体障害状態について、給付責任開始の日前にすでに生じていた身体障害に、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として生じた身体障害が加わることによって該当したときでも、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-7) 第①項(1)「免除事由」(ｴ)の身体障害状態について、不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に、視力、聴力、上肢の用、上肢の関節の用、下肢の用、下肢の関節の用もしくは手指の用を全く失った状態または脊柱に著しい奇形もしくは著しい運動障害を残す状態には該当しているが、永久に継続するものとは認められなかった場合でも、保険料払込期間中に、その状態が永久に継続すると認められたときには、その日に保険料の払込の免除事由(備-1)に該当したものとして取り扱います。

(備-8) 第①項(1)「免除事由」(ｴ)の身体障害状態について、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として該当した場合でも、すでに不慮の事故以外を原因とする障害があり、かつ、その原因が給付責任開始の日以後に発生していたときに

は、そのすでにあった障害がなかったとしてもその身体障害状態に該当すると認められる場合に限り、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-9) 次の「払込期月の基準日」の属する払込期月（第８条）をいいます。

(備-10) 免除事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が保険料の払込の免除を行なわない場合をいいます。

第４条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択

① 介護保険金もしくは死亡給付金の支払事由（第１・２条）または保険料の払込の免除事由（第３条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。

② その受取人(備-1)は、すみやかに請求に必要な書類（別表１）を当会社に提出してその請求をしてください。

③ 会社等の団体(備-2)を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その会社等の団体(備-2)から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約について、保険契約者である会社等の団体(備-2)が当該保険契約の死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等(備-3)として死亡退職金等(備-3)の受給者に支払う場合には、死亡給付金の請求の際に、その受取人は、(1)または(2)の書類および(3)の書類を当会社に提出してください。ただし、死亡退職金等(備-3)の受給者が２人以上である場合には、そのうち１人からの提出で足りるものとします。

(1) 死亡退職金等(備-3)の受給者の請求内容確認書

(2) 死亡退職金等(備-3)の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類

(3) 保険契約者である会社等の団体(備-2)が受給者本人であることを確認した書類

④ 介護保険金または死亡給付金(備-4)は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。

⑤ 介護保険金または死亡給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)に掲げる場合において、保険契約の締結時から介護保険金または死亡給付金の請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認(備-5)を行ないます。この場合には、第④項の規定にかかわらず、介護保険金または死亡給付金(備-4)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。また、当会社は、介護保険金または死亡給付金の請求者にその旨を通知します。

(1) 介護保険金または死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　介護保険金または死亡給付金の支払事由に該当する事実の有無

(2) 介護保険金または死亡給付金の免責事由に該当する可能性がある場合
　介護保険金または死亡給付金の支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
　当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

(4) この普通保険約款に定める重大事由（第18条）、詐欺または不法取得目的（第13条）に該当する可能性がある場合
　(2)もしくは(3)に定める事項、第18条「重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等」第①項(5)(ｱ)から(ｵ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、介護保険金の受取人もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは介護保険金もしくは死亡給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から介護保険金もしくは死亡給付金の請求時までにおける事項

⑥ 第⑤項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第④項および第⑤項の規定にかかわらず、介護保険金または死亡給付金(備-4)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-6)を経過する日とします。この場合、当会社は、介護保険金または死亡給付金の請求者にその旨を通知します。

(1) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
　180日

(2) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
　180日

(3) 第⑤項(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、介護保険金の受取人または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第⑤項(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
　180日

(4) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査
　180日

⑦ 第⑤項または第⑥項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、介護保険金の受取人または死亡給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-7)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は介護保険金または死亡給付金を支払いません。

⑧ 保険料の払込の免除についても、第④項から第⑦項の規定を準用します。

⑨ 解約払戻金（第22条）の支払請求があった場合についても、第④項と同様に取り扱います。

⑩ 介護保険金の受取人または死亡給付金受取人は、介護保険金または死亡給付金(備-4)を一時金で受け取る方法にかえて、当会社の定める期間の範囲内で、当会社の定めた率の複利による利息を付けて、すえ置いて受け取る方法を選択することができます。ただし、すえ置かれる介護保険金または死亡給付金(備-4)の額が当会社の定める金額以上であることを要します。

第４条　備考

(備-1) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。

(備-2) 「会社等の団体」とは、「官公署、会社、工場、組合等の団体」をいい、その団体の代表者を含みます。

(備-3) 「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

(備-4) 介護保険金または死亡給付金とともに支払われることとなる金額を含みます。

(備-5) 当会社の指定した医師による診断を含みます。

(備-6) (1)から(4)の複数に該当する場合でも180日とします。

(備-7) 当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第２章　保険契約の締結および保険料の払込

第５条　保険契約の申込、復活の請求および承諾通知

① 保険契約を申し込む場合または保険契約者が保険契約の復活（第23条）を請求する場合には、被保険者の同意を得て、次の書面を当会社に提出してください。

(1) 当会社の定めた保険契約申込書または請求書

(2) 被保険者についての当会社の定めた告知書（第６条）

② 第①項の場合には、当会社は、当会社の定めた取扱基準によって、次のとおり取り扱います。

(1) 当会社の指定した医師によって被保険者の診断を行なうことがあります。

(2) 被保険者の診断書または健康状態その他についての資料の提出を求めることがあります。

③ 当会社が、第①項の申込または請求を承諾した場合には、次のとおりとします。

(1) 保険契約の申込を承諾した場合
　当会社は次の事項を記載した保険証券を交付します。また、保険証券の交付によって、承諾通知の代わりとします。なお、保険証券には保険契約を締結した年月日を記載しません。

(ｱ) 当会社名

(ｲ) 保険契約者の氏名または名称

(ｳ) 被保険者の氏名

(ｴ) 保険金等(備-1)の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項

(ｵ) 保険金等(備-1)の支払事由ならびに保険料の払込の免除事由

(ｶ) 保険期間

(ｷ) 保険金等(備-1)の額

(ｸ) 保険料およびその払込方法〈回数〉

(ｹ) 契約日

(ｺ) 保険証券を作成した年月日

(2) 保険契約の復活の請求を承諾した場合
　当会社は書面によって承諾の通知をするものとし、保険証券は交付しません。

第５条　備考

(備-1) 介護保険金（第１条）または死亡給付金（第２条）をいいます。また、給付特約(備-2)を付加した場合には、その特約にもとづく給付金を含みます。

(備-2) この保険契約に付加する給付金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第６条　保険契約者・被保険者の告知義務

当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第５・23条）の際、支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者(備-1)は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、そ

の医師に口頭で告知してください。この場合、保険契約者または被保険者(備-1)はその医師が書面に記入した内容を確認してください。

第6条　備考
(備-1)　保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

第7条　当会社の給付責任の開始および終了

①　保険契約の締結または保険契約の復活の場合（第5・23条）には、当会社は、次の日から、給付責任(備-1)を開始します。

(1)　当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した後に、第1回保険料または当会社への払込を要する金額（第23条）が払い込まれた場合

(ｲ)保険契約の締結の場合	「第1回保険料が払い込まれた日」
(ﾛ)保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額が払い込まれた日」

(2)　第1回保険料または当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた後に、当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した場合

(ｲ)保険契約の締結の場合	「第1回保険料に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日
(ﾛ)保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

②　第①項に規定する給付責任開始の日の取扱については、次のとおりとします。

(1)　保険契約の締結の場合	給付責任開始の日を「契約日」とし、保険料払込期間は、契約日を含めて計算します。
(2)　保険契約の復活の場合	給付責任開始の日を「復活日」とします。

第7条　備考
(備-1)　「給付責任」とは、「介護保険金もしくは死亡給付金の支払事由（第1・2条）または保険料の払込の免除事由（第3条）が発生した場合に、当会社が、その支払または払込の免除を行なう責任」のことをいいます。

第8条　保険料の払込方法〈回数〉および払込期月

①　第2回目以後の保険料は、保険料払込期間中、次の払込方法〈回数〉の中から保険契約の申込の際に選択された払込方法〈回数〉によって、その払込期月内に払い込んでください。なお、払込期月は、次の「払込期月の基準日」の属する月の初日から末日までとし、払込方法〈回数〉による保険契約の呼称は、それぞれ次のとおりとします。

払込方法〈回数〉	払込期月の基準日	払込方法〈回数〉による保険契約の呼称
(1)　年　払（毎年1回払込）	契約応当日(備-1)(備-2)	「年払契約」
(2)　半年払（毎年2回払込）	契約日の半年ごとの応当日(備-2)	「半年払契約」
(3)　月　払（毎年12回払込）	契約日の毎月の応当日(備-2)	「月払契約」

②　保険契約者は、当会社の定めた取扱基準によって、保険料の払込方法〈回数〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。なお、保険契約者は次回払込期月（第3条）以降、最初に到来する変更後の払込方法〈回数〉の払込期月より、変更後の払込方法〈回数〉によって保険料を払い込んでください。

③　「保険契約が消滅した場合」（第15・16・18・20条）または「保険料の払込を要しなくなった場合」（第3条）には、当会社は、それまでに払い込まれた第①項の保険料のうち、「払込期月の基準日」の到来していない保険料を保険契約者(備-3)に払い戻します。

④　年払契約または半年払契約で、「保険契約が消滅した場合」または「保険料の払込が免除された場合」（第3条）には、それまでに払い込まれた保険料(備-4)の保険料期間(備-5)のうち、まだ経過していない期間の月数(備-6)に相当する保険料として、月割によって計算した「未経過保険料」(備-7)を保険契約者(備-3)に払い戻します。ただし、保険料の払込を要しなくなった場合には、その後に保険契約が消滅したとしても「未経過保険料」の払い戻しはありません。

⑤　第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに、介護保険金の支払事由が発生し、介護保険金を支払う場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

⑥　第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに保険料の払込の免除事由（第3条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日（第10条）までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-8)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第8条　備考
(備-1)　契約日（第7条）の毎年の応当日をいいます。
(備-2)　応当日がない場合には、その月の末日とします。
(備-3)　介護保険金または死亡給付金を支払う場合には、その受取人とします。
(備-4)　第⑤項または第11条「払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱」第①項の規定により当会社が支払うこととなった金額から差し引かれた未払込の保険料を含みます。
(備-5)　その保険料の払込期月の基準日(備-9)から次回払込期月の基準日の前日までの期間をいいます。
(備-6)　次回払込期月の基準日の前日までの月数をいい、保険料期間(備-5)の月数未満の月数とします。なお、月数は、契約日の毎月の応当日(備-2)(備-9)から次の契約日の毎月の応当日(備-2)の前日までの期間を1ヵ月として計算し、1ヵ月未満の期間は切り捨てます。
(備-7)　保険契約の一部が消滅する場合、その消滅する部分については、消滅前後の保険料の差額について未経過保険料を計算します。
(備-8)　払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
(備-9)　第1回保険料の場合には、契約日とします。

第9条　保険料の払込方法〈経路〉

①　保険契約者は、保険契約の申込の際に保険料の払込方法〈経路〉について、次のどれかを選択してください。

(1)　口座振替払込	当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法で、保険契約者の指定する口座が当会社の指定した金融機関等に設置してある場合に限り、選択できます。(備-1) この払込方法〈経路〉を選択した場合には、その金融機関等に対して保険料の口座振替を委任してください。
(2)　振替送金払込	金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法で、当会社が承諾した場合に限り、選択できます。
(3)　団体・集団扱払込	所属団体または集団を通じて払い込む方法で、所属団体または集団と当会社との間に団体扱契約、集団扱契約または専用集団扱契約が締結されている場合に限り、選択できます。(備-2)

②　保険契約者は、第①項の各号の保険料の払込方法〈経路〉を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。

③　保険料の払込方法〈経路〉が、「口座振替払込」または「団体・集団扱払込」である保険契約において、その保険契約が、第①項に定める要件を満たさなくなったときまたは当会社の取扱基準に該当しなくなったときは、保険契約者は、第②項の規定により保険料の払込方法〈経路〉を他の保険料の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行なうまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第9条　備考
(備-1)　保険料の払込方法〈経路〉が「口座振替払込」の場合、「保険料口座振替特則」を適用します。
(備-2)　保険料の払込方法〈経路〉が「団体・集団扱払込」の場合、団体扱特約、集団扱特約または専用集団扱特約を付加します。

第10条　保険料の払込猶予期間

①　第2回目以後の保険料の払込については、払込期月（第8条）の翌月初日から翌々月の契約日（第7条）の応当日まで(備-1)の猶予期間があります。

②　第①項の払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれなかった場合(備-2)には、保険契約は、その払込猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合、第19条「保険契約の失効」の規定によって取り扱います。

第10条　備考
(備-1)　「払込期月の基準日」（第8条）が2月、6月、11月の各末日の場合、その保険料の払込猶予期間はそれぞれ4月、8月、1月の各末日までとします。
(備-2)　払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第 11 条　払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱

① 保険料の払込猶予期間（第 10 条）中に介護保険金の支払事由（第 1 条）が発生し、介護保険金を支払う場合(備-1)には、すでに「払込期月の基準日」（第 8 条）の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

② 払込猶予期間中に保険料の払込の免除事由（第 3 条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合(備-2)には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第 11 条　備考

(備-1) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに介護保険金の支払事由が発生したときには、保険料の払込猶予期間中に介護保険金の支払事由が発生したものとして取り扱います。

(備-2) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに未払込の保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに未払込の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第 12 条　保険料の前納

① 保険料の払込方法〈回数〉が年払の場合、保険契約者は、当会社が定める期間中の保険料について、前納(備-1)をすることができます。なお、保険料の払込方法〈回数〉が月払または半年払の場合には、保険料の払込方法〈回数〉を年払に変更してください。

② 保険料を前納(備-1)する場合には、当会社の定めた率による割引をします。

③ 保険料前納金は、毎年、当会社の定めた率の複利による利息をつけて積み立てておき、「払込期月の基準日」（第 8 条）ごとに保険料の払込に充当します。

④ 次の(1)から(4)のどれかの場合で、保険料前納金の残額(備-2)があるときには、保険契約者(備-3)に払い戻します。

(1) 前納期間(備-4)が満了した場合
(2) 保険料の払込を要しなくなった場合（第 3 条）
(3) 保険契約が消滅した場合（第 15・16・18・19・20 条）
(4) 介護保険金額を減額した場合（第 29 条）

第 12 条　備考

(備-1) 将来の保険料をあらかじめ一時に払い込むことをいいます。

(備-2) 介護保険金額を減額した場合には、減額部分に対応する保険料前納金の残額とします。

(備-3) 介護保険金（第 1 条）または死亡給付金（第 2 条）を支払う場合には、その受取人とします。

(備-4) 「前納期間」とは、前納された保険料が充当される期間をいいます。

第 3 章　保険契約の無効および消滅

第13条　詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効

① 保険契約者、被保険者、介護保険金の受取人または死亡給付金受取人の詐欺によって、保険契約の締結または保険契約の復活（第 5・23 条）が行なわれた場合には、当会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

② 第①項の保険契約の取消は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、介護保険金の受取人または死亡給付金受取人に取消の通知をします。

③ 保険契約者が介護保険金もしくは死亡給付金を不法に取得する目的または他人に介護保険金もしくは死亡給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約の締結または保険契約の復活が行なわれた場合には、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

④ 第①項から第③項によって当会社が保険契約を取り消した場合または保険契約が無効となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を返還することを要します。

第 14 条　年齢の誤りによる保険契約の取消

① 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢（第 35 条）に誤りがあった場合で、契約日（第 7 条）における実際の年齢およびその誤りが発見された日における実際の年齢が、どちらも「契約締結年齢(備-1)」の範囲外であったときには、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

② 第①項によって保険契約が取消となった場合で、すでにこの普通保険約款の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を払い戻すこととなった保険料から差し引き、なお不足するときには、その不足額を返還することを要します。

③ 第①項に該当しなかった場合には、保険契約は取消としないで、第 36 条「年齢の誤りの処理」の規定によって取り扱います。

第 14 条　備考

(備-1) 当会社の定めたこの保険契約を締結（第 5 条）することができる年齢をいいます。

第 15 条　支払事由の発生等による保険契約の消滅

次のどれかに該当した場合には、保険契約は、それぞれの時に消滅します。

(1) 被保険者が死亡した場合には、被保険者が死亡した時
(2) 介護保険金の支払事由（第 1 条）が発生し、介護保険金が支払われた場合には、介護保険金の支払事由が発生した時

第 16 条　告知義務違反による保険契約の解除および保険金・給付金の不支払等

① 保険契約者または被保険者(備-1)が、保険契約の締結または保険契約の復活（第 5・23 条）の際に、当会社が告知を求めた事項（第 6 条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。

② 当会社は、介護保険金もしくは死亡給付金の支払事由（第 1・2 条）または保険料の払込の免除事由（第 3 条）が発生した後でも、第①項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。

(1) 当会社は、介護保険金または死亡給付金を支払いません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-2)を返還することを要します。
(2) 当会社は、保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。

③ 第②項の場合でも、介護保険金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者、介護保険金の受取人または死亡給付金受取人が証明した場合には、その支払または払込の免除を行ないます。

④ この第 16 条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、介護保険金の受取人または死亡給付金受取人に解除の通知をします。

⑤ この第 16 条によって保険契約を解除した場合、保険契約に解約払戻金（第 22 条）があるときには、当会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

第 16 条　備考

(備-1) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-2) この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

第 17 条　保険契約を解除できない場合

① 当会社は、次の(1)から(5)のどれかに該当した場合には、第 16 条に規定する保険契約の解除を行なうことはできません。

(1) 当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第 5・23 条）の際に、解除の原因となる事実を知っていた場合または過失によって知らなかった場合
(2) 保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者が第 6 条の告知をすることを妨げた場合
(3) 保険媒介者(備-1)が、保険契約者または被保険者に対し、第 6 条の告知をしないことを勧めた場合、または不実の告知をすることを勧めた場合
(4) 当会社が解除の原因を知った日からその日を含めて 1 カ月を経過した場合
(5) 保険契約が、給付責任開始の日（第 7 条）からその日を含めて 2 年をこえて有効に継続した場合。ただし、給付責任開始の日からその日を含めて 2 年以内に、解除の原因となる事実により、介護保険金の支払事由（第 1 条）または保険料の払込の免除事由（第 3 条）が発生したときには、保険契約が、給付責任開始の日からその日を含めて 2 年をこえて有効に継続した後でも、第 16 条に規定する保険契約の解除をすることができます。

② 第①項(2)および(3)の規定は、それぞれに規定する保険媒介者(備-1)の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当会社が

告知を求めた事項（第６条）について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第 17 条　備考
(備-1)　「保険媒介者」とは、当会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。

第 18 条　重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等

①　当会社は、次の(1)から(6)のどれかに該当する事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向って解除することができます。
(1)　保険契約者、被保険者または介護保険金の受取人がこの保険契約の介護保険金（第１条）を詐取する目的でまたは他人にこの保険契約の介護保険金を詐取させる目的で、事故招致(備-1)をした場合
(2)　保険契約者または死亡給付金受取人が死亡給付金(備-2)を詐取する目的でまたは他人に死亡給付金(備-2)を詐取させる目的で、事故招致(備-1)をした場合
(3)　保険契約者または被保険者が当会社にこの保険契約の保険料の払込の免除（第３条）を行なわせる目的で、事故招致(備-1)をした場合
(4)　この保険契約の介護保険金もしくは死亡給付金の支払請求またはこの保険契約の保険料の払込の免除の請求に関し、介護保険金の受取人または死亡給付金受取人(備-3)に詐欺行為(備-1)があった場合
(5)　保険契約者、被保険者、介護保険金の受取人または死亡給付金受取人が、次の(ｱ)から(ｵ)のどれかに該当する場合
(ｱ)　反社会的勢力(備-4)に該当すると認められること
(ｲ)　反社会的勢力(備-4)に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
(ｳ)　反社会的勢力(備-4)を不当に利用していると認められること
(ｴ)　保険契約者、介護保険金の受取人または死亡給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力(備-4)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
(ｵ)　その他反社会的勢力(備-4)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(6)　当会社の保険契約者、被保険者、介護保険金の受取人または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする(1)から(5)と同等の重大な事由がある場合(備-5)

②　当会社は、介護保険金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した後でも、第①項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。
(1)　当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に介護保険金または死亡給付金の支払事由が発生した場合、その支払事由による介護保険金(備-6)または死亡給付金(備-6)の支払を行ないません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-7)を返還することを要します。
(2)　当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に保険料の払込の免除事由が発生した場合、その免除事由による保険料の払込の免除を行ないません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。

③　この第 18 条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、介護保険金の受取人または死亡給付金受取人に解除の通知をします。

④　この第 18 条によってこの保険契約を解除した場合、保険契約に解約払戻金（第 22 条）があるときには、当会社は、解約払戻金(備-8)を保険契約者に支払います。

第 18 条　備考
(備-1)　未遂を含みます。
(備-2)　「死亡給付金」には、この保険契約の死亡給付金（第２条）のほか、他の保険契約の死亡給付金を含み、保険種類および給付の名称を問いません。
(備-3)　保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-4)　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。
(備-5)　例えば、この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除される場合、または保険契約者、被保険者、介護保険金の受取人もしくは死亡給付金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合などが該当することがあります。
(備-6)　第①項(5)のみに該当した場合で、第①項(5)(ｱ)から(ｵ)までに該当したのが介護保険金の受取人または死亡給付金受取人のみであり、その介護保険金の受取人または死亡給付金受取人が介護保険金または死亡給付金の一部の受取人であるときは、その受取人の受取部分の介護保険金または死亡給付金とします。
(備-7)　この保険契約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。
(備-8)　第①項(5)のみに該当した場合で、介護保険金または死亡給付金の一部の受取人に対して第②項(1)の規定を適用し、その受取人の受取部分の介護保険金または死亡給付金を支払わないときは、その支払わない部分についての解約払戻金とします。

第 19 条　保険契約の失効

①　保険契約が効力を失った後は、当会社は、給付責任（第７条）を負いません。
②　保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、保険契約の復活（第 23 条）の請求をすることができます。

第 20 条　保険契約者による保険契約の解約

①　保険契約者は、いつでも、将来に向って保険契約を解約することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。
②　第①項の場合、保険契約に解約払戻金（第 22 条）があるときには、当会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

第 21 条　保険金等の受取人による保険契約の存続

①　債権者等(備-1)による保険契約の解約（第 20 条）は、解約の通知が当会社に到達した時から１ヵ月を経過した日に効力を生じます。
②　第①項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の(1)および(2)をともに満たす介護保険金の受取人または死亡給付金受取人は、保険契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等(備-1)に支払うべき金額を債権者等(備-1)に支払い、かつ当会社にその旨を通知したときは、第①項の解約はその効力を生じません。
(1)　保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2)　保険契約者ではないこと
③　第②項の規定により、保険契約を存続させる場合、当会社は、手続書類（別表 1）の提出を求めます。
④　第①項の解約の通知が当会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、介護保険金または死亡給付金の支払事由が生じ、当会社が介護保険金または死亡給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等(備-1)に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等(備-1)に支払った金額を差し引いた残額を、その介護保険金または死亡給付金の受取人に支払います。

第 21 条　備考
(備-1)　「債権者等」とは、保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。

第 22 条　解約払戻金

①　この保険契約の保険料払込方法が全期払込の場合、この保険契約についての解約払戻金はありません。また、この保険契約の保険料払込方法が全期払込以外の場合、保険料払込期間中の保険契約(備-1)については、解約払戻金はありません。
②　この保険契約の保険料払込方法が全期払込以外の場合、保険料払込期間経過後の解約払戻金については、当会社は、保険契約の締結（第５条）の際に、当会社の定める経過年数に応じて計算した解約払戻金額を保険契約者に通知します。

第 22 条　備考
(備-1)　保険料払込期間経過後であっても、未払込の保険料がある場合には、保険料払込期間中の保険契約として取り扱います。

第４章　失効した保険契約の復活

第 23 条　失効した保険契約の復活

①　保険契約者は、保険契約が効力を失った日（第 10 条・第 31 条第③項）からその日を含めて１年以内は、その効力を回復させるため、保険契約の復活の請求（第５条）を行なうことができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。
②　当会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、延滞した保険料(備-1)を払い込んでください。

第 23 条　備考
(備-1)　「延滞した保険料」とは、復活した時までにすでに「払込期月の基準日」（第８条）の到来していた未払込の保険料のことをいいます。

第５章　契約者配当

第 24 条　契約者配当金

この保険契約については、契約者配当金はありません。

第６章　保険契約の内容の変更

第 25 条　保険契約者の変更

① 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約についての一切の権利義務を第三者に承継させて、その第三者を新たな保険契約者とすることができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。
② 保険契約者を変更した場合には、当会社は、保険証券に変更後の保険契約者を表示します。

第 26 条　当会社への通知による保険金等の受取人の変更

① 保険契約者は、介護保険金または死亡給付金の支払事由（第 1・2 条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、当会社に対する通知により、介護保険金の受取人または死亡給付金受取人を変更することができます。ただし、介護保険金の受取人を変更する場合で、変更後の介護保険金の受取人が被保険者となる場合には、被保険者の同意を要しません。
② 第①項の規定により、介護保険金の受取人または死亡給付金受取人を変更する場合、当会社は、保険契約者に手続書類（別表 1）の提出を求めます。
③ 第①項の規定により、介護保険金の受取人または死亡給付金受取人が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の介護保険金の受取人または死亡給付金受取人を表示します。
④ 第①項の通知が当会社に到達する前に変更前の介護保険金の受取人または死亡給付金受取人に介護保険金または死亡給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の介護保険金の受取人または死亡給付金受取人から介護保険金または死亡給付金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

第 27 条　遺言による保険金等の受取人の変更

① 第 26 条に定めるほか、保険契約者は、介護保険金または死亡給付金の支払事由（第 1・2 条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、介護保険金の受取人または死亡給付金受取人を変更することができます。
② 第①項の介護保険金の受取人または死亡給付金受取人の変更は、変更後の介護保険金の受取人が被保険者となる場合を除き、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
③ 第①項および第②項による介護保険金の受取人または死亡給付金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することはできません。
④ 第①項および第②項の規定により、介護保険金の受取人または死亡給付金受取人を変更する場合、当会社は、保険契約者の相続人に手続書類（別表 1）の提出を求めます。
⑤ 第①項および第②項の規定により、介護保険金の受取人または死亡給付金受取人が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の介護保険金の受取人または死亡給付金受取人を表示します。

第 28 条　保険金等の受取人の死亡

① 介護保険金の受取人または死亡給付金受取人が介護保険金または死亡給付金の支払事由（第 1・2 条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を介護保険金の受取人または死亡給付金受取人とします。
② 第①項の規定により介護保険金の受取人または死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第①項の規定により介護保険金の受取人または死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の介護保険金の受取人または死亡給付金受取人を介護保険金の受取人または死亡給付金受取人とします。
③ 第①項および第②項により介護保険金の受取人または死亡給付金受取人となった者(備-1)が 2 人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第 28 条　備考
(備-1) 第①項および第②項の規定により介護保険金の受取人または死亡給付金受取人となった者が死亡し、第①項および第②項の規定によりあらたに介護保険金の受取人または死亡給付金受取人となった者を含みます。

第 29 条　介護保険金額の減額

① 保険契約者は、介護保険金額を減額することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、減額後の介護保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、減額することはできません。
② 介護保険金額を減額した場合には、次のとおりとします。
(1) 減額部分は解約されたものとし、解約払戻金（第 22 条）があるときには、当会社は、その解約払戻金を保険契約者に支払います。
(2) 保険料は、減額後の介護保険金額によって、次回払込期月（第 3 条）からあらためます。
(3) 保険契約者に介護保険金額を減額したことを通知します。

第７章　保険契約者に対する現金貸付および貸付金の返済

第 30 条　保険契約者に対する現金貸付

① 保険契約者は、当会社の定めた借用条項にもとづいて、次の(1)または(2)のどちらか低い金額の範囲内で、現金貸付を受けることができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表 1）を当会社に提出してください。ただし、現金貸付金が当会社の定めた金額に満たない場合には、現金貸付を行ないません。
(1) 貸付時の解約払戻金の 9 割
(2) 貸付時の 3 年経過時の解約払戻金の 8 割
② 現金貸付を行なう際に、すでにこの第 30 条の現金貸付金があった場合には、当会社は、その元利合計額を、新たな現金貸付金から差し引きます。
③ 現金貸付金の利息は、当会社の定めた利率によって、貸付を行なった日の翌日から計算し、貸付を行なった日の毎年の応当日ごとに元金に繰り入れます。
④ この第 30 条の現金貸付金の返済については、第 31 条「貸付金の返済」の規定によって取り扱います。

第 31 条　貸付金の返済

① 保険契約者は、いつでも、現金貸付金（第 30 条）の元利合計額の全部または一部を返済することができます。ただし、その元利合計額の一部を返済する場合、その返済額は当会社の定めた金額以上であることを要します。
② 当会社は、保険契約が、次の(1)または(2)のどちらかに該当した場合で、現金貸付金があったときには、その元利合計額を、当会社の支払うこととなった金額または変更に際して充当することとなった金額から差し引きます。
(1) 保険契約が消滅した場合（第 15・16・18・20 条）
(2) 介護保険金額の減額を行なう場合（第 29 条）
③ 現金貸付金の元利合計額が、解約払戻金額（第 22 条）をこえることとなった場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、当会社の定めた方法によって計算した金額を払い込んでください。この場合、その金額が当会社の指定した日までに払い込まれなかったときには、保険契約は、現金貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえることとなった時から効力を失います。なお、当会社が、この保険契約の復活の請求を承諾した場合には、保険契約者は、延滞した保険料（第 23 条）とともに、当会社の定めた方法によって計算した金額を払い込んでください。

第８章　その他の事項

第 32 条　保険契約者・介護保険金の受取人・死亡給付金受取人の代表者

① この保険契約について、保険契約者、介護保険金の受取人または死亡給付金受取人が 2 人以上ある場合には、それぞれ代表者 1 人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の人を代理するものとします。
② 第①項の代表者が定まらない場合またはその住所もしくは居所が不明である場合には、当会社が保険契約者、介護保険金の受取人または死亡給付金受取人の 1 人に対して行なった行為は、それぞれ他の人に対してもその効力を生じます。

第 33 条　保険契約者の連帯責任

この保険契約について、保険契約者が 2 人以上ある場合には、それぞれの保険契約者は、連帯して保険契約についての責任を負うものとします。

第 34 条　保険契約者の住所の変更およびその通知義務

① 保険契約者が住所を変更した場合には、ただちに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。
② 保険契約者が第①項の通知をしなかった場合には、当会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

第35条　年齢の計算

被保険者の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第36条　年齢の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合で、第14条「年齢の誤りによる保険契約の取消」の規定に該当しなかったときには、次の(1)または(2)によって取り扱います。

(1) 契約日（第7条）における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の範囲内であった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の年齢にもとづいて保険料をあらため、過不足金額を精算します。

(2) 契約日における実際の年齢が、「契約締結年齢(備-1)」の最低年齢に満たなかった場合でも、その事実が発見された日における年齢が、その最低年齢以上となっていたときには、当会社の定めた方法によって、その最低年齢になった日を契約日として保険料をあらため、過不足金額を精算します。

第36条　備考

(備-1) 当会社の定めたこの保険契約を締結（第5条）することができる年齢をいいます。

第37条　性別の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定めた方法によって、実際の性別にもとづいて保険料をあらため、過不足金額を精算します。

第38条　法令等の改正に伴う契約内容の変更

① 当会社は、介護保険金の支払事由（第1条）または保険料の払込の免除事由（第3条）に関する規定にかかわる法令等の改正があり、その改正が介護保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この保険契約の保険料および介護保険金の金額を変更することなく介護保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由に関する規定を変更することがあります。

② 第①項の規定により、介護保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由に関する規定を変更するときは、当会社は、介護保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由に関する規定を変更する日の2ヵ月前までに保険契約者にその変更について通知します。

第39条　管轄裁判所

この保険契約に関する訴訟については、当会社の本店または保険契約者、介護保険金の受取人もしくは死亡給付金受取人の住所地(備-1)を管轄する日本国内の地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とします。

第39条　備考

(備-1) 保険契約者、介護保険金の受取人または死亡給付金受取人が2人以上ある場合には、第32条に規定する代表者の住所地とします。

第40条　時効による請求権の消滅

介護保険金、死亡給付金、解約払戻金その他払い戻すこととなる金額を請求する権利または保険料の払込の免除を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しない場合には、消滅します。

第41条　準拠法

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第42条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用

この保険契約に、給付特約(備-1)を付加した場合には、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」を適用します。

第42条　備考

(備-1) 「給付特約」とは、給付金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第43条　契約条件を付加して締結した保険契約の取扱

① 保険契約の申込（第5条）の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の(1)、(2)のいずれかまたはその両方の契約条件を付加して保険契約を締結することがあります。この場合、保険料または給付内容等については、この第43条の規定を適用して取り扱います。

(1) 保険料の変更

この保険契約の払い込むべき保険料を、申込の時の金額から、当会社の定める方法によりあらためて計算したその申込の時の金額を上回る金額に変更します。

(2) 特定障害の不担保

当会社の定めた不担保期間中に、別表3に定める高度障害状態または別表4に定める身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第3条の規定にかかわらず、保険料の払込を免除しません。

② 第①項の規定によって契約条件を付加して保険契約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券に記載します。

③ 第①項の契約条件を付加して締結した保険契約については、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日から給付責任（第7条）を開始します。ただし、(2)に該当する場合で、保険契約者が、当会社の付加する契約条件を承諾する際に、特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日(備-1)を給付責任開始の日にすることができます。

(1) 保険契約者が承諾した後に、第1回保険料が払い込まれた場合
「第1回保険料が払い込まれた日」

(2) 第1回保険料に相当する金額(備-2)が払い込まれた後に、保険契約者が承諾した場合
「第1回保険料に相当する金額(備-2)が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日

④ この保険契約の給付特約(備-3)にその特約条項に定める契約条件が付加された場合、その給付特約(備-3)の保険料、給付内容または契約内容変更等については、その特約条項に定めるとおり取り扱います。

第43条　備考

(備-1) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、「保険契約者が承諾した日」と「当会社への払込を要する金額を払い込んだ日」とのいずれか遅い日とします。

(備-2) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、その条件を付加する前の金額を「第1回保険料に相当する金額」とみなします。

(備-3) 「給付特約」とは、給付金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第44条　情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱

① 保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、情報端末(備-1)を用いることによっても、保険契約の申込もしくは復活の請求（第5・23条）または告知（第6条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、当会社の定めた保険契約申込書または請求書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、保険契約の申込または復活の請求をすることができるものとします。

(2) 保険契約者または被保険者(備-3)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、情報端末(備-1)に表示することにより当会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること(備-2)によって、告知することができるものとします。また、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項についてその医師に口頭で告知する際、その医師は告知された内容を情報端末(備-1)に入力することがあります。この場合、保険契約者または被保険者(備-3)は、口頭でした告知に関し、その医師が情報端末(備-1)に入力した事項を確認してください。

② 第①項の規定により保険契約の申込もしくは復活の請求または告知を行なった場合、当会社は、その保険契約の申込もしくは復活の請求または告知に関する書面等を保険契約者(備-4)に交付します。

第44条　備考

(備-1) 当会社の定める携帯端末などの情報処理機器をいいます。

(備-2) 当会社への送信にかえて情報端末(備-1)に保存する場合は、情報端末(備-1)への保存を含みます。

(備-3) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-4) 被保険者に関する書面等については、被保険者とします。

第45条　電磁的方法による告知をする場合の取扱

被保険者は、当会社の承諾を得て、電磁的方法(備-1)によっても、告知（第6条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

(1) 被保険者(備-2)は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、当会社が電磁的方法(備-1)により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当会社に送信することによって、告知することができるものとします。

(2) 当会社は、(1)により被保険者から送信された事項の受信をもって、被保険者の告知があったものとして取り扱います。この場合、当会社は、受信した被保険者の告知の内容を被保険者に通知(備-3)します。

第 45 条　備考

(備-1)　インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

(備-2)　被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-3)　電磁的方法による場合を含みます。

別　　表

別表 1　請求書類等

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 2　対象となる不慮の事故

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 3　対象となる高度障害状態

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 4　対象となる身体障害状態

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 5　介護保険金の支払事由に関する取扱

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 6　対象となる要介護状態および軽度以上の要介護状態

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 7　薬物依存

（「別表一覧」をご覧ください）

特約・特則

給付特約付加に関する特則……170
給付特約付加に関する特則（無配当保険用）……176
特約の変更に関する特則（無配当特約用）……182
無配当災害割増特約……184
無配当傷害特約……187
無配当災害入院保障特約……190
無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）……192
無配当総合医療特約……195
無配当総合医療特約（無解約払戻金型）……201
無配当入院初期割増給付特約……206
無配当入院初期割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）……209
無配当特定疾病入院一時給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）……212
無配当特定手術割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）……215
無配当先進医療技術料給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）……218
無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）……221
無配当終身介護給付特約（軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型）……225
災害死亡保障特則……228
災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）……231
契約者配当金特殊支払特則……234
保険料口座振替特則……236
個人年金保険料税制適格特約……237
健康体割引特約……239
リビング・ニーズ特約……241
リビング・ニーズ特約（無配当保険用）……246
年金支払特約……251
指定代理請求特約……254
給付責任開始の日に関する特別取扱特約……256
契約変換に関する特約……257
契約転換に関する特約……263
契約承継に関する特約……267
団体扱特約……269
集団扱特約……271
専用集団扱特約……273
口座振替払込特約（団体・集団扱用）……275

給付特約付加に関する特則

〈目　次〉

用語の定義 ……170
第１条　この特則の適用……170
第２条　給付特約の付加等……170
第３条　保険契約者・被保険者の告知義務……170
第４条　告知義務違反による給付特約の解除および保険金等の不支払等 ……170
第５条　給付特約を解除できない場合 ……170
第６条　給付特約の給付責任の開始・終了および保険期間・保険料払込期間……171
第７条　給付特約の保険料の払込……171
第８条　保険料払込猶予期間満了の日までに給付特約にもとづく給付の事由が発生した場合の保険料および給付の取扱……172
第９条　重大事由による給付特約の解除および保険金等の不支払等……172
第10条　詐欺による給付特約の取消または不法取得目的による給付特約の無効……173
第11条　給付特約の解除・無効・取消・失効・消滅……173
第12条　保険金等の受取人による給付特約の存続……173
第13条　給付特約の自動更新 ……173
第14条　給付特約の給付基準額……173
第15条　給付特約の給付基準額の減額 ……174
第16条　給付特約にもとづく給付金の受取人の指定および変更……174
第17条　契約内容の登録……174
第18条　管轄裁判所 ……175
第19条　保険料一時払込の給付特約に関する取扱……175
別表　請求書類等……175

用語の定義

この特則で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主契約」とは主たる保険契約をいいます。

(2)　「主約款」とは主契約の普通保険約款をいい、約款細則がある場合には約款細則を含みます。

(3)　「給付特約」とは主契約に付加する保険金または給付金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第１条　この特則の適用

①　この特則は、主契約に、給付特約を付加する場合の取扱について規定したものです。

②　給付特約を付加した場合、付加した給付特約またはこの特則に特に規定のない事項については、次のとおりとします。

(1)　主約款の保険料の自動貸付による継続払込、保険契約者に対する現金貸付および貸付金の返済ならびに契約者配当金の割当および支払の規定については、「付加した給付特約を含んだ保険契約」として、主約款の規定を適用します。

(2)　(1)による場合のほかは、その性質に反しない限り、主約款の規定を準用します。

第２条　給付特約の付加等

①　保険契約者は、主契約の締結の際に、給付特約の被保険者の同意および当会社の承諾を得て、当会社の定めた給付特約を主契約に付加して締結することができます。

②　第①項に定めるほか、保険契約者は、主契約の締結の後に、給付特約の被保険者の同意および当会社の承諾を得て、当会社の定めた給付特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表）を当会社に提出してください。なお、主契約の締結の後に、給付特約を付加した場合には、保険証券を交付する代わりに、保険契約者にその給付特約の種類、給付基準額（第14条）、保険期間および保険料を記載した書面を交付します。

③　保険契約者は、保険料払込期間中、給付特約の被保険者の同意および当会社の承諾を得て、当会社の定めた給付特約の給付基準額を増額することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表）を当会社に提出してください。なお、給付特約の給付基準額を増額した場合には、保険証券を交付する代わりに、保険契約者にその給付特約の種類、増額後の給付基準額および保険料を記載した書面を交付します。

④　当会社が第②項の申込または第③項の請求を承諾した場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、当会社の定めた金額を払い込んでください。

⑤　給付特約の復活または復旧は主契約とともに行なうものとし、給付特約だけの復活または復旧は行ないません。なお、主契約とともに給付特約を復活または復旧した場合には、当会社は書面によって承諾の通知をするものとし、保険証券は交付しません。

第３条　保険契約者・被保険者の告知義務

当会社が、給付特約の付加（第２条）、給付特約の復活（第２条）、給付特約の復旧（第２条）または給付特約の給付基準額の増額（第２条）の際、給付特約の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または給付特約の被保険者(備-1)は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、保険契約者または給付特約の被保険者(備-1)はその医師が書面に記入した内容を確認してください。

第３条　備考

(備-1)　保険契約者または給付特約の被保険者の親権者または後見人を含みます。

第４条　告知義務違反による給付特約の解除および保険金等の不支払等

①　保険契約者または給付特約の被保険者(備-1)が、給付特約の付加（第２条）、給付特約の復活（第２条）、給付特約の復旧（第２条）または給付特約の給付基準額の増額（第２条）の際に、当会社が告知を求めた事項（第３条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向ってその給付特約を解除(備-2)することができます。

②　当会社は、給付特約にもとづく保険金等(備-3)の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した後でも、第①項の規定によって給付特約を解除(備-2)することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。

(1)　当会社は、その給付特約の保険金等(備-3)を支払いません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-4)を返還することを要します。

(2)　当会社は、その給付特約の保険料の払込を免除しません。もし、すでにその給付特約の保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除したその給付特約の保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。

③　第②項の場合でも、給付特約にもとづく保険金等(備-3)の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、給付特約の被保険者または給付特約の保険金等(備-3)の受取人が証明した場合には、その支払または払込の免除を行ないます。

④　この第４条の給付特約の解除(備-2)は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、給付特約の被保険者または給付特約の保険金等(備-3)の受取人に解除の通知をします。

⑤　この第４条によって給付特約を解除(備-2)した場合、その給付特約に解約払戻金があるときには、当会社は、その給付特約の解約払戻金を保険契約者に支払います。

第４条　備考

(備-1)　保険契約者または給付特約の被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-2)　給付特約の給付基準額の増額（第２条）の場合には、増額部分について解除するものとします。

(備-3)　給付特約の規定により支払われる保険金、給付金または年金のことをいいます。

(備-4)　給付特約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

第５条　給付特約を解除できない場合

①　当会社は、次の(1)から(5)のどれかに該当した場合には、第４条に規定する給付特約の解除(備-1)を行なうことはできません。

(1)　当会社が、給付特約の付加（第２条）、給付特約の復活（第２条）、給付特約の復旧（第２条）または給付特約の給付基準額の増額（第２条）の際に、解除の原因となる事実を知っていた場合または過失によって知らなかった場合

(2)　保険媒介者(備-2)が、保険契約者または給付特約の被保険者が第３条の告知をすることを妨げた場合

(3)　保険媒介者(備-2)が、保険契約者または給付特約の被保険者に対し、第３条の告知をしないことを勧めた場合、または不実の告知をすることを勧めた場合

(4) 当会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１カ月を経過した場合
(5) 給付特約が、その給付特約の給付責任開始日（第６条）からその日を含めて２年をこえて有効に継続した場合。ただし、給付特約の給付責任開始日からその日を含めて２年以内に、解除の原因となる事実により、給付特約にもとづく保険金等(備-3)の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したとき(備-4)には、給付特約がその給付特約の給付責任開始日からその日を含めて２年をこえて有効に継続した後でも、当会社は、第４条に規定する給付特約の解除(備-1)をすることができます。

② 第①項(2)および(3)の規定は、それぞれに規定する保険媒介者(備-2)の行為がなかったとしても、保険契約者または給付特約の被保険者が、当会社が告知を求めた事項（第３条）について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第５条　備考
(備-1) 給付特約の給付基準額の増額（第２条）の場合には、増額部分について解除するものとします。
(備-2) 「保険媒介者」とは、当会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。
(備-3) 給付特約により支払われる保険金、給付金または年金のことをいいます。
(備-4) 所定の入院をしたことを支払事由とする給付金については、「その入院を開始したとき」とします。

第６条　給付特約の給付責任の開始・終了および保険期間・保険料払込期間

① 主契約の締結の際に給付特約を付加した場合（第２条）または給付特約の復活もしくは復旧をした場合（第２条）、当会社は「主契約の給付責任開始日と同日」から給付特約の給付責任(備-1)を開始します。

② 主契約の締結の後に給付特約を付加した場合（第２条）、当会社は次の(1)または(2)のいずれか遅い日から給付特約の給付責任(備-1)を開始します。
(1) 給付特約の被保険者についての告知の日
(2) 当会社の定めた金額が払い込まれた日。ただし、当会社の定めた金額が第④項(2)に規定する特約の付加日より後に払い込まれた場合は特約の付加日とします。

③ 給付特約の給付基準額の増額（第２条）の場合、当会社は次の(1)または(2)のいずれか遅い日から給付特約の増額部分についての給付責任(備-1)を開始します。
(1) 給付特約の被保険者についての告知の日
(2) 当会社の定めた金額が払い込まれた日。ただし、当会社の定めた金額が第④項(5)に規定する特約の増額日より後に払い込まれた場合は特約の増額日とします。

④ 第①項から第③項までに規定する給付責任開始日の取扱については、次のとおりとします。
(1) 主契約の締結の際に給付特約を付加する場合には「主契約の契約日と同日」を給付特約の「付加日」とします。
(2) 主契約の締結の後に給付特約を付加する場合には、付加の請求に必要な書類（別表）を当会社が受け付けた日の直後に到来する主契約の払込期月の基準日(備-2)を特約の付加日とします。ただし、付加の請求に必要な書類を当会社が受け付けた日から起算して２週間以内に主契約の払込期月の基準日(備-2)が到来する場合、その次に到来する主契約の払込期月の基準日(備-2)を特約の付加日とします。
(3) 給付特約の復活の場合の「給付責任開始日」を給付特約の「復活日」とします。
(4) 給付特約の復旧の場合の「給付責任開始日」を給付特約の「復旧日」とします。
(5) 給付特約の給付基準額の増額の場合には、給付特約の給付基準額の増額の請求に必要な書類（別表）を当会社が受け付けた日の直後に到来する主契約の払込期月の基準日(備-2)を特約の増額日とします。ただし、増額の請求に必要な書類を当会社が受け付けた日から起算して２週間以内に主契約の払込期月の基準日(備-2)が到来する場合、その次に到来する主契約の払込期月の基準日(備-2)を特約の増額日とします。

⑤ 給付特約の保険期間および保険料払込期間は、次のとおりとします。ただし、主契約が終身保険、生存給付金付終身保険または連生終身保険の場合には、第⑥項に規定するとおりとします。
(1) 給付特約の保険期間は、給付特約の付加日から主契約の保険期間満了の日を限度とし、当会社の定めた範囲内で定めます。
(2) 給付特約の保険料払込期間は、給付特約の保険期間と同一とします。ただし、次の(ｱ)から(ｶ)の給付特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえる場合には、給付特約の付加日から主契約の保険料払込期間満了の日までとすることができます。
(ｱ) 無配当災害割増特約
(ｲ) 無配当傷害特約
(ｳ) 無配当総合医療特約
(ｴ) 無配当入院初期割増給付特約
(ｵ) 無配当特定疾病入院一時給付特約
(ｶ) 無配当特定手術割増給付特約
(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、主契約が保障内容移行特約（定期保険用）または保障内容移行特則（定期保険用）の規定により保障内容を移行した場合、給付特約の保険期間および保険料払込期間については、次のとおりとします。
(ｱ) 移行後の給付特約の保険期間および保険料払込期間は、それぞれ移行前の給付特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
(ｲ) (ｱ)にかかわらず、終身年金支払の取扱、夫婦年金支払の取扱、介護保障の取扱または終身死亡保障の取扱を行なっていない場合で、移行前の給付特約の保険期間および保険料払込期間(備-3)の満了の日が定期死亡保障の取扱を行なう部分の保険期間満了の日および確定年金支払の取扱を行なう部分の支払期間満了の日をこえることとなるときには、給付特約の保険期間および保険料払込期間(備-3)は、定期死亡保障の取扱を行なう部分の保険期間満了の日と確定年金支払の取扱を行なう部分の支払期間満了の日のいずれか遅い日までとします。

⑥ 主契約が終身保険、生存給付金付終身保険または連生終身保険の場合の給付特約の保険期間および保険料払込期間は、次のとおりとします。
(1) 給付特約の保険期間は、当会社の定めた範囲内で定めます。
(2) 給付特約の保険料払込期間は、次の(ｱ)から(ｶ)の給付特約については、給付特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえる場合には、給付特約の付加日から主契約の保険料払込期間満了の日までとし、その他の給付特約については給付特約の保険期間と同一とします。ただし、次の(ｱ)から(ｶ)の給付特約について給付特約の保険期間が終身以外の場合には、給付特約の保険料払込期間を給付特約の保険期間と同一とすることができます。
(ｱ) 無配当災害割増特約
(ｲ) 無配当傷害特約
(ｳ) 無配当総合医療特約
(ｴ) 無配当入院初期割増給付特約
(ｵ) 無配当特定疾病入院一時給付特約
(ｶ) 無配当特定手術割増給付特約
(3) 主契約が保障内容移行特約または保障内容移行特則の規定により保障内容を移行し、確定年金支払の取扱のみを選択した場合には、(1)および(2)の規定にかかわらず、次のとおりとします。
(ｱ) 給付特約の保険期間は、給付特約の付加日から支払期間満了の日までに改めます。ただし、給付特約の保険期間が延長されることとなる場合には、移行前の給付特約の保険期間と同一とします。
(ｲ) 給付特約の保険料払込期間は、移行前の給付特約の保険料払込期間と同一とします。ただし、給付特約の保険料払込期間が(ｱ)に規定する給付特約の保険期間をこえることとなる場合には、移行後の給付特約の保険期間と同一とします。

⑦ 給付特約だけの保険期間または保険料払込期間の変更は行ないません。

⑧ 当会社は、給付特約が有効に継続している間、給付特約の保険期間満了時までその給付特約の給付責任(備-1)を負います。

第６条　備考
(備-1) 「給付責任」とは、「給付特約にもとづく保険金または給付金の支払その他の給付を行なう責任」のことをいいます。
(備-2) 「主契約の払込期月の基準日」とは主契約の保険料払込方法〈回数〉に応じた次の日をいいます。
① 主契約が年払契約の場合、主契約の契約応当日とします。
② 主契約が半年払契約の場合、主契約の契約日の半年単位の応当日とします。
③ 主契約が月払契約の場合、主契約の契約日の月単位の応当日とします。
(備-3) 「給付特約の保険期間および保険料払込期間」について、移行日前に給付特約の保険料払込期間が満了している場合は、給付特約の保険期間とします。

第７条　給付特約の保険料の払込

① 給付特約の保険料払込方法が一時払込以外の場合、主約款に規定するほか、給付特約の保険料の払込については、次のとおりとします。
(1) 主契約の保険料払込期間中は、主約款の保険料の払込の規定により、主契約の保険料とともに払い込んでください。
(2) 給付特約の保険料払込期間満了の日前に主契約の保険料払込期間が満了する場合には、
(ｱ) この保険契約の保険料払込方法〈回数〉にかかわらず、保険料払込方法〈回数〉が月払であった場合の最終の保険料の払込猶予期間満了の日までに、以後の給付特約の保険料の全額を前納(備-1)することを要します。(備-2)
(ｲ) (ｱ)の場合で、給付特約の保険料が前納(備-1)されなかったときには、給付特約は、主契約の保険料払込期間満了の日の翌日から、将来に向って解約されたものとします。

(3) 給付特約の保険料払込期間中に給付特約だけの保険料が払い込まれなかった場合には、特約は、保険料払込猶予期間満了の日の翌日から、将来に向って解約されたものとします。

(4) 給付特約だけの保険料の払込が免除されなかった場合には、

(ｲ) 当会社の指定した日までに、以後の給付特約の保険料の全額を前納(備-1)することを要します。(備-3)

(ﾛ) (ｲ)の場合で、給付特約の保険料が前納(備-1)されなかったときには、給付特約は、次の「払込期月の基準日」の保険料の払込猶予期間満了の日の翌日から、将来に向って解約されたものとします。

(5) (4)の規定にかかわらず、主契約が連生終身保険または終身介護保障保険で、給付特約だけの保険料の払込が免除されなかったときには、保険契約者は、以後の給付特約の保険料の全額の前納にかえて、当会社の定めた取扱基準によって、給付特約だけの保険料を継続して払い込む取扱を請求することができます。なお、主契約が終身介護保障保険で、介護年金が支払われなくなったことにより、主契約の保険料の払込が再開されることとなったときには、以後の給付特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。

② 第①項の規定によって給付特約の保険料を前納(備-1)するときには、次のとおり取り扱います。

(1) 当会社の定めた率による割引をします。ただし、月払契約の場合、当月分を含め、3カ月分以上の保険料を前納(備-1)するときに限り割引をします。

(2) 保険料前納金のうち1年分をこえる部分については、毎年、当会社の定めた率の複利による利息をつけて積み立てておき、払込期月の基準日ごとに保険料の払込に充当します。

(3) 次の場合、保険料前納金の残額(備-4)があるときには、保険契約者(備-5)に払い戻します。

(ｲ) 給付特約の保険料払込期間が満了した場合

(ﾛ) 給付特約の保険料の払込を要しなくなった場合

(ﾊ) 給付特約が消滅した場合

(ﾆ) 給付特約の給付基準額を減額した場合

第7条　備考

(備-1) 将来払い込むべき保険料をあらかじめ一時に払い込むことをいいます。

(備-2) 保険料払込方法〈回数〉が月払であった場合の最終の保険料の払込猶予期間満了の日が営業日でない場合、その翌営業日までに前納されたときには、保険料払込方法〈回数〉が月払であった場合の最終の保険料の払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

(備-3) 給付特約を更新する場合には、あらためて、当会社の指定した日までに、更新後の給付特約の保険料払込期間中の保険料の全額を前納(備-1)することを要します。

(備-4) 給付特約の給付基準額を減額した場合には、減額部分に対応する保険料前納金の残額とします。

(備-5) 主契約の満期保険金、死亡保険金、死亡給付金または高度障害保険金の支払事由が発生することにより主契約が消滅する場合は、その保険金または給付金の受取人とします。

第8条　保険料払込猶予期間満了の日までに給付特約にもとづく給付の事由が発生した場合の保険料および給付の取扱

給付特約の保険料が払い込まれないまま、「払込期月の基準日」以後、払込猶予期間満了の日までに、給付特約にもとづく保険金等(備-1)の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した場合(備-2)には、次のとおりとします。

(1) 当会社の支払うこととなった金額から未払込の保険料(備-3)を差し引きます。

(2) 当会社の支払うこととなった金額が未払込の保険料(備-3)に不足するときまたは保険料の払込の免除事由だけが発生したときには、保険契約者は、払込猶予期間満了の日までに、未払込の保険料(備-3)を払い込むことを要します。(備-4)

(3) (2)の場合で、未払込の保険料(備-3)が払い込まれなかったときには、当会社の支払うこととなった金額を支払いません。また、保険料の払込を免除しません。

第8条　備考

(備-1) 給付特約により支払われる保険金または給付金のことをいいます。

(備-2) 払込猶予期間満了の日が営業日でない場合、その翌営業日までに保険金等(備-1)の支払事由が発生したときには、保険料の払込猶予期間中に給付金の支払事由が発生したものとして取り扱います。

(備-3) 主契約および給付特約の未払込の保険料をいいます。

(備-4) 払込猶予期間満了の日が営業日でない場合、その翌営業日までに未払込の保険料(備-3)が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに未払込の保険料(備-3)が払い込まれたものとして取り扱います。

第9条　重大事由による給付特約の解除および保険金等の不支払等

① 当会社は、次の(1)から(6)のどれかに該当する事由が発生した場合には、その給付特約を将来に向って解除することができます。

(1) 保険契約者または特約死亡保険金の受取人が特約死亡保険金(備-1)を詐取する目的でまたは他人に特約死亡保険金(備-1)を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合

(2) 保険契約者、給付特約の被保険者または給付特約の保険金等(備-3)(備-4)の受取人がその給付特約の保険金等(備-3)(備-4)を詐取する目的でまたは他人にその給付特約の保険金等(備-3)(備-4)を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合

(3) 保険契約者または給付特約の被保険者が当会社にその給付特約の保険料の払込の免除を行なわせる目的で、事故招致(備-2)をした場合

(4) 給付特約の保険金等(備-3)の支払請求または給付特約の保険料の払込の免除の請求に関し、その給付特約の保険金等(備-3)の受取人(備-5)に詐欺行為(備-2)があった場合

(5) 保険契約者、給付特約の被保険者または給付特約の保険金等(備-3)の受取人が、次の(ｲ)から(ｵ)のどれかに該当する場合

(ｲ) 反社会的勢力(備-6)に該当すると認められること

(ﾛ) 反社会的勢力(備-6)に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ﾊ) 反社会的勢力(備-6)を不当に利用していると認められること

(ﾆ) 保険契約者または給付特約の保険金等(備-3)の受取人が法人の場合、反社会的勢力(備-6)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(ｵ) その他反社会的勢力(備-6)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(6) 当会社の保険契約者、給付特約の被保険者または給付特約の保険金等(備-3)の受取人に対する信頼を損ない、その給付特約の存続を困難とする(1)から(5)と同等の重大な事由がある場合(備-7)

② 当会社は、給付特約にもとづく保険金等(備-3)の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した後でも、第①項の規定によってその給付特約を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。

(1) 当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に給付特約にもとづく保険金等(備-3)の支払事由が発生した場合、その支払事由による給付特約の保険金等(備-3)(備-8)の支払を行ないません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-9)を返還することを要します。

(2) 当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に給付特約にもとづく保険料の払込の免除事由が発生した場合、その免除事由による給付特約の保険料の払込の免除を行ないません。もし、すでに給付特約の保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した給付特約の保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。

③ この第9条の給付特約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、給付特約の被保険者または給付特約の保険金等(備-3)の受取人に解除の通知をします。

④ この第9条によって給付特約を解除した場合、その給付特約に解約払戻金があるときには、当会社は、その給付特約の解約払戻金(備-10)を保険契約者に支払います。

第9条　備考

(備-1) 「特約死亡保険金」とは、その給付特約の特約死亡保険金のほか、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称を問いません。

(備-2) 未遂を含みます。

(備-3) 「給付特約の保険金等」とは、給付特約により支払われる保険金、給付金または年金をいいます。

(備-4) 特約死亡保険金を除きます。

(備-5) 給付特約の保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。

(備-6) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

(備-7) 例えば、他の保険契約が重大事由によって解除される場合、保険契約者、給付特約の被保険者もしくは給付特約の保険金等(備-3)の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合、または他の保険契約との重複によって給付特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合などが該当する可能性があります。

(備-8) 第①項(5)のみに該当した場合で、第①項(5)(ｲ)から(ｵ)までに該当したのが給付特約の保険金等(備-3)の受取人のみであり、その給付特約の保険金等(備-3)の受取人が給付特約の保険金等(備-3)の一部の受取人であるときは、その受取人の受取部分の給付特約の保険金等(備-3)とします。

(備-9) その給付特約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。
(備-10) 第①項(5)のみに該当した場合で、給付特約の保険金等(備-3)の一部の受取人に対して第②項(1)の規定を適用し、その受取人の受取部分の給付特約の保険金等(備-3)を支払わないときは、その支払わない部分についての解約払戻金とします。

第10条　詐欺による給付特約の取消または不法取得目的による給付特約の無効

① 保険契約者、給付特約の被保険者または給付特約の保険金等(備-1)の受取人の詐欺によって、給付特約の付加（第２条）、給付特約の復活（第２条）、給付特約の復旧（第２条）または給付特約の給付基準額の増額（第２条）が行なわれた場合には、当会社はその給付特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれたその給付特約の保険料は払い戻しません。
② 第①項の給付特約の取消は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、給付特約の被保険者または給付特約の保険金等(備-1)の受取人に取消の通知をします。
③ 保険契約者が給付特約の保険金等(備-1)を不法に取得する目的または他人に給付特約の保険金等(備-1)を不法に取得させる目的をもって、給付特約の付加、給付特約の復活、給付特約の復旧または給付特約の給付基準額の増額が行なわれた場合には、その給付特約は無効とし、すでに払い込まれたその給付特約の保険料は払い戻しません。
④ 第①項から第③項によって当会社が給付特約を取り消した場合または給付特約が無効となった場合で、すでにその給付特約の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を返還することを要します。

第10条　備考
(備-1) 給付特約により支払われる保険金、給付金または年金のことをいいます。

第11条　給付特約の解除・無効・取消・失効・消滅

① 第４条「告知義務違反による給付特約の解除および保険金等の不支払等」、第９条「重大事由による給付特約の解除および保険金等の不支払等」および第10条「詐欺による給付特約の取消または不法取得目的による給付特約の無効」のほか、主契約が解除された場合、主契約が無効となりもしくは効力を失った場合または主契約が取り消された場合には、給付特約も同時に解除され、無効となりもしくは効力を失いまたは取り消されます。
② 次の(1)または(2)の場合には、給付特約は、同時に消滅します。
(1) 主契約が消滅した場合。この場合、主契約が死亡保険金または死亡給付金の支払についての免責事由に該当し、かつ主契約の責任準備金を支払うときには、当会社は、給付特約の責任準備金(備-1)を主契約の責任準備金とともに支払います。また、主契約の消滅に際して主契約の解約払戻金を支払う場合、給付特約に解約払戻金があるときには、当会社は、給付特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金とともに支払います。ただし、主契約の被保険者以外の人を被保険者とする給付特約については、その給付特約に特に規定する場合、その給付特約は消滅しません。
(2) 主契約が払済養老保険、払済終身保険、払済定期保険その他の保険料払込済の保険に変更された場合。この場合、変更後の主契約の保険金額もしくは年金年額または保険期間の計算において、給付特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加算して計算します。
③ 給付特約が、その保険期間満了の日まで有効に継続した場合には、その給付特約は、保険期間満了の時に消滅します。
④ 給付特約だけの解約については、主約款の規定を準用します。なお、給付特約だけの解約の場合には、保険契約者にその給付特約の解約について通知します。
⑤ 第①項から第④項までに規定するほか、次の(1)または(2)に該当するときには、給付特約は消滅します。
(1) 主契約が保障内容移行特約、保障内容移行特約（定期保険用）、保障内容移行特則または保障内容移行特則（定期保険用）の規定により保障内容を移行する際に付加している定期特約については、移行後の保障を開始するとき
(2) それぞれの給付特約に特に規定するとき

第11条　備考
(備-1) 当会社が受け取った給付特約の保険料のうち、給付特約の将来の保険給付に充てるべきものとして、給付特約の保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。

第12条　保険金等の受取人による給付特約の存続

① 債権者等(備-1)による給付特約の解約(備-2)は、その解約の通知が当会社に到達した時から１ヵ月を経過した日に効力を生じます。
② 第①項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の(1)および(2)をともに満たす給付特約の保険金等(備-3)の受取人は、保険契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等(備-1)に支払うべき金額を債権者等(備-1)に支払い、かつ当会社にその旨を通知したときは、第①項の解約はその効力を生じません。
(1) 保険契約者もしくは給付特約の被保険者の親族または給付特約の被保険者本人であること
(2) 保険契約者ではないこと
③ 第②項の規定により、給付特約を存続させる場合、当会社は、手続書類（別表）の提出を求めます。
④ 第①項の解約の通知が当会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、給付特約にもとづく保険金等(備-3)の支払事由が生じ、給付特約にもとづく保険金等(備-3)を支払うべきとき(備-4)は、当該支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等(備-1)に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等(備-1)に支払った金額を差し引いた残額を、その給付特約の保険金等(備-3)の受取人に支払います。
⑤ 第④項の規定による債権者等(備-1)への支払により、第①項の解約の原因となった債権が全て消滅した場合、当該債権者等(備-1)が給付特約の解約(備-2)をする権利は消滅し、第①項の解約はその効力を生じません。
⑥ この第12条の規定は、給付特約を付加した保険契約の債権者等(備-1)による解約の場合にも、主約款の規定とあわせて準用するものとします。

第12条　備考
(備-1) 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。
(備-2) 主契約の解約に伴う給付特約の解約も含みます。
(備-3) 給付特約により支払われる保険金、給付金または年金のことをいいます。
(備-4) 給付特約にもとづく保険金等(備-3)が、給付特約の被保険者の死亡または給付特約に定める高度障害状態に該当することを支払事由とする保険金等(備-3)以外の保険金等(備-3)である場合には、その保険金等(備-3)を支払うことにより、その給付特約が消滅する場合に限ります。

第13条　給付特約の自動更新

① 主契約が自動的に更新される場合には、給付特約も自動的に更新して継続させます。
② 第①項の規定により給付特約を更新した場合には、次のとおりとします。
(1) 更新後の給付特約の給付基準額は、更新前の給付特約の給付基準額と同一とします。
(2) 更新後の給付特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
(3) 更新後の給付特約の保険料は、主契約の更新日における給付特約の被保険者の年齢によって計算します。
③ 当会社が、給付特約の特約条項および保険料率を変更した場合、当会社は、変更後に更新された給付特約について、変更後の特約条項および保険料率を適用します。
④ 更新時に当会社がそれぞれの給付特約の締結を取り扱っていないときは、当会社の定める他の同種の給付特約に更新して継続させます。
⑤ 第①項から第④項までの規定にかかわらず、給付特約の保険期間満了の日からその日を含めて２週間前までに保険契約者からの反対の申出があった場合には、給付特約の更新は行ないません。
⑥ 第①項から第⑤項に規定する給付特約の更新に関して、第①項から第⑤項に規定のない事項については、その性質に反しない限り、主約款の規定を準用します。
⑦ 第①項から第⑥項までに規定するほか、それぞれの給付特約に特に規定する場合にも、給付特約を自動的に更新して継続させます。

第14条　給付特約の給付基準額

この特則において「給付特約の給付基準額」は次のとおりとします。
(1) 定期特約の場合、「特約死亡保険金額」
(2) 災害割増特約および無配当災害割増特約の場合、「災害死亡保険金額」
(3) 傷害特約または無配当傷害特約の場合、「単位障害給付金額」
(4) 通院特約または無配当通院特約の場合、「単位通院給付金額」
(5) 定期保険災害保障特約の場合、「災害保険金額」
(6) 定期保険交通災害保障特約の場合、「交通災害保険金額」
(7) 無配当特定疾病入院一時給付特約の場合、「特定疾病入院一時給付金額」
(8) 無配当特定手術割増給付特約の場合、「単位手術給付金額」
(9) その他単位入院給付金額などの特約にもとづく給付金などの支払額の基準となる金額

第 15 条　給付特約の給付基準額の減額

① 保険契約者は、給付特約の給付基準額（第 14 条）を減額することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表）を当会社に提出してください。ただし、減額後の給付基準額が当会社の定めた金額に満たない場合には、減額することはできません。

② 次の(1)から(5)のどれかに該当する場合で、給付特約の給付基準額が当会社の定めた限度をこえることとなったときには、その金額を当会社の定めた限度まで減額するものとします。ただし、特約重大疾病保険金が支払われたことにより(1)に該当した場合は、この第②項の減額を行ないません。また、付加した給付特約の保険期間が満了したことにより(1)に該当した場合は、災害割増特約および無配当災害割増特約を除きこの第②項の減額を行ないません。

(1) 主契約の保険金額(備-1)が減額された場合(備-2)

(2) 主契約が、保障内容移行特約または保障内容移行特則の規定により保障内容を移行している保険契約で、次の(ｲ)から(ｳ)に該当する場合

(ｲ) 確定年金支払の取扱を行なう部分が消滅した場合

(ﾛ) 介護保障の取扱を行なう部分が消滅した場合

(ﾊ) 死亡保障の取扱を行なう部分が減額された場合または消滅した場合

(3) 主契約が、保障内容移行特約（個人年金保険用）または保障内容移行特則（個人年金保険用）の規定により保障内容を移行している保険契約で、確定年金支払の取扱を行なう部分が消滅した場合

(4) 主契約が、保障内容移行特約（定期保険用）または保障内容移行特則（定期保険用）の規定により保障内容を移行している保険契約で、次の(ｲ)から(ﾛ)に該当する場合

(ｲ) 確定年金支払の取扱を行なう部分が消滅した場合

(ﾛ) 介護保障の取扱を行なう部分が消滅した場合

(ﾊ) 終身死亡保障の取扱を行なう部分が減額された場合または消滅した場合

(ﾛ) 定期死亡保障の取扱を行なう部分が減額された場合または消滅した場合

(5) 主契約に付加された入院特約、無配当新入院特約または無配当総合医療特約の単位入院給付金額が減額された場合

③ 給付特約の給付基準額を減額した場合には、減額部分は解約されたものとします。

④ 給付特約の給付基準額を減額した場合には、保険契約者に給付特約の給付基準額を減額したことを通知します。

第 15 条　備考

(備-1) 主契約が医療保険または新医療保険の場合には、主契約の単位入院給付金額とします。

(備-2) 主契約に定期特約、一時払定期特約、一時払積増特約、一時払養老特約、一時払終身特約、一時払連生終身特約、重大疾病保障定期特約、災害割増特約、傷害特約、無配当災害割増特約または無配当傷害特約が付加されている場合には、その給付基準額が減額されたときまたは消滅したときを含みます。

第 16 条　給付特約にもとづく給付金の受取人の指定および変更

① 給付特約を付加した場合、給付特約にもとづく給付金(備-1)の受取人は、主契約の高度障害保険金、高度障害給付金または介護年金の受取人に指定されたものとします。なお、給付特約にもとづく給付金(備-1)の受取人をこれ以外の者に指定または変更することはできません。

② 主契約の高度障害保険金、高度障害給付金または介護年金の受取人を変更した場合、変更後の主契約の高度障害保険金、高度障害給付金または介護年金の受取人を、給付特約にもとづく給付金(備-1)の受取人とします。なお、給付特約にもとづく給付金(備-1)の受取人をこれ以外の者に変更することはできません。

③ 主契約が個人年金保険の場合、定期特約の特約高度障害保険金の受取人について、第①項および第②項の規定は適用しません。

第 16 条　備考

(備-1) 給付特約の被保険者の死亡または生存を支払事由とする保険金または給付金を除きます。

第 17 条　契約内容の登録

① 当会社は、定期特約、災害割増特約、無配当災害割増特約または所定の入院をしたことを支払事由として給付金を支払う給付特約の場合において、保険契約者およびその給付特約の被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下、この第 17 条において「協会」といいます。）に登録します。

(1) 保険契約者ならびに給付特約の被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）

(2) 所定の入院をしたことを支払事由として給付金を支払う給付特約については、入院給付金の種類

(3) 定期特約については特約死亡保険金の金額、災害割増特約または無配当災害割増特約については災害死亡保険金の金額、所定の入院をしたことを支払事由として給付金を支払う給付特約については入院給付金の日額

(4) 契約日（無配当災害割増特約または所定の入院をしたことを支払事由として給付金を支払う給付特約については、主契約締結後の給付特約の付加（以下、この第 17 条において「特約の中途付加」といいます。）、復活、復旧または保険金額もしくは入院給付金の日額の増額が行なわれた場合、最後の特約の中途付加、復活、復旧または保険金額もしくは入院給付金の日額の増額の日とし、定期特約または災害割増特約については、復活または復旧が行なわれた場合、最後の復活または復旧の日とします。以下、第②項において同様とします。）

(5) 当会社名

② 第①項の登録の期間は、契約日から 5 年（契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から 5 年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。

③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、この第 17 条において「各生命保険会社等」といいます。）は、第①項の規定により登録された給付特約の被保険者について、死亡保険金のある保険契約（死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、この第 17 条において同様とします。）の申込（特約の中途付加、復活、復旧または保険金額の増額の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満 15 歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して定期特約、災害割増特約または無配当災害割増特約の場合において第①項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

④ 各生命保険会社等は、第①項の規定により登録された給付特約の被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下、この第 17 条において同様とします。）の申込（特約の中途付加、復活、復旧または入院給付金の日額の増額の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して所定の入院をしたことを支払事由として給付金を支払う特約の場合において第①項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

⑤ 各生命保険会社等は、第②項および第⑫項から第⑭項の登録の期間中に死亡保険金のある保険契約の申込があった場合、第③項によって連絡された内容を死亡保険金のある保険契約の承諾（死亡保険金のある保険契約については、特約の中途付加、復活、復旧または保険金額の増額の承諾を含みます。）の判断の参考とすることができるものとします。

⑥ 各生命保険会社等は、第②項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、第④項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（入院給付金のある特約については、特約の中途付加、復活、復旧または入院給付金の日額の増額の承諾を含みます。）の判断の参考とすることができるものとします。

⑦ 各生命保険会社等は、契約日（特約の中途付加、復活、復旧または保険金額の増額が行なわれた場合は、最後の特約の付加、復活、復旧または保険金額の増額の日とします。以下、この第⑦項において同様とします。）から 5 年（契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から 5 年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に死亡保険金のある保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して、定期特約、災害割増特約または無配当災害割増特約の場合において第①項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

⑧ 各生命保険会社等は、契約日（特約の中途付加、復活、復旧または入院給付金の日額の増額が行なわれた場合は、最後の特約の付加、復活、復旧または入院給付金の日額の増額の日とします。以下、この第⑧項において同様とします。）から 5 年（契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から 5 年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して、所定の入院をしたことを支払事由として給付金を支払う特約の場合において第①項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

⑨ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾（特約の中途付加、復活、復旧または保険金額もしくは入院給付金の日額の増額の承諾を含みます。）の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

⑩ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

⑪ 保険契約者または給付特約の被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

⑫ 主契約が定期保険、養老保険（新総合自由設計の保険）、終身保険、生存給付金付終身保険または新養老保険の場合で、主契約について保険金額の増額が行なわれたときは、定期特約、災害割増特約または無配当災害割増特約の契約内容の登録については、第②項の規定にかか

わらず、主契約の保険金額の増額の日から５年間（増額の日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、増額の日から５年間または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。

⑬　無配当災害割増特約について特約の中途付加が行なわれたときは、主契約、定期特約または重大疾病保障定期特約の契約内容の登録については、主約款、定期特約または重大疾病保障定期特約の規定にかかわらず、特約の中途付加の日から５年（特約の中途付加の日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、特約の中途付加の日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。

⑭　定期特約、重大疾病保障定期特約または無配当災害割増特約について保険金額の増額が行なわれた場合は、主契約、定期特約、重大疾病保障定期特約、災害割増特約または無配当災害割増特約の契約内容の登録については、主約款、定期特約、重大疾病保障定期特約、災害割増特約または無配当災害割増特約の規定にかかわらず、定期特約、重大疾病保障定期特約または無配当災害割増特約の保険金額の増額の日から５年間（増額の日において被保険者が満15歳未満の場合は、増額の日から５年間または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。

⑮　第③項から第⑨項中、「被保険者」、「保険契約」、「死亡保険金」、「災害死亡保険金」、「保険金額」、「入院給付金」、「高度障害保険金」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「共済契約」、「死亡共済金」、「災害死亡共済金」、「共済金額」、「入院共済金」、「後遺障害共済金」と読み替えます。

第 18 条　管轄裁判所

給付特約に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第 19 条　保険料一時払込の給付特約に関する取扱

保険料一時払込の給付特約については、次のとおり取り扱います。

(1)　第６条「給付特約の給付責任の開始・終了および保険期間・保険料払込期間」の中で「給付特約の保険期間および保険料払込期間」を「給付特約の保険期間」と読み替えます。

(2)　第６条第⑤項(2)ならびに第⑦項(3)および(4)(ｲ)の規定は適用しません。

別表　請求書類等

（「別表一覧」をご覧ください）

給付特約付加に関する特則（無配当保険用）

〈目　次〉

用語の定義 …… 176
第１条　この特則の適用 …… 176
第２条　給付特約の付加等 …… 176
第３条　保険契約者・被保険者の告知義務 …… 176
第４条　告知義務違反による給付特約の解除および保険金等の不支払等 …… 176
第５条　給付特約を解除できない場合 …… 176
第６条　給付特約の給付責任の開始・終了および保険期間・保険料払込期間 …… 177
第７条　給付特約の保険料の払込 …… 177
第８条　保険料払込猶予期間満了の日までに給付特約にもとづく給付の事由が発生した場合の保険料および給付の取扱 …… 178
第９条　重大事由による給付特約の解除および保険金等の不支払等 …… 178
第10条　詐欺による給付特約の取消または不法取得目的による給付特約の無効 …… 178
第11条　給付特約の解除・無効・取消・失効・消滅 …… 179
第12条　保険金等の受取人による給付特約の存続 …… 179
第13条　給付特約の自動更新 …… 179
第14条　給付特約の給付基準額 …… 179
第15条　給付特約の給付基準額の減額 …… 180
第16条　給付特約にもとづく給付金の受取人の指定および変更 …… 180
第17条　契約内容の登録 …… 180
第18条　管轄裁判所 …… 181
第19条　保険料一時払込の給付特約に関する取扱 …… 181
第20条　主契約が他の保険種類へ変更された場合の取扱 …… 181
第21条　主契約が変換後契約である場合の取扱 …… 181
別表　請求書類等 …… 181

用語の定義

この特則で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主契約」とは主たる保険契約をいいます。

(2)　「主約款」とは主契約の普通保険約款をいいます。

(3)　「給付特約」とは主契約に付加する保険金、給付金または年金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第１条　この特則の適用

①　この特則は、主契約に、給付特約を付加する場合の取扱について規定したものです。

②　給付特約を付加した場合、付加した給付特約またはこの特則に特に規定のない事項については、次のとおりとします。

(1)　主約款の保険契約者に対する現金貸付および貸付金の返済の規定については、「付加した給付特約を含んだ保険契約」として、主約款の規定を適用します。

(2)　(1)による場合のほかは、その性質に反しない限り、主約款の規定を準用します。

第２条　給付特約の付加等

①　保険契約者は、主契約の締結の際に、給付特約の被保険者の同意および当会社の承諾を得て、当会社の定めた給付特約を主契約に付加して締結することができます。

②　第①項に定めるほか、保険契約者は、主契約の締結の後に、給付特約の被保険者の同意および当会社の承諾を得て、当会社の定めた給付特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表）を当会社に提出してください。なお、主契約の締結の後に、給付特約を付加した場合には、保険証券を交付する代わりに、保険契約者にその給付特約の種類、給付基準額（第14条）、保険期間および保険料を記載した書面を交付します。

③　保険契約者は、保険料払込期間中、給付特約の被保険者の同意および当会社の承諾を得て、当会社の定めた給付特約の給付基準額を増額することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表）を当会社に提出してください。なお、給付特約の給付基準額を増額した場合には、保険証券を交付する代わりに、保険契約者にその給付特約の種類、増額後の給付基準額および保険料を記載した書面を交付します。

④　当会社が第②項の申込または第③項の請求を承諾した場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、当会社の定めた金額を払い込んでください。

⑤　給付特約の復活または復旧は主契約とともに行なうものとし、給付特約だけの復活または復旧は行ないません。なお、主契約とともに給付特約を復活または復旧した場合には、当会社は書面によって承諾の通知をするものとし、保険証券は交付しません。

第３条　保険契約者・被保険者の告知義務

当会社が、給付特約の付加（第２条）、給付特約の復活（第２条）、給付特約の復旧（第２条）または給付特約の給付基準額の増額（第２条）の際、給付特約の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または給付特約の被保険者(備-1)は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、保険契約者または給付特約の被保険者(備-1)はその医師が書面に記入した内容を確認してください。

第３条　備考

(備-1)　保険契約者または給付特約の被保険者の親権者または後見人を含みます。

第４条　告知義務違反による給付特約の解除および保険金等の不支払等

①　保険契約者または給付特約の被保険者(備-1)が、給付特約の付加（第２条）、給付特約の復活（第２条）、給付特約の復旧（第２条）または給付特約の給付基準額の増額（第２条）の際に、当会社が告知を求めた事項（第３条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向ってその給付特約を解除(備-2)することができます。

②　当会社は、給付特約にもとづく保険金等(備-3)の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した後でも、第①項の規定によって給付特約を解除(備-2)することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。

(1)　当会社は、その給付特約の保険金等(備-3)を支払いません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-4)を返還することを要します。

(2)　当会社は、その給付特約の保険料の払込を免除しません。もし、すでにその給付特約の保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除したその給付特約の保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。

③　第②項の場合でも、給付特約にもとづく保険金等(備-3)の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、給付特約の被保険者または給付特約の保険金等(備-3)の受取人が証明した場合には、その支払または払込の免除を行ないます。

④　この第４条の給付特約の解除(備-2)は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、給付特約の被保険者または給付特約の保険金等(備-3)の受取人に解除の通知をします。

⑤　この第４条によって給付特約を解除(備-2)した場合、その給付特約に解約払戻金があるときには、当会社は、その給付特約の解約払戻金を保険契約者に支払います。

第４条　備考

(備-1)　保険契約者または給付特約の被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-2)　給付特約の給付基準額の増額（第２条）の場合には、増額部分について解除するものとします。

(備-3)　給付特約の規定により支払われる保険金、給付金または年金のことをいいます。

(備-4)　給付特約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

第５条　給付特約を解除できない場合

①　当会社は、次の(1)から(5)のどれかに該当した場合には、第４条に規定する給付特約の解除(備-1)を行なうことはできません。

(1)　当会社が、給付特約の付加（第２条）、給付特約の復活（第２条）、給付特約の復旧（第２条）または給付特約の給付基準額の増額（第２条）の際に、解除の原因となる事実を知っていた場合または過失によって知らなかった場合

(2)　保険媒介者(備-2)が、保険契約者または給付特約の被保険者が第３条の告知をすることを妨げた場合

(3)　保険媒介者(備-2)が、保険契約者または給付特約の被保険者に対し、第３条の告知をしないことを勧めた場合、または不実の告知をすることを勧めた場合

(4) 当会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１カ月を経過した場合
(5) 給付特約が、その給付特約の給付責任開始日（第６条）からその日を含めて２年をこえて有効に継続した場合。ただし、給付特約の給付責任開始日からその日を含めて２年以内に、解除の原因となる事実により、給付特約にもとづく保険金等(備-3)の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したとき(備-4)には、給付特約がその給付特約の給付責任開始日からその日を含めて２年をこえて有効に継続した後でも、当会社は、第４条に規定する給付特約の解除(備-1)をすることができます。

② 第①項(2)および(3)の規定は、それぞれに規定する保険媒介者(備-2)の行為がなかったとしても、保険契約者または給付特約の被保険者が、当会社が告知を求めた事項（第３条）について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第５条　備考
(備-1) 給付特約の給付基準額の増額（第２条）の場合には、増額部分について解除するものとします。
(備-2) 「保険媒介者」とは、当会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。
(備-3) 給付特約により支払われる保険金、給付金または年金のことをいいます。
(備-4) 所定の入院をしたことを支払事由とする給付金については、「その入院を開始したとき」とします。

第６条　給付特約の給付責任の開始・終了および保険期間・保険料払込期間

① 主契約の締結の際に給付特約を付加した場合（第２条）または給付特約の復活もしくは復旧をした場合（第２条）、当会社は「主契約の給付責任開始日(備-1)と同日」から給付特約の給付責任(備-2)を開始します。

② 主契約の締結の後に給付特約を付加した場合（第２条）、当会社は次の(1)または(2)のいずれか遅い日から給付特約の給付責任(備-2)を開始します。
(1) 給付特約の被保険者についての告知の日
(2) 当会社の定めた金額が払い込まれた日。ただし、当会社の定めた金額が第④項(2)に規定する特約の付加日より後に払い込まれた場合は特約の付加日とします。

③ 給付特約の給付基準額の増額（第２条）の場合、当会社は次の(1)または(2)のいずれか遅い日から給付特約の増額部分についての給付責任(備-2)を開始します。
(1) 給付特約の被保険者についての告知の日
(2) 当会社の定めた金額が払い込まれた日。ただし、当会社の定めた金額が第④項(5)に規定する特約の増額日より後に払い込まれた場合は特約の増額日とします。

④ 第①項から第③項までに規定する給付責任開始日の取扱については、次のとおりとします。
(1) 主契約の締結の際に給付特約を付加する場合には「主契約の契約日と同日」を給付特約の「付加日」とします。
(2) 主契約の締結の後に給付特約を付加する場合には、付加の請求に必要な書類（別表）を当会社が受け付けた日の直後に到来する主契約の払込期月の基準日(備-3)を特約の付加日とします。ただし、付加の請求に必要な書類を当会社が受け付けた日から起算して２週間以内に主契約の払込期月の基準日(備-3)が到来する場合、その次に到来する主契約の払込期月の基準日(備-3)を特約の付加日とします。
(3) 給付特約の復活の場合の「給付責任開始日」を給付特約の「復活日」とします。
(4) 給付特約の復旧の場合の「給付責任開始日」を給付特約の「復旧日」とします。
(5) 給付特約の給付基準額の増額の場合には、給付特約の給付基準額の増額の請求に必要な書類（別表）を当会社が受け付けた日の直後に到来する主契約の払込期月の基準日(備-3)を特約の増額日とします。ただし、増額の請求に必要な書類を当会社が受け付けた日から起算して２週間以内に主契約の払込期月の基準日(備-3)が到来する場合、その次に到来する主契約の払込期月の基準日(備-3)を特約の増額日とします。

⑤ 給付特約の保険期間および保険料払込期間は、次のとおりとします。
(1) 給付特約の保険期間は、給付特約の付加日から主契約の保険期間満了の日を限度とし、当会社の定めた範囲内で定めます。
(2) 給付特約の保険料払込期間は、給付特約の保険期間と同一とします。ただし、給付特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえる場合には、給付特約の付加日から主契約の保険料払込期間満了の日までとすることができます。
(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、主契約が保障内容移行特約（5年ごと利差配当付定期保険用）の規定により保障内容を移行した場合、給付特約の保険期間および保険料払込期間については、次のとおりとします。
(ｲ) 移行後の給付特約の保険期間および保険料払込期間は、それぞれ移行前の給付特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
(ﾛ) (ｲ)にかかわらず、終身年金支払の取扱、夫婦年金支払の取扱または終身死亡保障の取扱を行なっていない場合で、移行前の給付特約の保険期間および保険料払込期間(備-4)の満了の日が定期死亡保障の取扱を行なう部分の保険期間満了の日および確定年金支払の取扱を行なう部分の支払期間満了の日をこえることとなるときには、給付特約の保険期間および保険料払込期間(備-4)は、定期死亡保障の取扱を行なう部分の保険期間満了の日と確定年金支払の取扱を行なう部分の支払期間満了の日のいずれか遅い日までとします。

⑥ 給付特約だけの保険期間または保険料払込期間の変更は行ないません。

⑦ 当会社は、給付特約が有効に継続している間、給付特約の保険期間満了時までその給付特約の給付責任(備-2)を負います。

第６条　備考
(備-1) 主契約が、無配当重大疾病保障保険、無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）、無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）または無配当重大疾病保障保険（がん保障ステージⅢⅣ限定・無解約払戻金型）の場合には、がん以外の給付責任開始の日とします。
(備-2) 「給付責任」とは、「給付特約にもとづく保険金、給付金または年金の支払その他の給付を行なう責任」のことをいいます。
(備-3) 「主契約の払込期月の基準日」とは主契約の保険料払込方法〈回数〉に応じた次の日をいいます。
① 主契約が年払契約の場合、主契約の契約応当日とします。
② 主契約が半年払契約の場合、主契約の契約日の半年単位の応当日とします。
③ 主契約が月払契約の場合、主契約の契約日の月単位の応当日とします。
(備-4) 「給付特約の保険期間および保険料払込期間」について、移行日前に給付特約の保険料払込期間が満了している場合は、給付特約の保険期間とします。

第７条　給付特約の保険料の払込

① 給付特約の保険料払込方法が一時払込以外の場合、主約款に規定するほか、給付特約の保険料の払込については、次のとおりとします。
(1) 主契約の保険料払込期間中は、主約款の保険料の払込の規定により、主契約の保険料とともに払い込んでください。
(2) 給付特約の保険料払込期間満了の日前に主契約の保険料払込期間が満了する場合には、
(ｲ) この保険契約の保険料払込方法〈回数〉にかかわらず、保険料払込方法〈回数〉が月払であった場合の最終の保険料の払込猶予期間満了の日までに、以後の給付特約の保険料の全額を前納(備-1)することを要します。(備-2)
(ﾛ) (ｲ)の場合で、給付特約の保険料が前納(備-1)されなかったときには、給付特約は、主契約の保険料払込期間満了の日の翌日から、将来に向って解約されたものとします。
(3) 給付特約の保険料払込期間中に給付特約だけの保険料が払い込まれなかった場合には、給付特約は、保険料払込猶予期間満了の日の翌日から、将来に向って解約されたものとします。
(4) 給付特約だけの保険料の払込が免除されなかった場合には、
(ｲ) 当会社の指定した日までに、以後の給付特約の保険料の全額を前納(備-1)することを要します。(備-3)
(ﾛ) (ｲ)の場合で、給付特約の保険料が前納(備-1)されなかったときには、給付特約は、次の「払込期月の基準日」の保険料の払込猶予期間満了の日の翌日から、将来に向って解約されたものとします。

② 第①項の規定によって給付特約の保険料を前納(備-1)するときには、次のとおり取り扱います。
(1) 当会社の定めた率による割引をします。ただし、月払契約の場合、当月分を含め、３カ月分以上の保険料を前納(備-1)するときに限り割引をします。
(2) 保険料前納金のうち１年分をこえる部分については、毎年、当会社の定めた率の複利による利息をつけて積み立てておき、払込期月の基準日ごとに保険料の払込に充当します。
(3) 次の場合、保険料前納金の残額(備-4)があるときには、保険契約者(備-5)に払い戻します。
(ｲ) 給付特約の保険料払込期間が満了した場合
(ﾛ) 給付特約の保険料の払込を要しなくなった場合
(ﾊ) 給付特約が消滅した場合
(ﾆ) 給付特約の給付基準額を減額した場合

第７条　備考
(備-1) 将来払い込むべき保険料をあらかじめ一時に払い込むことをいいます。

(備-2) 保険料払込方法〈回数〉が月払であった場合の最終の保険料の払込猶予期間満了の日が営業日でない場合、その翌営業日までに前納されたときには、保険料払込方法〈回数〉が月払であった場合の最終の保険料の払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

(備-3) 給付特約を更新する場合には、あらためて、当会社の指定した日までに、更新後の給付特約の保険料払込期間中の保険料の全額を前納(備-1)することを要します。

(備-4) 給付特約の給付基準額を減額した場合には、減額部分に対応する保険料前納金の残額とします。

(備-5) 主契約の死亡保険金、高度障害保険金、介護保険金または死亡給付金の支払事由が発生することにより主契約が消滅する場合は、その保険金または給付金の受取人とします。

第８条　保険料払込猶予期間満了の日までに給付特約にもとづく給付の事由が発生した場合の保険料および給付の取扱

給付特約の保険料が払い込まれないまま、「払込期月の基準日」以後、払込猶予期間満了の日までに、給付特約にもとづく保険金等(備-1)の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した場合(備-2)には、次のとおりとします。

(1) 当会社の支払うこととなった金額から未払込の保険料(備-3)を差し引きます。

(2) 当会社の支払うこととなった金額が未払込の保険料(備-3)に不足するときまたは保険料の払込の免除事由だけが発生したときには、保険契約者は、払込猶予期間満了の日までに、未払込の保険料(備-3)を払い込むことを要します。(備-4)

(3) (2)の場合で、未払込の保険料(備-3)が払い込まれなかったときには、当会社の支払うこととなった金額を支払いません。また、保険料の払込を免除しません。

第８条　備考

(備-1) 給付特約により支払われる保険金、給付金または年金のことをいい、無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付）、無配当終身介護給付特約（軽度要介護保障付）および無配当終身介護給付特約（軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型）の特約死亡給付金を除きます。

(備-2) 払込猶予期間満了の日が営業日でない場合、その翌営業日までに保険金等(備-1)の支払事由が発生したときには、保険料の払込猶予期間中に給付金の支払事由が発生したものとして取り扱います。

(備-3) 主契約および給付特約の未払込の保険料をいいます。

(備-4) 払込猶予期間満了の日が営業日でない場合、その翌営業日までに未払込の保険料(備-3)が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに未払込の保険料(備-3)が払い込まれたものとして取り扱います。

第９条　重大事由による給付特約の解除および保険金等の不支払等

① 当会社は、次の(1)から(6)のどれかに該当する事由が発生した場合には、その給付特約を将来に向って解除することができます。

(1) 保険契約者または特約死亡保険金、特約死亡年金もしくは特約死亡給付金の受取人が特約死亡保険金、特約死亡年金もしくは特約死亡給付金(備-1)を詐取する目的でまたは他人に特約死亡保険金、特約死亡年金もしくは特約死亡給付金(備-1)を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合

(2) 保険契約者、給付特約の被保険者または給付特約の保険金等(備-3)(備-4)の受取人がその給付特約の保険金等(備-3)(備-4)を詐取する目的でまたは他人にその給付特約の保険金等(備-3)(備-4)を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合

(3) 保険契約者または給付特約の被保険者が当会社にその給付特約の保険料の払込の免除を行なわせる目的で、事故招致(備-2)をした場合

(4) 給付特約の保険金等(備-3)の支払請求または給付特約の保険料の払込の免除の請求に関し、その給付特約の保険金等(備-3)の受取人(備-5)に詐欺行為(備-2)があった場合

(5) 保険契約者、給付特約の被保険者または給付特約の保険金等(備-3)の受取人が、次の(ｱ)から(ｶ)のどれかに該当する場合

(ｱ) 反社会的勢力(備-6)に該当すると認められること

(ｲ) 反社会的勢力(備-6)に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ｳ) 反社会的勢力(備-6)を不当に利用していると認められること

(ｴ) 保険契約者または給付特約の保険金等(備-3)の受取人が法人の場合、反社会的勢力(備-6)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(ｶ) その他反社会的勢力(備-6)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(6) 当会社の保険契約者、給付特約の被保険者または給付特約の保険金等(備-3)の受取人に対する信頼を損ない、その給付特約の存続を困難とする(1)から(5)と同等の重大な事由がある場合(備-7)

② 当会社は、給付特約にもとづく保険金等(備-3)の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した後でも、第①項の規定によってその給付特約(備-8)を解除することができます。この場合には、次の(1)または(2)のとおりとします。

(1) 当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に給付特約にもとづく保険金等(備-3)の支払事由が発生した場合、その支払事由による給付特約の保険金等(備-3)(備-9)の支払を行ないません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-10)を返還することを要します。

(2) 当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に給付特約にもとづく保険料の払込の免除事由が発生した場合、その免除事由による給付特約の保険料の払込の免除を行ないません。もし、すでに給付特約の保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した給付特約の保険料については、(1)の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。

③ この第９条の給付特約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、給付特約の被保険者または給付特約の保険金等(備-3)の受取人に解除の通知をします。

④ この第９条によって給付特約を解除した場合、その給付特約に解約払戻金があるときには、当会社は、その給付特約の解約払戻金(備-11)(備-12)を保険契約者(備-13)に支払います。

第９条　備考

(備-1) 「特約死亡保険金、特約死亡年金もしくは特約死亡給付金」とは、その給付特約の特約死亡保険金、特約死亡年金または特約死亡給付金のほか、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称を問いません。

(備-2) 未遂を含みます。

(備-3) 「給付特約の保険金等」とは、給付特約の規定により支払われる保険金、給付金または年金をいいます。

(備-4) 特約死亡保険金、特約死亡年金および特約死亡給付金を除きます。

(備-5) 給付特約の保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。

(備-6) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。

(備-7) 例えば、他の保険契約が重大事由によって解除される場合、保険契約者、給付特約の被保険者もしくは給付特約の保険金等(備-3)の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合、または他の保険契約との重複によって給付特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合などが該当する可能性があります。

(備-8) 無配当年金払定期特約において、第①項(5)のみに該当した場合で、特約年金の一部の受取人に対して第②項(1)の規定を適用し、その受取人の受取部分の年金を支払わないときは、無配当年金払定期特約のうち、その支払わない部分に限るものとします。

(備-9) 第①項(5)のみに該当した場合で、第①項(5)(ｱ)から(ｶ)までに該当したのが給付特約の保険金等(備-3)の受取人のみであり、その給付特約の保険金等(備-3)の受取人が給付特約の保険金等(備-3)の一部の受取人であるときは、その受取人の受取部分の給付特約の保険金等(備-3)とします。

(備-10) その給付特約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

(備-11) 第①項(5)のみに該当した場合で、給付特約の保険金等(備-3)の一部の受取人に対して第②項(1)の規定を適用し、その受取人の受取部分の給付特約の保険金等(備-3)を支払わないときは、その支払わない部分についての解約払戻金とします。

(備-12) 無配当年金払定期特約において、特約年金の支払事由が発生した後に第①項に定める事由が発生した場合は、未支払の特約年金の現価とします。

(備-13) 無配当年金払定期特約において、特約年金の支払事由が発生した後に第①項に定める事由が発生した場合は、特約年金の受取人とします。

第10条　詐欺による給付特約の取消または不法取得目的による給付特約の無効

① 保険契約者、給付特約の被保険者または給付特約の保険金等(備-1)の受取人の詐欺によって、給付特約の付加（第２条）、給付特約の復活（第２条）、給付特約の復旧（第２条）または給付特約の給付基準額の増額（第２条）が行なわれた場合には、当会社はその給付特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれたその給付特約の保険料は払い戻しません。

② 第①項の給付特約の取消は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、

当会社は、給付特約の被保険者または給付特約の保険金等(備-1)の受取人に取消の通知をします。

③　保険契約者が給付特約の保険金等(備-1)を不法に取得する目的または他人に給付特約の保険金等(備-1)を不法に取得させる目的をもって、給付特約の付加、給付特約の復活、給付特約の復旧または給付特約の給付基準額の増額が行なわれた場合には、その給付特約は無効とし、すでに払い込まれたその給付特約の保険料は払い戻しません。

④　第①項から第③項によって当会社が給付特約を取り消した場合または給付特約が無効となった場合で、すでにその給付特約の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を返還することを要します。

第10条　備考

(備-1)　給付特約により支払われる保険金、給付金または年金のことをいいます。

第11条　給付特約の解除・無効・取消・失効・消滅

①　第4条「告知義務違反による給付特約の解除および保険金等の不支払等」、第9条「重大事由による給付特約の解除および保険金等の不支払等」および第10条「詐欺による給付特約の取消または不法取得目的による給付特約の無効」のほか、主契約が解除された場合、主契約が無効となりもしくは効力を失った場合または主契約が取り消された場合には、給付特約も同時に解除され、無効となりもしくは効力を失いまたは取り消されます。

②　次の(1)または(2)の場合には、給付特約は、同時に消滅します。

(1)　主契約が消滅した場合。この場合、主契約が死亡保険金の支払についての免責事由に該当し、かつ主契約の責任準備金を支払うときには、当会社は、給付特約の責任準備金(備-1)を主契約の責任準備金とともに支払います。また、主契約の消滅に際して主契約の解約払戻金を支払う場合、給付特約に解約払戻金があるときには、当会社は、給付特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金とともに支払います。

(2)　主契約が払済保険(備-2)に変更された場合。この場合、変更後の主契約の保険金額の計算において、給付特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加算して計算します。

③　給付特約が、その保険期間満了の日まで有効に継続した場合には、その給付特約は、保険期間満了の時に消滅します。

④　給付特約だけの解約については、主約款の規定を準用します。なお、給付特約だけの解約の場合には、保険契約者にその給付特約の解約について通知します。

⑤　第①項から第④項までに規定するほか、次の(1)または(2)に該当するときには、給付特約は消滅します。

(1)　主契約が保障内容移行特約（5年ごと利差配当付定期保険用）の規定により保障内容を移行する際に付加している次の給付特約については、移行後の保障を開始するとき

(ｱ)　無配当重大疾病保障定期特約

(ｲ)　無配当年金払定期特約

(ｳ)　無配当重度障害保障定期特約

(2)　それぞれの給付特約に特に規定するとき。

第11条　備考

(備-1)　当会社が受け取った給付特約の保険料のうち、給付特約の将来の保険給付に充てるべきものとして、給付特約の保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。

(備-2)　払済定期保険、払済重大疾病保障保険または払済終身介護保障保険その他の保険料払込済の保険をいいます。

第12条　保険金等の受取人による給付特約の存続

①　債権者等(備-1)による給付特約の解約(備-2)は、その解約の通知が当会社に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。

②　第①項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の(1)および(2)をともに満たす給付特約の保険金等(備-3)の受取人は、保険契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等(備-1)に支払うべき金額を債権者等(備-1)に支払い、かつ当会社にその旨を通知したときは、第①項の解約はその効力を生じません。

(1)　保険契約者もしくは給付特約の被保険者の親族または給付特約の被保険者本人であること

(2)　保険契約者ではないこと

③　第②項の規定により、給付特約を存続させる場合、当会社は、手続書類（別表）の提出を求めます。

④　第①項の解約の通知が当会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、給付特約にもとづく保険金等(備-3)の支払事由が生じ、給付特約にもとづく保険金等(備-3)を支払うべきとき(備-4)は、当該支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等(備-1)に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等(備-1)に支払った金額を差し引いた残額を、その給付特約の保険金等(備-3)の受取人に支払います。

⑤　第④項の規定による債権者等(備-1)への支払により、第①項の解約の原因となった債権が全て消滅した場合、当該債権者等(備-1)が給付特約の解約(備-2)をする権利は消滅し、第①項の解約はその効力を生じません。

⑥　第④項に該当する場合、無配当年金払定期特約において第④項に定める当会社が支払うべき特約年金は、未支払の年金の現価の全部を一時に支払うことによって支払うものとします。

⑦　この第12条の規定は、給付特約を付加した保険契約の債権者等(備-1)による解約の場合にも、主約款の規定とあわせて準用するものとします。

第12条　備考

(備-1)　「債権者等」とは、保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。

(備-2)　主契約の解約に伴う給付特約の解約も含みます。

(備-3)　給付特約により支払われる保険金、給付金または年金のことをいいます。

(備-4)　給付特約にもとづく保険金等(備-3)が、給付特約の被保険者の死亡または給付特約に定める高度障害状態に該当することを支払事由とする保険金等(備-3)以外の保険金等(備-3)である場合には、その保険金等(備-3)を支払うことにより、その給付特約が消滅する場合に限ります。

第13条　給付特約の自動更新

①　主契約が自動的に更新される場合には、給付特約も自動的に更新して継続させます。

②　第①項の規定により給付特約を更新した場合には、次のとおりとします。

(1)　更新後の給付特約の給付基準額は、更新前の給付特約の給付基準額と同一とします。ただし、主契約が無配当逓減定期保険の場合で、更新後の給付特約の給付基準額が当会社の定めた限度をこえるときには、その金額を当会社の定めた限度まで減額して更新するものとします。

(2)　更新後の給付特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

(3)　無配当年金払定期特約については、更新後の「特約の型」および「特約年金の支払期間」は、更新前の「特約の型」および「特約年金の支払期間」と同一とします。

(4)　更新後の給付特約の保険料は、更新日における給付特約の被保険者の年齢によって計算します。

③　当会社が、給付特約の特約条項および保険料率を変更した場合、当会社は、変更後に更新された給付特約について、変更後の特約条項および保険料率を適用します。

④　更新時に当会社がそれぞれの給付特約の締結を取り扱っていないときは、当会社の定める他の同種の給付特約に更新して継続させます。

⑤　第①項から第④項までの規定にかかわらず、給付特約の保険期間満了の日からその日を含めて2週間前までに保険契約者からの反対の申出があった場合には、給付特約の更新は行ないません。

⑥　第①項から第⑤項に規定する給付特約の更新に関して、第①項から第⑤項に規定のない事項については、その性質に反しない限り、主約款の規定を準用します。

⑦　第①項から第⑥項までに規定するほか、それぞれの給付特約に特に規定する場合にも、給付特約を自動的に更新して継続させます。

第14条　給付特約の給付基準額

この特則において「給付特約の給付基準額」は次のとおりとします。

(1)　無配当重大疾病保障定期特約または無配当重度障害保障定期特約の場合、「特約保険金額」

(2)　無配当年金払定期特約の場合、「特約基準年金年額」

(3)　災害割増特約（無配当保険用）または無配当災害割増特約の場合、「災害死亡保険金額」

(4)　傷害特約（無配当保険用）または無配当傷害特約の場合、「単位障害給付金額」

(5)　通院特約（無配当保険用）、無配当通院特約（無解約払戻金型）または無配当通院特約の場合、「単位通院給付金額」

(6)　無配当先進医療特約（保険料払込中無解約払戻金型）の場合、「基本給付金額」

(7)　無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付）または無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）の場合、「重大疾病治療給付金額」

(8)　無配当特定疾病入院一時給付特約または無配当特定疾病入院一時給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）の場合、「特定疾病入院一時給付金額」

(9)　無配当特定手術割増給付特約または無配当特定手術割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）の場合、「単位手術給付金額」

(10)　無配当先進医療技術料給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）の場合、「支払限度基準額」

(11) 無配当終身介護給付特約（軽度要介護保障付）または無配当終身介護給付特約（軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型）の場合、「介護給付金額」
(12) (1)から(11)に該当しない給付特約の場合、「単位入院給付金額」

第15条　給付特約の給付基準額の減額

① 保険契約者は、給付特約の給付基準額（第14条）を減額することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表）を当会社に提出してください。ただし、減額後の給付基準額が当会社の定めた金額に満たない場合には、減額することはできません。

② 次の(1)から(5)のどれかに該当する場合で、給付特約の給付基準額が当会社の定めた限度をこえることとなったときには、その金額を当会社の定めた限度まで減額するものとします。ただし、特約重大疾病保険金または特約重度障害保険金が支払われたことにより(1)に該当した場合は、この第②項の減額を行ないません。
(1) 主契約の保険金額(備-1)が減額された場合(備-2)
(2) 主契約が、保障内容移行特約（5年ごと利差配当付定期保険用）の規定により保障内容を移行している保険契約で、次の(ｲ)から(ｳ)に該当する場合
(ｲ) 確定年金支払の取扱を行なう部分が消滅した場合
(ﾛ) 終身死亡保障の取扱を行なう部分が減額された場合または消滅した場合
(ﾊ) 定期死亡保障の取扱を行なう部分が減額された場合または消滅した場合
(3) 主契約に無配当年金払定期特約が付加されている場合で、特約年金の支払満了年齢の繰り上げが行なわれたとき
(4) 主契約に付加された入院特約（無配当保険用）、無配当入院特約（無解約払戻金型）、無配当新入院特約、無配当新入院特約（無解約払戻金型）、無配当総合医療特約または無配当総合医療特約（無解約払戻金型）の単位入院給付金額が減額された場合
(5) 主契約に契約変換に関する特約が付加されている場合で、次の(ｲ)から(ﾁ)のどれかに該当したため、契約変換に関する特約の特約条項の規定により保険契約の一部が消滅し、または無効となったとき
(ｲ) 被保険者が、変換基準日前に発生した傷害または発病した疾病によって、主約款に定める高度障害状態に該当した場合
(ﾛ) 被保険者が、変換基準日からその日を含めて９０日以内に、主約款に定める悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定された場合
(ﾊ) 被保険者が、変換基準日前に発病した疾病によって、主約款に定める急性心筋梗塞または脳卒中による重大疾病保険金の支払事由に該当した場合
(ﾆ) 保険契約者または被保険者(備-3)が、変換後契約の締結の際に、当会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合で、主約款の告知義務違反に係る規定が適用され変換後契約の一部が解除されたとき
(ﾁ) 変換後契約の保険金額等が変換基準日の前日末における変換前契約の保険金額等を超えることとなった場合で、変換後契約のうちその超えることとなった部分が無効となったとき

③ 給付特約の給付基準額を減額した場合には、減額部分は解約されたものとします。

④ 給付特約の給付基準額を減額した場合には、保険契約者に給付特約の給付基準額を減額したことを通知します。

第15条　備考
(備-1) 主契約が無配当医療保険（無解約払戻金型）または無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）の場合には、主契約の単位入院給付金額とします。
(備-2) 主契約に無配当重大疾病保障定期特約、無配当年金払定期特約、無配当重度障害保障定期特約、災害割増特約（無配当保険用）、傷害特約（無配当保険用）、無配当災害割増特約または無配当傷害特約が付加されている場合には、その給付基準額が減額されたときまたは消滅したときを含みます。
(備-3) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

第16条　給付特約にもとづく給付金の受取人の指定および変更

① 給付特約を付加した場合、給付特約にもとづく給付金(備-1)の受取人は、主契約の高度障害保険金(備-2)の受取人に指定されたものとします。なお、給付特約にもとづく給付金(備-1)の受取人をこれ以外の者に指定または変更することはできません。

② 主契約の高度障害保険金(備-2)の受取人を変更した場合、変更後の主契約の高度障害保険金(備-2)の受取人を、給付特約にもとづく給付金(備-1)の受取人とします。なお、給付特約にもとづく給付金(備-1)の受取人をこれ以外の者に変更することはできません。

第16条　備考
(備-1) 給付特約の被保険者の死亡を支払事由とする保険金、給付金または年金を除きます。
(備-2) 主約款に高度障害保険金の規定がない場合には、主契約の入院給付金、重大疾病保険金または介護保険金の受取人とします。

第17条　契約内容の登録

① 当会社は、無配当重大疾病保障定期特約、無配当年金払定期特約、無配当重度障害保障定期特約、災害割増特約（無配当保険用）、無配当災害割増特約または所定の入院をしたことを支払事由として給付金を支払う特約の場合において、保険契約者およびその特約の被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下、この第17条において「協会」といいます。）に登録します。
(1) 保険契約者ならびに特約の被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
(2) 所定の入院をしたことを支払事由として給付金を支払う特約については、入院給付金の種類
(3) 無配当重大疾病保障定期特約または無配当重度障害保障定期特約については特約死亡保険金の金額、無配当年金払定期特約については契約日（復活または復旧が行なわれた場合、最後の復活または復旧の日とします。）における換算保障額、災害割増特約（無配当保険用）または無配当災害割増特約については災害死亡保険金の金額、所定の入院をしたことを支払事由として給付金を支払う特約については入院給付金の日額
(4) 契約日（無配当災害割増特約または所定の入院をしたことを支払事由として給付金を支払う特約については、主契約締結後の特約の付加（以下、この第17条において「特約の中途付加」といいます。）、復活、復旧または保険金額もしくは入院給付金の日額の増額が行なわれた場合、最後の特約の中途付加、復活、復旧または保険金額もしくは入院給付金の日額の増額の日とし、無配当重大疾病保障定期特約、無配当年金払定期特約、無配当重度障害保障定期特約または災害割増特約（無配当保険用）については、復活または復旧が行なわれた場合、最後の復活または復旧の日とします。以下、第②項において同様とします。）
(5) 当会社名

② 第①項の登録の期間は、契約日から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。

③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、この第17条において「各生命保険会社等」といいます。）は、第①項の規定により登録された特約の被保険者について、死亡保険金のある保険契約（死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、この第17条において同様とします。）の申込（特約の中途付加、復活、復旧または保険金額の増額の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して無配当重大疾病保障定期特約、無配当年金払定期特約、無配当重度障害保障定期特約、災害割増特約（無配当保険用）または無配当災害割増特約の場合において第①項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

④ 各生命保険会社等は、第①項の規定により登録された特約の被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下、この第17条において同様とします。）の申込（特約の中途付加、復活、復旧または入院給付金の日額の増額の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して所定の入院をしたことを支払事由として給付金を支払う特約の場合において第①項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

⑤ 各生命保険会社等は、第②項および第⑫項から第⑭項の登録の期間中に死亡保険金のある保険契約の申込があった場合、第③項によって連絡された内容を死亡保険金のある保険契約の承諾（死亡保険金のある保険契約については、特約の中途付加、復活、復旧または保険金額の増額の承諾を含みます。）の判断の参考とすることができるものとします。

⑥ 各生命保険会社等は、第②項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、第④項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（入院給付金のある特約については、特約の中途付加、復活、復旧または入院給付金の日額の増額の承諾を含みます。）の判断の参考とすることができるものとします。

⑦ 各生命保険会社等は、契約日（特約の中途付加、復活、復旧または保険金額の増額が行なわれた場合は、最後の特約の付加、復活、復旧または保険金額の増額の日とします。以下、この第⑦項において同様とします。）から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に死亡保険金のある保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して、無配当重大疾病保障定期特約、無配当年金払定期特約、無配当重度障害保障定期特約、災害割増特約（無配当保険用）または無配当災害割増特約の場合において第①項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

⑧　各生命保険会社等は、契約日（特約の中途付加、復活、復旧または入院給付金の日額の増額が行なわれた場合は、最後の特約の付加、復活、復旧または入院給付金の日額の増額の日とします。以下、この第⑧項において同様とします。）から５年（契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して、所定の入院をしたことを支払事由として給付金を支払う特約の場合において第①項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

⑨　各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾（特約の中途付加、復活、復旧または保険金額もしくは入院給付金の日額の増額の承諾を含みます。）の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

⑩　協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

⑪　保険契約者または特約の被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

⑫　主契約について保険金額の増額が行なわれたときは、無配当重大疾病保障定期特約、無配当年金払定期特約、無配当重度障害保障定期特約、災害割増特約（無配当保険用）または無配当災害割増特約の契約内容の登録については、第②項の規定にかかわらず、主契約の保険金額の増額の日から５年間（増額の日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、増額の日から５年間または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。

⑬　無配当災害割増特約について特約の中途付加が行なわれたときは、主契約、無配当重大疾病保障定期特約、無配当年金払定期特約または無配当重度障害保障定期特約の契約内容の登録については、主約款、無配当重大疾病保障定期特約、無配当年金払定期特約または無配当重度障害保障定期特約の規定にかかわらず、特約の中途付加の日から５年（特約の中途付加の日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、特約の中途付加の日から５年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。

⑭　無配当重大疾病保障定期特約、無配当年金払定期特約、無配当重度障害保障定期特約または無配当災害割増特約について保険金額または特約基準年金年額の増額が行なわれた場合は、主契約、無配当重大疾病保障定期特約、無配当年金払定期特約、無配当重度障害保障定期特約、災害割増特約（無配当保険用）または無配当災害割増特約の契約内容の登録については、主約款、無配当重大疾病保障定期特約、無配当年金払定期特約、無配当重度障害保障定期特約、災害割増特約（無配当保険用）または無配当災害割増特約の規定にかかわらず、無配当重大疾病保障定期特約、無配当年金払定期特約、無配当重度障害保障定期特約もしくは無配当災害割増特約の保険金額または特約基準年金年額の増額の日から５年間（増額の日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、増額の日から５年間または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。

⑮　第③項から第⑨項中、「被保険者」、「保険契約」、「死亡保険金」、「災害死亡保険金」、「保険金額」、「入院給付金」、「高度障害保険金」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「共済契約」、「死亡共済金」、「災害死亡共済金」、「共済金額」、「入院共済金」、「後遺障害共済金」と読み替えます。

第 18 条　管轄裁判所

給付特約に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第 19 条　保険料一時払込の給付特約に関する取扱

保険料一時払込の給付特約については、次のとおり取り扱います。

(1)　第６条「給付特約の給付責任の開始・終了および保険期間・保険料払込期間」の中で「給付特約の保険期間および保険料払込期間」を「給付特約の保険期間」と読み替えます。

(2)　第６条第⑤項(2)の規定は適用しません。

第 20 条　主契約が他の保険種類へ変更された場合の取扱

①　主契約が無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）で、他の保険種類へ変更される場合には、変更前特約(備-1)と同種の特約を変更後特約(備-2)として、主約款に規定する変更後契約に付加します。ただし、変更後契約において変更前特約(備-1)と同種の特約の付加を取り扱っていない場合を除きます。

②　第①項の場合、変更後特約(備-2)における給付金の支払および支払限度額に関しては、変更前特約(備-1)の保険期間と変更後特約(備-2)の保険期間とは継続された一つの保険期間とみなして取り扱います。

③　第①項の場合、変更後特約(備-2)の給付基準額は変更前特約の給付基準額以下とし、変更後特約(備-2)の給付基準額が変更前特約(備-1)の給付基準額を下回る場合は、変更日に給付基準額を減額したものとして取り扱います。

第 20 条　備考

(備-1)　変更前契約に付加されている特約をいいます。

(備-2)　変更後契約に付加される特約をいい、変更前特約(備-1)が無解約払戻金型または保険料払込中無解約払戻金型の特約の場合、同種の無解約払戻金型でない特約を変更前特約(備-1)と同種の特約として取り扱います。

第 21 条　主契約が変換後契約である場合の取扱

①　主契約が契約変換に関する特約に規定する変換後契約である場合には、変換前特約(備-1)と同種の特約を変換後特約(備-2)として、契約変換に関する特約に規定する変換後契約に付加することができます。ただし、変換後契約において変換前特約(備-1)と同種の特約の付加を取り扱っていない場合を除きます。

②　第①項の場合、変換後特約(備-2)における給付金の支払および支払限度額に関しては、変換前特約(備-1)の保険期間と変換後特約(備-2)の保険期間とは継続された一つの保険期間とみなして取り扱います。

③　第①項の場合、変換後特約(備-2)の給付基準額は変換前特約の給付基準額以下とし、変換後特約(備-2)の給付基準額が変換前特約(備-1)の給付基準額を下回る場合は、変換基準日に給付基準額を減額したものとして取り扱います。

第 21 条　備考

(備-1)　契約変換に関する特約に規定する変換前契約に付加されている特約をいいます。

(備-2)　契約変換に関する特約に規定する変換後契約に付加される特約をいいます。なお、契約変換に関する特約に規定する変換前契約および変換後契約が次の①または②に該当する場合は、それぞれに規定する特約を同種の特約として取り扱います。

①　変換前契約が無解約払戻金型および解約払戻金抑制割合指定型でない契約で、かつ変換後契約が無解約払戻金型または解約払戻金抑制割合指定型の契約の場合
　変換前特約(備-1)と同種の無解約払戻金型または保険料払込中無解約払戻金型の特約

②　変換前契約が無解約払戻金型または解約払戻金抑制割合指定型の契約で、かつ変換後契約が無解約払戻金型および解約払戻金抑制割合指定型でない契約の場合
　変換前特約(備-1)と同種の無解約払戻金型および保険料払込中無解約払戻金型でない特約

別表　請求書類等

（「別表一覧」をご覧ください）

特約の変更に関する特則（無配当特約用）

〈目　次〉

用語の定義 ……182
第１条　特約の変更および新特約の規定の取扱 ……182
第２条　新特約の給付責任開始日 ……182
第３条　新特約の給付基準額・保険期間および保険料払込期間 ……182
第４条　旧特約の取扱 ……182
第５条　新特約への変更後の特別取扱 ……182
第６条　旧特約についての告知義務違反 ……182
第７条　支払倍率、給付日数等の通算 ……182
第８条　主契約の変換の際に特約を変更する場合の取扱 ……183
別表　請求書類 ……183

用語の定義

この特則で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主契約」とは主たる保険契約をいいます。

(2)　「主約款」とは主契約の普通保険約款をいいます。

第１条　特約の変更および新特約の規定の取扱

①　保険契約者は、特約の被保険者の同意および当会社の承諾を得て、主契約に付加されている下表の(1)から(6)に定める旧特約をそれぞれに定める新特約に変更することができます。

旧特約	新特約
(1) ・災害割増特約 ・災害割増特約 （5 年ごと利差配当付保険用） ・災害割増特約（無配当保険用）	無配当災害割増特約
(2) ・傷害特約 ・傷害特約 （5 年ごと利差配当付保険用） ・傷害特約（無配当保険用）	無配当傷害特約
(3) ・災害入院特約（無配当保険用） ・無配当新災害入院特約	無配当災害入院保障特約
(4) ・入院特約 ・長期疾病入院特約 ・新長期入院特約 ・入院特約 （5 年ごと利差配当付保険用） ・長期疾病入院特約 （5 年ごと利差配当付保険用） ・新長期入院特約 （5 年ごと利差配当付保険用） ・入院特約（無配当保険用） ・長期疾病入院特約（無配当保険用） ・新長期入院特約（無配当保険用） ・無配当新入院特約	無配当総合医療特約
(5) ・無配当入院特約（無解約払戻金型） ・無配当長期疾病入院特約 （無解約払戻金型） ・無配当新長期入院特約 （無解約払戻金型） ・無配当新入院特約 （無解約払戻金型）	無配当総合医療特約（無解約払戻金型）
(6) ・無配当高度先進医療特約 ・無配当先進医療特約 （保険料払込中無解約払戻金型）	無配当先進医療技術料給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）

②　第①項の場合、この特則に特に規定のない事項については、給付特約付加に関する特則、給付特約付加に関する特則（5 年ごと利差配当付保険用）または給付特約付加に関する特則（無配当保険用）および新特約の規定を適用します。

③　旧特約を新特約に変更した場合には、保険証券を交付する代わりに、保険契約者にその旨を通知します。

第２条　新特約の給付責任開始日

①　新特約に変更した場合、当会社は次の(1)または(2)のいずれか遅い日から新特約の給付責任(備-1)を開始します。

(1)　新特約の被保険者についての告知の日

(2)　当会社の定めた金額が払い込まれた日。ただし、当会社の定めた金額が第②項に規定する新特約への変更日より後に払い込まれた場合は新特約への変更日とします。

②　第①項に規定する給付責任開始日の取扱については、新特約への変更の請求に必要な書類（別表）を当会社が受け付けた日の直後に到来する主契約の払込期月の基準日(備-2)を新特約への変更日とします。ただし、新特約への変更の請求に必要な書類を当会社が受け付けた日から起算して２週間以内に主契約の払込期月の基準日(備-2)が到来する場合、その次に到来する主契約の払込期月の基準日(備-2)を新特約への変更日とします。

第２条　備考

(備-1)　「新特約の給付責任」とは、当会社が新特約にもとづく保険金の支払、給付金の支払および保険料の払込の免除を行なう責任をいいます。

(備-2)　「主契約の払込期月の基準日」とは主契約の保険料払込方法〈回数〉に応じた次の日をいいます。

①　主契約が年払契約の場合、主契約の契約応当日とします。

②　主契約が半年払契約の場合、主契約の契約日の半年単位の応当日とします。

③　主契約が月払契約の場合、主契約の契約日の月単位の応当日とします。

第３条　新特約の給付基準額・保険期間および保険料払込期間

①　第１条第①項(1)から(5)に定める特約の変更を行なう場合、新特約の給付基準額(備-1)は、旧特約の給付基準額と同額とします。

②　新特約の保険期間は新特約への変更日から旧特約の保険期間満了の日までとし、保険料払込期間は新特約への変更日から旧特約の保険料払込期間満了の日までとします。ただし、新特約の保険期間および保険料払込期間は給付特約付加に関する特則、給付特約付加に関する特則（5 年ごと利差配当付保険用）または給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の規定により定めることもできるものとします。

第３条　備考

(備-1)　「給付特約付加に関する特則」、「給付特約付加に関する特則（5 年ごと利差配当付保険用）」または「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に規定する給付基準額をいいます。

第４条　旧特約の取扱

①　旧特約は、新特約の給付責任開始と同時に消滅します。

②　第①項の規定により、旧特約が消滅するときに、旧特約の解約払戻金がある場合には、当会社は、旧特約の解約払戻金を保険契約者に支払います。

第５条　新特約への変更後の特別取扱

①　新特約について、次の各号の事由が生じた場合で、当会社の指定する日までに、保険契約者から請求があった場合には、当会社は新特約への変更は行なわれなかったものとして取り扱います。

(1)　新特約への変更の際の告知義務違反により、新特約が解除された場合

(2)　新特約の給付責任開始日前に、保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込の免除の原因が生じていたことにより、新特約にもとづく保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込の免除が行なわれなかった場合

②　第①項の規定に該当する場合には、旧特約に復元することとし、当会社の定める方法により、旧特約と新特約との保険料の差額および第４条第②項において規定する旧特約の解約払戻金について精算を行ないます。

第６条　旧特約についての告知義務違反

旧特約の締結、復活、給付基準額の増額または保険契約の復旧の際に、告知義務違反があった場合には、当会社は、新特約を解除することができます。この場合、特約の告知義務違反による解除の規定を準用します。ただし、解除可能期間は、旧特約の給付責任開始日から起算します。

第７条　支払倍率、給付日数等の通算

旧特約ですでに支払済の次の(1)から(4)に定める給付金がある場合には、旧特約についての支払倍率、給付日数または高度先進医療給付

金もしくは先進医療給付金の支払金額を新特約についての支払倍率、給付日数または先進医療給付金の支払金額に通算して、それぞれに定める新特約の給付金の支払限度についての規定を適用します。

旧特約	新特約
(1) ・障害給付金	障害給付金
(2) ・災害入院給付金	災害入院給付金
(3) ・疾病入院給付金 ・長期疾病入院給付金 ・疾病自宅療養給付金	疾病入院給付金
(4) ・高度先進医療給付金 ・先進医療給付金	先進医療給付金

第８条　主契約の変換の際に特約を変更する場合の取扱

主契約の変換の際に旧特約を新特約に変更する場合、第２条の規定にかかわらず、次のとおりとします。

(1)　新特約への変更は、契約変換に関する特約に規定する変換基準日の前日末に行なわれるものとし、その時から新特約の給付責任(備-1)を開始します。なお、契約変換に関する特約に規定する変換基準日の前日を変更日として取り扱います。

(2)　新特約における保険金または給付金の支払については、旧特約から新特約に継続されたものとみなし、旧特約の保険期間と新特約の保険期間とは継続された一つの保険期間とみなして取り扱い、その給付責任を負います。

(3)　新特約について、第５条の規定は適用しません。

第８条　備考

(備-1)　「新特約の給付責任」とは、当会社が新特約にもとづく保険金の支払、給付金の支払および保険料の払込の免除を行なう責任をいいます。

別表　請求書類

（「別表一覧」をご覧ください）

〈目　次〉

用語の定義 ……184
第１条　災害死亡保険金の支払 ……184
第２条　災害高度障害保険金の支払 ……184
第３条　特約の保険料の払込の免除 ……185
第４条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所、支払方法の選択 ……185
第５条　特約の解約払戻金 ……186
第６条　特約に対する契約者配当金 ……186
第７条　給付特約付加に関する特則等の適用 ……186
第８条　特約の変更に関する特則（無配当特約用）の適用 ……186
第９条　契約条件を付加して締結した場合の取扱 ……186
別表１　支払・払込免除の請求書類 ……186
別表２　対象となる不慮の事故 ……186
別表３　対象となる高度障害状態 ……186
別表４　対象となる感染症 ……186

用語の定義

この特約で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主契約」とは主たる保険契約をいいます。

(2)　「主約款」とは主契約の普通保険約款をいい、約款細則がある場合には約款細則を含みます。

(3)　「この特約の給付責任開始日」とは「給付特約付加に関する特則」、「給付特約付加に関する特則（5年ごと利差配当付保険用）」または「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に規定するこの特約の給付責任開始日をいいます。

第１条　災害死亡保険金の支払

①　当会社は、次のとおり災害死亡保険金を災害死亡保険金の受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、この特約の保険期間（備-2）中に、次の(ｱ)または(ｲ)に該当した場合 (ｱ)　この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故（別表２）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 (ｲ)　この特約の給付責任開始日以後に発病した別表４に定める感染症を直接の原因として死亡した場合
(2)　支払金額	災害死亡保険金額 ただし、支払事由（備-1）が、次の(ｱ)または(ｲ)によって発生した場合には、それによって支払事由（備-1）に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、支払金額を削減することがあります。この場合でも、削減して支払う金額は、責任準備金額（備-3）を下まわることはありません。 (ｱ)　地震、噴火または津波 (ｲ)　戦争その他の変乱
(3)　免責事由（備-4）	支払事由（備-1）が、次の(ｱ)から(ｸ)のどれかによって発生した場合。この場合、(ｱ)によって支払事由（備-1）が発生したときを除き、責任準備金額（備-3）を保険契約者に支払います。 (ｱ)　保険契約者の故意または重大な過失。ただし、(ｲ)に該当する場合を除きます。 (ｲ)　被保険者の故意または重大な過失 (ｳ)　被保険者の犯罪行為 (ｴ)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｵ)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｶ)　被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｷ)　被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ｸ)　災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失。ただし、(ｱ)または(ｲ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｸ)に該当する場合、その受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額（備-3）を保険契約者に支払います。

②　災害死亡保険金の受取人は、主契約の死亡保険金受取人または死亡年金受取人とします。ただし、主約款に死亡保険金または死亡年金についての規定がない場合には、死亡給付金の受取人とします。なお、災害死亡保険金の受取人を主契約の死亡保険金受取人、死亡年金受取人または死亡給付金の受取人以外の者に指定または変更することはできません。

第１条　備考

(備-1)　災害死亡保険金を支払う場合をいいます。

(備-2)　この特約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。

(備-3)　当会社が受け取った保険料のうち、この特約の将来の保険給付に充てるべきものとして、この特約の保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。

(備-4)　支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が災害死亡保険金の支払を行なわない場合をいいます。

第２条　災害高度障害保険金の支払

①　当会社は、次のとおり災害高度障害保険金を災害高度障害保険金の受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、次の(ｱ)または(ｲ)に該当した場合 (ｱ)　この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故（別表２）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内のこの特約の保険期間（備-2）中に、高度障害状態（別表３）に該当した場合（備-3）（備-5）（備-6） (ｲ)　この特約の給付責任開始日以後に発病した別表４に定める感染症を直接の原因として、この特約の保険期間（備-2）中に、高度障害状態に該当した場合（備-4）（備-5）
(2)　支払金額	災害死亡保険金額と同額を災害高度障害保険金額とします。 ただし、支払事由（備-1）が、次の(ｱ)または(ｲ)によって発生した場合には、それによって支払事由（備-1）に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、支払金額を削減することがあります。この場合でも、削減して支払う金額は、責任準備金額（備-7）を下まわることはありません。 (ｱ)　地震、噴火または津波 (ｲ)　戦争その他の変乱
(3)　免責事由（備-8）	支払事由（備-1）が、次の(ｱ)から(ｷ)のどれかによって発生した場合 (ｱ)　保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (ｲ)　被保険者の犯罪行為 (ｳ)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｴ)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｵ)　被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｶ)　被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ｷ)　災害高度障害保険金の受取人の故意または重大な過失。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｷ)に該当する場合、その受取人が災害高度障害保険金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額（備-7）を保険契約者に支払います。

②　災害高度障害保険金の受取人の指定および変更については、「給付特約付加に関する特則」第16条、「給付特約付加に関する特則（5年ごと利差配当付保険用）」第16条または「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第16条の規定を適用します。

③　災害死亡保険金を支払った場合には、その支払後に災害高度障害保険金の支払の請求を受けても、当会社は、災害高度障害保険金を支払いません。

④　災害高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、被保険者が高度障害状態となった時にさかのぼって消滅します。

第２条　備考

(備-1)　災害高度障害保険金を支払う場合をいいます。

(備-2)　この特約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。

(備-3)　不慮の事故を直接の原因とする高度障害状態について、不慮の事故の日からその日を含めて180日以内のこの特約の保険期間(備-2)中に、視力、言語の機能、そしゃくの機能、上肢の用もしくは下肢の用を全く失った状態または常に介護を要する状態には該当しているが、永久に継続するものとは認められなかった場合でも、この特約の保険期間(備-2)中にその状態が永久に継続すると認められたことにより高度障害状態に該当したときにはその高度障害状態に該当した日に、この特約の保険期間(備-2)

満了の日の翌日以後に、その状態が永久に継続すると認められたことにより高度障害状態に該当したときにはこの特約の保険期間(備-2)満了の日に、それぞれ支払事由(備-1)に該当したものとして取り扱います。

(備-4) 別表４に定める感染症を直接の原因とする高度障害状態について、この特約の保険期間(備-2)満了の日に、視力、言語の機能、そしゃくの機能、上肢の用もしくは下肢の用を全く失った状態または常に介護を要する状態には該当しているが、永久に継続するものとは認められなかった場合でも、この特約の保険期間(備-2)満了の日の翌日以後に、その状態が永久に継続すると認められたときには、この特約の保険期間(備-2)満了の日にその高度障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-5) 高度障害状態について、この特約の給付責任開始日前にすでに生じていた障害に、この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故または発病した別表４に定める感染症を直接の原因として生じた障害が加わることによって該当したときは、この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその高度障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-6) 不慮の事故を直接の原因とする高度障害状態について、この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として該当した場合でも、すでに不慮の事故以外を原因とする障害があり、かつ、その原因がこの特約の給付責任開始日以後に発生していたときには、そのすでにあった障害がなかったとしてもその高度障害状態に該当すると認められる場合に限り、この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその高度障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-7) 当会社が受け取った保険料のうち、この特約の将来の保険給付に充てるべきものとして、この特約の保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。

(備-8) 支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が災害高度障害保険金の支払を行なわない場合をいいます。

第３条　特約の保険料の払込の免除

① この特約の保険料の払込の免除については、主約款(備-1)の「不慮の事故を直接の原因として所定の身体障害状態となった場合の保険料の払込の免除」の規定を準用します。

② 第①項の場合、被保険者が、この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故（別表２）を直接の原因として所定の身体障害状態となったものであることを要します。

③ この特約の保険料の払込を免除しない場合または払込の免除額を削減する場合については、主約款(備-1)の保険料の払込の免除についてのそれぞれの規定を準用します。

第３条　備考

(備-1) 主契約に「保険料払込免除特約」が付加されている場合には、その特約条項を含みます。

第４条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所、支払方法の選択

① 保険金(備-1)の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由（第３条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。

② その受取人(備-2)は、すみやかに請求に必要な書類（別表１）を当会社に提出して、その請求をしてください。

③ 会社等の団体(備-3)を保険契約者および災害死亡保険金の受取人とし、その会社等の団体(備-3)から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする特約について、保険契約者である会社等の団体(備-3)が当該特約の保険金(備-1)の全部またはその相当部分を死亡退職金等(備-4)として被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者に支払う場合には、保険金(備-1)の請求の際に、その受取人は、(1)または(2)の書類および(3)の書類を当会社に提出してください。ただし、死亡退職金等(備-4)の受給者が２人以上である場合には、そのうち１人からの提出で足りるものとします。

(1) 被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者の請求内容確認書

(2) 被保険者または死亡退職金等(備-4)の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類

(3) 保険契約者である会社等の団体(備-3)が受給者本人であることを確認した書類

④ 保険金(備-1)(備-5)は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)または(2)に定める日数以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。

(1) 主契約の「契約日」または「更新日」(備-6)が、平成18年５月２日以後の場合
　５営業日

(2) 主契約の「契約日」および「更新日」が、平成18年５月１日以前の場合
　５日

⑤ 保険金(備-1)を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)に掲げる場合において、この特約の付加時から保険金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認(備-7)を行ないます。この場合には、第④項の規定にかかわらず、保険金(備-1)(備-5)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。また、当会社は、保険金(備-1)の請求者にその旨を通知します。

(1) 保険金(備-1)の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　保険金(備-1)の支払事由に該当する事実の有無

(2) 保険金(備-1)の免責事由に該当する可能性がある場合
　保険金(備-1)の支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
　当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

(4) 「給付特約付加に関する特則」、「給付特約付加に関する特則（５年ごと利差配当付保険用）」または「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　(2)もしくは(3)に定める事項、「給付特約付加に関する特則」第９条「重大事由による給付特約の解除および保険金等の不支払等」第①項(5)(ア)から(オ)、「給付特約付加に関する特則（５年ごと利差配当付保険用）」第９条「重大事由による給付特約の解除および保険金等の不支払等」第①項(5)(ア)から(オ)もしくは「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第９条「重大事由による給付特約の解除および保険金等の不支払等」第①項(5)(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金(備-1)の受取人のこの特約の付加の目的もしくは保険金請求の意図に関するこの特約の付加時から保険金請求時までにおける事項

⑥ 第⑤項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第④項および第⑤項の規定にかかわらず、保険金(備-1)(備-5)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-8)を経過する日とします。この場合、当会社は、保険金(備-1)の請求者にその旨を通知します。

(1) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
　180日

(2) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
　180日

(3) 第⑤項(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金(備-1)の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第⑤項(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
　180日

(4) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査
　180日

⑦ 第⑤項または第⑥項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金(備-1)の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-9)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金(備-1)を支払いません。

⑧ この特約の保険料の払込の免除についても、第④項から第⑦項の規定を準用します。

⑨ この特約の解約払戻金（第５条）の支払請求があった場合についても、第④項と同様に取り扱います。

⑩ 保険金(備-1)の受取人は、保険金(備-1)(備-5)を一時金で受け取る方法にかえて、当会社の定める期間の範囲内で、当会社の定めた率の複利による利息を付けて、すえ置いて受け取る方法を選択することができます。ただし、すえ置かれる保険金(備-5)の額が当会社の定める金額以上であることを要します。

第４条　備考

(備-1) 災害死亡保険金（第１条）または災害高度障害保険金（第２条）をいいます。

(備-2) この特約の保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。

(備-3) 「会社等の団体」とは、「官公署、会社、工場、組合等の団体」をいい、その団体の代表者を含みます。

(備-4) 「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

(備-5) 保険金(備-1)とともに支払われることとなる金額を含みます。

(備-6) 主契約が、無配当年満期定期保険（無解約払戻金）の普通保険約款の規定により他の保険種類に変更された「変更後契約」である場合には、「変更日」とします。

(備-7) 当会社の指定した医師による診断を含みます。

(備-8) (1)から(4)の複数に該当する場合でも180日とします。

(備-9) 当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第５条　特約の解約払戻金

①　この特約の保険料払込方法が全期払込の場合には、この特約についての解約払戻金はありません。

②　この特約の保険料払込方法が全期払込以外の場合には、この特約についての解約払戻金は、次の(1)および(2)に定めるとおりとします。

(1)　主約款の規定により、当会社が主契約の解約払戻金額を保険契約者に通知する際には、この特約の解約払戻金を加算した金額を通知するものとします。

(2)　この特約が消滅した場合でも、主契約の死亡保険金、死亡給付金、死亡年金、高度障害保険金、高度障害給付金または高度障害年金が支払われたときには、当会社は、この特約の解約払戻金を支払いません。

第６条　特約に対する契約者配当金

この特約については、契約者配当金はありません。

第７条　給付特約付加に関する特則等の適用

この特約については、第６条までの規定のほか、次のとおり取り扱います。

(1)　主約款に「給付特約付加に関する特則」を適用することが定められている場合には、「給付特約付加に関する特則」の規定を適用します。

(2)　主約款に「給付特約付加に関する特則（５年ごと利差配当付保険用）」を適用することが定められている場合には、「給付特約付加に関する特則（５年ごと利差配当付保険用）」の規定を適用します。

(3)　主約款に「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」を適用することが定められている場合または主契約が無配当逓減定期保険（保険料逓減・無解約払戻金型）の場合には、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」の規定を適用します。

(4)　(1)から(3)のいずれにも該当しない場合には、「給付特約付加に関する特則」の規定を適用します。

第８条　特約の変更に関する特則（無配当特約用）の適用

災害割増特約、災害割増特約（５年ごと利差配当付保険用）または災害割増特約（無配当保険用）をこの特約に変更した場合には、「特約の変更に関する特則（無配当特約用）」の規定を適用します。

第９条　契約条件を付加して締結した場合の取扱

①　この特約の付加の申込の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に「特定障害の不担保」の契約条件を付加してこの特約を締結することがあります。この場合、当会社の定めた不担保期間中に、主約款に規定する身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、この特約の保険料の払込の免除事由が発生したときには、第３条の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込を免除しません。また、その他この特約の内容の変更等については、この第９条の規定を適用して取り扱います。

②　第①項の規定によって契約条件を付加してこの特約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券(備-1)に記載します。

③　第①項の規定によって契約条件を付加して締結した場合、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日をこの特約の給付責任開始日として、その日からこの特約に定める責任を負います。ただし、(1)において、主契約に契約条件を付加しない場合であって、かつ、この保険契約の第１回保険料に相当する金額が払い込まれた後に保険契約者が承諾した場合、その承諾の際に特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日を、主契約、この特約およびこの特約以外の特約の給付責任開始日にすることができます。

(1)　主契約の締結の際にこの特約を付加した場合
「主契約の給付責任開始日と同日」

(2)　主契約の締結の後にこの特約を付加した場合
次の(ｱ)または(ｲ)のいずれか遅い日

(ｱ)　この特約の被保険者についての告知の日

(ｲ)　当会社の定めた金額が払い込まれた日。ただし、当会社の定めた金額が「給付特約付加に関する特則」、「給付特約付加に関する特則（５年ごと利差配当付保険用）」または「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に規定するこの特約の付加日より後に払い込まれた場合は、この特約の付加日とします。

④　第①項の契約条件を付加した場合には、次の(1)から(3)の取扱をしません。

(1)　不担保期間中の災害死亡保険金額の増額

(2)　保険契約の更新

(3)　主契約が無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）契約である場合の不担保期間中の他の保険種類への変更

第９条　備考

(備-1)　主契約の締結の後にこの特約を付加した場合に当会社が保険契約者に交付する書面を含みます。

別表１　支払・払込免除の請求書類

（「別表一覧」をご覧ください）

別表２　対象となる不慮の事故

（「別表一覧」をご覧ください）

別表３　対象となる高度障害状態

（「別表一覧」をご覧ください）

別表４　対象となる感染症

（「別表一覧」をご覧ください）

無配当傷害特約

〈目　次〉

用語の定義 ……187
第１条　障害給付金の支払……187
第２条　特約の保険料の払込の免除……187
第３条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所……187
第４条　特約の消滅 ……188
第５条　特約の解約払戻金……188
第６条　特約に対する契約者配当金……188
第７条　給付特約付加に関する特則等の適用……188
第８条　特約の変更に関する特則（無配当特約用）の適用……188
第９条　契約条件を付加して締結した場合の取扱……188
別表１　支払・払込免除の請求書類……189
別表２　対象となる不慮の事故……189
別表３　障害給付倍率表……189

用語の定義

この特約で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主契約」とは主たる保険契約をいいます。

(2)　「主約款」とは主契約の普通保険約款をいい、約款細則がある場合には約款細則を含みます。

(3)　「この特約の給付責任開始日」とは「給付特約付加に関する特則」、「給付特約付加に関する特則（5 年ごと利差配当付保険用）」または「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に規定するこの特約の給付責任開始日をいいます。

第１条　障害給付金の支払

①　当会社は、次のとおり障害給付金を障害給付金の受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、次の(ｱ)および(ｲ)の条件を全部満たす身体障害状態に該当した場合 (ｱ)　この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故（別表 2）を直接の原因とした身体障害状態であること (ｲ)　その事故の日から 180 日以内のこの特約の保険期間（備-2）中に、障害給付倍率表（別表 3）に規定する身体障害状態のどれかに該当していること（備-3）（備-4）
(2)　支払金額	(1)「支払事由」に規定する身体障害状態について、次の算式により計算した金額とします。 「単位障害給付金額」× 「障害給付倍率表に規定する身体障害状態の種目に応じた給付倍率（別表 3） ただし、支払倍率（備-5）が(4)「支払限度」に規定する限度をこえる場合、その限度までとします。 また、支払事由（備-1）が、次の(ｱ)または(ｲ)によって発生した場合には、それによって支払事由（備-1）に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、支払金額を削減することがあります。 (ｱ)　地震、噴火または津波 (ｲ)　戦争その他の変乱
(3)　免責事由（備-6）	支払事由（備-1）が、次の(ｱ)から(ｷ)のどれかによって発生した場合 (ｱ)　保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (ｲ)　被保険者の犯罪行為 (ｳ)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｴ)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｵ)　被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｶ)　被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ｷ)　障害給付金の受取人の故意または重大な過失。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｷ)に該当する場合、その受取人が障害給付金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払いません。
(4)　支払限度	この特約の保険期間（備-2）中の支払倍率（備-5）を全部通算した限度は、10 倍とします。

②　第①項(2)「支払金額」に規定する障害給付金の金額については、次のとおり取り扱います。

(1)　身体障害状態が障害給付倍率表の 2 種目以上に該当した場合でも、身体の同一部位（備-7）に生じたものであるときには、それぞれの種目のうち最も上位の種目の給付倍率によって計算した金額とします。

(2)　身体障害状態が障害給付倍率表の 2 種目以上に該当した場合でも、それぞれ身体の異なる部位に生じたものであるときには、それぞれの種目ごとに計算した金額とします。

(3)　すでにあった身体障害（備-8）に、その身体障害があった身体の同一部位（備-7）に新たな身体障害が生じたときには、すでにあった障害を含めた新たな身体障害状態の種目に応じた給付倍率からすでにあった障害の状態の種目に応じた給付倍率を差し引いて得た倍率によって計算した金額とします。

③　障害給付金の受取人の指定および変更については、「給付特約付加に関する特則」第 16 条、「給付特約付加に関する特則（5 年ごと利差配当付保険用）」第 16 条または「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第 16 条の規定を適用します。

第 1 条　備考

(備-1)　障害給付金を支払う場合をいいます。

(備-2)　この特約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。

(備-3)　身体障害状態について、不慮の事故の日からその日を含めて 180 日以内のこの特約の保険期間（備-2）中に、永久に継続するものとは認められないことを除き身体障害状態には該当しているが、永久に継続するものとは認められない場合でも、この特約の保険期間（備-2）中に、その状態が永久に継続すると認められたことによりその身体障害状態に該当したときにはその身体障害状態に該当した日に、この特約の保険期間（備-2）満了の日の翌日以後に、その状態が永久に継続すると認められたことによりその身体障害状態に該当したときにはこの特約の保険期間（備-2）満了の日に、それぞれ支払事由（備-1）に該当したものとして取り扱います。

(備-4)　身体障害状態について、この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として該当した場合でも、すでに不慮の事故以外を原因とする障害があり、かつ、その原因がこの特約の給付責任開始日以後に発生していたときには、そのすでにあった障害がなかったとしてもその身体障害状態に該当すると認められる場合に限り、この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。

(備-5)　支払われることとなる障害給付金の単位障害給付金額に対する倍率をいいます。

(備-6)　支払事由（備-1）が発生した場合でも、当会社が障害給付金の支払を行なわない場合をいいます。

(備-7)　同一部位については次のとおりとします。

①　1 上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。

②　1 下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。

③　眼については、両眼を同一部位とします。

④　耳については、両耳を同一部位とします。

⑤　脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。

⑥　「障害給付倍率表」のＡ級の 1、2 もしくは 3、Ｂ級の 9 またはＣ級の 19 の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1 上肢と 1 下肢、10 手指または 10 足指をそれぞれ同一部位とします。

(備-8)　この特約の給付責任開始日前の身体障害を含み、また、身体障害となった原因を問いません。

第２条　特約の保険料の払込の免除

①　この特約の保険料の払込の免除については、主約款（備-1）の「不慮の事故を直接の原因として所定の身体障害状態となった場合の保険料の払込の免除」の規定を準用します。

②　第①項の場合、被保険者が、この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故（別表 2）を直接の原因として所定の身体障害状態となったものであることを要します。

③　この特約の保険料の払込を免除しない場合または払込の免除額を削減する場合については、主約款（備-1）の保険料の払込の免除についてのそれぞれの規定を準用します。

第 2 条　備考

(備-1)　主契約に「保険料払込免除特約」が付加されている場合には、その特約条項を含みます。

第３条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所

①　障害給付金の支払事由（第 1 条）またはこの特約の保険料の払込の免除事由（第 2 条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。

②　その受取人（備-1）は、すみやかに請求に必要な書類（別表 1）を当会社に提出して、その請求をしてください。

③　障害給付金は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)または(2)に定める日数以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。

(1) 主契約の「契約日」または「更新日」(備-2)が、平成18年5月2日以後の場合
5営業日
(2) 主契約の「契約日」および「更新日」が、平成18年5月1日以前の場合
5日

④ 障害給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)に掲げる場合において、この特約の付加時から障害給付金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認(備-3)を行ないます。この場合には、第③項の規定にかかわらず、障害給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。また、当会社は、障害給付金の請求者にその旨を通知します。
(1) 障害給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
障害給付金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 障害給付金の免責事由に該当する可能性がある場合
障害給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) 「給付特約付加に関する特則」、「給付特約付加に関する特則（5年ごと利差配当付保険用）」または「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
(2)もしくは(3)に定める事項、「給付特約付加に関する特則」第9条「重大事由による給付特約の解除および保険金等の不支払等」第①項(5)(ｱ)から(ｵ)、「給付特約付加に関する特則（5年ごと利差配当付保険用）」第9条「重大事由による給付特約の解除および保険金等の不支払等」第①項(5)(ｱ)から(ｵ)もしくは「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第9条「重大事由による給付特約の解除および保険金等の不支払等」第①項(5)(ｱ)から(ｵ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは障害給付金の受取人のこの特約の付加の目的もしくは障害給付金請求の意図に関するこの特約の付加時から障害給付金請求時までにおける事項

⑤ 第④項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第③項および第④項の規定にかかわらず、障害給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-4)を経過する日とします。この場合、当会社は、障害給付金の請求者にその旨を通知します。
(1) 第④項(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180日
(2) 第④項(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180日
(3) 第④項(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または障害給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第④項(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日
(4) 第④項(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査
180日

⑥ 第④項または第⑤項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または障害給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-5)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は障害給付金を支払いません。

⑦ この特約の保険料の払込の免除についても、第③項から第⑥項の規定を準用します。

⑧ この特約の解約払戻金（第5条）の支払請求があった場合についても、第③項と同様に取り扱います。

第3条　備考
(備-1) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-2) 主契約が、無配当年満期定期保険（無解約払戻金）の普通保険約款の規定により他の保険種類に変更された「変更後契約」である場合には、「変更日」とします。
(備-3) 当会社の指定した医師による診断を含みます。
(備-4) (1)から(4)の複数に該当する場合でも180日とします。
(備-5) 当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第4条　特約の消滅

「給付特約付加に関する特則」、「給付特約付加に関する特則（5年ごと利差配当付保険用）」または「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の「特約の消滅」の規定によるほか、障害給付金の支払が第1条第①項(4)「支払限度」に規定する通算支払限度に達した場合には、この特約は消滅します。

第5条　特約の解約払戻金

① この特約の保険料払込方法が全期払込の場合には、この特約についての解約払戻金はありません。

② この特約の保険料払込方法が全期払込以外の場合には、この特約についての解約払戻金は、次の(1)および(2)に定めるとおりとします。
(1) 主約款の規定により、当会社が主契約の解約払戻金額を保険契約者に通知する際には、この特約の解約払戻金を加算した金額を通知するものとします。
(2) 次の(ｱ)または(ｲ)の事由によって、この特約が消滅した場合には、当会社は、この特約の解約払戻金を支払いません。
(ｱ) 主契約の死亡保険金、死亡給付金、死亡年金、高度障害保険金、高度障害給付金または高度障害年金が支払われた場合
(ｲ) この特約による給付金の支払が、通算支払限度に達した場合（第4条）

第6条　特約に対する契約者配当金

この特約については、契約者配当金はありません。

第7条　給付特約付加に関する特則等の適用

この特約については、第6条までの規定のほか、次のとおり取り扱います。
(1) 主約款に「給付特約付加に関する特則」を適用することが定められている場合には、「給付特約付加に関する特則」の規定を適用します。
(2) 主約款に「給付特約付加に関する特則（5年ごと利差配当付保険用）」を適用することが定められている場合には、「給付特約付加に関する特則（5年ごと利差配当付保険用）」の規定を適用します。
(3) 主約款に「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」を適用することが定められている場合または主契約が無配当逓減定期保険（保険料逓減・無解約払戻金型）の場合には、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」の規定を適用します。
(4) (1)から(3)のいずれにも該当しない場合には、「給付特約付加に関する特則」の規定を適用します。

第8条　特約の変更に関する特則（無配当特約用）の適用

傷害特約、傷害特約（5年ごと利差配当付保険用）または傷害特約（無配当保険用）をこの特約に変更した場合には、「特約の変更に関する特則（無配当特約用）」の規定を適用します。

第9条　契約条件を付加して締結した場合の取扱

① この特約の付加の申込の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に「特定障害の不担保」の契約条件を付加してこの特約を締結することがあります。この場合、当会社の定めた不担保期間中に、主約款に規定する身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、この特約の保険料の払込の免除事由が発生したときには、第2条の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込を免除しません。また、その他この特約の内容の変更等については、この第9条の規定を適用して取り扱います。

② 第①項の規定によって契約条件を付加してこの特約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券(備-1)に記載します。

③ 第①項の規定によって契約条件を付加して締結した場合、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日をこの特約の給付責任開始日として、その日からこの特約に定める責任を負います。ただし、(1)において、主契約に契約条件を付加しない場合であって、かつ、この保険契約の第1回保険料に相当する金額が払い込まれた後に保険契約者が承諾した場合、その承諾の際に特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日を、主契約、この特約およびこの特約以外の特約の給付責任開始日にすることができます。
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加した場合
「主契約の給付責任開始日と同日」
(2) 主契約の締結の後にこの特約を付加した場合
次の(ｱ)または(ｲ)のいずれか遅い日
(ｱ) この特約の被保険者についての告知の日
(ｲ) 当会社の定めた金額が払い込まれた日。ただし、当会社の定めた金額が「給付特約付加に関する特則」、「給付特約付加に関する特則（5年ごと利差配当付保険用）」または「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に規定するこの特約の付加日より後に払い込まれた場合は、この特約の付加日とします。

④ 第①項の契約条件を付加した場合には、次の(1)から(3)の取扱をしません。
(1) 不担保期間中の単位障害給付金額の増額
(2) 保険契約の更新

(3) 主契約が無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）契約である場合の不担保期間中の他の保険種類への変更

第 9 条　備考

(備-1) 主契約の締結の後にこの特約を付加した場合に当会社が保険契約者に交付する書面を含みます。

別表 1　支払・払込免除の請求書類

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 2　対象となる不慮の事故

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 3　障害給付倍率表

（「別表一覧」をご覧ください）

無配当災害入院保障特約

〈目　次〉

用語の定義 ……190
第１条　災害入院給付金の支払 ……190
第２条　特約の保険料の払込の免除 ……190
第３条　入院給付金の受取人 ……190
第４条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所 ……190
第５条　特約の消滅 ……191
第６条　特約の解約払戻金 ……191
第７条　特約に対する契約者配当金 ……191
第８条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用 ……191
第９条　特約の変更に関する特則（無配当特約用）の適用 ……191
第10条　契約条件を付加して締結した場合の取扱 ……191
別表１　給付金の支払および保険料の払込の免除の請求書類 ……191
別表２　対象となる不慮の事故 ……191
別表３　給付金の支払事由等に関する取扱 ……191

用語の定義

この特約で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主契約」とは主たる保険契約をいいます。

(2)　「主約款」とは主契約の普通保険約款をいいます。

(3)　「この特約の給付責任開始日」とは「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に規定するこの特約の給付責任開始日をいいます。

第１条　災害入院給付金の支払

①　当会社は、次のとおり災害入院給付金を入院給付金の受取人（第３条）に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)の条件を全部満たす入院（別表３）をした場合 (ｱ)　この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故（別表２）を直接の原因とした入院であること (ｲ)　(ｱ)の事故の日からその日を含めて180日以内に、(ｱ)の事故による傷害の治療を目的として開始した病院または診療所（別表３）における入院であること (ｳ)　(ｱ)の事故による傷害の治療のためのこの特約の保険期間（備-2）中の入院日数（別表３）（備-3）が、１日以上であること
(2)　支払金額	次の算式により計算した金額とします。 「単位入院給付金額」 ×「(1)「支払事由」(ｳ)に規定する入院日数」 ただし、(4)「支払限度」に規定する限度をこえる場合、入院日数はその限度までの日数とします。 なお、単位入院給付金額を減額した場合、減額した日以後の入院日数については減額後の単位入院給付金額により支払金額を計算します。 また、支払事由（備-1）が、次の(ｱ)または(ｲ)によって発生した場合には、それによって支払事由（備-1）に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、支払金額を削減することがあります。 (ｱ)　地震、噴火または津波 (ｲ)　戦争その他の変乱
(3)　免責事由（備-4）	支払事由（備-1）が、次の(ｱ)から(ｷ)のどれかによって発生した場合 (ｱ)　保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (ｲ)　被保険者の犯罪行為 (ｳ)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｴ)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｵ)　被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｶ)　被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ｷ)　入院給付金の受取人の故意または重大な過失。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｷ)に該当する場合、その受取人が災害入院給付金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払いません。
(4)　支払限度	(ｱ)　１回の入院についての支払日数（備-5）の限度は、60日とします。 (ｲ)　この特約の保険期間（備-2）中の支払日数（備-5）を全部通算した限度は、1095日とします。

②　第①項(1)「支払事由」に規定する不慮の事故による入院については、次のとおり取り扱います。

(1)　同一の不慮の事故を直接の原因とした入院が２回以上あった場合でも、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始された入院については、別の入院としては取り扱わないで、継続した１回の入院として取り扱います。

(2)　異なる不慮の事故を直接の原因とした入院が２回以上あった場合には、それぞれの入院を別の入院として取り扱います。

(3)　２以上の不慮の事故を直接の原因とした入院の場合または不慮の事故を直接の原因とした入院中に、別の入院の直接の原因となる不慮の事故が発生した場合でも、それぞれ災害入院給付金が支払われることとなる入院日数のうち、重複した入院日数については、災害入院給付金を重複しては支払いません。

第１条　備考

(備-1)　災害入院給付金を支払う場合をいいます。

(備-2)　この特約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。

(備-3)　「保険期間（備-2）中の入院日数」について、入院中に、次のいずれかの事由によってこの特約が消滅した場合でも、災害入院給付金の支払については、この特約が消滅した日から継続している入院の入院日数は、この特約の消滅前の入院日数として取り扱います。

①　この特約の保険期間（備-2）の満了

②　主契約の高度障害保険金の支払

(備-4)　支払事由（備-1）が発生した場合でも、当会社が災害入院給付金の支払を行なわない場合をいいます。

(備-5)　災害入院給付金が支払われる日数をいいます。

第２条　特約の保険料の払込の免除

①　この特約の保険料の払込の免除については、主約款の「不慮の事故を直接の原因として所定の身体障害状態となった場合の保険料の払込の免除」の規定を準用します。

②　第①項の場合、被保険者が、この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故（別表２）を直接の原因として所定の身体障害状態となったものであることを要します。

③　この特約の保険料の払込を免除しない場合または払込の免除額を削減する場合については、主約款の保険料の払込の免除についてのそれぞれの規定を準用します。

第３条　入院給付金の受取人

入院給付金の受取人の指定または変更については、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第16条の規定を適用します。

第４条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所

①　災害入院給付金の支払事由（第１条）またはこの特約の保険料の払込の免除事由（第２条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。

②　その受取人（備-1）は、すみやかに請求に必要な書類（別表１）を当会社に提出して、その請求をしてください。

③　災害入院給付金は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)または(2)に定める日数以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。

(1)　主契約の「契約日」が、平成18年５月２日以後の場合
５営業日

(2)　主契約の「契約日」が、平成18年５月１日以前の場合
５日

④　災害入院給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)に掲げる場合において、この特約の付加時から災害入院給付金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認（備-2）を行ないます。この場合には、第③項の規定にかかわらず、災害入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。また、当会社は、災害入院給付金の請求者にその旨を通知します。

(1)　災害入院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
災害入院給付金の支払事由に該当する事実の有無

(2)　災害入院給付金の免責事由に該当する可能性がある場合
災害入院給付金の支払事由が発生した原因

(3)　告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

(4) 「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
(2)もしくは(3)に定める事項、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第９条「重大事由による給付特約の解除および保険金等の不支払等」第①項(5)(ｱ)から(ｵ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは入院給付金の受取人のこの特約の付加の目的もしくは災害入院給付金請求の意図に関するこの特約の付加時から災害入院給付金請求時までにおける事項

⑤ 第④項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第③項および第④項の規定にかかわらず、災害入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-3)を経過する日とします。この場合、当会社は、災害入院給付金の請求者にその旨を通知します。
(1) 第④項(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180 日
(2) 第④項(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180 日
(3) 第④項(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第④項(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180 日
(4) 第④項(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査
180 日

⑥ 第④項または第⑤項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-4)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は災害入院給付金を支払いません。

⑦ この特約の保険料の払込の免除についても、第③項から第⑥項の規定を準用します。

⑧ この特約の解約払戻金（第６条）の支払請求があった場合についても、第③項と同様に取り扱います。

第４条 備考
(備-1) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-2) 当会社の指定した医師による診断を含みます。
(備-3) (1)から(4)の複数に該当する場合でも 180 日とします。
(備-4) 当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第５条 特約の消滅

「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」の「特約の消滅」の規定によるほか、災害入院給付金の支払日数（第１条）が第１条第①項(4)「支払限度」に規定する通算支払限度に達した場合にも、この特約は消滅します。

第６条 特約の解約払戻金

① この特約の保険料払込方法が全期払込の場合には、この特約についての解約払戻金はありません。

② この特約の保険料払込方法が全期払込以外の場合には、この特約についての解約払戻金は、次のとおりとします。
(1) 主約款の規定により、当会社が主契約の解約払戻金額を保険契約者に通知する際には、この特約の解約払戻金を加算した金額を通知するものとします。
(2) 次の(ｱ)または(ｲ)の事由によって、この特約が消滅した場合には、当会社は、この特約の解約払戻金を支払いません。
(ｱ) 主契約の死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合
(ｲ) この特約による給付金の支払が、通算支払限度に達した場合（第５条）

第７条 特約に対する契約者配当金

この特約については、契約者配当金はありません。

第８条 給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用

この特約については、第７条までの規定のほか、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」の規定を適用します。

第９条 特約の変更に関する特則（無配当特約用）の適用

災害入院特約（無配当保険用）または無配当新災害入院特約をこの特約に変更した場合には、「特約の変更に関する特則（無配当特約用）」の規定を適用します。

第 10 条 契約条件を付加して締結した場合の取扱

① この特約の付加の申込の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に「特定障害の不担保」の契約条件を付加してこの特約を締結することがあります。この場合、当会社の定めた不担保期間中に、主約款に規定する身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、この特約の保険料の払込の免除事由が発生したときには、第２条の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込を免除しません。また、その他この特約の内容の変更等については、この第 10 条の規定を適用して取り扱います。

② 第①項の規定によって契約条件を付加してこの特約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券(備-1)に記載します。

③ 第①項の規定によって契約条件を付加して締結した場合、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日をこの特約の給付責任開始日として、その日からこの特約に定める責任を負います。ただし、(1)において、主契約に契約条件を付加しない場合であって、かつ、この保険契約の第１回保険料に相当する金額が払い込まれた後に保険契約者が承諾した場合、その承諾の際に特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日を、主契約、この特約およびこの特約以外の特約の給付責任開始日にすることができます。
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加した場合
「主契約の給付責任開始日と同日」
(2) 主契約の締結の後にこの特約を付加した場合
次の(ｱ)または(ｲ)のいずれか遅い日
(ｱ) この特約の被保険者についての告知の日
(ｲ) 当会社の定めた金額が払い込まれた日。ただし、当会社の定めた金額が「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に規定するこの特約の付加日より後に払い込まれた場合は、この特約の付加日とします。

④ 第①項の契約条件を付加した場合には、次の(1)および(2)の取扱をしません。
(1) 不担保期間中の単位入院給付金額の増額
(2) 保険契約の更新

第 10 条 備考
(備-1) 主契約の締結の後にこの特約を付加した場合に当会社が保険契約者に交付する書面を含みます。

別表１ 給付金の支払および保険料の払込の免除の請求書類

（「別表一覧」をご覧ください）

別表２ 対象となる不慮の事故

（「別表一覧」をご覧ください）

別表３ 給付金の支払事由等に関する取扱

（「別表一覧」をご覧ください）

無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）

〈目　次〉

用語の定義 ……192
第１条　重大疾病治療給付金の支払……192
第２条　特約の保険料の払込の免除……193
第３条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択……193
第４条　特約の消滅 ……193
第５条　特約の解約払戻金……193
第６条　特約に対する契約者配当金……193
第７条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用……193
第８条　契約条件を付加して締結した場合の取扱……193
別表１　支払・払込免除の請求書類 ……194
別表２　対象となる不慮の事故……194
別表３　対象となる重大疾病（悪性新生物、上皮内癌、皮膚癌、急性心筋梗塞、脳卒中）……194
別表４　給付金の支払事由等に関する取扱……194

用語の定義

この特約で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主契約」とは主たる保険契約をいいます。

(2)　「主約款」とは主契約の普通保険約款をいいます。

(3)　「この特約の給付責任開始日」とは、第１条第①項(1)「支払事由」(ｲ)もしくは(ｳ)による重大疾病治療給付金の支払または特約の保険料の払込免除（第２条）について給付責任を開始する日をいい、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に規定するこの特約の給付責任開始日とします。

(4)　「この特約のがんの給付責任開始日」とは、第１条第①項(1)「支払事由」(ｱ)による重大疾病治療給付金の支払について給付責任を開始する日をいい、この特約の給付責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

第１条　重大疾病治療給付金の支払

①　当会社は、次のとおり重大疾病治療給付金を重大疾病治療給付金の受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)のどれかに該当した場合 (ｱ)　次の(a)または(b)のいずれかに該当した場合 (a)この特約のがんの給付責任開始日以後のこの特約の保険期間（備-2）中に、この特約のがんの給付責任開始日より前の期間を含めてはじめて悪性新生物（別表３）に罹患し、医師によって診断確定（備-3）された場合 (b)この特約のがんの給付責任開始日以後のこの特約の保険期間（備-2）中に、この特約のがんの給付責任開始日より前の期間を含めてはじめて上皮内癌または皮膚癌（別表３）に罹患し、医師によって診断確定（備-3）された場合 (ｲ)　この特約の給付責任開始日以後に発病した疾病によって、急性心筋梗塞（別表３）を発病し（備-4）、この特約の保険期間（備-2）中に、次の(a)または(b)のいずれかに該当した場合 (a)その発病した急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表４）において入院（別表４）を開始した場合（備-5） (b)その発病した急性心筋梗塞によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（備-6）が継続したと、医師によって診断された場合（備-7） (ｳ)　この特約の給付責任開始日以後に発病した疾病によって、脳卒中（別表３）を発病し（備-4）、この特約の保険期間（備-2）中に、次の(a)または(b)のいずれかに該当した場合 (a)その発病した脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において入院を開始した場合（備-5） (b)その発病した脳卒中によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと、医師によって診断された場合（備-7）
(2)　支払金額	重大疾病治療給付金額

②　重大疾病治療給付金の受取人の指定および変更については、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第16条の規定を適用します。

③　当会社は、被保険者が、この特約の保険期間中に死亡し、死亡後に、被保険者について第①項(1)「支払事由」(ｱ)、(ｲ)(b)または(ｳ)(b)に規定する重大疾病治療給付金の支払事由に該当する診断（備-8）があった場合には、被保険者の死亡の直前（備-9）にその診断（備-8）があったものとして、取り扱います。

④　第①項(1)「支払事由」(ｲ)(b)に規定する急性心筋梗塞によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日を経過するまでに、被保険者がその急性心筋梗塞を直接の原因として死亡した場合には、第①項(1)「支払事由」(ｲ)(b)に規定する「労働の制限を必要とする状態」が、その診療を受けた日から被保険者の死亡時まで継続したと医師によって証明されたときに限り、被保険者の死亡の直前（備-9）に第①項(1)「支払事由」(ｲ)(b)に規定する重大疾病治療給付金の支払事由に該当する診断があったものとして取り扱います。

⑤　第①項(1)「支払事由」(ｳ)(b)に規定する脳卒中によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日を経過するまでに、被保険者がその脳卒中を直接の原因として死亡した場合には、第①項(1)「支払事由」(ｳ)(b)に規定する「他覚的な神経学的後遺症」が、その診療を受けた日から被保険者の死亡時まで継続したと医師によって証明されたときに限り、被保険者の死亡の直前（備-9）に第①項(1)「支払事由」(ｳ)(b)に規定する重大疾病治療給付金の支払事由に該当する診断があったものとして取り扱います。

⑥　第①項(1)「支払事由」に規定する重大疾病治療給付金の支払事由に該当した場合で、その支払請求がある前に主約款に規定する重大疾病保険金の支払請求があったときには、重大疾病保険金の支払請求とともに重大疾病治療給付金の支払請求があったものとみなして取り扱います。

⑦　次の(1)または(2)に該当した場合には、それぞれに定めるとおり取り扱います。ただし、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第４条、第９条または第10条の規定によって、この特約が解除され、無効となりまたは取り消された場合を除きます。

(1)　被保険者が、この特約の締結の際のこの特約のがんの給付責任開始日の前日以前に悪性新生物、上皮内癌または皮膚癌に罹患し、医師によって診断確定されていた場合で、その診断確定日からその日を含めて180日以内に保険契約者から申出があったときには、この特約は無効とし、当会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。

(2)　被保険者が、この特約の復活の際のこの特約のがんの給付責任開始日の前日以前に悪性新生物、上皮内癌または皮膚癌に罹患し、医師によって診断確定されていた場合で、その診断確定日からその日を含めて180日以内のこの特約の保険期間（備-2）中に保険契約者から申出があったときには、この特約の復活は無効とし、当会社は、この特約の復活の際に払い込まれた金額およびこの特約の復活以後に払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。この場合、保険契約者は、この特約の復活を請求することはできないものとします。

第１条　備考

(備-1)　重大疾病治療給付金を支払う場合をいいます。

(備-2)　この特約を更新した場合には、更新後のこの特約の保険期間を含みます。

(備-3)　診断確定は、病理組織学的所見（生検）によるものとします。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

(備-4)　この特約の給付責任開始日前に発病していた疾病によって、この特約の保険期間（備-2）中に、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した場合であっても、次の①または②の場合、この特約の給付責任開始日以後に発病した疾病によって、この特約の保険期間（備-2）中に、急性心筋梗塞または脳卒中を発病したものとして取り扱います。

①　当会社が告知（備-10）によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

②　次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合

(1)　この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。

(2)　この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。

(備-5)　急性心筋梗塞もしくは脳卒中以外の疾病または不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因を直接の原因とした入院中に、急性心筋梗塞または脳卒中の治療を開始したと医学的に認められる場合には、その治療を開始した日に急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的とした入院を開始したものとして取り扱います。

(備-6) 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
(備-7) 被保険者が、この特約の保険期間(備-2)中に急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、この特約の保険期間(備-2)満了の日からその日を含めて60日以内にそれぞれ第①項(1)「支払事由」(ｲ)(b)または(ｳ)(b)に規定する状態に該当した場合には、被保険者がこの特約の保険期間(備-2)中にその状態に該当したものとして取り扱います。
(備-8) 第①項(1)「支払事由」(ｱ)の場合には、診断確定(備-3)とします。
(備-9) 主契約が無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）の場合で、解約払戻金抑制割合が１００％以外のときは、被保険者の死亡と同時とします。
(備-10) 「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第３条に規定する当社が求めた告知をいいます。

第２条　特約の保険料の払込の免除

① この特約の保険料の払込の免除については、主約款の「傷害もしくは疾病によって所定の高度障害状態となった場合または不慮の事故を直接の原因として所定の身体障害状態となった場合の保険料の払込の免除」の規定を準用します。
② 第①項の場合、被保険者が、この特約の給付責任開始日以後に発生した傷害もしくは発病した疾病によって所定の高度障害状態となったものであること、またはこの特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故（別表２）を直接の原因として所定の身体障害状態となったものであることを要します。
③ この特約の保険料の払込を免除しない場合または払込の免除額を削減する場合については、主約款の保険料の払込の免除についてのそれぞれの規定を準用します。

第３条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択

① 重大疾病治療給付金の支払事由（第１条）またはこの特約の保険料の払込の免除事由（第２条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。
② その受取人(備-1)は、すみやかに請求に必要な書類（別表１）を当会社に提出してその請求をしてください。
③ 重大疾病治療給付金は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。
④ 重大疾病治療給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(3)に掲げる場合において、この特約の付加時から重大疾病治療給付金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認(備-2)を行ないます。この場合には、第③項の規定にかかわらず、重大疾病治療給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。また、当会社は、重大疾病治療給付金の請求者にその旨を通知します。
(1) 重大疾病治療給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
重大疾病治療給付金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(3) 「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
(2)に定める事項、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第９条「重大事由による給付特約の解除および保険金等の不支払等」第①項(5)(ｱ)から(ｵ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは重大疾病治療給付金の受取人のこの特約の付加の目的もしくは重大疾病治療給付金請求の意図に関するこの特約の付加時から重大疾病治療給付金請求時までにおける事項
⑤ 第④項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第③項および第④項の規定にかかわらず、重大疾病治療給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-3)を経過する日とします。この場合、当会社は、重大疾病治療給付金の請求者にその旨を通知します。
(1) 第④項(1)から(3)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180日
(2) 第④項(1)から(3)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180日
(3) 第④項(1)から(3)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または重大疾病治療給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第④項(1)から(3)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日
(4) 第④項(1)から(3)に定める事項についての日本国外における調査
180日
⑥ 第④項または第⑤項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または重大疾病治療給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-4)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は重大疾病治療給付金を支払いません。
⑦ この特約の保険料の払込の免除についても、第③項から第⑥項の規定を準用します。

第３条　備考
(備-1) この特約の保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-2) 当会社の指定した医師による診断を含みます。
(備-3) (1)から(4)の複数に該当する場合でも180日とします。
(備-4) 当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第４条　特約の消滅

「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」の「特約の消滅」の規定によるほか、重大疾病治療給付金を支払った場合には、この特約は重大疾病治療給付金の支払事由が発生した時にさかのぼって消滅します。

第５条　特約の解約払戻金

この特約については、解約払戻金はありません。

第６条　特約に対する契約者配当金

この特約については、契約者配当金はありません。

第７条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用

この特約については、第６条までの規定のほか、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」の規定を適用します。

第８条　契約条件を付加して締結した場合の取扱

① この特約の付加の申込の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の(1)、(2)のいずれかまたはその両方の契約条件を付加してこの特約を締結することがあります。この場合、この特約の保険料、この特約の給付内容またはこの特約の内容の変更等については、この第８条の規定を適用して取り扱います。
(1) 保険料の変更
この特約の払い込むべき保険料を、申込の時の金額から、当会社の定める方法によりあらためて計算したその申込の時の金額を上回る金額に変更します。
(2) 特定障害の不担保
当会社の定めた不担保期間中に、主約款に規定する高度障害状態または身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、この特約の保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第２条の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込を免除しません。
② 第①項の規定によって契約条件を付加してこの特約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券(備-1)に記載します。
③ 第①項の規定によって契約条件を付加して締結した場合、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日をこの特約の給付責任開始日として、その日からこの特約に定める責任を負います。ただし、(1)において、主契約に契約条件を付加しない場合であって、かつ、この保険契約の第１回保険料に相当する金額(備-2)が払い込まれた後に保険契約者が承諾した場合、その承諾の際に特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日(備-3)を、主契約のがん以外の給付責任開始日ならびにこの特約およびこの特約以外の特約の給付責任開始日にすることができます。
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加した場合
「主契約のがん以外の給付責任開始日と同日」
(2) 主契約の締結の後にこの特約を付加した場合
次の(ｱ)または(ｲ)のいずれか遅い日
(ｱ) この特約の被保険者についての告知の日
(ｲ) 当会社の定めた金額(備-4)が払い込まれた日。ただし、当会社の定めた金額(備-4)が「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に規定するこの特約の付加日より後に払い込まれた場合は、この特約の付加日とします。
④ 第①項(1)または(2)の契約条件を付加した場合、保険契約の更新を取り扱いません。

第 8 条　備考

(備-1)　主契約の締結の後にこの特約を付加した場合に当会社が保険契約者に交付する書面を含みます。

(備-2)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、その条件を付加する前の金額を「第 1 回保険料に相当する金額」とみなします。

(備-3)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、「保険契約者が承諾した日」と「当会社への払込を要する金額を払い込んだ日」とのいずれか遅い日とします。

(備-4)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合には、その条件を付加する前の金額とします。

別表 1　支払・払込免除の請求書類

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 2　対象となる不慮の事故

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 3　対象となる重大疾病（悪性新生物、上皮内癌、皮膚癌、急性心筋梗塞、脳卒中）

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 4　給付金の支払事由等に関する取扱

（「別表一覧」をご覧ください）

無配当総合医療特約

〈目　次〉

用語の定義 ……195
第１条　特約の型の選択……195
第２条　災害入院給付金の支払……195
第３条　疾病入院給付金の支払……195
第４条　特定疾病入院給付金の支払……196
第５条　手術給付金の支払……197
第６条　放射線治療給付金の支払……197
第７条　特約の保険料の払込の免除……198
第８条　入院給付金の受取人 ……198
第９条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所……198
第10条　特約の解約払戻金……199
第11条　特約に対する契約者配当金……199
第12条　法令等の改正に伴う特約内容の変更……199
第13条　給付特約付加に関する特則等の適用……199
第14条　特約の変更に関する特則（無配当特約用）の適用……199
第15条　契約条件を付加して締結した場合の取扱……199
別表１　給付金の支払および保険料の払込の免除の請求書類……199
別表２　対象となる不慮の事故……199
別表３　給付金の支払事由等に関する取扱……199
別表４　対象となる特定疾病……199
別表５　対象となる手術……199
別表６　対象となる放射線治療……199
別表７　対象となる身体部位……200
別表８　対象となる感染症 ……200

用語の定義

この特約で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主契約」とは主たる保険契約をいいます。

(2)　「主約款」とは主契約の普通保険約款をいい、約款細則がある場合には約款細則を含みます。

(3)　「この特約の給付責任開始日」とは「給付特約付加に関する特則」、「給付特約付加に関する特則（５年ごと利差配当付保険用）」または「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に規定するこの特約の給付責任開始日をいいます。

第１条　特約の型の選択

①　保険契約者は、特約の締結の申込の際、特約の型を選択するものとします。

②　この特約で支払う給付金は、第①項により選択した特約の型に応じて次のとおりとします。

特約の型	この特約で支払う給付金
(1)　標準型または180日入院保障型	(ｱ)　災害入院給付金（第２条） (ｲ)　疾病入院給付金（第３条） (ｳ)　手術給付金（第５条） (ｴ)　放射線治療給付金（第６条）
(2)　特定疾病長期入院保障型	(ｱ)　災害入院給付金（第２条） (ｲ)　疾病入院給付金（第３条） (ｳ)　特定疾病入院給付金（第４条） (ｴ)　手術給付金（第５条） (ｵ)　放射線治療給付金（第６条）

③　第①項により選択した特約の型は、変更することはできません。

第２条　災害入院給付金の支払

①　当会社は、次のとおり災害入院給付金を入院給付金の受取人（第８条）に支払います。

(1)　支払事由(備-1)	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)の条件を全部満たす入院（別表３）をした場合 (ｱ)　この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故（別表２）を直接の原因とした入院であること (ｲ)　(ｱ)の事故の日からその日を含めて180日以内に、(ｱ)の事故による傷害の治療を目的として開始した病院または診療所（別表３）における入院であること (ｳ)　(ｱ)の事故による傷害の治療のためのこの特約の保険期間(備-2)中の入院日数（別表３）(備-3)が、１日以上であること
(2)　支払金額	次の算式により計算した金額とします。 「単位入院給付金額」 ×「(1)「支払事由」(ｳ)に規定する入院日数」 ただし、(4)「支払限度」に規定する限度をこえる場合、入院日数はその限度までの日数とします。 なお、単位入院給付金額を減額した場合、減額した日以後の入院日数については減額後の単位入院給付金額により支払金額を計算します。 また、支払事由(備-1)が、次の(ｱ)または(ｲ)によって発生した場合には、それによって支払事由(備-1)に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、支払金額を削減することがあります。 (ｱ)　地震、噴火または津波 (ｲ)　戦争その他の変乱
(3)　免責事由(備-4)	支払事由(備-1)が、次の(ｱ)から(ｷ)のどれかによって発生した場合 (ｱ)　保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (ｲ)　被保険者の犯罪行為 (ｳ)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｴ)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｵ)　被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｶ)　被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ｷ)　入院給付金の受取人の故意または重大な過失。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｷ)に該当する場合、その受取人が災害入院給付金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払いません。
(4)　支払限度	(ｱ)　１回の入院についての支払日数(備-5)の限度は、次のとおりとします。 特約の型（第１条）が「標準型」または「特定疾病長期入院保障型」の場合 「60日」 特約の型が「180日入院保障型」の場合 「180日」 (ｲ)　この特約の保険期間(備-2)中の支払日数(備-5)を全部通算した限度は、1095日とします。

②　第①項(1)「支払事由」に規定する不慮の事故による入院については、次のとおり取り扱います。

(1)　同一の不慮の事故を直接の原因とした入院が２回以上あった場合でも、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始された入院については、別の入院としては取り扱わないで、継続した１回の入院として取り扱います。

(2)　異なる不慮の事故を直接の原因とした入院が２回以上あった場合には、それぞれの入院を別の入院として取り扱います。

(3)　２以上の不慮の事故を直接の原因とした入院の場合または不慮の事故を直接の原因とした入院中に、別の入院の直接の原因となる不慮の事故が発生した場合でも、それぞれ災害入院給付金が支払われることとなる入院日数のうち、重複した入院日数については、災害入院給付金を重複しては支払いません。

第２条　備考

(備-1)　災害入院給付金を支払う場合をいいます。

(備-2)　この特約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。

(備-3)　「保険期間(備-2)中の入院日数」について、入院中に、次のいずれかの事由によってこの特約が消滅した場合でも、災害入院給付金の支払については、この特約が消滅した日から継続している入院の入院日数は、この特約の消滅前の入院日数として取り扱います。

①　この特約の保険期間(備-2)の満了

②　主契約の高度障害保険金または高度障害年金の支払

(備-4)　支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が災害入院給付金の支払を行なわない場合をいいます。

(備-5)　災害入院給付金が支払われる日数をいいます。

第３条　疾病入院給付金の支払

①　当会社は、次のとおり疾病入院給付金を入院給付金の受取人（第８条）に支払います。

(1)　支払事由(備-1)	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)の条件を全部満たす入院（別表３）をした場合 (ｱ)　この特約の給付責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因とした入院であること(備-2) (ｲ)　(ｱ)の疾病の治療を目的として開始した病院また

	は診療所（別表３）における入院であること (ｳ) (ｱ)の疾病の治療のためのこの特約の保険期間(備-3)中の入院日数（別表３）(備-4)が、１日以上であること
(2) 支払金額	次の算式により計算した金額とします。 「単位入院給付金額」 ×「(1)「支払事由」(ｳ)に規定する入院日数」 ただし、(4)「支払限度」に規定する限度をこえる場合、入院日数はその限度までの日数とします。 なお、単位入院給付金額を減額した場合、減額した日以後の入院日数については減額後の単位入院給付金額により支払金額を計算します。 また、支払事由(備-1)が、次の(ｱ)または(ｲ)によって発生した場合には、それによって支払事由(備-1)に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、支払金額を削減することがあります。 (ｱ) 地震、噴火または津波 (ｲ) 戦争その他の変乱
(3) 免責事由(備-5)	支払事由(備-1)が、次の(ｱ)から(ｸ)のどれかによって発生した場合 (ｱ) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (ｲ) 被保険者の犯罪行為 (ｳ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｴ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｵ) 被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｶ) 被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ｷ) 入院給付金の受取人の故意または重大な過失。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｷ)に該当する場合、その受取人が疾病入院給付金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払いません。 (ｸ) 被保険者の薬物依存（別表３）
(4) 支払限度	(ｱ) １回の入院についての支払日数(備-6)の限度は、次のとおりとします。 特約の型（第１条）が「標準型」または「特定疾病長期入院保障型」の場合 「60 日」 特約の型が「180 日入院保障型」の場合 「180 日」 (ｲ) この特約の保険期間(備-3)中の支払日数(備-6)を全部通算した限度は、特定疾病入院給付金の支払日数（第４条）と合算して、1095 日とします。

② 第①項(1)「支払事由」に規定する疾病による入院については、次のとおり取り扱います。

(1) 同一の疾病を直接の原因とした入院が２回以上あった場合には、それぞれの入院を別の入院としては取り扱わないで、継続した１回の入院として取り扱います。なお、医学的に直接の因果関係があると認められる一連の疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。(備-7)

(2) (1)の場合でも、疾病入院給付金または特定疾病入院給付金が支払われることとなった入院のうち、その最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて 180 日を経過した後に開始された入院については、別の入院として取り扱います。

(3) 入院が２回以上あった場合でも、それぞれの入院が異なる疾病を直接の原因としたものであるときには、それぞれの入院を別の入院として取り扱います。

(4) 疾病を直接の原因とした入院が開始された時に異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合でも、その入院が開始された直接の原因となった疾病による継続した１回の入院として取り扱います。

(5) 疾病入院給付金が支払われることとなる入院日数と災害入院給付金または特定疾病入院給付金が支払われることとなる入院日数とが重複したときには、重複した入院日数については、疾病入院給付金を支払いません。

(6) 次の入院は、疾病を直接の原因とした入院として取り扱います。この場合、(ｱ)および(ｲ)の入院については入院の直接の原因となった不慮の事故または不慮の事故以外の外因が発生した時を疾病が発病した時として、(ｳ)の入院については分娩の日に疾病を直接の原因として入院を開始したものとして取り扱います。

(ｱ) 不慮の事故以外の外因を直接の原因とした入院

(ｲ) 不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後に開始された入院

(ｳ) 異常分娩（別表３）のための入院

第３条 備考

(備-1) 疾病入院給付金を支払う場合をいいます。

(備-2) この特約の給付責任開始日前に発病していた疾病であっても、次の①から③の場合、その疾病を直接の原因とする入院は、この特約の給付責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因とした入院として取り扱います。

① 当会社が告知(備-8)によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

② 次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合

(1) この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。

(2) この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。

③ その疾病を直接の原因とする入院のうち、この特約の給付責任開始日からその日を含めて２年を経過した後に開始した入院の場合。この場合のこの特約の給付責任開始日前に発病していた疾病には、この特約の給付責任開始日前に発生していた不慮の事故または不慮の事故以外の外因を含むものとします。

(備-3) この特約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。

(備-4) 「保険期間(備-3)中の入院日数」について、入院中に、次のいずれかの事由によってこの特約が消滅した場合でも、疾病入院給付金の支払については、この特約が消滅した日から継続している入院の入院日数は、この特約の消滅前の入院日数として取り扱います。

① この特約の保険期間(備-3)の満了

② 主契約の高度障害保険金または高度障害年金の支払

(備-5) 支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が疾病入院給付金の支払を行なわない場合をいいます。

(備-6) 疾病入院給付金が支払われる日数をいいます。

(備-7) 例えば、高血圧とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等は医学的に直接の因果関係があると認められる一連の疾病であるため、同一の疾病として取り扱います。

(備-8) 「給付特約付加に関する特則」第３条、「給付特約付加に関する特則（５年ごと利差配当付保険用）」第３条または「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第３条に規定する当社が求めた告知をいいます。

第４条 特定疾病入院給付金の支払

① 特約の型（第１条）が特定疾病長期入院保障型の場合、当会社は、次のとおり特定疾病入院給付金を入院給付金の受取人（第８条）に支払います。

(1) 支払事由(備-1)	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)の条件を全部満たす入院（別表３）をした場合 (ｱ) 疾病入院給付金の支払事由（第３条）に該当する入院であること (ｲ) この特約の給付責任開始日以後に発病した特定疾病（別表４）の治療を直接の目的とした入院であること(備-2)(備-3) (ｳ) (ｲ)の治療のためのこの特約の保険期間(備-4)中の入院日数（別表３）(備-5)が、１日以上であること
(2) 支払金額	次の算式により計算した金額とします。 「単位入院給付金額」 ×「(1)「支払事由」(ｳ)に規定する入院日数」 ただし、(3)「支払限度」に規定する限度をこえる場合、入院日数はその限度までの日数とします。 なお、単位入院給付金額を減額した場合、減額した日以後の入院日数については減額後の単位入院給付金額により支払金額を計算します。
(3) 支払限度	この特約の保険期間(備-4)中の支払日数(備-6)を全部通算した限度は、疾病入院給付金の支払日数（第３条）と合算して、1095 日とします。

② 第①項(1)「支払事由」に規定する特定疾病による入院については、次のとおり取り扱います。

(1) 特定疾病入院給付金が支払われることとなる入院日数と災害入院給付金が支払われることとなる入院日数とが重複したときには、重複した入院日数については、特定疾病入院給付金を支払いません。

(2) 特定疾病の治療を直接の目的とした入院中に、特定疾病以外の疾病を発病した場合または不慮の事故（別表２）もしくは不慮の事故以外の外因が発生した場合でも、その特定疾病の治療のために必要と医学的に認められる入院日数については、特定疾病の治療を直接の目的とした入院として取り扱います。(備-3)

(3) 特定疾病以外の疾病または不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因を直接の原因とした入院中に、特定疾病を発病した場合でも、その特定疾病の治療のために必要と医学的に認められる入院日数については、特定疾病の治療を直接の目的とした入院として取り扱います。(備-3)

第４条　備考
(備-1)　特定疾病入院給付金を支払う場合をいいます。
(備-2)　この特約の給付責任開始日前に発病していた特定疾病であっても、次の①から③の場合、その特定疾病の治療を直接の目的とする入院は、この特約の給付責任開始日以後に発病した特定疾病の治療を直接の目的とした入院として取り扱います。
①　当会社が告知(備-7)によりその特定疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その特定疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその特定疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
②　次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその特定疾病についての自覚または認識がなかった場合
(1)　この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその特定疾病について医師の診療を受けたことがない。
(2)　この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその特定疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。
③　その特定疾病の治療を直接の目的とする入院のうち、この特約の給付責任開始日からその日を含めて２年を経過した後に開始した入院の場合
(備-3)　入院中に特定疾病の治療が行なわれた場合であっても、その特定疾病の治療のために入院が必要と医学的に認められない場合、「特定疾病の治療を直接の目的とした入院」には該当しません。
(備-4)　この特約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。
(備-5)　「保険期間(備-4)中の入院日数」について、入院中に、次のいずれかの事由によってこの特約が消滅した場合でも、疾病入院給付金の支払については、この特約が消滅した日から継続している入院の入院日数は、この特約の消滅前の入院日数として取り扱います。
①　この特約の保険期間(備-4)の満了
②　主契約の高度障害保険金または高度障害年金の支払
(備-6)　特定疾病入院給付金が支払われる日数をいいます。
(備-7)　「給付特約付加に関する特則」第３条、「給付特約付加に関する特則（５年ごと利差配当付保険用）」第３条または「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第３条に規定する当社が求めた告知をいいます。

第５条　手術給付金の支払

①　当会社は、次のとおり手術給付金を入院給付金の受取人（第８条）に支払います。

(1)　支払事由(備-1)	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)の条件を全部満たす別表５に定める手術を受けた場合 (ｱ)　この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故（別表２）、不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病の治療を直接の目的とした手術であること(備-2) (ｲ)　病院または診療所（別表３）で受けた手術であること (ｳ)　この特約の保険期間(備-3)中に受けた手術であること
(2)　支払金額	(1)「支払事由」に規定する手術１回につき、次の算式により計算した金額とします。 別表５(1)の手術の場合、 「手術を受けた日の単位入院給付金額」×20 別表５(2)の手術の場合、 「手術を受けた日の単位入院給付金額」×５ ただし、支払事由(備-1)が、次の(ｱ)または(ｲ)によって発生した場合には、それによって支払事由(備-1)に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、支払金額を削減することがあります。 (ｱ)　地震、噴火または津波 (ｲ)　戦争その他の変乱
(3)　免責事由(備-4)	支払事由(備-1)が、次の(ｱ)から(ｸ)のどれかによって発生した場合 (ｱ)　保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (ｲ)　被保険者の犯罪行為 (ｳ)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｴ)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｵ)　被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｶ)　被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ｷ)　入院給付金の受取人の故意または重大な過失。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｷ)に該当する場合、その受取人が手術給付金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払いません。 (ｸ)　被保険者の薬物依存（別表３）

②　第①項(1)「支払事由」に規定する手術については、次のとおり取り扱います。
(1)　２回以上の手術が同日に行なわれた場合、それらの手術のうち、手術給付金の支払金額が最も高くなる手術が１回のみ行なわれたものとして取り扱います。
(2)　同一の不慮の事故による傷害、同一の不慮の事故以外の外因による傷害または同一の疾病の治療を直接の目的として14日以内に同種類の手術（別表３）が２回以上行なわれた場合、それらの手術のうち支払金額が最も高くなる手術が１回のみ行なわれたものとして取り扱います。ただし、１回の手術として取り扱われる２回以上の手術のうち、最初に行なわれた手術の日からその日を含めて14日を経過した後に行なわれた手術は別の手術として、この規定を適用します。なお、医学的に直接の因果関係があると認められる一連の疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。(備-5)

第５条　備考
(備-1)　手術給付金を支払う場合をいいます。
(備-2)　この特約の給付責任開始日前に発病していた疾病であっても、次の①から③の場合、その疾病の治療を直接の目的とする手術は、この特約の給付責任開始日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とした手術として取り扱います。
①　当会社が告知(備-6)によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
②　次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合
(1)　この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。
(2)　この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。
③　その疾病の治療を直接の目的とする手術のうち、この特約の給付責任開始日からその日を含めて２年を経過した後に行なわれた手術の場合。この場合のこの特約の給付責任開始日前に発病していた疾病には、この特約の給付責任開始日前に発生していた不慮の事故または不慮の事故以外の外因を含むものとします。
(備-3)　この特約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。
(備-4)　支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が手術給付金の支払を行なわない場合をいいます。
(備-5)　例えば、高血圧とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等は医学的に直接の因果関係があると認められる一連の疾病であるため、同一の疾病として取り扱います。
(備-6)　「給付特約付加に関する特則」第３条、「給付特約付加に関する特則（５年ごと利差配当付保険用）」第３条または「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第３条に規定する当社が求めた告知をいいます。

第６条　放射線治療給付金の支払

①　当会社は、次のとおり放射線治療給付金を入院給付金の受取人（第８条）に支払います。

(1)　支払事由(備-1)	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)の条件を全部満たす別表６に定める放射線治療を受けた場合 (ｱ)　この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故（別表２）、不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病の治療を直接の目的とした放射線治療であること(備-2) (ｲ)　病院または診療所（別表３）で受けた放射線治療であること (ｳ)　この特約の保険期間(備-3)中に受けた放射線治療であること
(2)　支払金額	(1)「支払事由」に規定する放射線治療１回につき、次の算式により計算した金額とします。 「放射線治療を受けた日の単位入院給付金額」×10 ただし、支払事由(備-1)が、次の(ｱ)または(ｲ)によって発生した場合には、それによって支払事由(備-1)に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、支払金額を削減することがあります。 (ｱ)　地震、噴火または津波 (ｲ)　戦争その他の変乱
(3)　免責事由(備-4)	支払事由(備-1)が、次の(ｱ)から(ｸ)のどれかによって発生した場合 (ｱ)　保険契約者または被保険者の故意または重大な

	過失 (ｲ) 被保険者の犯罪行為 (ｳ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｴ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｵ) 被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｶ) 被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ｷ) 入院給付金の受取人の故意または重大な過失。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｷ)に該当する場合、その受取人が放射線治療給付金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払いません。 (ｸ) 被保険者の薬物依存（別表 3）

② 第①項(1)「支払事由」に規定する放射線治療については、次のとおり取り扱います。

(1) 2 回以上の放射線治療が同日に行なわれた場合、放射線治療が 1 回のみ行なわれたものとして取り扱います。

(2) 同一の不慮の事故による傷害、同一の不慮の事故以外の外因による傷害または同一の疾病の治療を直接の目的として60日以内に同種類の放射線治療（別表 3）が 2 回以上行なわれた場合、放射線治療が 1 回のみ行なわれたものとして取り扱います。ただし、1 回の放射線治療として取り扱われる 2 回以上の放射線治療のうち、最初に行なわれた放射線治療の日からその日を含めて60日を経過した後に行なわれた放射線治療は別の放射線治療として、この規定を適用します。なお、医学的に直接の因果関係があると認められる一連の疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。(備-5)

第 6 条　備考

(備-1) 放射線治療給付金を支払う場合をいいます。

(備-2) この特約の給付責任開始日前に発病していた疾病であっても、次の①から③の場合、その疾病の治療を直接の目的とする放射線治療は、この特約の給付責任開始日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とした放射線治療として取り扱います。

① 当会社が告知(備-6)によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

② 次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合

(1) この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。

(2) この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。

③ その疾病の治療を直接の目的とする放射線治療のうち、この特約の給付責任開始日からその日を含めて 2 年を経過した後に行なわれた放射線治療の場合。この場合のこの特約の給付責任開始日前に発病していた疾病には、この特約の給付責任開始日前に発生していた不慮の事故または不慮の事故以外の外因を含むものとします。

(備-3) この特約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。

(備-4) 支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が放射線治療給付金の支払を行なわない場合をいいます。

(備-5) 例えば、高血圧とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等は医学的に直接の因果関係があると認められる一連の疾病であるため、同一の疾病として取り扱います。

(備-6) 「給付特約付加に関する特則」第 3 条、「給付特約付加に関する特則（5 年ごと利差配当付保険用）」第 3 条または「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第 3 条に規定する当社が求めた告知をいいます。

第 7 条　特約の保険料の払込の免除

① この特約の保険料の払込の免除については、主約款(備-1)の「不慮の事故を直接の原因として所定の身体障害状態となった場合の保険料の払込の免除」の規定を準用します。

② 第①項の場合、被保険者が、この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故（別表 2）を直接の原因として所定の身体障害状態となったものであることを要します。

③ この特約の保険料の払込を免除しない場合または払込の免除額を削減する場合については、主約款(備-1)の保険料の払込の免除についてのそれぞれの規定を準用します。

第 7 条　備考

(備-1) 主契約に「保険料払込免除特約」が付加されている場合には、その特約条項を含みます。

第 8 条　入院給付金の受取人

入院給付金の受取人の指定または変更については、「給付特約付加に関する特則」第 16 条、「給付特約付加に関する特則（5 年ごと利差配当付保険用）」第 16 条または「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第 16 条の規定を適用します。

第 9 条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所

① 給付金の支払事由（第 2・3・4・5・6 条）またはこの特約の保険料の払込の免除事由（第 7 条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。

② その受取人(備-1)は、すみやかに請求に必要な書類（別表 1）を当会社に提出して、その請求をしてください。

③ 給付金は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)または(2)に定める日数以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。

(1) 主契約の「契約日」または「更新日」が、平成 18 年 5 月 2 日以後の場合
　5 営業日

(2) 主契約の「契約日」および「更新日」が、平成 18 年 5 月 1 日以前の場合
　5 日

④ 給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)に掲げる場合において、この特約の付加時から給付金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認(備-2)を行ないます。この場合には、第③項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とします。また、当会社は、給付金の請求者にその旨を通知します。

(1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　給付金の支払事由に該当する事実の有無

(2) 給付金の免責事由に該当する可能性がある場合
　給付金の支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
　当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

(4) 「給付特約付加に関する特則」、「給付特約付加に関する特則（5 年ごと利差配当付保険用）」または「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　(2)もしくは(3)に定める事項、「給付特約付加に関する特則」第 9 条「重大事由による給付特約の解除および保険金等の不支払等」第①項(5)(ｱ)から(ｵ)、「給付特約付加に関する特則（5 年ごと利差配当付保険用）」第 9 条「重大事由による給付特約の解除および保険金等の不支払等」第①項(5)(ｱ)から(ｵ)もしくは「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第 9 条「重大事由による給付特約の解除および保険金等の不支払等」第①項(5)(ｱ)から(ｵ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは入院給付金の受取人のこの特約の付加の目的もしくは給付金請求の意図に関するこの特約の付加時から給付金請求時までにおける事項

⑤ 第④項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第③項および第④項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-3)を経過する日とします。この場合、当会社は、給付金の請求者にその旨を通知します。

(1) 第④項(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
　180 日

(2) 第④項(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
　180 日

(3) 第④項(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第④項(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
　180 日

(4) 第④項(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査
　180 日

⑥ 第④項または第⑤項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-4)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

⑦ この特約の保険料の払込の免除についても、第③項から第⑥項の規定を準用します。

⑧　この特約の解約払戻金（第 10 条）の支払請求があった場合についても、第③項と同様に取り扱います。

第 9 条　備考
(備-1)　保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-2)　当会社の指定した医師による診断を含みます。
(備-3)　(1)から(4)の複数に該当する場合でも 180 日とします。
(備-4)　当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第 10 条　特約の解約払戻金

①　主約款の規定により、当会社が主契約の解約払戻金額を保険契約者に通知する際には、この特約の解約払戻金を加算した金額を通知するものとします。
②　この特約が消滅した場合でも、主契約の死亡保険金、死亡年金、高度障害保険金または高度障害年金が支払われたときには、当会社は、この特約の解約払戻金を支払いません。

第 11 条　特約に対する契約者配当金

この特約については、契約者配当金はありません。

第 12 条　法令等の改正に伴う特約内容の変更

①　当会社は、手術給付金または放射線治療給付金の支払事由（第 5・6 条）に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が手術給付金または放射線治療給付金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料および手術給付金または放射線治療給付金の金額を変更することなく手術給付金または放射線治療給付金の支払事由に関する規定を変更することがあります。
②　第①項の規定により、手術給付金または放射線治療給付金の支払事由に関する規定を変更するときは、当会社は、手術給付金または放射線治療給付金の支払事由に関する規定を変更する日の 2 ヵ月前までに保険契約者にその変更について通知します。

第 13 条　給付特約付加に関する特則等の適用

この特約については、第 12 条までの規定のほか、次のとおり取り扱います。
(1)　主約款に「給付特約付加に関する特則」を適用することが定められている場合には、「給付特約付加に関する特則」の規定を適用します。
(2)　主約款に「給付特約付加に関する特則（5 年ごと利差配当付保険用）」を適用することが定められている場合には、「給付特約付加に関する特則（5 年ごと利差配当付保険用）」の規定を適用します。
(3)　主約款に「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」を適用することが定められている場合には、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」の規定を適用します。
(4)　(1)から(3)のいずれにも該当しない場合には、「給付特約付加に関する特則」の規定を適用します。

第 14 条　特約の変更に関する特則（無配当特約用）の適用

入院特約、長期疾病入院特約、新長期入院特約、入院特約（5 年ごと利差配当付保険用）、長期疾病入院特約（5 年ごと利差配当付保険用）、新長期入院特約（5 年ごと利差配当付保険用）、入院特約（無配当保険用）、長期疾病入院特約（無配当保険用）、新長期入院特約（無配当保険用）または無配当新入院特約をこの特約に変更した場合には、「特約の変更に関する特則（無配当特約用）」の規定を適用します。

第 15 条　契約条件を付加して締結した場合の取扱

①　この特約の付加の申込の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の(1)から(3)の 1 または 2 以上の契約条件を付加してこの特約を締結することがあります。この場合、この特約の保険料、この特約の給付内容またはこの特約の内容の変更等については、この第 15 条の規定を適用して取り扱います。
(1)　保険料の変更
この特約の払い込むべき保険料を、申込の時の金額から、当会社の定める方法によりあらためて計算したその申込の時の金額を上回る金額に変更します。
(2)　特定障害の不担保
当会社の定めた不担保期間中に、主約款に規定する身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、この特約の保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第 7 条の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込を免除しません。
(3)　特定部位の不担保
当会社の定めた不担保期間中に、被保険者が、別表 7 に定める身体部位のうち、当会社の指定した部位に生じた疾病の治療を目的とする入院をした場合または手術もしくは放射線治療を受けた場合には、第 3 条から第 6 条までの規定にかかわらず、給付金(備-1)を支払いません。(備-2) ただし、不慮の事故（別表 2）または別表 8 に定める感染症を原因とする場合を除きます。
②　第①項の規定によって契約条件を付加してこの特約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券(備-3)に記載します。
③　第①項の規定によって契約条件を付加して締結した場合、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日をこの特約の給付責任開始日として、その日からこの特約に定める責任を負います。ただし、(1)において、主契約に契約条件を付加しない場合であって、かつ、この保険契約の第 1 回保険料に相当する金額(備-4)が払い込まれた後に保険契約者が承諾した場合、その承諾の際に特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日(備-5)を、主契約、この特約およびこの特約以外の特約の給付責任開始日にすることができます。
(1)　主契約の締結の際にこの特約を付加した場合
「主契約の給付責任開始日と同日」
(2)　主契約の締結の後にこの特約を付加した場合
次の(ｱ)または(ｲ)のいずれか遅い日
(ｱ)　この特約の被保険者についての告知の日
(ｲ)　当会社の定めた金額(備-6)が払い込まれた日。ただし、当会社の定めた金額(備-6)が「給付特約付加に関する特則」、「給付特約付加に関する特則（5 年ごと利差配当付保険用）」または「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に規定するこの特約の付加日より後に払い込まれた場合は、この特約の付加日とします。
④　第①項の契約条件を付加した場合、次の表の(1)および(2)の取扱を、それぞれに定めた条件に該当する場合には取り扱いません。

取　　扱	条　　件
(1)　単位入院給付金額の増額	次のどれかに該当する場合 (ｱ)　「保険料の変更」の条件を付加した場合 (ｲ)　「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき (ｳ)　「特定部位の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき
(2)　保険契約の更新	次のどちらかに該当する場合 (ｱ)　「保険料の変更」の条件を付加した場合 (ｲ)　「特定障害の不担保」の条件を付加した場合

第 15 条　備考
(備-1)　疾病入院給付金、特定疾病入院給付金、手術給付金および放射線治療給付金（第 3・4・5・6 条）をいいます。
(備-2)　被保険者が当会社の定めた不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなします。
(備-3)　主契約の締結の後にこの特約を付加した場合に当会社が保険契約者に交付する書面を含みます。
(備-4)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、その条件を付加する前の金額を「第 1 回保険料に相当する金額」とみなします。
(備-5)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、「保険契約者が承諾した日」と「当会社への払込を要する金額を払い込んだ日」とのいずれか遅い日とします。
(備-6)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合には、その条件を付加する前の金額とします。

別表 1　給付金の支払および保険料の払込の免除の請求書類

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 2　対象となる不慮の事故

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 3　給付金の支払事由等に関する取扱

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 4　対象となる特定疾病

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 5　対象となる手術

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 6　対象となる放射線治療

（「別表一覧」をご覧ください）

別表７　対象となる身体部位

（「別表一覧」をご覧ください）

別表８　対象となる感染症

（「別表一覧」をご覧ください）

無配当総合医療特約（無解約払戻金型）

〈目　次〉

用語の定義 …… 201
第１条　特約の型の選択 …… 201
第２条　災害入院給付金の支払 …… 201
第３条　疾病入院給付金の支払 …… 201
第４条　特定疾病入院給付金の支払 …… 202
第５条　手術給付金の支払 …… 203
第６条　放射線治療給付金の支払 …… 203
第７条　特約の保険料の払込の免除 …… 204
第８条　入院給付金の受取人 …… 204
第９条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所 …… 204
第10条　特約の解約払戻金 …… 204
第11条　特約に対する契約者配当金 …… 204
第12条　法令等の改正に伴う特約内容の変更 …… 204
第13条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用 …… 205
第14条　特約の変更に関する特則（無配当特約用）の適用 …… 205
第15条　契約条件を付加して締結した場合の取扱 …… 205
別表１　給付金の支払および保険料の払込の免除の請求書類 …… 205
別表２　対象となる不慮の事故 …… 205
別表３　給付金の支払事由等に関する取扱 …… 205
別表４　対象となる特定疾病 …… 205
別表５　対象となる手術 …… 205
別表６　対象となる放射線治療 …… 205
別表７　対象となる身体部位 …… 205
別表８　対象となる感染症 …… 205

用語の定義

この特約で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主契約」とは主たる保険契約をいいます。

(2)　「主約款」とは主契約の普通保険約款をいいます。

(3)　「この特約の給付責任開始日」とは「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に規定するこの特約の給付責任開始日をいいます。

第１条　特約の型の選択

①　保険契約者は、特約の締結の申込の際、特約の型を選択するものとします。

②　この特約で支払う給付金は、第①項により選択した特約の型に応じて次のとおりとします。

特約の型	この特約で支払う給付金
(1)　標準型または180日入院保障型	(ｱ)　災害入院給付金（第２条） (ｲ)　疾病入院給付金（第３条） (ｳ)　手術給付金（第５条） (ｴ)　放射線治療給付金（第６条）
(2)　特定疾病長期入院保障型	(ｱ)　災害入院給付金（第２条） (ｲ)　疾病入院給付金（第３条） (ｳ)　特定疾病入院給付金（第４条） (ｴ)　手術給付金（第５条） (ｵ)　放射線治療給付金（第６条）

③　第①項により選択した特約の型は、変更することはできません。

第２条　災害入院給付金の支払

①　当会社は、次のとおり災害入院給付金を入院給付金の受取人（第８条）に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)の条件を全部満たす入院（別表３）をした場合 (ｱ)　この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故（別表２）を直接の原因とした入院であること (ｲ)　(ｱ)の事故の日からその日を含めて180日以内に、(ｱ)の事故による傷害の治療を目的として開始した病院または診療所（別表３）における入院であること (ｳ)　(ｱ)の事故による傷害の治療のためのこの特約の保険期間（備-2）中の入院日数（別表３）（備-3）が、１日以上であること
(2)　支払金額	次の算式により計算した金額とします。 「単位入院給付金額」 ×「(1)「支払事由」(ｳ)に規定する入院日数」 ただし、(4)「支払限度」に規定する限度をこえる場合、入院日数はその限度までの日数とします。 なお、単位入院給付金額を減額した場合、減額した日以後の入院日数については減額後の単位入院給付金額により支払金額を計算します。 また、支払事由（備-1）が、次の(ｱ)または(ｲ)によって発生した場合には、それによって支払事由（備-1）に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、支払金額を削減することがあります。 (ｱ)　地震、噴火または津波 (ｲ)　戦争その他の変乱
(3)　免責事由（備-4）	支払事由（備-1）が、次の(ｱ)から(ｷ)のどれかによって発生した場合 (ｱ)　保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (ｲ)　被保険者の犯罪行為 (ｳ)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｴ)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｵ)　被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｶ)　被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ｷ)　入院給付金の受取人の故意または重大な過失。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｷ)に該当する場合、その受取人が災害入院給付金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払いません。
(4)　支払限度	(ｱ)　１回の入院についての支払日数（備-5）の限度は、次のとおりとします。 特約の型（第１条）が「標準型」または「特定疾病長期入院保障型」の場合 「60日」 特約の型が「180日入院保障型」の場合 「180日」 (ｲ)　この特約の保険期間（備-2）中の支払日数（備-5）を全部通算した限度は、1095日とします。

②　第①項(1)「支払事由」に規定する不慮の事故による入院については、次のとおり取り扱います。

(1)　同一の不慮の事故を直接の原因とした入院が２回以上あった場合でも、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始された入院については、別の入院としては取り扱わないで、継続した１回の入院として取り扱います。

(2)　異なる不慮の事故を直接の原因とした入院が２回以上あった場合には、それぞれの入院を別の入院として取り扱います。

(3)　２以上の不慮の事故を直接の原因とした入院の場合または不慮の事故を直接の原因とした入院中に、別の入院の直接の原因となる不慮の事故が発生した場合でも、それぞれ災害入院給付金が支払われることとなる入院日数のうち、重複した入院日数については、災害入院給付金を重複しては支払いません。

第２条　備考

(備-1)　災害入院給付金を支払う場合をいいます。

(備-2)　この特約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。

(備-3)　「保険期間(備-2)中の入院日数」について、入院中に、次のいずれかの事由によってこの特約が消滅した場合でも、災害入院給付金の支払については、この特約が消滅した日から継続している入院の入院日数は、この特約の消滅前の入院日数として取り扱います。

①　この特約の保険期間(備-2)の満了

②　主契約の高度障害保険金の支払

(備-4)　支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が災害入院給付金の支払を行なわない場合をいいます。

(備-5)　災害入院給付金が支払われる日数をいいます。

第３条　疾病入院給付金の支払

①　当会社は、次のとおり疾病入院給付金を入院給付金の受取人（第８条）に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)の条件を全部満たす入院（別表３）をした場合 (ｱ)　この特約の給付責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因とした入院であること（備-2） (ｲ)　(ｱ)の疾病の治療を目的として開始した病院また

	は診療所（別表３）における入院であること (ｳ) (ｱ)の疾病の治療のためのこの特約の保険期間(備-3)中の入院日数（別表３）(備-4)が、１日以上であること
(2)　支払金額	次の算式により計算した金額とします。 「単位入院給付金額」 ×「(1)「支払事由」(ｳ)に規定する入院日数」 ただし、(4)「支払限度」に規定する限度をこえる場合、入院日数はその限度までの日数とします。 なお、単位入院給付金額を減額した場合、減額した日以後の入院日数については減額後の単位入院給付金額により支払金額を計算します。 また、支払事由(備-1)が、次の(ｱ)または(ｲ)によって発生した場合には、それによって支払事由(備-1)に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、支払金額を削減することがあります。 (ｱ) 地震、噴火または津波 (ｲ) 戦争その他の変乱
(3)　免責事由(備-5)	支払事由(備-1)が、次の(ｱ)から(ｸ)のどれかによって発生した場合 (ｱ) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (ｲ) 被保険者の犯罪行為 (ｳ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｴ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｵ) 被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｶ) 被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ｷ) 入院給付金の受取人の故意または重大な過失。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｷ)に該当する場合、その受取人が疾病入院給付金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払いません。 (ｸ) 被保険者の薬物依存（別表３）
(4)　支払限度	(ｱ) １回の入院についての支払日数(備-6)の限度は、次のとおりとします。 特約の型（第１条）が「標準型」または「特定疾病長期入院保障型」の場合 「60 日」 特約の型が「180 日入院保障型」の場合 「180 日」 (ｲ) この特約の保険期間(備-3)中の支払日数(備-6)を全部通算した限度は、特定疾病入院給付金の支払日数（第４条）と合算して、1095 日とします。

②　第①項(1)「支払事由」に規定する疾病による入院については、次のとおり取り扱います。

(1)　同一の疾病を直接の原因とした入院が２回以上あった場合には、それぞれの入院を別の入院としては取り扱わないで、継続した１回の入院として取り扱います。なお、医学的に直接の因果関係があると認められる一連の疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。(備-7)

(2)　(1)の場合でも、疾病入院給付金または特定疾病入院給付金が支払われることとなった入院のうち、その最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて 180 日を経過した後に開始された入院については、別の入院として取り扱います。

(3)　入院が２回以上あった場合でも、それぞれの入院が異なる疾病を直接の原因としたものであるときには、それぞれの入院を別の入院として取り扱います。

(4)　疾病を直接の原因とした入院が開始された時に異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合でも、その入院が開始された直接の原因となった疾病による継続した１回の入院として取り扱います。

(5)　疾病入院給付金が支払われることとなる入院日数と災害入院給付金または特定疾病入院給付金が支払われることとなる入院日数とが重複したときには、重複した入院日数については、疾病入院給付金を支払いません。

(6)　次の入院は、疾病を直接の原因とした入院として取り扱います。この場合、(ｱ)および(ｲ)の入院については入院の直接の原因となった不慮の事故または不慮の事故以外の外因が発生した時を疾病が発病した時として、(ｳ)の入院については分娩の日に疾病を直接の原因として入院を開始したものとして取り扱います。

(ｱ)　不慮の事故以外の外因を直接の原因とした入院

(ｲ)　不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後に開始された入院

(ｳ)　異常分娩（別表３）のための入院

第３条　備考

(備-1)　疾病入院給付金を支払う場合をいいます。

(備-2)　この特約の給付責任開始日前に発病していた疾病であっても、次の①から③の場合、その疾病を直接の原因とする入院は、この特約の給付責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因とした入院として取り扱います。

①　当会社が告知(備-8)によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

②　次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合

(1)　この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。

(2)　この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。

③　その疾病を直接の原因とする入院のうち、この特約の給付責任開始日からその日を含めて２年を経過した後に開始した入院の場合。この場合のこの特約の給付責任開始日前に発病していた疾病には、この特約の給付責任開始日前に発生していた不慮の事故または不慮の事故以外の外因を含むものとします。

(備-3)　この特約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。

(備-4)　「保険期間(備-3)中の入院日数」について、入院中に、次のいずれかの事由によってこの特約が消滅した場合でも、疾病入院給付金の支払については、この特約が消滅した日から継続している入院の入院日数は、この特約の消滅前の入院日数として取り扱います。

①　この特約の保険期間(備-3)の満了

②　主契約の高度障害保険金の支払

(備-5)　支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が疾病入院給付金の支払を行なわない場合をいいます。

(備-6)　疾病入院給付金が支払われる日数をいいます。

(備-7)　例えば、高血圧とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等は医学的に直接の因果関係があると認められる一連の疾病であるため、同一の疾病として取り扱います。

(備-8)　「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第３条に規定する当社が求めた告知をいいます。

第４条　特定疾病入院給付金の支払

①　特約の型（第１条）が特定疾病長期入院保障型の場合、当会社は、次のとおり特定疾病入院給付金を入院給付金の受取人（第８条）に支払います。

(1)　支払事由(備-1)	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)の条件を全部満たす入院（別表３）をした場合 (ｱ) 疾病入院給付金の支払事由（第３条）に該当する入院であること (ｲ) この特約の給付責任開始日以後に発病した特定疾病（別表４）の治療を直接の目的とした入院であること(備-2)(備-3) (ｳ) (ｲ)の治療のためのこの特約の保険期間（別表３）(備-4)中の入院日数(備-5)が、１日以上であること
(2)　支払金額	次の算式により計算した金額とします。 「単位入院給付金額」 ×「(1)「支払事由」(ｳ)に規定する入院日数」 ただし、(3)「支払限度」に規定する限度をこえる場合、入院日数はその限度までの日数とします。 なお、単位入院給付金額を減額した場合、減額した日以後の入院日数については減額後の単位入院給付金額により支払金額を計算します。
(3)　支払限度	この特約の保険期間(備-4)中の支払日数(備-6)を全部通算した限度は、疾病入院給付金の支払日数（第３条）と合算して、1095 日とします。

②　第①項(1)「支払事由」に規定する特定疾病による入院については、次のとおり取り扱います。

(1)　特定疾病入院給付金が支払われることとなる入院日数と災害入院給付金が支払われることとなる入院日数とが重複したときには、重複した入院日数については、特定疾病入院給付金を支払いません。

(2)　特定疾病の治療を直接の目的とした入院中に、特定疾病以外の疾病を発病した場合または不慮の事故（別表２）もしくは不慮の事故以外の外因が発生した場合でも、その特定疾病の治療のために必要と医学的に認められる入院日数については、特定疾病の治療を直接の目的とした入院として取り扱います。(備-3)

(3)　特定疾病以外の疾病または不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因を直接の原因とした入院中に、特定疾病を発病した場合でも、その特定疾病の治療のために必要と医学的に認められる入院日数については、特定疾病の治療を直接の目的とした入院として取り扱います。(備-3)

第４条　備考

(備-1)　特定疾病入院給付金を支払う場合をいいます。

(備-2)　この特約の給付責任開始日前に発病していた特定疾病であっても、次の①から③の場合、その特定疾病の治療を直接の目的とする入院は、この特約の給付責任開始日以後に発病した特定疾病の治療を直接の目的とした入院として取り扱います。

①　当会社が告知(備-7)によりその特定疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その特定疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその特定疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

②　次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその特定疾病についての自覚または認識がなかった場合

(1)　この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその特定疾病について医師の診療を受けたことがない。

(2)　この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその特定疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。

③　その特定疾病の治療を直接の目的とする入院のうち、この特約の給付責任開始日からその日を含めて２年を経過した後に開始した入院の場合

(備-3)　入院中に特定疾病の治療が行なわれた場合であっても、その特定疾病の治療のために入院が必要と医学的に認められない場合、「特定疾病の治療を直接の目的とした入院」には該当しません。

(備-4)　この特約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。

(備-5)　「保険期間(備-4)中の入院日数」について、入院中に、次のいずれかの事由によってこの特約が消滅した場合でも、疾病入院給付金の支払については、この特約が消滅した日から継続している入院の入院日数は、この特約の消滅前の入院日数として取り扱います。

①　この特約の保険期間(備-4)の満了

②　主契約の高度障害保険金の支払

(備-6)　特定疾病入院給付金が支払われる日数をいいます。

(備-7)　「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第３条に規定する当社が求めた告知をいいます。

第５条　手術給付金の支払

①　当会社は、次のとおり手術給付金を入院給付金の受取人（第８条）に支払います。

(1)　支払事由(備-1)	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)の条件を全部満たす別表５に定める手術を受けた場合 (ｱ)　この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故（別表２）、不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病の治療を直接の目的とした手術であること(備-2) (ｲ)　病院または診療所（別表３）で受けた手術であること (ｳ)　この特約の保険期間(備-3)中に受けた手術であること
(2)　支払金額	(1)「支払事由」に規定する手術１回につき、次の算式により計算した金額とします。 別表 5(1)の手術の場合、 「手術を受けた日の単位入院給付金額」×20 別表 5(2)の手術の場合、 「手術を受けた日の単位入院給付金額」× 5 ただし、支払事由(備-1)が、次の(ｱ)または(ｲ)によって発生した場合には、それによって支払事由(備-1)に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、支払金額を削減することがあります。 (ｱ)　地震、噴火または津波 (ｲ)　戦争その他の変乱
(3)　免責事由(備-4)	支払事由(備-1)が、次の(ｱ)から(ｸ)のどれかによって発生した場合 (ｱ)　保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (ｲ)　被保険者の犯罪行為 (ｳ)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｴ)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｵ)　被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｶ)　被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ｷ)　入院給付金の受取人の故意または重大な過失。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｷ)に該当する場合、その受取人が手術給付金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払いません。 (ｸ)　被保険者の薬物依存（別表３）

②　第①項(1)「支払事由」に規定する手術については、次のとおり取り扱います。

(1)　２回以上の手術が同日に行なわれた場合、それらの手術のうち、手術給付金の支払金額が最も高くなる手術が１回のみ行なわれたものとして取り扱います。

(2)　同一の不慮の事故による傷害、同一の不慮の事故以外の外因による傷害または同一の疾病の治療を直接の目的として14日以内に同種類の手術（別表３）が２回以上行なわれた場合、それらの手術のうち支払金額が最も高くなる手術が１回のみ行なわれたものとして取り扱います。ただし、１回の手術として取り扱われる２回以上の手術のうち、最初に行なわれた手術の日からその日を含めて14日を経過した後に行なわれた手術は別の手術として、この規定を適用します。なお、医学的に直接の因果関係があると認められる一連の疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。(備-5)

第５条　備考

(備-1)　手術給付金を支払う場合をいいます。

(備-2)　この特約の給付責任開始日前に発病していた疾病であっても、次の①から③の場合、その疾病の治療を直接の目的とした手術は、この特約の給付責任開始日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とした手術として取り扱います。

①　当会社が告知(備-6)によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

②　次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合

(1)　この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。

(2)　この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。

③　その疾病の治療を直接の目的とする手術のうち、この特約の給付責任開始日からその日を含めて２年を経過した後に行なわれた手術の場合。この場合のこの特約の給付責任開始日前に発病していた疾病には、この特約の給付責任開始日前に発生していた不慮の事故または不慮の事故以外の外因を含むものとします。

(備-3)　この特約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。

(備-4)　支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が手術給付金の支払を行なわない場合をいいます。

(備-5)　例えば、高血圧とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等は医学的に直接の因果関係があると認められる一連の疾病であるため、同一の疾病として取り扱います。

(備-6)　「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第３条に規定する当社が求めた告知をいいます。

第６条　放射線治療給付金の支払

①　当会社は、次のとおり放射線治療給付金を入院給付金の受取人（第８条）に支払います。

(1)　支払事由(備-1)	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)の条件を全部満たす別表６に定める放射線治療を受けた場合 (ｱ)　この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故（別表２）、不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病の治療を直接の目的とした放射線治療であること(備-2) (ｲ)　病院または診療所（別表３）で受けた放射線治療であること (ｳ)　この特約の保険期間(備-3)中に受けた放射線治療であること
(2)　支払金額	(1)「支払事由」に規定する放射線治療１回につき、次の算式により計算した金額とします。 「放射線治療を受けた日の単位入院給付金額」×10 ただし、支払事由(備-1)が、次の(ｱ)または(ｲ)によって発生した場合には、それによって支払事由(備-1)に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、支払金額を削減することがあります。 (ｱ)　地震、噴火または津波 (ｲ)　戦争その他の変乱
(3)　免責事由(備-4)	支払事由(備-1)が、次の(ｱ)から(ｳ)のどれかによって発生した場合 (ｱ)　保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (ｲ)　被保険者の犯罪行為 (ｳ)　被保険者の精神障害を原因とする事故

	(エ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (オ) 被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (カ) 被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (キ) 入院給付金の受取人の故意または重大な過失。ただし、(ク)に該当する場合を除きます。なお、この(キ)に該当する場合、その受取人が放射線治療給付金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払いません。 (ク) 被保険者の薬物依存（別表 3）

② 第①項(1)「支払事由」に規定する放射線治療については、次のとおり取り扱います。
(1) 2 回以上の放射線治療が同日に行なわれた場合、放射線治療が 1 回のみ行なわれたものとして取り扱います。
(2) 同一の不慮の事故による傷害、同一の不慮の事故以外の外因による傷害または同一の疾病の治療を直接の目的として60日以内に同種類の放射線治療（別表 3）が 2 回以上行なわれた場合、放射線治療が 1 回のみ行なわれたものとして取り扱います。ただし、1 回の放射線治療として取り扱われる 2 回以上の放射線治療のうち、最初に行なわれた放射線治療の日からその日を含めて60日を経過した後に行なわれた放射線治療は別の放射線治療として、この規定を適用します。なお、医学的に直接の因果関係があると認められる一連の疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。(備-5)

第 6 条　備考
(備-1) 放射線治療給付金を支払う場合をいいます。
(備-2) この特約の給付責任開始日前に発病していた疾病であっても、次の①から③の場合、その疾病の治療を直接の目的とする放射線治療は、この特約の給付責任開始日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とした放射線治療として取り扱います。
① 当会社が告知(備-6)によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
② 次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合
(1) この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。
(2) この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。
③ その疾病の治療を直接の目的とする放射線治療のうち、この特約の給付責任開始日からその日を含めて 2 年を経過した後に行なわれた放射線治療の場合。この場合のこの特約の給付責任開始日前に発病していた疾病には、この特約の給付責任開始日前に発生していた不慮の事故または不慮の事故以外の外因を含むものとします。
(備-3) この特約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。
(備-4) 支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が放射線治療給付金の支払を行なわない場合をいいます。
(備-5) 例えば、高血圧とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等は医学的に直接の因果関係があると認められる一連の疾病であるため、同一の疾病として取り扱います。
(備-6) 「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第 3 条に規定する当社が求めた告知をいいます。

第 7 条　特約の保険料の払込の免除

① この特約の保険料の払込の免除については、主約款の「不慮の事故を直接の原因として所定の身体障害状態となった場合の保険料の払込の免除」の規定を準用します。
② 第①項の場合、被保険者が、この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故（別表 2）を直接の原因として所定の身体障害状態となったものであることを要します。
③ この特約の保険料の払込を免除しない場合または払込の免除額を削減する場合については、主約款の保険料の払込の免除についてのそれぞれの規定を準用します。

第 8 条　入院給付金の受取人

入院給付金の受取人の指定および変更については、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第 16 条の規定を適用します。

第 9 条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所

① 給付金の支払事由（第 2・3・4・5・6 条）またはこの特約の保険料の払込の免除事由（第 7 条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。
② その受取人(備-1)は、すみやかに請求に必要な書類（別表 1）を当会社に提出して、その請求をしてください。
③ 給付金は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)または(2)に定める日数以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。
(1) 主契約の「契約日」または「更新日」が、平成 18 年 5 月 2 日以後の場合
5 営業日
(2) 主契約の「契約日」および「更新日」が、平成 18 年 5 月 1 日以前の場合
5 日
④ 給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)に掲げる場合において、この特約の付加時から給付金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認(備-2)を行ないます。この場合には、第③項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とします。また、当会社は、給付金の請求者にその旨を通知します。
(1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
給付金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金の免責事由に該当する可能性がある場合
給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) 「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
(2)もしくは(3)に定める事項、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第 9 条「重大事由による給付特約の解除および保険金等の不支払等」第①項(5)(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは入院給付金の受取人のこの特約の付加の目的もしくは給付金請求の意図に関するこの特約の付加時から給付金請求時までにおける事項
⑤ 第④項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第③項および第④項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-3)を経過する日とします。この場合、当会社は、給付金の請求者にその旨を通知します。
(1) 第④項(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180 日
(2) 第④項(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180 日
(3) 第④項(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第④項(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180 日
(4) 第④項(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査
180 日
⑥ 第④項または第⑤項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-4)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
⑦ この特約の保険料の払込の免除についても、第③項から第⑥項の規定を準用します。

第 9 条　備考
(備-1) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-2) 当会社の指定した医師による診断を含みます。
(備-3) (1)から(4)の複数に該当する場合でも 180 日とします。
(備-4) 当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第 10 条　特約の解約払戻金

この特約については、解約払戻金はありません。

第 11 条　特約に対する契約者配当金

この特約については、契約者配当金はありません。

第 12 条　法令等の改正に伴う特約内容の変更

① 当会社は、手術給付金または放射線治療給付金の支払事由（第 5・6 条）に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化が

あり、その改正または変化が手術給付金または放射線治療給付金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料および手術給付金または放射線治療給付金の金額を変更することなく手術給付金または放射線治療給付金の支払事由に関する規定を変更することがあります。

② 第①項の規定により、手術給付金または放射線治療給付金の支払事由に関する規定を変更するときは、当会社は、手術給付金または放射線治療給付金の支払事由に関する規定を変更する日の 2 ヵ月前までに保険契約者にその変更について通知します。

第 13 条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用

この特約については、第 12 条までの規定のほか、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」の規定を適用します。

第 14 条　特約の変更に関する特則（無配当特約用）の適用

無配当入院特約（無解約払戻金型）、無配当長期疾病入院特約（無解約払戻金型）、無配当新長期入院特約（無解約払戻金型）または無配当新入院特約（無解約払戻金型）をこの特約に変更した場合には、「特約の変更に関する特則（無配当特約用）」の規定を適用します。

第 15 条　契約条件を付加して締結した場合の取扱

① この特約の付加の申込の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の(1)から(3)の 1 または 2 以上の契約条件を付加してこの特約を締結することがあります。この場合、この特約の保険料、この特約の給付内容またはこの特約の内容の変更等については、この第 15 条の規定を適用して取り扱います。

(1) 保険料の変更
この特約の払い込むべき保険料を、申込の時の金額から、当会社の定める方法によりあらためて計算したその申込の時の金額を上回る金額に変更します。

(2) 特定障害の不担保
当会社の定めた不担保期間中に、主約款に規定する身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、この特約の保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第 7 条の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込を免除しません。

(3) 特定部位の不担保
当会社の定めた不担保期間中に、被保険者が、別表 7 に定める身体部位のうち、当会社の指定した部位に生じた疾病の治療を目的とする入院をした場合または手術もしくは放射線治療を受けた場合には、第 3 条から第 6 条までの規定にかかわらず、給付金(備-1)を支払いません。(備-2)ただし、不慮の事故（別表 2）または別表 8 に定める感染症を原因とする場合を除きます。

② 第①項の規定によって契約条件を付加してこの特約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券(備-3)に記載します。

③ 第①項の規定によって契約条件を付加して締結した場合、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日をこの特約の給付責任開始日として、その日からこの特約に定める責任を負います。ただし、(1)において、主契約に契約条件を付加しない場合であって、かつ、この保険契約の第 1 回保険料に相当する金額(備-4)が払い込まれた後に保険契約者が承諾した場合、その承諾の際に特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日(備-5)を、主契約、この特約およびこの特約以外の特約の給付責任開始日にすることができます。

(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加した場合
「主契約の給付責任開始日と同日」

(2) 主契約の締結の後にこの特約を付加した場合
次の(ｱ)または(ｲ)のいずれか遅い日

(ｱ) この特約の被保険者についての告知の日

(ｲ) 当会社の定めた金額(備-6)が払い込まれた日。ただし、当会社の定めた金額(備-6)が「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に規定するこの特約の付加日より後に払い込まれた場合は、この特約の付加日とします。

④ 第①項の契約条件を付加した場合、次の表の(1)から(3)の取扱を、それぞれに定めた条件に該当する場合には取り扱いません。

取　扱	条　件
(1) 単位入院給付金額の増額	次のどれかに該当する場合 (ｱ) 「保険料の変更」の条件を付加した場合 (ｲ) 「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき (ｳ) 「特定部位の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき
(2) 保険契約の更新	次のどちらかに該当する場合 (ｱ) 「保険料の変更」の条件を付加した場合 (ｲ) 「特定障害の不担保」の条件を付加した場合
(3) 主契約が無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）契約である場合の他の保険種類への変更	「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき

第 15 条　備考

(備-1) 疾病入院給付金、特定疾病入院給付金、手術給付金および放射線治療給付金（第 3・4・5・6 条）をいいます。

(備-2) 被保険者が当会社の定めた不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなします。

(備-3) 主契約の締結の後にこの特約を付加した場合に当会社が保険契約者に交付する書面を含みます。

(備-4) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、その条件を付加する前の金額を「第 1 回保険料に相当する金額」とみなします。

(備-5) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、「保険契約者が承諾した日」と「当会社への払込を要する金額を払い込んだ日」とのいずれか遅い日とします。

(備-6) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合には、その条件を付加する前の金額とします。

別表 1　給付金の支払および保険料の払込の免除の請求書類

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 2　対象となる不慮の事故

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 3　給付金の支払事由等に関する取扱

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 4　対象となる特定疾病

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 5　対象となる手術

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 6　対象となる放射線治療

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 7　対象となる身体部位

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 8　対象となる感染症

（「別表一覧」をご覧ください）

無配当入院初期割増給付特約

〈目　次〉

用語の定義 ……206
第１条　この特約の付加……206
第２条　初期入院給付金の支払……206
第３条　特約の保険料の払込の免除……206
第４条　入院給付金の受取人……207
第５条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所……207
第６条　特約の消滅……207
第７条　特約の解約払戻金……207
第８条　特約に対する契約者配当金……207
第９条　給付特約付加に関する特則等の適用……207
第10条　契約条件を付加して締結した場合の取扱……207
別表１　支払・払込免除の請求書類……208
別表２　対象となる不慮の事故……208
別表３　給付金の支払事由等に関する取扱……208
別表４　対象となる身体部位……208
別表５　対象となる感染症……208

用語の定義

この特約で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主契約」とは主たる保険契約をいいます。

(2)　「主約款」とは主契約の普通保険約款をいい、約款細則がある場合には約款細則を含みます。

(3)　「主特約」とは、この特約とあわせて主契約に付加されている無配当総合医療特約をいいます。

(4)　「この特約の給付責任開始日」とは「給付特約付加に関する特則」、「給付特約付加に関する特則（５年ごと利差配当付保険用）」または「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に規定するこの特約の給付責任開始日をいいます。

第１条　この特約の付加

この特約は、主特約とあわせて主契約に付加します。

第２条　初期入院給付金の支払

①　当会社は、次のとおり初期入院給付金を入院給付金の受取人（第４条）に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)の条件を全部満たす入院（別表３）をした場合 (ｱ)　この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故（別表２）、不慮の事故以外の外因または発病した疾病を直接の原因とした入院であること（備-2） (ｲ)　主特約の入院給付金（備-3）の支払事由に該当する入院であること (ｳ)　この特約の保険期間（備-4）中の入院日数（別表３）（備-5）が、１日以上であること
(2)　支払金額	次の算式により計算した金額とします。 「単位入院給付金額」 ×「(1)「支払事由」(ｳ)に規定する入院日数」 ただし、(4)「支払限度」に規定する限度をこえる場合は、入院日数はその限度までの日数とします。 なお、単位入院給付金額を減額した場合、減額した日以後の入院日数については減額後の単位入院給付金額により支払金額を計算します。 また、支払事由（備-1）が、次の(ｱ)または(ｲ)によって発生した場合には、それによって支払事由（備-1）に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、支払金額を削減することがあります。 (ｱ)　地震、噴火または津波 (ｲ)　戦争その他の変乱
(3)　免責事由（備-6）	支払事由（備-1）が、次の(ｱ)から(ｸ)のどれかによって発生した場合 (ｱ)　保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (ｲ)　被保険者の犯罪行為 (ｳ)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｴ)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｵ)　被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｶ)　被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ｷ)　入院給付金の受取人の故意または重大な過失。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｷ)に該当する場合、その受取人が初期入院給付金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払いません。 (ｸ)　被保険者の薬物依存（別表３）
(4)　支払限度	１回の入院についての支払日数（備-7）の限度は、14日と、その入院について主特約の入院給付金（備-3）の支払われる入院日数とのいずれか短い日数とします。

②　第①項(1)「支払事由」に規定する入院については、次のとおり取り扱います。

(1)　被保険者が２回以上入院した場合で、主特約の災害入院給付金または疾病入院給付金の支払に関する規定により、継続した１回の入院として取り扱われることとなる入院は、この特約においても継続した１回の入院として取り扱います。

(2)　被保険者が２回以上入院した場合で、主特約の災害入院給付金または疾病入院給付金の支払に関する規定により、別の入院として取り扱われることとなる入院は、この特約においても別の入院として取り扱います。

(3)　主特約の入院給付金（備-3）の支払に関する規定により、主特約の入院給付金（備-3）が支払われることとなる入院日数が重複するため、主特約の疾病入院給付金または特定疾病入院給付金が支払われない場合、その重複した入院日数については、初期入院給付金を重複しては支払いません。

第２条　備考

(備-1)　初期入院給付金を支払う場合をいいます。

(備-2)　この特約の給付責任開始日前に発病していた疾病であっても、次の①から③の場合、その疾病を直接の原因とする入院は、この特約の給付責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因とした入院として取り扱います。

①　当会社が告知（備-8）によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

②　次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合

(1)　この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。

(2)　この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。

③　その疾病を直接の原因とする入院のうち、この特約の給付責任開始日からその日を含めて２年を経過した後に開始した入院の場合。この場合のこの特約の給付責任開始日前に発病していた疾病には、この特約の給付責任開始日前に発生していた不慮の事故または不慮の事故以外の外因を含むものとします。

(備-3)　「主特約の入院給付金」とは、主特約に規定する災害入院給付金、疾病入院給付金または特定疾病入院給付金をいいます。

(備-4)　この特約を更新した場合には、更新後のこの特約の保険期間を含みます。

(備-5)　「保険期間（備-4）中の入院日数」について、入院中に、次のいずれかの事由によってこの特約が消滅した場合でも、初期入院給付金の支払については、この特約が消滅した日から継続している入院の入院日数は、この特約の消滅前の入院日数として取り扱います。

①　この特約の保険期間（備-4）の満了

②　主契約の高度障害保険金または高度障害年金の支払

(備-6)　支払事由（備-1）が発生した場合でも、当会社が初期入院給付金の支払を行なわない場合をいいます。

(備-7)　初期入院給付金が支払われる日数をいいます。

(備-8)　「給付特約付加に関する特則」第３条、「給付特約付加に関する特則（５年ごと利差配当付保険用）」第３条または「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第３条に規定する当社が求めた告知をいいます。

第３条　特約の保険料の払込の免除

①　この特約の保険料の払込の免除については、主約款（備-1）の「不慮の事故を直接の原因として所定の身体障害状態となった場合の保険料の払込の免除」の規定を準用します。

②　第①項の場合、被保険者が、この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故（別表２）を直接の原因として主約款（備-1）に規定する身体障害状態となったものであることを要します。

③　この特約の保険料の払込を免除しない場合または払込の免除額を削減する場合については、主約款の保険料の払込の免除についてのそれぞれの規定を準用します。

第３条　備考
(備-1)　主契約に「保険料払込免除特約」が付加されている場合には、その特約条項を含みます。

第４条　入院給付金の受取人

入院給付金の受取人は、主特約の入院給付金の受取人とし、入院給付金の受取人を主特約の入院給付金の受取人以外の者に指定または変更することはできません。

第５条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所

①　初期入院給付金の支払事由（第２条）またはこの特約の保険料の払込の免除事由（第３条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。
②　その受取人(備-1)は、すみやかに請求に必要な書類（別表１）を当会社に提出して、その請求をしてください。
③　初期入院給付金は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)または(2)に定める日数以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。
(1)　主契約の「契約日」または「更新日」が、平成18年５月２日以後の場合
５営業日
(2)　主契約の「契約日」および「更新日」が、平成18年５月１日以前の場合
５日
④　初期入院給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)に掲げる場合において、この特約の付加時から初期入院給付金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認(備-2)を行ないます。この場合には、第③項の規定にかかわらず、初期入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。また、当会社は、初期入院給付金の請求者にその旨を通知します。
(1)　初期入院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
初期入院給付金の支払事由に該当する事実の有無
(2)　初期入院給付金の免責事由に該当する可能性がある場合
初期入院給付金の支払事由が発生した原因
(3)　告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4)　「給付特約付加に関する特則」、「給付特約付加に関する特則（５年ごと利差配当付保険用）」または「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
(2)もしくは(3)に定める事項、「給付特約付加に関する特則」第９条「重大事由による給付特約の解除および保険金等の不支払等」第①項(5)(ｱ)から(ｶ)、「給付特約付加に関する特則（５年ごと利差配当付保険用）」第９条「重大事由による給付特約の解除および保険金等の不支払等」第①項(5)(ｱ)から(ｶ)もしくは「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第９条「重大事由による給付特約の解除および保険金等の不支払等」第①項(5)(ｱ)から(ｶ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは入院給付金の受取人のこの特約の付加の目的もしくは初期入院給付金請求の意図に関するこの特約の付加時から初期入院給付金請求時までにおける事項
⑤　第④項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第③項および第④項の規定にかかわらず、初期入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-3)を経過する日とします。この場合、当会社は、初期入院給付金の請求者にその旨を通知します。
(1)　第④項(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180日
(2)　第④項(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180日
(3)　第④項(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第④項(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日
(4)　第④項(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査
180日
⑥　第④項または第⑤項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-4)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は初期入院給付金を支払いません。
⑦　この特約の保険料の払込の免除についても、第③項から第⑥項の規定を準用します。
⑧　この特約の解約払戻金（第７条）の支払請求があった場合についても、第③項と同様に取り扱います。

第５条　備考
(備-1)　保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-2)　当会社の指定した医師による診断を含みます。
(備-3)　(1)から(4)の複数に該当する場合でも180日とします。
(備-4)　当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第６条　特約の消滅

「給付特約付加に関する特則」、「給付特約付加に関する特則（５年ごと利差配当付保険用）」または「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の「特約の消滅」の規定によるほか、次の(1)または(2)に該当した場合には、この特約は消滅します。
(1)　主特約の災害入院給付金、疾病入院給付金および特定疾病入院給付金の支払が、いずれも通算支払限度に達した場合
(2)　主特約が消滅した場合

第７条　特約の解約払戻金

①　主約款の規定により、当会社が主契約の解約払戻金額を保険契約者に通知する際には、この特約の解約払戻金を加算した金額を通知するものとします。
②　この特約が消滅した場合でも、次のいずれかの場合には、当会社は、この特約の解約払戻金を支払いません。
(1)　主契約の死亡保険金、死亡年金、高度障害保険金または高度障害年金が支払われた場合
(2)　第６条(1)の規定によって、この特約が消滅した場合

第８条　特約に対する契約者配当金

この特約については、契約者配当金はありません。

第９条　給付特約付加に関する特則等の適用

この特約については、第８条までの規定のほか、次のとおり取り扱います。
(1)　主約款に「給付特約付加に関する特則」を適用することが定められている場合には、「給付特約付加に関する特則」の規定を適用します。
(2)　主約款に「給付特約付加に関する特則（５年ごと利差配当付保険用）」を適用することが定められている場合には、「給付特約付加に関する特則（５年ごと利差配当付保険用）」の規定を適用します。
(3)　主約款に「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」を適用することが定められている場合には、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」の規定を適用します。
(4)　(1)から(3)のいずれにも該当しない場合には、「給付特約付加に関する特則」の規定を適用します。

第10条　契約条件を付加して締結した場合の取扱

①　この特約の付加の申込の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の(1)から(3)の１または２以上の契約条件を付加してこの特約を締結することがあります。この場合、この特約の保険料、この特約の給付内容またはこの特約の内容の変更等については、この第10条の規定を適用して取り扱います。
(1)　保険料の変更
この特約の払い込むべき保険料を、申込の時の金額から、当会社の定める方法によりあらためて計算したその申込の時の金額を上回る金額に変更します。
(2)　特定障害の不担保
当会社の定めた不担保期間中に、主約款に規定する身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、この特約の保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第３条の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込を免除しません。
(3)　特定部位の不担保
当会社の定めた不担保期間中に、被保険者が、別表４に定める身体部位のうち、当会社の指定した部位に生じた疾病の治療を目的とする入院をした場合には、第２条の規定にかかわらず、初期入院給付金を支払いません。(備-1)ただし、不慮の事故（別表２）または別表５に定める感染症を原因とする場合を除きます。
②　第①項の規定によって契約条件を付加してこの特約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券(備-2)に記載します。

③　第①項の規定によって契約条件を付加して締結した場合、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日をこの特約の給付責任開始日として、その日からこの特約に定める責任を負います。ただし、(1)において、主契約に契約条件を付加しない場合であって、かつ、この保険契約の第 1 回保険料に相当する金額(備-3)が払い込まれた後に保険契約者が承諾した場合、その承諾の際に特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日(備-4)を、主契約、この特約およびこの特約以外の特約の給付責任開始日にすることができます。

(1)　主契約の締結の際にこの特約を付加した場合
　　「主契約の給付責任開始日と同日」

(2)　主契約の締結の後にこの特約を付加した場合
　　次の(ｱ)または(ｲ)のいずれか遅い日

(ｱ)　この特約の被保険者についての告知の日

(ｲ)　当会社の定めた金額(備-5)が払い込まれた日。ただし、当会社の定めた金額(備-5)が「給付特約付加に関する特則」、「給付特約付加に関する特則（5 年ごと利差配当付保険用）」または「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に規定するこの特約の付加日より後に払い込まれた場合は、この特約の付加日とします。

④　第①項の契約条件を付加した場合、次の表の(1)および(2)の取扱を、それぞれに定めた条件に該当する場合には取り扱いません。

取　　扱	条　　件
(1)　単位入院給付金額の増額	次のどれかに該当する場合 (ｱ)　「保険料の変更」の条件を付加した場合 (ｲ)　「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき (ｳ)　「特定部位の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき
(2)　保険契約の更新	次のどちらかに該当する場合 (ｱ)　「保険料の変更」の条件を付加した場合 (ｲ)　「特定障害の不担保」の条件を付加した場合

第 10 条　備考

(備-1)　被保険者が当会社の定めた不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなします。

(備-2)　主契約の締結の後にこの特約を付加した場合に当会社が保険契約者に交付する書面を含みます。

(備-3)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、その条件を付加する前の金額を「第 1 回保険料に相当する金額」とみなします。

(備-4)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、「保険契約者が承諾した日」と「当会社への払込を要する金額を払い込んだ日」とのいずれか遅い日とします。

(備-5)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合には、その条件を付加する前の金額とします。

別表 1　支払・払込免除の請求書類

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 2　対象となる不慮の事故

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 3　給付金の支払事由等に関する取扱

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 4　対象となる身体部位

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 5　対象となる感染症

（「別表一覧」をご覧ください）

無配当入院初期割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）

〈目　次〉

用語の定義 ……209
第１条　この特約の付加……209
第２条　初期入院給付金の支払……209
第３条　特約の保険料の払込の免除……210
第４条　入院給付金の受取人……210
第５条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所……210
第６条　特約の消滅……210
第７条　特約の解約払戻金……210
第８条　特約に対する契約者配当金……210
第９条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用……210
第10条　契約条件を付加して締結した場合の取扱……210
別表１　支払・払込免除の請求書類……211
別表２　対象となる不慮の事故……211
別表３　給付金の支払事由等に関する取扱……211
別表４　対象となる身体部位……211
別表５　対象となる感染症……211

用語の定義

この特約で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主契約」とは主たる保険契約をいいます。

(2)　「主約款」とは主契約の普通保険約款をいいます。

(3)　「主特約」とは、この特約とあわせて主契約に付加されている無配当総合医療特約（無解約払戻金型）をいいます。

(4)　「この特約の給付責任開始日」とは「給付特約付加に関する特則」、「給付特約付加に関する特則（５年ごと利差配当付保険用）」または「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に規定するこの特約の給付責任開始日をいいます。

第１条　この特約の付加

この特約は、無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）契約、または主特約とあわせて無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）契約以外の主契約に付加します。

第２条　初期入院給付金の支払

①　当会社は、次のとおり初期入院給付金を入院給付金の受取人（第４条）に支払います。

(1)　支払事由(備-1)	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)の条件を全部満たす入院（別表３）をした場合 (ｱ)　この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故（別表２）、不慮の事故以外の外因または発病した疾病を直接の原因とした入院であること(備-2) (ｲ)　主特約(備-3)の入院給付金(備-4)の支払事由に該当する入院であること (ｳ)　この特約の保険期間(備-5)中の入院日数（別表３）(備-6)が、１日以上であること
(2)　支払金額	次の算式により計算した金額とします。 「単位入院給付金額」 ×「(1)「支払事由」(ｳ)に規定する入院日数」 ただし、(4)「支払限度」に規定する限度をこえる場合は、入院日数はその限度までの日数とします。 なお、単位入院給付金額を減額した場合、減額した日以後の入院日数については減額後の単位入院給付金額により支払金額を計算します。 また、支払事由(備-1)が、次の(ｱ)または(ｲ)によって発生した場合には、それによって支払事由(備-1)に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、支払金額を削減することがあります。 (ｱ)　地震、噴火または津波 (ｲ)　戦争その他の変乱
(3)　免責事由(備-7)	支払事由(備-1)が、次の(ｱ)から(ｸ)のどれかによって発生した場合 (ｱ)　保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (ｲ)　被保険者の犯罪行為 (ｳ)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｴ)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｵ)　被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｶ)　被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ｷ)　入院給付金の受取人の故意または重大な過失。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｷ)に該当する場合、その受取人が初期入院給付金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払いません。 (ｸ)　被保険者の薬物依存（別表３）
(4)　支払限度	１回の入院についての支払日数(備-8)の限度は、14日と、その入院について主特約(備-3)の入院給付金(備-4)の支払われる入院日数とのいずれか短い日数とします。

②　第①項(1)「支払事由」に規定する入院については、次のとおり取り扱います。

(1)　被保険者が２回以上入院した場合で、主特約(備-9)の災害入院給付金または疾病入院給付金に関する規定により、継続した１回の入院として取り扱われることとなる入院は、この特約においても継続した１回の入院として取り扱います。

(2)　被保険者が２回以上入院した場合で、主特約(備-9)の災害入院給付金または疾病入院給付金に関する規定により、別の入院として取り扱われることとなる入院は、この特約においても別の入院として取り扱います。

(3)　主特約(備-9)の入院給付金(備-4)の支払に関する規定により、主特約(備-3)の入院給付金(備-4)が支払われることとなる入院日数が重複するため、主特約(備-3)の疾病入院給付金または特定疾病入院給付金が支払われない場合、その重複した入院日数については、初期入院給付金を重複しては支払いません。

第２条　備考

(備-1)　初期入院給付金を支払う場合をいいます。

(備-2)　この特約の給付責任開始日前に発病していた疾病であっても、次の①から③の場合、その疾病を直接の原因とする入院は、この特約の給付責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因とした入院として取り扱います。

①　当会社が告知(備-10)によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

②　次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合

(1)　この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。

(2)　この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。

③　その疾病を直接の原因とする入院のうち、この特約の給付責任開始日からその日を含めて２年を経過した後に開始した入院の場合。この場合のこの特約の給付責任開始日前に発病していた疾病には、この特約の給付責任開始日前に発生していた不慮の事故または不慮の事故以外の外因を含むものとします。

(備-3)　主契約が無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）の場合は「主契約」とします。

(備-4)　主特約(備-3)の災害入院給付金、疾病入院給付金または特定疾病入院給付金をいいます。

(備-5)　この特約を更新した場合には、更新後のこの特約の保険期間を含みます。

(備-6)　「保険期間(備-5)中の入院日数」について、入院中に、次のいずれかの事由によってこの特約が消滅した場合でも、初期入院給付金の支払については、この特約が消滅した日から継続している入院の入院日数は、この特約の消滅前の入院日数として取り扱います。

①　この特約の保険期間(備-5)の満了

②　主契約の高度障害保険金の支払

(備-7)　支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が初期入院給付金の支払を行なわない場合をいいます。

(備-8)　初期入院給付金が支払われる日数をいいます。

(備-9)　主契約が無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）の場合は「主約款」とします。

(備-10)　「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第３条に規定する当社が求めた告知をいいます。

第３条　特約の保険料の払込の免除

①　この特約の保険料の払込の免除については、次のとおり取り扱います。

(1)　主契約が無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）以外の場合	主約款の「不慮の事故を直接の原因として所定の身体障害状態となった場合の保険料の払込の免除」の規定を準用します。この場合、被保険者が、この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故（別表２）を直接の原因として所定の身体障害状態となったものであることを要します。
(2)　主契約が無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）の場合	主約款の「傷害もしくは疾病によって所定の高度障害状態となった場合または不慮の事故を直接の原因として所定の身体障害状態となった場合の保険料の払込の免除」の規定を準用します。この場合、次のとおり取り扱います。 (ｱ)　所定の高度障害状態となった場合の保険料の払込の免除については、被保険者が、この特約の給付責任開始日以後に発生した傷害または発病した疾病によって所定の高度障害状態となったものであることを要します。 (ｲ)　所定の身体障害状態となった場合の保険料の払込の免除については、被保険者が、この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として所定の身体障害状態となったものであることを要します。

②　この特約の保険料の払込を免除しない場合または払込の免除額を削減する場合については、主約款の保険料の払込の免除についてのそれぞれの規定を準用します。

第４条　入院給付金の受取人

入院給付金の受取人は、主特約(備-1)の入院給付金の受取人とし、入院給付金の受取人を主特約(備-1)の入院給付金の受取人以外の者に指定または変更することはできません。

第４条　備考
(備-1)　主契約が無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）の場合は「主契約」とします。

第５条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所

①　初期入院給付金の支払事由（第２条）またはこの特約の保険料の払込の免除事由（第３条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。

②　その受取人(備-1)は、すみやかに請求に必要な書類（別表１）を当会社に提出して、その請求をしてください。

③　初期入院給付金は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)または(2)に定める日数以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。
(1)　主契約の「契約日」または「更新日」が、平成 18 年５月２日以後の場合
　５営業日
(2)　主契約の「契約日」および「更新日」が、平成 18 年５月１日以前の場合
　５日

④　初期入院給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)に掲げる場合において、この特約の付加時から初期入院給付金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認(備-2)を行ないます。この場合には、第③項の規定にかかわらず、初期入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。また、当会社は、初期入院給付金の請求者にその旨を通知します。
(1)　初期入院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　初期入院給付金の支払事由に該当する事実の有無
(2)　初期入院給付金の免責事由に該当する可能性がある場合
　初期入院給付金の支払事由が発生した原因
(3)　告知義務違反に該当する可能性がある場合
　当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4)　「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　(2)もしくは(3)に定める事項、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第９条「重大事由による給付特約の解除および保険金等の不支払等」第①項(5)(ｱ)から(ｵ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは入院給付金の受取人のこの特約の付加の目的もしくは初期入院給付金請求の意図に関するこの特約の付加時から初期入院給付金請求時までにおける事項

⑤　第④項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第③項および第④項の規定にかかわらず、初期入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-3)を経過する日とします。この場合、当会社は、初期入院給付金の請求者にその旨を通知します。
(1)　第④項(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
　180 日
(2)　第④項(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
　180 日
(3)　第④項(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第④項(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
　180 日
(4)　第④項(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査
　180 日

⑥　第④項または第⑤項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-4)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は初期入院給付金を支払いません。

⑦　この特約の保険料の払込の免除についても、第③項から第⑥項の規定を準用します。

⑧　この特約の解約払戻金（第７条）の支払請求があった場合についても、第③項と同様に取り扱います。

第５条　備考
(備-1)　保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-2)　当会社の指定した医師による診断を含みます。
(備-3)　(1)から(4)の複数に該当する場合でも 180 日とします。
(備-4)　当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第６条　特約の消滅

「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」の「特約の消滅」の規定によるほか、次の(1)または(2)に該当した場合にも、この特約は消滅します。
(1)　主特約(備-1)の災害入院給付金、疾病入院給付金および特定疾病入院給付金の支払が、いずれも通算支払限度に達した場合
(2)　主特約が消滅した場合

第６条　備考
(備-1)　主契約が無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）の場合は「主契約」とします。

第７条　特約の解約払戻金

①　この特約の保険料払込方法が全期払込の場合、この特約についての解約払戻金はありません。また、この特約の保険料払込方法が全期払込以外の場合、保険料払込期間中の保険契約(備-1)については、解約払戻金はありません。

②　この特約の保険料払込方法が全期払込以外の場合、保険料払込期間経過後の解約払戻金については、当会社は、主約款の規定により、当会社が主契約の解約払戻金額を保険契約者に通知する際に、この特約の解約払戻金を加算した金額を通知するものとします。

③　この特約が消滅した場合でも、第６条(1)の規定によって、この特約が消滅した場合には、当会社は、この特約の解約払戻金を支払いません。

第７条　備考
(備-1)　「保険料払込中の特約」には、保険料払込期間満了後の特約のうち、未払込の保険料がある特約を含みます。

第８条　特約に対する契約者配当金

この特約については、契約者配当金はありません。

第９条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用

この特約については、第８条までの規定のほか、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」の規定を適用します。

第 10 条　契約条件を付加して締結した場合の取扱

①　この特約の付加の申込の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の(1)から(3)の１または２以上の契約条件

を付加してこの特約を締結することがあります。この場合、この特約の保険料、この特約の給付内容またはこの特約の内容の変更等については、この第 10 条の規定を適用して取り扱います。

(1) 保険料の変更

この特約の払い込むべき保険料を、申込の時の金額から、当会社の定める方法によりあらためて計算したその申込の時の金額を上回る金額に変更します。

(2) 特定障害の不担保

(ｲ) 主契約が無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）の場合

当会社の定めた不担保期間中に、主約款に規定する高度障害状態または身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、この特約の保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第 3 条の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込を免除しません。

(ﾛ) 主契約が無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）以外の場合

当会社の定めた不担保期間中に、主約款に規定する身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、この特約の保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第 3 条の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込を免除しません。

(3) 特定部位の不担保

当会社の定めた不担保期間中に、被保険者が、別表 4 に定める身体部位のうち、当会社の指定した部位に生じた疾病の治療を目的とする入院をした場合には、第 2 条の規定にかかわらず、初期入院給付金を支払いません。(備-1) ただし、不慮の事故（別表 2）または別表 5 に定める感染症を原因とする場合を除きます。

② 第①項の規定によって契約条件を付加してこの特約を締結した場合、付加した契約条件を保険証券(備-2) に記載します。

③ 第①項の規定によって契約条件を付加して締結した場合、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日をこの特約の給付責任開始日として、その日からこの特約に定める責任を負います。ただし、(1)において、主契約に契約条件を付加しない場合であって、かつ、この保険契約の第 1 回保険料に相当する金額(備-3) が払い込まれた後に保険契約者が承諾した場合、その承諾の際に特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日(備-4) を、主契約、この特約およびこの特約以外の特約の給付責任開始日にすることができます。

(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加した場合

「主契約の給付責任開始日と同日」

(2) 主契約の締結の後にこの特約を付加した場合

次の(ｲ)または(ﾛ)のいずれか遅い日

(ｲ) この特約の被保険者についての告知の日

(ﾛ) 当会社の定めた金額(備-5) が払い込まれた日。ただし、当会社の定めた金額(備-5) が「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に規定するこの特約の付加日より後に払い込まれた場合は、この特約の付加日とします。

④ 第①項の契約条件を付加した場合、次の表の(1)から(3)の取扱を、それぞれに定めた条件に該当する場合には取り扱いません。

取　　扱	条　　件
(1) 単位入院給付金額の増額	次のどれかに該当する場合 (ｲ) 「保険料の変更」の条件を付加した場合 (ﾛ) 「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき (ﾊ) 「特定部位の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき
(2) 保険契約の更新	次のどちらかに該当する場合 (ｲ) 「保険料の変更」の条件を付加した場合 (ﾛ) 「特定障害の不担保」の条件を付加した場合
(3) 主契約が無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）契約である場合の他の保険種類への変更	「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき

第 10 条　備考

(備-1) 被保険者が当会社の定めた不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなします。

(備-2) 主契約の締結の後にこの特約を付加した場合に当会社が保険契約者に交付する書面を含みます。

(備-3) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、その条件を付加する前の金額を「第 1 回保険料に相当する金額」とみなします。

(備-4) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、「保険契約者が承諾した日」と「当会社への払込を要する金額を払い込んだ日」とのいずれか遅い日とします。

(備-5) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合には、その条件を付加する前の金額とします。

別表 1　支払・払込免除の請求書類

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 2　対象となる不慮の事故

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 3　給付金の支払事由等に関する取扱

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 4　対象となる身体部位

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 5　対象となる感染症

（「別表一覧」をご覧ください）

無配当特定疾病入院一時給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）

〈目　次〉

用語の定義 ……212
第１条　この特約の付加……212
第２条　特定疾病入院一時給付金の支払……212
第３条　特約の保険料の払込の免除……213
第４条　特定疾病入院一時給付金の受取人……213
第５条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所……213
第６条　特約の消滅……213
第７条　特約の解約払戻金……213
第８条　特約に対する契約者配当金……213
第９条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用……213
第10条　契約条件を付加して締結した場合の取扱……213
別表１　支払・払込免除の請求書類……214
別表２　対象となる不慮の事故……214
別表３　給付金の支払事由等に関する取扱……214
別表４　対象となる特定疾病……214

用語の定義

この特約で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主契約」とは主たる保険契約をいいます。

(2)　「主約款」とは主契約の普通保険約款をいいます。

(3)　「主特約」とは、この特約とあわせて主契約に付加されている無配当総合医療特約（無解約払戻金型）をいいます。

(4)　「この特約の給付責任開始日」とは「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に規定するこの特約の給付責任開始日をいいます。

第１条　この特約の付加

この特約は、無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）契約、または主特約とあわせて無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）契約以外の主契約に付加します。

第２条　特定疾病入院一時給付金の支払

①　当会社は、次のとおり特定疾病入院一時給付金を特定疾病入院一時給付金の受取人（第４条）に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)の条件を全部満たす入院（別表３）を開始した場合。ただし、この特約の給付責任開始日からその日を含めて 90 日を経過する日以前に診断確定（備-2）されたがん（別表４）の治療を直接の目的として入院を開始した場合を除きます。 (ｱ)　この特約の給付責任開始日以後に発病した特定疾病（別表４）の治療を直接の目的とした入院であること（備-3）（備-4） (ｲ)　主特約（備-5）の入院給付金（備-6）の支払われる入院（備-7）であること (ｳ)　この特約の保険期間（備-8）中に開始した入院であること
(2)　支払金額	特定疾病入院一時給付金額

②　第①項の規定にかかわらず、特定疾病入院一時給付金が支払われることとなった入院のうち、その最後の入院の開始日からその日を含めて２年以内は、特定疾病入院一時給付金を支払いません。

③　第①項(1)「支払事由」に規定する入院については、次のとおり取り扱います。

(1)　特定疾病以外の疾病または不慮の事故（別表２）もしくは不慮の事故以外の外因を直接の原因とした入院中に、その特定疾病の治療を開始したと医学的に認められる場合には、その治療を開始した日に特定疾病の治療を直接の目的とした入院を開始したものとして取り扱います。（備-4）

(2)　被保険者が、特定疾病入院一時給付金が支払われることとなった入院のうち、その最後の入院の開始日からその日を含めて２年を経過した日の翌日に、第①項(1)「支払事由」(ｱ)から(ｳ)の条件を全部満たす入院（備-9）中の場合には、その日にその入院を開始したものとして取り扱います。

(3)　最後に特定疾病入院一時給付金が支払われた入院の開始日からその日を含めて２年を経過する日以前に第①項(1)「支払事由」に規定する入院を開始し、第②項の規定により特定疾病入院一時給付金が支払われない場合でも、その入院が主特約（備-5）の入院給付金（備-6）に関する規定において最後に特定疾病入院一時給付金が支払われた入院と別の入院として取り扱われ、かつ、その入院中に主契約の高度障害保険金もしくは高度障害年金の支払またはこの特約の保険期間の満了によりこの特約が消滅した場合には、その消滅した日から次の(ｱ)または(ｲ)のいずれか早い日までその入院が継続したときに限り、第②項の規定を適用せず特定疾病入院一時給付金を支払います。

(ｱ)　最後に特定疾病入院一時給付金が支払われた入院の開始日からその日を含めて２年を経過した日の翌日

(ｲ)　その入院の入院日数が主特約（備-5）の入院給付金（備-6）の支払限度に到達し、入院給付金（備-6）が支払われなくなる日

④　次の(1)または(2)に該当した場合には、それぞれに定めるとおり取り扱います。ただし、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第４条、第９条もしくは第 10 条の規定によって、この特約が解除され、無効となりまたは取り消された場合を除きます。

(1)　被保険者が、この特約の付加の際のこの特約の給付責任開始日からその日を含めて 90 日を経過する日以前にがんと診断確定（備-2）されていた場合で、その診断確定日からその日を含めて 180 日以内に保険契約者から申出があったときには、この特約は無効とし、当会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。

(2)　被保険者が、この特約の復活または特定疾病入院一時給付金額の増額の際のこの特約の給付責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前にがんと診断確定（備-2）されていた場合で、その診断確定日からその日を含めて 180 日以内のこの特約の保険期間（備-8）中に保険契約者から申出があったときには、この特約の復活または特定疾病入院一時給付金額の増額は無効とし、当会社は、この特約の復活または特定疾病入院一時給付金額の増額の際に払い込まれた金額（備-10）およびこの特約の復活または特定疾病入院一時給付金額の増額以後に払い込まれたこの特約の保険料（備-10）を保険契約者に払い戻します。この特約の復活を無効とした場合、この特約の解約払戻金（第７条）の支払請求があったものとして取り扱い、また、保険契約者は、この特約の復活を請求することはできないものとします。

第２条　備考

(備-1)　特定疾病入院一時給付金を支払う場合をいいます。

(備-2)　がんの診断確定は、法的に医師または歯科医師の資格を持つものによって、病理組織学的所見（剖検・生検）、細胞学的所見、理学的所見（Ｘ線・内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによるものとします。

(備-3)　この特約の給付責任開始日前に発病していた心疾患（別表４）または脳血管疾患（別表４）であっても、次の①から③の場合、その心疾患または脳血管疾患を直接の原因とする入院は、この特約の給付責任開始日以後に発病した心疾患または脳血管疾患を直接の原因とした入院として取り扱います。

①　当会社が告知（備-11）によりその心疾患または脳血管疾患に関する事実を知っていた場合。ただし、その心疾患または脳血管疾患に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその心疾患または脳血管疾患に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

②　次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその心疾患または脳血管疾患についての自覚または認識がなかった場合

(1)　この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその心疾患または脳血管疾患について医師の診療を受けたことがない。

(2)　この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその心疾患または脳血管疾患について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。

③　その心疾患または脳血管疾患を直接の原因とする入院のうち、この特約の給付責任開始日からその日を含めて２年を経過した後に開始した入院の場合

(備-4)　入院中に特定疾病の治療が行なわれた場合であっても、その特定疾病の治療のために入院が必要と医学的に認められない場合、「特定疾病の治療を直接の目的とした入院」には該当しません。

(備-5)　主契約が無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）の場合は「主契約」とします。

(備-6)　「主特約の入院給付金」とは、主特約（備-5）に規定する疾病入院給付金または特定疾病入院給付金をいいます。

(備-7)　疾病入院給付金または特定疾病入院給付金が支払われることとなった入院と災害入院給付金が支払われることとなる入院が重複したことにより疾病入院給付金または特定疾病入院給付金が支払われない入院を含みます。

(備-8)　この特約を更新した場合には、更新後のこの特約の保険期間を含みます。

(備-9)　主特約（備-5）の支払限度に該当した入院、および主特約（備-5）の支払限度に該当した入院の退院日の翌日からその日を含めて 180 日以内に入院を開始したことにより、主特約（備-5）の入院給付金（備-6）が支払われない入院を含みます。

(備-10)　特定疾病入院一時給付金額の増額の場合は、その増額部分とします。

(備-11)　「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第３条に規定する当社が求めた告知をいいます。

第３条　特約の保険料の払込の免除

① この特約の保険料の払込の免除については、次のとおり取り扱います。

(1) 主契約が無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）以外の場合	主約款の「不慮の事故を直接の原因として所定の身体障害状態となった場合の保険料の払込の免除」の規定を準用します。この場合、被保険者が、この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故（別表２）を直接の原因として所定の身体障害状態となったものであることを要します。
(2) 主契約が無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）の場合	主約款の「傷害もしくは疾病によって所定の高度障害状態となった場合または不慮の事故を直接の原因として所定の身体障害状態となった場合の保険料の払込の免除」の規定を準用します。この場合、次のとおり取り扱います。 (ｱ) 所定の高度障害状態となった場合の保険料の払込の免除については、被保険者が、この特約の給付責任開始日以後に発生した傷害または発病した疾病によって所定の高度障害状態となったものであることを要します。 (ｲ) 所定の身体障害状態となった場合の保険料の払込の免除については、被保険者が、この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として所定の身体障害状態となったものであることを要します。

② この特約の保険料の払込を免除しない場合または払込の免除額を削減する場合については、主約款の保険料の払込の免除についてのそれぞれの規定を準用します。

第４条　特定疾病入院一時給付金の受取人

特定疾病入院一時給付金の受取人は、主特約(備-1)の入院給付金の受取人とし、特定疾病入院一時給付金の受取人を主特約(備-1)の入院給付金の受取人以外の者に指定または変更することはできません。

第４条　備考
(備-1) 主契約が無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）の場合は「主契約」とします。

第５条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所

① 特定疾病入院一時給付金の支払事由（第２条）またはこの特約の保険料の払込の免除事由（第３条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。

② その受取人(備-1)は、すみやかに請求に必要な書類（別表１）を当会社に提出して、その請求をしてください。

③ 特定疾病入院一時給付金は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)または(2)に定める日数以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。
(1) 主契約の「契約日」または「更新日」が、平成 18 年５月２日以後の場合
５営業日
(2) 主契約の「契約日」および「更新日」が、平成 18 年５月１日以前の場合
５日

④ 特定疾病入院一時給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(3)に掲げる場合において、この特約の付加時から特定疾病入院一時給付金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認(備-2)を行ないます。この場合には、第③項の規定にかかわらず、特定疾病入院一時給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とします。また、当会社は、特定疾病入院一時給付金の請求者にその旨を通知します。
(1) 特定疾病入院一時給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
特定疾病入院一時給付金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(3) 「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
(2)に定める事項、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第９条「重大事由による給付特約の解除および保険金等の不支払等」第①項(5)(ｱ)から(ｶ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特定疾病入院一時給付金の受取人のこの特約の付加の目的もしくは特定疾病入院一時給付金請求の意図に関するこの特約の付加時から特定疾病入院一時給付金請求時までにおける事項

⑤ 第④項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第③項および第④項の規定にかかわらず、特定疾病入院一時給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-3)を経過する日とします。この場合、当会社は、特定疾病入院一時給付金の請求者にその旨を通知します。
(1) 第④項(1)から(3)に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180 日
(2) 第④項(1)から(3)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180 日
(3) 第④項(1)から(3)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特定疾病入院一時給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第④項(1)から(3)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180 日
(4) 第④項(1)から(3)に定める事項についての日本国外における調査
180 日

⑥ 第④項または第⑤項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または特定疾病入院一時給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-4)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特定疾病入院一時給付金を支払いません。

⑦ この特約の保険料の払込の免除についても、第③項から第⑥項の規定を準用します。

⑧ この特約の解約払戻金（第７条）の支払請求があった場合についても、第③項と同様に取り扱います。

第５条　備考
(備-1) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-2) 当会社の指定した医師による診断を含みます。
(備-3) (1)から(4)の複数に該当する場合でも 180 日とします。
(備-4) 当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第６条　特約の消滅

「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」の「特約の消滅」の規定によるほか、次の(1)または(2)に該当した場合にも、この特約は消滅します。
(1) 主特約(備-1)の疾病入院給付金および特定疾病入院給付金の支払が、いずれも通算支払限度に達した場合
(2) 主特約が消滅した場合

第６条　備考
(備-1) 主契約が無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）の場合は「主契約」とします。

第７条　特約の解約払戻金

① この特約の保険料払込方法が全期払込の場合、この特約についての解約払戻金はありません。また、この特約の保険料払込方法が全期払込以外の場合、保険料払込期間中の保険契約(備-1)については、解約払戻金はありません。

② この特約の保険料払込方法が全期払込以外の場合、保険料払込期間経過後の解約払戻金については、当会社は、主約款の規定により、当会社が主契約の解約払戻金額を保険契約者に通知する際に、この特約の解約払戻金を加算した金額を通知するものとします。

③ この特約が消滅した場合でも、第６条(1)の規定によって、この特約が消滅した場合には、当会社は、この特約の解約払戻金を支払いません。

第７条　備考
(備-1) 「保険料払込中の特約」には、保険料払込期間満了後の特約のうち、未払込の保険料がある特約を含みます。

第８条　特約に対する契約者配当金

この特約については、契約者配当金はありません。

第９条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用

この特約については、第８条までの規定のほか、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」の規定を適用します。

第 10 条　契約条件を付加して締結した場合の取扱

① この特約の付加の申込の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の(1)、(2)のいずれかまたはその両方の契

約条件を付加してこの特約を締結することがあります。この場合、この特約の保険料、この特約の給付内容またはこの特約の内容の変更等については、この第 10 条の規定を適用して取り扱います。

(1) 保険料の変更

この特約の払い込むべき保険料を、申込の時の金額から、当会社の定める方法によりあらためて計算したその申込の時の金額を上回る金額に変更します。

(2) 特定障害の不担保

(ｲ) 主契約が無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）の場合

当会社の定めた不担保期間中に、主約款に規定する高度障害状態または身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、この特約の保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第 3 条の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込を免除しません。

(ﾛ) 主契約が無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）以外の場合

当会社の定めた不担保期間中に、主約款に規定する身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、この特約の保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第 3 条の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込を免除しません。

② 第①項の規定によって契約条件を付加してこの特約を締結した場合、付加した契約条件を保険証券(備-1)に記載します。

③ 第①項の規定によって契約条件を付加して締結した場合、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日をこの特約の給付責任開始日として、その日からこの特約に定める責任を負います。ただし、(1)において、主契約に契約条件を付加しない場合であって、かつ、この保険契約の第 1 回保険料に相当する金額(備-2)が払い込まれた後に保険契約者が承諾した場合、その承諾の際に特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日(備-3)を、主契約、この特約およびこの特約以外の特約の給付責任開始日にすることができます。

(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加した場合

「主契約の給付責任開始日と同日」

(2) 主契約の締結の後にこの特約を付加した場合

次の(ｲ)または(ﾛ)のいずれか遅い日

(ｲ) この特約の被保険者についての告知の日

(ﾛ) 当会社の定めた金額(備-4)が払い込まれた日。ただし、当会社の定めた金額(備-4)が「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に規定するこの特約の付加日より後に払い込まれた場合は、この特約の付加日とします。

④ 第①項の契約条件を付加した場合、次の表の(1)から(3)の取扱を、それぞれに定めた条件に該当する場合には取り扱いません。

取　　扱	条　　件
(1) 特定疾病入院一時給付金額の増額	次のどちらかに該当する場合 (ｲ) 「保険料の変更」の条件を付加した場合 (ﾛ) 「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき
(2) 保険契約の更新	次のどちらかに該当する場合 (ｲ) 「保険料の変更」の条件を付加した場合 (ﾛ) 「特定障害の不担保」の条件を付加した場合
(3) 主契約が無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）契約である場合の他の保険種類への変更	「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき

第 10 条　備考

(備-1) 主契約の締結の後にこの特約を付加した場合に当会社が保険契約者に交付する書面を含みます。

(備-2) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、その条件を付加する前の金額を「第 1 回保険料に相当する金額」とみなします。

(備-3) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、「保険契約者が承諾した日」と「当会社への払込を要する金額を払い込んだ日」とのいずれか遅い日とします。

(備-4) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合には、その条件を付加する前の金額とします。

別表 1　支払・払込免除の請求書類

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 2　対象となる不慮の事故

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 3　給付金の支払事由等に関する取扱

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 4　対象となる特定疾病

（「別表一覧」をご覧ください）

無配当特定手術割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）

〈目　次〉

用語の定義 ……215
第１条　この特約の付加……215
第２条　特定手術給付金の支払……215
第３条　特約の保険料の払込の免除……215
第４条　特定手術給付金の受取人……215
第５条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所……216
第６条　特約の消滅……216
第７条　特約の解約払戻金……216
第８条　特約に対する契約者配当金……216
第９条　法令等の改正に伴う契約内容の変更……216
第10条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用……216
第11条　契約条件を付加して締結した場合の取扱……216
別表１　支払・払込免除の請求書類……217
別表２　対象となる不慮の事故……217
別表３　薬物依存……217
別表４　対象となる特定手術……217
別表５　対象となる身体部位……217
別表６　対象となる感染症……217

用語の定義

この特約で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主契約」とは主たる保険契約をいいます。

(2)　「主約款」とは主契約の普通保険約款をいいます。

(3)　「主特約」とは、この特約とあわせて主契約に付加されている無配当総合医療特約（無解約払戻金型）をいいます。

(4)　「この特約の給付責任開始日」とは「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に規定するこの特約の給付責任開始日をいいます。

第１条　この特約の付加

この特約は、無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）契約、または主特約とあわせて無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）契約以外の主契約に付加します。

第２条　特定手術給付金の支払

当会社は、次のとおり特定手術給付金を特定手術給付金の受取人（第４条）に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、次の(ｱ)から(ｳ)の条件を全部満たす手術を受けた場合 (ｱ)　この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故（別表２）、不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病の治療を直接の目的とした手術であること（備-2） (ｲ)　主特約（備-3）の手術給付金が支払われる手術であり、かつ特定手術（別表４）に該当する手術であること (ｳ)　この特約の保険期間（備-4）中に受けた手術であること
(2)　支払金額	「支払事由」に規定する手術１回につき、次の算式により計算した金額とします。 「手術を受けた日の単位手術給付金額」×20 ただし、支払事由（備-1）が、次の(ｱ)または(ｲ)によって発生した場合には、それによって支払事由（備-1）に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、支払金額を削減することがあります。 (ｱ)　地震、噴火または津波 (ｲ)　戦争その他の変乱
(3)　免責事由（備-5）	支払事由（備-1）が、次の(ｱ)から(ｸ)のどれかによって発生した場合 (ｱ)　保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (ｲ)　被保険者の犯罪行為 (ｳ)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｴ)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｵ)　被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｶ)　被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ｷ)　特定手術給付金の受取人の故意または重大な過失。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｷ)に該当する場合、その受取人が特定手術給付金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払いません。 (ｸ)　被保険者の薬物依存（別表３）

第２条　備考

(備-1)　特定手術給付金を支払う場合をいいます。

(備-2)　この特約の給付責任開始日前に発病していた疾病であっても、次の①から③の場合、その疾病の治療を直接の目的とする手術は、この特約の給付責任開始日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とした手術として取り扱います。

①　当会社が告知（備-6）によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

②　次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合

(1)　この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。

(2)　この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。

③　その疾病の治療を直接の目的とする手術のうち、この特約の給付責任開始日からその日を含めて２年を経過した後に行なわれた手術の場合。この場合のこの特約の給付責任開始日前に発病していた疾病には、この特約の給付責任開始日前に発生していた不慮の事故または不慮の事故以外の外因を含むものとします。

(備-3)　主契約が無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）の場合は「主契約」とします。

(備-4)　この特約を更新した場合には、更新後のこの特約の保険期間を含みます。

(備-5)　支払事由（備-1）が発生した場合でも、当会社が特定手術給付金の支払を行なわない場合をいいます。

(備-6)　「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第３条に規定する当社が求めた告知をいいます。

第３条　特約の保険料の払込の免除

①　この特約の保険料の払込の免除については、次のとおり取り扱います。

(1)　主契約が無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）以外の場合	主約款の「不慮の事故を直接の原因として所定の身体障害状態となった場合の保険料の払込の免除」の規定を準用します。この場合、被保険者が、この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故（別表２）を直接の原因として所定の身体障害状態となったものであることを要します。
(2)　主契約が無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）の場合	主約款の「傷害もしくは疾病によって所定の高度障害状態となった場合または不慮の事故を直接の原因として所定の身体障害状態となった場合の保険料の払込の免除」の規定を準用します。この場合、次のとおり取り扱います。 (ｱ)　所定の高度障害状態となった場合の保険料の払込の免除については、被保険者が、この特約の給付責任開始日以後に発生した傷害または発病した疾病によって所定の高度障害状態となったものであることを要します。 (ｲ)　所定の身体障害状態となった場合の保険料の払込の免除については、被保険者が、この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として所定の身体障害状態となったものであることを要します。

②　この特約の保険料の払込を免除しない場合または払込の免除額を削減する場合については、主約款の保険料の払込の免除についてのそれぞれの規定を準用します。

第４条　特定手術給付金の受取人

特定手術給付金の受取人は、主特約（備-1）の入院給付金の受取人とし、特定手術給付金の受取人を主特約（備-1）の入院給付金の受取人以外の者に指定または変更することはできません。

第４条　備考

(備-1)　主契約が無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）の場合は「主契約」とします。

第５条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所

①　特定手術給付金の支払事由（第２条）またはこの特約の保険料の払込の免除事由（第３条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。

②　その受取人(備-1)は、すみやかに請求に必要な書類（別表１）を当会社に提出して、その請求をしてください。

③　特定手術給付金は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)または(2)に定める日数以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。

(1)　主契約の「契約日」または「更新日」が、平成 18 年５月２日以後の場合
　５営業日

(2)　主契約の「契約日」および「更新日」が、平成 18 年５月１日以前の場合
　５日

④　特定手術給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)に掲げる場合において、この特約の付加時から特定手術給付金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認(備-2)を行ないます。この場合には、第③項の規定にかかわらず、特定手術給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。また、当会社は、特定手術給付金の請求者にその旨を通知します。

(1)　特定手術給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　特定手術給付金の支払事由に該当する事実の有無

(2)　特定手術給付金の免責事由に該当する可能性がある場合
　特定手術給付金の支払事由が発生した原因

(3)　告知義務違反に該当する可能性がある場合
　当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

(4)　「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　(2)もしくは(3)に定める事項、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第９条「重大事由による給付特約の解除および保険金等の不支払等」第①項(5)(ｱ)から(ｵ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特定手術給付金の受取人のこの特約の付加の目的もしくは特定手術給付金請求の意図に関するこの特約の付加時から特定手術給付金請求時までにおける事項

⑤　第④項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第③項および第④項の規定にかかわらず、特定手術給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-3)を経過する日とします。この場合、当会社は、特定手術給付金の請求者にその旨を通知します。

(1)　第④項(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
　180 日

(2)　第④項(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
　180 日

(3)　第④項(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特定手術給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第④項(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
　180 日

(4)　第④項(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査
　180 日

⑥　第④項または第⑤項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または特定手術給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-4)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特定手術給付金を支払いません。

⑦　この特約の保険料の払込の免除についても、第③項から第⑥項の規定を準用します。

⑧　この特約の解約払戻金（第７条）の支払請求があった場合についても、第③項と同様に取り扱います。

第５条　備考
(備-1)　保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-2)　当会社の指定した医師による診断を含みます。
(備-3)　(1)から(4)の複数に該当する場合でも 180 日とします。
(備-4)　当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第６条　特約の消滅

「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」の「特約の消滅」の規定によるほか、主特約(備-1)が消滅した場合にも、この特約は消滅します。

第６条　備考
(備-1)　主契約が無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）の場合は「主契約」とします。

第７条　特約の解約払戻金

①　この特約の保険料払込方法が全期払込の場合、この特約についての解約払戻金はありません。また、この特約の保険料払込方法が全期払込以外の場合、保険料払込期間中の保険契約(備-1)については、解約払戻金はありません。

②　この特約の保険料払込方法が全期払込以外の場合、保険料払込期間経過後の解約払戻金については、当会社は、主約款の規定により、当会社が主契約の解約払戻金額を保険契約者に通知する際に、この特約の解約払戻金を加算した金額を通知するものとします。

第７条　備考
(備-1)　「保険料払込中の特約」には、保険料払込期間満了後の特約のうち、未払込の保険料がある特約を含みます。

第８条　特約に対する契約者配当金

この特約については、契約者配当金はありません。

第９条　法令等の改正に伴う契約内容の変更

①　当会社は、特定手術給付金の支払事由（第２条）に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が特定手術給付金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料および特定手術給付金の金額を変更することなく特定手術給付金の支払事由に関する規定を変更することがあります。

②　第①項の規定により、特定手術給付金の支払事由に関する規定を変更するときは、当会社は、特定手術給付金の支払事由に関する規定を変更する日の２ヵ月前までに保険契約者にその変更について通知します。

第 10 条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用

この特約については、第９条までの規定のほか、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」の規定を適用します。

第 11 条　契約条件を付加して締結した場合の取扱

①　この特約の付加の申込の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の(1)から(3)の１または２以上の契約条件を付加してこの特約を締結することがあります。この場合、この特約の保険料、この特約の給付内容またはこの特約の内容の変更等については、この第 11 条の規定を適用して取り扱います。

(1)　保険料の変更
　この特約の払い込むべき保険料を、申込の時の金額から、当会社の定める方法によりあらためて計算したその申込の時の金額を上回る金額に変更します。

(2)　特定障害の不担保
　(ｱ)　主契約が無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）の場合
　　当会社の定めた不担保期間中に、主約款に規定する高度障害状態または身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、この特約の保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第３条の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込を免除しません。
　(ｲ)　主契約が無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）以外の場合
　　当会社の定めた不担保期間中に、主約款に規定する身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、この特約の保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第３条の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込を免除しません。

(3)　特定部位の不担保
　当会社の定めた不担保期間中に、被保険者が、別表５に定める身体部位のうち、当会社の指定した部位に生じた疾病の治療を目的とする手術を受けた場合には、第２条の規定にかかわらず、特定手術給付金を支払いません。ただし、不慮の事故（別表２）または別表６に定める感染症を原因とする場合を除きます。

②　第①項の規定によって契約条件を付加してこの特約を締結した場合、付加した契約条件を保険証券(備-1)に記載します。

③　第①項の規定によって契約条件を付加して締結した場合、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日をこの特約の給付責任開始日として、その日からこの特約に定める責任を負います。ただし、(1)において、主契約に契約条件を付加しない場合であって、かつ、この保険契約の第１回保険料に相当する金額(備-2)が払い込まれた後に保険契約者が承諾した場合、その承諾の際に特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日(備-3)を、主契約、この特約およびこの特約以外の特約の給付責任開始日にすることができます。

(1)　主契約の締結の際にこの特約を付加した場合
　「主契約の給付責任開始日と同日」

(2)　主契約の締結の後にこの特約を付加した場合
　次の(ｱ)または(ｲ)のいずれか遅い日

(ｱ)　この特約の被保険者についての告知の日

(ｲ)　当会社の定めた金額(備-4)が払い込まれた日。ただし、当会社の定めた金額(備-4)が「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に規定するこの特約の付加日より後に払い込まれた場合は、この特約の付加日とします。

④　第①項の契約条件を付加した場合、次の表の(1)から(3)の取扱を、それぞれに定めた条件に該当する場合には取り扱いません。

取　　扱	条　　件
(1)　単位手術給付金額の増額	次のどれかに該当する場合 (ｱ)　「保険料の変更」の条件を付加した場合 (ｲ)　「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき (ｳ)　「特定部位の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき
(2)　保険契約の更新	次のどちらかに該当する場合 (ｱ)　「保険料の変更」の条件を付加した場合 (ｲ)　「特定障害の不担保」の条件を付加した場合
(3)　主契約が無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）契約である場合の他の保険種類への変更	「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき

第 11 条　備考

(備-1)　主契約の締結の後にこの特約を付加した場合に当会社が保険契約者に交付する書面を含みます。

(備-2)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、その条件を付加する前の金額を「第１回保険料に相当する金額」とみなします。

(備-3)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、「保険契約者が承諾した日」と「当会社への払込を要する金額を払い込んだ日」とのいずれか遅い日とします。

(備-4)　第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合には、その条件を付加する前の金額とします。

別表１　支払・払込免除の請求書類

（「別表一覧」をご覧ください）

別表２　対象となる不慮の事故

（「別表一覧」をご覧ください）

別表３　薬物依存

（「別表一覧」をご覧ください）

別表４　対象となる特定手術

（「別表一覧」をご覧ください）

別表５　対象となる身体部位

（「別表一覧」をご覧ください）

別表６　対象となる感染症

（「別表一覧」をご覧ください）

無配当先進医療技術料給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）

〈目　次〉

用語の定義 ……218
第１条　先進医療給付金の支払 ……218
第２条　特約の保険料の払込の免除 ……218
第３条　先進医療給付金の受取人 ……218
第４条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所 ……218
第５条　特約の消滅 ……219
第６条　特約の解約払戻金 ……219
第７条　特約に対する契約者配当金 ……219
第８条　法令等の改正に伴う特約内容の変更 ……219
第９条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用 ……219
第10条　特約の変更に関する特則（無配当特約用）の適用 ……219
第11条　契約条件を付加して締結した場合の取扱 ……219
別表１　支払・払込免除の請求書類 ……219
別表２　対象となる不慮の事故 ……219
別表３　疾病等に関する取扱 ……219
別表４　対象となる身体部位 ……219
別表５　対象となる感染症 ……220

用語の定義

この特約で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主契約」とは主たる保険契約をいいます。

(2)　「主約款」とは主契約の普通保険約款をいいます。

(3)　「この特約の給付責任開始日」とは「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に規定するこの特約の給付責任開始日をいいます。

第１条　先進医療給付金の支払

①　当会社は、次のとおり先進医療給付金を先進医療給付金の受取人（第３条）に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、次の(ｱ)および(ｲ)の条件を全部満たす療養（別表３）を受けた場合 (ｱ)　この特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故（別表２）、不慮の事故以外の外因または発病した疾病を直接の原因とした療養であること（備-2） (ｲ)　この特約の保険期間（備-3）中に受けた先進医療（別表３）による療養であること
(2)　支払金額	被保険者が受療した先進医療による技術料（備-4） ただし、支払事由（備-1）が、次の(ｱ)または(ｲ)によって発生した場合には、それによって支払事由（備-1）に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、支払金額を削減することがあります。 (ｱ)　地震、噴火または津波 (ｲ)　戦争その他の変乱
(3)　免責事由（備-5）	支払事由（備-1）が、次の(ｱ)から(ｸ)のどれかによって発生した場合 (ｱ)　保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (ｲ)　被保険者の犯罪行為 (ｳ)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｴ)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｵ)　被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｶ)　被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ｷ)　先進医療給付金の受取人の故意または重大な過失。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｷ)に該当する場合、その受取人が先進医療給付金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払いません。 (ｸ)　被保険者の薬物依存（別表３）
(4)　支払限度	この特約の保険期間（備-3）中の支払金額を全部通算して支払限度基準額を限度とします。

②　第①項(4)「支払限度」に規定する支払限度基準額は 2,000 万円とします。なお、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」の規定にかかわらず、この特約の支払限度基準額を減額することはできません。

第１条　備考

(備-1)　先進医療給付金を支払う場合をいいます。

(備-2)　この特約の給付責任開始日前に発病していた疾病であっても、次の①から③の場合、その疾病を直接の原因とする療養は、この特約の給付責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因とした療養として取り扱います。

①　当会社が告知（備-6）によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

②　次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合

(1)　この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。

(2)　この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。

③　その疾病を直接の原因とする療養のうち、この特約の給付責任開始日からその日を含めて２年を経過した後に行なわれた療養の場合。この場合のこの特約の給付責任開始日前に発病していた疾病には、この特約の給付責任開始日前に発生していた不慮の事故または不慮の事故以外の外因を含むものとします。

(備-3)　この特約を更新した場合には、更新後のこの特約の保険期間を含みます。

(備-4)　被保険者が負担すべき金額に係るものとし、第三者が負担する金額を除きます。

(備-5)　支払事由（備-1）が発生した場合でも、当会社が先進医療給付金の支払を行なわない場合をいいます。

(備-6)　「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第３条に規定する当社が求めた告知をいいます。

第２条　特約の保険料の払込の免除

①　この特約の保険料の払込の免除については、主約款の「傷害もしくは疾病によって所定の高度障害状態となった場合または不慮の事故を直接の原因として所定の身体障害状態となった場合の保険料の払込の免除」の規定を準用します。

②　第①項の場合、被保険者が、この特約の給付責任開始日以後に発生した傷害もしくは発病した疾病によって所定の高度障害状態となったものであること、またはこの特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故（別表２）を直接の原因として所定の身体障害状態となったものであることを要します。

③　この特約の保険料の払込を免除しない場合または払込の免除額を削減する場合については、主約款の保険料の払込の免除についてのそれぞれの規定を準用します。

第３条　先進医療給付金の受取人

先進医療給付金の受取人の指定および変更については、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第 16 条の規定を適用します。

第４条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所

①　先進医療給付金の支払事由（第１条）またはこの特約の保険料の払込の免除事由（第２条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。

②　その受取人（備-1）は、すみやかに請求に必要な書類（別表１）を当会社に提出して、その請求をしてください。

③　先進医療給付金は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)または(2)に定める日数以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。

(1)　主契約の「契約日」または「更新日」が、平成 18 年５月２日以後の場合
　５営業日

(2)　主契約の「契約日」および「更新日」が、平成 18 年５月１日以前の場合
　５日

④　先進医療給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)に掲げる場合において、この特約の付加時から先進医療給付金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認（備-2）を行ないます。この場合には、第③項の規定にかかわらず、先進医療給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とします。また、当会社は、先進医療給付金の請求者にその旨を通知します。

(1)　先進医療給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　先進医療給付金の支払事由に該当する事実の有無

(2)　先進医療給付金の免責事由に該当する可能性がある場合
　先進医療給付金の支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) 「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
(2)もしくは(3)に定める事項、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第９条「重大事由による給付特約の解除および保険金等の不支払等」第①項(5)(ｱ)から(ｶ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは先進医療給付金の受取人のこの特約の付加の目的もしくは先進医療給付金請求の意図に関するこの特約の付加時から先進医療給付金請求時までにおける事項

⑤ 第④項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第③項および第④項の規定にかかわらず、先進医療給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-3)を経過する日とします。この場合、当会社は、先進医療給付金の請求者にその旨を通知します。
(1) 第④項(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180 日
(2) 第④項(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180 日
(3) 第④項(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または先進医療給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第④項(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180 日
(4) 第④項(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査
180 日

⑥ 第④項または第⑤項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または先進医療給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-4)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は先進医療給付金を支払いません。

⑦ この特約の保険料の払込の免除についても、第③項から第⑥項の規定を準用します。

⑧ この特約の解約払戻金（第６条）の支払請求があった場合についても、第③項と同様に取り扱います。

第４条　備考
(備-1) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-2) 当会社の指定した医師による診断を含みます。
(備-3) (1)から(4)の複数に該当する場合でも 180 日とします。
(備-4) 当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第５条　特約の消滅

「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」の「特約の消滅」の規定によるほか、先進医療給付金の支払が第１条第①項(4)「支払限度」に規定する通算支払限度に達した場合にも、この特約は消滅します。

第６条　特約の解約払戻金

① この特約の保険料払込方法が全期払込の場合には、この特約についての解約払戻金はありません。また、この特約の保険料払込方法が全期払込以外の場合、保険料払込中の特約(備-1)については、解約払戻金はありません。

② この特約の保険料払込方法が全期払込以外の場合、保険料払込済の特約については、当会社は、主約款の規定により、当会社が主契約の解約払戻金額を保険契約者に通知する際に、この特約の解約払戻金を加算した金額を通知します。

③ この特約の保険料払込方法が全期払込以外の場合、第５条の規定によって、この特約が消滅した場合には、当会社は、この特約の解約払戻金を支払いません。

第６条　備考
(備-1) 「保険料払込中の特約」には、保険料払込期間満了後の特約のうち、未払込の保険料がある特約を含みます。

第７条　特約に対する契約者配当金

この特約については、契約者配当金はありません。

第８条　法令等の改正に伴う特約内容の変更

① 当会社は、公的医療保険制度の変更が行なわれる場合で特に必要と認めたときには、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由に関する規定を将来に向かって変更することがあります。

② 本条の規定によりこの特約の支払事由に関する規定の変更を行う場合には、その変更をする日の２ヵ月前までに保険契約者にその変更について通知します。

第９条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用

この特約については、第８条までの規定のほか、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」の規定を適用します。

第 10 条　特約の変更に関する特則（無配当特約用）の適用

無配当高度先進医療特約または無配当先進医療特約（保険料払込中無解約払戻金型）をこの特約に変更した場合には、「特約の変更に関する特則（無配当特約用）」の規定を適用します。

第 11 条　契約条件を付加して締結した場合の取扱

① この特約の付加の申込の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の(1)、(2)のいずれかまたはその両方の契約条件を付加してこの特約を締結することがあります。この場合、この特約の給付内容または保険契約の更新等については、この第 11 条の規定を適用して取り扱います。
(1) 特定障害の不担保
当会社の定めた不担保期間中に、主約款に規定する高度障害状態または身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、この特約の保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第２条の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込を免除しません。
(2) 特定部位の不担保
当会社の定めた不担保期間中に、被保険者が、別表４に定める身体部位のうち、当会社の指定した部位に生じた疾病の治療を目的とする先進医療による療養を受けた場合には、第１条の規定にかかわらず、先進医療給付金を支払いません。ただし、不慮の事故（別表 2）または別表５に定める感染症を原因とする場合を除きます。

② 第①項の規定によって契約条件を付加してこの特約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券(備-1)に記載します。

③ 第①項の規定によって契約条件を付加して締結した場合、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日をこの特約の給付責任開始日として、その日からこの特約に定める責任を負います。ただし、(1)において、主契約に契約条件を付加しない場合であって、かつ、この保険契約の第１回保険料に相当する金額が払い込まれた後に保険契約者が承諾した場合、その承諾の際に特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日を、主契約、この特約およびこの特約以外の特約の給付責任開始日にすることができます。
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加した場合
「主契約の給付責任開始日と同日」
(2) 主契約の締結の後にこの特約を付加した場合
次の(ｱ)または(ｲ)のいずれか遅い日
(ｱ) この特約の被保険者についての告知の日
(ｲ) 当会社の定めた金額が払い込まれた日。ただし、当会社の定めた金額が「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に規定するこの特約の付加日より後に払い込まれた場合は、この特約の付加日とします。

④ 第①項(1)の「特定障害の不担保」の契約条件を付加した場合、保険契約の更新を取り扱いません。

第 11 条　備考
(備-1) 主契約の締結の後にこの特約を付加した場合に当会社が保険契約者に交付する書面を含みます。

別表１　支払・払込免除の請求書類

（「別表一覧」をご覧ください）

別表２　対象となる不慮の事故

（「別表一覧」をご覧ください）

別表３　疾病等に関する取扱

（「別表一覧」をご覧ください）

別表４　対象となる身体部位

（「別表一覧」をご覧ください）

別表５　対象となる感染症

（「別表一覧」をご覧ください）

無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）

〈目　次〉

用語の定義 ……221
第１条　この特約の付加等……221
第２条　ロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払……221
第３条　支払の請求、支払時期、支払場所……221
第４条　告知……222
第５条　この特約の給付責任の開始・終了および保険期間……222
第６条　特約の保険料の払込……222
第７条　主契約の保険料の払込猶予期間満了の日までにロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払事由が発生した場合の保険料および給付の取扱……222
第８条　重大事由によるこの特約の解除およびロボットスーツ歩行運動処置給付金の不支払等……222
第９条　詐欺によるこの特約の取消または不法取得目的によるこの特約の無効……223
第10条　この特約の解除・無効・取消・失効・消滅……223
第11条　この特約の自動更新……223
第12条　特約の解約払戻金……223
第13条　特約に対する契約者配当金……223
第14条　法令等の改正に伴う特約内容の変更……223
第15条　主契約が他の保険種類へ変更された場合の取扱……223
第16条　主契約が変換後契約である場合の取扱……223
第17条　主約款の規定の準用等……224
別表１　請求書類……224
別表２　歩行運動処置等に関する取扱……224
別表３　対象となる特定難病……224

用語の定義

この特約で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主契約」とは主たる保険契約をいいます。

(2)　「主約款」とは主契約の普通保険約款をいいます。

(3)　「主特約」とは、この特約とあわせて主契約に付加されている無配当総合医療特約または無配当総合医療特約（無解約払戻金型）をいいます。

第１条　この特約の付加等

①　この特約は、無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）契約、または主特約とあわせて無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）契約以外の主契約に付加します。

②　保険契約者は、主契約の締結の際に、当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

③　第②項に定めるほか、保険契約者は、主契約の締結の後に、当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表１）を当会社に提出してください。なお、主契約の締結の後に、この特約を付加した場合には、保険証券を交付する代わりに、保険契約者にロボットスーツ歩行運動処置給付金額および保険期間を記載した書面を交付します。

④　この特約の復活または復旧は主契約とともに行なうものとし、この特約だけの復活または復旧は行ないません。また、他の保険契約に被保険者を同一とするこの特約と同種の特約が付加されていた場合で、その特約においてロボットスーツ歩行運動処置給付金が支払われていたときには、当会社は、この特約の復活または復旧を行ないません。なお、主契約とともにこの特約を復活または復旧した場合には、当会社は書面によって承諾の通知をするものとし、保険証券は交付しません。

第２条　ロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払

①　当会社は、次のとおりロボットスーツ歩行運動処置給付金をロボットスーツ歩行運動処置給付金の受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、この特約の給付責任開始日（第５条）以後に特定難病（別表３）を発病し、次の(ｱ)および(ｲ)の条件を全部満たす歩行運動処置（別表２）を受けた場合。（備-2） なお、この特約の給付責任開始日以後に発病した特定難病について、その直接の原因となった疾病があった場合には、その直接の原因となった疾病もこの特約の給付責任開始日以後に発病していること（備-3）を要します。 (ｱ)　その特定難病の治療を直接の目的とした医師の指示にもとづく歩行運動処置であること (ｲ)　この特約の保険期間（備-4）中に受けた歩行運動処置であること
(2)　支払金額	ロボットスーツ歩行運動処置給付金額

②　第①項の規定にかかわらず、他の保険契約に被保険者を同一とするこの特約と同種の特約が付加されている場合で、その特約においてロボットスーツ歩行運動処置給付金が支払われたときには、当会社は、この特約のロボットスーツ歩行運動処置給付金を支払いません。

③　ロボットスーツ歩行運動処置給付金の受取人は、被保険者とし、ロボットスーツ歩行運動処置給付金の受取人を被保険者以外の者に指定または変更することはできません。

④　第①項(2)「支払金額」に規定するロボットスーツ歩行運動処置給付金額は100万円とします。なお、この特約のロボットスーツ歩行運動処置給付金額を減額することはできません。

第２条　備考

(備-1)　ロボットスーツ歩行運動処置給付金を支払う場合をいいます。

(備-2)　この特約の給付責任開始日前に発病していた特定難病であっても、次の①および②のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその特定難病についての自覚または認識がなかった場合、その特定難病を直接の原因とする歩行運動処置は、この特約の給付責任開始日以後に発病した特定難病を直接の原因とした歩行運動処置として取り扱います。

①　この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその特定難病について医師の診療を受けたことがない。

②　この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその特定難病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。

(備-3)　この特約の給付責任開始日前に発病していた疾病を直接の原因として、特定難病を発病した場合であっても、次の①または②の場合、この特約の給付責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、特定難病を発病したものとして取り扱います。

①　次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合

(1)　この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。

(2)　この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。

②　その疾病によって、この特約の給付責任開始日からその日を含めて２年を経過した後に特定難病を発病した場合

(備-4)　この特約を更新した場合には、更新後のこの特約の保険期間を含みます。

第３条　支払の請求、支払時期、支払場所

①　ロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払事由（第２条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。

②　その受取人は、すみやかに請求に必要な書類（別表１）を当会社に提出して、その請求をしてください。

③　ロボットスーツ歩行運動処置給付金は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)または(2)に定める日数以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。

(1)　主契約の「契約日」または「更新日」が、平成18年５月２日以後の場合
　５営業日

(2)　主契約の「契約日」および「更新日」が、平成18年５月１日以前の場合
　５日

④　ロボットスーツ歩行運動処置給付金を支払うために確認が必要な次の(1)または(2)に掲げる場合において、この特約の付加時からロボットスーツ歩行運動処置給付金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認（備-1）を行ないます。この場合には、第③項の規定にかかわらず、ロボットスーツ歩行運動処置給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。また、当会社は、ロボットスーツ歩行運動処置給付金の請求者にその旨を通知します。

(1)　ロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　ロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払事由に該当する事実の有無

(2)　この特約条項に定める重大事由（第８条）、詐欺または不法取得目的（第９条）に該当する可能性がある場合
　第８条「重大事由によるこの特約の解除およびロボットスーツ歩行運動処置給付金の不支払等」第①項(2)(ｱ)から(ｵ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくはロボットスーツ歩行運動処置給付金の受取人のこの特約の付加の目的もしくはロボッ

トスーツ歩行運動処置給付金請求の意図に関するこの特約の付加時からロボットスーツ歩行運動処置給付金請求時までにおける事項

⑤　第④項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第③項および第④項の規定にかかわらず、ロボットスーツ歩行運動処置給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-2)を経過する日とします。この場合、当会社は、ロボットスーツ歩行運動処置給付金の請求者にその旨を通知します。

(1)　第④項(1)または(2)に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
　180 日

(2)　第④項(1)または(2)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
　180 日

(3)　第④項(1)または(2)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者またはロボットスーツ歩行運動処置給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第④項(1)または(2)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
　180 日

(4)　第④項(1)または(2)に定める事項についての日本国外における調査
　180 日

⑥　第④項または第⑤項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者またはロボットスーツ歩行運動処置給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-3)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間はロボットスーツ歩行運動処置給付金を支払いません。

第 3 条　備考

(備-1)　当会社の指定した医師による診断を含みます。

(備-2)　(1)から(4)の複数に該当する場合でも 180 日とします。

(備-3)　当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第 4 条　告知

当会社は、この特約の付加、復活または復旧（第 1 条）の際、被保険者について書面による告知を求めず、または、口頭による医師の質問を行ないません。

第 5 条　この特約の給付責任の開始・終了および保険期間

①　主契約の締結の際にこの特約を付加した場合（第 1 条）またはこの特約の復活もしくは復旧をした場合（第 1 条）、当会社は「主契約の給付責任開始日と同日」からこの特約の給付責任(備-1)を開始します。

②　主契約の締結の後にこの特約を付加した場合（第 1 条）、当会社はこの特約の付加の請求を受けた日からこの特約の給付責任(備-1)を開始します。

③　契約変換に関する特約に規定する変換後契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、変換前契約に同種の特約が付加されていなかったときには、第①項の規定にかかわらず、当会社は変換基準日からこの特約の給付責任（備－１）を開始します。

④　第①項から第③項に規定する給付責任開始日の取扱については、次のとおりとします。

(1)　主契約の締結の際にこの特約を付加する場合には「主契約の契約日と同日」をこの特約の「付加日」とします。

(2)　主契約の締結の後にこの特約を付加する場合には、付加の請求に必要な書類（別表 1）を当会社が受け付けた日の直後に到来する主契約の契約日の月単位の応当日をこの特約の付加日とします。

(3)　この特約の復活の場合の「給付責任開始日」をこの特約の「復活日」とします。

(4)　この特約の復旧の場合の「給付責任開始日」をこの特約の「復旧日」とします。

⑤　この特約の保険期間は、次のとおりとします。ただし、主契約が終身保険の場合には、第⑥項に規定するとおりとします。

(1)　この特約の保険期間は、この特約の付加日から主契約の保険期間満了の日を限度とし、当会社の定めた範囲内で定めます。

(2)　(1)の規定にかかわらず、主契約が保障内容移行特約（定期保険用）、保障内容移行特約（5 年ごと利差配当付定期保険用）、保障内容移行特則（定期保険用）または保障内容移行特則（5 年ごと利差配当付定期保険用）の規定により保障内容を移行した場合、この特約の保険期間については、次のとおりとします。

(ｱ)　移行後のこの特約の保険期間は、移行前のこの特約の保険期間と同一とします。

(ｲ)　(ｱ)にかかわらず、終身年金支払の取扱、夫婦年金支払の取扱、介護保障の取扱または終身死亡保障の取扱を行なっていない場合で、移行前のこの特約の保険期間の満了の日が定期死亡保障の取扱を行なう部分の保険期間満了の日および確定年金支払の取扱を行なう部分の支払期間満了の日をこえることとなるときには、この特約の保険期間は、定期死亡保障の取扱を行なう部分の保険期間満了の日と確定年金支払の取扱を行なう部分の支払期間満了の日のいずれか遅い日までとします。

⑥　主契約が終身保険の場合のこの特約の保険期間は、次のとおりとします。

(1)　この特約の保険期間は、当会社の定めた範囲内で定めます。

(2)　主契約が保障内容移行特約または保障内容移行特則の規定により保障内容を移行し、確定年金支払の取扱のみを選択した場合には、(1)の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、この特約の付加日から支払期間満了の日までに改めます。ただし、この特約の保険期間が延長されることとなる場合には、移行前のこの特約の保険期間と同一とします。

⑦　この特約だけの保険期間の変更は行ないません。

⑧　当会社は、この特約が有効に継続している間、この特約の保険期間満了時までこの特約の給付責任(備-1)を負います。

第 5 条　備考

(備-1)　「給付責任」とは、「ロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払事由（第 2 条）が発生した場合に、当会社が、その支払を行なう責任」のことをいいます。

第 6 条　特約の保険料の払込

この特約は、保険料(備-1)の払込を要しません。

第 6 条　備考

(備-1)　この特約を更新した場合には、更新後のこの特約の保険料を含みます。

第 7 条　主契約の保険料の払込猶予期間満了の日までにロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払事由が発生した場合の保険料および給付の取扱

主契約の保険料が払い込まれないまま、「主契約の払込期月の基準日(備-1)」以後、主契約の保険料の払込猶予期間満了の日までに、ロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払事由が発生した場合(備-2)には、次のとおりとします。

(1)　当会社の支払うこととなった金額から未払込の保険料(備-3)を差し引きます。

(2)　当会社の支払うこととなった金額が未払込の保険料(備-3)に不足するときには、保険契約者は、主契約の保険料の払込猶予期間満了の日までに、未払込の保険料(備-3)を払い込むことを要します。(備-4)

(3)　(2)の場合で、未払込の保険料(備-3)が払い込まれなかったときには、当会社の支払うこととなった金額を支払いません。

第 7 条　備考

(備-1)　「主契約の払込期月の基準日」とは主契約の保険料払込方法〈回数〉に応じた次の日をいいます。

①　主契約が年払契約の場合、主契約の契約応当日とします。

②　主契約が半年払契約の場合、主契約の契約日の半年単位の応当日とします。

③　主契約が月払契約の場合、主契約の契約日の月単位の応当日とします。

(備-2)　主契約の保険料の払込猶予期間満了の日が営業日でない場合、その翌営業日までにロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払事由が発生したときには、主契約の保険料の払込猶予期間中にロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払事由が発生したものとして取り扱います。

(備-3)　主契約および給付特約(備-5)の未払込の保険料をいいます。

(備-4)　主契約の保険料の払込猶予期間満了の日が営業日でない場合、その翌営業日までに未払込の保険料(備-3)が払い込まれたときには、主契約の保険料の払込猶予期間満了の日までに未払込の保険料(備-3)が払い込まれたものとして取り扱います。

(備-5)　「給付特約」とは主契約に付加する保険金、給付金または年金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第 8 条　重大事由によるこの特約の解除およびロボットスーツ歩行運動処置給付金の不支払等

①　当会社は、次の(1)から(3)のどれかに該当する事由が発生した場合には、この特約を将来に向って解除することができます。

(1) この特約のロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払請求に関し、ロボットスーツ歩行運動処置給付金の受取人に詐欺行為(備-1)があった場合

(2)　保険契約者、被保険者またはロボットスーツ歩行運動処置給付金の受取人が、次の(ｱ)から(ｵ)のどれかに該当する場合

(ｱ)　反社会的勢力(備-2)に該当すると認められること

(ｲ) 反社会的勢力(備-2)に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
(ｳ) 反社会的勢力(備-2)を不当に利用していると認められること
(ｴ) 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力(備-2)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
(ｵ) その他反社会的勢力(備-2)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(3) 当会社の保険契約者、被保険者またはロボットスーツ歩行運動処置給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする(1)または(2)と同等の重大な事由がある場合(備-3)

② 当会社は、ロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払事由が発生した後でも、第①項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後にロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払事由が発生していたとしても、その支払事由によるロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払を行ないません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額を返還することを要します。

③ この第８条のこの特約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者またはロボットスーツ歩行運動処置給付金の受取人に解除の通知をします。

④ この第８条によってこの特約を解除した場合でも、解約払戻金（第12条）の支払はありません。

第８条　備考
(備-1) 未遂を含みます。
(備-2) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。
(備-3) 例えば、他の保険契約が重大事由によって解除される場合、保険契約者、被保険者もしくはロボットスーツ歩行運動処置給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合、または他の保険契約との重複によって被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合などが該当する可能性があります。

第９条　詐欺によるこの特約の取消または不法取得目的によるこの特約の無効

① 保険契約者、被保険者またはロボットスーツ歩行運動処置給付金の受取人の詐欺によって、この特約の付加（第１条）、この特約の復活（第１条）またはこの特約の復旧（第１条）が行なわれた場合には、当会社はこの特約を取り消すことができます。

② 第①項のこの特約の取消は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者またはロボットスーツ歩行運動処置給付金の受取人に取消の通知をします。

③ 保険契約者がロボットスーツ歩行運動処置給付金を不法に取得する目的または他人にロボットスーツ歩行運動処置給付金を不法に取得させる目的をもって、この特約の付加、この特約の復活またはこの特約の復旧が行なわれた場合には、この特約は無効とします。

④ 第①項から第③項によって当会社がこの特約を取り消した場合またはこの特約が無効となった場合で、すでにこの特約の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を返還することを要します。

第10条　この特約の解除・無効・取消・失効・消滅

① 第８条「重大事由によるこの特約の解除およびロボットスーツ歩行運動処置給付金の不支払等」および第９条「詐欺によるこの特約の取消または不法取得目的によるこの特約の無効」のほか、主契約が解除された場合、主契約が無効となりもしくは効力を失った場合または主契約が取り消された場合には、この特約も同時に解除され、無効となりもしくは効力を失いまたは取り消されます。

② 次の(1)から(3)の場合には、この特約は、同時に消滅します。
(1) 主契約が消滅した場合
(2) 主特約が消滅した場合
(3) 主契約が払済保険(備-1)に変更された場合

③ この特約が、その保険期間満了の日まで有効に継続した場合には、この特約は、保険期間満了の時に消滅します。

④ ロボットスーツ歩行運動処置給付金を支払った場合には、この特約はロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払事由が発生した時にさかのぼって消滅します。

⑤ 他の保険契約に被保険者を同一とするこの特約と同種の特約が付加されている場合で、その特約においてロボットスーツ歩行運動処置給付金が支払われたときには、この特約はその支払われたロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払事由が発生した時(備-2)にさかのぼって消滅します。なお、この場合には、保険契約者にこの特約の消滅について通知します。

⑥ 主契約が５年ごと利差配当付年金払定期保険の場合で、死亡年金または高度障害年金の支払事由が発生したときには、この特約は消滅します。

⑦ この特約だけの解約については、主約款の規定を準用します。なお、この特約だけの解約の場合には、保険契約者にこの特約の解約について通知します。

第10条　備考
(備-1) 払済定期保険その他の保険料払込済の保険をいいます。
(備-2) ロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払事由が発生した時より後にこの特約の付加（第１条）、この特約の復活（第１条）またはこの特約の復旧（第１条）が行なわれた場合で、そのロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払事由が発生した時にはこの特約が有効でなかったときには、この特約の付加、復活または復旧が行なわれた時とします。

第11条　この特約の自動更新

① 主特約(備-1)が自動的に更新される場合には、この特約も自動的に更新して継続させます。

② 第①項の規定によりこの特約を更新した場合には、更新後のこの特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

③ 当会社が、この特約の特約条項を変更した場合、当会社は、変更後に更新されたこの特約について、変更後の特約条項を適用します。

④ 更新時に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当会社の定める他の同種の特約に更新して継続させます。

⑤ 第①項から第④項までの規定にかかわらず、この特約の保険期間満了の日からその日を含めて２週間前までに保険契約者からの反対の申出があった場合には、この特約の更新は行ないません。

⑥ 第①項から第⑤項に規定するこの特約の更新に関して、第①項から第⑤項に規定のない事項については、その性質に反しない限り、主約款の規定を準用します。

第11条　備考
(備-1) 主契約が無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）の場合は「主契約」とします。

第12条　特約の解約払戻金

この特約については、解約払戻金はありません。

第13条　特約に対する契約者配当金

この特約については、契約者配当金はありません。

第14条　法令等の改正に伴う特約内容の変更

① 当会社は、公的医療保険制度の変更が行なわれる場合で特に必要と認めたときには、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由に関する規定を将来に向かって変更することがあります。

② 本条の規定によりこの特約の支払事由に関する規定の変更を行う場合には、その変更をする日の２ヵ月前までに保険契約者にその変更について通知します。

第15条　主契約が他の保険種類へ変更された場合の取扱

① 主契約がこの特約を付加した無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）で、他の保険種類へ変更される場合には、この特約と同種の特約を主約款に規定する変更後契約に付加することができます。ただし、変更後契約においてこの特約と同種の特約の付加を取り扱っていない場合を除きます。

② 第①項の場合、変更後契約に付加されるこの特約と同種の特約におけるロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払に関しては、変更前契約に付加されているこの特約の保険期間と変更後契約に付加されるこの特約と同種の特約の保険期間とは継続された一つの保険期間とみなして取り扱います。

第16条　主契約が変換後契約である場合の取扱

① 主契約が契約変換に関する特約に規定する変換後契約であり、かつ契約変換に関する特約に規定する変換前契約にこの特約と同種の特約が付加されている場合には、この特約をその変換後契約に付加することができます。ただし、変換後契約においてこの特約の付加を取り扱っていない場合を除きます。

② 第①項の場合、変換後契約に付加されるこの特約におけるロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払に関しては、変換前契約に付加されているこの特約と同種の特約の保険期間と変換後契約に付加されるこの特約の保険期間とは継続された一つの保険期間とみなして取り扱います。

第 17 条　主約款の規定の準用等

この特約に特に規定のない事項については、その性質に反しない限り、主約款の規定を準用します。なお、この特約については、「給付特約付加に関する特則」、「給付特約付加に関する特則（5 年ごと利差配当付保険用）」および「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」の規定は適用しません。

別表 1　請求書類

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 2　歩行運動処置等に関する取扱

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 3　対象となる特定難病

（「別表一覧」をご覧ください）

無配当終身介護給付特約（軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型）

〈目　次〉

用語の定義 ……225
第１条　介護給付金の支払およびその免責……225
第２条　特約死亡給付金の支払およびその免責……225
第３条　特約の保険料の払込の免除……226
第４条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択……226
第５条　特約の消滅……226
第６条　特約の解約払戻金……226
第７条　特約に対する契約者配当金……226
第８条　法令等の改正に伴う契約内容の変更……226
第９条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用……226
第10条　契約条件を付加して締結した場合の取扱……226
別表１　支払・払込免除の請求書類……227
別表２　対象となる不慮の事故……227
別表３　介護給付金の支払事由に関する取扱……227
別表４　対象となる軽度以上の要介護状態……227
別表５　薬物依存……227

用語の定義

この特約で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主契約」とは主たる無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）契約をいいます。

(2)　「主約款」とは主契約の普通保険約款をいいます。

(3)　「この特約の給付責任開始日」とは「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に規定するこの特約の給付責任開始日をいいます。

第１条　介護給付金の支払およびその免責

①　当会社は、次のとおり介護給付金を介護給付金の受取人に支払います。

(1)　支払事由(備-1)	被保険者が、この特約の給付責任開始日以後に発生した傷害または発病した疾病によって、次の(ｱ)または(ｲ)のいずれかに該当(備-2)した場合 (ｱ)　公的介護保険制度（別表３）による要介護認定を受け、要介護１以上（別表３）に該当していると認定された場合 (ｲ)　次の条件を全部満たすことを医師によって診断確定(備-3)された場合(備-4) (a)別表４に定める軽度以上の要介護状態に該当していること (b)その軽度以上の要介護状態が、その状態に該当した日からその日を含めて、180日以上継続していること
(2)　支払金額	介護給付金額 ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって支払事由(備-1)に該当した場合には、その原因によって支払事由(備-1)に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、介護給付金額を削減して支払うことがあります。この場合でも、削減して支払う金額は、責任準備金額(備-5)を下まわることはありません。
(3)　免責事由(備-6)	被保険者が、次の(ｱ)から(ｶ)のどれかによって(1)「支払事由」(ｱ)または(ｲ)に該当した場合 (ｱ)　保険契約者または被保険者の故意 (ｲ)　介護給付金の受取人の故意。ただし、(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｲ)に該当する場合、その受取人が介護給付金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額(備-5)を保険契約者に支払います。 (ｳ)　保険契約者または被保険者の重大な過失 (ｴ)　介護給付金の受取人の重大な過失。ただし、(ｳ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｴ)に該当する場合、その受取人が介護給付金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額(備-5)を保険契約者に支払います。 (ｵ)　被保険者の犯罪行為 (ｶ)　被保険者の薬物依存（別表５）

②　介護給付金の受取人の指定および変更については、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第16条の規定を適用します。

③　第①項(1)「支払事由」に規定する介護給付金の支払事由に該当し、かつ、特約死亡給付金の支払後に介護給付金の支払請求を受けた場合には、介護給付金の支払に関し、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

(1)　第①項(2)「支払金額」の規定にかかわらず、当会社は、第①項(2)「支払金額」に規定する金額からすでに支払済の特約死亡給付金額を差し引いた金額を支払います。

(2)　(1)の場合、第①項(1)「支払事由」に規定する介護給付金の支払事由発生の時において、特約死亡給付金の受取人はその支払済の特約死亡給付金に相当する金額について、介護給付金の受取人であったものとし、第２条第①項の規定にかかわらず、その支払済の特約死亡給付金は介護給付金として支払ったものとみなして取り扱います。

④　第①項(1)「支払事由」に規定する介護給付金の支払事由に該当した場合で、その支払請求がある前に主約款に規定する介護保険金の支払請求があったときには、介護保険金の支払請求とともに介護給付金の支払請求があったものとみなして取り扱います。

第１条　備考

(備-1)　介護給付金を支払う場合をいいます。

(備-2)　この特約の給付責任開始日前に発病していた疾病によって、第①項(1)「支払事由」(ｱ)または(ｲ)に該当した場合であっても、次の①または②の場合、この特約の給付責任開始日以後に発病した疾病によって、第①項(1)「支払事由」(ｱ)または(ｲ)に該当したものとして取り扱います。

①　当会社が告知(備-7)によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

②　次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合

(1)　この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。

(2)　この特約の給付責任開始日前に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。

(備-3)　当会社が必要と認めた場合は、当会社が認めた他の医師による診断確定を求めることがあります。

(備-4)　第①項(1)「支払事由」(ｲ)により介護給付金が支払われることとなった場合、第①項(1)「支払事由」(ｲ)に規定する(a)および(b)の条件をともに満たした時に支払事由(備-1)が発生したものとします。

(備-5)　当会社が受け取った保険料のうち、この特約の将来の保険給付に充てるべきものとして、この特約の保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。

(備-6)　支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が介護給付金の支払を行なわない場合をいいます。

(備-7)　「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第３条に規定する当社が求めた告知をいいます。

第２条　特約死亡給付金の支払およびその免責

①　この特約の保険料払込方法が全期払込以外の場合、当会社は、次のとおり特約死亡給付金を特約死亡給付金の受取人に支払います。

(1)　支払事由(備-1)	被保険者が、保険料払込期間経過後に死亡した場合(備-2)
(2)　支払金額	被保険者が死亡した日のこの特約の解約払戻金額（第６条）
(3)　免責事由(備-3)	被保険者が、次の(ｱ)または(ｲ)のどちらかによって死亡した場合。この場合、(ｱ)によって支払事由(備-1)が発生したときを除き、この特約の解約払戻金を保険契約者に支払います。 (ｱ)　保険契約者の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合を除きます。 (ｲ)　特約死亡給付金の受取人の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合または(ｱ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｲ)に該当する場合、その受取人が特約死亡給付金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分のこの特約の解約払戻金を保険契約者に支払います。

②　特約死亡給付金の受取人は、主契約の死亡給付金受取人とし、特約死亡給付金の受取人を主契約の死亡給付金受取人以外の者に指定または変更することはできません。

③　特約死亡給付金の支払の請求があったときでも、特約死亡給付金を支払う前に介護給付金の支払の請求があり、介護給付金を支払う場合には、当会社は、特約死亡給付金を支払いません。

第２条　備考
(備-1)　特約死亡給付金を支払う場合をいいます。
(備-2)　被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときには、特約死亡給付金を支払います。
(備-3)　支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が特約死亡給付金の支払を行なわない場合をいいます。

第３条　特約の保険料の払込の免除

①　この特約の保険料の払込の免除については、主約款の保険料の払込免除に係る規定のうち「傷害もしくは疾病によって所定の高度障害状態となった場合または不慮の事故を直接の原因として所定の身体障害状態となった場合の保険料の払込の免除」の規定を準用します。
②　第①項の場合、被保険者が、この特約の給付責任開始日以後に発生した傷害もしくは発病した疾病によって所定の高度障害状態となったものであること、またはこの特約の給付責任開始日以後に発生した不慮の事故（別表２）を直接の原因として所定の身体障害状態となったものであることを要します。
③　この特約の保険料の払込を免除しない場合または払込の免除額を削減する場合については、主約款の保険料の払込の免除についてのそれぞれの規定を準用します。

第４条　支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択

①　給付金(備-1)の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由（第３条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。
②　その受取人(備-2)は、すみやかに請求に必要な書類（別表１）を当会社に提出してその請求をしてください。
③　会社等の団体(備-3)を保険契約者および特約死亡給付金の受取人とし、その会社等の団体(備-3)から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする特約について、保険契約者である会社等の団体(備-3)が当該特約の特約死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等(備-4)として死亡退職金等(備-4)の受給者に支払う場合には、特約死亡給付金の請求の際に、その受取人は、(1)または(2)の書類および(3)の書類を当会社に提出してください。ただし、死亡退職金等(備-4)の受給者が２人以上である場合には、そのうち１人からの提出で足りるものとします。
(1)　死亡退職金等(備-4)の受給者の請求内容確認書
(2)　死亡退職金等(備-4)の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
(3)　保険契約者である会社等の団体(備-3)が受給者本人であることを確認した書類
④　給付金(備-1)は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。
⑤　給付金(備-1)を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)に掲げる場合において、この特約の付加時から給付金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認(備-5)を行ないます。この場合には、第④項の規定にかかわらず、給付金(備-1)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。また、当会社は、給付金(備-1)の請求者にその旨を通知します。
(1)　給付金(備-1)の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　給付金(備-1)の支払事由に該当する事実の有無
(2)　給付金(備-1)の免責事由に該当する可能性がある場合
　給付金(備-1)の支払事由が発生した原因
(3)　告知義務違反に該当する可能性がある場合
　当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4)　「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　(2)もしくは(3)に定める事項、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第９条「重大事由による給付特約の解除および保険金等の不支払等」第①項(5)(ｱ)から(ｶ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金(備-1)の受取人のこの特約の付加の目的もしくは給付金請求の意図に関するこの特約の付加時から給付金請求時までにおける事項
⑥　第⑤項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第④項および第⑤項の規定にかかわらず、給付金(備-1)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-6)を経過する日とします。この場合、当会社は、給付金(備-1)の請求者にその旨を通知します。
(1)　第⑤項(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
　180日
(2)　第⑤項(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
　180日
(3)　第⑤項(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金(備-1)の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第⑤項(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
　180日
(4)　第⑤項(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査
　180日
⑦　第⑤項または第⑥項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金(備-1)の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-7)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金(備-1)を支払いません。
⑧　この特約の保険料の払込の免除についても、第④項から第⑦項の規定を準用します。
⑨　この特約の解約払戻金（第６条）の支払請求があった場合についても、第④項と同様に取り扱います。

第４条　備考
(備-1)　介護給付金または特約死亡給付金（第１・２条）をいいます。
(備-2)　この特約の保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-3)　「会社等の団体」とは、「官公署、会社、工場、組合等の団体」をいい、その団体の代表者を含みます。
(備-4)　「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。
(備-5)　当会社の指定した医師による診断を含みます。
(備-6)　(1)から(4)の複数に該当する場合でも180日とします。
(備-7)　当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第５条　特約の消滅

「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」の「特約の消滅」の規定によるほか、介護給付金を支払った場合には、この特約は介護給付金の支払事由が発生した時にさかのぼって消滅します。

第６条　特約の解約払戻金

①　この特約の保険料払込方法が全期払込の場合、この特約についての解約払戻金はありません。また、この特約の保険料払込方法が全期払込以外の場合、保険料払込期間中の保険契約(備-1)については、解約払戻金はありません。
②　この特約の保険料払込方法が全期払込以外の場合、保険料払込期間経過後の解約払戻金については、当会社は、主約款の規定により、当会社が主契約の解約払戻金額を保険契約者に通知する際に、この特約の解約払戻金を加算した金額を通知するものとします。

第６条　備考
(備-1)　「保険料払込中の特約」には、保険料払込期間満了後の特約のうち、未払込の保険料がある特約を含みます。

第７条　特約に対する契約者配当金

この特約については、契約者配当金はありません。

第８条　法令等の改正に伴う契約内容の変更

①　当会社は、介護給付金の支払事由（第１条）に関する規定にかかわる法令等の改正があり、その改正が介護給付金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この保険契約の保険料および介護給付金の金額を変更することなく介護給付金の支払事由に関する規定を変更することがあります。
②　第①項の規定により、介護給付金の支払事由に関する規定を変更するときは、当会社は、介護給付金の支払事由に関する規定を変更する日の２ヵ月前までに保険契約者にその変更について通知します。

第９条　給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の適用

この特約については、第８条までの規定のほか、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」の規定を適用します。

第10条　契約条件を付加して締結した場合の取扱

①　この特約の付加の申込の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申

込に当会社の指定する次の(1)、(2)のいずれかまたはその両方の契約条件を付加してこの特約を締結することがあります。この場合、この特約の保険料またはこの特約の給付内容等については、この第10条の規定を適用して取り扱います。

(1) 保険料の変更

この特約の払い込むべき保険料を、申込の時の金額から、当会社の定める方法によりあらためて計算したその申込の時の金額を上回る金額に変更します。

(2) 特定障害の不担保

当会社の定めた不担保期間中に、主約款に規定する高度障害状態または身体障害状態のうち、あらかじめ当会社が指定した障害によって、この特約の保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第3条の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込を免除しません。

② 第①項の規定によって契約条件を付加してこの特約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券(備-1)に記載します。

③ 第①項の規定によって契約条件を付加して締結した場合、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日をこの特約の給付責任開始日として、その日からこの特約に定める責任を負います。ただし、(1)において、主契約に契約条件を付加しない場合であって、かつ、この保険契約の第1回保険料に相当する金額(備-2)が払い込まれた後に保険契約者が承諾した場合、その承諾の際に特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日(備-3)を、主契約、この特約およびこの特約以外の特約の給付責任開始日にすることができます。

(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加した場合

「主契約の給付責任開始日と同日」

(2) 主契約の締結の後にこの特約を付加した場合

次の(ｱ)または(ｲ)のいずれか遅い日

(ｱ) この特約の被保険者についての告知の日

(ｲ) 当会社の定めた金額(備-4)が払い込まれた日。ただし、当会社の定めた金額(備-4)が「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に規定するこの特約の付加日より後に払い込まれた場合は、この特約の付加日とします。

第10条　備考

(備-1) 主契約の締結の後にこの特約を付加した場合に当会社が保険契約者に交付する書面を含みます。

(備-2) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、その条件を付加する前の金額を「第1回保険料に相当する金額」とみなします。

(備-3) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、「保険契約者が承諾した日」と「当会社への払込を要する金額を払い込んだ日」とのいずれか遅い日とします。

(備-4) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合には、その条件を付加する前の金額とします。

別表1　支払・払込免除の請求書類

（「別表一覧」をご覧ください）

別表2　対象となる不慮の事故

（「別表一覧」をご覧ください）

別表3　介護給付金の支払事由に関する取扱

（「別表一覧」をご覧ください）

別表4　対象となる軽度以上の要介護状態

（「別表一覧」をご覧ください）

別表5　薬物依存

（「別表一覧」をご覧ください）

災害死亡保障特則

〈目　次〉

用語の定義 ……228
第１条　この特則の適用……228
第２条　災害死亡保険金の支払およびその免責 ……228
第３条　特則の給付責任の開始・終了 ……228
第４条　この特則を適用した場合の主契約の保険料……229
第５条　主契約の保険料の払込前に災害死亡保険金の支払事由が発生した場合の取扱……229
第６条　特則の解約 ……229
第７条　災害死亡保険金の受取人による特則の存続……229
第８条　この特則を適用した場合の主契約の解約払戻金 ……229
第９条　保険契約者・被保険者の告知義務、告知義務違反による特則の解除および保険金の不支払等……229
第10条　重大事由による特則の解除および保険金の不支払等……229
第11条　詐欺による特則の取消または不法取得目的による特則の無効 ……229
第12条　特則の解除・無効・取消・失効・消滅 ……229
第13条　特則の復活 ……229
第14条　災害死亡保険金額の減額……229
第15条　契約内容の登録……229
第16条　主契約が変換後契約である場合の取扱 ……230
第17条　主約款の規定の準用 ……230
別表１　災害死亡保険金の支払請求書類……230
別表２　対象となる不慮の事故……230

用語の定義

この特則で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主契約」とは主たる無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動型）契約または無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）契約をいいます。

(2)　「主約款」とは主契約の普通保険約款をいいます。

第１条　この特則の適用

この特則を適用した場合、次のとおり取り扱います。

(1)　主契約の締結の際にこの特則を適用した場合、主約款の保険証券の記載事項の規定に加え、保険証券に次の事項を記載します。

(ｱ)　災害死亡保険金の支払事由

(ｲ)　災害死亡保険金の額

(2)　主契約の締結の後にこの特則を適用した場合、保険証券を交付する代わりに、保険契約者に災害死亡保険金の額およびこの特則を適用した場合の主契約の保険料（第４条）を記載した書面を交付します。なお、当会社の定めた方法によって計算した金額を次のとおり精算します。

(ｱ)　払い戻す金額がある場合には、保険契約者に払い戻します。

(ｲ)　当会社への払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに払い込むことを要します。

第２条　災害死亡保険金の支払およびその免責

①　当会社は、次のとおり災害死亡保険金を災害死亡保険金の受取人に支払います。

(1)　支払事由(備-1)	被保険者が、この特則の給付責任開始日（第３条）以後に発生した不慮の事故（別表２）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日以内の主契約の保険期間(備-2)中に死亡した場合
(2)　支払金額	主契約の就業障害保険金と同額を災害死亡保険金額とします。 ただし、支払事由(備-1)が、次の(ｱ)または(ｲ)によって発生した場合には、それによって支払事由(備-1)に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、支払金額を削減することがあります。なお、削減後の災害死亡保険金額が主契約の死亡給付金額を下回るときは、災害死亡保険金の支払にかえて主契約の死亡給付金を支払います。 (ｱ)　地震、噴火または津波 (ｲ)　戦争その他の変乱
(3)　免責事由(備-3)	支払事由(備-1)が、次の(ｱ)から(ｸ)のどれかによって発生した場合。 (ｱ)　保険契約者の故意または重大な過失。ただし、(ｲ)に該当する場合を除きます。 (ｲ)　被保険者の故意または重大な過失 (ｳ)　被保険者の犯罪行為 (ｴ)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｵ)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｶ)　被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｷ)　被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ｸ)　災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失。ただし、(ｱ)または(ｲ)に該当する場合を除きます。なお、この(ｸ)に該当する場合、その受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払いません。

②　災害死亡保険金の受取人は、主契約の死亡給付金受取人とし、災害死亡保険金の受取人を主契約の死亡給付金受取人以外の者に指定または変更することはできません。

③　第①項(3)「免責事由」に該当した場合には、主約款の「死亡給付金の支払およびその免責」の規定にもとづき、死亡給付金を死亡給付金受取人に支払います。ただし、第①項(3)「免責事由」(ｸ)によって支払事由(備-1)が発生した場合で、その受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときには、その支払われなかった部分について、主約款の「死亡給付金の支払およびその免責」の規定にもとづき、死亡給付金を死亡給付金受取人に支払います。

④　災害死亡保険金を支払った場合には、その支払後に主契約の就業障害保険金の支払の請求を受けても、当会社は、主契約の就業障害保険金を支払いません。

⑤　主契約の就業障害保険金を支払った場合には、その支払後に災害死亡保険金の支払の請求を受けても、当会社は、災害死亡保険金を支払いません。

⑥　主契約の死亡給付金の支払の請求があったときでも、主契約の死亡給付金を支払う前に災害死亡保険金の支払の請求があり、災害死亡保険金を支払う場合には、当会社は、主契約の死亡給付金を支払いません。

⑦　第①項(1)「支払事由」に規定する災害死亡保険金の支払事由に該当し、かつ、主契約の死亡給付金の支払後に災害死亡保険金の支払請求を受けた場合には、第①項(2)「支払金額」の規定にかかわらず、当会社は、第①項(2)「支払金額」に規定する金額からすでに支払済の主契約の死亡給付金額を差し引いた金額を支払います。

第２条　備考

(備-1)　災害死亡保険金を支払う場合をいいます。

(備-2)　主契約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。

(備-3)　支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が災害死亡保険金の支払を行なわない場合をいいます。

第３条　特則の給付責任の開始・終了

①　主契約の締結の際にこの特則を適用した場合またはこの特則の復活をした場合（第 13 条）、当会社は「主契約の給付責任開始日と同日」からこの特則の給付責任(備-1)を開始します。

②　主契約の締結の後にこの特則を適用した場合、当会社は次の(1)または(2)のいずれか遅い日からこの特則の給付責任(備-1)を開始します。

(1)　被保険者についての告知の日

(2)　この特則を適用した場合の主契約の保険料（第４条）がはじめて払い込まれた日。ただし、この特則を適用した場合の主契約の保険料が第③項(2)に規定するこの特則の適用日より後にはじめて払い込まれた場合はこの特則の適用日とします。

③　第①項および第②項に規定する給付責任開始日の取扱については、次のとおりとします。

(1)　主契約の締結の際にこの特則を適用する場合には「主契約の契約日と同日」をこの特則の「適用日」とします。

(2)　主契約の締結の後にこの特則を適用する場合には、適用の請求に必要な書類を当会社が受け付けた日の直後に到来する主契約の払込期月の基準日(備-2)をこの特則の適用日とします。ただし、適用の請求に必要な書類を当会社が受け付けた日から起算して２週間以内に主契約の払込期月の基準日(備-2)が到来する場合、その次に到来する主契約の払込期月の基準日(備-2)をこの特則の適用日とします。

(3)　この特則の復活の場合の「給付責任開始日」をこの特則の「復活日」とします。

④　当会社は、この特則が有効に継続している間、主契約の保険期間満了時までこの特則の給付責任(備-1)を負います。

第３条　備考
(備-1)　「給付責任」とは、「災害死亡保険金の支払事由（第２条）が発生した場合に、当会社が、その支払を行なう責任」のことをいいます。
(備-2)　「主契約の払込期月の基準日」とは主契約の保険料払込方法〈回数〉に応じた次の日をいいます。
①　主契約が年払契約の場合、主契約の契約応当日とします。
②　主契約が半年払契約の場合、主契約の契約日の半年単位の応当日とします。
③　主契約が月払契約の場合、主契約の契約日の月単位の応当日とします。

第４条　この特則を適用した場合の主契約の保険料

①　この特則を適用した場合、主契約の保険料は、この特則を適用した場合の保険料率を適用します。
②　主契約の締結の後にこの特則を適用した場合、主契約の保険料は、この特則の適用日（第３条）の属する払込期月からあらためます。なお、この特則の適用日の属する払込期月の末日までに、この特則を適用した場合の主契約の保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、当会社の定めた金額を払い込んでください。

第５条　主契約の保険料の払込前に災害死亡保険金の支払事由が発生した場合の取扱

①　主契約の保険料（第４条）が払い込まれないまま「主契約の払込期月の基準日」（第３条）以後末日までに、災害死亡保険金の支払事由（第２条）が発生し、災害死亡保険金を支払う場合には、すでに「主契約の払込期月の基準日」の到来した未払込の主契約の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。
②　主契約の保険料の払込猶予期間中に災害死亡保険金の支払事由が発生し、災害死亡保険金を支払う場合(備-1)には、すでに「主契約の払込期月の基準日」の到来した未払込の主契約の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。

第５条　備考
(備-1)　払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに災害死亡保険金の支払事由が発生したときには、保険料の払込猶予期間中に災害死亡保険金の支払事由が発生したものとして取り扱います。

第６条　特則の解約

この特則のみの解約は、取り扱いません。

第７条　災害死亡保険金の受取人による特則の存続

災害死亡保険金の受取人によるこの特則の存続については、「死亡給付金」を「災害死亡保険金」と、「死亡給付金受取人」を「災害死亡保険金の受取人」とみなして主約款の「保険金等の受取人による保険契約の存続」の規定を準用します。

第８条　この特則を適用した場合の主契約の解約払戻金

この特則を適用した場合、主契約の解約払戻金は、この特則を適用した場合の保険料率に基づいて計算された金額とします。

第９条　保険契約者・被保険者の告知義務、告知義務違反による特則の解除および保険金の不支払等

①　この特則の適用または復活（第13条）に際しての告知義務および告知義務違反については、「死亡給付金」を「災害死亡保険金」と、「死亡給付金受取人」を「災害死亡保険金の受取人」とみなして主約款の「保険契約者・被保険者の告知義務」、「告知義務違反による保険契約の解除および保険金・給付金の不支払等」および「保険契約を解除できない場合」の規定を準用します。
②　第①項のほか、この特則を解除するときは、次のとおり取り扱います。
(1)　当会社の定める方法により計算し、払い戻す金額がある場合には、保険契約者に払い戻します。
(2)　主契約の保険料は、次回払込期月(備-1)からあらためます。

第９条　備考
(備-1)　次の「主契約の払込期月の基準日」（第３条）の属する払込期月をいいます。

第10条　重大事由による特則の解除および保険金の不支払等

①　この特則の重大事由による解除については、「死亡給付金」を「災害死亡保険金」と、「死亡給付金受取人」を「災害死亡保険金の受取人」とみなして主約款の「重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等」の規定を準用します。
②　第①項のほか、この特則を解除するときは、次のとおり取り扱います。
(1)　当会社の定める方法により計算し、払い戻す金額がある場合には、保険契約者に払い戻します。
(2)　主契約の保険料は、次回払込期月（第９条）からあらためます。

第11条　詐欺による特則の取消または不法取得目的による特則の無効

①　詐欺によるこの特則の取消または不法取得目的によるこの特則の無効については、「死亡給付金」を「災害死亡保険金」と、「死亡給付金受取人」を「災害死亡保険金の受取人」とみなして主約款の「詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効」の規定を準用します。
②　第①項のほか、この特則が取り消されるときまたは無効となるときは、次のとおり取り扱います。
(1)　当会社の定める方法により計算し、払い戻す金額がある場合には、保険契約者に払い戻します。
(2)　主契約の保険料は、次回払込期月（第９条）からあらためます。

第12条　特則の解除・無効・取消・失効・消滅

①　第９条「保険契約者・被保険者の告知義務、告知義務違反による特則の解除および保険金の不支払等」、第10条「重大事由による特則の解除および保険金の不支払等」および第11条「詐欺による特則の取消または不法取得目的による特則の無効」のほか、主契約が解除された場合、主契約が無効となりもしくは効力を失った場合または主契約が取り消された場合には、この特則も同時に解除され、無効となりもしくは効力を失いまたは取り消されます。
②　主契約が消滅した場合には、この特則は、同時に消滅します。

第13条　特則の復活

この特則の復活は主契約とともに行なうものとし、この特則だけの復活は行ないません。なお、主契約とともにこの特則を復活した場合には、当会社は書面によって承諾の通知をするものとし、保険証券は交付しません。

第14条　災害死亡保険金額の減額

①　この特則の災害死亡保険金額のみの減額はできません。
②　主契約の就業障害保険金額が減額された場合には、この特則の災害死亡保険額も同時に減額されたものとします。

第15条　契約内容の登録

①　当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下、この第15条において「協会」といいます。）に登録します。
(1)　保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
(2)　災害死亡保険金の金額
(3)　契約日（主契約締結後の特則の適用または復活が行なわれた場合は、最後の特則の適用または復活の日とします。以下、第②項において同様とします。）
(4)　当会社名
②　第①項の登録の期間は、契約日から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
③　協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、この第15条において「各生命保険会社等」といいます。）は、第①項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、この第15条において同様とします。）の申込（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第①項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
④　各生命保険会社等は、第②項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第③項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加の承諾を含みます。以下、この第15条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。
⑤　各生命保険会社等は、契約日（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加が行なわれた場合は、最後の復活、保険金額の増額、復旧または特約の付加の日とします。以下、この第⑤項において同様とします。）から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15

歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第①項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

⑥　各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

⑦　協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

⑧　保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

⑨　第③項、第④項および第⑤項中、「被保険者」、「保険契約」、「死亡保険金」、「災害死亡保険金」、「保険金額」、「高度障害保険金」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「共済契約」、「死亡共済金」、「災害死亡共済金」、「共済金額」、「後遺障害共済金」と読み替えます。

第 16 条　主契約が変換後契約である場合の取扱

主契約が契約変換に関する特約に規定する変換後契約であり、かつ契約変換に関する特約に規定する変換前契約に災害死亡保障特則または災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）が適用されている場合には、この特則をその変換後契約に適用することができます。ただし、変換後契約においてこの特則の適用を取り扱っていない場合を除きます。

第 17 条　主約款の規定の準用

この特則に特に規定のない事項については、その性質に反しない限り、「死亡給付金」を「災害死亡保険金」と、「死亡給付金受取人」を「災害死亡保険金の受取人」とみなして主約款の規定を準用します。

別表 1　災害死亡保険金の支払請求書類

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 2　対象となる不慮の事故

（「別表一覧」をご覧ください）

災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）

〈目　次〉

用語の定義 ……231
第１条　この特則の適用……231
第２条　災害死亡保険金の支払およびその免責……231
第３条　就業障害保険金の受取人の特別取扱……231
第４条　会社等の団体が災害死亡保険金を死亡退職金等として死亡退職金等の受給者に支払う場合の取扱……231
第５条　特則の給付責任の開始・終了……231
第６条　この特則を適用した場合の主契約の保険料……232
第７条　特則の解約……232
第８条　災害死亡保険金受取人による特則の存続……232
第９条　この特則を適用した場合の主契約の解約払戻金……232
第10条　保険契約者・被保険者の告知義務、告知義務違反による特則の解除および保険金の不支払等……232
第11条　重大事由による特則の解除および保険金の不支払等……232
第12条　詐欺による特則の取消または不法取得目的による特則の無効……232
第13条　特則の解除・無効・取消・失効・消滅……232
第14条　特則の復活……233
第15条　当会社への通知による災害死亡保険金受取人の変更……233
第16条　遺言による災害死亡保険金受取人の変更……233
第17条　災害死亡保険金額の減額……233
第18条　契約内容の登録……233
第19条　主契約が変換後契約である場合の取扱……233
第20条　主約款の規定の準用……233
別表１　請求書類等……233
別表２　対象となる不慮の事故……233

用語の定義

この特則で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主契約」とは主たる無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・無解約払戻金型）契約または無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）契約をいいます。

(2)　「主約款」とは主契約の普通保険約款をいいます。

第１条　この特則の適用

この特則を適用した場合、次のとおり取り扱います。

(1)　主契約の締結の際にこの特則を適用した場合、主約款の保険証券の記載事項の規定に加え、保険証券に次の事項を記載します。

(ｲ)　災害死亡保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項

(ﾛ)　災害死亡保険金の支払事由

(ﾊ)　災害死亡保険金の額

(2)　主契約の締結の後にこの特則を適用した場合、保険証券を交付する代わりに、保険契約者に災害死亡保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項、災害死亡保険金の額およびこの特則を適用した場合の主契約の保険料（第６条）を記載した書面を交付します。

第２条　災害死亡保険金の支払およびその免責

①　当会社は、次のとおり災害死亡保険金を災害死亡保険金受取人に支払います。

(1)　支払事由（備-1）	被保険者が、この特則の給付責任開始日（第５条）以後に発生した不慮の事故（別表２）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日以内の主契約の保険期間（備-2）中に死亡した場合
(2)　支払金額	主契約の就業障害保険金と同額を災害死亡保険金額とします。 ただし、支払事由（備-1）が、次の(ｲ)または(ﾛ)によって発生した場合には、それによって支払事由（備-1）に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、当会社は、支払金額を削減することがあります。この場合でも、削減して支払う金額は、責任準備金額（備-3）を下まわることはありません。 (ｲ)　地震、噴火または津波 (ﾛ)　戦争その他の変乱
(3)　免責事由（備-4）	支払事由（備-1）が、次の(ｲ)から(ﾁ)のどれかによって発生した場合。この場合、(ｲ)によって支払事由（備-1）が発生したときを除き、責任準備金額（備-3）を保険契約者に支払います。 (ｲ)　保険契約者の故意または重大な過失。ただし、(ﾛ)に該当する場合を除きます。 (ﾛ)　被保険者の故意または重大な過失 (ﾊ)　被保険者の犯罪行為 (ﾆ)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (ﾎ)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ﾍ)　被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ﾄ)　被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ﾁ)　災害死亡保険金受取人の故意または重大な過失。ただし、(ｲ)または(ﾛ)に該当する場合を除きます。なお、この(ﾁ)に該当する場合、その受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときには、その受取人の受取部分だけを支払わず、支払わない部分の責任準備金額（備-3）を保険契約者に支払います。

②　災害死亡保険金を支払った場合には、その支払後に主契約の就業障害保険金の支払の請求を受けても、当会社は、主契約の就業障害保険金を支払いません。

第２条　備考

(備-1)　災害死亡保険金を支払う場合をいいます。

(備-2)　主契約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます。

(備-3)　当会社が受け取った保険料のうち、この特則を適用した保険契約の将来の保険給付に充てるべきものとして、保険料または保険給付の額を定めるための計算の基礎を用いて計算した金額をいいます。

(備-4)　支払事由(備-1)が発生した場合でも、当会社が災害死亡保険金の支払を行なわない場合をいいます。

第３条　就業障害保険金の受取人の特別取扱

被保険者が主契約の就業障害保険金の受取人であった場合で、被保険者が、主契約の就業障害保険金の支払を請求する前に死亡したときには、主約款の規定にかかわらず、主契約の就業障害保険金の受取人は災害死亡保険金受取人とします。

第４条　会社等の団体が災害死亡保険金を死亡退職金等として死亡退職金等の受給者に支払う場合の取扱

会社等の団体（備-1）を保険契約者および災害死亡保険金受取人とし、その会社等の団体（備-1）から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約について、保険契約者である会社等の団体（備-1）が当該保険契約の災害死亡保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等（備-2）として死亡退職金等（備-2）の受給者に支払う場合には、災害死亡保険金の請求の際に、その受取人は、(1)または(2)の書類および(3)の書類を当会社に提出してください。ただし、死亡退職金等（備-2）の受給者が２人以上である場合には、そのうち１人からの提出で足りるものとします。

(1)　死亡退職金等（備-2）の受給者の請求内容確認書

(2)　死亡退職金等（備-2）の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類

(3)　保険契約者である会社等の団体（備-1）が受給者本人であることを確認した書類

第４条　備考

(備-1)　「会社等の団体」とは、「官公署、会社、工場、組合等の団体」をいい、その団体の代表者を含みます。

(備-2)　「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

第５条　特則の給付責任の開始・終了

①　主契約の締結の際にこの特則を適用した場合またはこの特則の復活をした場合（第 14 条）、当会社は「主契約の給付責任開始日と同日」からこの特則の給付責任（備-1）を開始します。

②　主契約の締結の後にこの特則を適用した場合、当会社は次の(1)または(2)のいずれか遅い日からこの特則の給付責任（備-1）を開始します。

(1)　被保険者についての告知の日

(2)　この特則を適用した場合の主契約の保険料（第６条）がはじめて払い込まれた日。ただし、この特則を適用した場合の主契約の保険料が第③項(2)に規定するこの特則の適用日より後にはじめて払い込まれた場合はこの特則の適用日とします。

③　第①項および第②項に規定する給付責任開始日の取扱については、次のとおりとします。
(1)　主契約の締結の際にこの特則を適用する場合には「主契約の契約日と同日」をこの特則の「適用日」とします。
(2)　主契約の締結の後にこの特則を適用する場合には、適用の請求に必要な書類を当会社が受け付けた日の直後に到来する主契約の払込期月の基準日(備-2)をこの特則の適用日とします。ただし、適用の請求に必要な書類を当会社が受け付けた日から起算して２週間以内に主契約の払込期月の基準日(備-2)が到来する場合、その次に到来する主契約の払込期月の基準日(備-2)をこの特則の適用日とします。
(3)　この特則の復活の場合の「給付責任開始日」をこの特則の「復活日」とします。
④　当会社は、この特則が有効に継続している間、主契約の保険期間満了時までこの特則の給付責任(備-1)を負います。

第５条　備考
(備-1)　「給付責任」とは、「災害死亡保険金の支払事由（第２条）が発生した場合に、当会社が、その支払を行なう責任」のことをいいます。
(備-2)　「主契約の払込期月の基準日」とは主契約の保険料払込方法〈回数〉に応じた次の日をいいます。
①　主契約が年払契約の場合、主契約の契約応当日とします。
②　主契約が半年払契約の場合、主契約の契約日の半年単位の応当日とします。
③　主契約が月払契約の場合、主契約の契約日の月単位の応当日とします。

第６条　この特則を適用した場合の主契約の保険料

①　この特則を適用した場合、主契約の保険料は、この特則を適用した場合の保険料率を適用します。
②　主契約の締結の後にこの特則を適用した場合、主契約の保険料は、この特則の適用日（第５条）の属する払込期月からあらためます。なお、この特則の適用日の属する払込期月の末日までに、この特則を適用した場合の主契約の保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、当会社の定めた金額を払い込んでください。

第７条　特則の解約

この特則のみの解約は、取り扱いません。

第８条　災害死亡保険金受取人による特則の存続

災害死亡保険金受取人によるこの特則の存続については、「就業障害保険金」を「災害死亡保険金」と、「就業障害保険金の受取人」を「災害死亡保険金受取人」とみなして主約款の「就業障害保険金の受取人による保険契約の存続」(備-1)の規定を準用します。

第８条　備考
(備-1)　主契約が無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）の場合には、「保険金等の受取人による保険契約の存続」とします。

第９条　この特則を適用した場合の主契約の解約払戻金

この特則を適用した場合でも、主契約の解約払戻金はありません。

第10条　保険契約者・被保険者の告知義務、告知義務違反による特則の解除および保険金の不支払等

①　この特則の適用または復活（第14条）に際しての告知義務および告知義務違反については、「就業障害保険金」を「災害死亡保険金」と、「就業障害保険金の受取人」を「災害死亡保険金受取人」とみなして主約款の「保険契約者・被保険者の告知義務」、「告知義務違反による保険契約の解除および保険金の不支払等」(備-1)および「保険契約を解除できない場合」の規定を準用します。
②　第①項のほか、この特則を解除するときは、次のとおり取り扱います。
(1)　払い戻す金額はありません。
(2)　主契約の保険料は、次回払込期月(備-2)からあらためます。

第10条　備考
(備-1)　主契約が無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）の場合には、「告知義務違反による保険契約の解除および保険金・給付金の不支払等」とします。
(備-2)　次の「主契約の払込期月の基準日」（第５条）の属する払込期月をいいます。

第11条　重大事由による特則の解除および保険金の不支払等

①　当会社は、次の(1)から(4)のどれかに該当する事由が発生した場合には、この特則を将来に向って解除することができます。
(1)　保険契約者または災害死亡保険金受取人が災害死亡保険金(備-1)を詐取する目的でまたは他人に災害死亡保険金(備-1)を詐取させる目的で、事故招致(備-2)をした場合
(2)　この特則の災害死亡保険金の支払請求に関し、災害死亡保険金受取人に詐欺行為(備-2)があった場合
(3)　保険契約者、被保険者、災害死亡保険金受取人が、次の(ｱ)から(ｵ)のどれかに該当する場合
(ｱ)　反社会的勢力(備-3)に該当すると認められること
(ｲ)　反社会的勢力(備-3)に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
(ｳ)　反社会的勢力(備-3)を不当に利用していると認められること
(ｴ)　保険契約者または災害死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力(備-3)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
(ｵ)　その他反社会的勢力(備-3)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(4)　当会社の保険契約者、被保険者または災害死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この特則の存続を困難とする(1)から(3)と同等の重大な事由がある場合(備-4)
②　当会社は、災害死亡保険金の支払事由が発生した後でも、第①項の規定によってこの特則を解除することができます。この場合には、当会社は、第①項に定める事由が生じた時以後に災害死亡保険金の支払事由が発生していたとしても、その支払事由による災害死亡保険金(備-5)の支払を行ないません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額(備-6)を返還することを要します。
③　この第11条の特則の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または災害死亡保険金受取人に解除の通知をします。
④　この第11条によってこの特則を解除した場合でも、払い戻す金額はありません。
⑤　この特則を解除した場合、主契約の保険料は、次回払込期月（第10条）からあらためます。

第11条　備考
(備-1)　「災害死亡保険金」には、この特則の災害死亡保険金（第２条）のほか、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称を問いません。
(備-2)　未遂を含みます。
(備-3)　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。
(備-4)　例えば、他の保険契約が重大事由によって解除される場合、または保険契約者、被保険者、災害死亡保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合などが該当することがあります。
(備-5)　第①項(3)のみに該当した場合で、第①項(3)(ｱ)から(ｵ)までに該当したのが災害死亡保険金受取人のみであり、その災害死亡保険金受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、その受取人の受取部分の災害死亡保険金とします。
(備-6)　この特則の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。

第12条　詐欺による特則の取消または不法取得目的による特則の無効

①　詐欺によるこの特則の取消または不法取得目的によるこの特則の無効については、「就業障害保険金」を「災害死亡保険金」と、「就業障害保険金の受取人」を「災害死亡保険金受取人」とみなして主約款の「詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効」の規定を準用します。
②　第①項のほか、この特則が取り消されるときまたは無効となるときは、次のとおり取り扱います。
(1)　払い戻す金額はありません。
(2)　主契約の保険料は、次回払込期月（第10条）からあらためます。

第13条　特則の解除・無効・取消・失効・消滅

①　第10条「保険契約者・被保険者の告知義務、告知義務違反による特則の解除および保険金の不支払等」、第11条「重大事由による特則の解除および保険金の不支払等」および第12条「詐欺による特則の取消または不法取得目的による特則の無効」のほか、主契約が解除された場合、主契約が無効となりもしくは効力を失った場合または主契約が取り消された場合には、この特則も同時に解除され、無効となりもしくは効力を失いまたは取り消されます。
②　主契約が消滅した場合には、この特則は、同時に消滅します。

第 14 条　特則の復活

この特則の復活は主契約とともに行なうものとし、この特則だけの復活は行ないません。なお、主契約とともにこの特則を復活した場合には、当会社は書面によって承諾の通知をするものとし、保険証券は交付しません。

第 15 条　当会社への通知による災害死亡保険金受取人の変更

① 保険契約者は、災害死亡保険金の支払事由（第 2 条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、当会社に対する通知により、災害死亡保険金受取人を変更することができます。
② 第①項の規定により、災害死亡保険金受取人を変更する場合、当会社は、保険契約者に手続書類（別表 1）の提出を求めます。
③ 第①項の規定により、災害死亡保険金受取人が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の災害死亡保険金受取人を表示します。
④ 第①項の通知が当会社に到達する前に変更前の災害死亡保険金受取人に災害死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の災害死亡保険金受取人から災害死亡保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

第 16 条　遺言による災害死亡保険金受取人の変更

① 第 15 条に定めるほか、保険契約者は、災害死亡保険金の支払事由（第 2 条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、災害死亡保険金受取人を変更することができます。
② 第①項の災害死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
③ 第①項および第②項による災害死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することはできません。
④ 第①項および第②項の規定により、災害死亡保険金受取人を変更する場合、当会社は、保険契約者の相続人に手続書類（別表 1）の提出を求めます。
⑤ 第①項および第②項の規定により、災害死亡保険金受取人が変更された場合、当会社は、保険証券に変更後の災害死亡保険金受取人を表示します。

第 17 条　災害死亡保険金額の減額

① この特則の災害死亡保険金額のみの減額はできません。
② 主契約の就業障害保険金額が減額された場合には、この特則の災害死亡保険額も同時に減額されたものとします。

第 18 条　契約内容の登録

① 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下、この第 18 条において「協会」といいます。）に登録します。
(1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
(2) 災害死亡保険金の金額
(3) 契約日（主契約締結後の特則の適用または復活が行なわれた場合は、最後の特則の適用または復活の日とします。以下、第②項において同様とします。）
(4) 当会社名
② 第①項の登録の期間は、契約日から 5 年（契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から 5 年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、この第 18 条において「各生命保険会社等」といいます。）は、第①項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、この第 18 条において同様とします。）の申込（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満 15 歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第①項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
④ 各生命保険会社等は、第②項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第③項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加の承諾を含みます。以下、この第 18 条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。
⑤ 各生命保険会社等は、契約日（復活、保険金額の増額、復旧または主たる保険契約締結後の特約の付加が行なわれた場合は、最後の復活、保険金額の増額、復旧または特約の付加の日とします。以下、この第⑤項において同様とします。）から 5 年（契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から 5 年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第①項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
⑨ 第③項、第④項および第⑤項中、「被保険者」、「保険契約」、「死亡保険金」、「災害死亡保険金」、「保険金額」、「高度障害保険金」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「共済契約」、「死亡共済金」、「災害死亡共済金」、「共済金額」、「後遺障害共済金」と読み替えます。

第 19 条　主契約が変換後契約である場合の取扱

主契約が契約変換に関する特約に規定する変換後契約であり、かつ契約変換に関する特約に規定する変換前契約に災害死亡保障特則または災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）が適用されている場合には、この特則をその変換後契約に適用することができます。ただし、変換後契約においてこの特則の適用を取り扱っていない場合を除きます。

第 20 条　主約款の規定の準用

この特則に特に規定のない事項については、その性質に反しない限り、「就業障害保険金」を「災害死亡保険金」と、「就業障害保険金の受取人」を「災害死亡保険金受取人」とみなして主約款の規定を準用します。

別表 1　請求書類等

（「別表一覧」をご覧ください）

別表 2　対象となる不慮の事故

（「別表一覧」をご覧ください）

契約者配当金特殊支払特則

〈目　次〉

用語の定義 …… 234
第１条　契約者配当金による一時払特殊養老保険の買増 …… 234
第２条　買増契約の保険金・給付金の支払 …… 234
第３条　買増契約の取消・無効・消滅 …… 234
第４条　買増契約の復活・復旧 …… 234
第５条　買増契約の契約の内容の変更 …… 234
第６条　買増契約の払戻金 …… 234
第７条　買増契約の契約者配当金 …… 234
第８条　主契約を他の保険契約に転換する場合の買増契約の取扱 …… 234
第９条　保険契約を他の保険契約に承継させる場合の買増契約の取扱 …… 234
第10条　買増契約の満期保険金の支払方法についての特別取扱 …… 234
第11条　特則の変更 …… 235
第12条　主約款の規定の準用 …… 235

用語の定義

この特則で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主契約」とは主たる保険契約をいいます。

(2)　「主約款」とは主契約の普通保険約款をいいます。

(3)　「買増契約」とはこの特則により主契約に付加する一時払特殊養老保険をいいます。

第１条　契約者配当金による一時払特殊養老保険の買増

①　当会社は、所定の条件を満たす保険契約に対して、当会社が特別に割り当てた契約者配当金を、その割り当てられた事業年度の翌事業年度中に始まる保険年度の契約応当日に、保険契約が有効に継続している場合に、主契約に付加する買増契約の一時払保険料に充当する方法によって支払うことがあります。なお、この買増契約を付加する場合、保険証券は交付しません。

②　買増契約の内容は、次のとおりとします。

(1)　保険種類は、満期保険金と死亡保険金とを同額とする養老保険とします。

(2)　給付責任開始日は、契約者配当金を一時払保険料に充当した契約応当日とし、保険期間は、その日から主契約の保険期間満了の日(備-1)までとします。

(3)　保険契約者、被保険者、満期保険金受取人、死亡保険金受取人、高度障害保険金の受取人および高度障害給付金の受取人は、それぞれ主契約の場合と同一人とします。ただし、主契約が終身保険または生存給付金付終身保険の場合には、満期保険金受取人は、主契約の保険契約者とします。なお、満期保険金受取人、死亡保険金受取人、高度障害保険金の受取人および高度障害給付金の受取人をこれ以外の者に指定または変更することはできません。

第１条　備考

(備-1) 主契約が終身保険または生存給付金付終身保険の場合には、当会社の定める日とします。

第２条　買増契約の保険金・給付金の支払

①　買増契約の満期保険金は、被保険者が、買増契約の保険期間満了時まで生存した場合に、その受取人に支払います。

②　買増契約の死亡保険金、高度障害保険金または高度障害給付金は、主契約の死亡保険金、高度障害保険金または高度障害給付金を支払う場合に限り、同時にその受取人に支払います。

第３条　買増契約の取消・無効・消滅

①　次の場合には、買増契約についても、同様に取り扱います。

(1)　主契約が取り消された場合

(2)　主契約が無効となった場合

(3)　主契約が効力を失った場合

(4)　主契約が解除、解約その他の事由によって消滅した場合

②　買増契約だけを解約することはできません。

第４条　買増契約の復活・復旧

①　主契約が復活しまたは復旧した場合には、買増契約についても同様に取り扱います。

②　買増契約だけを復活しまたは復旧することはできません。

第５条　買増契約の契約の内容の変更

①　主契約の保険期間(備-1)が変更された場合(備-2)には、当会社の定めた方法によって、買増契約の保険期間についても、同様に変更します。

②　主契約を払済養老保険、払済終身保険、払済定期保険その他の保険料払込済の保険に変更する場合には、買増契約を除いた部分について変更するものとし、買増契約は、引き続き継続するものとします。

③　主契約が終身保険または生存給付金付終身保険で、保障内容移行特約の規定による取扱を選択した場合で、移行日の前日が買増契約の保険期間満了の日前のときには、次の(1)または(2)のとおりとします。

(1)　死亡保障の取扱を選択したときには、当会社の定める方法により買増契約の保険金額を変更します。

(2)　その他のときには、買増契約の保険期間は、移行日の前日までとします。

④　買増契約だけについて「保険期間の変更」「保険金額の減額」その他の契約の内容の変更をすることはできません。

第５条　備考

(備-1) 主契約が終身保険または生存給付金付終身保険の場合には、保険料払込期間とします。

(備-2)　払済定期保険に変更されたため、その保険期間が短縮された場合を含みます。

第６条　買増契約の払戻金

①　買増契約の払戻金は、主契約が消滅し、かつ主契約の払戻金を支払う場合に限り同時に保険契約者に支払います。

②　主契約について「保険料の自動貸付」または「保険契約者に対する現金貸付」が行なわれる場合でも、その際の払戻金には、買増契約の払戻金は含みません。

第７条　買増契約の契約者配当金

この買増契約については、契約者配当金はありません。

第８条　主契約を他の保険契約に転換する場合の買増契約の取扱

①　主契約を他の保険契約に転換する場合には、主契約に付加されている買増契約を除いた部分について転換するものとします。この場合、この買増契約は、引き続き転換後の保険契約に付加して継続します。

②　第①項の規定にかかわらず、契約転換に関する特約に定める場合には、主契約に付加されている買増契約を含めて転換するものとします。

③　第①項の場合には、買増契約の保険期間は、当会社の定めた方法によって、転換後の保険契約の保険期間満了の日(備-1)に変更します。

第８条　備考

(備-1)　転換後の保険契約が終身保険の場合には、当会社の定める日とし、転換後の保険契約が個人年金保険の場合には、年金開始日の前日とします。

第９条　保険契約を他の保険契約に承継させる場合の買増契約の取扱

保険契約を他の保険契約に承継させる場合には、主契約に付加されている買増契約を含めて承継させるものとします。

第10条　買増契約の満期保険金の支払方法についての特別取扱

①　主契約の通常の契約者配当金が「終身保険」または「年金保険」を買い増しする方法によって支払われている場合には、第２条第①項の規定にかかわらず、買増契約の満期保険金は、保険期間満了の日の翌日に、主契約の普通保険約款に規定する「終身保険」または「年金保険」の一時払保険料に充当する方法によって支払うものとします。

②　主契約が終身保険または生存給付金付終身保険で、通常の契約者配当金が「積立配当」によって支払われている場合には、買増契約の満期保険金は、支払うこととなった日から保険契約者の請求があった時または主契約が消滅した時まで、当会社の定めた率の複利による利息をつけて積み立てておき、保険契約者の請求があったときまたは主契約が消滅したときに保険契約者に支払うものとします。ただし、主契約の死亡保険金または高度障害保険金を支払う場合には、それぞれの受取人に支払うものとします。

③　主契約が終身保険または生存給付金付終身保険で、保障内容移行特約の規定による取扱を選択した場合には、買増契約の満期保険金(備-1)は、保障内容移行特約の移行原資(備-2)に含める方法によって支払うものとします。

第 10 条　備考

(備-1)　この第 10 条第②項の規定により、積み立てられた満期保険金を含みます。

(備-2)　「移行原資」とは、保障内容移行特約により選択した各種保障の基準となる金額を計算するための原資となる金額をいいます。

第 11 条　特則の変更

①　当会社は、特に必要があると認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特則を変更することがあります。

②　第①項の規定によってこの特則が変更された場合には、買増契約について、変更後の特則を適用するものとします。

第 12 条　主約款の規定の準用

この特則に規定のない事項については、その性質に反しない限り、主契約の普通保険約款の規定を準用します。

保険料口座振替特則

〈目　次〉

用語の定義 ……236
第１条　契約日の取扱 ……236
第２条　保険料率 ……236
第３条　保険料の払込 ……236
第４条　保険料口座振替が不能の場合の取扱 ……236
第５条　諸変更 ……236
第６条　口座振替の中止および再開 ……236
第７条　保険契約上の権利および義務 ……236

用語の定義

この特約で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主約款」とはこの特則を適用した保険契約の普通保険約款をいい、給付を行なう特約が付加されている場合には、その特約条項を含みます。

(2)　「指定金融機関」とは当会社の指定した金融機関等をいいます。

(3)　「指定口座」とは保険契約者の指定する指定金融機関における預金口座等をいいます。

第１条　契約日の取扱

保険料月払の保険契約の締結の際に、保険契約者が、保険料の払込方法＜経路＞として、指定金融機関の口座振替により払い込む方法を選択した場合には、主約款(備-1)の契約日についての規定を適用しないで、次の(1)および(2)のとおりとします。ただし、契約変換に関する特約が付加されている保険契約で、変換基準日が当該基準日の属する月の１日となる場合を除きます。

(1)　契約日は、主約款に規定する保険契約の締結の際の給付責任開始の日(備-2)の属する月の翌月１日とし、年齢および保険期間その他保険契約についての期間は、その日を基準として計算します。

(2)　(1)の場合でも、その給付責任開始の日(備-2)から契約日の前日までの間に、主約款に規定する保険金、給付金もしくは年金の支払事由(備-3)または保険料の払込の免除事由が発生したときには、その給付責任開始の日(備-2)から給付責任を開始するものとし、その日を契約日にあらためます。この場合には、年齢および保険期間その他保険契約についての期間は、その日を基準として再計算し、保険料の過不足金額を精算します。

第１条　備考

(備-1)　契約変換に関する特約が付加されている保険契約の場合には、その特約条項を含みます。

(備-2)　保険契約が、がん医療保険の場合には、普通死亡の給付責任開始の日、無配当重大疾病保障保険、無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）、無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）または無配当重大疾病保障保険（がん保障ステージⅢⅣ限定・無解約払戻金型）の場合には、がん以外の給付責任開始の日とします。また、契約変換に関する特約が付加されている保険契約の場合には、その特約条項に規定する変換基準日とします。なお、保険契約が無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）、無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）または無配当重大疾病保障保険（がん保障ステージⅢⅣ限定・無解約払戻金型）の場合で、契約変換に関する特約が付加されているときには、その特約条項に規定する変換基準日とします。

(備-3)　保険契約が、がん医療保険の場合には、普通死亡保険金の支払事由とします。

第２条　保険料率

この特則を適用した保険契約の保険料率は、当会社の別に定めた保険料率とします。

第３条　保険料の払込

①　保険料は、主約款の保険料払込の規定(備-1)にかかわらず、当会社の定めた日を振替日(備-2)として、指定口座から、保険料相当額を当会社の口座に振り替えることによって、当会社に払い込まれるものとします。

②　第①項の場合には、振替日に保険料の払込があったものとします。

③　同一指定口座から２件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、これを合算して振り替えます。

④　口座振替により払い込まれた保険料については、当会社は、領収証を発行しません。

第３条　備考

(備-1)　給付責任開始の日に関する特別取扱特約または契約変換に関する特約を付加した保険契約の第１回保険料(備-3)をこの特則に定める口座振替により払い込む場合には、給付責任開始の日に関する特別取扱特約または契約変換に関する特約の第１回保険料(備-3)の払込の規定を含みます。

(備-2)　振替日について、当会社の定めた日が指定金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とします。

(備-3)　第１回保険料に相当する金額を含みます。

第４条　保険料口座振替が不能の場合の取扱

①　振替日（第３条）に、保険料の口座振替が不能となった場合には、その翌月の振替応当日に再度口座振替を行ないます。

②　第①項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間(備-1)内にその振替不能となった保険料を、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

③　第②項の保険料が払い込まれたのち、次回払込期月の保険料から口座振替を行ないます。

第４条　備考

(備-1)　給付責任開始の日に関する特別取扱特約または契約変換に関する特約を付加した保険契約の第１回保険料(備-2)をこの特則に定める口座振替により払い込む場合の第１回保険料(備-2)については、給付責任開始の日に関する特別取扱特約または契約変換に関する特約に規定する第１回保険料の猶予期間とします。

(備-2)　第１回保険料に相当する金額を含みます。

第５条　諸変更

①　保険契約者は、指定口座を同一の指定金融機関または他の指定金融機関の口座に変更することができます。この場合には、所定の手続を経て当会社および当該指定金融機関に申し出てください。

②　保険契約者が、口座振替の取扱を停止する場合には、所定の手続を経て、当会社および当該指定金融機関に申し出て、他の払込方法＜経路＞を選択してください。

③　指定金融機関が、保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、当会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、所定の手続を経て指定口座を他の指定金融機関に変更するかまたは他の払込方法＜経路＞を選択してください。

④　当会社は、当会社または指定金融機関の止むを得ない事情により振替日（第３条）を変更することがあります。この場合には、当会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第６条　口座振替の中止および再開

次の事由に該当した場合、該当期間中は口座振替を中止し、該当しなくなった場合に所定の手続を経て口座振替を再開します。

(1)　保険契約が消滅または失効したとき

(2)　保険料の自動貸付が行なわれたとき

(3)　保険料の前納が行なわれたとき

(4)　保険料の払込を要しなくなったとき

第７条　保険契約上の権利および義務

指定口座の名義人が保険契約者と異なった場合でも、保険契約上の権利および義務は、保険契約者に属するものとします。

個人年金保険料税制適格特約

〈目　次〉

用語の定義 …… 237
第１条　特約の付加 …… 237
第２条　税制適格のための特別取扱 …… 237
第３条　特約の消滅 …… 238
第４条　特約の解約 …… 238
第５条　主約款の準用 …… 238

用語の定義

この特約で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主契約」とは主たる保険契約をいい、この特約においては、この特約以外の付加されている特約を含むものとします。

(2)　「主約款」とは主契約の普通保険約款をいい、この特約においては、この特約以外の付加されている特約の特約条項を含むものとします。

第１条　特約の付加

個人年金保険契約(備-1)の保険料(備-2)を所得税法に定める「個人年金保険料」に該当させて所得控除の適用を受けられることを目的として、保険契約者は、個人年金保険契約(備-1)の締結の際または締結後に、この特約を個人年金保険契約(備-1)に付加して締結することができます。ただし、個人年金保険契約(備-1)が次の(1)から(4)の条件を全部満たす場合に限ります。

(1)　年金受取人は保険契約者またはその配偶者のいずれかであること

(2)　年金受取人は被保険者と同一人であること

(3)　保険料払込期間が 10 年以上であること

(4)　年金の種類が確定年金の場合には、年金開始日における被保険者の年齢が 60 歳以上で、かつ、年金の支払期間が 10 年以上であること

第１条　備考

(備-1)　無配当個人年金保険契約を含みます。

(備-2)　個人年金保険契約(備-1)に付加されている特約の保険料は「個人年金保険料」に該当しません。

第２条　税制適格のための特別取扱

この特約が付加されている主契約については、主約款の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

(1)　主約款の規定により、年金開始日前に割り当てられた契約者配当金は、割当を行なった次の事業年度における契約応当日から当会社の定めた率の複利による利息をつけて積み立てておき、年金開始日前に主契約が消滅した場合には、保険契約者(備-1)に支払い、年金開始日まで主契約が継続した場合には、年金開始日に、その日までに積み立てた契約者配当金を、主契約と同種類の年金保険契約の一時払保険料に充当する方法によって支払い、主契約の基本年金年額を増額します。ただし、「保障内容移行特約（個人年金保険用）」または「保障内容移行特則（個人年金保険用）」による取扱を選択した場合には、「保障内容移行特約（個人年金保険用）」または「保障内容移行特則（個人年金保険用）」の移行原資(備-2)に含める方法により支払います。

(2)　主約款の規定により、年金開始日以後に割り当てられた契約者配当金は、年金開始の際の年金受取人の選択により、次のいずれかの方法により支払います。ただし、主契約の契約日が昭和 62 年４月１日以前の場合には、(ｱ)の方法を選択することはできません。

(ｱ)　年金買増配当

第２回以後の年金支払期日に一時払年金保険(備-3)を買い増し、契約者配当金をその一時払保険料に充当する方法によって支払います。ただし、保証期間付終身年金または保証期間付夫婦連生終身年金(備-4)について、年金の一時支払が行なわれた場合には、保証期間の残存期間中に支払われるべき契約者配当金は「積立配当」によって積み立てておき、保証期間経過後最初に到来する年金支払期日以後の年金支払期日に、当会社の定める回数に分割して、年金とあわせて、被保険者が生存しているとき(備-5)には年金受取人に支払い、被保険者が死亡したとき(備-6)には、死亡時未支払年金受取人に支払います。

(ｲ)　積立配当

年金開始日以後の毎保険年度の年金支払期日から当会社の定めた率の複利による利息をつけて積み立てておき、主契約が消滅した場合に、被保険者が生存しているとき(備-5)には年金受取人に支払い、被保険者が死亡したとき(備-6)には、死亡時未支払年金受取人に支払います。

(ｳ)　現金配当

年金開始日以後の毎保険年度の年金支払期日に、年金とあわせて年金受取人に支払います。ただし、保証期間付終身年金または保証期間付夫婦連生終身年金(備-4)について、年金の一時支払が行なわれた場合には、保証期間の残存期間中に支払われるべき契約者配当金は「積立配当」によって積み立てておき、保証期間経過後最初に到来する年金支払期日以後の年金支払期日に、当会社の定める回数に分割して、年金とあわせて、被保険者が生存しているとき(備-5)には年金受取人に支払い、被保険者が死亡したとき(備-6)には、死亡時未支払年金受取人に支払います。

(3)　「契約者配当金特殊支払特則（個人年金保険用）」による買増契約の満期保険金は、年金開始日に主契約と同種類の年金保険契約の一時払保険料に充当する方法によって支払い、主契約の基本年金年額を増額します。ただし、「保障内容移行特約（個人年金保険用）」または「保障内容移行特則（個人年金保険用）」による取扱を選択した場合には、「保障内容移行特約（個人年金保険用）」または「保障内容移行特則（個人年金保険用）」の移行原資(備-2)に含める方法により支払います。

(4)　当会社が支払うこととなる次の金額があるときは、これを支払うこととなる日から当会社の定めた率の複利による利息をつけて積み立てておき、年金開始日前に主契約が消滅した場合には、保険契約者(備-1)に支払い、年金開始日まで主契約が継続した場合には、年金開始日に、その日までに積み立てた金額を、主契約と同種類の年金保険契約の一時払保険料に充当する方法によって支払い、主契約の基本年金年額を増額します。ただし、「保障内容移行特約（個人年金保険用）」または「保障内容移行特則（個人年金保険用）」による取扱を選択した場合には、「保障内容移行特約（個人年金保険用）」または「保障内容移行特則（個人年金保険用）」の移行原資(備-2)に含める方法により支払います。

(ｱ)　主契約の内容の変更が行なわれた場合に支払うこととなる金額

(ｲ)　付加されている特約が解約された場合に支払うこととなる金額

(ｳ)　前納期間が満了した場合に支払うこととなる保険料前納金の残額

(5)　年金開始日の前日までに、主約款に定める自動貸付金または現金貸付金の元利合計額のうち返済されなかった金額がある場合には、保険契約者の申出により、次のいずれかの方法で自動貸付金または現金貸付金の返済を取り扱います。ただし、自動貸付金および現金貸付金の元利合計額が、年金の一時支払金額(備-7)の９割をこえることとなったときには、主契約は年金開始日の前日に解約されたものとして取り扱います。

(ｱ)　自動貸付金および現金貸付金の元利合計額を当会社が支払うこととなる年金の全部または一部から差し引く方法。この場合の返済金額は、当会社の定める範囲内で保険契約者の申出により定めます。

(ｲ)　年金の一時支払を請求し、自動貸付金および現金貸付金の元利合計額を当会社が支払うこととなる金額から差し引く方法

(6)　主契約の内容の変更(備-8)については、次のとおり取り扱います。

(ｱ)　第１条（特約の付加）(2)から(4)に定めるこの特約の締結時の条件に反することとなる主契約の内容の変更(備-8)は取り扱いません。

(ｲ)　契約日から 10 年間は、払済年金保険への変更は取り扱いません。

(ｳ)　主契約の内容の変更(備-8)を行なう場合には、支払うこととなる金額または変更に際して充当することとなる金額から自動貸付金または現金貸付金の元利合計額を差し引かないものとし、主契約の内容の変更(備-8)により、自動貸付金および現金貸付金の元利合計額が、保険料払込中の保険契約については解約払戻金の９割、保険料払込済の保険契約については解約払戻金の８割をこえることとなるときには、主契約の内容の変更(備-8)は取り扱いません。

第２条　備考

(備-1)　死亡給付金を支払うときには、その受取人とします。

(備-2)　「移行原資」とは、「保障内容移行特約（個人年金保険用）」または「保障内容移行特則（個人年金保険用）」により選択した各種保障の基準となる金額を計算するための原資となる金額をいいます。

(備-3)　この一時払年金保険を「増加年金契約」といい、主約款の規定により取り扱います。

(備-4)　「保証期間付夫婦連生終身年金」は、「保障内容移行特約（個人年金保険用）」または「保障内容移行特則（個人年金保険用）」の夫婦年金支払の取扱によるものです。

(備-5)　保証期間付夫婦連生終身年金(備-4)の場合には、「被保険者またはその配偶者のいずれかが生存しているとき」とします。

(備-6)　保証期間付夫婦連生終身年金(備-4)の場合には、「被保険者およびその配偶者がともに死亡したとき」とします。

(備-7)　「年金の一時支払金額」とは、確定年金の場合には支払期間中の年金、保証期間付終身年金または保証期間付夫婦連生終

身年金(備-4)の場合には保証期間中の年金の、当会社の定める方法により計算した現価をいいます。

(備-8)　「保障内容移行特約（個人年金保険用）」または「保障内容移行特則（個人年金保険用）」の適用を含みます。

第３条　特約の消滅

①　次の場合には、この特約は消滅します。

(1)　保険契約が消滅したとき

(2)　保険料の払込の免除事由が生じたとき

(3)　保険契約者が変更され、第１条(1)に定めるこの特約の締結時の条件に反することとなったとき

②　第①項(2)または(3)によりこの特約が消滅した場合、第２条(4)の規定により当会社に積み立てられた金額があるときには、保険契約者に支払います。この場合、主約款に定める自動貸付金または現金貸付金があるときには、支払うこととなる金額から自動貸付金および現金貸付金の元利合計額を差し引きます。

第４条　特約の解約

この特約のみの解約は取り扱いません。

第５条　主約款の準用

この特約に特に規定のない事項については、その性質に反しない限り、主約款の規定を準用します。

健康体割引特約

〈目　次〉

用語の定義 …… 239
第１条　特約の付加 …… 239
第２条　主契約の保険料率 …… 239
第３条　喫煙状況等に関する告知義務 …… 239
第４条　特約の保険期間 …… 239
第５条　特約の自動更新 …… 239
第６条　特約の消滅 …… 239
第７条　特約の失効 …… 239
第８条　特約の解約 …… 239
第９条　特約の復活 …… 239
第10条　喫煙状況等に関する告知義務違反による特約の解除等 …… 240
第11条　喫煙状況に関する告知の誤りの処理 …… 240
第12条　年齢の誤りの処理 …… 240
第13条　健康体基準に適合しなかった場合の取扱 …… 240
第14条　告知を省略する場合の特別取扱 …… 240
第15条　主約款の規定の準用 …… 240

用語の定義

この特約で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主契約」とは主たる保険契約をいいます。

(2)　「主約款」とは主契約の普通保険約款をいいます。

第１条　特約の付加

被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合する場合、保険契約者は、主契約の締結の際、更新または他の保険種類への変更の際に、当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

第２条　主契約の保険料率

この特約を付加した主契約の保険料率は、被保険者の喫煙状況により、喫煙者健康体保険料率または非喫煙者健康体保険料率とします。

第３条　喫煙状況等に関する告知義務

当会社が、この特約の付加または復活の際、被保険者の過去１年間の喫煙状況を含む主契約の保険金(備-1)の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者(備-2)は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、保険契約者または被保険者(備-2)はその医師が書面に記入した内容を確認してください。

第３条　備考

(備-1)　「保険金」とは、主約款の規定によって当会社が支払うこととなる保険金または年金をいい、名称を問いません。

(備-2)　保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

第４条　特約の保険期間

この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

第５条　特約の自動更新

①　この特約の更新は取り扱いません。

②　第①項の規定にかかわらず、主契約が更新される場合で、更新後の主契約の保険期間満了の日が、この特約の付加の日から10年以内であるときに限り、当会社は、この特約を主契約と同時に自動的に更新して継続させます。この場合、この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。

③　当会社は、特約条項および主契約の保険料率（第２条）を変更した場合には、次の(1)および(2)に規定するとおり取り扱います。

(1)　変更後に更新された主契約については、変更後の保険料率を適用します。

(2)　変更後に更新された特約については、変更後の特約条項を適用します。

④　特約を更新した場合には、保険契約者に特約を更新したことを通知します。

⑤　第②項の規定にかかわらず、主契約が無配当逓減定期保険の場合で、この特約および健康体割引特約（定期特約用）により保険料の割引が行なわれている主契約および特約の更新後の保険金額または基準年金年額(備-1)の合計額が、当会社の定めた金額に満たないときには、この特約の更新は取り扱いません。

第５条　備考

(備-1)　基本保険金額および基準年金年額は当会社の定める方法により換算した金額とします。

第６条　特約の消滅

①　次のどれかに該当した場合には、この特約は、それぞれの時に消滅します。

(1)　主契約が消滅した場合には、主契約が消滅した時

(2)　主契約が払済保険(備-1)に変更された場合には、主契約が変更された時

(3)　この特約および健康体割引特約（定期特約用）により保険料の割引が行なわれている主契約および特約の保険金額または基準年金年額(備-2)の合計額が、解約または減額により当会社の定めた金額に満たなくなるときには、その解約または減額の時

(4)　主契約が５年ごと利差配当付年金払定期保険の場合で、死亡年金または高度障害年金の支払事由が発生した時

(5)　主契約に保障内容移行特約（５年ごと利差配当付定期保険用）を付加した場合で、定期死亡保障を選択しなかったときには、移行後の保障を開始する時

(6)　主契約に契約変換に関する特約が付加されている場合で、次の(ｲ)から(ｳ)のどれかに該当したため、契約変換に関する特約の特約条項の規定により保険契約の一部が消滅し、または無効となったことで、主契約の保険金額が当会社の定めた金額に満たなくなったときには、その満たなくなった時

(ｱ)　被保険者が、変換基準日前に発生した傷害または発病した疾病によって、主約款に定める高度障害状態に該当した場合

(ｲ)　保険契約者または被保険者(備-3)が、変換後契約の締結の際に、当会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合で、主約款の告知義務違反に係る規定が適用され変換後契約の一部が解除されたとき

(ｳ)　変換後契約の保険金額等が変換基準日の前日末における変換前契約の保険金額等を超えることとなった場合で、変換後契約のうちその超えることとなった部分が無効となったとき

②　第①項(3)の規定によりこの特約が消滅する場合には、当会社の定めた方法によって計算した金額を次のとおり精算します。

(1)　払い戻す金額がある場合には、保険契約者に払い戻します。

(2)　当会社への払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに払い込むことを要します。

③　第②項の規定にかかわらず、主契約が無配当歳満期定期保険（利率変動型）であって、第①項(3)の規定によりこの特約が消滅する場合には、次のとおり取扱います。

(1)　当会社の定めた方法によって計算した金額を次のとおり精算します。

(ｱ)　払い戻す金額がある場合には、保険契約者に払い戻します。

(ｲ)　当会社への払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに払い込むことを要します。

(2)　当会社の定めた方法によって変動保険金額をあらためます。

第６条　備考

(備-1)　払済定期保険その他の保険料払込済の保険への変更をいいます。

(備-2)　基本保険金額および基準年金年額は当会社の定める方法により換算した金額とします。

(備-3)　保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

第７条　特約の失効

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

第８条　特約の解約

この特約の解約は取り扱いません。

第９条　特約の復活

①　被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合する場合、保険契約者は、主契約の復活の際に、この特約の復活を請求することができます。

②　当会社がこの特約の復活を承諾した場合には、次の(1)および(2)に規定するとおり取り扱います。

(1)　復活後の主契約の保険料率（第２条）は、失効前の主契約の保険料率と同一とします。ただし、当会社は、この特約の復活の際の

被保険者の喫煙状況により、復活後の主契約に適用する保険料率を非喫煙者健康体保険料率から喫煙者健康体保険料率に変更することがあります。

(2) (1)によって主契約の保険料率を変更した場合には、当会社の定めた方法によって計算した金額を次のとおり精算します。

(ｱ) 払い戻す金額がある場合には、保険契約者に払い戻します。ただし、主契約が無配当定期保険（無解約払戻金型）、無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）または無配当逓減定期保険（保険料逓減・無解約払戻金型）の場合には、払い戻す金額はありません。また、主契約が無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）の場合で、解約払戻金抑制割合が１００％のときには、払い戻す金額はありません。

(ｲ) 当会社への払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに払い込むことを要します。

③ 被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しないため当会社がこの特約の復活を承諾しない場合で、主約款の規定によって保険契約が復活するときには、当会社の定めた方法によって計算した金額を次のとおり精算します。

(1) 払い戻す金額がある場合には、保険契約者に払い戻します。ただし、主契約が無配当定期保険（無解約払戻金型）、無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）または無配当逓減定期保険（保険料逓減・無解約払戻金型）の場合には、払い戻す金額はありません。また、主契約が無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）の場合で、解約払戻金抑制割合が１００％のときには、払い戻す金額はありません。

(2) 当会社への払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに払い込むことを要します。

第 10 条　喫煙状況等に関する告知義務違反による特約の解除等

① 保険契約者または被保険者(備-1)が、この特約の付加または復活の際に、当会社が告知を求めた事項（第３条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向ってこの特約を解除することができます。

② 当会社は、主契約の保険金もしくは年金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した後でも、第①項の規定によってこの特約を解除することができます。

③ 第②項の場合でも、主契約の保険金もしくは年金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または受取人が証明した場合には、当会社は、この特約の解除を行ないません。

④ この第 10 条によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または受取人に解除の通知をします。

⑤ この第 10 条によってこの特約を解除した場合は、当会社の定めた方法によって、主契約の保険金額または基準年金年額を削減します。

⑥ この第 10 条によるこの特約の解除をできない場合については、主約款の「保険契約を解除できない場合」の規定を準用します。

第 10 条　備考

(備-1) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

第 11 条　喫煙状況に関する告知の誤りの処理

この特約の付加または復活の際に、当会社が告知（第３条）を求めた被保険者の過去１年間の喫煙状況について、告知の誤りがあった場合には、次の(1)および(2)に規定するとおり取り扱います。ただし、主契約が無配当歳満期定期保険（利率変動型）の場合、当会社の定めた方法によって、主契約の基本保険金額および変動保険金額を削減する方法により取り扱います。

(1) 主契約の保険金もしくは年金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生前に、告知の誤りが判明した場合には、当会社の定めた方法によって処理します。

(2) 主契約の保険金もしくは年金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生以後に、告知の誤りが判明した場合には、当会社の定めた方法によって、主契約の保険金額または基準年金年額を削減します。

第 12 条　年齢の誤りの処理

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合で、実際の年齢では被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しないときには、当会社は、この特約を取り消すことができるものとし、当会社の定めた方法によって主契約の保険料をあらため、その過不足金額を精算します。

第 13 条　健康体基準に適合しなかった場合の取扱

第２条「主契約の保険料率」に規定する保険料率により計算した第１回保険料に相当する金額が払い込まれた後に、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しないため、当会社がこの特約を付加しない保険契約の申込を承諾した場合には、次のとおり取り扱います。

(1) 主約款の給付責任開始の日に関する規定において、「第２条「主契約の保険料率」に規定する保険料率により計算した第１回保険料に相当する金額」を「第１回保険料に相当する金額」とみなして取り扱います。

(2) 保険契約者は、当会社への払込を要する金額を払い込むことを要します。

第 14 条　告知を省略する場合の特別取扱

① 当会社は、第２条「主契約の保険料率」および第３条「喫煙状況等に関する告知義務」の規定にかかわらず、この特約が付加された保険契約を新たな保険契約に転換する際に、契約転換に関する特約の規定により、被保険者についての告知を省略して新たな保険契約の締結を承諾する場合には、当会社の定める取扱基準により、被保険者についての告知を省略してこの特約の付加を承諾することがあります。

② 第①項の規定により、被保険者についての告知を省略した場合、次のとおり取り扱います。

(1) 主契約の保険料率は、被保険者の喫煙状況にかかわらず、旧契約における主契約の保険料率と同一とします。

(2) 旧契約が定期保険、５年ごと利差配当付定期保険または無配当定期保険で、かつ新契約が無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）のときには、第５条「特約の自動更新」において、「旧契約におけるこの特約の付加の日以後最初に到来する新たな保険契約の契約日の年単位の応当日(備-1)」を「この特約の付加の日」とみなして取り扱います。

(3) 第10条「喫煙状況等に関する告知義務違反による特約の解除等」および第 11 条「喫煙状況に関する告知の誤りの処理」において、旧契約における告知をこの特約の付加の際の告知とみなして取り扱います。

第 14 条　備考

(備-1) 新たな保険契約の契約日または契約日前の日となる場合を含みます。

第 15 条　主約款の規定の準用

この特約に特に規定のない事項については、その性質に反しない限り、主約款の規定を準用します。

リビング・ニーズ特約

〈目　次〉

この特約の内容……241
第１条　特約保険金の支払……241
第２条　支払請求、支払時期および支払場所……241
第３条　特約の付加……242
第４条　特約の給付責任の開始……242
第５条　特約の保険料の払込……242
第６条　特約の消滅……242
第７条　特約の告知義務……242
第８条　詐欺によるこの特約の取消または不法取得目的によるこの特約の無効……242
第９条　告知義務違反による特約の解除および特約保険金の不支払等……242
第10条　特約を解除できない場合……242
第11条　重大事由による特約の解除および特約保険金の不支払等……243
第12条　特約の失効……243
第13条　特約の解約……243
第14条　特約の払戻金……243
第15条　特約の復活……243
第16条　契約者配当金の特別取扱……243
第17条　特約の復旧……243
第18条　管轄裁判所……243
第19条　特約保険金の指定代理請求人による特約保険金の請求……243
第20条　主契約に、配当契約または契約者配当金特殊支払特則による一時払特殊養老保険が付加されている場合の取扱……243
第21条　主契約に、定期特約、一時払定期特約、一時払養老特約、一時払終身特約または重大疾病保障定期特約が付加されている場合の取扱……243
第22条　主契約に、家族特約が付加されている場合の取扱……244
第23条　主契約に、災害割増特約、傷害特約または入院特約等が付加されている場合の取扱……244
第24条　定期保険契約に付加する場合の取扱……244
第25条　終身保険契約または生存給付金付終身保険契約に付加する場合の取扱……245
第26条　主約款の規定の準用……245
別表　請求書類等……245

この特約の内容

この特約は、主たる保険契約の被保険者を被保険者とし、保険契約の死亡保険金の全部または一部について、被保険者の余命が６カ月以内と判断される場合に、保険金を支払う取扱について規定したものです。

第１条（特約保険金の支払）

①　当会社は、被保険者の余命が６カ月以内と判断される場合には、特約保険金を特約保険金の受取人に支払います。ただし、請求に必要な書類（別表）が当会社に到着しない限り、当会社は特約保険金を支払いません。また、特約保険金の請求に必要な書類が当会社に到着した日（以下、「支払請求日」といいます。）が、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の保険期間満了の日前１年以内である場合にも、当会社は特約保険金を支払いません。

②　特約保険金額は、主契約の死亡保険金額の当会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定するものとします。

③　特約保険金を支払う場合には、前項の規定により特約保険金の受取人が指定した特約保険金額から、当会社の定めた方法により計算した支払請求日から６カ月間の特約保険金額に対応する利息および保険料を差し引くものとします。

④　前項の規定にかかわらず、主契約に、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または「契約条件に関する特約」に規定する「死亡保険金額の削減」の条件が付加されている場合で、支払請求日が削減期間中であるときには、次の(1)により計算した金額から(2)により計算した金額を差し引いた金額を支払います。

(1)　第②項の規定により特約保険金の受取人が指定した特約保険金額から、当会社の定めた方法により計算した支払請求日から６カ月間の特約保険金額に対応する利息を差し引いた金額に、支払請求日における主約款または「契約条件に関する特約」に規定する所定の削減の割合を乗じた金額

(2)　当会社の定めた方法により計算した支払請求日から６カ月間の特約保険金額に対応する保険料

⑤　特約保険金の受取人は、被保険者とし、被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者（以下、「契約者」といいます。）および主契約の死亡保険金受取人が同一法人である場合には、次の(1)から(4)に定めるとおりとします。

(1)　契約者は、この特約の付加の申込の際に、被保険者の同意を得たうえで、被保険者の代わりに、主契約の死亡保険金受取人を特約保険金の受取人として指定することができます。

(2)　特約保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、当会社に対する通知により、特約保険金の受取人を変更することができます。ただし、変更後の特約保険金の受取人が被保険者となる場合には、被保険者の同意を要しません。なお、変更後の特約保険金の受取人は主契約の死亡保険金受取人または被保険者のいずれかとします。

(3)　前号の規定により、特約保険金の受取人を変更する場合、当会社は、契約者に手続書類（別表）の提出を求めます。

(4)　(1)の通知が当会社に到達する前に変更前の特約保険金の受取人に特約保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約保険金の受取人から特約保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

⑥　主契約の死亡保険金額の全部が特約保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、支払請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、それぞれの特約の特約条項の規定にかかわらず、当会社は、特約の払戻金を支払いません。

⑦　主契約の死亡保険金額の一部が特約保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、特約保険金額分だけ支払請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主約款（約款細則を含みます。以下、同様とします。）の規定にかかわらず、当会社は、払戻金を支払いません。

⑧　特約保険金を支払った場合には、その後に主契約の保険金の支払の請求を受けても、特約保険金額分については、当会社は、主契約の保険金を支払いません。

⑨　主契約の保険金を支払った場合には、その後に特約保険金の支払の請求を受けても、当会社は、特約保険金を支払いません。

⑩　特約保険金の支払の請求を受けた場合でも、特約保険金を支払う前に主契約の保険金の支払の請求を受けたときには、特約保険金の支払の請求がなかったものとして取り扱い、当会社は、特約保険金を支払いません。

⑪　主約款に規定する保険料の自動貸付金、契約者に対する現金貸付金その他保険契約が消滅した場合に当会社に返済することとなる金額があった場合または「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料があった場合には、その元利合計額または未払込の保険料を支払うこととなった金額から差し引きます。

⑫　被保険者が、次の(1)または(2)によって第①項に該当した場合には、当会社は、特約保険金を支払いません。

(1)　契約者、被保険者、特約保険金の受取人または特約保険金の指定代理請求人（第19条）の故意

(2)　戦争その他の変乱

第２条（支払請求、支払時期および支払場所）

①　特約保険金の受取人は、特約保険金の支払の請求（第１条「特約保険金の支払」第②項に規定する特約保険金額の指定を含みます。）を行なう場合には、請求に必要な書類（別表）を当会社に提出してください。

②　特約保険金（特約保険金とともに支払われることとなる金額を含みます。）は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)または(2)に定める日数以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。

(1)　主契約の「契約日」または「更新日」が、平成18年５月２日以後の場合
　５営業日

(2)　主契約の「契約日」および「更新日」が、平成18年５月１日以前の場合
　５日

③　特約保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、主契約の締結時から特約保険金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認（当会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、特約保険金（特約保険金とともに支払われることとなる金額を含みます。）を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。また、当会社は、特約保険金の請求者にその旨を通知します。

(1)　特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　特約保険金の支払事由に該当する事実の有無

(2)　前条第⑫項に該当する可能性がある場合
　特約保険金の支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この特約条項に定める重大事由（第 11 条）、詐欺または不法取得目的（第 8 条）に該当する可能性がある場合
(2)もしくは(3)に定める事項、第 11 条「重大事由による特約の解除および特約保険金の不支払等」第①項(3)(ｲ)から(ﾎ)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは特約保険金の受取人の主契約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する主契約の締結時から特約保険金請求時までにおける事項

④ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第②項および前項の規定にかかわらず、特約保険金（特約保険金とともに支払われることとなる金額を含みます。）を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の各号に定める日数（複数に該当する場合でも 180 日とします。）を経過する日とします。この場合、当会社は、特約保険金の請求者にその旨を通知します。
(1) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180 日
(2) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180 日
(3) 前項各号に定める事項に関し、契約者、被保険者、特約保険金の受取人または特約保険金の指定代理請求人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180 日
(4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査
180 日

⑤ 第③項または前項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者、特約保険金の受取人または特約保険金の指定代理請求人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。

第 3 条（特約の付加）

① 契約者は、主契約の締結の際または締結の後に、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

② 主契約の締結の後に、この特約を付加した場合には、保険証券を交付する代わりに、契約者にその旨を記載した書面を交付します。

第 4 条（特約の給付責任の開始）

① この特約を付加した場合に、当会社が、特約保険金の支払を行なう責任を開始する日（以下、「給付責任開始日」といいます。）は、次のとおりとします。
(1) 主契約の締結の際に、特約を付加した場合には、
「主契約の給付責任開始日と同日」
(2) 主契約の締結の後に、特約を付加した場合には、
「当会社が、この特約の付加を承諾した日」

② この特約の復活または復旧の場合の給付責任開始日は、「主契約の給付責任開始日と同日」とします。

③ 第①項および前項に規定する給付責任開始日の取扱については、次のとおりとします。
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加した場合には「主契約の契約日と同日」を、主契約の締結の後にこの特約を付加した場合には「特約の給付責任開始日」をこの特約の「付加日」とします。
(2) この特約の復活の場合の「給付責任開始日」をこの特約の「復活日」とします。
(3) この特約の復旧の場合の「給付責任開始日」をこの特約の「復旧日」とします。

第 5 条（特約の保険料の払込）

この特約は、保険料の払込を要しません。

第 6 条（特約の消滅）

次のどれかに該当した場合には、特約は、それぞれの時に消滅します。
(1) 特約保険金が支払われた場合には、特約保険金が支払われた時
(2) 主契約が消滅した場合には、主契約が消滅した時
(3) 主契約が払済定期保険に変更された場合には、主契約が変更された時

第 7 条（特約の告知義務）

当会社が、この特約の付加、復活または復旧（第 3・15・17 条）の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者（契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。以下、本条において同様とします。）は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、契約者または被保険者はその医師が書面に記入した内容を確認してください。

第 8 条（詐欺によるこの特約の取消または不法取得目的によるこの特約の無効）

① 契約者、被保険者または特約保険金の受取人の詐欺によって、この特約の付加、復活または復旧（第 3・15・17 条）が行なわれた場合には、当会社はこの特約を取り消すことができます。

② 前項のこの特約の取消は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、特約保険金の受取人または特約保険金の指定代理請求人に取消の通知をします。

③ 契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に特約保険金を不法に取得させる目的をもって、この特約の付加、復活または復旧が行なわれた場合には、この特約は無効とします。

④ 第①項から前項によって当会社がこの特約を取り消した場合またはこの特約が無効となった場合で、すでにこの特約条項の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を返還することを要します。

第 9 条（告知義務違反による特約の解除および特約保険金の不支払等）

① 契約者または被保険者（契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。）が、この特約の付加、復活または復旧（第 3・15・17 条）の際に、当会社が告知を求めた事項（第 7 条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向ってこの特約を解除することができます。

② 当会社は、特約保険金の支払事由（第 1 条）が発生した後でも、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、当会社は、特約保険金を支払いません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額（この特約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額）を返還することを要します。

③ 前項の場合でも、特約保険金の支払事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、被保険者または特約保険金の受取人が証明した場合には、その支払を行ないます。

④ 本条のこの特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、特約保険金の受取人または特約保険金の指定代理請求人に解除の通知をします。

第 10 条（特約を解除できない場合）

① 当会社は、次の(1)から(5)のどれかに該当した場合には、前条に規定するこの特約の解除を行なうことはできません。
(1) 当会社が、この特約の付加、復活または復旧（第 3・15・17 条）の際に、解除の原因となる事実を知っていた場合または過失によって知らなかった場合
(2) 保険媒介者（当会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下、同様とします。）が、契約者または被保険者が第 7 条の告知をすることを妨げた場合
(3) 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第 7 条の告知をしないことを勧めた場合、または不実の告知をすることを勧めた場合
(4) 当会社が解除の原因を知った日からその日を含めて 1 カ月を経過した場合
(5) この特約が、この特約の給付責任開始日（第 4 条）からその日を含めて 2 年をこえて有効に継続した場合。ただし、この特約の給付責任開始日からその日を含めて 2 年以内に、解除の原因となる事実により、特約保険金の支払事由（第 1 条）が発生したときには、この特約が、この特約の給付責任開始日からその日を含めて 2 年をこえて有効に継続した後でも、前条に規定するこの特約の解除をすることができます。

② 前項(2)および(3)の規定は、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当会社が告知を求めた事項（第 7 条）について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第 11 条（重大事由による特約の解除および特約保険金の不支払等）

① 当会社は、次の(1)から(4)のどれかに該当する事由が発生した場合には、この特約を将来に向って解除することができます。

(1) 契約者、被保険者または特約保険金の受取人がこの特約の特約保険金を詐取する目的でまたは他人にこの特約の特約保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) この特約の特約保険金の支払請求に関し、この特約の特約保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、次の(ｲ)から(ﾎ)のどれかに該当する場合

(ｲ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

(ﾛ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ﾊ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(ﾆ) 契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(ﾎ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(4) 当会社の契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする(1)から(3)と同等の重大な事由がある場合（例えば、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除される場合、または契約者、被保険者もしくは特約保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合などが該当することがあります。）

② 当会社は、特約保険金の支払事由が発生した後でも、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、当会社は、前項に定める事由が生じた時以後に特約保険金の支払事由が発生した場合、その支払事由による特約保険金の支払を行ないません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額（この特約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。）を返還することを要します。

③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、特約保険金の受取人または特約保険金の指定代理請求人に解除の通知をします。

第 12 条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

第 13 条（特約の解約）

契約者は、いつでも、将来に向ってこの特約を解約することができます。

第 14 条（特約の払戻金）

この特約については、払戻金はありません。

第 15 条（特約の復活）

主契約が復活した場合には、契約者から特に申出がない限り、この特約も同時に復活します。

第 16 条（契約者配当金の特別取扱）

① 当会社は、特約保険金が支払われる場合には、主約款の「死亡保険金の支払事由の発生によって保険契約が消滅する場合の契約者配当金の割当および支払」の規定を準用して、特約保険金額分に対して、契約者配当金の割当および支払を行ないます。

② 前項の場合のほか、主契約が契約日から所定の年数を経過した後に第 1 条「特約保険金の支払」第⑥項の規定により消滅する場合にも、主約款の「保険契約が契約日から所定の年数を経過した後に消滅する場合の契約者配当金の割当および支払」の規定を準用して、契約者配当金の割当および支払を行なうことがあります。

③ 第①項および前項に規定する契約者配当金の受取人は、特約保険金の受取人とします。

第 17 条（特約の復旧）

主契約が復旧した場合には、契約者から特に申出がない限り、この特約も同時に復旧します。

第 18 条（管轄裁判所）

この特約に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第 19 条（特約保険金の指定代理請求人による特約保険金の請求）

① 特約保険金の受取人が被保険者の場合で、特約保険金の受取人に次の(1)から(3)のどれかに該当する事情があり、かつその事情によって自ら特約保険金を請求することができないと当会社が認めたときには、第③項の規定により、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定しまたは変更した特約保険金の指定代理請求人が、その事情を示す書類その他の書類を提出して、特約保険金の受取人の代理人として特約保険金を請求することができます。ただし、特約保険金の指定代理請求人が特約保険金の請求を行なう場合、その請求時において、被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている、被保険者の戸籍上の配偶者または 3 親等以内の親族であることを要します。

(1) 特約保険金の請求を行なう意思表示が困難であること

(2) 余命 6 ヵ月以内であることの告知を受けていないこと

(3) その他(1)または(2)に準じる状態であること

② 前項の規定によって特約保険金を特約保険金の受取人の代理人に支払った場合には、その後に重複して特約保険金の支払の請求を受けても、当会社は、特約保険金を支払いません。

③ 契約者は、被保険者の同意を得て、特約保険金の指定代理請求人を指定しまたは変更することができます。この場合、契約者は必要書類（別表）を当会社に提出してください。

④ 前項の指定または変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、当会社に対抗することはできません。

第 20 条（主契約に、配当契約または契約者配当金特殊支払特則による一時払特殊養老保険が付加されている場合の取扱）

① 主契約に、配当契約または契約者配当金特殊支払特則による一時払特殊養老保険が付加されている場合には、第②項および第③項に規定するとおり取り扱います。

② 第 1 条「特約保険金の支払」第⑥項の規定により主契約が消滅する場合には、次のとおり取り扱います。

(1) 配当契約については、死亡保険金額から、当会社の定めた方法により計算した支払請求日から 6 カ月間の死亡保険金額に対応する利息を差し引いた金額を特約保険金の受取人に支払います。この場合、配当契約は消滅します。

(2) 契約者配当金特殊支払特則による一時払特殊養老保険については、死亡保険金額と同額を特約保険金の受取人に支払います。この場合、契約者配当金特殊支払特則による一時払特殊養老保険は消滅します。

③ 主約款の規定にかかわらず、第 1 条「特約保険金の支払」第⑦項の規定により主契約の保険金額が減額された場合でも、配当契約は減額しないものとします。

第 21 条（主契約に、定期特約、一時払定期特約、一時払養老特約、一時払終身特約または重大疾病保障定期特約が付加されている場合の取扱）

① 主契約に、定期特約、一時払定期特約、一時払養老特約または一時払終身特約が付加されている場合には、第②項、第③項および第⑤項に規定するとおり、また、主契約に重大疾病保障定期特約が付加されている場合には、第②項から第⑤項に規定するとおり取り扱います。ただし、定期特約、一時払定期特約、一時払養老特約および重大疾病保障定期特約について、特約の保険期間満了の日（定期特約、一時払定期特約および重大疾病保障定期特約については、その日の翌日を更新日として、その特約が更新できる場合を除きます。）前 1 年以内の場合には、本条の規定を適用しません。

② 第 1 条「特約保険金の支払」の規定について次のとおりとします

(1) 第②項を次のとおり読み替えます。

> ② 特約保険金額は、主契約の死亡保険金額と定期特約、一時払定期特約、一時払養老特約、一時払終身特約および重大疾病保障定期特約の特約死亡保険金額との合計額の当会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定するものとします。この場合、特約保険金額は、支払請求日における主契約の死亡保険金額ならびに定期特約、一時払定期特約、一時払養老特約、一時払終身特約および重大疾病保障定期特約の特約死亡保険金額の割合に応じて、主契約の死亡保険金額ならびに定期特約、一時払定期特約、一時払養老特約、一時払終身特約および重大疾病保障定期特約の特約死亡保険金額から指定されたものとします。

(2) 第④項を次のとおり読み替えます。

> ④ 前項の規定にかかわらず、主契約（定期特約を含みます。以下、本項において同様とします。）に主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といい、定期特約条項を含みます。以下、本項において同様とします。）または「契約条件に関する特約」に規定する「死亡保険金額の削減」の条件が付加されている場合で、支払請求日

が削減期間中であるときには、主契約の死亡保険金額から指定された特約保険金については、次の(1)により計算した金額から(2)により計算した金額を差し引いた金額を支払います。

(1) 第②項の規定により特約保険金の受取人が主契約の死亡保険金額から指定した特約保険金額から、当会社の定めた方法により計算した支払請求日から6カ月間の主契約の死亡保険金額から指定された特約保険金額に対応する利息を差し引いた金額に、支払請求日における主約款または「契約条件に関する特約」に規定する所定の削減の割合を乗じた金額

(2) 当会社の定めた方法により計算した、支払請求日から6カ月間の主契約の死亡保険金額から指定された特約保険金額に対応する保険料

(3) 第⑥項から第⑧項を次のとおり読み替えます。

⑥ 主契約の死亡保険金額ならびに定期特約、一時払定期特約、一時払養老特約、一時払終身特約および重大疾病保障定期特約の特約死亡保険金額の全部が特約保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約、定期特約、一時払定期特約、一時払養老特約、一時払終身特約および重大疾病保障定期特約は、支払請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約が消滅するときには、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、それぞれの特約の特約条項の規定にかかわらず、当会社は、特約の払戻金を支払いません。

⑦ 主契約の死亡保険金額ならびに定期特約、一時払定期特約、一時払養老特約、一時払終身特約および重大疾病保障定期特約の特約死亡保険金額の一部が特約保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約、定期特約、一時払定期特約、一時払養老特約、一時払終身特約および重大疾病保障定期特約は、特約保険金額分だけ支払請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主約款（約款細則を含みます。以下、同様とします。）ならびに定期特約、一時払定期特約、一時払養老特約、一時払終身特約および重大疾病保障定期特約の特約条項の規定にかかわらず、当会社は、払戻金を支払いません。

⑧ 特約保険金を支払った場合には、その後に主契約、定期特約、一時払定期特約、一時払養老特約、一時払終身特約および重大疾病保障定期特約の保険金の支払の請求を受けても、特約保険金額分については、当会社は、主契約、定期特約、一時払定期特約、一時払養老特約、一時払終身特約および重大疾病保障定期特約の保険金を支払いません。

(4) 第⑨項および第⑩項の中で「主契約の保険金」を「主契約、定期特約、一時払定期特約、一時払養老特約、一時払終身特約または重大疾病保障定期特約の保険金」と読み替えます。

③ 第16条「契約者配当金の特別取扱」第②項の中で「主契約が契約日から」を「主契約（定期特約、一時払定期特約、一時払養老特約、一時払終身特約および重大疾病保障定期特約を含みます。）が契約日（定期特約、一時払定期特約、一時払養老特約、一時払終身特約および重大疾病保障定期特約については、特約の付加日とします。）から」と読み替えます。

④ 第19条「特約保険金の指定代理請求人による特約保険金の請求」第③項の規定にかかわらず、特約保険金の指定代理請求人は主契約に付加された重大疾病保障定期特約の特約重大疾病保険金の指定代理請求人と同一人とします。

⑤ 「給付特約付加に関する特則」の規定にかかわらず、第1条「特約保険金の支払」第⑦項の規定により主契約の保険金額が減額された場合で、定期特約の特約死亡保険金額または一時払定期特約の特約保険金額が当会社の定めた限度をこえることとなるときでも、定期特約の特約死亡保険金額および一時払定期特約の特約保険金額は減額しないものとします。

第22条（主契約に、家族特約が付加されている場合の取扱）

① 主契約に、家族特約が付加されている場合には、第②項および第③項に規定するとおり取り扱います。

② 家族特約の保険期間中に、第1条「特約保険金の支払」第⑥項の規定により主契約が消滅したときには、その規定にかかわらず家族特約は消滅しないものとします。この場合には、家族特約の特約条項の「主契約が被保険者の死亡・高度障害によって消滅した場合の特別取扱」の規定を準用します。

③ 「給付特約付加に関する特則」の規定にかかわらず、第1条「特約保険金の支払」第⑦項の規定により主契約の保険金額が減額された場合（主契約に定期特約、一時払定期特約、一時払養老特約、一時払終身特約または重大疾病保障定期特約が付加されている場合には、その特約が減額されたときを含みます。）で、家族特約の特約死亡保険金額が当会社の定めた限度をこえることとなるときでも、家族特約の特約死亡保険金額は減額しないものとします。

第23条（主契約に、災害割増特約、傷害特約または入院特約等が付加されている場合の取扱）

① 主契約に、災害割増特約、傷害特約、入院特約、長期疾病入院特約、成人病入院特約、長期成人病入院特約、女性疾病入院特約、長期女性疾病入院特約、通院特約、短期入院特約、新長期入院特約、短期成人病入院特約、新長期成人病入院特約、短期女性疾病入院特約、新長期女性疾病入院特約、無配当災害割増特約、無配当傷害特約、無配当新災害入院特約、無配当短期災害入院特約、無配当新入院特約、無配当短期入院特約、無配当新生活習慣病入院特約、無配当短期生活習慣病入院特約、無配当新女性疾病入院特約、無配当短期女性疾病入院特約、無配当新がん入院特約、無配当短期がん入院特約、無配当通院特約、無配当総合医療特約または無配当入院初期割増給付特約が付加されている場合には、第②項および第③項に規定するとおり取り扱います。

② 入院特約、長期疾病入院特約、成人病入院特約、長期成人病入院特約、女性疾病入院特約、長期女性疾病入院特約、通院特約、短期入院特約、新長期入院特約、短期成人病入院特約、新長期成人病入院特約、短期女性疾病入院特約、新長期女性疾病入院特約、無配当新災害入院特約、無配当短期災害入院特約、無配当新入院特約、無配当短期入院特約、無配当新生活習慣病入院特約、無配当短期生活習慣病入院特約、無配当新女性疾病入院特約、無配当短期女性疾病入院特約、無配当新がん入院特約、無配当短期がん入院特約、無配当通院特約、無配当総合医療特約または無配当入院初期割増給付特約に規定する入院中または通院期間中に、第1条「特約保険金の支払」第⑥項の規定によりこれらの特約が消滅した場合でも、これらの特約の給付金の支払については、その消滅した日から継続している入院またはその消滅した日から継続している通院期間内の通院の日数は、これらの特約の消滅前の日数として取り扱います。

③ 「給付特約付加に関する特則」の規定にかかわらず、第1条「特約保険金の支払」第⑦項の規定により主契約の保険金額が減額された場合（主契約に定期特約、一時払定期特約、一時払養老特約、一時払終身特約または重大疾病保障定期特約が付加されている場合には、その特約が減額されたときを含みます。）で、「給付特約付加に関する特則」に規定する「特約の給付基準額」が当会社の定めた限度をこえることとなるときでも、「特約の給付基準額」は減額しないものとします。

第24条（定期保険契約に付加する場合の取扱）

① 定期保険にこの特約を付加した場合には、第②項から第⑥項に規定するとおり取り扱います。

② 第1条「特約保険金の支払」第①項の中で「主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の保険期間満了の日前1年以内」を「主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の保険期間満了の日（その日の翌日を更新日として、主契約が更新できる場合を除きます。）前1年以内」と読み替えます。

③ 第6条「特約の消滅」の規定を次のとおり読み替えます。

第6条（特約の消滅）

次のどれかに該当した場合には、特約は、それぞれの時に消滅します。

(1) 特約保険金が支払われた場合には、特約保険金が支払われた時

(2) 主契約が消滅した場合には、主契約が消滅した時

(3) 主契約に保障内容移行特約（定期保険用）を付加した場合または保障内容移行特則（定期保険用）を適用した場合で、終身死亡保障の取扱または定期死亡保障の取扱を選択しなかったときには、移行後の保障が開始した時

④ 第16条「契約者配当金の特別取扱」第①項の規定は適用しません。

⑤ 第20条「主契約に、配当契約または契約者配当金特殊支払特則による一時払特殊養老保険が付加されている場合の取扱」の規定を次のとおり読み替えます。

第20条（主契約に、配当契約が付加されている場合の取扱）

① 主契約に、配当契約が付加されている場合には、第②項および第③項に規定するとおり取り扱います。

② 死亡保険金額の全部を特約保険金額として指定することはできません。

③ 主約款の規定にかかわらず、第1条「特約保険金の支払」第⑦項の規定により主契約の保険金額が減額された場合でも、配当契約は減額しないものとします。

⑥ 主契約に保障内容移行特約（定期保険用）を付加した場合または保障内容移行特則（定期保険用）を適用した場合には、第1条「特約保険金の支払」の規定について次のとおりとします。

(1) 第①項の中で「主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の保険期間満了の日前1年以内」を「定期死亡保障の取扱を行なう部分の保険期間満了の日前1年以内」と読み替えます。

(2) 第②項を次のとおり読み替えます。

② 特約保険金額は、終身死亡保障の取扱を行なう部分の死亡保険金額および定期死亡保障の取扱を行なう部分の死亡保険金額の合計額の当会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定するものとします。この場合、特約保険金額は、支払請求日における終身死亡保障の取扱を行なう部分の死亡保険金額および定期死亡保障の取扱を行なう部分の死亡保険金額の割合に応じて、終身死亡保障の取扱を行なう部分の死亡保険金額および定期死亡保障の取扱を行なう部分の死亡保険金額から指定されたものとします。

(3) 第④項の中で「主契約に」を「主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に」と読み替えます。

(4) 第⑥項から第⑧項を次のとおり読み替えます。

⑥ 終身死亡保障の取扱を行なう部分の死亡保険金額および定期死亡保障の取扱を行なう部分の死亡保険金額の全部が特約保険金額として指定され、特約保険金額が支払われた場合には、終身死亡保障の取扱を行なう部分および定期死亡保障の取扱を行なう部分は、支払請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、移行後の保険契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、それぞれの特約の特約条項にかかわらず、当会社は、特約の払戻金を支払いません。

⑦ 終身死亡保障の取扱を行なう部分の死亡保険金額および定期死亡保障の取扱を行なう部分の死亡保険金額の一部が特約保険金額として指定され、特約保険金額が支払われた場合には、終身死亡保障の取扱を行なう部分および定期死亡保障の取扱を行なう部分は、特約保険金額分だけ支払請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主約款および保障内容移行特約（定期保険用）または保障内容移行特則（定期保険用）の規定にかかわらず、当会社は、払戻金を支払いません。

⑧ 特約保険金を支払った場合には、その後に終身死亡保障の取扱を行なう部分および定期死亡保障の取扱を行なう部分の保険金の請求を受けても、特約保険金額分については、当会社は、終身死亡保障の取扱を行なう部分および定期死亡保障の取扱を行なう部分の保険金を支払いません。

第 25 条（終身保険契約または生存給付金付終身保険契約に付加する場合の取扱）

終身保険または生存給付金付終身保険にこの特約を付加した場合には、第 6 条「特約の消滅」を次のとおり読み替えます。

第 6 条（特約の消滅）

次のどれかに該当した場合には、特約は、それぞれの時に消滅します。

(1) 特約保険金が支払われた場合には、特約保険金が支払われた時

(2) 主契約が消滅した場合には、主契約が消滅した時

(3) 主契約が払済定期保険に変更された場合には、主契約が変更された時

(4) 主契約に保障内容移行特約を付加した場合または保障内容移行特則を適用した場合で、死亡保障の取扱を選択しなかったときには、移行後の保障が開始した時

第 26 条（主約款の規定の準用）

この特約に特に規定のない事項については、その性質に反しない限り、主約款の規定を準用します。

別表　請求書類等

（「別表一覧」をご覧ください）

リビング・ニーズ特約（無配当保険用）

〈目　次〉

この特約の内容……246
第１条　特約保険金の支払……246
第２条　支払請求、支払時期および支払場所……247
第３条　特約の付加……247
第４条　特約の給付責任の開始……247
第５条　特約の保険料の払込……248
第６条　特約の消滅……248
第７条　特約の告知義務……248
第８条　詐欺によるこの特約の取消または不法取得目的によるこの特約の無効……248
第９条　告知義務違反による特約の解除および特約保険金の不支払等……248
第10条　特約を解除できない場合……248
第11条　重大事由による特約の解除および特約保険金の不支払等……248
第12条　特約の失効……248
第13条　特約の解約……248
第14条　特約の払戻金……248
第15条　特約の復活……248
第16条　特約の復旧……249
第17条　管轄裁判所……249
第18条　特約保険金の指定代理請求人による特約保険金の請求……249
第19条　主契約に、無配当重大疾病保障定期特約または無配当重度障害保障定期特約が付加されている場合の取扱……249
第20条　主契約に、無配当年金払定期特約が付加されている場合の取扱……249
第21条　主契約に、災害割増特約（無配当保険用）、傷害特約（無配当保険用）または入院特約（無配当保険用）等が付加されている場合の取扱……249
第22条　無配当歳満期定期保険（生活障害保障型）契約に付加する場合の取扱……250
第23条　主約款の規定の準用……250
別表　請求書類等……250

この特約の内容

この特約は、主たる保険契約の被保険者を被保険者とし、保険契約の死亡保険金の全部または一部について、被保険者の余命が６カ月以内と判断される場合に、保険金を支払う取扱について規定したものです。

第１条（特約保険金の支払）

①　当会社は、被保険者の余命が６カ月以内と判断される場合には、特約保険金を特約保険金の受取人に支払います。ただし、請求に必要な書類（別表）が当会社に到着しない限り、当会社は特約保険金を支払いません。また、特約保険金の請求に必要な書類が当会社に到着した日(以下、「支払請求日」といいます。）が、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の保険期間満了の日（その日の翌日を更新日として、主契約が更新できる場合を除きます。）前１年以内である場合にも、当会社は特約保険金を支払いません。

②　特約保険金額は、主契約の死亡保険金額の当会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定するものとします。

③　特約保険金を支払う場合には、前項の規定により特約保険金の受取人が指定した特約保険金額から、当会社の定める方法によりにより計算した支払請求日から６カ月間の特約保険金額に対応する利息および保険料を差し引くものとします。

④　前項の規定にかかわらず、主契約に、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または「契約条件に関する特約」に規定する「死亡保険金額の削減」の条件が付加されている場合で、支払請求日が削減期間中であるときには、次の(1)により計算した金額から(2)により計算した金額を差し引いた金額を支払います。

(1)　第②項の規定により特約保険金の受取人が指定した特約保険金額から、当会社の定めた方法により計算した支払請求日から６カ月間の特約保険金額に対応する利息を差し引いた金額に、支払請求日における主約款または「契約条件に関する特約」に規定する所定の削減の割合を乗じた金額

(2)　当会社の定めた方法により計算した支払請求日から６カ月間の特約保険金額に対応する保険料

⑤　特約保険金の受取人は、被保険者とし、被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者（以下、「契約者」といいます。）および主契約の死亡保険金受取人が同一法人である場合には、次の(1)から(4)に定めるとおりとします。

(1)　契約者は、この特約の付加の申込の際に、被保険者の同意を得たうえで、被保険者の代わりに、主契約の死亡保険金受取人を特約保険金の受取人として指定することができます。

(2)　特約保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、当会社に対する通知により、特約保険金の受取人を変更することができます。ただし、変更後の特約保険金の受取人が被保険者となる場合には、被保険者の同意を要しません。なお、変更後の特約保険金の受取人は主契約の死亡保険金受取人または被保険者のいずれかとします。

(3)　前号の規定により、特約保険金の受取人を変更する場合、当会社は、契約者に手続書類（別表）の提出を求めます。

(4)　(1)の通知が当会社に到達する前に変更前の特約保険金の受取人に特約保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約保険金の受取人から特約保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

⑥　主契約の死亡保険金額の全部が特約保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、支払請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、それぞれの特約の特約条項の規定にかかわらず、当会社は、特約の払戻金を支払いません。

⑦　主契約の死亡保険金額の一部が特約保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、特約保険金額分だけ支払請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主約款の規定にかかわらず、当会社は、払戻金を支払いません。

⑧　特約保険金を支払った場合には、その後に主契約の保険金の支払の請求を受けても、特約保険金額分については、当会社は、主契約の保険金を支払いません。

⑨　主契約の保険金を支払った場合には、その後に特約保険金の支払の請求を受けても、当会社は、特約保険金を支払いません。

⑩　特約保険金の支払の請求を受けた場合でも、特約保険金を支払う前に主契約の保険金の支払の請求を受けたときには、特約保険金の支払の請求がなかったものとして取り扱い、当会社は、特約保険金を支払いません。

⑪　主約款に規定する契約者に対する現金貸付金その他保険契約が消滅した場合に当会社に返済することとなる金額があった場合または「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料があった場合には、その元利合計額または未払込の保険料を支払うこととなった金額から差し引きます。

⑫　被保険者が、次の(1)または(2)によって第①項に該当した場合には、当会社は、特約保険金を支払いません。

(1)　契約者、被保険者、特約保険金の受取人または特約保険金の指定代理請求人（第18条）の故意

(2)　戦争その他の変乱

⑬　主契約に保障内容移行特約（５年ごと利差配当付定期保険用）を付加した場合には、本条の規定について次の(1)から(4)のとおりとします。

(1)　第①項の中で「主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の保険期間満了の日（その日の翌日を更新日として、主契約が更新できる場合を除きます。）前１年以内」を「定期死亡保障の取扱を行なう部分の保険期間満了の日前１年以内」と読み替えます。

(2)　第②項を次のとおり読み替えます。

> ②　特約保険金額は、終身死亡保障の取扱を行なう部分の死亡保険金額および定期死亡保障の取扱を行なう部分の死亡保険金額の合計額の当会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定するものとします。この場合、特約保険金額は、支払請求日における終身死亡保障の取扱を行なう部分の死亡保険金額および定期死亡保障の取扱を行なう部分の死亡保険金額の割合に応じて、終身死亡保障の取扱を行なう部分の死亡保険金額および定期死亡保障の取扱を行なう部分の死亡保険金額から指定されたものとします。

(3)　第④項の中で「主契約に」を「主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に」と読み替えます。

(4)　第⑥項から第⑧項を次のとおり読み替えます。

> ⑥　終身死亡保障の取扱を行なう部分の死亡保険金額および定期死亡保障の取扱を行なう部分の死亡保険金額の全部が特約保険金額として指定され、特約保険金額が支払われた場合には、終身死亡保障の取扱を行なう部分および定期死亡保障の取扱を行なう部分は、支払請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、移行後の保険契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、それぞれの特約の特約条項にかかわらず、当会社は、特約の払戻金を支払いません。
>
> ⑦　終身死亡保障の取扱を行なう部分の死亡保険金額および定期死亡保障の取扱を行なう部分の死亡保険金額の一部が特約保険金額として指定され、特約保険金額が支払われた場合には、終身死亡保障の取扱を行なう部分および定期死亡保障の取扱を行なう部分は、特約保険金額分だけ支払請求日にさかのぼって減額されたも

のとします。この場合、主約款および保障内容移行特約（5年ごと利差配当付定期保険用）の規定にかかわらず、当会社は、払戻金を支払いません。

⑧　特約保険金を支払った場合には、その後に終身死亡保障の取扱を行なう部分および定期死亡保障の取扱を行なう部分の保険金の請求を受けても、特約保険金額分については、当会社は、終身死亡保障の取扱を行なう部分および定期死亡保障の取扱を行なう部分の保険金を支払いません。

⑭　主契約が無配当歳満期定期保険（利率変動型）の場合には、本条の規定について次の(1)から(5)のとおりとします。

(1)　第②項を次のとおり読み替えます。

②　特約保険金額は、主契約の基本保険金額の当会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定するものとします。ただし、払済定期保険に変更後の契約を除き、主契約の基本保険金額の全部を特約保険金額として指定することはできません。

(2)　第⑥項の中で「主契約の死亡保険金額」を「主契約の基本保険金額」と読み替えます。

(3)　第⑦項を次のとおり読み替えます。

⑦　主契約の保険金額の一部が特約保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の基本保険金額は、特約保険金額分だけ支払請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主約款の規定にかかわらず、当会社は、払戻金を支払いません。また、変動保険金額は基本保険金額の減額された割合にかかわらず、減額されません。

(4)　前項(2)の規定にかかわらず、主契約に保障内容移行特約（5年ごと利差配当付定期保険用）を付加した場合には、第②項を次のとおり読み替えます。

②　特約保険金額は、終身死亡保障の取扱を行なう部分の死亡保険金額および定期死亡保障の取扱を行なう部分の基本保険金額の合計額の当会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定するものとします。（ただし、払済定期保険に変更後の契約を除き、定期死亡保障の基本保険金額の全部を特約保険金額として指定することはできません。）この場合、特約保険金額は、支払請求日における終身死亡保障の取扱を行なう部分の死亡保険金額および定期死亡保障の取扱を行なう部分の基本保険金額の割合に応じて、終身死亡保障の取扱を行なう部分の死亡保険金額および定期死亡保障の取扱を行なう部分の基本保険金額から指定されたものとします。

(5)　前項(4)の規定にかかわらず、主契約に保障内容移行特約（5年ごと利差配当付定期保険用）を付加した場合には、第⑥項から第⑧項を次のとおり読み替えます。

⑥　終身死亡保障の取扱を行なう部分の死亡保険金額および定期死亡保障の取扱を行なう部分の基本保険金額の全部が特約保険金額として指定され、特約保険金額が支払われた場合には、終身死亡保障の取扱を行なう部分および定期死亡保障の取扱を行なう部分は、支払請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、移行後の保険契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、それぞれの特約の特約条項にかかわらず、当会社は、特約の払戻金を支払いません。

⑦　終身死亡保障の取扱を行なう部分の死亡保険金額および定期死亡保障の取扱を行なう部分の基本保険金額の一部が特約保険金額として指定され、特約保険金額が支払われた場合には、終身死亡保障の取扱を行なう部分および定期死亡保障の取扱を行なう部分は、特約保険金額分だけ支払請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主約款および保障内容移行特約（5年ごと利差配当付定期保険用）の規定にかかわらず、当会社は、払戻金を支払いません。また、変動保険金額は基本保険金額の減額された割合にかかわらず、減額されません。

⑧　特約保険金を支払った場合には、その後に終身死亡保障の取扱を行なう部分および定期死亡保障の取扱を行なう部分の保険金の請求を受けても、特約保険金額分については、当会社は、終身死亡保障の取扱を行なう部分および定期死亡保障の取扱を行なう部分の保険金を支払いません。

第2条（支払請求、支払時期および支払場所）

①　特約保険金の受取人は、特約保険金の支払の請求（第1条「特約保険金の支払」第②項に規定する特約保険金額の指定を含みます。）を行なう場合には、請求に必要な書類（別表）を当会社に提出してください。

②　特約保険金（特約保険金とともに支払われることとなる金額を含みます。）は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)または(2)に定める日数以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。

(1)　主契約の「契約日」または「更新日」が、平成18年5月2日以後の場合
　5営業日

(2)　主契約の「契約日」および「更新日」が、平成18年5月1日以前の場合
　5日

③　特約保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、主契約の締結時から特約保険金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認（当会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、特約保険金（特約保険金とともに支払われることとなる金額を含みます。）を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。また、当会社は、特約保険金の請求者にその旨を通知します。

(1)　特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　特約保険金の支払事由に該当する事実の有無

(2)　前条第⑫項に該当する可能性がある場合
　特約保険金の支払事由が発生した原因

(3)　告知義務違反に該当する可能性がある場合
　当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

(4)　この特約条項に定める重大事由（第11条）、詐欺または不法取得目的（第8条）に該当する可能性がある場合
　(2)もしくは(3)に定める事項、第11条「重大事由による特約の解除および特約保険金の不支払等」第①項(3)(ｲ)から(ﾈ)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは特約保険金の受取人の主契約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する主契約の締結時から特約保険金請求時までにおける事項

④　前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第②項および前項の規定にかかわらず、特約保険金（特約保険金とともに支払われることとなる金額を含みます。）を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の各号に定める日数（複数に該当する場合でも180日とします。）を経過する日とします。この場合、当会社は、特約保険金の請求者にその旨を通知します。

(1)　前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
　180日

(2)　前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
　180日

(3)　前項各号に定める事項に関し、契約者、被保険者、特約保険金の受取人または特約保険金の指定代理請求人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
　180日

(4)　前項各号に定める事項についての日本国外における調査
　180日

⑤　第③項または前項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者、特約保険金の受取人または特約保険金の指定代理請求人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。

第3条（特約の付加）

①　契約者は、主契約の締結の際または締結の後に、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

②　主契約の締結の後に、この特約を付加した場合には、契約者にその旨を通知します。

第4条（特約の給付責任の開始）

①　この特約を付加した場合に、当会社が、特約保険金の支払を行なう責任を開始する日（以下、「給付責任開始日」といいます。）は、次のとおりとします。

(1)　主契約の締結の際に、特約を付加した場合には、
　「主契約の給付責任開始日と同日」

(2)　主契約の締結の後に、特約を付加した場合には、
　「当会社が、この特約の付加を承諾した日」

②　この特約の復活または復旧の場合の給付責任開始日は、「主契約の給付責任開始日と同日」とします。

③　第①項および前項に規定する給付責任開始日の取扱については、次のとおりとします。

(1)　主契約の締結の際にこの特約を付加した場合には「主契約の契約日と同日」を、主契約の締結の後にこの特約を付加した場合には「特約の給付責任開始日」をこの特約の「付加日」とします。

(2)　この特約の復活の場合の「給付責任開始日」をこの特約の「復活日」とします。

(3) この特約の復旧の場合の「給付責任開始日」をこの特約の「復旧日」とします。

第５条（特約の保険料の払込）

この特約は、保険料の払込を要しません。

第６条（特約の消滅）

次のどちらかに該当した場合には、特約は、それぞれの時に消滅します。

(1) 特約保険金が支払われた場合には、特約保険金が支払われた時
(2) 主契約が消滅した場合には、主契約が消滅した時
(3) 主契約に保障内容移行特約（5 年ごと利差配当付定期保険用）を付加した場合で、終身死亡保障の取扱または定期死亡保障の取扱を選択しなかったときには、移行後の保障が開始した時

第７条（特約の告知義務）

当会社が、この特約の付加、復活または復旧（第３・15・16 条）の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者（契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。以下、本条において同様とします。）は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、契約者または被保険者はその医師が書面に記入した内容を確認してください。

第８条（詐欺によるこの特約の取消または不法取得目的によるこの特約の無効）

① 契約者、被保険者または特約保険金の受取人の詐欺によって、この特約の付加、復活または復旧（第３・15・16 条）が行なわれた場合には、当会社はこの特約を取り消すことができます。
② 前項のこの特約の取消は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、特約保険金の受取人または特約保険金の指定代理請求人に取消の通知をします。
③ 契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に特約保険金を不法に取得させる目的をもって、この特約の付加、復活または復旧が行なわれた場合には、この特約は無効とします。
④ 第①項から前項によって当会社がこの特約を取り消した場合またはこの特約が無効となった場合で、すでにこの特約条項の規定によって当会社が支払った金額があったときには、その金額を返還することを要します。

第９条（告知義務違反による特約の解除および特約保険金の不支払等）

① 契約者または被保険者（契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。）が、この特約の付加、復活または復旧（第３・15・16 条）の際に、当会社が告知を求めた事項（第７条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向ってこの特約を解除することができます。
② 当会社は、特約保険金の支払事由（第１条）が発生した後でも、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、当会社は、特約保険金を支払いません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額（この特約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額）を返還することを要します。
③ 前項の場合でも、特約保険金の支払事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、被保険者または特約保険金の受取人が証明した場合には、その支払を行ないます。
④ 本条のこの特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、特約保険金の受取人または特約保険金の指定代理請求人に解除の通知をします。

第 10 条（特約を解除できない場合）

① 当会社は、次の(1)から(5)のどれかに該当した場合には、前条に規定するこの特約の解除を行なうことはできません。
(1) 当会社が、この特約の付加、復活または復旧（第３・15・16 条）の際に、解除の原因となる事実を知っていた場合または過失によって知らなかった場合
(2) 保険媒介者（当会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下、同様とします。）が、契約者または被保険者が第７条の告知をすることを妨げた場合
(3) 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第７条の告知をしないことを勧めた場合、または不実の告知をすることを勧めた場合
(4) 当会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１カ月を経過した場合
(5) この特約が、この特約の給付責任開始日（第４条）からその日を含めて２年をこえて有効に継続した場合。ただし、この特約の給付責任開始日からその日を含めて２年以内に、解除の原因となる事実により、特約保険金の支払事由（第１条）が発生したときには、この特約が、この特約の給付責任開始日からその日を含めて２年をこえて有効に継続した後でも、前条に規定するこの特約の解除をすることができます。

② 前項(2)および(3)の規定は、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当会社が告知を求めた事項（第７条）について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第 11 条（重大事由による特約の解除および特約保険金の不支払等）

① 当会社は、次の(1)から(4)のどれかに該当する事由が発生した場合には、この特約を将来に向って解除することができます。
(1) 契約者、被保険者または特約保険金の受取人がこの特約の特約保険金を詐取する目的でまたは他人にこの特約の特約保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
(2) この特約の特約保険金の支払請求に関し、この特約の特約保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
(3) 契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、次の(イ)から(ホ)のどれかに該当する場合
(イ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
(ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
(ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
(ニ) 契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
(ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(4) 当会社の契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする(1)から(3)と同等の重大な事由がある場合（例えば、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除される場合、または契約者、被保険者もしくは特約保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合などが該当することがあります。）

② 当会社は、特約保険金の支払事由が発生した後でも、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、当会社は、前項に定める事由が生じた時以後に特約保険金の支払事由が発生した場合、その支払事由による特約保険金の支払を行ないません。もし、すでにその支払を行なっていた場合でも、その支払を行なった金額（この特約の解除に際し、当会社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。）を返還することを要します。
③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、特約保険金の受取人または特約保険金の指定代理請求人に解除の通知をします。

第 12 条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

第 13 条（特約の解約）

契約者は、いつでも、将来に向ってこの特約を解約することができます。

第 14 条（特約の払戻金）

この特約については、払戻金はありません。

第 15 条（特約の復活）

主契約が復活した場合には、契約者から特に申出がない限り、この特約も同時に復活します。

第16条（特約の復旧）

主契約が復旧した場合には、契約者から特に申出がない限り、この特約も同時に復旧します。

第17条（管轄裁判所）

この特約に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第18条（特約保険金の指定代理請求人による特約保険金の請求）

① 特約保険金の受取人が被保険者の場合で、特約保険金の受取人に次の(1)から(3)のどれかに該当する事情があり、かつその事情によって自ら特約保険金を請求することができないと当会社が認めたときには、第③項の規定により、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定しまたは変更した特約保険金の指定代理請求人が、その事情を示す書類その他の書類を提出して、特約保険金の受取人の代理人として特約保険金を請求することができます。ただし、特約保険金の指定代理請求人が特約保険金の請求を行なう場合、その請求時において、被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている、被保険者の戸籍上の配偶者または3親等以内の親族であることを要します。

(1) 特約保険金の請求を行なう意思表示が困難であること
(2) 余命6ヵ月以内であることの告知を受けていないこと
(3) その他(1)または(2)に準じる状態であること

② 前項の規定によって特約保険金を特約保険金の受取人の代理人に支払った場合には、その後に重複して特約保険金の支払の請求を受けても、当会社は、特約保険金を支払いません。

③ 契約者は、被保険者の同意を得て、特約保険金の指定代理請求人を指定しまたは変更することができます。この場合、契約者は必要書類（別表）を当会社に提出してください。

④ 前項の指定または変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、当会社に対抗することはできません。

第19条（主契約に、無配当重大疾病保障定期特約または無配当重度障害保障定期特約が付加されている場合の取扱）

① 主契約に無配当重大疾病保障定期特約または無配当重度障害保障定期特約が付加されている場合には、第②項から第④項に規定するとおり取り扱います。ただし、特約の保険期間満了の日（その日の翌日を更新日として、特約が更新できる場合を除きます。）前1年以内の場合には、本条の規定を適用しません。

② 第1条「特約保険金の支払」の規定について次のとおりとします。

(1) 第②項を次のとおり読み替えます。

> ② 特約保険金額は、主契約の死亡保険金額と無配当重大疾病保障定期特約および無配当重度障害保障定期特約の特約死亡保険金額との合計額の当会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定するものとします。この場合、特約保険金額は、支払請求日における主契約の死亡保険金額ならびに無配当重大疾病保障定期特約および無配当重度障害保障定期特約の特約死亡保険金額の割合に応じて、主契約の死亡保険金額ならびに無配当重大疾病保障定期特約および無配当重度障害保障定期特約の特約死亡保険金額から指定されたものとします。

(2) 第⑥項から第⑧項を次のとおり読み替えます。

> ⑥ 主契約の死亡保険金額ならびに無配当重大疾病保障定期特約および無配当重度障害保障定期特約の特約死亡保険金額の全部が特約保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約、無配当重大疾病保障定期特約および無配当重度障害保障定期特約は、支払請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約が消滅するときには、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、それぞれの特約の特約条項の規定にかかわらず、当会社は、特約の払戻金を支払いません。
>
> ⑦ 主契約の死亡保険金額ならびに無配当重大疾病保障定期特約および無配当重度障害保障定期特約の特約死亡保険金額の一部が特約保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約、無配当重大疾病保障定期特約および無配当重度障害保障定期特約は、特約保険金額分だけ支払請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主約款ならびに無配当重大疾病保障定期特約および無配当重度障害保障定期特約の特約条項の規定にかかわらず、当会社は、払戻金を支払いません。
>
> ⑧ 特約保険金を支払った場合には、その後に主契約、無配当重大疾病保障定期特約または無配当重度障害保障定期特約の保険金の支払の請求を受けても、特約保険金額分については、当会社は、主契約、無配当重大疾病保障定期特約および無配当重度障害保障定期特約の保険金を支払いません。

(3) 第⑨項および第⑩項の中で「主契約の保険金」を「主契約、無配当重大疾病保障定期特約または無配当重度障害保障定期特約の保険金」と読み替えます。

③ 主契約が無配当歳満期定期保険（利率変動型）の場合には、第1条「特約保険金の支払」の規定について次のとおりとします。

(1) 前項(1)および第1条第⑭項(1)の規定にかかわらず、第1条第②項を次のとおり読み替えます。

> ② 特約保険金額は、主契約の基本保険金額と無配当重大疾病保障定期特約および無配当重度障害保障定期特約の特約死亡保険金額との合計額の一部について、当会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定するものとします。この場合、特約保険金額は、支払請求日における主契約の基本保険金額ならびに無配当重大疾病保障定期特約および無配当重度障害保障定期特約の特約死亡保険金額の割合に応じて、主契約の基本保険金額ならびに無配当重大疾病保障定期特約および無配当重度障害保障定期特約の特約死亡保険金額から指定されたものとします。

(2) 前項(2)および第1条第⑭項(2)および(3)の規定にかかわらず、第1条第⑥項の規定は適用しません。また、第1条第⑦項および第1条第⑧項を次のとおり読み替えます。

> ⑦ 主契約の基本保険金額ならびに無配当重大疾病保障定期特約および無配当重度障害保障定期特約の特約死亡保険金額の一部が特約保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約、無配当重大疾病保障定期特約および無配当重度障害保障定期特約は、特約保険金額分だけ支払請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主約款ならびに無配当重大疾病保障定期特約および無配当重度障害保障定期特約の特約条項の規定にかかわらず、当会社は、払戻金を支払いません。また、主契約の変動保険金額は主契約の基本保険金額の減額された割合にかかわらず、減額されません。
>
> ⑧ 特約保険金を支払った場合には、その後に主契約、無配当重大疾病保障定期特約または無配当重度障害保障定期特約の保険金の支払の請求を受けても、特約保険金額分については、当会社は、主契約、無配当重大疾病保障定期特約および無配当重度障害保障定期特約の保険金を支払いません。

④ 第18条「特約保険金の指定代理請求人による特約保険金の請求」第③項の規定にかかわらず、特約保険金の指定代理請求人は主契約に付加された無配当重大疾病保障定期特約の特約重大疾病保険金の指定代理請求人および無配当重度障害保障定期特約の特約重度障害保険金の指定代理請求人と同一人とします。

第20条（主契約に、無配当年金払定期特約が付加されている場合の取扱）

主契約に、無配当年金払定期特約が付加されている場合には、主契約の死亡保険金額（主契約が無配当歳満期定期保険（利率変動型）の場合、基本保険金額とします。）の全部を特約保険金額として指定することはできません。

第21条（主契約に、災害割増特約（無配当保険用）、傷害特約（無配当保険用）または入院特約（無配当保険用）等が付加されている場合の取扱）

① 主契約に、災害割増特約（無配当保険用）、傷害特約（無配当保険用）、入院特約（無配当保険用）、長期疾病入院特約（無配当保険用）、成人病入院特約（無配当保険用）、長期成人病入院特約（無配当保険用）、女性疾病入院特約（無配当保険用）、長期女性疾病入院特約（無配当保険用）、通院特約（無配当保険用）、がん入院特約（無配当保険用）、長期がん入院特約（無配当保険用）、家族入院特約（無配当保険用）、家族長期疾病入院特約（無配当保険用）、家族通院特約（無配当保険用）、短期入院特約（無配当保険用）、新長期入院特約（無配当保険用）、短期成人病入院特約（無配当保険用）、新長期成人病入院特約（無配当保険用）、短期女性疾病入院特約（無配当保険用）、新長期女性疾病入院特約（無配当保険用）、短期がん入院特約（無配当保険用）、新長期がん入院特約（無配当保険用）、無配当入院特約（無解約払戻金型）、無配当長期疾病入院特約（無解約払戻金型）、無配当成人病入院特約（無解約払戻金型）、無配当長期成人病入院特約（無解約払戻金型）、無配当女性疾病入院特約（無解約払戻金型）、無配当長期女性疾病入院特約（無解約払戻金型）、無配当通院特約（無解約払戻金型）、無配当がん入院特約（無解約払戻金型）、無配当長期がん入院特約（無解約払戻金型）、無配当短期入院特約（無解約払戻金型）、無配当新長期入院特約（無解約払戻金型）、無配当短期成人病入院特約（無解約払戻金型）、無配当新長期成人病入院特約（無解約払戻金型）、無配当短期女性疾病入院特約（無解約払戻金型）、無配当新長期女性疾病入院特約（無解約払戻金型）、無配当短期がん入院特約（無解約払戻金型）、無配当新長期がん入院特約（無解約払戻金型）、災害入院特約（無配当保険用）、短期災害入院特約（無配当保険用）、無配当災害割増特約、無配当傷害特約、無配当新災害入院特約、無配当短期災害入院特約、無配当新入院特約、無配当短期入院特約、無配当新生活習慣病入院特約、無配当短期生活習慣病入院特約、無配当新女性疾病入院特約、無配当短期女性疾病入院特約、無配当新がん入院特約、無配当短期がん入院特約、無配当通院特約、無配当新入院特約（無解約払戻金型）、無配当新生活習慣病入院特約（無解約払戻金型）、無配当短期生活習慣病入院特約（無解約払戻金型）、無配当新女性疾病入院特約（無解

約払戻金型）、無配当新がん入院特約（無解約払戻金型）、無配当総合医療特約、無配当総合医療特約（無解約払戻金型）、無配当入院初期割増給付特約、無配当入院初期割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）または無配当災害入院保障特約が付加されている場合には、第②項および第③項に規定するとおり取り扱います。

② 入院特約（無配当保険用）、長期疾病入院特約（無配当保険用）、成人病入院特約（無配当保険用）、長期成人病入院特約（無配当保険用）、女性疾病入院特約（無配当保険用）、長期女性疾病入院特約（無配当保険用）、通院特約（無配当保険用）、がん入院特約（無配当保険用）、長期がん入院特約（無配当保険用）、家族入院特約（無配当保険用）、家族長期疾病入院特約（無配当保険用）、家族通院特約（無配当保険用）、短期入院特約（無配当保険用）、新長期入院特約（無配当保険用）、短期成人病入院特約（無配当保険用）、新長期成人病入院特約（無配当保険用）、短期女性疾病入院特約（無配当保険用）、新長期女性疾病入院特約（無配当保険用）、短期がん入院特約（無配当保険用）、新長期がん入院特約（無配当保険用）、無配当入院特約（無解約払戻金型）、無配当長期疾病入院特約（無解約払戻金型）、無配当成人病入院特約（無解約払戻金型）、無配当長期成人病入院特約（無解約払戻金型）、無配当女性疾病入院特約（無解約払戻金型）、無配当長期女性疾病入院特約（無解約払戻金型）、無配当通院特約（無解約払戻金型）、無配当がん入院特約（無解約払戻金型）、無配当長期がん入院特約（無解約払戻金型）、無配当短期入院特約（無解約払戻金型）、無配当新長期入院特約（無解約払戻金型）、無配当短期成人病入院特約（無解約払戻金型）、無配当新長期成人病入院特約（無解約払戻金型）、無配当短期女性疾病入院特約（無解約払戻金型）、無配当新長期女性疾病入院特約（無解約払戻金型）、無配当短期がん入院特約（無解約払戻金型）、無配当新長期がん入院特約（無解約払戻金型）、災害入院特約（無配当保険用）、短期災害入院特約（無配当保険用）、無配当新災害入院特約、無配当短期災害入院特約、無配当新入院特約、無配当短期入院特約、無配当新生活習慣病入院特約、無配当短期生活習慣病入院特約、無配当新女性疾病入院特約、無配当短期女性疾病入院特約、無配当新がん入院特約、無配当短期がん入院特約、無配当通院特約、無配当新入院特約（無解約払戻金型）、無配当新生活習慣病入院特約（無解約払戻金型）、無配当短期生活習慣病入院特約（無解約払戻金型）、無配当新女性疾病入院特約（無解約払戻金型）、無配当新がん入院特約（無解約払戻金型）、無配当総合医療特約、無配当総合医療特約（無解約払戻金型）、無配当入院初期割増給付特約、無配当入院初期割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）または無配当災害入院保障特約に規定する入院中または通院期間中に、第 1 条「特約保険金の支払」第⑥項の規定によりこれらの特約が消滅した場合でも、これらの特約の給付金の支払については、その消滅した日から継続している入院の日数またはその消滅した日から継続している通院期間内の通院の日数は、これらの特約の消滅前の日数として取り扱います。

③ 「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」の規定にかかわらず、第 1 条「特約保険金の支払」第⑦項の規定により主契約の保険金額が減額された場合（主契約に無配当重大疾病保障定期特約または無配当重度障害保障定期特約が付加されている場合には、その特約が減額されたときを含みます。）で、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」に規定する「特約の給付基準額」が当会社の定めた限度をこえることとなるときでも、「特約の給付基準額」は減額しないものとします。

第 22 条（無配当歳満期定期保険（生活障害保障型）契約に付加する場合の取扱）

無配当歳満期定期保険（生活障害保障型）にこの特約を付加した場合には第 18 条「特約保険金の指定代理請求人による特約保険金の請求」第③項の規定にかかわらず、特約保険金の指定代理請求人は主契約の指定代理請求人と同一人とします。

第 23 条（主約款の規定の準用）

この特約に特に規定のない事項については、その性質に反しない限り、主約款の規定を準用します。

別表　請求書類等

（「別表一覧」をご覧ください）

年金支払特約

〈目　次〉

用語の定義 ……251
第１条　特約の締結 ……251
第２条　年金基金の設定 ……251
第３条　基本年金年額の計算 ……251
第４条　年金受取人 ……251
第５条　年金証書の交付 ……251
第６条　年金の種類 ……251
第７条　年金の型 ……251
第８条　年金の支払 ……251
第９条　年金受取人の死亡 ……251
第10条　年金の分割払 ……252
第11条　年金の一時支払 ……252
第12条　支払の請求、支払時期および支払場所 ……252
第13条　特約の解約 ……252
第14条　特約の消滅 ……252
第15条　特約の失効 ……252
第16条　特約の復活 ……252
第17条　特約の更新 ……252
第18条　契約者配当金の割当 ……252
第19条　契約者配当金の支払 ……253
第20条　当会社への通知による年金受取人・死亡時未支払年金受取人の変更 ……253
第21条　遺言による死亡時未支払年金受取人の変更 ……253
第22条　死亡時未支払年金受取人の死亡 ……253
第23条　年金支払の内容の変更 ……253
第24条　特約の復旧 ……253
第25条　特約重大疾病保険金または特約重度障害保険金についてこの特約を締結した場合の取扱 ……253
第26条　主契約の普通保険約款の規定の準用 ……253
別表　請求書類 ……253

用語の定義

この特約で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主契約」とは主たる保険契約をいいます。
(2)　「主約款」とは主契約の普通保険約款をいい、約款細則がある場合には約款細則を含みます。
(3)　「保険金等」とは、第１条第①項(1)から(13)に規定するこの特約の対象となる保険金等をいいます。

第１条　特約の締結

①　この特約は、主契約の締結の際および有効継続中は、保険契約者の申出により当会社の承諾を得て、主契約に付加して締結し、主契約または主契約に付加された特約の次の保険金または給付金の支払事由発生後は、その受取人の申出により当会社の承諾を得て、締結します。
(1)　満期保険金
(2)　死亡保険金
(3)　死亡給付金
(4)　災害死亡保険金
(5)　災害死亡給付金
(6)　高度障害保険金
(7)　高度障害給付金
(8)　災害高度障害給付金
(9)　重大疾病保険金(備-1)
(10)　重度障害保険金(備-2)
(11)　生活障害保険金
(12)　就業障害保険金
(13)　介護保険金

②　第①項の規定にかかわらず、保険金等の支払後は、この特約を締結できません。

③　主契約の有効継続中に、この特約を付加した場合には、保険契約者にこの特約を付加したことを通知します。

④　次のいずれかの特約を付加した保険契約で、特約重大疾病保険金または特約重度障害保険金の支払事由が発生した場合には、それぞれの保険金について、別個にこの特約を締結することができます。
(1)　重大疾病保障定期特約
(2)　５年ごと利差配当付重大疾病保障定期特約
(3)　５年ごと利差配当付重度障害保障定期特約
(4)　無配当重大疾病保障定期特約
(5)　無配当重度障害保障定期特約

⑤　同一の保険金等について受取人が２人以上ある場合には、それぞれの受取人について、別個にこの特約を締結するものとします。

⑥　この特約を締結した場合でも、当会社は、保険証券は交付しません。

第１条　備考
(備-1)　特約重大疾病保険金を含みます。
(備-2)　特約重度障害保険金を含みます。

第２条　年金基金の設定

①　主契約の締結の際または有効継続中にこの特約を付加した場合には、保険金等の支払事由が発生したときに、その日を「年金基金設定日」として、保険金等の受取人に支払われることとなる保険金等(備-1)の全部または一部を年金基金に充当します。

②　保険金等の支払事由発生後にこの特約を締結した場合には、その締結の日を「年金基金設定日」として、保険金等の受取人に支払われることとなる保険金等(備-1)の全部または一部を年金基金に充当します。

第２条　備考
(備-1)　保険金等とともに支払われる金額を含みます。

第３条　基本年金年額の計算

①　この特約の基本年金年額の計算は、年金基金設定日（第２条）における当会社の定める率によって行ないます。

②　第①項の規定により計算した基本年金年額が当会社の定める金額に満たない場合には、保険金等を年金の方法により支払う取扱を行ないません。

第４条　年金受取人

この特約の年金受取人は、年金基金に充当された保険金等の受取人とします。なお、第20条「年金受取人の変更」の規定により年金受取人を変更することもできます。

第５条　年金証書の交付

当会社は、第２条「年金基金の設定」の規定により年金基金が設定されたときは、年金証書を年金受取人に交付します。

第６条　年金の種類

年金の種類は、確定年金とし、あらかじめ定めた支払期間中、年金支払期日（第８条）に年金を支払います。

第７条　年金の型

年金の型は、定額型とし、毎年の年金年額は、基本年金年額と同額とします。

第８条　年金の支払

①　当会社は、年金の種類（第６条）および年金の型（第７条）にもとづき、年金受取人に年金を支払います。

②　第１回の年金支払期日は、年金開始日とし、主契約の締結の際または有効継続中にこの特約を付加した場合には、この特約の締結の際に保険契約者が、保険金等の支払事由発生後にこの特約を締結した場合には、保険金等の受取人が、当会社の定める範囲内で、指定することができます。

③　第２回以後の年金支払期日は、年金開始日の毎年の応当日とします。

第９条　年金受取人の死亡

①　年金受取人が死亡した場合には、次のとおりとします。ただし、死亡時未支払年金受取人が年金受取人を故意に死亡させた場合には、年金受取人の死亡時の年金基金の価額または未支払の年金の現価を一時に、年金受取人の法定相続人に支払います。
(1)　年金基金設定日以後年金開始日（第８条）前に死亡した場合には、死亡時の年金基金の価額を一時に、死亡時未支払年金受取人に支払います。
(2)　年金開始日以後に死亡した場合には、未支払の年金の現価を一時に、死亡時未支払年金受取人に支払います。

②　第①項(2)の場合、死亡時未支払年金受取人は、未支払の年金の現価の一時支払にかえて、支払期間（第６条）の残存期間中の年金の継続支払を請求することができます。

③　年金受取人の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときには、死亡したものとして取り扱います。

④　年金受取人が法人以外の場合、年金受取人は、年金基金設定の際に、死亡時未支払年金受取人を指定することができます。

⑤　第④項の規定により死亡時未支払年金受取人が指定されなかった場合、当会社は、年金受取人の法定相続人を死亡時未支払年金受取人とします。なお、この第⑤項の規定により死亡時未支払年金受取人となった者が 2 人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第 10 条　年金の分割払

①　年金受取人(備-1)は、当会社の定めた分割回数の範囲内で、年金の分割払を請求することができます。ただし、分割後の 1 回あたりの支払金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、当会社は年金の分割払を取り扱いません。なお、年金の分割払を行なう場合には、当会社の定めた利率によって計算した利息をつけます。

②　年金の分割払を行なっている場合で、年金受取人が死亡したときには、次の年金支払期日の前日までの未支払の年金を一括して、死亡時未支払年金受取人に支払います。

第 10 条　備考

(備-1)　第 9 条第②項の規定によって、年金の継続支払を行なっている場合には、死亡時未支払年金受取人とします。

第 11 条　年金の一時支払

年金受取人(備-1)は、年金開始日（第 8 条）以後、当会社の定めた方法によって、未支払の年金の現価の一時支払を請求することができます。

第 11 条　備考

(備-1)　第 9 条第②項の規定によって、年金の継続支払を行なっている場合には、死亡時未支払年金受取人とします。

第 12 条　支払の請求、支払時期および支払場所

①　年金受取人(備-1)は、年金の請求に必要な書類（別表）を当会社に提出して、その請求をしてください。

②　年金は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)または(2)に定める日数以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。

(1)　主契約の「契約日」もしくは「更新日」(備-2)が、平成 18 年 5 月 2 日以後の場合または主契約が無配当個人変額年金保険（年金原資保証型）の場合
　5 営業日

(2)　(1)に該当しない場合
　5 日

③　年金を支払うために確認が必要な次の(1)または(2)に掲げる場合において、この特約の締結時から年金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認を行ないます。この場合には、第②項の規定にかかわらず、年金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とします。また、当会社は、年金の請求者にその旨を通知します。

(1)　年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　年金の支払事由に該当する事実の有無

(2)　死亡時未支払年金受取人が年金受取人を故意に死亡させた可能性がある場合
　年金受取人が死亡した原因

④　第③項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第②項および第③項の規定にかかわらず、年金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-3)を経過する日とします。この場合、当会社は、年金の請求者にその旨を通知します。

(1)　第③項(1)または(2)に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
　180 日

(2)　第③項(1)または(2)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
　180 日

(3)　第③項(1)または(2)に定める事項に関し、年金受取人または死亡時未支払年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第③項(1)または(2)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
　180 日

(4)　第③項(1)または(2)に定める事項についての日本国外における調査
　180 日

⑤　第③項または第④項に掲げる必要な事項の確認に際し、年金受取人または死亡時未支払年金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。

⑥　第②項から第⑤項の規定にかかわらず、年金開始日と年金基金設定日が同日の場合、第 1 回の年金の支払時期については、主約款および主契約に付加された他の特約の特約条項(備-4)の規定を準用します。

⑦　年金基金の価額（第 9・13 条）または契約者配当金（第 19 条）の支払請求があった場合についても、第②項と同様に取り扱います。

第 12 条　備考

(備-1)　年金受取人が死亡した後は、死亡時未支払年金受取人とします。

(備-2)　主契約が、無配当年満期定期保険（無解約払戻金）の普通保険約款の規定により他の保険種類に変更された「変更後契約」である場合には、「変更日」とします。

(備-3)　(1)から(4)の複数に該当する場合でも 180 日とします。

(備-4)　主契約に適用されている特則を含みます。

第 13 条　特約の解約

①　保険契約者は、主契約の有効継続中に限り、いつでも、将来に向ってこの特約を解約することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表）を当会社に提出してください。

②　第①項の場合、保険契約者にこの特約を解約したことを通知します。

③　年金受取人は、あらかじめ保険契約者から特に申出がない限り、年金基金設定日（第 2 条）以後年金開始日（第 8 条）前であれば、いつでも、将来に向ってこの特約を解約することができます。この場合、年金受取人は必要書類（別表）を当会社に提出してください。

④　第③項の場合、当会社は、解約時の年金基金の価額を年金受取人に支払います。

⑤　年金受取人は、年金開始日以後は、この特約を解約することはできません。

第 14 条　特約の消滅

①　次の(1)から(5)のどれかに該当した場合には、この特約は、それぞれの時に消滅します。

(1)　主契約が保険金等の支払以外の事由によって消滅した場合には、主契約が消滅した時

(2)　年金基金設定日（第 2 条）以後に年金受取人が死亡した場合には、その死亡した時。ただし、第 9 条第②項の規定によって、年金の継続支払を行なった場合を除きます。

(3)　確定年金の支払期間（第 6 条）が満了した時

(4)　年金の一時支払（第 11 条）を行なった時

(5)　年金基金設定日以後に主約款に定める重大事由の規定により、この特約が解除された場合にはその解除の時

②　第①項(5)に該当してこの特約が消滅した場合には、消滅時における次の金額を年金受取人に支払います。

(1)　年金開始日（第 8 条）前の場合
　年金基金の価額

(2)　年金開始日以後の場合
　未支払の年金の現価

第 15 条　特約の失効

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

第 16 条　特約の復活

主契約が復活した場合には、保険契約者から特に申出がない限り、この特約も同時に復活します。

第 17 条　特約の更新

主契約が自動的に更新される場合には、保険契約者から特に申出がない限り、この特約も自動的に更新して継続させます。

第 18 条　契約者配当金の割当

①　当会社は、年金基金設定日（第 2 条）以後毎事業年度末（毎年 3 月 31 日）にこの特約が有効に継続している場合には、当会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、その事業年度末に契約者配当金を割り当てます。

②　第①項の場合のほか、当会社は、この特約が年金基金設定日から所定の年数を経過し、かつ所定の要件を満たした場合にも、契約者配当金を割り当てることがあります。

第19条　契約者配当金の支払

① 第18条第①項によって割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中に、この特約が次の(1)または(2)に該当した場合に、それぞれの支払方法によって支払います。なお、次の(1)または(2)のどちらにも該当しなかった場合には、契約者配当準備金に繰り入れます。なお、(1)の積み立てられた契約者配当金の支払請求をする場合には、契約者配当金の受取人は必要書類（別表）を当会社に提出してください。

(1) 年金基金設定日の毎年の応当日に有効に継続している場合には、年金基金設定日の毎年の応当日から、当会社の定めた率の複利による利息をつけて積み立てておき、年金受取人の支払請求があった場合またはこの特約が消滅した場合には現金で支払います。

(2) 確定年金の支払期間の満了によってこの特約が消滅した場合には、現金で支払います。

② 第18条第②項によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定めた方法によって支払います。

③ 契約者配当金の受取人は、年金受取人とします。ただし、年金受取人が法人以外の場合、年金受取人が死亡した後は、死亡時未支払年金受取人とします。

第20条　当会社への通知による年金受取人・死亡時未支払年金受取人の変更

① 年金受取人は、年金基金設定日以後年金開始日（第8条）前に限り、当会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。それ以外の場合には、年金受取人を変更することはできません。

② 年金受取人が法人以外の場合、年金受取人は、当会社に対する通知により、死亡時未支払年金受取人を変更することができます。

③ 第①項の規定によって年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は、この特約についての一切の権利義務を承継するものとします。

④ 年金受取人は、第①項の規定によって年金受取人を法人から法人以外に変更する場合にはその変更の際に、死亡時未支払年金受取人を指定してください。

⑤ 第①項または第②項の規定により、年金受取人または死亡時未支払年金受取人を変更する場合、当会社は、年金受取人に手続書類（別表）の提出を求めます。

⑥ 第①項または第②項の規定により、年金受取人または死亡時未支払年金受取人が変更された場合、当会社は、年金証書（第5条）に変更後の年金受取人または死亡時未支払年金受取人を表示します。

⑦ 第①項または第②項の通知が当会社に到達する前に変更前の年金受取人または死亡時未支払年金受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人または死亡時未支払年金受取人から年金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

第21条　遺言による死亡時未支払年金受取人の変更

① 年金受取人が法人以外の場合、第20条に定めるほか、年金受取人は、法律上有効な遺言により、死亡時未支払年金受取人を変更することができます。

② 第①項による死亡時未支払年金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することはできません。

③ 第①項の規定により、死亡時未支払年金受取人を変更する場合、当会社は、年金受取人の相続人に手続書類（別表）の提出を求めます。

④ 第①項の規定により、死亡時未支払年金受取人が変更された場合、当会社は、年金証書（第5条）に変更後の死亡時未支払年金受取人を表示します。

第22条　死亡時未支払年金受取人の死亡

① 死亡時未支払年金受取人が年金受取人の死亡以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡時未支払年金受取人とします。

② 第①項の規定により死亡時未支払年金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第①項の規定により死亡時未支払年金受取人となった者のうち生存している他の死亡時未支払年金受取人を死亡時未支払年金受取人とします。

③ 第①項および第②項により死亡時未支払年金受取人となった者(備-1)が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第22条　備考

(備-1) 第①項および第②項の規定により死亡時未支払年金受取人となった者が死亡し、第①項および第②項の規定によりあらたに死亡時未支払年金受取人となった者を含みます。

第23条　年金支払の内容の変更

① 保険契約者は、主契約の有効継続中に限り、当会社の定めた取扱基準によって、当会社の定める範囲内で、支払期間（第6条）または年金開始日（第8条）を変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表）を当会社に提出してください。

② 年金受取人は、あらかじめ保険契約者から特に申出がない限り、年金基金設定日以後年金開始日前であれば、当会社の定めた取扱基準によって、当会社の定める範囲内で、支払期間または年金開始日を変更することができます。この場合、年金受取人は必要書類（別表）を当会社に提出してください。

③ 第①項または第②項の変更した場合には、保険契約者または年金受取人にその変更をしたことを通知します。

第24条　特約の復旧

主契約が復旧した場合には、保険契約者から特に申出がない限り、この特約も同時に復旧します。

第25条　特約重大疾病保険金または特約重度障害保険金についてこの特約を締結した場合の取扱

第1条第④項の規定によって、特約重大疾病保険金または特約重度障害保険金についてこの特約を締結した場合には、第13条第①項、第14条第①項(1)、第15条、第16条、第17条、第23条および第24条の規定を適用しません。

第26条　主契約の普通保険約款の規定の準用

この特約に特に規定のない事項については、その性質に反しない限り、主約款(備-1)の規定を準用します。

第26条　備考

(備-1) 主契約に適用されている特則を含みます。

別表　請求書類

（「別表一覧」をご覧ください）

指定代理請求特約

〈目　次〉

用語の定義 ……254
第１条　特約の付加 ……254
第２条　特約の対象となる保険金等……254
第３条　指定代理請求人の指定、変更および指定の撤回 ……254
第４条　指定代理請求人による保険金等の請求 ……254
第５条　告知義務違反による解除等の通知……255
第６条　特約の解約 ……255
第７条　主約款等の代理人による請求に関する規定の不適用等……255
別表　請求書類……255

用語の定義

この特約で用いる用語の定義は次のとおりです。

(1)　「主契約」とは主たる保険契約をいいます。
(2)　「主約款」とは主契約の普通保険約款をいいます。
(3)　「保険金等」とは第２条に規定するこの特約の対象となる保険金等をいいます。

第１条　特約の付加

①　保険契約者は、主契約の締結の際または締結の後に、被保険者(備-1)の同意(備-2)および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

②　主契約の締結の後に、この特約を付加した場合には、保険契約者にこの特約を付加したことを通知します。

第１条　備考

(備-1)　「被保険者」については、次のとおりとします。
①　主契約が連生終身保険の場合は、「第１被保険者および第２被保険者」とします。
②　主契約に家族特約が付加されている場合は、「主契約の被保険者および家族特約の被保険者」とします。

(備-2)　主契約が入学祝金付こども保険または育英年金付こども保険の場合、被保険者の同意は不要とします。

第２条　特約の対象となる保険金等

この特約の対象となる保険金等は、主契約および主契約に付加されている特約の給付(備-1)のうち、次に定めるものとします。ただし、(2)に定めるもの以外のすえ置いて受け取る方法が選択された給付(備-1)は含みません。

(1)　被保険者(備-2)(備-3)が受け取ることとなる給付(備-1)。ただし、先払給付金を除きます。
(2)　すえ置いて受け取る方法が選択された給付のうち、被保険者(備-2)(備-3)が受け取ることとなるすえ置かれた生存給付金、入学祝金または健康祝金。ただし、主契約が消滅したことにより支払われる場合に限ります。
(3)　被保険者(備-2)と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込の免除(備-4)

第２条　備考

(備-1)　「給付」とは、主約款および付加した特約の規定によって当会社が支払うこととなる保険金、給付金、年金等の給付または免除することとなる保険料の払込をいい、名称を問いません。また、主約款および付加した特約の規定によって保険金、給付金、年金等の支払または保険料の払込の免除の際にあわせて支払われることとなる金額を含みます。

(備-2)　「被保険者」については、次のとおりとします。
①　主契約が入学祝金付こども保険または育英年金付こども保険の場合は、「保険契約者」とします。
②　主契約が連生終身保険の場合は、「第１被保険者または第２被保険者」とします。
③　主契約に家族特約が付加されている場合は、「主契約の被保険者または家族特約の被保険者」とします。

(備-3)　被保険者(備-2)と保険契約者が同一人である場合には、保険契約者を含みます。

(備-4)　主契約が入学祝金付こども保険または育英年金付こども保険の場合、被保険者と保険契約者が同一人であることを要しません。また、保険契約者が死亡したことによる保険料の払込の免除は除きます。

第３条　指定代理請求人の指定、変更および指定の撤回

①　保険契約者は、被保険者(備-1)の同意(備-2)を得て、１人の者を指定代理請求人として指定(備-3)することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表）を当会社に提出してください。

②　主契約が連生終身保険の場合、第１被保険者の指定代理請求人については、第①項の規定により指定(備-3)できるものとし、第２被保険者の指定代理請求人については、次のとおり取り扱うものとします。

(1)　第１被保険者が生存している場合	第①項の規定にかかわらず、第１被保険者が指定されているものとし、第１被保険者が第４条第②項に定める要件を満たさない場合には、第１被保険者の指定代理請求人と同一人が指定されているものとします。 ただし、第１被保険者の指定代理請求人が指定されていない場合、第２被保険者の指定代理請求人も指定されていないものとします。 また、第２被保険者の指定代理請求人のみの指定の変更および指定の撤回はできません。
(2)　第１被保険者が死亡した場合	第①項の規定により指定(備-3)できるものとします。

③　主契約に家族特約が付加されている場合、主契約の被保険者の指定代理請求人については、第①項の規定により指定(備-3)できるものとし、家族特約の被保険者の指定代理請求人については、次のとおり取り扱うものとします。

(1)　主契約の被保険者が生存している場合	第①項の規定にかかわらず、主契約の被保険者が指定されているものとし、主契約の被保険者が第４条第②項に定める要件を満たさない場合には、主契約の被保険者の指定代理請求人と同一人が指定されているものとします。 ただし、主契約の被保険者の指定代理請求人が指定されていない場合、家族特約の被保険者の指定代理請求人も指定されていないものとします。 また、家族特約の被保険者の指定代理請求人のみの指定の変更および指定の撤回はできません。
(2)　主契約の被保険者が死亡した場合	第①項の規定により指定(備-3)できるものとします。

④　第①項の指定(備-3)は、当会社からの通知を受けてからでなければ、当会社に対抗することはできません。

第３条　備考

(備-1)　「被保険者」については、次のとおりとします。
①　主契約が連生終身保険の場合は、「第１被保険者および第２被保険者」とします。
②　主契約に家族特約が付加されている場合は、「主契約の被保険者および家族特約の被保険者」とします。

(備-2)　主契約が入学祝金付こども保険または育英年金付こども保険の場合、被保険者の同意は不要とします。

(備-3)　指定代理請求人の指定の変更および指定の撤回を含みます。

第４条　指定代理請求人による保険金等の請求

①　保険金等の受取人(備-1)に次の(1)から(4)のどれかに該当する事情があり、かつその事情によって自ら保険金等を請求することができないと当会社が認めたときには、指定代理請求人が請求に必要な書類（別表）を当会社に提出して、保険金等の受取人(備-1)の代理人として保険金等を請求することができます。

(1)　保険金等の請求を行なう意思表示が困難であること
(2)　悪性新生物の告知を受けていないこと
(3)　請求すべき保険金等がリビング・ニーズ特約(備-2)の特約保険金である場合で、余命６ヵ月以内であることの告知を受けていないこと
(4)　その他(1)から(3)に準じる状態であること

②　指定代理請求人が第①項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において次の(1)から(5)のどれかに該当することを要します。ただし、(2)から(5)までのどれかに該当する者の場合、保険金等の請求時に当会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人(備-1)のために保険金等を請求すべき相応の理由があると当会社が認める者に限ります。

(1)　被保険者(備-3)の戸籍上の配偶者、直系血族または３親等以内の親族
(2)　被保険者(備-3)と同居しまたは被保険者(備-3)と生計を一にしている(1)に掲げる以外の者
(3)　被保険者(備-3)の療養看護に努め、または被保険者(備-3)の財産管理を行なっている者
(4)　死亡保険金等(備-4)の受取人
(5)　(2)から(4)に掲げる者と同等の特別な事情がある者

③　第①項の規定によって当会社が保険金等を指定代理請求人に支払った場合には、その支払後に重複してその保険金等の請求を受けても、当会社は、その保険金等を支払いません。

④　第①項の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由(備-5)を生じさせた者または故意に保険金等の受取人(備-1)を第①項(1)から(4)に規定する状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
⑤　保険金等の支払時期および支払場所については、その保険金等に関する主約款または付加した特約(備-6)の規定を準用します。

第４条　備考
(備-1)　保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。
(備-2)　リビング・ニーズ特約（５年ごと利差配当付保険用）およびリビング・ニーズ特約（無配当保険用）を含みます。
(備-3)　「被保険者」については、次のとおりとします。
①　主契約が入学祝金付こども保険または育英年金付こども保険の場合は、「保険契約者」とします。
②　主契約が連生終身保険の場合で、請求すべき保険金等の受取人(備-1)が第１被保険者(備-7)の場合は、「第１被保険者」と、請求すべき保険金等の受取人(備-1)が第２被保険者(備-7)の場合は、「第２被保険者」とします。
③　主契約に家族特約が付加されている場合で、請求すべき保険金等の受取人が主契約の被保険者(備-1)の場合は「主契約の被保険者」と、家族特約を付加した主契約にこの特約を付加する場合で、請求すべき保険金等の受取人が家族特約の被保険者(備-7)の場合は、「家族特約の被保険者」とします。
(備-4)　主約款、付加した特約および適用した特則の規定によって当会社が支払うこととなる被保険者(備-3)の死亡を支払事由とする死亡保険金、死亡給付金、死亡年金等をいい、名称を問いません。
(備-5)　保険料の払込の免除の場合は免除事由とします。
(備-6)　主契約に適用されている特則を含みます。
(備-7)　保険契約者が同一人である場合には、保険契約者を含みます。

第５条　告知義務違反による解除等の通知

この特約を付加した保険契約については、主契約または主契約に付加されている他の特約の詐欺による取消、告知義務違反による解除および重大事由による解除について、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、主約款または特約条項に規定する通知先のほか、指定代理請求人に通知することができます。

第６条　特約の解約

この特約のみの解約は、取り扱いません。

第７条　主約款等の代理人による請求に関する規定の不適用等

この特約を付加した保険契約については、主約款または付加した特約において、所定の者が主契約または特約の給付(備-1)をその受取人の代理人として請求できる旨の規定は適用しません。また、その規定によって指定代理請求人が指定されていた場合には、その指定代理請求人の指定はこの特約を付加したときに撤回されるものとします。

第７条　備考
(備-1)　「給付」とは、主約款および付加した特約の規定によって当会社が支払うこととなる保険金、給付金、年金等の給付をいい、名称を問いません。

別表　請求書類

（「別表一覧」をご覧ください）

給付責任開始の日に関する特別取扱特約

〈目　次〉

用語の定義 ……256
第１条　特約の付加 ……256
第２条　給付責任開始の日に関する特別取扱……256
第３条　第１回保険料等の払込期間および払込猶予期間……256
第４条　第１回保険料の払込前に保険金等の支払事由等が発生した場合の取扱 ……256
第５条　第１回保険料の不払込による主契約等の無効……256
第６条　特約の解約 ……256
第７条　第１回保険料の払込前の主契約等の解約払戻金……256
第８条　主約款の規定の準用 ……256

用語の定義

この特約で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主契約」とは主たる保険契約をいいます。

(2)　「主約款」とは主契約の普通保険約款をいいます。

第１条　特約の付加

主契約の締結の際、当会社の定める場合を除き、原則この特約を主契約に付加して締結するものとします。

第２条　給付責任開始の日に関する特別取扱

①　主約款の規定にかかわらず、「保険契約の申込を受けた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日を主契約の締結の際の給付責任開始の日(備-1)とします。

②　第①項の規定にかかわらず、主約款または給付特約(備-2)に規定する契約条件を付加して締結した保険契約については、保険契約者がその契約条件を承諾する際に特に申し出ることにより、その承諾日を給付責任開始の日(備-1)にすることができます。

第２条　備考

(備-1)　主契約が、がん医療保険の場合には、普通死亡の給付責任開始の日、無配当重大疾病保障保険、無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）、無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）または無配当重大疾病保障保険（がん保障ステージⅢⅣ限定・無解約払戻金型）の場合には、がん以外の給付責任開始の日とします。

(備-2)　「給付特約」とは、主契約に付加する保険金、給付金または年金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

第３条　第１回保険料等の払込期間および払込猶予期間

①　第１回保険料(備-1)は、第②項に規定する第１回保険料の払込期間内に払い込んでください。

②　第１回保険料の払込期間は、第２条に規定する給付責任開始の日からその給付責任開始の日の属する月の翌月末日までとします。

③　第１回保険料(備-1)については、第１回保険料の払込期間満了の日の翌日を始期として、その始期の属する月の翌々月１日までの払込猶予期間があります。

第３条　備考

(備-1)　第１回保険料に相当する金額を含みます。

第４条　第１回保険料の払込前に保険金等の支払事由等が発生した場合の取扱

第１回保険料（第３条第①項）が払い込まれないまま、第２条に規定する給付責任開始の日以後、第１回保険料の払込猶予期間（第３条第③項）満了の日までに、主約款または給付特約(備-1)にもとづく保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した場合(備-2)には、次のとおりとします。

(1)　当会社の支払うこととなった金額から第１回保険料(備-3)を差し引きます。

(2)　当会社の支払うこととなった金額が第１回保険料(備-3)に不足するときまたは保険料の払込の免除事由だけが発生したときには、保険契約者は、第１回保険料の払込猶予期間満了の日までに、第１回保険料(備-3)を払い込むことを要します。(備-4)

(3)　(2)の場合で、第１回保険料(備-3)が払い込まれなかったときには、当会社の支払うこととなった金額を支払いません。また、保険料の払込を免除しません。

第４条　備考

(備-1)　「給付特約」とは、主契約に付加する保険金、給付金または年金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

(備-2) 第１回保険料の払込猶予期間満了の日が営業日でない場合、その翌営業日までに主約款または給付特約(備-1)にもとづく保険金等の支払事由が発生したときには、第１回保険料の払込猶予期間中にその保険金等の支払事由が発生したものとして取り扱います。

(備-3)　第２回目以後の保険料について、主約款または給付特約(備-1)の規定により、主契約または給付特約(備-1)の保険金等から差し引くべきまたは当会社に払い込むことを要する主契約および給付特約の未払込の保険料がある場合には、その未払込の保険料を含みます。

(備-4) 第１回保険料の払込猶予期間満了の日が営業日でない場合、その翌営業日までに第１回保険料(備-3)が払い込まれたときには、第１回保険料の払込猶予期間満了の日までに第１回保険料(備-3)が払い込まれたものとして取り扱います。

第５条　第１回保険料の不払込による主契約等の無効

①　第１回保険料の払込猶予期間（第３条第③項）満了の日までに第１回保険料（第３条第①項）が払い込まれなかった場合には、主契約および主契約に付加された特約は無効とします。

②　第①項の規定により、主契約および主契約に付加された特約が無効となった場合には、責任準備金その他の払戻金はありません。

第６条　特約の解約

この特約の解約は取り扱いません。

第７条　第１回保険料の払込前の主契約等の解約払戻金

第１回保険料（第３条第①項）が払い込まれる前の主契約および主契約に付加された特約には、解約払戻金はありません。

第８条　主約款の規定の準用

この特約に特に規定のない事項については、その性質に反しない限り、主約款の規定を準用します。

契約変換に関する特約

〈目　次〉

用語の定義 …… 257
第１章　総則　257
第１条　特約の付加および保険契約の変換 …… 257
第２条　被保険者についての告知の省略 …… 257
第３条　変換後契約の保険金額等が変換前契約の保険金額等を超えることとなった場合の取扱 …… 257
第４条　特約の解約 …… 258
第５条　特約の解約払戻金 …… 258
第６条　特約の消滅 …… 258
第２章　変換後契約が無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）、無配当歳満期定期保険または無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）の場合の取扱　258
第７条　変換後契約の取扱 …… 258
第８条　変換前契約が変換されなかったものとする特別取扱 …… 258
第９条　保険証券への記載 …… 259
第10条　健康体割引特約の付加に際して喫煙状況等に関する告知義務違反があった場合の取扱 …… 259
第３章　変換後契約が無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）、無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）または無配当重大疾病保障保険（がん保障ステージⅢⅣ限定・無解約払戻金型）の場合の取扱　259
第11条　変換後契約の取扱 …… 259
第12条　変換前契約が変換されなかったものとする特別取扱 …… 261
第13条　保険証券への記載 …… 261
第14条　健康体割引特約（重大疾病保障保険用）の付加に際して喫煙状況等に関する告知義務違反があった場合の取扱 …… 261
第４章　変換後契約が無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・無解約払戻金型）または無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）の場合の取扱　261
第15条　変換後契約の取扱 …… 261
第16条　保険証券への記載 …… 262

用語の定義

この特約で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主契約」とは主たる保険契約をいいます。

(2)　「主約款」とは主契約の普通保険約款をいい、給付特約が付加された場合には、その特約条項を含み、災害死亡保障特則または災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）が適用された場合には、その特則条項を含みます。

(3)　「給付特約」とは主契約に付加する保険金または給付金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。

(4)　「変換後契約」とはこの特約を付加して締結する新たな保険契約をいい、変換の際、主契約に給付特約が付加される場合には、その特約を含み、災害死亡保障特則または災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）が適用される場合には、その特則を含みます。

(5)　「変換前契約」とは、変換後契約に変換される他の保険契約をいい、その保険契約に付加されている配当契約および給付特約ならびに適用されている災害死亡保障特則および災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）を含みます。

第１章　総則

第１条　特約の付加および保険契約の変換

①　保険契約者は、当会社の定めた取扱基準によって、変換後契約の締結の際に、この特約を変換後契約に付加して締結することができます。

②　この特約を付加する場合には、保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約者が指定した日を変換基準日として、有効に継続中の１の変換前契約を変換後契約に変換することができます。ただし、次の(1)から(6)に該当する保険契約は変換前契約となることはできません。

(1)　「保険料の変更」の契約条件を付加し、保険料払込期間中の保険契約

(2)　「特別保険料の加算」の契約条件を付加し、特別保険料払込期間中の保険契約

(3)　「死亡保険金額の削減」の契約条件を付加し、削減期間中の保険契約

(4)　「特定障害の不担保」の契約条件を付加し、不担保期間中の保険契約

(5)　「特定部位の不担保」の契約条件を付加し、不担保期間中の保険契約

(6)　保険料の払込が免除されている保険契約。ただし、変換基準日が保険期間満了の日の翌日(備-1)となる場合を除きます。

③　第②項に規定する変換基準日は、次の(1)または(2)のいずれかとすることを要します。

(1)　変換前契約の契約日の毎月の応当日(備-2)

(2)　変換前契約の保険期間満了の日の翌日

④　第③項の規定にかかわらず、保険契約者から申出があった場合には、次の(1)に規定する日以後(2)に規定する日までのうち、第③項に規定する日以外の日を変換基準日とすることができます。

(1)　変換前契約の契約日以後最初に到来する契約日の月単位の応当日(備-2)

(2)　変換前契約の保険期間満了の日の翌日

⑤　変換後契約の保険契約者および被保険者は、それぞれ変換前契約の保険契約者および被保険者と同一人であることを要します。

⑥　変換後契約の保険金額(備-3)は、変換基準日の前日末における変換前契約の保険金額(備-4)と同額以下とすることを要します。

⑦　当会社が変換後契約の申込を承諾した場合には、変換前契約は変換基準日の前日末に解約されたものとします。(備-5)

第１条　備考

(備-1)　保険期間が年満期で定められている保険契約については、主契約の更新の限度まで更新した後の保険期間満了の日の翌日とします。

(備-2)　応当日がない場合には、その月の末日とします。

(備-3)　死亡保険金額、重大疾病保険金額または就業障害保険金額をいいます。

(備-4)　死亡保険金額、重大疾病保険金額または就業障害保険金額をいいます。なお、変換前契約が無配当歳満期定期保険（利率変動型）の場合には「基本保険金額」とします。また、変換前契約に配当契約がある場合には、その配当契約の死亡保険金額を除き、変換前契約に次の①から⑩に定める特約が付加されている場合には、これらの特約の死亡保険金額または換算保障額を含みます。

①　一時払定期特約
②　重大疾病保障定期特約
③　５年ごと利差配当付重大疾病保障定期特約
④　５年ごと利差配当付一時払定期特約
⑤　５年ごと利差配当付年金払定期特約
⑥　５年ごと利差配当付重度障害保障定期特約
⑦　無配当重大疾病保障定期特約
⑧　無配当一時払定期特約
⑨　無配当年金払定期特約
⑩　無配当重度障害保障定期特約

(備-5)　変換前契約の保険期間満了の日の翌日が変換基準日として指定された場合、変換前契約の契約者配当金の支払について、変換前契約は保険期間の満了により消滅したものとして取り扱います。

第２条　被保険者についての告知の省略

当会社は、主約款の規定にかかわらず、変換後契約の締結（第１条）の際に、当会社の定める取扱基準により、被保険者についての告知を省略して変換後契約の締結を承諾することがあります。

第３条　変換後契約の保険金額等が変換前契約の保険金額等を超えることとなった場合の取扱

①　変換後契約の保険金額(備-1)または給付基準額が変換基準日の前日末における変換前契約の保険金額(備-2)または給付基準額を超えることとなった場合には、変換後契約のうちその超えることとなった部分を無効とし、その無効となる部分についてすでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

②　第①項によって変換後契約の全部または一部が無効となった場合で、すでに主約款の規定によって当会社が支払った金額(備-3)があったときには、その金額を払い戻すこととなった保険料から差し引き、なお不足するときには、その不足額を返還することを要します。

第３条　備考

(備-1)　死亡保険金額、重大疾病保険金額、就業障害保険金額または災害死亡保険金額をいいます。

(備-2)　死亡保険金額、重大疾病保険金額、就業障害保険金額または災害死亡保険金額をいいます。なお、変換前契約が無配当歳満期定期保険（利率変動型）の場合には「基本保険金額」とします。また、変換前契約に配当契約がある場合には、その配当契約の死亡保険金額を除き、変換前契約に次の①から⑩に定め

る特約が付加されている場合には、これらの特約の死亡保険金額または換算保障額を含みます。
① 一時払定期特約
② 重大疾病保障定期特約
③ 5年ごと利差配当付重大疾病保障定期特約
④ 5年ごと利差配当付一時払定期特約
⑤ 5年ごと利差配当付年金払定期特約
⑥ 5年ごと利差配当付重度障害保障定期特約
⑦ 無配当重大疾病保障定期特約
⑧ 無配当一時払定期特約
⑨ 無配当年金払定期特約
⑩ 無配当重度障害保障定期特約

(備-3) 保険契約の一部が無効となった場合は、無効となった部分について支払った金額とします。

第4条 特約の解約

この特約のみの解約は取り扱いません。

第5条 特約の解約払戻金

この特約については、解約払戻金はありません。

第6条 特約の消滅

主契約が消滅した場合には、この特約は消滅します。

第2章 変換後契約が無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)、無配当歳満期定期保険または無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)の場合の取扱

第7条 変換後契約の取扱

① 変換前契約を変換後契約に変換した場合には次のとおりとします。
(1) 変換後契約の保険金等(備-1)の支払については、変換前契約から変換後契約に継続されたものとみなし、変換前契約の保険期間と変換後契約の保険期間とは継続された一つの保険期間とみなして、給付責任を負います。
(2) 変換後契約の保険料の払込の免除については、次のとおりとします。
(ｱ) 主約款における保険料の払込の免除については、変換基準日(第1条)を保険契約の締結(備-2)の場合の給付責任開始の日とみなして取り扱います。
(ｲ) 変換前契約において、保険料の払込の免除がされていた場合でも、当会社は変換後契約の保険料の払込は免除しません。
(ｳ) 変換基準日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として主約款に定める身体障害状態に該当した場合でも、すでに障害があり、かつ、その原因が変換前契約の給付責任開始の日以後、変換基準日前に発生していたときには、主約款の規定にかかわらず、そのすでにあった障害がなかったとしてもその身体障害状態に該当すると認められる場合に限り、変換基準日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。
(3) 主約款において、保険契約の締結(備-2)の場合の給付責任の開始の規定は適用しません(備-3)。また、「変換基準日」を「契約日」とします。
(4) (3)に規定する契約日(備-4)を変換後契約の第1回保険料の「払込期月の基準日」とし、この日の属する月の初日から末日までを変換後契約の第1回保険料の払込期月とします。また、第1回保険料の払込猶予期間の取扱については、「第1回保険料の払込」を「第2回目以後の保険料の払込」とみなして主約款を準用します。
(5) 変換後契約における告知義務違反による変換後契約の解除の取扱については、変換前契約における被保険者についての告知を保険契約の締結(備-2)の際の告知とみなして主約款を適用します(備-5)。また、告知義務違反による変換後契約を解除できない場合の取扱については、変換前契約の給付責任開始の日を変換後契約の給付責任開始の日とみなして主約款を適用します。
(6) 主約款の死亡保険金または高度障害保険金の支払事由に該当した場合であっても、次の(ｱ)または(ｲ)に該当したときには、当会社は、主約款の支払金額の規定にかかわらず、変換後契約の死亡保険金額または高度障害保険金額から次の算式により計算した金額(備-6)を差し引いた金額を死亡保険金または高度障害保険金として支払います。なお、(ｱ)に該当したことにより、変換後契約の死亡保険金につき、その一部を差し引いて支払うこととなった場合には、変換後契約の責任準備金額のうち、その差し引いた部分に相当する金額を保険契約者に支払います。また、(ｲ)に該当したことにより、変換後契約の高度障害保険金につき、その一部を差し引いて支払うこととなった場合には、主約款の規定にかかわらず、その差し引いた部分に相当する変換後契約は継続するものとします。ただし、その継続するものとした部分の死亡保険金額が当会社の定めた金額に満たないときには、その部分は被保険者が高度障害状態に該当した時に解約されたものとして取り扱います。

変換後契約の死亡保険金額－
(変換基準日の前日末における変換前契約の死亡保険金額(備-7)－変換基準日の前日末における変換前契約の解約払戻金額(備-8))

(ｱ) 変換基準日からその日を含めて2年以内の被保険者の自殺
(ｲ) 被保険者が、変換基準日前に発生した傷害または発病した疾病によって、主約款に定める高度障害状態に該当した場合
(7) 保険契約者または被保険者(備-9)が、変換後契約の締結の際に、当会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、(5)の規定にかかわらず、(6)の算式により計算した金額(備-6)について、主約款の告知義務違反に係る規定を適用します。この場合、告知義務違反による変換後契約を解除できない場合の取扱については、変換基準日を変換後契約の給付責任開始の日とみなして主約款の規定を適用します。なお、この(7)の規定により変換後契約の一部が解除された後の変換後契約の死亡保険金額が、当会社の定めた金額に満たない場合には、その部分は告知義務違反により変換後契約の一部が解除された時に解約されたものとして取り扱います。
② 変換後契約において主約款に定める保険契約の復活が行なわれた場合、第①項(6)および(7)の規定は、適用しません。

第7条 備考
(備-1) 死亡保険金または高度障害保険金をいい、変換後契約に給付特約が付加されている場合には、その給付特約の規定により支払われる保険金または給付金を含みます。
(備-2) 変換後契約に給付特約が付加されている場合には、その給付特約の付加を含みます。
(備-3) 変換後契約の締結の際に無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約(特定難病用・保険料不要型)を付加する場合で、変換前契約に同種の特約が付加されていなかったときには、その無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約(特定難病用・保険料不要型)については除きます。
(備-4) 主契約に次の①に定める特則が適用される場合または②から④に定める特約が付加されている場合には、その特則または特約条項に規定する「契約日」とします。
① 保険料口座振替特則
② 団体扱特約
③ 集団扱特約
④ 専用集団扱特約
(備-5) 変換前契約の増額または復旧の際の告知を保険契約の締結(備-2)の際の告知とみなす場合には、その増額または復旧の際の増額部分について主約款の告知義務違反に係る規定を適用します。
(備-6) 100円未満の端数が生じた場合には、端数を切り捨てます。なお、算式により計算した金額が0円未満となる場合には、0円とします。
(備-7) 変換前契約が無配当歳満期定期保険(利率変動型)の場合には「基本保険金額」とします。なお、変換前契約に配当契約がある場合には、その配当契約の死亡保険金額を除き、変換前契約に次の①から⑩に定める特約が付加されている場合には、これらの特約の死亡保険金額または換算保障額を含みます。
① 一時払定期特約
② 重大疾病保障定期特約
③ 5年ごと利差配当付重大疾病保障定期特約
④ 5年ごと利差配当付一時払定期特約
⑤ 5年ごと利差配当付年金払定期特約
⑥ 5年ごと利差配当付重度障害保障定期特約
⑦ 無配当重大疾病保障定期特約
⑧ 無配当一時払定期特約
⑨ 無配当年金払定期特約
⑩ 無配当重度障害保障定期特約
(備-8) 保険契約者に対する現金貸付があるときは、その現金貸付金の元利合計額を差し引く前の金額とし、変換前契約に給付特約(備-10)が付加されている場合には、その付加されている給付特約(備-10)の解約払戻金額を含みます。また、変換前契約が無配当歳満期定期保険(利率変動型)の場合には、「変動保険金額」部分の解約払戻金額を除き、変換前契約に配当契約が付加されている場合には、その付加されている配当契約の解約払戻金額を除きます。
(備-9) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。
(備-10) 変換前契約を変換後契約に変換する際に、変換前契約において特約の変更に関する特則(無配当特約用)を適用し、変換基準日の前日末に給付特約を変更した場合には、その変更前の給付特約を含みます。

第8条 変換前契約が変換されなかったものとする特別取扱

① 変換後契約について、変換基準日(第1条)前の原因によって保険料の払込の免除事由に該当したため、その保険料の払込の免除が行なわれない場合で、変換前契約の普通保険約款(備-1)の規定によって、

変換前契約について、その保険料の払込の免除が行なわれるときには、保険契約者から申出があり、当会社がこれを承諾したときに限り、変換前契約は変換後契約に変換されなかったものとして取り扱います。

② 変換前契約が変換されなかったものとした場合には、変換後契約および変換前契約について、当会社の定めた方法によって計算した金額を、次の(1)または(2)のとおり精算します。

(1) 払い戻す金額がある場合には、保険契約者に支払います。

(2) 不足額がある場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに払い込むことを要します。

③ 変換前契約が変換されなかったものとした場合には、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。

(1) 変換後契約の保険契約者が、変換後に変更されていた場合には、変換前契約の保険契約者も、その保険契約者に変更されたものとします。

(2) 変換前契約の保険金受取人(備-2)が、変換後契約の保険金受取人(備-2)と異なる場合には、変換前契約の保険金受取人(備-2)は、変換後契約の保険金受取人(備-2)に変更されたものとします。

(3) 変換前契約が変換されなかったものとする時における変換後契約の死亡保険金額(備-3)が、変換の時における変換前契約の死亡保険金額(備-3)に満たない場合には、変換前契約の死亡保険金額(備-3)は、変換前契約の普通保険約款(備-1)の規定によって、変換後契約の死亡保険金額(備-3)と同じ時に、減額されていたものとして取り扱います。

(4) 変換後契約の主契約の死亡保険金額が、変換の時における変換前契約の主契約の死亡保険金額(備-4)を超え、かつ変換の時における変換前契約の死亡保険金額(備-5)に満たないときには、(3)の規定にかかわらず、変換前契約の死亡保険金額(備-5)は、変換前契約の普通保険約款(備-1)の規定によって、変換後契約の主契約の死亡保険金額と同じ時に、変換基準日の前日末における変換前契約の主契約の死亡保険金額(備-4)および特約死亡保険金額(備-6)の割合に応じて、変換後契約の主契約の死亡保険金額と同額まで減額されたものとして取り扱います。

(5) 変換後契約について、すでに給付の事由が発生し、その給付を行なっていた場合には、その部分については、変換前契約について給付を行ないません。

第８条　備考

(備-1) 変換前契約に給付特約が付加されている場合または変換前契約に約款細則がある場合には、その給付特約の特約条項および約款細則を含みます。

(備-2) 死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人をいい、変換前契約または変換後契約に給付特約が付加されている場合には、その付加されている給付特約の給付金等の受取人を含みます。

(備-3) 無配当歳満期定期保険（利率変動型）の場合には「基本保険金額」とします。なお、給付特約が付加されている場合には、付加されている給付特約の給付基準額を含みます。

(備-4) 変換前契約が無配当歳満期定期保険（利率変動型）の場合には「基本保険金額」とします。

(備-5) 変換前契約が無配当歳満期定期保険（利率変動型）の場合には「基本保険金額」とします。なお、変換前契約に配当契約がある場合には、その配当契約の死亡保険金額を除き、変換前契約に次の①から⑩に定める特約が付加されている場合には、これらの特約の死亡保険金額または換算保障額を含みます。

① 一時払定期特約
② 重大疾病保障定期特約
③ ５年ごと利差配当付重大疾病保障定期特約
④ ５年ごと利差配当付一時払定期特約
⑤ ５年ごと利差配当付年金払定期特約
⑥ ５年ごと利差配当付重度障害保障定期特約
⑦ 無配当重大疾病保障定期特約
⑧ 無配当一時払定期特約
⑨ 無配当年金払定期特約
⑩ 無配当重度障害保障定期特約

(備-6) 特約保険金額を含みます。また、変換前契約に５年ごと利差配当付年金払定期特約または無配当年金払定期特約が付加されている場合には、その換算保障額を含みます。

第９条　保険証券への記載

変換前契約を変換後契約に変換した場合には、変換後契約の保険証券にその旨を記載します。なお、保険証券には、主約款で規定する事項に加え次の事項を記載します。

(1) 変換基準日

(2) 変換基準日の前日末における変換前契約の死亡保険金額(備-1)

(3) 変換基準日の前日末における変換前契約の解約払戻金額(備-2)

第９条　備考

(備-1) 変換前契約が無配当歳満期定期保険（利率変動型）の場合には「基本保険金額」とします。なお、変換前契約に配当契約がある場合には、その配当契約の死亡保険金額を除き、変換前契約に次の①から⑩に定める特約が付加されている場合には、これらの特約の死亡保険金額または換算保障額を含みます。

① 一時払定期特約
② 重大疾病保障定期特約
③ ５年ごと利差配当付重大疾病保障定期特約
④ ５年ごと利差配当付一時払定期特約
⑤ ５年ごと利差配当付年金払定期特約
⑥ ５年ごと利差配当付重度障害保障定期特約
⑦ 無配当重大疾病保障定期特約
⑧ 無配当一時払定期特約
⑨ 無配当年金払定期特約
⑩ 無配当重度障害保障定期特約

(備-2) 保険契約者に対する現金貸付があるときは、その現金貸付金の元利合計額を差し引く前の金額とし、変換前契約に給付特約(備-3)が付加されている場合には、その付加されている給付特約(備-3)の解約払戻金額を含みます。また、変換前契約が無配当歳満期定期保険（利率変動型）の場合には、「変動保険金額」部分の解約払戻金額を除き、変換前契約に配当契約が付加されている場合には、その付加されている配当契約の解約払戻金額を除きます。

(備-3) 変換前契約を変換後契約に変換する際に、変換前契約において特約の変更に関する特則（無配当特約用）を適用し、変換基準日の前日末に給付特約を変更した場合には、その変更前の給付特約を含みます。

第10条　健康体割引特約の付加に際して喫煙状況等に関する告知義務違反があった場合の取扱

第７条第①項(7)の規定に該当した場合で、主契約に健康体割引特約が付加されているときには、第７条第①項(7)の規定を適用したうえで、健康体割引特約の告知義務違反に係る規定を適用します。

第３章　変換後契約が無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）、無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）または無配当重大疾病保障保険（がん保障ステージⅢⅣ限定・無解約払戻金型）の場合の取扱

第11条　変換後契約の取扱

① 変換前契約を変換後契約に変換した場合には次のとおりとします。

(1) 変換後契約の保険金等(備-1)の支払については、変換前契約から変換後契約に継続されたものとみなし、変換前契約の保険期間と変換後契約の保険期間とは継続された一つの保険期間とみなして、給付責任を負います。

(2) 変換後契約の保険料の払込の免除については、次のとおりとします。

(ｲ) 主約款における保険料の払込の免除については、変換基準日（第１条）を保険契約の締結(備-2)の場合のがん以外の給付責任開始の日(備-3)とみなして取り扱います。

(ﾛ) 変換前契約において、保険料の払込の免除がされていた場合でも、当会社は変換後契約の保険料の払込は免除しません。

(ﾊ) 変換基準日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として主約款に定める高度障害状態に該当した場合でも、すでに障害があり、かつ、その原因が変換前契約のがん以外の給付責任開始の日(備-3)以後、変換基準日前に発生していたときには、主約款の規定にかかわらず、そのすでにあった障害がなかったとしてもその高度障害状態に該当すると認められる場合に限り、変換基準日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としてその高度障害状態に該当したものとして取り扱います。

(ﾆ) 変換前契約のがん以外の給付責任開始の日(備-3)以後、変換基準日前に発病していた疾病により主約款に定める高度障害状態に該当した場合については、主約款において、当会社が保険契約の締結の際の告知によりその疾病に関する事実を知っていた場合に、がん以外の給付責任開始の日(備-3)以後に発病した疾病により高度障害状態に該当したものとして取り扱う規定は適用しません。

(ﾎ) 変換基準日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として主約款に定める身体障害状態に該当した場合でも、すでに障害があり、かつ、その原因が変換前契約のがん以外の給付責任開始の日(備-3)以後、変換基準日前に発生していたときには、主約款の規定にかかわらず、そのすでにあった障害がなかったとしてもその身体障害状態に該当すると認められる場合に限り、変換基準日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその身体障害状態に該当したものとして取り扱います。

(3) 主約款において、保険契約の締結(備-2)の場合の給付責任の開始の規定は適用しません。また、「変換基準日」を「契約日」とします。

(4) (3)に規定する契約日(備-4)を変換後契約の第１回保険料の「払込期月の基準日」とし、この日の属する月の初日から末日までを変換後契約の第１回保険料の払込期月とします。また、第１回保険料の払込猶予期間の取扱については、「第１回保険料の払込」を「第２回目以後の保険料の払込」とみなして主約款を準用します。

(5) 変換後契約における告知義務違反による変換後契約の解除の取扱については、変換前契約における被保険者についての告知を保険契約の締結(備-2)の際の告知とみなして主約款を適用します。また、告知義務違反による変換後契約を解除できない場合の取扱については、変換前契約のがん以外の給付責任開始の日(備-3)を変換後契約のがん以外の給付責任開始の日(備-3)とみなして主約款を適用します。

(6) 主契約の普通保険約款の重大疾病保険金の支払事由に該当した場合であっても、次の(ｱ)または(ｲ)に該当したときには、当会社は、主契約の普通保険約款の支払金額の規定にかかわらず、変換後契約の重大疾病保険金額から次の算式により計算した金額(備-5)を差し引いた金額を重大疾病保険金として支払います。なお、(ｱ)または(ｲ)に該当したことにより、変換後契約の重大疾病保険金につき、その一部を差し引いて支払うこととなった場合には、主契約の普通保険約款の規定にかかわらず、その差し引いた部分に相当する変換後契約は継続するものとします(備-6)。ただし、その継続するものとした部分の重大疾病保険金額が当会社の定めた金額に満たないときには、その部分は被保険者が重大疾病保険金の支払事由に該当した時に解約されたものとして取り扱います。

変換後契約の重大疾病保険金額－ （変換基準日の前日末における変換前契約の重大疾病保険金額－変換基準日の前日末における変換前契約の主契約の解約払戻金額）

(ｱ) 被保険者が、変換基準日からその日を含めて９０日以内に、主契約の普通保険約款に定める悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定された場合

(ｲ) 被保険者が、変換基準日前に発病した疾病によって、主契約の普通保険約款に定める急性心筋梗塞または脳卒中による重大疾病保険金の支払事由に該当した場合

(7) (6)に該当し、変換後契約の重大疾病保険金についてその一部を差し引いて支払うこととなった場合で、死亡給付金の支払後に重大疾病保険金の支払請求を受けたときには、重大疾病保険金の支払に関し、次の(ｱ)および(ｲ)のとおり取り扱います。

(ｱ) (6)の規定および主契約の普通保険約款の支払金額の規定にかかわらず、当会社は、変換後契約の重大疾病保険金額から(6)の算式により計算した金額(備-5)を差し引いた金額とその差し引いた部分に相当する変換後契約の死亡給付金額との合計額からすでに支払済の死亡給付金額を差し引いた金額を重大疾病保険金として支払います。

(ｲ) (ｱ)の場合、重大疾病保険金の支払事由発生の時において、死亡給付金受取人はすでに支払済の死亡給付金額のうち(6)の算式により計算した金額(備-5)部分に相当する変換後契約の死亡給付金額を超える部分の金額について、重大疾病保険金の受取人であったものとし、(6)の規定および主契約の普通保険約款の「死亡給付金の支払およびその免責」の規定にかかわらず、その超える部分の死亡給付金は重大疾病保険金として支払ったものとみなして取り扱います。

(8) 被保険者が、変換基準日からその日を含めて９０日以内に主契約の普通保険約款に定める悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定された場合は、次のとおり取り扱います。ただし、主契約の普通保険約款の「詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効」、「告知義務違反による保険契約の解除および保険金・給付金の不支払等」(備-7)もしくは「重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等」の規定またはこの特約の第１１条第①項(11)の規定によって、保険契約が解除され、無効となりまたは取り消された場合を除きます。

(ｱ) 悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定された時以後は、(6)の算式により計算した金額(備-5)部分に相当する変換後契約について、被保険者が主契約の普通保険約款に定める悪性新生物による重大疾病保険金の支払事由に該当した場合でも、当会社は、重大疾病保険金を支払いません。

(ｲ) 医師による診断確定日からその日を含めて１８０日以内に保険契約者から申出があった場合には、(6)の算式により計算した金額(備-5)部分に相当する変換後契約は無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料のうち、その無効とした部分に相当する金額を保険契約者に払い戻します。

(9) 無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）の特約条項の重大疾病治療給付金の支払事由に該当した場合であっても、次の(ｱ)または(ｲ)に該当したときには、当会社は、無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）の特約条項の支払金額の規定にかかわらず、変換後契約の重大疾病治療給付金額から次の算式により計算した金額(備-5)を差し引いた金額を重大疾病治療給付金として支払います。なお、(ｱ)または(ｲ)に該当したことにより、変換後契約の重大疾病治療給付金につき、その一部を差し引いて支払うこととなった場合には、無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）の特約条項の規定にかかわらず、その差し引いた部分に相当する無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）は継続するものとします(備-8)(備-9)。ただし、その継続するものとした部分の重大疾病治療給付金額が当会社の定めた金額に満たないときには、その部分は被保険者が重大疾病治療給付金の支払事由に該当した時に解約されたものとして取り扱います。

変換後契約の重大疾病治療給付金額－ （変換基準日の前日末における変換前契約の重大疾病治療給付金額－変換基準日の前日末における変換前契約に付加された無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付）または無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）の解約払戻金額）

(ｱ) 変換基準日からその日を含めて９０日以内に、無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）の特約条項に定める悪性新生物、上皮内癌または皮膚癌による重大疾病治療給付金の支払事由に該当した場合

(ｲ) 被保険者が、変換基準日前に発病した疾病によって、無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）の特約条項に定める急性心筋梗塞または脳卒中による重大疾病治療給付金の支払事由に該当した場合

(10) (9)(ｱ)に該当し、変換後契約の重大疾病治療給付金についてその一部を差し引いて支払うこととなった場合で、医師による診断確定日からその日を含めて１８０日以内に保険契約者から申出があったときには、その差し引いた部分に相当する無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）は無効とし、当会社は、すでに払い込まれた無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）の保険料のうち、その差し引いた部分に相当する金額を保険契約者に払い戻します。ただし、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」第４条、第９条もしくは第１０条の規定またはこの特約の第１１条第①項(11)の規定によって、この特約が解除され、無効となりまたは取り消された場合を除きます。

(11) 保険契約者または被保険者(備-10)が、変換後契約の締結の際に、当会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、(5)の規定にかかわらず、(6)および(9)の算式により計算した金額(備-5)について、主約款の告知義務違反に係る規定を適用します。この場合、告知義務違反による変換後契約を解除できない場合の取扱については、変換基準日を変換後契約のがん以外の給付責任開始の日(備-3)とみなして主約款の規定を適用します。なお、この(11)の規定により変換後契約の一部が解除された後の変換後契約の重大疾病保険金額または重大疾病治療給付金額が、当会社の定めた金額に満たない場合には、その部分は告知義務違反により変換後契約の一部が解除された時に解約されたものとして取り扱います。

② 変換後契約において主約款に定める保険契約の復活が行なわれた場合、第①項(6)から(11)の規定は、適用しません。

第１１条　備考

(備-1) 重大疾病保険金または死亡給付金をいい、変換後契約に無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付）または無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）が付加されている場合には、これらの特約の特約条項により支払われる給付金を含みます。

(備-2) 変換後契約に無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付）または無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）が付加されている場合には、これらの特約の付加を含みます。

(備-3) 付加された無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付）または無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）については、「特約の給付責任開始の日」とします。

(備-4) 主契約に次の①に定める特則が適用される場合または②から④に定める特約が付加されている場合には、その特則または特約条項に規定する「契約日」とします。

① 保険料口座振替特則
② 団体扱特約
③ 集団扱特約
④ 専用集団扱特約

(備-5) １００円未満の端数が生じた場合には、端数を切り捨てます。なお、算式により計算した金額が０円未満となる場合には、０円とします。

(備-6) 主契約の普通保険約款の規定により被保険者の死亡と同時または死亡の直前に重大疾病保険金の支払事由に該当する診断または診断確定があったものとして取り扱う場合で、変換後契約の重大疾病保険金についてその一部を差し引いて支払うこととなったときには、その差し引いた部分に相当する変換後契約については、主契約の普通保険約款の「死亡給付金の支払およびその免責」の規定にもとづき死亡給付金を死亡給付金受取人に支払い(備-11)、被保険者が死亡した時に消滅するものとします。

(備-7) 主契約が無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）または無配当重大疾病保障保険（がん保障ステージⅢⅣ限定・無解約払戻金型）の場合には、「告知義務違反による保険契約の解除および保険金の不支払等」とします。

(備-8) (9)(7)に該当し変換後契約の重大疾病治療給付金についてその一部を差し引いて支払うこととなった場合には、次の①および②のとおり取り扱います。
① 悪性新生物により(9)(7)に該当した場合、その重大疾病治療給付金の支払事由が発生した時以後は、被保険者が悪性新生物に罹患した場合でも、無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）の特約条項に定める悪性新生物による重大疾病治療給付金の支払事由には該当しません。
② 上皮内癌または皮膚癌により(9)(7)に該当した場合、その重大疾病治療給付金の支払事由が発生した時以後は、被保険者が上皮内癌または皮膚癌に罹患した場合でも、無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）の特約条項に定める上皮内癌または皮膚癌による重大疾病治療給付金の支払事由には該当しません。
(備-9) 無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）の特約条項の規定により被保険者の死亡と同時または死亡の直前に重大疾病治療給付金の支払事由に該当する診断または診断確定があったものとして取り扱う場合で、変換後契約の重大疾病治療給付金についてその一部を差し引いて支払うこととなったときには、その差し引いた部分に相当する無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）については、被保険者が死亡した時に消滅するものとします。
(備-10) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。
(備-11) 変換後契約が無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）もしくは無配当重大疾病保障保険（がん保障ステージⅢⅣ限定・無解約払戻金型）の場合または無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）で解約払戻金抑制割合が１００％の場合は、死亡給付金はありません。

第12条　変換前契約が変換されなかったものとする特別取扱

① 変換後契約について、変換基準日（第１条）前の原因によって保険料の払込の免除事由に該当したため、その保険料の払込の免除が行なわれない場合で、変換前契約の普通保険約款(備-1)の規定によって、変換前契約について、その保険料の払込の免除が行なわれるときには、保険契約者から申出があり、当会社がこれを承諾したときに限り、変換前契約は変換後契約に変換されなかったものとして取り扱います。
② 変換前契約が変換されなかったものとした場合には、変換後契約および変換前契約について、当会社の定めた方法によって計算した金額を、次の(1)または(2)のとおり精算します。
(1) 払い戻す金額がある場合には、保険契約者に支払います。
(2) 不足額がある場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに払い込むことを要します。
③ 変換前契約が変換されなかったものとした場合には、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。
(1) 変換後契約の保険契約者が、変換後に変更されていた場合には、変換前契約の保険契約者も、その保険契約者に変更されたものとします。
(2) 変換前契約の保険金等の受取人(備-2)が、変換後契約の保険金等の受取人(備-2)と異なる場合には、変換前契約の保険金等の受取人(備-2)は、変換後契約の保険金等の受取人(備-2)に変更されたものとします。
(3) 変換前契約が変換されなかったものとする時における変換後契約の重大疾病保険金額が、変換の時における変換前契約の重大疾病保険金額に満たない場合には、変換前契約の重大疾病保険金額は、変換前契約の普通保険約款の規定によって、変換後契約の重大疾病保険金額と同じ時に、減額されていたものとして取り扱います。
(4) 変換前契約が変換されなかったものとする時における変換後契約の重大疾病治療給付金額が、変換の時における変換前契約の重大疾病治療給付金額に満たない場合には、変換前契約の重大疾病治療給付金額は、変換前契約に適用されている「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」の規定によって、変換後契約の重大疾病治療給付金額と同じ時に、減額されていたものとして取り扱います。
(5) 変換後契約について、すでに給付の事由が発生し、その給付を行なっていた場合には、その部分については、変換前契約について給付を行ないません。

第12条　備考
(備-1) 変換前契約に無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付）または無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）が付加されている場合には、これらの特約の特約条項を含みます。
(備-2) 重大疾病保険金の受取人または死亡給付金受取人をいい、変換前契約または変換後契約に無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付）または無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）が付加されている場合には、その付加されている特約の給付金の受取人を含みます。

第13条　保険証券への記載

変換前契約を変換後契約に変換した場合には、変換後契約の保険証券にその旨を記載します。なお、保険証券には、主約款で規定する事項に加え次の事項を記載します。
(1) 変換基準日
(2) 変換基準日の前日末における変換前契約の重大疾病保険金額
(3) 変換前契約に無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付）または無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）が付加されている場合には、変換基準日の前日末におけるこれらの特約の重大疾病治療給付金額
(4) 変換基準日の前日末における変換前契約の主契約の解約払戻金額
(5) 変換前契約に無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付）または無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）が付加されている場合には、変換基準日の前日末におけるこれらの特約の解約払戻金額

第１４条　健康体割引特約（重大疾病保障保険用）の付加に際して喫煙状況等に関する告知義務違反があった場合の取扱

第１１条第①項(11)の規定に該当した場合で、主契約に健康体割引特約（重大疾病保障保険用）が付加されているときには、第１１条第①項(11)の規定を適用したうえで、健康体割引特約（重大疾病保障保険用）の告知義務違反に係る規定を適用します。

第４章　変換後契約が無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・無解約払戻金型）または無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）の場合の取扱

第15条　変換後契約の取扱

① 変換前契約を変換後契約に変換した場合には次のとおりとします。
(1) 変換後契約の保険金等(備-1)の支払については、変換前契約から変換後契約に継続されたものとみなし、変換前契約の保険期間と変換後契約の保険期間とは継続された一つの保険期間とみなして、給付責任を負います。
(2) 主約款において、保険契約の締結(備-2)の場合の給付責任の開始の規定は適用しません。また、「変換基準日」を「契約日」とします。
(3) (2)に規定する契約日(備-3)を変換後契約の第１回保険料の「払込期月の基準日」とし、この日の属する月の初日から末日までを変換後契約の第１回保険料の払込期月とします。また、第１回保険料の払込猶予期間の取扱については、「第１回保険料の払込」を「第２回目以後の保険料の払込」とみなして主約款を準用します。
(4) 変換後契約における告知義務違反による変換後契約の解除の取扱については、変換前契約における被保険者についての告知を保険契約の締結(備-2)の際の告知とみなして主約款を適用します。また、告知義務違反による変換後契約を解除できない場合の取扱については、変換前契約の給付責任開始の日を変換後契約の給付責任開始の日とみなして主約款を適用します。
(5) 主約款の就業障害保険金の支払事由に該当した場合であっても、被保険者が、変換基準日前に発生した傷害または発病した疾病によって主約款に定める就業障害保険金の支払事由に該当したときには、当会社は、主約款の支払金額の規定にかかわらず、変換後契約の就業障害保険金額から次の算式により計算した金額(備-4)を差し引いた金額を就業障害保険金として支払います。なお、変換後契約の就業障害保険金につき、その一部を差し引いて支払うこととなった場合には、主約款の規定にかかわらず、その差し引いた部分に相当する変換後契約は継続するものとします(備-5)。ただし、その継続するものとした部分の就業障害保険金額が当会社の定めた金額に満たないときには、その部分は被保険者が就業障害保険金の支払事由に該当した時に解約されたものとして取り扱います。

変換後契約の就業障害保険金額－
（変換基準日の前日末における変換前契約の就業障害保険金額－変換基準日の前日末における変換前契約の解約払戻金額）

(6) (5)に該当し、変換後契約の就業障害保険金についてその一部を差し引いて支払うこととなった場合で、死亡給付金の支払後に就業障害保険金の支払請求を受けたときには、就業障害保険金の支払に関し、次の(ｱ)および(ｲ)のとおり取り扱います。
(ｱ) (5)の規定および主約款の支払金額の規定にかかわらず、当会社は、変換後契約の就業障害保険金額から(5)の算式により計算した金額(備-4)を差し引いた金額とその差し引いた部分に相当する変換後契約の死亡給付金額との合計額からすでに支払済の死亡給付金額を差し引いた金額を就業障害保険金として支払います。
(ｲ) (ｱ)の場合、就業障害保険金の支払事由発生の時において、死亡給付金受取人はすでに支払済の死亡給付金額のうち(5)の算式により計算した金額(備-4)部分に相当する変換後契約の死亡給付金額を超える部分の金額について、就業障害保険金の受取人であったものとし、(5)の規定および主約款の「死亡給付金の支払およ

びその免責」の規定にかかわらず、その超える部分の死亡給付金は就業障害保険金として支払ったものとみなして取り扱います。

(7) 保険契約者または被保険者(備-6)が、変換後契約の締結の際に、当会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、(4)の規定にかかわらず、(5)の算式により計算した金額(備-4)について、主約款の告知義務違反に係る規定を適用します。この場合、告知義務違反による変換後契約を解除できない場合の取扱については、変換基準日を変換後契約の給付責任開始の日とみなして主約款の規定を適用します。なお、この(7)の規定により変換後契約の一部が解除された後の変換後契約の就業障害保険金額が、当会社の定めた金額に満たない場合には、その部分は告知義務違反により変換後契約の一部が解除された時に解約されたものとして取り扱います。

② 変換後契約において主約款に定める保険契約の復活が行なわれた場合、第①項(5)から(7)の規定は、適用しません。

第15条 備考

(備-1) 就業障害保険金または死亡給付金をいい、変換後契約に災害死亡保障特則または災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）が適用されている場合には、これらの特則の規定により支払われる災害死亡保険金を含みます。

(備-2) 変換後契約に災害死亡保障特則または災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）が適用されている場合には、これらの特則の適用を含みます。

(備-3) 主契約に次の①に定める特則が適用される場合または②から④に定める特約が付加されている場合には、その特則または特約条項に規定する「契約日」とします。

① 保険料口座振替特則
② 団体扱特約
③ 集団扱特約
④ 専用集団扱特約

(備-4) 100円未満の端数が生じた場合には、端数を切り捨てます。なお、算式により計算した金額が0円未満となる場合には、0円とします。

(備-5) 主約款の規定により被保険者の死亡と同時または死亡の直前に身体障害者手帳の交付があったものとして取り扱う場合で、変換後契約の就業障害保険金についてその一部を差し引いて支払うこととなったときには、その差し引いた部分に相当する変換後契約については、主約款の「死亡給付金の支払およびその免責」の規定にもとづき死亡給付金を死亡給付金受取人に支払い(備-7)、被保険者が死亡した時に消滅するものとします。

(備-6) 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

(備-7) 変換後契約が無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・無解約払戻金型）の場合または無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）で解約払戻金抑制割合が100%の場合は、死亡給付金はありません。

第16条 保険証券への記載

変換前契約を変換後契約に変換した場合には、変換後契約の保険証券にその旨を記載します。なお、保険証券には、主約款で規定する事項に加え次の事項を記載します。

(1) 変換基準日
(2) 変換基準日の前日末における変換前契約の就業障害保険金額
(3) 変換基準日の前日末における変換前契約の解約払戻金額

契約転換に関する特約

〈目　次〉

この特約の内容……263
第１条　特約の付加および契約の転換……263
第２条　転換される旧契約の取扱……263
第３条　旧契約の契約者配当金の特別取扱……263
第４条　旧契約が転換されなかったものとする特別取扱……263
第５条　被保険者についての告知を省略する場合の特別取扱……264
第６条　保険証券への記載……264
第７条　新契約が定期保険契約または５年ごと利差配当付定期保険契約の場合の取扱……264
第８条　旧契約・新契約が、逓増定期保険、逓減定期保険契約などの場合の取扱……264
第９条　旧契約が５年ごと利差配当付年金払定期保険の場合の取扱……264
第10条　旧契約が終身介護保障保険の場合の取扱……264
第11条　旧契約・新契約が無配当定期保険契約、無配当定期保険（無解約払戻金型）、無配当終身保険などの場合の取扱……265
第12条　新契約に５年ごと利差配当付重大疾病保障定期特約または無配当重大疾病保障定期特約が付加されている場合の取扱……265
第13条　新契約・旧契約に５年ごと利差配当付年金払定期特約または無配当年金払定期特約が付加されている場合の取扱……265
第14条　新契約に５年ごと利差配当付重度障害保障定期特約または無配当重度障害保障定期特約が付加されている場合の取扱……265
第15条　旧契約・新契約が無配当歳満期定期保険（利率変動型）契約の場合の取扱……265
第16条　旧契約が無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）の場合の取扱……265
第17条　旧契約が無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）の場合の取扱……266

この特約の内容

この特約は、保険契約者の保険設計上の必要性の変化に応じて、すでに締結されている１または２以上の保険契約を新たな保険契約に転換する場合の取扱について規定したものです。

第１条（特約の付加および契約の転換）

① 保険契約者は、当会社の定めた取扱基準によって、新たな保険契約（以下、「新契約」といいます。）の締結の際に、この特約を新契約に付加して締結することができます。

② この特約を付加した場合には、契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、有効に継続中の１または２以上の他の保険契約（配当契約または特約が付加されている場合には、それらを含みます。以下、「旧契約」といいます。）を新契約に転換することができます。ただし、次の(1)から(5)に該当する保険契約は旧契約となることはできません。

(1) 「保険料の変更」の契約条件を付加し、保険料払込期間中の保険契約

(2) 「特別保険料の加算」の契約条件を付加し、特別保険料払込期間中の保険契約

(3) 「死亡保険金額の削減」の契約条件を付加し、削減期間中の保険契約

(4) 「特定障害の不担保」の契約条件を付加し、不担保期間中の保険契約

(5) 「特定部位の不担保」の契約条件を付加し、不担保期間中の保険契約

第２条（転換される旧契約の取扱）

新契約に転換される旧契約については、次の(1)から(4)によって取り扱います。

(1) 旧契約の契約者および被保険者は、それぞれ新契約の契約者および被保険者と同一人であることを要します。

(2) 当会社が新契約の申込を承諾した場合には、旧契約は新契約の普通保険約款（特約が付加されている場合には、その特約条項を含みます。以下、「約款」といいます。）に規定する給付責任の開始と同時に消滅します。

(3) 旧契約の転換価格は、当会社の定めた方法により、新契約の責任準備金等に充当します。

(4) (3)の旧契約の転換価格は、次の(イ)から(ホ)の金額の合計額とします。ただし、保険料の自動貸付金、契約者に対する現金貸付金その他契約が消滅した場合に当会社へ返済することとなる金額があった場合または「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料があった場合には、その元利合計額または未払込の保険料を差し引いた残額とします。

(イ) 責任準備金

(ロ) 旧契約の約款の規定により割り当てられた契約者配当金（積み立てられた契約者配当金または保険料から差し引かれていない契約者配当金の残額を含みます。）および第３条の規定によって割り当てられた契約者配当金

(ハ) 旧契約の普通保険約款に、保険契約が消滅する際に未経過保険料を払い戻すことが定められている場合には、その未経過保険料

(ニ) 保険料前納金の残額

(ホ) その他当会社に積み立てられた金額の元利合計額（その受取人が契約者と同一人の場合に限ります。）

第３条（旧契約の契約者配当金の特別取扱）

当会社は、旧契約の約款に定めるほか、旧契約に対して、新契約の給付責任開始の日の直前の事業年度末に、当会社の定める方法により、契約者配当金を割り当てます。ただし、旧契約に契約者配当金がない場合を除きます。

第４条（旧契約が転換されなかったものとする特別取扱）

① 新契約（転換時に特約が付加された場合には、その特約を含みます。以下、同様とします。）が次の(1)から(3)のどれかに該当した場合には、当会社の定めた方法によって、旧契約は新契約に転換されなかったものとして取り扱います。ただし、(2)に該当した場合で、契約者から特に反対の申出があり、当会社がこれを承諾したときには、この取扱をしません。

(1) 新契約が取り消された場合、無効となった場合または転換の際の告知義務違反によって解除された場合

(2) 新契約について、給付責任開始の日前の原因によって高度障害保険金、給付金等の支払事由または保険料の払込の免除事由（特約に規定する給付の事由を含みます。）に該当したため、その支払または免除が行なわれない場合で、旧契約の約款の規定によって、旧契約について、その支払または免除が行なわれることとなるとき

(3) 新契約について、「給付責任開始の日からその日を含めて２年以内の自殺」の免責事由に該当したため、死亡保険金の支払（死亡給付金の支払その他死亡を事由とする給付を含みます。以下、同様とします。）が行なわれない場合で、旧契約の約款の規定によって、旧契約について、死亡保険金の支払が行なわれることとなるとき

② 旧契約が転換されなかったものとした場合には、新契約および旧契約について、当会社の定めた方法によって計算した金額を、次の(1)または(2)のとおり精算します。

(1) 払い戻す金額がある場合には、契約者に支払います。ただし、旧契約について、保険金、給付金または年金を支払うこととなったときには、その受取人に支払います。

(2) 不足額がある場合には、契約者は、当会社の指定した日までに払い込むことを要します。ただし、旧契約について、保険金、給付金または年金を支払うこととなったときには、保険金、給付金または年金から差し引きます。

③ 旧契約が転換されなかったものとした場合には、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

(1) 新契約の契約者が、転換後に変更されていた場合には、旧契約の契約者も、その契約者に変更されたものとします。

(2) 旧契約の保険金受取人（高度障害保険金、給付金、年金等の受取人を含みます。以下、同様とします。）が、新契約の保険金受取人と異なる場合には、旧契約の保険金受取人は、新契約の保険金受取人に変更されたものとします。

(3) 旧契約が転換されなかったものとする時における新契約の保険金額（その他の給付の基準となる金額を含みます。以下、同様とします。）が、転換の時における旧契約の保険金額に満たない場合には、旧契約の保険金額は、旧契約の約款の「保険金額の減額」の規定によって、新契約の保険金額と同じ時に、減額されていたものとして取り扱います。

(4) 新契約について、すでに給付の事由が発生し、その給付を行なっていた場合には、その部分については、旧契約について給付を行ないません。

④ 第①項(2)によって旧契約が転換されなかったものとした場合の新契約の取扱については、当会社の定めた方法によるものとします。

第５条（被保険者についての告知を省略する場合の特別取扱）

① 当会社は、約款の規定にかかわらず、新契約の締結の際に、当会社の定める取扱基準により、被保険者についての告知を省略して新契約の締結を承諾することがあります。

② 前項の規定により、被保険者についての告知を省略した場合、次のとおり取り扱います。

(1) 新契約の給付責任開始の日を「第１回保険料または第１回保険料に相当する金額が払い込まれた日」とします。

(2) 新契約における告知義務違反による契約の解除の取扱については、旧契約における被保険者についての告知を転換の際の告知とみなして新契約の約款を適用します。また、告知義務違反による契約を解除できない場合の取扱については、旧契約の給付責任開始の日を新契約の給付責任開始の日とみなして新契約の約款を適用します。

第６条（保険証券への記載）

旧契約を新契約に転換した場合には、新契約の保険証券にその旨を記載します。

第７条（新契約が定期保険契約または５年ごと利差配当付定期保険契約の場合の取扱）

新契約が定期保険または５年ごと利差配当付定期保険の場合には、第１条「契約の転換」の中で「配当契約または特約」を「配当契約、特約または契約者配当金特殊支払特則による一時払特殊養老保険」と、第２条「転換される旧契約の取扱」(4)(イ)を「責任準備金（契約者配当金特殊支払特則による一時払特殊養老保険の払戻金を含みます。）」と読み替えます。

第８条（旧契約・新契約が、逓増定期保険、逓減定期保険契約などの場合の取扱）

① 旧契約が逓増定期保険、逓減定期保険、５年ごと利差配当付逓増定期保険、５年ごと利差配当付逓減定期保険、５年ごと利差配当付逓増定期保険（複利逓増型）、無配当逓増定期保険（逓増率変更型）、無配当逓減定期保険、無配当逓増定期保険（初期低解約払戻金型）または無配当逓減定期保険（保険料逓減・無解約払戻金型）で、新契約が無配当逓減定期保険以外の場合には次のとおりとします。

(1) 第４条「旧契約が転換されなかったものとする特別取扱」第③項(3)を次のとおり読み替えます。

「(3) 旧契約が転換されなかったものとする時（以下、本号において「転換取消時」といいます。なお、その時までに死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が発生していた場合には、支払事由が発生した時とします。以下、本号において同様とします。）における新契約の保険金額（その他の給付の基準となる金額を含みます。以下、同様とします。）が、転換取消時における旧契約の死亡保険金額（特約が付加されている場合には、特約の給付の基準となる金額を含みます。以下、同様とします。）に満たない場合には、転換取消時において新契約の保険金額と旧契約の死亡保険金額が同額となるまで、旧契約の基本保険金額（特約が付加されている場合には、特約の給付の基準となる金額を含みます。以下、同様とします。）は、旧契約の約款の「基本保険金額の減額」の規定によって、新契約の保険金額と同じ時（新契約の保険金額が旧契約の死亡保険金額に満たないこととなった時を含みます。）に、減額されていたものとして取り扱います。」

(2) 旧契約が無配当逓増定期保険（初期低解約払戻金型）または無配当逓減定期保険（保険料逓減・無解約払戻金型）の場合には、第２条「転換される旧契約の取扱」(4)(イ)を「解約払戻金」と読み替えます。

② 旧契約が逓増定期保険、逓減定期保険、５年ごと利差配当付逓増定期保険、５年ごと利差配当付逓減定期保険、５年ごと利差配当付年金払定期保険、５年ごと利差配当付逓増定期保険（複利逓増型）、無配当逓増定期保険（逓増率変更型）、無配当逓減定期保険、無配当逓増定期保険（初期低解約払戻金型）、無配当逓減定期保険（保険料逓減・無解約払戻金型）および無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）のどれにも該当せず、新契約が無配当逓減定期保険の場合には、次のとおりとします。

(1) 第１条「契約の転換」の中で「配当契約または特約」を「配当契約、特約または契約者配当金特殊支払特則による一時払特殊養老保険」と、第２条「転換される旧契約の取扱」(4)(イ)を「責任準備金（契約者配当金特殊支払特則による一時払特殊養老保険の払戻金を含みます。）」と読み替えます。

(2) 第４条「旧契約が転換されなかったものとする特別取扱」第③項(3)を次のとおり読み替えます。

「(3) 旧契約が転換されなかったものとする時（以下、本号において「転換取消時」といいます。なお、その時までに死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が発生していた場合には、支払事由が発生した時とします。以下、本号において同様とします。）における新契約の死亡保険金額（特約が付加されている場合には、特約の給付の基準となる金額を含みます。以下、同様とします。）が、転換の時における旧契約の保険金額（その他の給付の基準となる金額を含みます。以下、同様とします。）に満たない場合には、転換取消時における新契約の死亡保険金額と旧契約の保険金額が同額となるまで、旧契約の保険金額は、旧契約の約款の「保険金額の減額」の規定によって、新契約の基本保険金額と同じ時（新契約の死亡保険金額が旧契約の保険金額に満たないこととなった時を含みます。）に、減額されていたものとして取り扱います。」

③ 旧契約が、逓増定期保険、逓減定期保険、５年ごと利差配当付逓増定期保険、５年ごと利差配当付逓減定期保険、５年ごと利差配当付逓増定期保険（複利逓増型）、無配当逓増定期保険（逓増率変更型）、無配当逓減定期保険、無配当逓増定期保険（初期低解約払戻金型）または無配当逓減定期保険（保険料逓減・無解約払戻金型）で、新契約が無配当逓減定期保険の場合には、次のとおりとします。

(1) 第４条「旧契約が転換されなかったものとする特別取扱」第③項(3)を次のとおり読み替えます。

「(3) 旧契約が転換されなかったものとする時（以下、本号において「転換取消時」といいます。なお、その時までに死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が発生していた場合には、支払事由が発生した時とします。以下、本号において同様とします。）における新契約の死亡保険金額（特約が付加されている場合には、特約の給付の基準となる金額を含みます。以下、同様とします。）が、転換取消時における旧契約の死亡保険金額に満たない場合には、転換取消時において新契約の死亡保険金額と旧契約の死亡保険金額が同額となるまで、旧契約の基本保険金額（特約が付加されている場合には、特約の給付の基準となる金額を含みます。以下、同様とします。）は、旧契約の約款の「基本保険金額の減額」の規定によって、新契約の基本保険金額と同じ時（新契約の死亡保険金額が旧契約の死亡保険金額に満たないこととなった時を含みます。）に、減額されていたものとして取り扱います。」

(2) 旧契約が無配当逓増定期保険（初期低解約払戻金型）または無配当逓減定期保険（保険料逓減・無解約払戻金型）の場合には、第２条「転換される旧契約の取扱」(4)(イ)を「解約払戻金」と読み替えます。

第９条（旧契約が５年ごと利差配当付年金払定期保険の場合の取扱）

旧契約が５年ごと利差配当付年金払定期保険の場合には、第４条「旧契約が転換されなかったものとする特別取扱」第③項(3)を次のとおり読み替えます。

「(3) 旧契約が転換されなかったものとする時（以下、本号において「転換取消時」といいます。なお、その時までに死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が発生していた場合には、支払事由が発生した時とします。以下、本号において同様とします。）における新契約の保険金額（その他の給付の基準となる金額を含みます。以下、同様とします。）が、転換取消時における旧契約の換算保障額（特約が付加されている場合には、特約の給付の基準となる金額を含みます。以下、同様とします。）に満たない場合には、転換取消時において新契約の保険金額（無配当逓減定期保険の場合は死亡保険金額とします。）と旧契約の換算保障額が同額となるまで、旧契約の基準年金年額（特約が付加されている場合には、特約の給付の基準となる金額を含みます。以下、同様とします。）は、旧契約の約款の「基準年金年額の減額」の規定によって、新契約の保険金額（無配当逓減定期保険の場合は基本保険金額とします。）と同じ時（新契約の保険金額（無配当逓減定期保険の場合は死亡保険金額とします。）が旧契約の換算保障額に満たないこととなった時を含みます。）に、減額されていたものとして取り扱います。」

第10条（旧契約が終身介護保障保険の場合の取扱）

① 旧契約が終身介護保障保険の場合には、次のとおりとします。

② 第４条「旧契約が転換されなかったものとする特別取扱」第①項を次のとおり読み替えます。

「① 新契約（転換時に特約が付加された場合には、その特約を含みます。以下、同様とします。）が次の(1)から(3)のどれかに該当した場合には、当会社の定めた方法によって、旧契約は新契約に転換されなかったものとして取り扱います。ただし、(1)に該当した場合で、契約者の申出があったときには、旧契約のうち終身介護保障保険契約については、転換時に解約されたものとし、払い戻す金額がある場合には、契約者に支払います。また、(2)に該当した場合で、契約者から特に反対の申出があり、当会社がこれを承諾したときには、この取扱をしません。

(1) 新契約が取り消された場合、無効となった場合または転換の際の告知義務違反によって解除された場合

(2) 新契約について、給付責任開始の日前の原因によって高度障害保険金、給付金等の支払事由または保険料の払込の免除事由（特約に規定する給付の事由を含みます。）に該当したため、その支払または免除が行なわれない場合

(3) 新契約について、「給付責任開始の日からその日を含めて２年以内の自殺」の免責事由に該当したため、死亡保険金の支払（死亡給付金の支払その他死亡を事由とする給付を含みます。以下、同様と

します。）が行なわれない場合で、旧契約の約款の規定によって、旧契約について、死亡給付金の支払が行なわれることとなるとき 」

第11条（旧契約・新契約が無配当定期保険契約、無配当定期保険（無解約払戻金型）、無配当終身保険などの場合の取扱）

① 新契約が無配当定期保険、無配当定期保険（無解約払戻金型）、無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）、無配当歳満期定期保険、無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）、無配当歳満期定期保険（生活障害保障型）、無配当終身保険または無配当個人年金保険の場合には、第1条「契約の転換」の中で「配当契約または特約」を「配当契約、特約または契約者配当金特殊支払特則による一時払特殊養老保険」と、第2条「転換される旧契約の取扱」(4)(イ)を「責任準備金（契約者配当金特殊支払特則による一時払特殊養老保険の払戻金を含みます。）」と読み替えます。

② 旧契約が無配当定期保険（無解約払戻金型）、無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）または無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）の場合には、第2条「転換される旧契約の取扱」(4)(イ)を「解約払戻金」と読み替えます。ただし、主契約が無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）の場合、旧契約に付加している特約についてはこの限りではありません。

③ 新契約が無配当歳満期定期保険（生活障害保障型）の場合には、第4条「旧契約が転換されなかったものとする特別取扱」第①項(2)を次のとおり読み替えます。

「(2) 新契約について、給付責任開始の日前の原因によって生活障害保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由に該当したため、その支払または保険料の払込の免除が行なわれない場合 」

第12条（新契約に5年ごと利差配当付重大疾病保障定期特約または無配当重大疾病保障定期特約が付加されている場合の取扱）

新契約に5年ごと利差配当付重大疾病保障定期特約または無配当重大疾病保障定期特約が付加されている場合には、次のとおりとします。

(1) 第4条「旧契約が転換されなかったものとする特別取扱」第①項(2)を次のとおり読み替えます。

「(2) 新契約について、給付責任開始の日前の原因によって高度障害保険金、特約重大疾病保険金、給付金等の支払事由または保険料の払込の免除事由に該当したため、その支払または保険料の払込の免除が行なわれない場合 」

(2) 旧契約の重大疾病保険金額（特約重大疾病保険金額を含みます。）と同額の範囲については、新契約に付加されている5年ごと利差配当付重大疾病保障定期特約または無配当重大疾病保障定期特約の特約条項第3条「特約重大疾病保険金の支払」において、その特約の給付責任開始日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物に罹患し、医師によって診断確定された場合には特約重大疾病保険金を支払わない旨の規定を適用しません。ただし、新契約に付加された5年ごと利差配当付重大疾病保障定期特約または無配当重大疾病保障定期特約について契約の復活または復旧が行なわれた場合を除きます。

(3) (2)の規定により特約重大疾病保険金を支払った場合、旧契約の重大疾病保険金額（特約重大疾病保険金額を含みます。）をこえる部分については、そのまま継続したものとして取り扱います。

第13条（新契約・旧契約に5年ごと利差配当付年金払定期特約または無配当年金払定期特約が付加されている場合の取扱）

新契約または旧契約に5年ごと利差配当付年金払定期特約または無配当年金払定期特約が付加されている場合には、第4条「旧契約が転換されなかったものとする特別取扱」第③項(3)を次のとおり読み替えます。

「(3) 旧契約が転換されなかったものとする時（以下、本号において「転換取消時」といいます。なお、その時までに死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が発生していた場合には、支払事由が発生した時とします。以下、本号において同様とします。）における新契約の保険金額（5年ごと利差配当付年金払定期特約または無配当年金払定期特約の換算保障額を含み、他の特約が付加されている場合には、その特約の給付の基準となる金額を含みます。以下、同様とします。）が、転換取消時における旧契約の保険金額に満たない場合には、転換取消時において新契約の保険金額と旧契約の保険金額が同額となるまで、旧契約の保険金額（5年ごと利差配当付年金払定期特約または無配当年金払定期特約については、特約基準年金年額とします。）は、旧契約の約款の「保険金額（5年ごと利差配当付年金払定期特約または無配当年金払定期特約については、特約基準年金年額とします。）の減額」の規定によって、新契約の保険金額と同じ時（新契約の保険金額が旧契約の保険金額に満たないこととなった時を含みます。）に、減額されていたものとして取り扱います。 」

第14条（新契約に5年ごと利差配当付重度障害保障定期特約または無配当重度障害保障定期特約が付加されている場合の取扱）

新契約に5年ごと利差配当付重度障害保障定期特約または無配当重度障害保障定期特約が付加されている場合には、第4条「旧契約が転換されなかったものとする特別取扱」第①項(2)を次のとおり読み替えます。

「(2) 新契約について、給付責任開始の日前の原因によって高度障害保険金、特約重度障害保険金、給付金等の支払事由または保険料の払込の免除事由に該当したため、その支払または保険料の払込の免除が行なわれない場合 」

第15条（旧契約・新契約が無配当歳満期定期保険（利率変動型）契約の場合の取扱）

① 旧契約が無配当歳満期定期保険（利率変動型）で、新契約が無配当歳満期定期保険（利率変動型）以外の場合、第4条「旧契約が転換されなかったものとする特別取扱」第③項(3)を次のとおり読み替えます。

「(3) 旧契約が転換されなかったものとする時（以下、本号において「転換取消時」といいます。なお、その時までに死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が発生していた場合には、支払事由が発生した時とします。以下、本号において同様とします。）における新契約の保険金額（その他の給付の基準となる金額を含みます。以下、同様とします。）が、転換取消時における旧契約の基本保険金額（特約が付加されている場合には、特約の給付の基準となる金額を含みます。以下、同様とします。）に満たない場合には、転換取消時において新契約の保険金額と旧契約の基本保険金額が同額となるまで、旧契約の基本保険金額（特約が付加されている場合には、特約の給付の基準となる金額を含みます。以下、同様とします。）は、旧契約の約款の「基本保険金額の減額」の規定によって、新契約の保険金額と同じ時（新契約の保険金額が旧契約の基本保険金額に満たないこととなった時を含みます。）に、減額されていたものとして取り扱います。 」

② 旧契約が無配当歳満期定期保険（利率変動型）以外で、新契約が無配当歳満期定期保険（利率変動型）の場合には、次のとおりとします。

(1) 第1条「契約の転換」の中で「配当契約または特約」を「配当契約、特約または契約者配当金特殊支払特則による一時払特殊養老保険」と、第2条「転換される旧契約の取扱」(4)(イ)を「責任準備金（契約者配当金特殊支払特則による一時払特殊養老保険の払戻金を含みます。）」と読み替えます。

(2) 第4条「旧契約が転換されなかったものとする特別取扱」第③項(3)を次のとおり読み替えます。

「(3) 旧契約が転換されなかったものとする時（以下、本号において「転換取消時」といいます。なお、その時までに死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が発生していた場合には、支払事由が発生した時とします。以下、本号において同様とします。）における新契約の基本保険金額（特約が付加されている場合には、特約の給付の基準となる金額を含みます。以下、同様とします。）が、転換の時における旧契約の保険金額（その他の給付の基準となる金額を含みます。以下、同様とします。）に満たない場合には、転換取消時における新契約の基本保険金額と旧契約の保険金額が同額となるまで、旧契約の保険金額は、旧契約の約款の「保険金額の減額」の規定によって、新契約の基本保険金額と同じ時（新契約の基本保険金額が旧契約の保険金額に満たないこととなった時を含みます。）に、減額されていたものとして取り扱います。 」

③ 旧契約および新契約が無配当歳満期定期保険（利率変動型）の場合、第4条「旧契約が転換されなかったものとする特別取扱」第③項(3)を次のとおり読み替えます。

「(3) 旧契約が転換されなかったものとする時（以下、本号において「転換取消時」といいます。なお、その時までに死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が発生していた場合には、支払事由が発生した時とします。以下、本号において同様とします。）における新契約の基本保険金額（特約が付加されている場合には、特約の給付の基準となる金額を含みます。以下、同様とします。）が、転換取消時における旧契約の基本保険金額に満たない場合には、転換取消時において新契約の基本保険金額と旧契約の基本保険金額が同額となるまで、旧契約の基本保険金額（特約が付加されている場合には、特約の給付の基準となる金額を含みます。以下、同様とします。）は、旧契約の約款の「基本保険金額の減額」の規定によって、新契約の基本保険金額と同じ時（新契約の基本保険金額が旧契約の基本保険金額に満たないこととなった時を含みます。）に、減額されていたものとして取り扱います。 」

第16条（旧契約が無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）の場合の取扱）

旧契約が無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）の場合には、次のとおりとします。

(1) 第２条「転換される旧契約の取扱」(4)(イ)を「解約払戻金」と読み替えます。
(2) 第４条「旧契約が転換されなかったものとする特別取扱」第③項(3)を次のとおり読み替えます。

「(3) 旧契約が転換されなかったものとする時（以下、本号において「転換取消時」といいます。なお、その時までに死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が発生していた場合には、支払事由が発生した時とします。以下、本号において同様とします。）における新契約の保険金額（その他の給付の基準となる金額を含みます。以下、同様とします。）が、転換取消時における旧契約の換算保障額に満たない場合には、転換取消時において新契約の保険金額（無配当逓減定期保険の場合は死亡保険金額とします。）と旧契約の換算保障額が同額となるまで、旧契約の基準年金年額は、旧契約の約款の「基準年金年額の減額」の規定によって、新契約の保険金額（無配当逓減定期保険の場合は基本保険金額とします。）と同じ時（新契約の保険金額（無配当逓減定期保険の場合は死亡保険金額とします。）が旧契約の換算保障額に満たないこととなった時を含みます。）に、減額されていたものとして取り扱います。」

第 17 条（旧契約が無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）の場合の取扱）

旧契約が無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）の場合には、次のとおりとします。

(1) 主契約について、第２条「転換される旧契約の取扱」(4)(イ)を「当会社の定めた方法により計算した金額」と読み替えます。
(2) 旧契約に付加している無解約払戻金型または保険料払込中無解約払戻金型の特約について、第２条「転換される旧契約の取扱」(4)(イ)を「解約払戻金」と読み替えます。

契約承継に関する特約

〈目　次〉

第１条　特約の付加および契約の承継……267
第２条　被承継契約の契約者の家族……267
第３条　被保険者等の要件……267
第４条　被承継契約を承継させる場合の取扱……267
第５条　被承継契約の契約者配当金の特別取扱……267
第６条　被承継契約で高度障害保険金等の支払を行なう場合の特別取扱……267
第７条　承継に際しての要件を満たしていなかった場合の特別取扱……267
第８条　保険証券への記載……267
第９条　被承継契約が無配当逓増定期保険（初期低解約払戻金型）契約または無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）契約の場合の取扱……268
第10条　被承継契約が無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）契約の場合の取扱……268

この特約は、すでに締結されている１または２以上の保険契約を新たな保険契約に家族内または同一法人内で承継させる場合の取扱について規定したものです。

第１条（特約の付加および契約の承継）

① 有効に継続中の保険契約（配当契約、契約者配当金特殊支払特則による一時払特殊養老保険契約または特約が付加されている場合には、それらを含みます。以下、「被承継契約」といいます。）の保険契約者（以下、「契約者」といいます。）は、当会社の定める新たな保険契約（以下、「承継後契約」といいます。）の締結の際に、この特約を承継後契約に付加して締結することができます。

② この特約を付加した場合には、契約者は、承継後契約の被保険者の同意および当会社の承諾を得て、１または２以上の被承継契約を、家族（第２条）内もしくは同一法人内で、当会社の定めた取扱基準によって、承継後契約に承継させることができます。

第２条（被承継契約の契約者の家族）

この特約において、被承継契約の契約者の家族とは、次の(1)または(2)のどちらかの者をいいます。

(1) 被承継契約の契約者と同居しまたは生計を一にしている被承継契約の契約者の配偶者または２親等内の親族

(2) 被承継契約の契約者と別居し、かつ、生計を異にしている被承継契約の契約者の親、配偶者または子

第３条（被保険者等の要件）

① 当会社は、承継に際して、次の(1)および(2)の要件を満たす場合に、契約の承継を取り扱います。

(1) 被承継契約の被保険者（主たる保険契約の被保険者をいいます。以下、同様とします。）と承継後契約の被保険者は異なる者であり、かつ、どちらも被承継契約の契約者またはその家族（第２条）であること

(2) 承継後契約の契約者は、被承継契約の契約者またはその家族であること

② 前項の規定にかかわらず、被承継契約の契約者が法人の場合には、当会社は、承継に際して、次の(1)および(2)の要件を満たす場合に、契約の承継を取り扱います。

(1) 被承継契約の被保険者と承継後契約の被保険者は異なる者であり、かつ、どちらも次の(イ)および(ロ)に該当する者であること

(イ) 被承継契約の契約者である法人の役員として当会社が定めた範囲の者

(ロ) 被承継契約の契約者である法人の代表権を有する者またはその者の配偶者もしくは２親等内の親族

(2) 被承継契約の保険契約者と承継後契約の契約者は、同一法人であること

③ 当会社は、第①項または前項の要件を確認するため、当会社所定の書類の提出を求めます。この場合、第①項または前項の要件を確認するために、健康保険証の写しまたは商業登記簿謄本等その事実を証する書類の提出を求めることがあります。

第４条（被承継契約を承継させる場合の取扱）

被承継契約を承継後契約に承継させる場合、被承継契約については、次の(1)から(3)によって取り扱います。

(1) 当会社が承継後契約の申込を承諾した場合には、被承継契約は承継後契約の普通保険約款（特約が付加されている場合には、その特約条項を含みます。以下、「約款」といいます。）に規定する給付責任の開始と同時に保険期間が満了して消滅するものとします。

(2) 被承継契約の承継価格は、承継後契約の約款に規定する給付責任開始の日に承継後契約の契約者に承継されるものとし、承継後契約の一時払保険料に充当します。

(3) (2)の被承継契約の承継価格は、次の(イ)から(ハ)の金額の合計額とします。ただし、保険料の自動貸付金、契約者に対する現金貸付金その他契約が消滅した場合に当会社へ返済することとなる金額があった場合または「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料があった場合には、その元利合計額または未払込の保険料を差し引いた残額とします。

(イ) 責任準備金（契約者配当金特殊支払特則による一時払特殊養老保険契約の払戻金を含みます。）

(ロ) 被承継契約の約款の規定により割り当てられた契約者配当金（積み立てられた契約者配当金または保険料から差し引かれていない契約者配当金の残額を含みます。）

(ハ) 第５条の規定によって割り当てられた契約者配当金

(ニ) 被承継契約の普通保険約款に、保険契約が消滅する際に未経過保険料を払い戻すことが定められている場合には、その未経過保険料

(ホ) 保険料前納金の残額

(ヘ) その他当会社に積み立てられた金額の元利合計額（その受取人が被承継契約の契約者と同一人の場合に限ります。）

第５条（被承継契約の契約者配当金の特別取扱）

当会社は、被承継契約の約款に定めるほか、被承継契約に対して、承継後契約の給付責任開始の日の直前の事業年度末に、当会社の定める方法により、契約者配当金を割り当てます。ただし、被承継契約に契約者配当金がない場合を除きます。

第６条（被承継契約で高度障害保険金等の支払を行なう場合の特別取扱）

① 被承継契約について、承継前の有効継続中に、高度障害保険金、高度障害給付金、育英年金、重大疾病保険金、介護一時金、介護年金、高度障害年金、重度障害保険金、生活障害保険金または障害給付金（以下、「高度障害保険金等」といいます。）の支払事由に該当していたことが、承継後に判明した場合には、被承継契約は承継後契約に承継されなかったものとし、次項および第③項に規定するとおり取り扱います。ただし、被承継契約のうち高度障害保険金等の支払により消滅しない部分（育英年金、介護一時金、介護年金または高度障害年金の支払が行なわれる主契約または特約を除きます。）については、承継後契約に承継されたものとします。

② 被承継契約については、被承継契約の約款の規定によって、高度障害保険金等の支払を行ないます。この場合、払い戻す金額がある場合には、高度障害保険金等の受取人に支払います。

③ 承継後契約については、当会社の定めた方法により、承継時にさかのぼって保険料または保険金額をあらためます。この場合、当会社への払込を要する金額があるときには、承継後契約の契約者は、当会社の指定した日までに払い込むことを要します。ただし、承継後契約について、保険金、年金または給付金を支払うときは、当会社は、支払うべき金額からその金額を差し引きます。

第７条（承継に際しての要件を満たしていなかった場合の特別取扱）

① 第３条第③項に定める当会社所定の書類の記載に誤りがあり、承継の際に第３条第①項または第②項に定める要件を満たしていなかった場合には、被承継契約は承継後契約に承継されなかったものとし、次項および第③項のとおり取り扱います。

② 被承継契約は、承継時に解約されたものとし、払い戻す金額がある場合には、被承継契約の契約者に支払います。

③ 承継後契約については、当会社の定めた方法により、承継時にさかのぼって保険料または保険金額をあらためます。この場合、当会社への払込を要する金額があるときには、承継後契約の契約者は、当会社の指定した日までに払い込むことを要します。ただし、承継後契約について、保険金、年金または給付金を支払うときは、当会社は、支払うべき金額からその金額を差し引きます。

第８条（保険証券への記載）

被承継契約を承継後契約に承継させた場合には、承継後契約の保険証券にその旨を記載します。

第９条（被承継契約が無配当逓増定期保険（初期低解約払戻金型）契約または無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）契約の場合の取扱）

被承継契約が無配当逓増定期保険（初期低解約払戻金型）または無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）の場合には、第４条「被承継契約を承継させる場合の取扱」⑶(ｲ)を「解約払戻金」と読み替えます。ただし、被承継契約に付加している特約についてはこの限りではありません。

第10条（被承継契約が無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）契約の場合の取扱）

被承継契約が無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）の場合には、次のとおりとします。

⑴　主契約について、第４条「被承継契約を承継させる場合の取扱」⑶(ｲ)を「当会社の定めた方法により計算した金額」と読み替えます。

⑵　被承継契約に付加している無解約払戻金型または保険料払込中無解約払戻金型の特約について、第４条「被承継契約を承継させる場合の取扱」⑶(ｲ)を「解約払戻金」と読み替えます。

団体扱特約

〈目　次〉

用語の定義 …… 269
第１条　特約の適用範囲 …… 269
第２条　契約日の取扱 …… 269
第３条　保険料率 …… 269
第４条　保険料の払込および保険料領収証 …… 269
第５条　保険料の前納の取扱 …… 269
第６条　特約の消滅および消滅後の取扱 …… 269
第７条　契約者配当金の支払方法 …… 270
第８条　保険契約の更新 …… 270
第９条　団体との取りきめによる取扱 …… 270
第10条　主約款の規定の取扱 …… 270

用語の定義

この特約で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主契約」とは主たる保険契約をいいます。

(2)　「主約款」とは主契約の普通保険約款をいい、給付を行なう特約が付加されている場合には、その特約条項を含みます。

(3)　「団体」とは官公署、会社、工場等の団体をいいます。

(4)　「団体員」とは団体に所属し、その団体から給与または役員報酬の支払を受ける者をいいます。

第１条　特約の適用範囲

①　この特約は、次の(1)または(2)の保険契約の保険契約者からこの特約の付加の申出があった場合に適用します。

(1)　「個別保険契約」
団体員を保険契約者とする保険契約

(2)　「事業保険契約」
団体を保険契約者とし、その団体の団体員を被保険者(備-1)とする保険契約

②　第①項の団体は、この特約を付加した保険契約の取扱等について当会社と団体扱契約を締結した団体であることを要します。

第１条　備考

(備-1)　保険契約が連生終身保険の場合には、第１被保険者とします。

第２条　契約日の取扱

この特約を付加して締結した保険契約の契約日は、主約款(備-1)の契約日についての規定を適用しないで、次の(1)および(2)のとおりとします。ただし、主契約に契約変換に関する特約が付加されており、変換基準日が当該基準日の属する月の１日となる場合を除きます。

(1)　契約日は、主約款(備-2)に規定する保険契約の締結の際の給付責任開始の日(備-3)の属する月の翌月１日とし、年齢および保険期間その他保険契約についての期間は、その日を基準として計算します。

(2)　(1)の場合でも、その給付責任開始の日(備-3)から契約日の前日までの間に、主約款に規定する保険金、給付金もしくは年金の支払事由(備-4)または保険料の払込の免除事由が発生したときには、その給付責任開始の日(備-3)から給付責任を開始するものとし、その日を契約日にあらためます。この場合には、年齢および保険期間その他保険契約についての期間は、その日を基準として再計算し、保険料の過不足金額を精算します。

第２条　備考

(備-1)　契約変換に関する特約が付加されている保険契約の場合には、その特約条項を含むものとします。

(備-2)　給付責任開始の日に関する特別取扱特約または契約変換に関する特約が付加されている保険契約の場合には、その特約条項を含むものとします。

(備-3)　保険契約が、がん医療保険の場合には、普通死亡の給付責任開始の日、無配当重大疾病保障保険、無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）、無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）または無配当重大疾病保障保険（がん保障ステージⅢⅣ限定・無解約払戻金型）の場合には、がん以外の給付責任開始の日とします。また、契約変換に関する特約が付加されている保険契約の場合には、変換基準日とします。なお、保険契約が無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）、無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）または無配当重大疾病保障保険（がん保障ステージⅢⅣ限定・無解約払戻金型）の場合で、契約変換に関する特約が付加されているときには、変換基準日とします。

(備-4)　保険契約が、がん医療保険の場合には、普通死亡保険金の支払事由とします。

第３条　保険料率

①　この特約を付加した保険契約の保険料率は、次の(1)または(2)の条件に該当する場合には、当会社の別に定めた保険料率とします。

(1)　個別保険契約（第１条第①項）の保険契約者の数または事業保険契約（第１条第①項）の被保険者(備-1)の数が 20 名以上

(2)　個別保険契約の保険契約者の数と事業保険契約の被保険者(備-1)の数の合計数(備-2)が 20 名以上

②　第①項に規定する数が 20 名未満となり、その後６ヵ月を経過しても20名以上とならなかった場合には、集団扱特約の規定を適用し、保険料率を変更するものとします。

第３条　備考

(備-1)　保険契約が連生終身保険の場合には、第１被保険者とします。

(備-2)　個別保険契約の保険契約者と事業保険契約の被保険者(備-1)が同一人の場合には、１人として計算します。

第４条　保険料の払込および保険料領収証

①　第２回以後の保険料は、団体を経由して払い込んでください。この場合には、団体から当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んだ日に、その払込があったものとします。

②　第１回保険料(備-1)を保険契約者が団体を経由して払い込む場合には、次の(1)および(2)のとおりとします。

(1)　第１回保険料(備-1)を団体から当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んだ日に、その払込があったものとします。

(2)　(1)の規定にかかわらず、個別保険契約（第１条第①項）の場合で、当会社と団体とが特に取りきめを行なったときには、第１回保険料(備-1)を団体が領収した日に、その払込があったものとします。ただし、第１回保険料(備-1)が実際に当会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者の申出によりその第１回保険料(備-1)の払込が取り消された場合には、その払込がされなかったものとします。

③　団体から保険料が払い込まれた場合には、当会社は、払い込まれた総額に対する領収証を団体に交付し、個々の保険契約者には、領収証を発行しません。

第４条　備考

(備-1)　第１回保険料に相当する金額を含みます。

第５条　保険料の前納の取扱

第３条「保険料率」第①項に規定する保険料率が適用されている保険料月払の保険契約について主約款に規定する保険料の前納を行なう場合には、保険料前納金のうち１年分以内の部分については、主約款の規定にかかわらず、当会社の別に定める率により割引をします。

第６条　特約の消滅および消滅後の取扱

①　次の(1)から(3)の場合には、この特約は消滅します。

(1)　個々の保険契約については、個別保険契約（第１条第①項）の保険契約者または事業保険契約（第１条第①項）の被保険者(備-1)が団体を脱退した場合

(2)　第３条第①項に規定する数が 10 名未満となり、その後次の期間を経過しても 10 名以上とならなかった場合

(ｲ)　保険料の払込方法〈回数〉が月払の場合
３ヵ月

(ﾛ)　保険料の払込方法〈回数〉が月払以外の場合
６ヵ月

(3)　団体扱契約（第１条第②項）が消滅した場合

②　この特約が付加されている保険契約のうち、当会社の定める同種の特約(備-2)が継続して１年以上付加されている保険契約について、当会社と団体とが特に取りきめを行なった場合には、個別保険契約の保険契約者または事業保険契約の被保険者(備-1)が団体を脱退したときでも、団体を経由して保険料を払い込むことができる期間については、その保険契約者または被保険者(備-1)は、団体員とみなして取り扱います。この場合、第①項(1)の規定にかかわらず、この特約は消滅しません。

③　第②項の規定によって団体員とみなして取り扱うこととなった保険契約者の数と被保険者(備-1)の数は、第３条第①項に規定する数には含めません。

④　第①項の規定によってこの特約が消滅した保険契約については、すべて主約款の規定によって取り扱います。この場合、保険料については、次のとおりとします。

(1)　保険料率は、個人扱の保険料率とします。

(2)　保険料の払込方法〈回数〉は、個人扱の年払、半年払または月払に変更します。

第６条　備考

（備-1）保険契約が連生終身保険の場合には、第１被保険者とします。

（備-2）同一の団体を経由して保険料を払い込むものに限ります。

第７条　契約者配当金の支払方法

契約者配当金の支払方法について、特に当会社と団体との取りきめがある場合には、主約款の規定を適用しないで、団体を経由して一括して現金で支払います。ただし、契約者配当金がない保険契約を除きます。

第８条　保険契約の更新

① 主約款の規定によってこの特約を付加した保険契約の更新を行なう場合には、主契約の更新の限度については、主約款の規定を適用しないで、「更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が 85 歳以下」とします。ただし、保険契約が医療保障保険（個人型）、５年ごと利差配当付定期保険（糖尿病・高血圧症患者用）または無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）の場合には、この第８条の規定を適用しません。

② 第①項に規定する更新の限度以外の保険契約の更新に関する規定は、主約款によるものとします。

第９条　団体との取りきめによる取扱

契約日の取扱（第２条）、保険料の払込（第４条）、契約者配当金の支払（第７条）またはその他の事項について、当会社と団体とが特に別の取りきめを行なった場合には、その取りきめによるものとします。

第 10 条　主約款の規定の取扱

この特約について、第９条までに規定のない事項については、主約款の規定は「この特約を含んだ保険契約」についての規定として、主約款の規定を適用しまたはその性質に反しない限り主約款の規定を準用します。

集団扱特約

〈目　次〉

用語の定義 ……271
第１条　特約の適用範囲……271
第２条　契約日の取扱……271
第３条　保険料率……271
第４条　保険料の払込および保険料領収証……271
第５条　保険料の前納の取扱……271
第６条　特約の消滅および消滅後の取扱……271
第７条　契約者配当金の支払方法……272
第８条　保険契約の更新……272
第９条　集団との取りきめによる取扱……272
第10条　主約款の規定の取扱……272

用語の定義

この特約で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主契約」とは主たる保険契約をいいます。

(2)　「主約款」とは主契約の普通保険約款をいい、給付を行なう特約が付加されている場合には、その特約条項を含みます。

(3)　「集団」とは官公署、会社、工場等の団体または組合、連合会、同業団体等の集団をいいます。

(4)　「集団員」とは集団に所属する者をいい、その集団に所属する者が会社等である場合には、その会社等に所属する役職員を含むものとします。

第１条　特約の適用範囲

①　この特約は、次の(1)または(2)の保険契約の保険契約者からこの特約の付加の申出があった場合に適用します。

(1)　「個別保険契約」
　集団員を保険契約者とする保険契約

(2)　「事業保険契約」
　集団または集団の代表者を保険契約者とし、その集団の集団員(備-1)を被保険者(備-2)とする保険契約

②　第①項の集団は、この特約を付加した保険契約の取扱等について当会社と集団扱契約を締結した集団で、かつ次の(1)および(2)の条件を満たす集団であることを要します。

(1)　保険料の一括払込が可能であること

(2)　個別保険契約の保険契約者の数または事業保険契約の被保険者(備-2)の数が10名以上

第１条　備考

(備-1)　事業保険契約においては、集団員の親族および使用人を集団員に含むものとします。

(備-2)　保険契約が連生終身保険の場合には、第１被保険者とします。

第２条　契約日の取扱

この特約を付加して締結した保険契約の契約日は、主約款(備-1)の契約日についての規定を適用しないで、次の(1)および(2)のとおりとします。ただし、主契約に契約変換に関する特約が付加されており、変換基準日が当該基準日の属する月の１日となる場合を除きます。

(1)　契約日は、主約款(備-2)に規定する保険契約の締結の際の給付責任開始の日(備-3)の属する月の翌月１日とし、年齢および保険期間その他保険契約についての期間は、その日を基準として計算します。

(2)　(1)の場合でも、その給付責任開始の日(備-3)から契約日の前日までの間に、主約款に規定する保険金、給付金もしくは年金の支払事由(備-4)または保険料の払込の免除事由が発生したときには、その給付責任開始の日(備-3)から給付責任を開始するものとし、その日を契約日にあらためます。この場合には、年齢および保険期間その他保険契約についての期間は、その日を基準として再計算し、保険料の過不足金額を精算します。

第２条　備考

(備-1)　契約変換に関する特約が付加されている保険契約の場合には、その特約条項を含むものとします。

(備-2)　給付責任開始の日に関する特別取扱特約または契約変換に関する特約が付加されている保険契約の場合には、その特約条項を含むものとします。

(備-3)　保険契約が、がん医療保険の場合には、普通死亡の給付責任開始の日、無配当重大疾病保障保険、無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）、無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）または無配当重大疾病保障保険（がん保障ステージⅢⅣ限定・無解約払戻金型）の場合には、がん以外の給付責任開始の日とします。また、契約変換に関する特約が付加されている保険契約の場合には、変換基準日とします。なお、保険契約が無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）、無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）または無配当重大疾病保障保険（がん保障ステージⅢⅣ限定・無解約払戻金型）の場合で、契約変換に関する特約が付加されているときには、変換基準日とします。

(備-4)　保険契約が、がん医療保険の場合には、普通死亡保険金の支払事由とします。

第３条　保険料率

この特約を付加した保険契約の保険料率は、当会社の別に定めた保険料率とします。

第４条　保険料の払込および保険料領収証

①　第２回以後の保険料は、集団を経由して払い込んでください。この場合には、集団から当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んだ日に、その払込があったものとします。

②　第１回保険料(備-1)を保険契約者が集団を経由して払い込む場合には、次の(1)および(2)のとおりとします。

(1)　第１回保険料(備-1)を集団から当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んだ日に、その払込があったものとします。

(2)　(1)の規定にかかわらず、個別保険契約（第１条第①項）の場合で、当会社と集団とが特に取りきめを行なったときには、第１回保険料(備-1)を集団が領収した日に、その払込があったものとします。ただし、第１回保険料(備-1)が実際に当会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者の申出によりその第１回保険料(備-1)の払込が取り消された場合には、その払込がされなかったものとします。

③　集団から保険料が払い込まれた場合には、当会社は、払い込まれた総額に対する領収証を集団に交付し、個々の保険契約者には、領収証を発行しません。

第４条　備考

(備-1)　第１回保険料に相当する金額を含みます。

第５条　保険料の前納の取扱

主約款に規定する保険料の前納を行なう場合には、個人扱の保険料率を適用します。この場合、保険料月払の保険契約の保険料前納金のうち１年分以内の部分については、当会社の別に定める率により割引をします。

第６条　特約の消滅および消滅後の取扱

①　次の(1)から(3)の場合には、この特約は消滅します。

(1)　個々の保険契約については、個別保険契約（第１条第①項）の保険契約者または事業保険契約（第１条第①項）の被保険者(備-1)が集団を脱退した場合

(2)　第１条第②項(2)に規定する数が10名未満となり、その後次の期間を経過しても10名以上とならなかった場合

(ｲ)　保険料の払込方法〈回数〉が月払の場合
　３ヵ月

(ﾛ)　保険料の払込方法〈回数〉が月払以外の場合
　６ヵ月

(3)　集団扱契約（第１条第②項）が消滅した場合

②　この特約が付加されている保険契約のうち、当会社の定める同種の特約(備-2)が継続して１年以上付加されている保険契約について、当会社と集団とが特に取りきめを行なった場合には、個別保険契約の保険契約者または事業保険契約の被保険者(備-1)が集団を脱退したときでも、集団を経由して保険料を払い込むことができる期間については、その保険契約者または被保険者(備-1)は、集団員とみなして取り扱います。この場合、第①項(1)の規定にかかわらず、この特約は消滅しません。

③　第②項の規定によって集団員とみなして取り扱うこととなった保険契約者の数と被保険者(備-1)の数は、第１条第②項(2)に規定する数には含めません。

④　第①項の規定によってこの特約が消滅した保険契約については、すべて主約款の規定によって取り扱います。この場合、保険料については、次のとおりとします。

(1)　保険料率は、個人扱の保険料率とします。

(2)　保険料の払込方法〈回数〉は、個人扱の年払、半年払または月払に変更します。

第６条　備考

(備-1)　保険契約が連生終身保険の場合は、第１被保険者とします。

(備-2)　同一の集団を経由して保険料を払い込むものに限ります。

第７条　契約者配当金の支払方法

契約者配当金の支払方法について、特に当会社と集団との取りきめがある場合には、主約款の規定を適用しないで、集団を経由して一括して現金で支払います。ただし、契約者配当金がない保険契約を除きます。

第８条　保険契約の更新

① 主約款の規定によってこの特約を付加した保険契約の更新を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、主契約の更新の限度については、主約款の規定を適用しないで、「更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が 85 歳以下」とします。ただし、保険契約が医療保障保険（個人型）、５年ごと利差配当付定期保険（糖尿病・高血圧症患者用）または無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）の場合には、この第①項の規定を適用しません。

② 第①項に規定する更新の限度以外の保険契約の更新に関する規定は、主約款によるものとします。

第９条　集団との取りきめによる取扱

契約日の取扱（第２条）、保険料の払込（第４条）、契約者配当金の支払（第７条）またはその他の事項について、当会社と集団とが特に別の取りきめを行なった場合には、その取りきめによるものとします。

第 10 条　主約款の規定の取扱

この特約について、第９条までに規定のない事項については、主約款の規定は「この特約を含んだ保険契約」についての規定として、主約款の規定を適用しまたはその性質に反しない限り主約款の規定を準用します。

専用集団扱特約

〈目　次〉

用語の定義 ……273
第１条　特約の適用範囲……273
第２条　契約日の取扱……273
第３条　保険料率……273
第４条　保険料の払込および保険料領収証……273
第５条　保険料の前納の取扱……273
第６条　特約の消滅および消滅後の取扱……273
第７条　契約者配当金の支払方法……273
第８条　保険契約の更新……274
第９条　集団との取りきめによる取扱……274
第10条　主約款の規定の取扱……274

用語の定義

この特約で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主契約」とは主たる保険契約をいいます。

(2)　「主約款」とは主契約の普通保険約款をいい、給付を行なう特約が付加されている場合には、その特約条項を含みます。

(3)　「集団」とは官公署、会社、事業所等の団体または組合、連合会、同業団体等の集団をいいます。

(4)　「集団員」とは集団に所属する者をいい、その集団に所属する者が会社等である場合には、その会社等に所属する役職員を含みます。

第１条　特約の適用範囲

①　この特約は、次の(1)または(2)の保険契約の保険契約者からこの特約の付加の申出があった場合に適用します。

(1)　「個別保険契約」
集団員を保険契約者とする保険契約

(2)　「事業保険契約」
集団または集団の代表者を保険契約者とし、その集団の集団員(備-1)を被保険者とする保険契約

②　第①項の集団は、この特約を付加した保険契約の取扱等について当会社と専用集団扱契約を締結した集団で、かつ次の(1)および(2)の条件を満たす集団であることを要します。

(1)　保険料の一括払込が可能であること、その他当会社の定めた条件

(2)　当会社の定める同種の特約が付加された保険契約の個別保険契約の保険契約者の数と事業保険契約の被保険者の数の合計数(備-2)が20名以上

第１条　備考

(備-1)　事業保険契約においては、集団員の親族および使用人を集団員に含むものとします。

(備-2)　個別保険契約の保険契約者と事業保険契約の被保険者が同一人の場合には、１人として計算します。

第２条　契約日の取扱

この特約を付加して締結した保険契約の契約日は、主約款(備-1)の契約日についての規定を適用しないで、次の(1)および(2)のとおりとします。ただし、主契約に契約変換に関する特約が付加されており、変換基準日が当該基準日の属する月の１日となる場合を除きます。

(1)　契約日は、主約款(備-2)に規定する保険契約の締結の際の給付責任開始の日(備-3)の属する月の翌月１日とし、年齢および保険期間その他保険契約についての期間は、その日を基準として計算します。

(2)　(1)の場合でも、その給付責任開始の日(備-3)から契約日の前日までの間に、主約款に規定する保険金、給付金もしくは年金の支払事由(備-4)または保険料の払込の免除事由が発生したときには、その給付責任開始の日(備-3)から給付責任を開始するものとし、その日を契約日にあらためます。この場合には、年齢および保険期間その他保険契約についての期間は、その日を基準として再計算し、保険料の過不足金額を精算します。

第２条　備考

(備-1)　契約変換に関する特約が付加されている保険契約の場合には、その特約条項を含むものとします。

(備-2)　給付責任開始の日に関する特別取扱特約または契約変換に関する特約が付加されている保険契約の場合には、その特約条項を含むものとします。

(備-3)　保険契約が、がん医療保険の場合には、普通死亡の給付責任開始の日、無配当重大疾病保障保険、無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）、無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）または無配当重大疾病保障保険（がん保障ステージⅢⅣ限定・無解約払戻金型）の場合には、がん以外の給付責任開始の日とします。また、契約変換に関する特約が付加されている保険契約の場合には、変換基準日とします。なお、保険契約が無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）、無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）または無配当重大疾病保障保険（がん保障ステージⅢⅣ限定・無解約払戻金型）の場合で、契約変換に関する特約が付加されているときには、変換基準日とします。

(備-4)　保険契約が、がん医療保険の場合には、普通死亡保険金の支払事由とします。

第３条　保険料率

この特約を付加した保険契約の保険料率は、集団において次の(1)および(2)の条件を満たす場合には、当会社の別に定めた保険料率とします。

(1)　保険料が一括して払い込まれること

(2)　保険料の払込方法<回数>が、同一であること

第４条　保険料の払込および保険料領収証

①　第２回以後の保険料は、集団を経由して払い込んでください。この場合には、集団から当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んだ日に、その払込があったものとします。

②　第１回保険料(備-1)を保険契約者が集団を経由して払い込む場合には、次の(1)および(2)のとおりとします。

(1)　第１回保険料(備-1)を集団から当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んだ日に、その払込があったものとします。

(2)　(1)の規定にかかわらず、個別保険契約（第１条第①項）の場合で、当会社と集団とが特に取りきめを行なったときには、第１回保険料(備-1)を集団が領収した日に、その払込があったものとします。ただし、第１回保険料(備-1)が実際に当会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者の申出によりその第１回保険料(備-1)の払込が取り消された場合には、その払込がされなかったものとします。

③　集団から保険料が払い込まれた場合には、当会社は、払い込まれた総額に対する領収証を集団に交付し、個々の保険契約者には、領収証を発行しません。

第４条　備考

(備-1)　第１回保険料に相当する金額を含みます。

第５条　保険料の前納の取扱

第３条「保険料率」に規定する保険料率が適用されている保険料月払の保険契約について主約款に規定する保険料の前納を行なう場合には、保険料前納金のうち１年分以内の部分については、主約款の規定にかかわらず、当会社の別に定める率により割引をします。

第６条　特約の消滅および消滅後の取扱

①　次の(1)から(3)の場合には、この特約は消滅します。

(1)　個々の保険契約については、個別保険契約（第１条第①項）の保険契約者または事業保険契約（第１条第①項）の被保険者が集団を脱退した場合

(2)　第１条第②項(2)に規定する数が20名未満となり、その後６ヵ月を経過しても20名以上とならなかった場合

(3)　専用集団扱契約（第１条第②項）が消滅した場合

②　この特約が付加されている保険契約のうち、当会社の定める同種の特約(備-1)が継続して１年以上付加されている保険契約について、当会社と集団とが特に取りきめを行なった場合には、個別保険契約の保険契約者または事業保険契約の被保険者が集団を脱退したときでも、集団を経由して保険料を払い込むことができる期間については、その保険契約者または被保険者は、集団員とみなして取り扱います。この場合、第①項(1)の規定にかかわらず、この特約は消滅しません。

③　第②項の規定によって集団員とみなして取り扱うこととなった保険契約者の数と被保険者の数は、第１条第②項(2)に規定する数には含めません。

④　第①項の規定によってこの特約が消滅した保険契約については、すべて主約款の規定によって取り扱います。この場合、保険料については、次のとおりとします。

(1)　保険料率は、個人扱の保険料率とします。

(2)　保険料の払込方法<回数>は、個人扱の年払、半年払または月払に変更します。

第６条　備考

(備-1)　同一の集団を経由して保険料を払い込むものに限ります。

第７条　契約者配当金の支払方法

契約者配当金の支払方法について、特に当会社と集団との取りきめがある場合には、主約款の規定を適用しないで、集団を経由して一括して現金で支払います。ただし、契約者配当金がない保険契約を除きます。

第８条　保険契約の更新

①　主約款の規定によってこの特約を付加した保険契約の更新を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、主契約の更新の限度については、主約款の規定を適用しないで、「更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が 85 歳以下」とします。ただし、保険契約が５年ごと利差配当付定期保険（糖尿病・高血圧症患者用）または無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）の場合には、この第①項の規定を適用しません。

②　第①項に規定する更新の限度以外の保険契約の更新に関する規定は、主約款によるものとします。

第９条　集団との取りきめによる取扱

契約日の取扱（第２条）、保険料の払込（第４条）、契約者配当金の支払（第７条）またはその他の事項について、当会社と集団とが特に別の取りきめを行なった場合には、その取りきめによるものとします。

第 10 条　主約款の規定の取扱

この特約について、第９条までに規定のない事項については、主約款の規定は「この特約を含んだ保険契約」についての規定として、主約款の規定を適用しまたはその性質に反しない限り主約款の規定を準用します。

口座振替払込特約（団体・集団扱用）

〈目　　次〉

用語の定義 ……275
第１条　特約の適用 ……275
第２条　保険料の払込 ……275
第３条　保険料の振替ができなかった場合の取扱 ……275
第４条　保険料の前納および自動貸付 ……275
第５条　特約の失効 ……275

用語の定義

この特約で用いる用語の定義については次のとおりです。

(1)　「主約款」とは主たる保険契約の普通保険約款をいい、約款細則がある場合には約款細則を含みます。また、他の特約が付加されている場合には、その特約条項を含みます。

(2)　「団体等」とは当会社と次の(ｱ)から(ﾃ)の契約を締結した団体または集団をいいます。

(ｱ)　団体扱契約
(ｲ)　集団扱契約
(ｳ)　定期保険集団扱契約
(ｴ)　定期保険特別集団扱契約
(ｵ)　がん医療保険集団扱契約
(ｶ)　がん医療保険特別集団扱契約
(ｷ)　医療保険集団扱契約
(ｸ)　医療保険特別集団扱契約
(ｹ)　重大疾病保障定期保険集団扱契約
(ｺ)　重大疾病保障定期保険特別集団扱契約
(ｻ)　逓増定期保険集団扱契約
(ｼ)　逓増定期保険特別集団扱契約
(ｽ)　逓減定期保険集団扱契約
(ｾ)　逓減定期保険特別集団扱契約
(ｿ)　年金払定期保険集団扱契約
(ﾀ)　年金払定期保険特別集団扱契約
(ﾁ)　重度障害保障定期保険集団扱契約
(ﾂ)　重度障害保障定期保険特別集団扱契約
(ﾃ)　専用集団扱契約

(3)　「団体扱特約等」とは次の(ｱ)から(ﾃ)の特約をいいます。

(ｱ)　団体扱特約
(ｲ)　集団扱特約
(ｳ)　定期保険集団扱特約
(ｴ)　定期保険特別集団扱特約
(ｵ)　がん医療保険集団扱特約
(ｶ)　がん医療保険特別集団扱特約
(ｷ)　医療保険集団扱特約
(ｸ)　医療保険特別集団扱特約
(ｹ)　重大疾病保障定期保険集団扱特約
(ｺ)　重大疾病保障定期保険特別集団扱特約
(ｻ)　逓増定期保険集団扱特約
(ｼ)　逓増定期保険特別集団扱特約
(ｽ)　逓減定期保険集団扱特約
(ｾ)　逓減定期保険特別集団扱特約
(ｿ)　年金払定期保険集団扱特約
(ﾀ)　年金払定期保険特別集団扱特約
(ﾁ)　重度障害保障定期保険集団扱特約
(ﾂ)　重度障害保障定期保険特別集団扱特約
(ﾃ)　専用集団扱特約

(4)　「指定口座」とは団体等が指定する金融機関等において、保険契約者が指定した保険契約者の預金口座等をいいます。

第１条　特約の適用

この特約は、団体扱特約等を付加した保険契約について、当会社と団体等との取りきめにより、団体等が定める方法により、指定口座から団体等の金融機関口座へ口座振替により保険料を払い込む場合に適用します。

第２条　保険料の払込

①　この特約を適用した保険契約の保険料は、主約款の規定にかかわらず、団体等が定める保険料振替日(備-1)に口座振替により、指定口座から団体等の金融機関口座へ払い込むものとします。

②　第①項の場合には、保険料振替日(備-1)に、当会社に対して保険料の払込があったものとします。ただし、その保険料が、実際に当会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者の申出によりその保険料の払込が取り消された場合には、その払込がされなかったものとします。

第２条　備考

(備-1)　保険料振替日が指定口座の金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日を保険料振替日とします。

第３条　保険料の振替ができなかった場合の取扱

①　保険料の振替ができなかった場合は、その翌月の保険料振替応当日に振り替えます。

②　第①項に規定する振替ができない場合は、その保険契約についてのこの特約の効力は停止します。

第４条　保険料の前納および自動貸付

この特約を適用した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納および自動貸付は取り扱いません。

第５条　特約の失効

①　保険契約者が、指定口座を解約したときは、その保険契約についてのこの特約は効力を失います。

②　団体扱特約等が効力を失ったときは、この特約も効力を失います。

別表一覧

A　請求書類等……278
B　対象となる不慮の事故……284
C　対象となる高度障害状態……285
D　対象となる身体障害状態……286
E　薬物依存……286
F　対象となる感染症……287
G　介護年金の支払事由に関する取扱……287
H　介護保険金の支払事由に関する取扱……287
I　介護給付金の支払事由に関する取扱……287
J　対象となる要介護状態……288
K　対象となる要介護状態および軽度以上の要介護状態……290
L　対象となる軽度以上の要介護状態……292
M　対象となる重大疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中）……294
N　対象となる重大疾病（悪性新生物、上皮内癌、皮膚癌、急性心筋梗塞、脳卒中）……295
O　対象となる特定疾病……296
P　対象となる手術……297
Q　対象となる放射線治療……298
R　対象となる特定手術……298
S　対象となる身体部位……299
T　障害給付倍率表……300
U　給付金の支払事由等に関する取扱……302
V　疾病等に関する取扱……303
W　歩行運動処置等に関する取扱……303
X　対象となる特定難病……304
普通保険約款・特約共通　身体部位の説明図……304

A　請求書類等

① 保険金・給付金・年金等の支払および保険料の払込の免除の請求書類等

【主契約】

項　目	必　要　書　類
・死亡保険金 ・死亡給付金	(1) 死亡保険金または死亡給付金の支払請求書 (2) 当会社の定めた様式による死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人または死亡給付金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金受取人または死亡給付金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
・高度障害保険金	(1) 高度障害保険金支払請求書 (2) 当会社の定めた様式による診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
・生活障害保険金	(1) 生活障害保険金支払請求書 (2) 当会社の定めた様式による診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 生活障害保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 生活障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
・満期保険金	(1) 満期保険金支払請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3) 満期保険金受取人の戸籍抄本 (4) 満期保険金受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券
・無配当個人年金保険の第 1 回年金	(1) 年金支払請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券
・無配当個人年金保険の第 2 回以後の年金	(1) 年金支払請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
・無配当個人年金保険の被保険者が死亡した場合の未支払の年金の現価 （継続支払を行なう年金を含みます。）	(1) 年金支払請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
・重大疾病保険金	(1) 重大疾病保険金支払請求書 (2) 当会社の定めた様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 重大疾病保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 重大疾病保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
・就業障害保険金	(1) 就業障害保険金支払請求書 (2) 被保険者の身体障害者手帳の写し (3) 当会社の定めた様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 就業障害保険金の受取人の戸籍抄本 (6) 就業障害保険金の受取人の印鑑証明書 (7) 保険証券
・災害入院給付金 ・疾病入院給付金 ・特定疾病入院給付金 ・手術給付金 ・放射線治療給付金	(1) 給付金支払請求書 (2) 事故状況報告書および交通事故証明書等の不慮の事故であることを証明する書類（不慮の事故を原因とする場合） (3) 当会社の定めた様式による入院、手術または放射線治療を受けた病院または診療所の医師の診断書および入院証明書、手術証明書または放射線治療証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 入院給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 入院給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 保険証券
・無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）の第 1 回死亡年金	(1) 第 1 回死亡年金支払請求書 (2) 当会社の定めた様式による死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 死亡年金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡年金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券

・無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）の第１回高度障害年金	(1)　第１回高度障害年金支払請求書 (2)　当会社の定めた様式による診断書 (3)　被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4)　高度障害年金の受取人の戸籍抄本 (5)　高度障害年金の受取人の印鑑証明書 (6)　保険証券
・無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）の第１回介護年金	(1)　第１回介護年金支払請求書 (2)　被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類（第３条第①項(1)「支払事由」(ｱ)に該当した場合に限ります。） (3)　当会社の定めた様式による診断書 (4)　被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5)　介護年金の受取人の戸籍抄本 (6)　介護年金の受取人の印鑑証明書 (7)　保険証券
・無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）の第２回以後の年金	(1)　年金支払請求書 (2)　年金受取人の戸籍抄本 (3)　年金受取人の印鑑証明書 (4)　年金証書
・無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）の年金受取人が死亡した場合の未支払の年金の現価（継続支払を行なう年金を含みます。）	(1)　年金支払請求書 (2)　年金の受取人の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3)　死亡時未支払年金受取人の戸籍抄本 (4)　死亡時未支払年金受取人の印鑑証明書 (5)　年金証書
・健康祝金	(1)　健康祝金支払請求書 (2)　被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3)　健康祝金の受取人の戸籍抄本 (4)　健康祝金の受取人の印鑑証明書 (5)　保険証券
・無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）の介護保険金	(1)　介護保険金支払請求書 (2)　被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類（第１条第①項(1)「支払事由」(ｱ)に該当した場合に限ります。） (3)　当会社の定めた様式による医師の診断書 (4)　被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5)　介護保険金の受取人の戸籍抄本 (6)　介護保険金の受取人の印鑑証明書 (7)　保険証券
・保険料の払込の免除	(1)　保険料払込免除請求書 (2)　当会社の定めた様式による診断書 (3)　事故状況報告書および交通事故証明書等の不慮の事故であることを証明する書類（※1） (4)　被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類（※2） (5)　被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (6)　保険証券

(注)当会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

※１　次の保険種類において「事故状況報告書および交通事故証明書等の不慮の事故であることを証明する書類」の提出を要するのは、次の場合に限ります。

・無配当個人年金保険	第７条第①項(1)「免除事由」(ｲ)の身体障害状態に該当した場合
・無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）	第２条第①項(1)「免除事由」(ｲ)の身体障害状態に該当した場合
・無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）	第３条第①項(1)「免除事由」(ｲ)の身体障害状態に該当した場合
・無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）	第７条第①項(1)「免除事由」(ｲ)の身体障害状態に該当した場合
・無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）	第３条第①項(1)「免除事由」(ｴ)の身体障害状態に該当した場合

※２　主契約が無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）の場合で、第３条第①項(1)「免除事由」(ｱ)に該当した場合に限ります。

【特約・特則】

項　　目	必　　要　　書　　類
・災害死亡保険金	(1)　災害死亡保険金支払請求書 (2)　事故状況報告書および交通事故証明書等の不慮の事故であることを証明する書類
・災害高度障害保険金	(1)　災害高度障害保険金支払請求書 (2)　事故状況報告書および交通事故証明書等の不慮の事故であることを証明する書類 (3)　当会社の定めた様式による診断書 (4)　被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5)　災害高度障害保険金の受取人の戸籍抄本 (6)　災害高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (7)　保険証券
・障害給付金	(1)　障害給付金支払請求書 (2)　事故状況報告書および交通事故証明書等の不慮の事故であることを証明する書類 (3)　当会社の定めた様式による診断書 (4)　被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5)　障害給付金の受取人の戸籍抄本 (6)　障害給付金の受取人の印鑑証明書 (7)　保険証券

項　　目	必　　要　　書　　類
・入院給付金 （災害入院給付金・疾病入院給付金・特定疾病入院給付金・初期入院給付金を含みます。） ・手術給付金 ・放射線治療給付金	(1)　給付金支払請求書（災害入院給付金、疾病入院給付金、特定疾病入院給付金、初期入院給付金、手術給付金または放射線治療給付金の支払請求書を含みます。） (2)　事故状況報告書および交通事故証明書等の不慮の事故であることを証明する書類（不慮の事故を原因とする場合） (3)　当会社の定めた様式による入院、手術または放射線治療を受けた病院または診療所の医師の診断書および入院証明書、手術証明書または放射線治療証明書 (4)　被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5)　入院給付金の受取人の戸籍抄本 (6)　入院給付金の受取人の印鑑証明書 (7)　保険証券
・重大疾病治療給付金	(1)　重大疾病治療給付金支払請求書 (2)　当会社の定めた様式による医師の診断書 (3)　当会社の定めた様式による入院証明書（第１条第①項(1)(ｲ)(a)または(ｳ)(a)に該当した場合） (4)　被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5)　重大疾病治療給付金の受取人の戸籍抄本 (6)　重大疾病治療給付金の受取人の印鑑証明書 (7)　保険証券
・特約死亡給付金	(1)　特約死亡給付金支払請求書 (2)　当会社の定めた様式による死亡診断書または検案書 (3)　被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4)　特約死亡給付金の受取人の戸籍抄本 (5)　特約死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6)　保険証券
・特定疾病入院一時給付金	(1)　特定疾病入院一時給付金支払請求書 (2)　当会社の定めた様式による入院した病院または診療所の医師の診断書および入院証明書 (3)　被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4)　特定疾病入院一時給付金の受取人の戸籍抄本 (5)　特定疾病入院一時給付金の受取人の印鑑証明書 (6)　保険証券
・特定手術給付金	(1)　特定手術給付金支払請求書 (2)　事故状況報告書および交通事故証明書等の不慮の事故であることを証明する書類（不慮の事故を原因とする場合） (3)　当会社の定めた様式による手術を受けた病院または診療所の医師の診断書および手術証明書 (4)　被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5)　特定手術給付金の受取人の戸籍抄本 (6)　特定手術給付金の受取人の印鑑証明書 (7)　保険証券
・先進医療給付金	(1)　先進医療給付金支払請求書 (2)　事故状況報告書および交通事故証明書等の不慮の事故であることを証明する書類（不慮の事故を原因とする場合） (3)　当会社の定めた様式による療養を受けた病院または診療所の医師の治療証明書 (4)　先進医療に要した費用の支出を証明する書類 (5)　被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (6)　先進医療給付金の受取人の戸籍抄本 (7)　先進医療給付金の受取人の印鑑証明書 (8)　保険証券
・ロボットスーツ歩行運動処置給付金	(1)　ロボットスーツ歩行運動処置給付金支払請求書 (2)　当会社の定めた様式による医師の診断書 (3)　被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4)　ロボットスーツ歩行運動処置給付金の受取人の戸籍抄本 (5)　ロボットスーツ歩行運動処置給付金の受取人の印鑑証明書 (6)　保険証券
・介護給付金	(1)　介護給付金支払請求書 (2)　被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類（第１条第①項(1)「支払事由」(ｱ)に該当した場合に限ります。） (3)　当会社の定めた様式による医師の診断書 (4)　被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5)　介護給付金の受取人の戸籍抄本 (6)　介護給付金の受取人の印鑑証明書 (7)　保険証券
・特約の保険料の払込の免除	(1)　保険料払込免除請求書 (2)　当会社の定めた様式による診断書 (3)　事故状況報告書および交通事故証明書等の不慮の事故であることを証明する書類（身体障害状態に該当した場合に限ります。） (4)　被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5)　保険証券
・リビング・ニーズ特約、 リビング・ニーズ特約（無配当保険用）の特約保険金	(1)　特約保険金支払請求書 (2)　当会社の定めた様式による医師の診断書 (3)　被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） (4)　特約保険金の受取人（第18条（※）の場合には、特約保険金の受取人の代理人とします。以下、同様とします。)の戸籍抄本 (5)　特約保険金の受取人の印鑑証明書 (6)　保険証券

項　目	必　要　書　類
・年金支払特約の年金	(1)　年金支払請求書 (2)　年金受取人の戸籍抄本 (3)　年金受取人の印鑑証明書 (4)　年金証書
・年金支払特約の年金受取人が死亡した場合の年金基金の価額	(1)　年金基金支払請求書 (2)　年金受取人の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3)　死亡時未支払年金受取人の戸籍抄本 (4)　死亡時未支払年金受取人の印鑑証明書 (5)　年金証書
・年金支払特約の年金受取人が死亡した場合の未支払の年金の現価 （継続支払を行なう年金を含みます。）	(1)　年金支払請求書 (2)　年金受取人の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3)　死亡時未支払年金受取人の戸籍抄本 (4)　死亡時未支払年金受取人の印鑑証明書 (5)　年金証書
・保険金等の指定代理請求	(1)　主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の請求書 (2)　当会社の定めた様式による医師の診断書 (3)　保険金等の受取人が保険金等を自ら請求できない事情を示す書類 (4)　被保険者の住民票 (5)　被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本、健康保険被保険者証の写し、指定代理請求人が被保険者の治療費の支払を行なっていることを証明する領収証の写しなど第４条第②項に規定する被保険者と指定代理請求人との関係を証明する書類 (6)　指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行なっている場合は、その契約書の写し (7)　指定代理請求人が法律にもとづく保護者選任審判を受けている場合は、保護者選任審判書の写し (8)　指定代理請求人の印鑑証明書 (9)　保険証券

㈱当会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。
※「リビング・ニーズ特約」の場合は「第 19 条」と読み替えます。

②　その他の請求書類

項　目	必　要　書　類
・保険契約の解約 （主契約が無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）および無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）以外の場合）	(1)　当会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券
・保険契約の解約 ・解約払戻金の請求 （主契約が無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）の場合）	(1)　当会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券 (4)　被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本）
・保険契約の解約 （主契約が無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）の場合）	(1)　当会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券 (4)　被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本）
・保険期間・保険料払込期間の短縮(※) （主契約が無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）以外の場合）	(1)　当会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書
・保険期間・保険料払込期間の短縮 （主契約が無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）の場合）	(1)　当会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本）
・死亡保険金額・満期保険金額・基本年金年額・基本保険金額・重大疾病保険金額・就業障害保険金額・基準年金年額の減額	(1)　当会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書
・無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）の単位入院給付金額の減額 ・介護保険金額の減額	(1)　当会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本）
・払済定期保険・払済養老保険・払済生活障害保障定期保険・払済終身保険・払済重大疾病保障保険・払済就業障害保障保険（身体障害者手帳連動型）・払済年金保険への変更	(1)　当会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書
・無配当個人年金保険の次の取扱 - 年金開始日の変更 - 年金の種類の変更	(1)　当会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書
・保険契約者の変更	(1)　当会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券
・保険契約の復活	(1)　当会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　当会社所定の告知書
・保険料の払込方法〈回数〉の変更 ・保険料の払込方法〈経路〉の変更	(1)　当会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書

項　　目	必　　要　　書　　類
・保険契約者に対する現金貸付 （主契約が無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）以外の場合）	(1)　当会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書
・保険契約者に対する現金貸付 （主契約が無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）の場合）	(1)　当会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本）
・契約者配当金の支払請求	(1)　当会社所定の請求書 (2)　保険契約者または年金受取人の印鑑証明書
・他の保険種類への変更	(1)　当会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書
・逓減率の引き下げ	(1)　当会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　当会社所定の告知書
・主契約の締結後の給付特約の付加 ・給付特約の給付基準額の増額	(1)　当会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券 (4)　当会社所定の告知書
・給付特約の給付基準額の減額	(1)　当会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書
・主契約の締結後の無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）の付加	(1)　当会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券
・保険契約の締結後の「災害死亡保障特則」・「災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）」の適用	(1)　当会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券 (4)　当会社所定の告知書
・リビング・ニーズ特約（無配当保険用）の特約保険金の受取人の指定または変更 ・リビング・ニーズ特約またはリビング・ニーズ特約（無配当保険用）の特約保険金の指定代理請求人の指定または変更	(1)　当会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券
・年金支払特約の解約	(1)　当会社所定の請求書 (2)　保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (3)　保険証券または年金証書
・年金支払特約の年金支払の内容の変更	(1)　当会社所定の請求書 (2)　保険契約者または年金受取人の印鑑証明書
・指定代理請求人の指定または変更	(1)　当会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券
・特約の変更に関する特則（無配当特約用）による新特約への変更	(1)　当会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券 (4)　当会社所定の告知書

(注)当会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

※「無配当終身保険」の場合、「保険料払込期間の短縮」と読み替えます。また、「無配当個人年金保険」の場合「保険料払込期間の変更」と読み替えます。

③　手続書類

項　　目	手　　続　　書　　類
・保険金・給付金の受取人、死亡年金受取人、高度障害年金の受取人または介護年金の受取人による保険契約の存続 （給付特約付加に関する特則および給付特約付加に関する特則（無配当保険用）以外の場合）	(1)　当会社所定の通知書 (2)　第 21 条第②項(※)の規定により債権者等に所定の金額を支払ったことを証明する書類 (3)　戸籍謄本など保険契約者または被保険者の親族であることを証明する書類（被保険者本人ではない場合）
・保険金等の受取人による給付特約の存続 （給付特約付加に関する特則または給付特約付加に関する特則（無配当保険用）の場合）	(1)　当会社所定の通知書 (2)　第 12 条第②項の規定により債権者等に所定の金額を支払ったことを証明する書類 (3)　戸籍謄本など保険契約者または給付特約の被保険者の親族であることを証明する書類 (4)　保険契約者の同意を確認できる当会社所定の書類
・満期保険金受取人、死亡保険金受取人、死亡給付金受取人、災害死亡保険金受取人または高度障害保険金、重大疾病保険金、就業障害保険金、生活障害保険金、入院給付金もしくは介護保険金の受取人の変更（遺言による場合を除きます。） (主契約が無配当個人年金保険および無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）以外の場合)	(1)　当会社所定の通知書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券

項　目	手　続　書　類
・死亡給付金受取人、年金受取人または後継年金受取人の変更（遺言による場合を除きます。） (主契約が無配当個人年金保険の場合。なお、年金支払特約による場合を除きます。)	(1)　当会社所定の通知書 (2)　保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (3)　保険証券または年金証書
・死亡年金受取人、高度障害年金の受取人または死亡時未支払年金受取人の変更（遺言による場合を除きます。） (主契約が無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）の場合。なお、年金支払特約による場合を除きます。)	(1)　当会社所定の通知書 (2)　保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (3)　保険証券または年金証書
・年金支払特約の年金受取人・死亡時未支払年金受取人の変更（遺言による場合を除きます。）	(1)　当会社所定の通知書 (2)　年金受取人の印鑑証明書 (3)　年金証書
・遺言による満期保険金受取人、死亡保険金受取人、死亡給付金受取人、災害死亡保険金受取人または高度障害保険金、重大疾病保険金、就業障害保険金、生活障害保険金、入院給付金もしくは介護保険金の受取人の変更 (主契約が無配当個人年金保険および無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）以外の場合)	(1)　遺言書の写し (2)　検認調書の写し（遺言が公正証書遺言ではない場合） (3)　被保険者の同意を確認できる当会社所定の書類 (4)　戸籍謄本など相続人であることを証する書類 (5)　保険証券
・遺言による死亡給付金受取人、年金受取人または後継年金受取人の変更 (主契約が無配当個人年金保険の場合)	(1)　遺言書の写し (2)　検認調書の写し（遺言が公正証書遺言ではない場合） (3)　被保険者の同意を確認できる当会社所定の書類 (4)　戸籍謄本など相続人であることを証する書類 (5)　保険証券または年金証書
・遺言による死亡年金受取人、高度障害年金の受取人または死亡時未支払年金受取人の変更 (主契約が無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）の場合。なお、年金支払特約による場合を除きます。)	(1)　遺言書の写し (2)　検認調書の写し（遺言が公正証書遺言ではない場合） (3)　被保険者の同意を確認できる当会社所定の書類（死亡年金受取人または高度障害年金の受取人の変更の場合） (4)　戸籍謄本など相続人であることを証する書類 (5)　保険証券または年金証書
・年金支払特約における遺言による死亡時未支払年金受取人の変更	(1)　遺言書の写し (2)　検認調書の写し（遺言が公正証書遺言ではない場合） (3)　戸籍謄本など相続人であることを証する書類 (4)　年金証書
・リビング・ニーズ特約またはリビング・ニーズ特約（無配当保険用）の特約保険金の受取人の変更	(1)　当会社所定の通知書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券

(注)当会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち一部の書類の提出を求めないことがあります。

※　次の保険種類の場合、「第 21 条第②項」を次の条数に読み替えます。

- 無配当逓減定期保険	第 22 条第②項
- 無配当終身保険	第 20 条第②項
- 無配当一時払逓増終身保険	第 12 条第②項
- 養老保険	第 22 条第②項
- 無配当個人年金保険	第 25 条第②項
- 無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）	第 19 条第②項
- 無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）	第 20 条第②項
- 無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・無解約払戻金型）	第 18 条第②項
- 無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）	第 19 条第②項
- 無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）	第 26 条第②項
- 無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）	第 26 条第②項

B　対象となる不慮の事故

対象となる普通保険約款・特約・特則

各普通保険約款・特約(※)　別表２ ※無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・無解約払戻金型）、 無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）および 無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）を除く。	災害死亡保障特則　別表２ 災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）　別表２

対象となる不慮の事故とは、表１によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目のうち表２の分類項目(備-1)に該当するもの（ただし、表２の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）とします。

表１　急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表２　対象となる不慮の事故の分類項目(備-1)

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1.　交通事故（V01～V99）	
2.　不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	・飢餓・渇
・転倒・転落・墜落（W00～W19）	
・生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）(備-2)	・騒音への曝露（W42）(備-2) ・振動への曝露（W43）(備-2)
・生物による機械的な力への曝露（W50～W64）(備-2)	
・不慮の溺死及び溺水（W65～W74）	
・その他の不慮の窒息（W75～W84）	・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤えん<嚥><吸引> 胃内容物の誤えん<嚥><吸引>（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤えん<嚥><吸引>（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん<嚥><吸引>（W80）
・電流、放射線並びに極端な気温及び気圧への曝露（W85～W99）(備-2)	・高圧、低圧及び気圧の変化への曝露（W94）（高山病等）(備-2)
・煙、火及び火炎への曝露（X00～X09）(備-2)	
・熱及び高温物質との接触（X10～X19）	
・有毒動植物との接触（X20～X29）	
・自然の力への曝露（X30～X39）(備-2)	・自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病等）(備-2)
・有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露（X40～X49）(備-2)(備-3)(備-4)	・疾病の診断、治療を目的としたもの
・無理ながんばり、旅行及び欠乏状態（X50～X57）	・無理ながんばり及び激しい運動又は反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行及び移動（X51）（乗り物酔い等） ・無重力環境への長期滞在（X52）
・その他及び詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）(備-2)	
3.　加害にもとづく傷害及び死亡（X85～Y09）	
4.　法的介入及び戦争行為（Y35～Y36）	・合法的処刑（Y35．5）
5.　内科的及び外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤及び生物学的製剤（Y40～Y59）(備-4)によるもの	
・外科的及び内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
・治療及び診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
・患者の異常反応又は後発合併症を生じた外科的及びその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

B　備考

(備-1)　分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ＩＣＤ－10（2013 年版）準拠」に記載のとおりとします。

(備-2)　「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

(備-3)　洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

(備-4)　外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等は含まれません。

C　対象となる高度障害状態

対象となる普通保険約款・特約

無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）	別表３	養老保険	別表３
無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）	別表３	無配当個人年金保険	別表３
無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）	別表３	無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）	別表３
無配当歳満期定期保険（生活障害保障型）	別表３	無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）	別表３
無配当逓減定期保険	別表３	無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）	別表３
無配当逓減定期保険（保険料逓減・無解約払戻金型）	別表３	無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）	別表３
無配当逓増定期保険（初期低解約払戻金型）	別表３	無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）	別表３
無配当終身保険	別表３	無配当災害割増特約	別表３

①　「高度障害状態」とは次のいずれかの状態をいいます。

(1)　両眼の視力を全く永久に失ったもの(備-1)
(2)　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの(備-2)
(3)　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの(備-3)
(4)　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの(備-4)
(5)　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの(備-4)
(6)　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの(備-4)
(7)　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの(備-4)

②　高度障害状態について、視力、言語の機能、そしゃくの機能、上肢の用もしくは下肢の用を全く失った状態または常に介護を要する状態が永久に継続するものとは認められなかった場合でも、その状態が、その状態となった日からその日を含めて１年以上継続したときには、継続期間が１年となった日に永久に継続する状態となったものとして取り扱います。

③　身体部位の名称は、次の図のとおりとします。
（普通保険約款・特約共通の「身体部位の説明図」をご覧ください。）

C　備考

(備-1)　眼の障害（視力障害）
①　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。
②　「視力を全く永久に失ったもの」とは、きょう正視力が０．02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
③　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

(備-2)　言語またはそしゃくの障害
①　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。
(1)　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
(2)　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
(3)　声帯全部のてき出により発音が不能な場合
②　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

(備-3)　「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

(備-4)　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひまたは上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

D　対象となる身体障害状態

対象となる普通保険約款

無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）	別表４	養老保険	別表４
無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）	別表４	無配当個人年金保険	別表４
無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）	別表４	無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）	別表４
無配当歳満期定期保険（生活障害保障型）	別表４	無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）	別表４
無配当逓減定期保険	別表４	無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）	別表４
無配当逓減定期保険（保険料逓減・無解約払戻金型）	別表４	無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）	別表４
無配当逓増定期保険（初期低解約払戻金型）	別表４	無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）	別表４
無配当終身保険	別表４		

①　「身体障害状態」とは次のいずれかの状態をいいます。

(1)　１眼の視力を全く永久に失ったもの(備-1)
(2)　両耳の聴力を全く永久に失ったもの(備-2)
(3)　１上肢を手関節以上で失ったかまたは１上肢の用もしくは１上肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの(備-3)
(4)　１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用もしくは１下肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの(備-3)
(5)　10手指の用を全く永久に失ったもの(備-4)
(6)　１手の５手指を失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったもの(備-4)
(7)　10足指を失ったもの(備-5)
(8)　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの(備-6)

②　身体部位の名称は、次の図のとおりとします。
（普通保険約款・特約共通の「身体部位の説明図」をご覧ください。）

D　備考

(備-1)　眼の障害（視力障害）
①　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。
②　「視力を全く永久に失ったもの」とは、きょう正視力が０．02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
③　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

(備-2)　耳の障害（聴力障害）
①　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオメータで行ないます。
②　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、１／４・（ａ＋２ｂ＋ｃ）の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で、回復の見込のない場合をいいます。

(備-3)　上・下肢の障害
①　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひまたは上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
②　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

(備-4)　手指の障害
①　「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
②　「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込のない場合をいいます。

(備-5)　「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

(備-6)　脊柱の障害
①　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が、通常の衣服を着用しても、外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
②　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動のうち、２種以上の運動が生理的範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

E　薬物依存

対象となる普通保険約款・特約

無配当歳満期定期保険（生活障害保障型）	別表６
無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・無解約払戻金型）	別表２
無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）	別表２
無配当特定手術割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	別表３
無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）	別表７
無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）	別表７
無配当終身介護給付特約（軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型）	別表５

「薬物依存」とは、平成27年２月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号Ｆ11．2、Ｆ12．2、Ｆ13．2、Ｆ14．2、Ｆ15．2、Ｆ16．2、Ｆ18．2、Ｆ19．2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬等を含みます。

F　対象となる感染症

対象となる普通保険約款・特約

無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）	別表５	無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）	別表10
無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）	別表５	無配当災害割増特約	別表４
無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）	別表５	無配当総合医療特約	別表８
無配当歳満期定期保険（生活障害保障型）	別表７	無配当総合医療特約（無解約払戻金型）	別表８
無配当逓減定期保険	別表５	無配当入院初期割増給付特約	別表５
無配当逓減定期保険（保険料逓減・無解約払戻金型）	別表５	無配当入院初期割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	別表５
無配当逓増定期保険（初期低解約払戻金型）	別表５	無配当特定手術割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	別表６
無配当終身保険	別表５	無配当先進医療技術料給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	別表５
養老保険	別表５	無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）	別表８

対象となる感染症とは、次の１．または２．のいずれかをいいます。

１．平成 27 年２月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目中下記のもの。分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ＩＣＤ－10（2013 年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスＡ	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群［SARS］ （ただし、病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限ります。）	U04

２．新型コロナウイルス感染症（ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。）

G　介護年金の支払事由に関する取扱

対象となる普通保険約款

無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）	別表５

①　公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成９年 12 月 17 日法律 123 号）にもとづく介護保険制度をいいます。

②　要介護３以上

「要介護３以上」とは、公的介護保険制度において、平成 11 年４月 30 日厚生省令第 58 号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定められた要介護３から要介護５までのいずれかの状態をいいます。

H　介護保険金の支払事由に関する取扱

対象となる普通保険約款

無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）	別表５

①　公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成９年 12 月 17 日法律 123 号）にもとづく介護保険制度をいいます。

②　要介護３以上

「要介護３以上」とは、公的介護保険制度において、平成 11 年４月 30 日厚生省令第 58 号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定められた要介護３から要介護５までのいずれかの状態をいいます。

③　要介護１または要介護２

「要介護１または要介護２」とは、公的介護保険制度において、平成 11 年４月 30 日厚生省令第 58 号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定められた要介護１または要介護２の状態をいいます。

I　介護給付金の支払事由に関する取扱

対象となる特約

無配当終身介護給付特約（軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型）	別表３

①　公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成９年 12 月 17 日法律 123 号）にもとづく介護保険制度をいいます。

②　要介護１以上

「要介護１以上」とは、公的介護保険制度において、平成 11 年４月 30 日厚生省令第 58 号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定められた要介護１から要介護５までのいずれかの状態をいいます。

J　対象となる要介護状態

対象となる普通保険約款

無配当歳満期定期保険（生活障害保障型）	別表５	無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）	別表６

「要介護状態」とは、次の 1．または 2．のいずれかに該当したときをいいます。

1．下表の⑴が全部介助または一部介助の状態に該当し、かつ、下表の⑵から⑸のうち 2 項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき

名　　称	状　　態
⑴歩行 立った状態から、歩幅・速度は問わず 5m程度以上歩けるかどうか。	①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。（何かに捕まっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。） ②一部介助 ：補装具等を使用しても介助がなければ困難。 ③ほぼ自立 ：補装具等を使用すれば自分でできる。 ④自　　立 ：自分でできる。
⑵衣服の着脱 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。	①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。 ②一部介助 ：衣服を工夫しても介助がなければ困難。 ③ほぼ自立 ：衣服を工夫すれば自分でできる。（補装具等を使用している場合を含みます。） ④自　　立 ：自分でできる。
⑶入浴 浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。	①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。 ②一部介助 ：浴槽などを工夫しても介助がなければ困難。 ③ほぼ自立 ：浴槽などを工夫すれば自分でできる。（補装具等を使用している場合を含みます。） ④自　　立 ：自分でできる。
⑷食物の摂取 眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。	①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。（スプーンフィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。） ②一部介助 ：食器、食物等を工夫しても介助がなければ困難。（切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。） ③ほぼ自立 ：食器、食物等を工夫すれば自分でできる。（補装具等を使用している場合を含みます。） ④自　　立 ：自分でできる。
⑸排泄 排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。	①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。（排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。） ②一部介助 ：特別の器具を使用しても介助がなければ困難。 ③ほぼ自立 ：特別の器具を使用すれば自分でできる。（特別の器具使用後の後始末のみの介助が必要な場合を含みます。） ④自　　立 ：自分でできる。

2. 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき。なお、「器質性認知症」、「意識障害」および「見当識障害」については次のとおりとします。

(1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(ｱ)、(ｲ)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

(ｱ) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

(ｲ) 正常に成熟した脳が、(ｱ)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) (1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

(ｱ) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に定められた次の分類項目中に定めるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ＩＣＤ－10（2013 年版）準拠」によるものとします。

分　類　項　目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス[ＨＩＶ]病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄，アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）中のせん妄，認知症に重なったもの	F 05.1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要　ＩＣＤ－10（2013 年版）準拠」以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(ｲ) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

(3) 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

(4) 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

(ｱ) 時間の見当識障害	季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
(ｲ) 場所の見当識障害	今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
(ｳ) 人物の見当識障害	日頃接している周囲の人の認識ができない。

K　対象となる要介護状態および軽度以上の要介護状態

対象となる普通保険約款

無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）普通保険約款　別表６

①　「要介護状態」とは、次の 1．または 2．のいずれかに該当したときをいいます。
1．表 1 の⑴が全部介助または一部介助の状態に該当し、かつ、表 1 の⑵から⑸のうち 2 項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
2．器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき。なお、「器質性認知症」、「意識障害」および「見当識障害」については表 2 のとおりとします。

②　「軽度以上の要介護状態」とは、次の 1．または 2．のいずれかに該当したときをいいます。
1．表 1 の⑴から⑸のうち 1 項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
2．器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき。なお、「器質性認知症」、「意識障害」および「見当識障害」については表 2 のとおりとします。

表 1

名　　称	状　　態
⑴歩行 立った状態から、歩幅・速度は問わず 5m程度以上歩けるかどうか。	①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。（何かに捕まっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。） ②一部介助 ：補装具等を使用しても介助がなければ困難。 ③ほぼ自立 ：補装具等を使用すれば自分でできる。 ④自　　立 ：自分でできる。
⑵衣服の着脱 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。	①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。 ②一部介助 ：衣服を工夫しても介助がなければ困難。 ③ほぼ自立 ：衣服を工夫すれば自分でできる。（補装具等を使用している場合を含みます。） ④自　　立 ：自分でできる。
⑶入浴 浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。	①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。 ②一部介助 ：浴槽などを工夫しても介助がなければ困難。 ③ほぼ自立 ：浴槽などを工夫すれば自分でできる。（補装具等を使用している場合を含みます。） ④自　　立 ：自分でできる。
⑷食物の摂取 眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。	①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。（スプーンフィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。） ②一部介助 ：食器、食物等を工夫しても介助がなければ困難。（切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。） ③ほぼ自立 ：食器、食物等を工夫すれば自分でできる。（補装具等を使用している場合を含みます。） ④自　　立 ：自分でできる。
⑸排泄 排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。	①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。（排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。） ②一部介助 ：特別の器具を使用しても介助がなければ困難。 ③ほぼ自立 ：特別の器具を使用すれば自分でできる。（特別の器具使用後の後始末のみの介助が必要な場合を含みます。） ④自　　立 ：自分でできる。

表２

(1)　「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(ｱ)、(ｲ)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

(ｱ)　脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

(ｲ)　正常に成熟した脳が、(ｱ)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2)　(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

(ｱ)　「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に定められた次の分類項目中に定めるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ＩＣＤ－10（2013 年版）準拠」によるものとします。

分　類　項　目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	Ｆ00
血管性認知症	Ｆ01
ピック病の認知症	Ｆ02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	Ｆ02.1
ハンチントン病の認知症	Ｆ02.2
パーキンソン病の認知症	Ｆ02.3
ヒト免疫不全ウイルス[ＨＩＶ]病の認知症	Ｆ02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	Ｆ02.8
詳細不明の認知症	Ｆ03
せん妄，アルコールその他の精神作用物質によらないもの（Ｆ05）中のせん妄，認知症に重なったもの	Ｆ05.1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要　ＩＣＤ－10（2013 年版）準拠」以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(ｲ)　「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

(3)　意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

(4)　見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

(ｱ)時間の見当識障害	季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
(ｲ)場所の見当識障害	今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
(ｳ)人物の見当識障害	日頃接している周囲の人の認識ができない。

L　対象となる軽度以上の要介護状態

対象となる特約

無配当終身介護給付特約（軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型）　　別表４

「軽度以上の要介護状態」とは、次の１．または２．のいずれかに該当したときをいいます。

1. 表１の(1)から(5)のうち１項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
2. 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき。なお、「器質性認知症」、「意識障害」および「見当識障害」については表２のとおりとします。

表１

名　　称	状　　態
(1)歩行 立った状態から、歩幅・速度は問わず5m程度以上歩けるかどうか。	①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。（何かに捕まっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。） ②一部介助 ：補装具等を使用しても介助がなければ困難。 ③ほぼ自立 ：補装具等を使用すれば自分でできる。 ④自　　立 ：自分でできる。
(2)衣服の着脱 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。	①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。 ②一部介助 ：衣服を工夫しても介助がなければ困難。 ③ほぼ自立 ：衣服を工夫すれば自分でできる。（補装具等を使用している場合を含みます。） ④自　　立 ：自分でできる。
(3)入浴 浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。	①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。 ②一部介助 ：浴槽などを工夫しても介助がなければ困難。 ③ほぼ自立 ：浴槽などを工夫すれば自分でできる。（補装具等を使用している場合を含みます。） ④自　　立 ：自分でできる。
(4)食物の摂取 眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。	①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。（スプーンフィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。） ②一部介助 ：食器、食物等を工夫しても介助がなければ困難。（切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。） ③ほぼ自立 ：食器、食物等を工夫すれば自分でできる。（補装具等を使用している場合を含みます。） ④自　　立 ：自分でできる。
(5)排泄 排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。	①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。（排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。） ②一部介助 ：特別の器具を使用しても介助がなければ困難。 ③ほぼ自立 ：特別の器具を使用すれば自分でできる。（特別の器具使用後の後始末のみの介助が必要な場合を含みます。） ④自　　立 ：自分でできる。

表２

(1)　「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(ｱ)、(ｲ)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

(ｱ)　脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

(ｲ)　正常に成熟した脳が、(ｱ)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2)　(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

(ｱ)　「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に定められた次の分類項目中に定めるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ＩＣＤ－10（2013 年版）準拠」によるものとします。

分　類　項　目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	Ｆ00
血管性認知症	Ｆ01
ピック病の認知症	Ｆ02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	Ｆ02.1
ハンチントン病の認知症	Ｆ02.2
パーキンソン病の認知症	Ｆ02.3
ヒト免疫不全ウイルス[ＨＩＶ]病の認知症	Ｆ02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	Ｆ02.8
詳細不明の認知症	Ｆ03
せん妄，アルコールその他の精神作用物質によらないもの（Ｆ05）中のせん妄，認知症に重なったもの	Ｆ05.1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要　ＩＣＤ－10（2013 年版）準拠」以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(ｲ)　「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

(3)　意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

(4)　見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

(ｱ)時間の見当識障害	季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
(ｲ)場所の見当識障害	今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
(ｳ)人物の見当識障害	日頃接している周囲の人の認識ができない。

M　対象となる重大疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中）

対象となる普通保険約款

無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）	別表５
無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）	別表５

対象となる重大疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中）とは、表１によって定義づけられる疾病で、かつ、表２に規定されるものとします。

表１　対象となる重大疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中）の定義

疾病名	疾病の定義
1．悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く）
2．急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の３項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3．脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24 時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表２　対象となる重大疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中）の基本分類コード

①　平成 27 年２月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目中、次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ＩＣＤ－10（2013 年版）準拠」によるものとします。(備-1)

疾病名	分　類　項　目	基本分類コード
1.悪性新生物	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00～C14
	消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15～C26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30～C39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40～C41
	皮膚の悪性黒色腫	C43
	中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45～C49
	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
	女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64～C68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69～C72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73～C75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76～C80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81～C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
	真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、	
	慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	本態性（出血性）血小板血症	D47.3
	骨髄線維症	D47.4
	慢性好酸球性白血病［好酸球増加症候群］	D47.5
2.急性心筋梗塞	虚血性心疾患(I20～I25)のうち、	
	(1)　急性心筋梗塞	I21
	(2)　再発性心筋梗塞	I22
3.脳卒中	脳血管疾患(I60～I69)のうち、	
	(1)　くも膜下出血	I60
	(2)　脳内出血	I61
	(3)　脳梗塞	I63

②　①において「悪性新生物」とは、国際がん研究機関（IARC）より公表された「国際疾病分類腫瘍学第３．２版」（International Classification of Diseases for Oncology, Third Edition. Second Revision）に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第５桁コードが次のものとします。(備-2)(備-3) ただし、「消化管間質腫瘍」は、この②の規定にかかわらず「悪性新生物」に該当するものとして取り扱います。

第５桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

M　備考

(備-1)　厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要」において診断確定日または診断日以前に新たな分類提要が施行され、表２の①に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物、急性心筋梗塞または脳卒中に分類された疾病がある場合その他これと同等の事情がある場合には、当会社が特に認めたときに限り、その疾病を対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞または脳卒中に含めることがあります。

(備-2)　「国際疾病分類腫瘍学」において診断確定日以前に新たな版が公表され、新たに新生物の性状を表す第５桁コードが悪性に分類された疾病がある場合その他これと同等の事情がある場合には、当会社が特に認めたときに限り、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

(備-3)　国際がん研究機関（IARC）より公表された「国際疾病分類腫瘍学第３．２版」（International Classification of Diseases for Oncology, Third Edition. Second Revision）において新生物の性状を表す第５桁コードが悪性に分類されていない疾病であっても、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学　第３版」において新生物の性状を表す第５桁コードが悪性に分類されている疾病については、対象となる悪性新生物として取り扱います。

N　対象となる重大疾病（悪性新生物、上皮内癌、皮膚癌、急性心筋梗塞、脳卒中）

対象となる特約

無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）　　別表３

対象となる重大疾病（悪性新生物、上皮内癌、皮膚癌、急性心筋梗塞、脳卒中）とは、表１によって定義づけられる疾病で、かつ、表２に規定されるものとします。

表１　対象となる重大疾病（悪性新生物、上皮内癌、皮膚癌、急性心筋梗塞、脳卒中）の定義

疾病名	疾病の定義
1．悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、2．に定める疾病を除く）
2．上皮内癌・皮膚癌	以下のいずれかの疾病 (1) 上皮内癌 (2) 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌
3．急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の３項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
4．脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24 時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表２　対象となる重大疾病（悪性新生物、上皮内癌、皮膚癌、急性心筋梗塞、脳卒中）の基本分類コード

①　平成 27 年２月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目中、次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ＩＣＤ−10（2013 年版）準拠」によるものとします。(備-1)

疾病名	分　類　項　目	基本分類コード
1.悪性新生物	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞ 消化器の悪性新生物＜腫瘍＞ 呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞ 骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞ 皮膚の悪性黒色腫 中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞ 乳房の悪性新生物＜腫瘍＞ 女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞ 男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞ 腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞ 眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞ 甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞ 部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞ リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの 独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞ 真正赤血球増加症＜多血症＞ 骨髄異形成症候群 リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、 慢性骨髄増殖性疾患 本態性（出血性）血小板血症 骨髄線維症 慢性好酸球性白血病［好酸球増加症候群］	C00〜C14 C15〜C26 C30〜C39 C40〜C41 C43 C45〜C49 C50 C51〜C58 C60〜C63 C64〜C68 C69〜C72 C73〜C75 C76〜C80 C81〜C96 C97 D45 D46 D47.1 D47.3 D47.4 D47.5
2．上皮内癌・皮膚癌	(1) 上皮内癌 悪性新生物 上皮内新生物 子宮頚（部）の異形成（N87）のうち、 中等度子宮頚（部）異形成 高度子宮頚（部）の異形成、他に分類されないもの (2) 皮膚癌 皮膚のその他の悪性新生物＜腫瘍＞	 C00〜C97 D00〜D09 N87.1 N87.2 C44
3.急性心筋梗塞	虚血性心疾患(I20〜I25)のうち、 (1)　急性心筋梗塞 (2)　再発性心筋梗塞	 I21 I22
4.脳卒中	脳血管疾患(I60〜I69)のうち、 (1)　くも膜下出血 (2)　脳内出血 (3)　脳梗塞	 I60 I61 I63

②　①において「悪性新生物」とは、国際がん研究機関（IARC）より公表された「国際疾病分類腫瘍学第３．２版」（International Classification of Diseases for Oncology, Third Edition. Second Revision）に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第５桁コードが次のものとします。(備-2)(備-3) ただし、「消化管間質腫瘍」は、この②の規定にかかわらず「悪性新生物」に該当するものとして取り扱います。

第５桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位 ／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

③　①「2．上皮内癌・皮膚癌」において「(1)上皮内癌」とは、国際がん研究機関（IARC）より公表された「国際疾病分類腫瘍学第3．2版」（International Classification of Diseases for Oncology, Third Edition. Second Revision）に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものとします。(備-2)(備-3) ただし、「中等度子宮頚（部）異形成」および「高度子宮頚（部）の異形成，他に分類されないもの」は、この③の規定にかかわらず「(1)上皮内癌」に該当するものとして取り扱います。

第5桁性状コード番号
／2・・・上皮内癌 上皮内、非浸潤性、非侵襲性

④　①「2．上皮内癌・皮膚癌」において「(2)皮膚癌」とは、国際がん研究機関（IARC）より公表された「国際疾病分類腫瘍学第3．2版」（International Classification of Diseases for Oncology, Third Edition. Second Revision）に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものとします。(備-2)(備-3)

第5桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位 ／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

N　備考

(備-1) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要」において診断確定日または診断日以前に新たな分類提要が施行され、表2の①に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物、上皮内癌、皮膚癌、急性心筋梗塞または脳卒中に分類された疾病がある場合その他これと同等の事情がある場合には、当会社が特に認めたときに限り、その疾病を対象となる悪性新生物、上皮内癌、皮膚癌、急性心筋梗塞または脳卒中に含めることがあります。

(備-2) 「国際疾病分類腫瘍学」において診断確定日以前に新たな版が公表され、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌に分類された疾病がある場合その他これと同等の事情がある場合には、当会社が特に認めたときに限り、その疾病を対象となる悪性新生物、上皮内癌または皮膚癌に含めることがあります。

(備-3) 国際がん研究機関（IARC）より公表された「国際疾病分類腫瘍学第3．2版」（International Classification of Diseases for Oncology, Third Edition. Second Revision）において新生物の性状を表す第5桁コードが悪性および上皮内癌に分類されていない疾病であっても、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学　第3版」において新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌に分類されている疾病については、対象となる悪性新生物、上皮内癌または皮膚癌として取り扱います。

O　対象となる特定疾病

O-①　対象となる普通保険約款・特約

無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）	別表6	無配当総合医療特約（無解約払戻金型）	別表4
無配当総合医療特約	別表4		

対象となる特定疾病の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣＤ－10（2003年版）準拠」によるものとします。(備-1)

特定疾病の種類	分　類　項　目	基本分類コード
がん	口唇，口腔及び咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	中皮及び軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼，脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確，続発部位及び部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織，造血組織及び関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
	上皮内新生物	D00～D07、D09
	子宮頚（部）の異形成（N87）のうち、	
	中等度子宮頚（部）異形成	N87.1
	高度子宮頚（部）の異形成，他に分類されないもの	N87.2
心　疾　患	心臓併発症を伴うリウマチ熱	I01
	慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	高血圧性心疾患	I11
	虚血性心疾患	I20～I25
	肺性心疾患及び肺循環疾患	I26～I28
	その他の型の心疾患	I30～I52
脳血管疾患	脳血管疾患	I60～I69

O-①　備考

(備-1) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において診断確定日または診断日以前に新たな分類提要が施行され、別表6(※)に掲げる疾病以外に新たにがん、心疾患または脳血管疾患に分類された疾病がある場合その他これと同等の事情がある場合には、当会社が特に認めたときに限り、その疾病を対象となるがん、心疾患または脳血管疾患に含めることがあります。

※　次の特約の場合、「別表6」を次のように読み替えます。

- 無配当総合医療特約	別表4
- 無配当総合医療特約（無解約払戻金型）	別表4

O - ② 対象となる特約

無配当特定疾病入院一時給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）　別表４

対象となる特定疾病の範囲は、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣＤ－10（2003 年版）準拠」によるものとします。(備-1)

特定疾病の種類	分　類　項　目	基本分類コード
がん	口唇，口腔及び咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	中皮及び軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼，脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確，続発部位及び部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織，造血組織及び関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
	上皮内新生物	D00～D07、D09
	子宮頚（部）の異形成（N87）のうち、	
	中等度子宮頚（部）異形成	N87.1
	高度子宮頚（部）の異形成，他に分類されないもの	N87.2
心　疾　患(備-2)	心臓併発症を伴うリウマチ熱	I01
	慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	高血圧性心疾患	I11
	虚血性心疾患	I20～I25
	肺性心疾患及び肺循環疾患	I26～I28
	その他の型の心疾患	I30～I52
脳血管疾患	脳血管疾患	I60～I69

O - ② 備考

(備-1) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において診断確定日または診断日以前に新たな分類提要が施行され、別表４に掲げる疾病以外に新たにがん、心疾患または脳血管疾患に分類された疾病がある場合その他これと同等の事情がある場合には、当会社が特に認めたときに限り、その疾病を対象となるがん、心疾患または脳血管疾患に含めることがあります。

(備-2) 疾患の終末期の状態としての心不全・心停止等は含みません。

P　対象となる手術

対象となる普通保険約款・特約

無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）　別表７ 無配当総合医療特約　別表５	無配当総合医療特約（無解約払戻金型）　別表５

対象となる手術は、次の(1)または(2)に該当する診療行為とします。

(1)　入院中の手術	災害入院給付金、疾病入院給付金または特定疾病入院給付金の支払事由（第２・３・４条）に該当する入院(備-1)中に受けた次の(ｲ)または(ﾛ)に該当する診療行為 (ｲ) 公的医療保険制度（別表５）(※)における医科診療報酬点数表（別表５）(※)に手術料の算定対象として列挙されている診療行為(備-2)(備-3)。ただし、次に定めるものに該当するものを除きます。 (a)　創傷処理 (b)　皮膚切開術 (c)　デブリードマン (d)　皮膚、皮下腫瘍摘出術 (e)　骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 (f)　抜歯手術 (g)　会陰（陰門）切開及び縫合術（分娩時） (ﾛ) 先進医療（別表５）(※)に該当する診療行為。ただし、「診断および検査を直接の目的とした診療行為」および「注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為」を除きます。
(2)　入院外の手術	災害入院給付金、疾病入院給付金または特定疾病入院給付金の支払事由に該当する入院(備-1)外に受けた(1)(ｲ)または(ﾛ)に該当する診療行為

P　備考

(備-1) 災害入院給付金、疾病入院給付金または特定疾病入院給付金の支払事由に該当する入院であって、その入院日数がそれぞれの支払限度をこえることにより災害入院給付金、疾病入院給付金または特定疾病入院給付金が支払われない入院を含みます。

(備-2) 公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表（別表５）(※)に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

(備-3) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表において、手術料が１日につき算定されるものとして定められている診療行為を受けた場合は、初日に受けた診療行為のみ該当するものとします。

※　「無配当総合医療特約」「無配当総合医療特約（無解約払戻金型）」の場合、「別表５」を「別表３」と読み替えます。なお、この「別表５」（読み替え後は「別表３」）は、「U - ②　給付金の支払事由等に関する取扱」を参照ください。

Q　対象となる放射線治療

対象となる普通保険約款・特約

無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）	別表８	無配当総合医療特約（無解約払戻金型）	別表６
無配当総合医療特約	別表６		

対象となる放射線治療は、次の(1)または(2)に該当する診療行為とします。

(1)　公的医療保険制度（別表５）(※)における医科診療報酬点数表（別表５）(※)に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(備-1)。放射線の照射を行なうものについては、その総量が 50 グレイ以上となる場合に限ります。ただし、次に定めるものについては、その放射線の照射の総量が 50 グレイ未満の場合でも 50 グレイ以上の照射があったものとみなします。

　　(ｱ)　定位放射線治療

　　(ｲ)　密封小線源治療

(2)　先進医療（別表５）(※)に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

Q　備考

(備-1)　公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表（別表５）(※)に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

※　「無配当総合医療特約」「無配当総合医療特約（無解約払戻金型）」の場合、「別表５」を「別表３」と読み替えます。なお、この「別表５」（読み替え後は「別表３」）は、「U - ②　給付金の支払事由等に関する取扱」を参照ください。

R　対象となる特定手術

対象となる特約

無配当特定手術割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	別表４

対象となる特定手術は、次の(1)から(4)のいずれかに該当する手術とします。

(1)開頭術	頭蓋を開いて、脳を露出させる手術をいい、穿頭器等により頭蓋を穿孔する手術を含み、穿頭脳室ドレナージ等の体内の血液・髄液・膿等の排出のみを目的とした手術を除きます。
(2)開胸術	胸壁を切開し、胸腔を開く手術であって、直視下または胸腔鏡下において、直達的に、胸膜、肺臓、心臓、横隔膜、縦隔洞、食道等胸腔内の病変に対して、胸腔内臓器に操作を加える手術をいいます。
(3)開腹術	腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、直視下または腹腔鏡下において、直達的に、腹膜、胃、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆嚢および胆道、膵臓、脾臓、腎臓および尿管、副腎、卵巣および子宮等腹腔・骨盤腔内の病変に対して、腹腔臓器・骨盤内臓器に操作を加える手術をいいます。
(4)脊髄手術	脊髄硬膜を切開し、脊髄（脊髄髄膜を含みます。）に対して、直達的に操作を加える手術をいい、脊椎内視鏡下に行なわれる手術を含みます。

S　対象となる身体部位

対象となる普通保険約款・特約

無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）	別表９	無配当入院初期割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	別表４
無配当総合医療特約	別表７	無配当特定手術割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	別表５
無配当総合医療特約（無解約払戻金型）	別表７	無配当先進医療技術料給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	別表４
無配当入院初期割増給付特約	別表４		

当会社は、「特定部位の不担保」の契約条件により不担保とする身体部位を次の身体部位の中から指定します。

	身　体　部　位　の　名　称
1	眼球（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。）
2	耳（内耳、中耳、外耳を含みます。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含みます。）
4	咽頭および喉頭
5	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
6	甲状腺
7	胃および十二指腸
8	腹膜
9	小腸
10	盲腸（虫様突起を含みます。）
11	大腸および直腸
12	肛門
13	肝臓、胆嚢および胆管
14	膵臓
15	肺臓、胸膜、気管および気管支（当該部位の手術に伴ない胸廓の手術を受けた場合には、胸廓を含みます。）
16	腎臓および尿管
17	膀胱および尿道
18	睾丸および副睾丸
19	前立腺
20	卵巣および卵管
21	子宮（妊娠、分娩または産褥の異常が生じた場合および帝王切開を受けた場合を含みます。）
22	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限ります。）
23	乳房（乳腺を含みます。）
24	頸椎部（当該神経を含みます。）
25	胸椎部（当該神経を含みます。）
26	腰椎部（当該神経を含みます。）
27	仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。）
28	左肩関節部
29	右肩関節部
30	左股関節部
31	右股関節部
32	左上肢（左肩関節部を除きます。）
33	右上肢（右肩関節部を除きます。）
34	左下肢（左股関節部を除きます。）
35	右下肢（右股関節部を除きます。）
36	鼠径部（鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）
37	食道および胃
38	皮膚（頭皮を含みます。）
39	妊娠子宮（妊娠、分娩もしくは産褥の異常が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限ります。）

T　障害給付倍率表

対象となる特約

無配当傷害特約	別表３

身体障害状態および給付倍率は次のとおりとします。

等級	身体障害状態	単位障害給付金額に対する給付倍率
A級	1.　1 上肢および 1 下肢の用を全く永久に失ったもの(備-1) 2.　10 手指を失ったか、その用を全く永久に失ったもの(備-2) 3.　1 肢に第Ｂ級の 6 から 8 までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の 1 肢に第Ｂ級の 6 から 8 までまたは第Ｃ級の 14 から 18 までのいずれかの身体障害を生じたもの 4.　両耳の聴力を全く永久に失ったもの(備-3)	7 倍
B級	5.　1 眼の視力を全く永久に失ったもの(備-4) 6.　1 上肢を手関節以上で失ったかまたは 1 上肢の用もしくは 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの(備-1) 7.　1 下肢を足関節以上で失ったかまたは 1 下肢の用もしくは 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの(備-1) 8.　1 手の 5 手指を失ったかまたは第 1 指(母指)および第 2 指(示指)を含んで 4 手指を失ったもの(備-2) 9.　10 足指を失ったもの(備-5) 10.　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの(備-6)	5 倍
C級	11.　両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの(備-4) 12.　言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの(備-7) 13.　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの(備-8) 14.　1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を全く永久に失ったもの(備-1) 15.　1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を全く永久に失ったもの(備-1) 16.　1 下肢が永久に 5 センチ以上短縮したもの 17.　1 手の第 1 指(母指)および第 2 指(示指)を失ったかまたは第 1 指(母指)および第 2 指(示指)のうち少くとも 1 手指を含んで 3 手指以上を失ったもの(備-2) 18.　1 手の 5 手指の用を全く永久に失ったかまたは第 1 指(母指)および第 2 指(示指)を含んで 3 手指以上の用を全く永久に失ったもの(備-2) 19.　10 足指の用を全く永久に失ったもの(備-5) 20.　1 足の 5 足指を失ったもの(備-5)	3 倍
D級	21.　1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの(備-1) 22.　1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの(備-1) 23.　1 手の第 1 指(母指)もしくは第 2 指(示指)を失ったか、第 1 指(母指)もしくは第 2 指(示指)を含んで 2 手指を失ったかまたは第 1 指(母指)および第 2 指(示指)以外の 3 手指を失ったもの(備-2) 24.　1 手の第 1 指(母指)および第 2 指(示指)の用を全く永久に失ったもの(備-2) 25.　1 足の 5 足指の用を全く永久に失ったもの(備-5) 26.　両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの(備-3) 27.　1 耳の聴力を全く永久に失ったもの(備-3) 28.　鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの(備-9) 29.　脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの(備-6)	1.5 倍
E級	30.　1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの(備-1) 31.　1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの(備-1) 32.　1 下肢が永久に 3 センチ以上短縮したもの 33.　1 手の第 1 指(母指)もしくは第 2 指(示指)の用を全く永久に失ったか、第 1 指(母指)もしくは第 2 指(示指)を含んで 2 手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第 1 指(母指)および第 2 指(示指)以外の 2 手指もしくは 3 手指の用を全く永久に失ったもの(備-2) 34.　1 手の第 1 指(母指)および第 2 指(示指)以外の 1 手指または 2 手指を失ったもの(備-2) 35.　1 足の第 1 指(母指)または他の 4 足指を失ったもの(備-5) 36.　1 足の第 1 指(母指)を含んで 3 足指以上の用を全く永久に失ったもの(備-5)	1 倍

T　備考

(備-1)　上・下肢の障害

①　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひまたは上・下肢においてそれぞれ 3 大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

②　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

③　「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の 2 分の 1 以下で回復の見込がない場合をいいます。

(備-2)　手指の障害

①　手指の障害については、5 手指をもって 1 手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。

②　「手指を失ったもの」とは、第 1 指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

③　「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の 2 分の 1 以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第 1 指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の 2 分の 1 以下で回復の見込のない場合をいいます。

(備-3)　耳の障害（聴力障害）

①　聴力の測定は、日本工業規格（昭和 57 年 8 月 14 日改定）に準拠したオージオメータで行ないます。

②　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500、1,000、2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、1／4・（ａ＋2ｂ＋ｃ）の値が、90 デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で、回復の見込のない場合をいいます。

③　「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記②の 1／4・（ａ＋2ｂ＋ｃ）の値が 70 デシベル以上（40ｃｍを超えると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

(備-4)　眼の障害（視力障害）

①　視力の測定は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。

②　「視力を全く永久に失ったもの」とは、きょう正視力が 0．02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。

③　「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、きょう正視力が 0．06 以下になって回復の見込のない場合をいいます。

④　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

(備-5) 足指の障害
① 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
② 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第 1 指（母指）は末節の 2 分の 1 以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第 1 指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。
(備-6) 脊柱の障害
① 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が、通常の衣服を着用しても、外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
② 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の 3 種の運動のうち、2 種以上の運動が生理的範囲の 2 分の 1 以下に制限された場合をいいます。
③ 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の 3 種の運動のうち 2 種以上の運動が生理的範囲の 3 分の 2 以下に制限された場合をいいます。
(備-7) 言語またはそしゃくの障害
① 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
② 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。
(備-8) 日常生活動作が著しく制限されるもの
「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。
(備-9) 鼻の障害
① 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の 2 分の 1 以上を欠損した場合をいいます。
② 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で、回復の見込のない場合をいいます。

U　給付金の支払事由等に関する取扱

U - ①　対象となる特約

無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）	別表４
無配当特定疾病入院一時給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	別表３

①　入院の定義

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、②「病院または診療所」に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。なお、入院の有無は入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

②　病院または診療所

(1)　医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
(2)　(1)と同等の日本国外にある医療施設

U - ②　対象となる普通保険約款・特約

無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）	別表５	無配当総合医療特約（無解約払戻金型）	別表３
無配当災害入院保障特約	別表３	無配当入院初期割増給付特約	別表３
無配当総合医療特約	別表３	無配当入院初期割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	別表３

①　入院の定義

「入院」とは、医師(備-1)による治療(備-2)が必要であり、かつ自宅等での治療(備-2)が困難なため、③「病院または診療所」に入り、常に医師(備-1)の管理下において治療(備-2)に専念することをいいます。なお、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術などによる入院は、治療(備-2)を目的とした入院とはみなしません。

②　「入院日数」

入院日数は暦の上での日を単位として数えます。例えば、入院日と退院日が同一の日となる入院の入院日数は１日となります。なお、入院の有無は入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

③　病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかをいいます。

(1)　医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所(備-3)。ただし、手術給付金（第５条）または放射線治療給付金（第６条）の支払については、患者を入院させるための施設を有さない診療所で手術または放射線治療を受けた場合、その診療所を含みます。
(2)　(1)と同等の日本国外にある医療施設

④　薬物依存

「薬物依存」とは、平成 27 年２月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目中の分類番号Ｆ11．2、Ｆ12．2、Ｆ13．2、Ｆ14．2、Ｆ15．2、Ｆ16．2、Ｆ18．2、Ｆ19．２に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬等を含みます。

⑤　異常分娩

「異常分娩」とは、平成６年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣＤ－10（2003 年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
単胎自然分娩（O80）中の自然骨盤位分娩	O80.1
鉗子分娩及び吸引分娩による単胎分娩	O81
帝王切開による単胎分娩	O82
その他の介助単胎分娩	O83
多胎分娩	O84

⑥　公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

(1)　健康保険法
(2)　国民健康保険法
(3)　国家公務員共済組合法
(4)　地方公務員等共済組合法
(5)　私立学校教職員共済法
(6)　船員保険法
(7)　高齢者の医療の確保に関する法律

⑦　医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生省告示および厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

⑧　歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生省告示および厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

⑨　先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、⑥「公的医療保険制度」の法律に定められる「評価療養」のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(備-4)をいいます。ただし、手術または放射線治療を受けた日現在⑥「公的医療保険制度」の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている手術または放射線治療は除きます。

⑩　同種類の手術

⑦「医科診療報酬点数表」に手術料の算定対象として列挙されている診療行為であって、同一の区分番号に該当する診療行為(備-5)または⑨「先進医療」に該当する診療行為であって技術の種類を同じくする診療行為については「同種類の手術」として取り扱います。なお、区分番号または技術の種類に変更があった場合、その変更後は、変更前に受けた診療行為についてその診療行為の内容に応じた変更後の区分番号または技術の種類に当てはめて取り扱います。

⑪　同種類の放射線治療

⑦「医科診療報酬点数表」に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為であって、同一の区分番号に該当する診療行為(備-6)または⑨「先進医療」に該当する診療行為であって技術の種類を同じくする診療行為については「同種類の放射線治療」として取り扱います。なお、区分番号または技術の種類に変更があった場合、その変更後は、変更前に受けた診療行為についてその診療行為の内容に応じた変更後の区分番号または技術の種類に当てはめて取り扱います。

U - ② 備考

(備-1) 柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
(備-2) 柔道整復師法による施術を含みます。
(備-3) 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に入所した場合には、その施術所を含みます。
(備-4) 先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限ります。
(備-5) ⑧「歯科診療報酬点数表」に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち⑦「医科診療報酬点数表」においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
(備-6) ⑧「歯科診療報酬点数表」に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち⑦「医科診療報酬点数表」においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

V 疾病等に関する取扱

対象となる特約

無配当先進医療技術料給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	別表３

① 療養の定義

「療養」とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

② 薬物依存

「薬物依存」とは、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目中の分類番号Ｆ11．2、Ｆ12．2、Ｆ13．2、Ｆ14．2、Ｆ15．2、Ｆ16．2、Ｆ18．2、Ｆ19．2 に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬等を含みます。

③ 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

(1) 健康保険法
(2) 国民健康保険法
(3) 国家公務員共済組合法
(4) 地方公務員等共済組合法
(5) 私立学校教職員共済法
(6) 船員保険法
(7) 高齢者の医療の確保に関する法律

④ 先進医療

「先進医療」とは、③「公的医療保険制度」の法律に定められる「評価療養」のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(備-1)をいいます。ただし、療養を受けた日現在③「公的医療保険制度」の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

V 備考

(備-1) 先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限ります。

W 歩行運動処置等に関する取扱

対象となる特約

無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）	別表２

① 歩行運動処置の定義

「歩行運動処置」とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に処置料の算定対象として列挙されている診療行為のうち「歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）（１日につき）」に該当するものをいいます。

② 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

(1) 健康保険法
(2) 国民健康保険法
(3) 国家公務員共済組合法
(4) 地方公務員等共済組合法
(5) 私立学校教職員共済法
(6) 船員保険法
(7) 高齢者の医療の確保に関する法律

③ 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、歩行運動処置を受けた時点において、厚生省告示および厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

X　対象となる特定難病

対象となる特約

無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）	別表３

対象となる特定難病とは、平成 26 年 10 月 21 日厚生労働省告示第 393 号および平成 27 年 5 月 13 日厚生労働省告示第 266 号に定められた指定難病のうち、次のものとします。

(1)　球脊髄性筋萎縮症
(2)　筋萎縮性側索硬化症
(3)　脊髄性筋萎縮症
(4)　シャルコー・マリー・トゥース病
(5)　封入体筋炎
(6)　遠位型ミオパチー
(7)　先天性ミオパチー
(8)　筋ジストロフィー

普通保険約款・特約共通　身体部位の説明図

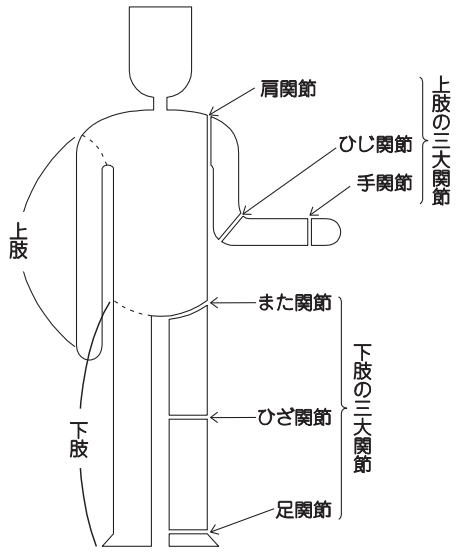

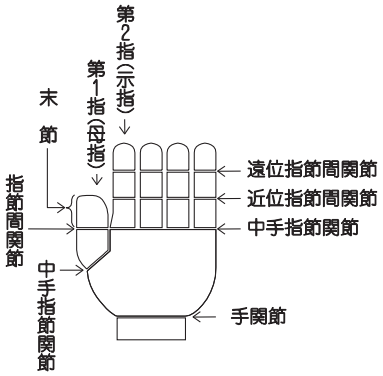

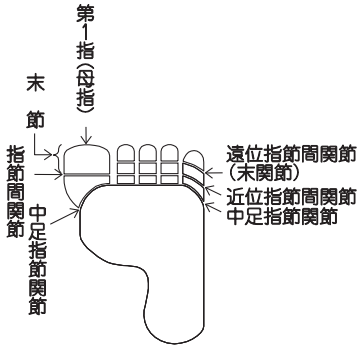

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

本社（大阪）〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号
（東京）〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号
https://www.daido-life.co.jp/

2020年12月作成

帳票番号35466　2020-12